(2)　新生児特定集中治療室管理料２の施設基準
イ　(1)のイ、ハ、ニ及びヘの基準を満たすものであること。
ロ　当該保険医療機関内に集中治療を行うにつき必要な専任の医師が常時配置されていること。
ハ　集中治療を行うにつき相当の実績を有していること。
(3)　新生児特定集中治療室管理料の注１に規定する厚生労働大臣が定める疾患
別表第十四に掲げる疾患
六の一の二　新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料の施設基準等
(1)　新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料の施設基準
イ　区分番号Ａ３０２の１の新生児特定集中治療室管理料１又はＡ３０３の２の新生児集中治療室管理料の届出を行っている治療室の病床を単位として行うものであること。
ロ　当該病床を有する治療室内に重症新生児に対する集中治療を行うにつき十分な医師が常時配置されていること。
ハ　当該治療室内の当該入院料の届出を行っている病床における助産師又は看護師の数は、常時、当該病床に係る入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。
ニ　重症新生児に対する集中治療を行うにつき十分な体制及び専用施設を有していること。
ホ　重症新生児に対する集中治療を行うにつき十分な実績を有していること。
(2)　新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料の注１に規定する厚生労働大臣が定める状態
別表第十四の二に掲げる状態
六の二　総合周産期特定集中治療室管理料の施設基準等
(1)　総合周産期特定集中治療室管理料１の施設基準
イ　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。
ロ　総合周産期特定集中治療室管理を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。
ハ　当該治療室における助産師又は看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
ニ　集中治療を行うにつき十分な専用施設を有していること。
ホ　妊産婦の診療を行うにつき十分な実績を有していること。
ヘ　医療安全対策加算１に係る届出を行っている保険医療機関であること。
(2)　総合周産期特定集中治療室管理料２の施設基準
イ　(1)のイ及びハからホまでの基準を満たすものであること。
ロ　当該治療室内に集中治療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。
ハ　集中治療を行うにつき十分な実績を有していること。
(3)　総合周産期特定集中治療室管理料の注１に規定する厚生労働大臣が定める疾患
別表第十四に掲げる疾患
(4)　総合周産期特定集中治療室管理料の注３に規定する厚生労働大臣が定める施設基準
妊婦及びその家族等に対して必要な支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の三　新生児治療回復室入院医療管理料の施設基準等
(1)　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。
(2)　当該保険医療機関内に新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき必要な小児科の専任の医師が常時配置されていること。
(3)　当該治療室における助産師又は看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
(4)　新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(5)　新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な構造設備を有していること。
(6)　新生児特定集中治療室管理料又は総合周産期特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関であること。
(7)　新生児治療回復室入院医療管理料の注１に規定する厚生労働大臣が定める疾患
別表第十四に掲げる疾患
六の四　地域包括医療病棟入院料の施設基準等
(1)　地域包括医療病棟入院料１の施設基準
イ　病院の一般病棟を単位として行うものであること。
ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
ニ　当該病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が二名以上配置されていること。
ホ　当該病棟に専任の常勤の管理栄養士が一名以上配置されていること。
ヘ　入院早期からのリハビリテーションを行うにつき必要な構造設備を有していること。
ト　当該病棟に入院中の患者に対して、ＡＤＬ等の維持、向上及び栄養管理等に資する必要な体制が整備されていること。
チ　次のいずれかに該当すること。
①　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者の割合に係る指数が一割九分以上の病棟であること。
②　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、当該病棟において、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者の割合に係る指数が一割八分以上の病棟であること。
リ　患者の状態に基づき、当該病棟に入院した日に介助を特に実施している患者を五割以上入院させる病棟であること。
ヌ　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十日以内であること。ただし、八十五歳以上の患者の割合が二割を増すごとに一を加えた日数以内であること。
ル　当該病棟において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が八割以上であること。
ヲ　当該病棟において、入院患者に占める、当該保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合が五分未満であること。
ワ　当該病棟において、入院患者に占める、救急用の自動車等により緊急に搬送された患者又は他の保険医療機関で区分番号Ｃ００４－２に掲げる救急患者連携搬送料を算定し当該他の保険医療機関から搬送された患者の割合が一割五分以上であること。
カ　地域で急性疾患等の患者に包括的な入院医療及び救急医療を行うにつき必要な体制を整備していること。
ヨ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
タ　特定機能病院以外の病院であること。
レ　急性期総合体制加算の届出を行っていない保険医療機関であること。
ソ　専門病院入院基本料の届出を行っていない保険医療機関であること。
ツ　脳血管疾患等リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。
ネ　入退院支援加算１に係る届出を行っている保険医療機関であること。
ナ　当該保険医療機関内に区分番号Ａ１００に掲げる一般病棟入院基本料を算定する病棟を有していないこと。
(2)　地域包括医療病棟入院料２の施設基準
(1)のイからネまでを満たすものであること。
(3)　夜間看護体制特定日減算に係る厚生労働大臣が定める保険医療機関
許可病床数が百床未満のものであること。

(4)　夜間看護体制特定日減算に係る厚生労働大臣が定める日

次のいずれにも該当する各病棟において、夜間の救急外来を受診した患者に対応するため、当該各病棟のいずれか一病棟において夜勤を行う看護職員の数が、一時的に二未満となった日

イ　看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、患者の看護に支障がないと認められること。

ロ　看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、看護職員及び看護補助者の数が、看護職員一を含む二以上であること。ただし、入院患者数が三十人以下の場合にあっては、看護職員の数が一以上であること。

(5)　地域包括医療病棟入院料の注５の除外薬剤・注射薬

自己連続携行式腹膜灌流用灌流液並びに別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬

(6)　地域包括医療病棟入院料の注６に規定する看護補助体制加算の施設基準

イ　25対１看護補助体制加算（看護補助者五割以上）の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

②　看護補助者の配置基準に主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

③　当該病棟において、看護補助者の最小必要数の五割以上が当該保険医療機関に看護補助者として勤務している者であること。

④　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

ロ　25対１看護補助体制加算（看護補助者五割未満）の施設基準

イの①、②及び④を満たすものであること。

ハ　50対１看護補助体制加算の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

②　イの②及び④を満たすものであること。

ニ　75対１看護補助体制加算の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

②　イの②及び④を満たすものであること。

(7)　地域包括医療病棟入院料の注７に規定する夜間看護補助体制加算の施設基準

イ　夜間30対１看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ロ　夜間50対１看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ハ　夜間100対１看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(8)　地域包括医療病棟入院料の注８に規定する夜間看護体制加算の施設基準

イ　夜勤時間帯に看護補助者を配置していること。

ロ　夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

(9)　地域包括医療病棟入院料の注９に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算の施設基準

イ　看護補助・患者ケア体制充実加算１の施設基準

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する十分な体制が整備されていること。

ロ　看護補助・患者ケア体制充実加算２の施設基準

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する必要な体制が整備されていること。

ハ　看護補助・患者ケア体制充実加算３の施設基準

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

(10)　地域包括医療病棟入院料の注10に規定する看護職員夜間配置加算の施設基準

イ　看護職員夜間12対１配置加算１の施設基準

①　当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十二又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であることとする。

②　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

③　夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

ロ　看護職員夜間12対１配置加算２の施設基準

イの①及び②を満たすものであること。

ハ　看護職員夜間16対１配置加算１の施設基準

①　当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であることとする。

②　イの②及び③を満たすものであること。

ニ　看護職員夜間16対１配置加算２の施設基準

イの②及びハの①を満たすものであること。

(11)　地域包括医療病棟入院料の注11に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算の施設基準

イ　リハビリテーション・栄養・口腔連携加算１の施設基準

①　当該病棟に入院中の患者に対して、ＡＤＬ等の維持、向上及び栄養管理等に資する十分な体制が整備されていること。

②　口腔管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ　リハビリテーション・栄養・口腔連携加算２の施設基準

①　当該病棟に入院中の患者に対して、ＡＤＬ等の維持、向上及び栄養管理等に資する必要な体制が整備されていること。

②　口腔管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

七　一類感染症患者入院医療管理料の施設基準等

(1)　一類感染症患者入院医療管理料の施設基準

イ　病院の治療室を単位として行うものであること。

ロ　当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2)　一類感染症患者入院医療管理料の対象患者

別表第八に掲げる患者

八　特殊疾患入院医療管理料の施設基準等

(1)　特殊疾患入院医療管理料の施設基準

イ　脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を八割以上入院させる病室であって、一般病棟の病室を単位として行うものであること。

ロ　当該病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ハ　当該病室を有する病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の五割以上が看護職員であること。

ニ　当該病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

ホ　特殊疾患入院医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ヘ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(2)　特殊疾患入院医療管理料の注５の除外薬剤・注射薬

別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬

九　小児入院医療管理料の施設基準

(1)　通則

イ　小児科を標榜（ぼう）している病院であること。

ロ　医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。

ハ　小児医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　小児入院医療管理料１の施設基準

イ　当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が二十名以上配置されていること。

ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　専ら十五歳未満の小児（小児慢性特定疾病医療支援（児童福祉法第六条の二第三項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）の対象である場合は、二十歳未満の者）を入院させる病棟であること。

ニ　専ら小児の入院医療に係る相当の実績を有していること。

ホ　入院を要する小児救急医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ヘ　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。

(3)　小児入院医療管理料２の施設基準

イ　当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が九名以上配置されていること。

ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数が本文に規定する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　専ら十五歳未満の小児（小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、二十歳未満の者）を入院させる病棟であること。

ニ　入院を要する小児救急医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ホ　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。

(4)　小児入院医療管理料３の施設基準

イ　当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が五名以上配置されていること。

ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　専ら十五歳未満の小児（小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、二十歳未満の者）を入院させる病棟であること。

ニ　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。

(5)　小児入院医療管理料４の施設基準

イ　当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が三名以上配置されていること。

ロ　当該病床を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

ニ　当該病棟において、専ら小児を入院させる病床が十床以上であること。

ホ　当該保険医療機関の当該病棟を含めた一般病棟の入院患者の平均在院日数が二十八日以内であること。

(6)　小児入院医療管理料５の施設基準

イ　当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が一名以上配置されていること。

ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ニ　特定機能病院以外の病院であること。

(7)　小児入院医療管理料の注２に規定する加算の施設基準

イ　保育士一名の場合の施設基準

①　当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下この(7)において「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この(7)において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この(7)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（以下この(7)において「事業実施区域」という。）内にある保険医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）が一名以上配置されていること。

②　小児患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ロ　保育士二名以上の場合の施設基準
①　当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保険医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）が二名以上配置されていること。
②　イの②を満たすものであること。
(8)　小児入院医療管理料の注4に規定する加算の施設基準
イ　重症児受入体制加算1の施設基準
①　当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士が一名以上配置されていること。
②　小児患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。
③　他の保険医療機関において新生児特定集中治療室管理料を算定した患者及び第八の十の(1)に規定する超重症の状態又は同(2)に規定する準超重症の状態に該当する十五歳未満の患者の当該病棟への受入れについて、相当の実績を有していること。
ロ　重症児受入体制加算2の施設基準
①　当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士が二名以上配置されていること。
②　イの②及び③を満たすものであること。
(9)　小児入院医療管理料の注5に規定する加算の施設基準
イ　無菌治療管理加算1の施設基準
室内を無菌の状態に保つために十分な体制が整備されていること。
ロ　無菌治療管理加算2の施設基準
室内を無菌の状態に保つために適切な体制が整備されていること。
(10)　小児入院医療管理料の注7に規定する加算の施設基準
虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる小児患者に対する支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(11)　小児入院医療管理料の注8に規定する加算の施設基準
イ　時間外受入体制強化加算1の施設基準
①　当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該病棟における緊急の入院患者の受入れにつき、十分な実績を有していること。
②　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
ロ　時間外受入体制強化加算2の施設基準
①　当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該病棟における緊急の入院患者の受入れにつき、相当の実績を有していること。
②　イの②を満たすものであること。
(12)　小児入院医療管理料の注9に規定する加算の施設基準
イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。
ロ　当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。
ハ　看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。
(13)　小児入院医療管理料の注10に規定する加算の施設基準
イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。
ロ　当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。
ハ　看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

十　回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準等
(1)　通則
イ　回復期リハビリテーションの必要性の高い患者を八割以上入院させる一般病棟又は療養病棟の病棟又は病室であること。
ロ　回復期リハビリテーションを行うにつき必要な構造設備を有していること。
ハ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定するリハビリテーションに係る適切な実施計画を作成する体制及び適切なリハビリテーションの効果、実施方法等を評価する体制がとられていること。
ニ　回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対し、一日当たり三単位以上（回復期リハビリテーション病棟入院料5及び回復期リハビリテーション入院医療管理料にあっては二単位以上）のリハビリテーションが行われていること。
ホ　当該病棟又は病室を有する病棟に専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
ヘ　当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟又は病室を有する病棟の入院患者の数が十五（回復期リハビリテーション病棟入院料1及び2にあっては十三）又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟又は病室を有する病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（回復期リハビリテーション病棟入院料3から5まで及び回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定する病室を有する病棟であって、看護補助者が夜勤を行う場合においては看護職員の数は一以上）であることとする。
ト　当該病棟又は病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の四割（回復期リハビリテーション病棟入院料1及び2にあっては七割）以上が看護師であること。
チ　当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟又は病室を有する病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟又は病室を有する病棟における夜勤を行う看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護職員が夜勤を行う場合においては、二から当該看護職員の数を減じた数以上）であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟又は病室を有する病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。
リ　特定機能病院以外の病院であること。
ヌ　別表第九に掲げる急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後の状態に該当する患者に対してリハビリテーションを行う場合は、心大血管疾患リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。
ル　高次脳機能障害患者が退院後、円滑に障害福祉サービス等を利用できるよう必要な体制が整備されていること。
(2)　回復期リハビリテーション病棟入院料1の施設基準
イ　当該病棟に専従の常勤の理学療法士が三名以上、作業療法士が二名以上配置されていること。
ロ　当該病棟に専従の常勤の言語聴覚士が一名以上配置されていること。
ハ　当該病棟に専任の常勤の管理栄養士が一名以上配置されていること。

ニ　当該病棟に在宅復帰支援を担当する専従の常勤の社会福祉士等が一名以上配置されていること。
ホ　休日を含め、週七日間リハビリテーションを提供できる体制を有していること。
ヘ　当該病棟において、新規入院患者のうち三割五分以上が重症の患者であること。
ト　当該病棟において、退院患者のうち他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合が七割以上であること。
チ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
リ　病院の一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。
ヌ　介護保険法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業に協力する体制を確保していること。
ル　口腔管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ヲ　リハビリテーションの効果に係る実績の指数が四十二以上であること。
ワ　当該保険医療機関のＦＩＭの測定を行う医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等に対してＦＩＭの測定に関する研修を実施していること。
(3)　回復期リハビリテーション病棟入院料２の施設基準
イ　(2)のイ、ロ、ニからルまで及びワを満たすものであること。
ロ　リハビリテーションの効果に係る実績の指数が三十二以上であること。
(4)　回復期リハビリテーション病棟入院料３の施設基準
イ　当該病棟に専従の常勤の理学療法士が二名以上、作業療法士が一名以上配置されていること。
ロ　休日を含め、週七日間リハビリテーションを提供できる体制を有していること。
ハ　当該病棟において、新規入院患者のうち二割五分以上が重症の患者であること。
ニ　当該病棟において、退院患者のうち他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合が七割以上であること。
ホ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
ヘ　病院の一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。
ト　介護保険法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業に協力する体制を確保していること。
チ　リハビリテーションの効果に係る実績の指数が三十七以上であること。
リ　(2)のワを満たすものであること。
(5)　回復期リハビリテーション病棟入院料４の施設基準
イ　(4)のイからトまで及びリを満たすものであること。
ロ　リハビリテーションの効果に係る実績の指数が三十二以上であること。
(6)　回復期リハビリテーション病棟入院料５の施設基準
(4)のイ、ホ及びヘを満たすものであること。
(7)　回復期リハビリテーション入院医療管理料の施設基準
イ　当該病室を有する病棟に専従の常勤の理学療法士が一名以上配置され、かつ、専任の常勤の作業療法士が一名以上配置されていること。
ロ　当該病室において、新規入院患者のうち二割五分以上が重症の患者であること。
ハ　当該病室において、退院患者のうち他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合が七割以上であること。
ニ　当該病室において、新規入室患者のうち四割以上が別表第九に掲げる脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態又は義肢装着訓練を要する状態に該当する患者であること。
ホ　別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関であって、当該保険医療機関を中心とした半径十二キロメートル以内に当該保険医療機関以外の保険医療機関が回復期リハビリテーション病棟入院料１から５までを届け出ていないこと。
ヘ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
ト　病院の一般病棟又は療養病棟の病室を単位として行うものであること。
(8)　回復期リハビリテーションを要する状態及び算定上限日数
別表第九に掲げる状態及び日数
(9)　休日リハビリテーション提供体制加算の施設基準
休日を含め、週七日間リハビリテーションを提供できる体制を有していること。
(10)　回復期リハビリテーション強化体制加算の施設基準
イ　回復期リハビリテーション病棟入院料１の施設基準を満たしていること。
ロ　リハビリテーションの効果に係る実績の指数が四十八以上であること。
ハ　退院前訪問指導について、十分な実績を有していること。
ニ　排尿自立支援加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
(11)　回復期リハビリテーション病棟入院料の注３に規定する費用
別表第九の三に掲げる費用
(12)　回復期リハビリテーション病棟入院料の注３の除外薬剤・注射薬
自己連続携行式腹膜灌流用灌流液及び別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬
十一　削除
十一の二　地域包括ケア病棟入院料の施設基準等
(1)　通則
イ　当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟又は病室を有する病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟又は病室を有する病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（地域包括ケア病棟入院料の注９の場合を除く。）とする。
ロ　当該病棟又は病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
ハ　次のいずれかに該当すること。
①　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を一割以上入院させる病棟又は病室であること。
②　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を八分以上入院させる病棟又は病室であること。
ニ　当該保険医療機関内に入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。当該部門に入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されていること。当該部門に専従の看護師が配置されている場合にあっては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあっては専任の看護師が配置されていること。
ホ　当該病棟又は病室を有する病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が一名以上配置されていること。
ヘ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
ト　特定機能病院以外の病院であること。
チ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

リ　救急医療又は在宅医療を提供する体制等の地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な体制を有していること。
ヌ　介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホームとの協力が可能な体制をとっていること。
(2)　地域包括ケア病棟入院料１の施設基準
イ　地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な構造設備を有していること。
ロ　当該病棟において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が七割二分五厘以上であること。
ハ　当該病棟において、入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合が二割以上であること。
ニ　当該病棟における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数が、前三月間において九人以上であること。
ホ　次のいずれか二つ以上を満たしていること。
①　在宅患者訪問診療料(I)及び在宅患者訪問診療料(II)を前三月間において三十回以上算定している保険医療機関であること。
②　退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料(I)、精神科訪問看護・指導料(III)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問看護費のロ及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生省告示第百二十七号）の指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問看護費のロを前三月間において百五十回以上算定している保険医療機関であること。
③　指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）に規定する訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイを前三月間において八百回以上算定している訪問看護ステーションが当該保険医療機関に併設されていること。
④　在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を前三月間において三十回以上算定している保険医療機関であること。
⑤　介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション又は同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有している施設が当該保険医療機関に併設されていること。
⑥　退院時共同指導料２及び外来在宅共同指導料１を前三月間において六回以上算定している保険医療機関であること。
許可病床数が二百床（別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百八十床）未満の保険医療機関であること。
ト　病院の一般病棟又は療養病棟の病棟を単位として行うものであること。
(3)　地域包括ケア入院医療管理料１の施設基準
イ　当該病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が七割二分五厘以上であること。
ロ　当該病室において、入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合が二割以上であること。ただし、当該病室における病床数が十未満のものにあっては、前三月間において、自宅等から入院した患者が八人以上であること。
ハ　当該病室における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数が、前三月間において九人以上であること。
ニ　(2)のイ、ホ及びヘを満たすものであること。
ホ　病院の一般病棟又は療養病棟の病室を単位として行うものであること。
(4)　地域包括ケア病棟入院料２の施設基準
イ　許可病床数が四百床未満の保険医療機関であること。
ロ　(2)のイ、ロ及びトを満たすものであること。
ハ　次のいずれか一つ以上を満たしていること。
①　当該病棟において、入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合が二割以上であること。
②　当該病棟における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数が、前三月間において九人以上であること。
③　在宅患者訪問診療料(I)及び在宅患者訪問診療料(II)を前三月間において三十回以上算定している保険医療機関であること。
④　退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料(I)、精神科訪問看護・指導料(III)、指定居宅サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の口及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のロを前三月間において百五十回以上算定している保険医療機関であること。
⑤　訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法に規定する訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイを前三月間において八百回以上算定している訪問看護ステーションが当該保険医療機関に併設されていること。
⑥　在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を前三月間において三十回以上算定している保険医療機関であること。
⑦　介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション又は同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有している施設が当該保険医療機関に併設されていること。
⑧　退院時共同指導料２及び外来在宅共同指導料１を前三月間において六回以上算定している保険医療機関であること。
ニ　当該病棟（許可病床数が二百床以上の保険医療機関に限り、別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関を除く。）において、入院患者に占める、当該保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合が六割五分未満であること。
(5)　地域包括ケア入院医療管理料２の施設基準
イ　(2)のイ及びへ並びに(3)のイ及びホを満たすものであること。
ロ　次のいずれか一つ以上を満たしていること。
①　当該病室において、入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合が二割以上であること。ただし、当該病室における病床数が十未満のものにあっては、前三月間において、自宅等から入院した患者が八人以上であること。
②　当該病室における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数が、前三月間において九人以上であること。
③　在宅患者訪問診療料(I)及び在宅患者訪問診療料(II)を前三月間において三十回以上算定している保険医療機関であること。
④　退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料(I)、精神科訪問看護・指導料(III)、指定居宅サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の口及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のロを前三月間において百五十回以上算定している保険医療機関であること。

⑤　訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）に規定する訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイを前三月間において八百回以上算定している訪問看護ステーションが当該保険医療機関に併設されていること。

⑥　在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を前三月間において三十回以上算定している保険医療機関であること。

⑦　介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション又は同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有している施設が当該保険医療機関に併設されていること。

⑧　退院時共同指導料２及び外来在宅共同指導料１を前三月間において六回以上算定している保険医療機関であること。

(6)　地域包括ケア病棟入院料３の施設基準

イ　(2)のハからトまでを満たすものであること。

ロ　当該病棟において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が七割以上であること。

(7)　地域包括ケア入院医療管理料３の施設基準

イ　(2)のホ及びヘを満たすものであること。

ロ　(3)のロ、ハ及びホを満たすものであること。

ハ　当該病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が七割以上であること。

(8)　地域包括ケア病棟入院料４の施設基準

イ　許可病床数が四百床未満の保険医療機関であること。

ロ　(2)のトを満たすものであること。

ハ　(4)のハを満たすものであること。

ニ　(4)のニを満たすものであること。

ホ　(6)のロを満たすものであること。

(9)　地域包括ケア入院医療管理料４の施設基準

イ　(2)のヘ及び(3)のホを満たすものであること。

ロ　(5)のロを満たすものであること。

ハ　(7)のハを満たすものであること。

(10)　地域包括ケア病棟入院料の注１に規定する別に厚生労働大臣が定める場合

次のいずれかに該当する場合であること。

イ　当該病棟又は病室において、入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合が六割以上であること。

ロ　当該病棟又は病室における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数が、前三月間において三十人以上であること。

ハ　救急医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(11)　地域包括ケア病棟入院料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める地域

別表第六の二に掲げる地域

(12)　地域包括ケア病棟入院料の注２に規定する施設基準

イ　病院の一般病棟又は療養病棟の病棟又は病室単位で行うものであること。

ロ　当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟又は病室を有する病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　当該病棟又は病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ニ　地域包括ケア病棟入院料１若しくは２又は地域包括ケア入院医療管理料１若しくは２については、当該病棟又は病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が七割二分五厘以上であること。

ホ　地域包括ケア病棟入院料１若しくは２又は地域包括ケア入院医療管理料１若しくは２については、地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な構造設備を有していること。

ヘ　地域包括ケア病棟入院料１又は３については、(2)のハからヘまでを満たすものであること。

ト　地域包括ケア入院医療管理料１又は３については、(2)のホ及びヘ並びに(3)のロ及びハを満たすものであること。

(13)　看護職員配置加算の施設基準

イ　一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟又は病室を含む病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ　看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

(14)　看護補助者配置加算の施設基準

イ　一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟又は病室を含む病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ロ　看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

(15)　看護補助・患者ケア体制充実加算の施設基準

イ　看護補助・患者ケア体制充実加算１の施設基準

①　⑭のイを満たすものであること。

②　看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する体制が整備されていること。

ロ　看護補助・患者ケア体制充実加算２の施設基準

①　⑭のイを満たすものであること。

②　看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する必要な体制が整備されていること。

ハ　看護補助・患者ケア体制充実加算３の施設基準

①　⑭のイを満たすものであること。

②　看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する体制が整備されていること。

(16)　地域包括ケア病棟入院料の注７の除外薬剤・注射薬

自己連続携行式腹膜灌流用灌液及び別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬

(17)　地域包括ケア病棟入院料の注８に規定する施設基準

イ　当該病棟又は病室を含む病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ　当該病棟の入院患者のうち三割以上が認知症等の患者であること。

ハ　看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

(18)　地域包括ケア病棟入院料の注８に規定する厚生労働大臣が定める日

当該病棟又は病室を含む病棟における夜勤を行う看護職員の数が三未満である日

(19)　地域包括ケア病棟入院料の注９に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

許可病床数が百床未満のものであること。

(20) 地域包括ケア病棟入院料の注9に規定する厚生労働大臣が定める日
次のいずれにも該当する各病棟又は病室を有する各病棟において、夜間の救急外来を受診した患者に対応するため、当該各病棟のいずれか一病棟において夜勤を行う看護職員の数が、一時的に二未満となった日
イ　看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、患者の看護に支障がないと認められること。
ロ　看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、看護職員及び看護補助者の数が、看護職員一を含む二以上であること。ただし、入院患者数が三十人以下の場合にあっては、看護職員の数が一以上であること。
(21) 地域包括ケア病棟入院料の注10に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの
(4)のニ又は(8)のニの基準
(22) 地域包括ケア病棟入院料の注11に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの
(6)のロ若しくは(8)のホ又は(7)のハ若しくは(9)のハの基準
(23) 地域包括ケア病棟入院料の注12に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの
(4)のハ若しくは(8)のハ又は(5)のロ若しくは(9)のロの基準
(24) 地域包括ケア病棟入院料の注13に規定する別に厚生労働大臣が定める保険医療機関
入退院支援加算1に係る届出を行っていない保険医療機関（許可病床数が百床以上のものに限る。）
(25) 地域包括ケア病棟入院料の注14に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算の施設基準
イ　当該病棟に専任の常勤の管理栄養士が一名以上配置されていること。
ロ　当該病棟に入院中の患者に対して、ＡＤＬ等の維持、向上及び栄養管理等に資する十分な体制が整備されていること。
ハ　口腔管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

十二　特殊疾患病棟入院料の施設基準等
(1) 特殊疾患病棟入院料1の施設基準
イ　脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を八割以上入院させる一般病棟であって、病棟単位で行うものであること。
ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助者が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。
ハ　当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の五割以上が看護職員であること。
ニ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
ホ　特殊疾患医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ヘ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
(2) 特殊疾患病棟入院料2の施設基準
次のいずれかに該当する病棟であること。
イ　次のいずれにも該当する病棟であること。
①　児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させるものに限る。）又は同法第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関に係る一般病棟であること。
②　(1)のヘを満たすものであること。
ロ　次のいずれにも該当する病棟であること。
①　重度の肢体不自由児（者）等（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、重度の障害者（(1)のイに掲げる者を除く。）を八割以上入院させる一般病棟又は精神病棟であって、病棟単位で行うものであること。
②　(1)のロからヘまでを満たすものであること。
(3) 特殊疾患病棟入院料の注5の除外薬剤・注射薬
別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬

十三　緩和ケア病棟入院料の施設基準等
(1) 緩和ケア病棟入院料1の施設基準
イ　主として悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群若しくは終末期の末期腎不全に罹患している患者を入院させ、緩和ケアを一般病棟の病棟単位で行うものであること。
ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
ハ　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ニ　当該体制において、緩和ケアに関する研修を受けた医師が配置されていること（当該病棟において緩和ケア病棟入院料を算定する悪性腫瘍又は終末期の末期腎不全の患者に対して緩和ケアを行う場合に限る。）。
ホ　当該療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。
ヘ　当該病棟における患者の入退棟を判定する体制がとられていること。
ト　健康保険法第六十三条第二項第五号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第五号に規定する選定療養としての特別の療養環境の提供に係る病室が適切な割合であること。
チ　がん診療の拠点となる病院若しくは公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又はこれらに準ずる病院であること。
リ　連携する保険医療機関の医師・看護師等に対して研修を実施していること。
ヌ　次のいずれかに該当すること。
①　入院を希望する患者の速やかな受入れにつき十分な体制を有すること。
②　在宅における緩和ケアの提供について、相当の実績を有していること。
ル　次のいずれかに係る届出を行っていること。
①　区分番号Ａ２２６－２に掲げる緩和ケア診療加算
②　区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料
③　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅がん医療総合診療料
ヲ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
(2) 緩和ケア病棟入院料2の施設基準
(1)のイからリまで及びヲを満たすものであること。
(3) 緩和ケア病棟入院料の注3の除外薬剤・注射薬
別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬

十四　精神科救急急性期医療入院料の施設基準等
(1) 精神科救急急性期医療入院料の施設基準
イ　主として急性期の集中的な治療を要する精神疾患を有する患者を入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。
ロ　医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。

ハ　医療法施行規則第十九条第二項第二号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。

ニ　当該病棟における常勤の医師の数は、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ホ　当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されており、かつ、当該病棟を有する保険医療機関に常勤の精神保健指定医が四名以上配置されていること。

ヘ　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ト　当該地域における精神科救急医療体制の確保のために整備された精神科救急医療施設であること。

チ　精神科救急医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

リ　精神科救急医療を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ヌ　精神科救急医療に係る実績を相当程度有していること。

ル　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(2)　精神科救急急性期医療入院料の対象患者

別表第十に掲げる患者

(3)　精神科救急急性期医療入院料の注2の除外薬剤・注射薬

別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬

(4)　精神科救急急性期医療入院料の注4に規定する看護職員夜間配置加算の施設基準

イ　当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ　当該保険医療機関において、入院患者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置していること。

ハ　夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

ニ　看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

(5)　精神科救急急性期医療入院料の注4に規定する厚生労働大臣が定める日

当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が三未満である日

(6)　精神科救急急性期医療入院料の注5に規定する精神科救急医療体制加算の施設基準

イ　精神科救急医療体制加算1の施設基準

①　当該病棟における病床数が百二十床以下であること。

②　当該病棟を有する保険医療機関に、常勤の精神保健指定医が五名以上配置されていること。

③　精神科救急医療に係る十分な実績を有していること。

④　精神科救急医療を行う体制が整備されていること。

ロ　精神科救急医療体制加算2の施設基準

①　イの①、②及び④を満たすものであること。

②　精神科救急医療に係る実績を相当程度有していること。

十五　精神科急性期治療病棟入院料の施設基準等

(1)　通則

イ　主として急性期の集中的な治療を要する精神疾患を有する患者を入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。

ロ　医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。

ハ　医療法施行規則第十九条第二項第二号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。

ニ　当該病院に他の精神病棟を有する場合は、精神病棟入院基本料の十対一入院基本料、十三対一入院基本料、十五対一入院基本料、十八対一入院基本料若しくは二十対一入院基本料又は特定入院料を算定している病棟であること。

ホ　当該地域における精神科救急医療体制の確保のために整備された精神科救急医療施設であること。

ヘ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(2)　精神科急性期治療病棟入院料1の施設基準

イ　当該病棟を有する保険医療機関に、常勤の精神保健指定医が二名以上配置され、かつ、当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されていること。

ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、看護師一を含む二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては看護師の数は一）であることとする。

ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ニ　当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては看護師の数は一）であることとする。

ホ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ヘ　当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、看護師一を含む二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては看護師の数は一）であることとする。

ト　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

チ　当該病棟を有する保険医療機関に、常勤の精神保健指定医が二名以上配置され、かつ、当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されていること。

リ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、看護師一を含む二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては看護師の数は一）であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ヌ　精神科急性期治療病棟入院料2の施設基準

イ　当該病棟を有する保険医療機関に、常勤の精神保健指定医が二名以上配置され、かつ、当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されていること。

ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、看護師一を含む二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては看護師の数は一）であることとする。

ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ニ　当該病棟において、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては、二から当該看護職員の数を減じた数以上）であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ホ　精神科急性期治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ヘ　精神科急性期治療を行うにつき十分な構造設備を有していること。

(3)

イ　当該病棟を有する保険医療機関に、常勤の精神保健指定医が二名以上配置され、かつ、当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されていること。

ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、看護師一を含む二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては看護師の数は一）であることとする。

ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ニ　当該病棟において、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては、二から当該看護職員の数を減じた数以上）であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ホ　精神科急性期治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ヘ　精神科急性期治療を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ト　当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されており、かつ、当該病棟を有する保険医療機関に常勤の精神保健指定医が四名以上配置されていること。

チ　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

リ　当該地域における精神科救急医療体制の確保のために整備された精神科救急医療施設であること。

ヌ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(2)　精神科急性期治療病棟入院料1の施設基準

イ　当該病棟を有する保険医療機関に、常勤の精神保健指定医が二名以上配置され、かつ、当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されていること。

ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、看護師一を含む二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては看護師の数は一）であることとする。

ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ニ　当該病棟において、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては、二から当該看護職員の数を減じた数以上）であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ホ　精神科急性期治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ヘ　精神科急性期治療を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ト　当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されており、かつ、当該病棟を有する保険医療機関に常勤の精神保健指定医が四名以上配置されていること。

チ　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

リ　当該地域における精神科救急医療体制の確保のために整備された精神科救急医療施設であること。

ヌ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(2)　精神科救急急性期医療入院料の対象患者

別表第十に掲げる患者

(3)　精神科救急急性期医療入院料の注2の除外薬剤・注射薬

別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬

(4)　精神科救急急性期医療入院料の注4に規定する看護職員夜間配置加算の施設基準

イ　当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ　当該保険医療機関において、入院患者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置していること。

ハ　夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

ニ　看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

(5)　精神科救急急性期医療入院料の注4に規定する厚生労働大臣が定める日

当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が三未満である日

(6)　精神科救急急性期医療入院料の注5に規定する精神科救急医療体制加算の施設基準

イ　精神科救急医療体制加算1の施設基準

①　当該病棟における病床数が百二十床以下であること。

②　当該病棟を有する保険医療機関に、常勤の精神保健指定医が五名以上配置されていること。

③　精神科救急医療に係る十分な実績を有していること。

④　精神科救急医療を行う体制が整備されていること。

ロ　精神科救急医療体制加算2の施設基準

①　イの①、②及び④を満たすものであること。

②　精神科救急医療に係る実績を相当程度有していること。

十五　精神科急性期治療病棟入院料の施設基準等

(1)　通則

イ　主として急性期の集中的な治療を要する精神疾患を有する患者を入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。

ロ　医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。

(4) 精神科急性期治療病棟入院料の注２の除外薬剤・注射薬
別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬
(5) 精神科急性期治療病棟入院料の対象患者
別表第十に掲げる患者
(6) 精神科急性期治療病棟入院料の注４に規定する精神病棟看護・多職種協働加算の施設基準
第五の四の二の⑼のロの①及び②を満たすものであること。

十五の二　精神科救急・合併症入院料の施設基準等

(1) 精神科救急・合併症入院料の施設基準
イ　都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している病院の病棟単位で行うものであること。
ロ　主として急性期の集中的な治療を要する精神疾患を有する患者を入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。
ハ　医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。
ニ　医療法施行規則第十九条第二項第二号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。
ホ　当該病棟における常勤の医師の数は、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。
ヘ　当該病棟を有する保険医療機関に、常勤の精神科医が五名以上配置され、かつ、当該病棟に常勤の精神保健指定医が二名以上配置されていること。
ト　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
チ　当該地域における精神科救急医療体制の確保のために整備された精神科救急医療施設であること。
リ　精神科救急・合併症医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ヌ　精神科救急・合併症医療を行うにつき十分な構造設備を有していること。
ル　精神科救急・合併症医療に係る実績を相当程度有していること。
(2) 精神科救急・合併症入院料の注２の除外薬剤・注射薬
別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬
(3) 精神科救急・合併症入院料の対象患者
別表第十に掲げる患者
(4) 看護職員夜間配置加算の施設基準
イ　当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。
ロ　当該保険医療機関において、入院患者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置していること。
ハ　夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。
ニ　看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。
(5) 精神科救急・合併症入院料の注４に規定する厚生労働大臣が定める日
当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が三未満である日

十五の三　児童・思春期精神科入院医療管理料の施設基準

(1) 児童・思春期精神科入院医療管理料の施設基準
イ　二十歳未満の精神疾患を有する患者をおおむね八割以上入院させる病棟（精神病棟に限る。）又は治療室（精神病床に係るものに限る。）を単位として行うものであること。
ロ　医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。
ハ　医療法施行規則第十九条第二項第二号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。
ニ　当該病棟又は治療室に小児医療及び児童・思春期の精神医療に関し経験を有する常勤の医師が二名以上配置されており、うち一名は精神保健指定医であること。
ホ　当該病棟又は当該治療室を有する病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟又は当該治療室を有する病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟又は当該治療室を有する病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
ヘ　二十歳未満の精神疾患を有する患者に対する療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ト　二十歳未満の精神疾患を有する患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。
チ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
(2) 児童・思春期精神科入院医療管理料の注３に規定する精神科養育支援体制加算の施設基準
虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる二十歳未満の精神疾患を有する患者に対する支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。

十六　精神療養病棟入院料の施設基準等

(1) 精神療養病棟入院料の施設基準
イ　主として長期の入院を要する精神疾患を有する患者を入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。
ロ　入院患者の退院に係る調整（以下「退院調整」という。）を担当する者が配置されていること。
ハ　医療法施行規則第十九条第二項第二号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。
ニ　当該病棟を有する保険医療機関において、常勤の精神保健指定医が二名以上配置され、かつ、当該病棟に専任の常勤精神科医が一名以上配置されていること。
ホ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。
ヘ　当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の五割以上が看護職員であること。
ト　当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
チ　精神療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
リ　精神療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。
(2) 精神療養病棟入院料の注２の除外薬剤・注射薬
別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬

(3) 重症者加算1の対象患者の状態
ＧＡＦ尺度による判定が三十以下であること。
(4) 重症者加算2の対象患者の状態
ＧＡＦ尺度による判定が四十以下であること。
(5) 重症者加算1の施設基準
当該地域における精神科救急医療体制の確保に協力している保険医療機関であること。
(6) 精神保健福祉士配置加算の施設基準
イ 当該病棟に専従の精神保健福祉士が一名以上配置されていること。
ロ 入院患者の退院が着実に進められている保険医療機関であること。

十七 削除

十八 認知症治療病棟入院料の施設基準
(1) 通則
主として急性期の集中的な治療を要する認知症患者を入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。
(2) 認知症治療病棟入院料1の施設基準
イ 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては看護職員の数は一以上）であることとする。
ロ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
ハ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護職員が夜勤を行う場合においては、二から当該看護職員の数を減じた数以上）であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。
(3) 認知症治療病棟入院料2の施設基準
イ 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、一以上であることとする。
ロ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
ハ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。
(4) 認知症夜間対応加算の施設基準
イ 当該病棟における夜勤を行う看護補助者の数が三以上（看護職員が夜勤を行う場合においては、三から当該看護職員の数を減じた数以上）であること。
ロ 当該保険医療機関において、入院患者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置していること。
(5) 認知症治療病棟入院料の注3の除外薬剤・注射薬
別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬

十九 特定一般病棟入院料の施設基準等
(1) 特定一般病棟入院料の注1に規定する厚生労働大臣が定める地域
別表第六の二に掲げる地域
(2) 特定一般病棟入院料1の施設基準
イ 一般病棟（診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を除く。）であること。
ロ 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
ハ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
ニ 看護職員及び看護補助者の労働時間が適切なものであること。
ホ 夜勤については、看護師一を含む二以上の数の看護職員が行うこと。
ヘ 現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合を当該病棟の見やすい場所に掲示していること。
ト への掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。
チ 当該病棟の入院患者の平均在院日数（保険診療に係る入院患者（短期滞在手術等基本料1及び3（入院した日から起算して五日までの期間に限る。）を算定している患者、注7本文及び注9の規定により療養病棟入院料1の例により算定している患者を除く。）を基礎に計算されたものに限る。(3)のハにおいて同じ。）が二十四日以内であること。
(3) 特定一般病棟入院料2の施設基準
イ 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
ロ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
ハ 当該病棟の入院患者の平均在院日数が六十日以内であること。
ニ (2)のイ、ニ、ヘ及びトを満たすものであること。
(4) 一般病棟看護必要度評価加算の施設基準
イ 特定一般病棟入院料1に係る届出を行っている病棟であること。
ロ 当該加算を算定する患者について測定した一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡの結果に基づき、当該病棟における当該看護必要度の評価を行っていること。
(5) 特定一般病棟入院料の注7に規定する施設基準
イ 病室を単位として行うものであること。
ロ 次のいずれかに該当すること。
① 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を一割以上入院させる病室であること。
② 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を八分以上入院させる病室であること。
③ 当該病室において、入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合が一割五分以上であること。ただし、当該病室における病床数が十未満のものにあっては、前三月間において、自宅等から入院した患者が六以上であること。
④ 当該病室における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数が、前三月間において六人以上であること。

⑤　次のいずれか二つ以上を満たしていること。

1　在宅患者訪問診療料(I)及び在宅患者訪問診療料(II)を前三月間において三十回以上算定している保険医療機関であること。

2　退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料(I)、精神科訪問看護・指導料(III)、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のロ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のロを前三月間において百五十回以上算定している保険医療機関であること。

3　訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法に規定する訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイを前三月間において八百回以上算定している訪問看護ステーションが当該保険医療機関に併設されていること。

4　在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を前三月間において三十回以上算定している保険医療機関であること。

5　介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション又は同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有している施設が当該保険医療機関に併設されていること。

6　退院時共同指導料2を前三月間において六回以上算定している保険医療機関であること。

⑥　許可病床数が二百八十床未満の保険医療機関であること。

ハ　当該保険医療機関内に入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。当該部門に入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されていること。当該部門に専従の看護師が配置されている場合にあっては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあっては専任の看護師が配置されていること。

ニ　当該病室を含む病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が一名以上配置されていること。

ホ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ヘ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ト　地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な体制を有していること。

チ　地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な構造設備を有していること。

リ　当該病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が七割以上であること。

(6)　特定一般病棟入院料の注8の除外薬剤・注射薬

自己連続携行式腹膜灌流用灌流液及び別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬

二十　地域移行機能強化病棟入院料の施設基準等

(1)　地域移行機能強化病棟入院料の施設基準

イ　主として精神疾患により長期に入院していた患者であって、退院に向けた集中的な支援を特に必要とするものを入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。

ロ　医療法施行規則第十九条第二項第二号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。

ハ　当該病棟を有する保険医療機関において、常勤の精神保健指定医が二名以上配置され、かつ、当該病棟に専任の常勤精神科医が一名以上配置されていること。

ニ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員、看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員、看護補助を行う看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員、看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であること。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ホ　当該病棟において、看護職員、看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士の最小必要数の六割以上が看護職員、作業療法士又は精神保健福祉士であること。

ヘ　当該病棟において、看護職員、作業療法士及び精神保健福祉士の最小必要数（当該必要数が看護職員数を上回る場合には看護職員数）の二割以上が看護師であること。

ト　当該病棟に専従の常勤の精神保健福祉士が一名以上配置されていること。

チ　当該病棟に退院調整を担当する者が一名以上（入院患者数が四十を超える場合は二名以上）配置されていること。

リ　精神疾患を有する患者の退院に係る支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ヌ　当該保険医療機関において、入院患者の退院に係る支援に関する部門が設置されていること。

ル　長期の入院患者の当該病棟からの退院が着実に進んでおり、当該保険医療機関の精神病床の数が減少していること。

(2)　重症者加算1の対象患者の状態

ヲ　精神障害者の地域生活を支援する関係機関等との連携を有していること。

(3)　重症者加算2の対象患者の状態

GAF尺度による判定が三十以下であること。

(4)　重症者加算1の施設基準

GAF尺度による判定が四十以下であること。

(5)　地域移行機能強化病棟入院料の注4の除外薬剤・注射薬

当該地域における精神科救急医療体制の確保に協力している保険医療機関であること。

別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬

二十一　特定機能病院リハビリテーション病棟入院料の施設基準等

(1)　特定機能病院リハビリテーション病棟入院料の施設基準

イ　回復期リハビリテーションの必要性の高い患者を八割以上入院させ、特定機能病院（当分の間は、令和四年三月三十一日において現に回復期リハビリテーション病棟入院料に係る届出を行っているものに限る。）の一般病棟単位で行うものであること。

ロ　回復期リハビリテーションを行うにつき必要な構造設備を有していること。

ハ　心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)及び呼吸器リハビリテーション料(I)に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ニ　回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対し、一日当たり三単位以上のリハビリテーションが行われていること。

ホ　当該病棟に専従の常勤医師が一名以上配置されていること。

ヘ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員、看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ト　当該病棟において、看護職員、看護補助者の六割以上が看護職員であること。

チ　当該病棟において、看護職員、作業療法士及び精神保健福祉士の最小必要数（当該必要数が看護職員数を上回る場合には看護職員数）の二割以上が看護師であること。

リ　当該病棟に専従の常勤の精神保健福祉士が一名以上配置されていること。

ヌ　当該病棟に退院調整を担当する者が一名以上配置されていること。

ル　精神疾患を有する患者の退院に係る支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ヲ　当該保険医療機関において、入院患者の退院に係る支援に関する部門が設置されていること。

ワ　長期の入院患者の当該病棟からの退院が着実に進んでおり、当該保険医療機関の精神病床の数が減少していること。

カ　重症者加算1の対象患者の状態

ヨ　精神障害者の地域生活を支援する関係機関等との連携を有していること。

タ　重症者加算2の対象患者の状態

GAF尺度による判定が三十以下であること。

レ　重症者加算1の施設基準

GAF尺度による判定が四十以下であること。

ソ　重症者加算2の施設基準

当該地域における精神科救急医療体制の確保に協力している保険医療機関であること。

ツ　地域移行機能強化病棟入院料の注4の除外薬剤・注射薬

別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬

ネ

ト　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

チ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護職員が夜勤を行う場合においては、二から当該看護職員の数を減じた数以上）であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

リ　当該病棟に専従の常勤の理学療法士が三名以上、専従の常勤の作業療法士が二名以上、専従の常勤の言語聴覚士が一名以上、専従の常勤の管理栄養士が一名以上、在宅復帰支援を担当する専従の常勤の社会福祉士等が一名以上配置されていること。

ヌ　休日を含め、週七日間リハビリテーションを提供できる体制を有していること。

ル　当該病棟において、新規入院患者のうち四割五分以上が重症の患者であること。

ヲ　当該病棟において、退院患者のうち他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合が七割以上であること。

ワ　リハビリテーションの効果に係る実績の指数が四十二以上であること。

カ　他の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

ヨ　早期離床・リハビリテーション加算及び早期栄養介入管理加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

タ　高次脳機能障害患者が退院後、円滑に障害福祉サービス等を利用できるよう必要な体制が整備されていること。

(2)　回復期リハビリテーションを要する状態及び算定上限日数

別表第九に掲げる状態及び日数

(3)　特定機能病院リハビリテーション病棟入院料の注2に規定する費用

別表第九の三に掲げる費用

(4)　特定機能病院リハビリテーション病棟入院料の注2の除外薬剤・注射薬

自己連続携行式腹膜灌流用灌流液及び別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬

第十　短期滞在手術等基本料の施設基準等

一　通則

短期滞在手術等基本料を算定する手術等は、別表第十一に掲げるものとすること。

二　短期滞在手術等基本料1の施設基準

(1)　手術を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　短期滞在手術を行うにつき回復室その他適切な施設を有していること。

(3)　当該回復室における看護師の数は、常時、当該回復室の患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

三　厚生労働大臣が定める保険医療機関

病院であること。

四　短期滞在手術等基本料の注3に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

外来での手術に係る実績を一定程度有していること。

五　短期滞在手術等基本料の注5の除外薬剤・注射薬

別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬

第十一　情報通信機器等を用いた看護職員及び看護補助者の業務の効率化について厚生労働大臣が定める施設基準等

一　情報通信機器等を用いた看護職員及び看護補助者の業務の効率化について、十分な体制が確保されていること。

二　一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率が、第五、第九及び第十に定める基準の九割以上であること。

三　二を除き、第五、第九及び第十の規定を全て満たしていること。

四　別表第十六に掲げる入院料を算定する病棟であること。

第十二　経過措置

一　看護職員の確保が特に困難であると認められる保険医療機関については、第五の四の二の(2)の規定にかかわらず、当分の間は、なお従前の例によることができる。

二　当分の間は、第九の九の(1)のロ中「医師の員数以上の員数」とあるのは「医師の員数以上の員数（同令第五十条の規定の適用を受ける間、この規定により有しなければならない医師の員数以上の員数）」と、第九の十四の(1)のロ、第九の十五の(1)のロ、第九の十五の二の(1)のハ及び第九の十五の三の(1)のロ中「医師の員数以上の員数」とあるのは「医師の員数以上の員数（同令第四十九条及び第五十条の規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない医師の員数以上の員数）」と、第九の十四の(1)のハ、第九の十五の(1)のハ、第九の十五の二の(1)のニ、第九の十五の三の(1)のハ及び第九の十六の(1)のハ中「看護師及び准看護師の員数以上の員数」とあるのは「看護師及び准看護師の員数以上の員数（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）附則第二十条の規定の適用を受ける病院にあっては、この規定の適用を受ける間、この規定により有しなければならない看護師及び准看護師の員数以上の員数）」とする。

三　平成二十六年三月三十一日において現に保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟（一般病棟入院基本料七対一入院基本料若しくは十対一入院基本料、特定機能病院入院基本料又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。）に入院する特定患者（診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成二十六年厚生労働省告示第五十七号）による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号Ａ１００の注８に規定する特定患者をいう。）については、当分の間、医療区分３とみなす。

四　令和八年三月三十一日において現に特定入院料に係る届出を行っている病棟又は病室については、当分の間、第九の１の(5)に定める基準に該当するものとみなす。

五　平成三十年三月三十一日において、当該保険医療機関と同一建物内に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設を設置している保険医療機関については、第八の一の(1)のリの③、第八の一の(2)のイ（(1)のリの③に限る。）、第八の一の(3)のイ（(1)のリの③に限る。）、第八の一の(4)のイ（(1)のリの③に限る。）及び第八の一の(5)のホ（(1)のリの③に限る。）に該当するものとみなす。

六　令和八年三月三十一日において現に入院基本料又は特定入院料に係る届出を行っている病棟又は病室については、令和九年五月三十一日までの間に限り、第四の八の(2)に定める基準に該当するものとみなす。

七　令和六年三月三十一日において診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第五十七号）による改正前の診療報酬の算定方法の医科点数表の療養病棟入院基本料に係る届出を行っている病棟に入院している患者であって、基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第五十八号）による改正前の基本診療料の施設基準等（以下「令和四年度告示」という。）別表第五の二の二に掲げる中心静脈注射を実施している状態にあるものについては、当分の間、処置等に係る医療区分３とみなす。

八　令和八年三月三十一日において現に令和六年度医科点数表の療養病棟入院料２を届け出ている保険医療機関については、令和八年九月三十日までの間に限り、第五の三の(1)のハに該当するものとみなす。

九　令和八年三月三十一日において現に次の⑴から⑱までに掲げる診療料に係る届出を行っている病棟又は病室については、同年九月三十日までの間に限り、次の⑴から⑱までに掲げる区分に応じ、当該各⑴から⑱までに定める基準に該当するものとみなす。

⑴　急性期一般入院料１　第五の二の⑴のイの①の７又は８
⑵　急性期一般入院料１　第五の二の⑴のロの②の１又は２
⑶　急性期一般入院料２　第五の二の⑴のロの③の１
⑷　急性期一般入院料３　第五の二の⑴のロの④の１
⑸　急性期一般入院料４　第五の二の⑴のロの⑤
⑹　急性期一般入院料５　第五の二の⑴のロの⑥
⑺　結核病棟入院基本料の七対一入院基本料　第五の四の⑴のイの③
⑻　特定機能病院入院基本料の一般病棟の七対一入院基本料　第五の五の⑴のイの②の１の⑷、第五の五の⑴のロの②の１（１の⑷に限る。）及び第五の五の⑴のハの②の１（１の⑷に限る。）
⑼　特定機能病院入院基本料の注５のイ　第五の五の⑷のイの②
⑽　特定機能病院入院基本料の注５のロ　第五の五の⑷のロの②
⑾　特定機能病院入院基本料の注５のハ　第五の五の⑷のハの②
⑿　専門病院入院基本料の七対一入院基本料　第五の六の⑵のイの④
⒀　専門病院入院基本料の注３のイ　第五の六の⑶のイの②
⒁　専門病院入院基本料の注３のロ　第五の六の⑶のロの②
⒂　専門病院入院基本料の注３のハ　第五の六の⑶のハの②
⒃　地域包括医療病棟入院料　第九の六の四の⑴のチ又は第九の六の四の⑵（⑴のチに限る。）
⒄　地域包括ケア病棟入院料　第九の十一の二の⑴のハ
⒅　特定一般病棟入院料の注７　第九の十九の⑸のロの①又は②

十　令和八年三月三十一日において現に特定集中治療室管理料１、特定集中治療室管理料２、特定集中治療室管理料３、特定集中治療室管理料４、特定集中治療室管理料５又は特定集中治療室管理料６に係る届出を行っている治療室については、同年十二月三十一日までの間に限り、第九の三の⑴のイの⑨、ロの①（イの⑨に限る。）又はハの①（イの⑨に限る。）に該当するものとみなす。

十一　特定集中治療室管理料２に係る届出を行う治療室については、令和十年五月三十一日までの間に限り、第九の三の⑴のロの①（イの③に限る。）に該当するものとみなす。

十二　令和八年三月三十一日において現にハイケアユニット入院医療管理料１又はハイケアユニット入院医療管理料２に係る届出を行っている治療室については、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第七十号）による改正前の基本診療料の施設基準等（以下「旧告示」という。）による基準を満たす場合は、同年十二月三十一日までの間に限り、第九の四の⑴のホ又は⑵のハに該当するものとみなす。

十三　令和八年三月三十一日において現にハイケアユニット入院医療管理料１又はハイケアユニット入院医療管理料２に係る届出を行っている治療室については、同年十二月三十一日までの間に限り、第九の四の⑴のヌ又は⑵のイ（ヌに限る。）に該当するものとみなす。

十四　令和八年三月三十一日において現に脳卒中ケアユニット入院医療管理料に係る届出を行っている治療室については、同年十二月三十一日までの間に限り、第九の五の⑶に該当するものとみなす。

十五　令和八年三月三十一日において現に総合周産期特定集中治療室管理料の１に係る届出を行っている治療室については、令和九年五月三十一日までの間に限り、第九の六の二の⑴のホに該当するものとみなす。

十六　令和八年三月三十一日において現に地域包括医療病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関については、当分の間、第五の二の⑴のイの①の９及び第五の四の二の⑴のイの①の３に該当するものとみなす。

十七　令和八年三月三十一日において現に地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア入院医療管理料に係る届出を行っている保険医療機関については、当分の間、第五の二の⑴のイの②の５及び第五の四の二の⑴のイの②の３に該当するものとみなす。

十八　令和八年三月三十一日時点で総合入院体制加算の届出を行っている保険医療機関については、当分の間、第八の一の⑴のリの①の地域包括医療病棟入院料に係る基準、⑵のイのうち⑴のリの①の地域包括医療病棟入院料に係る基準、⑶のイのうち⑴のリの①の地域包括医療病棟入院料に係る基準及び⑸のホのうち⑴のリの①の地域包括医療病棟入院料に係る基準を満たしているものとみなす。

十九　令和八年三月三十一日時点で総合入院体制加算１又は２の届出を行っている保険医療機関については、当分の間、第八の一の⑵のイのうち⑴のリの②に係る基準及び⑷のイのうち⑴のリの②に係る基準を満たしているものとみなす。

二十　令和八年三月三十一日時点で総合入院体制加算に係る届出を行っている保険医療機関については、当分の間、第九の六の四の⑴のレ又は⑵のうち⑴のレに係る基準を満たしているものとみなす。

二十一　令和八年三月三十一日において現に令和六年度医科点数表における精神科地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っている病棟については、令和八年九月三十日までの間に限り、第九の十五の⑴並びに⑶のイ及びニからへまでを満たすこととする。

二十二　令和八年三月三十一日において現に次の⑴から⑶までに掲げる診療料に係る届出を行っている病棟については、令和十年五月三十一日までの間に限り、次の⑴から⑶までに掲げる区分に応じ、当該各⑴から⑶までに定める基準に該当するものとみなす。

⑴　精神病棟入院料（十五対一入院基本料に限る。）　第五の四の二の⑴のロの③の３
⑵　精神病棟入院料（十八対一入院基本料に限る。）　第五の四の二の⑴のロの④の３
⑶　精神病棟入院料（二十対一入院基本料に限る。）　第五の四の二の⑴のロの⑤の３

二十三　令和八年三月三十一日において現に次の⑴から⑼までに掲げる規定に係る届出を行っている病棟又は病室について、急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料（一般病棟に限る。）、専門病院入院基本料（十三対一入院基本料を除く。）、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料１から４まで又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは地域包括ケア入院医療管理料を算定する病室のいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院基本料の注11、専門病院入院基本料（十三対一入院基本料に限る。）、障害者施設等入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料５、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が当該保険医療機関において二百床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものに限り、当分の間、次の⑴から⑼までに掲げる区分に応じ、当該各⑴から⑼までに定めるものに該当するものとみなす。

⑴　地域一般入院基本料　第五の二の⑴のハの①の４
⑵　療養病棟入院基本料　第五の三の⑴のイの⑦
⑶　専門病院入院基本料（十三対一入院基本料に限る。）　第五の六の⑵のハの④
⑷　障害者施設等入院基本料　第五の七の⑴のロ
⑸　特殊疾患入院医療管理料　第九の八の⑴のヘ
⑹　回復期リハビリテーション病棟入院料５　第九の十の⑹（⑷のホに限る。）
⑺　特殊疾患病棟入院料　第九の十二の⑴のヘ又は⑵のイの②若しくはロの②（⑴のヘに限る。）
⑻　緩和ケア病棟入院料　第九の十三の⑴のヲ
⑼　精神科救急急性期医療入院料　第九の十四の⑴のル

二十四　令和八年三月三十一日において現に次の(1)から(7)までに掲げる規定に係る届出を行っている病棟又は病室について、急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、専門病院入院基本料（十三対一入院基本料を除く。）、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4まで又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは地域包括ケア入院医療管理料を算定する病室のいずれも有しない保険医療機関であって、精神病棟入院基本料、精神科急性期治療病棟入院料若しくは児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟又は児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものに限り、当分の間、次の(1)から(7)までに掲げる区分に応じ、当該各(1)から(7)までに定めるものに該当するものとみなす。

(1)　精神病棟入院料（十対一入院基本料に限る。）　第五の四の二の(1)のロの①の5

(2)　精神病棟入院料（十三対一入院基本料に限る。）　第五の四の二の(1)のロの②の6

(3)　精神病棟入院料（十五対一入院基本料に限る。）　第五の四の二の(1)のロの③の3

(4)　精神病棟入院料（十八対一入院基本料に限る。）　第五の四の二の(1)のロの④の3

(5)　精神病棟入院料（二十対一入院基本料に限る。）　第五の四の二の(1)のロの⑤の3

(6)　精神科急性期治療病棟入院料　第九の十五の(1)のヘ

(7)　児童・思春期精神科入院医療管理料　第九の十五の三の(1)のチ

二十五　令和八年三月三十一日において現に次の(1)から(4)までに掲げる加算に係る届出を行っている保険医療機関については、同年九月三十日までの間に限り、次の(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、当該各(1)から(4)までに定める基準に該当するものとみなす。

(1)　総合入院体制加算1　第八の一の(1)のヌ、(2)のハ、(3)のホ、(4)のニ又は(5)のヘ

(2)　総合入院体制加算2　第八の一の(3)のホ、(4)のニ又は(5)のヘ

(3)　総合入院体制加算3　第八の一の(5)のヘ

(4)　急性期充実体制加算　第八の一の(1)のヌ、(2)のハ、(3)のホ、(4)のニ又は(5)のヘ

二十六　令和八年三月三十一日において現に急性期看護補助体制加算に係る届出を行っている保険医療機関（急性期一般入院料6又は十対一入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）については、同年九月三十日までの間に限り、第八の七の三の(1)のヘ、(2)(1)のへに限る。）、(3)のロ(1)のへに限る。）又は(4)のロ(1)のへに限る。）に該当するものとみなす。

二十七　令和八年三月三十一日において現に看護職員夜間配置加算に係る届出を行っている保険医療機関（急性期一般入院料6又は十対一入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）については、同年九月三十日までの間に限り、第八の七の四の(1)のニ、(2)(1)のニに限る。）又は(3)のロ(1)のニに限る。）に該当するものとみなす。

二十八　令和八年三月三十一日において現に看護補助加算1に係る届出を行っている保険医療機関（地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2又は十三対一入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）については、同年九月三十日までの間に限り、第八の十三の(1)のハに該当するものとみなす。

二十九　令和四年度告示別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関であって、令和六年三月三十一日において現に超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、緩和ケア診療加算の注2、栄養サポートチーム加算の注2、褥瘡ハイリスク患者ケア加算の注2、入退院支援加算の注5、精神疾患診療体制加算、精神科急性期医師配置加算2のイ、地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア病棟入院料2若しくは4又は地域包括ケア病棟入院料の注2を除く。）、地域包括ケア病棟入院料の注2又は特定一般病棟入院料に係る届出を行っているものは、令和十二年五月三十一日までの間に限り、別表第六の二に規定する地域に所在するものとみなす。

三十　旧告示別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関であって、令和八年三月三十一日において現に超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、緩和ケア診療加算の注2、栄養サポートチーム加算の注2、褥瘡ハイリスク患者ケア加算の注2、入退院支援加算の注2、精神疾患診療体制加算、精神科急性期医師配置加算2のイ、一般病棟入院基本料（看護配置が異なる病棟ごとに届出を行っている場合に限る。）、有床診療所入院基本料1、2若しくは3、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料の注2又は特定一般病棟入院料に係る届出を行っているものは、令和十四年五月三十一日までの間に限り、別表第六の二に規定する地域に所在するものとみなす。

三十一　令和八年三月三十一日において現に回復期リハビリテーション病棟入院料2又は回復期リハビリテーション病棟入院料4に係る届出を行っている病棟については、同年九月三十日までの間に限り、第九の十の(3)のロ及び(5)のロに該当するものとみなす。

三十二　令和八年三月三十一日において現に回復期リハビリテーション病棟入院料3又は回復期リハビリテーション病棟入院料4に係る届出を行っている病棟については、同年九月三十日までの間に限り、第九の十の(4)のロ及び(5)のイ(4)のロに限る。）に該当するものとみなす。

三十三　令和八年五月三十一日において現に診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を有する病院への移行に係る届出を行った病院であって、令和十年六月一日までに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を有する病院への移行を予定している保険医療機関については、令和十年五月三十一日までの間に限り、第五の二の(1)のイの①の5及び第五の四の二の(1)のイの①の2に該当するものとみなす。

別表第一から別表第十六までを次のように改める。

別表第一　地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る手術

J013　口腔内消炎手術（顎炎又は顎骨骨髄炎等に限る。）

J016　口腔底悪性腫瘍手術

J018　舌悪性腫瘍手術

J031　口唇悪性腫瘍手術

J032　口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術

J035　頬粘膜悪性腫瘍手術

J036　術後性上顎嚢胞摘出術

J039　上顎骨悪性腫瘍手術

J042　下顎骨悪性腫瘍手術

J043　顎骨腫瘍摘出術

J066　歯槽骨骨折観血的整復術

J068　上顎骨折観血的手術

J069　上顎骨形成術

J070　頬骨骨折観血的整復術

J072　下顎骨折観血的手術

J072―2　下顎関節突起骨折観血的手術

J075　下顎骨形成術

J076　顔面多発骨折観血的手術

J087　上顎洞根治手術

別表第二　平均在院日数の計算対象としない患者

一　精神科身体合併症管理加算を算定する患者

二　救命救急入院料（広範囲熱傷特定集中治療管理料に限る。）を算定する患者

三　特定集中治療室管理料（広範囲熱傷特定集中治療管理料に限る。）を算定する患者

四　小児特定集中治療室管理料を算定する患者

五　新生児特定集中治療室管理料を算定する患者

五の二　新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料を算定する患者

六　総合周産期特定集中治療室管理料を算定する患者
七　新生児治療回復室入院医療管理料を算定する患者
八　一類感染症患者入院医療管理料を算定する患者
九　特殊疾患入院医療管理料を算定する患者
十　回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
十一　地域包括ケア病棟入院料を算定する患者
十二　特殊疾患病棟入院料を算定する患者
十三　緩和ケア病棟入院料を算定する患者
十四　精神科救急急性期医療入院料を算定する患者
十五　精神科救急・合併症入院料を算定する患者
十六　精神科急性期治療病棟入院料を算定する患者
十七　児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する患者
十八　精神療養病棟入院料を算定する患者
十八の二　削除
十八の三　地域移行機能強化病棟入院料を算定する患者
十八の四　特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
十九　一般病棟（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料を算定する病棟を除く。）に入院した日から起算して九十日を超えて入院している患者であって、医科点数表第一章第二部第一節障害者施設等入院基本料の注５に規定する厚生労働大臣の定める状態等にあるもの
二十　一般病棟に入院した日から起算して九十日を超えて入院している患者であって、医科点数表第一章第二部第一節一般病棟入院基本料の注11、特定機能病院入院基本料の注９又は専門病院入院基本料の注８の規定により療養病棟入院料１の例により算定している患者
二十一　認知症治療病棟入院料を算定している患者
二十二　短期滞在手術等基本料１及び３（入院した日から起算して五日までの期間に限る。）を算定している患者
二十三　診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を有する病院において、別表第十一の三に規定する手術、検査又は放射線治療を行った患者（入院した日から起算して五日までに退院した患者に限る。）
二十四　別表第十一の一に規定する手術又は検査を行った患者
二十五　結核の治療が必要な者のうち、一般病床又は精神病床に入院する、次のいずれかに該当する結核を主病とする患者
(1)　合併症が重症又は専門的高度医療若しくは特殊医療を必要とする患者
(2)　合併症が結核の進展を促進しやすい病状にある患者
(3)　入院を要する精神障害者である患者
二十五の二　医療法施行規則第十条第五号の規定により、感染症病床に入院する、結核を主病とする患者

別表第三　看護配置基準の計算対象としない治療室、病室又は専用施設

一　救命救急入院料に係る治療室
二　特定集中治療室管理料に係る治療室
三　ハイケアユニット入院医療管理料に係る治療室
四　脳卒中ケアユニット入院医療管理料に係る治療室
五　小児特定集中治療室管理料に係る治療室
六　新生児特定集中治療室管理料に係る治療室（新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料に係る病床を含む。）
七　総合周産期特定集中治療室管理料に係る治療室
八　新生児治療回復室入院医療管理料に係る治療室
九　一類感染症患者入院医療管理料に係る治療室
十　短期滞在手術等基本料１に係る回復室
十一　外来腫瘍化学療法診療料又は外来化学療法加算に係る専用施設

別表第四　厚生労働大臣が定める状態等にある患者

一　難病患者等入院診療加算を算定する患者
二　重症者等療養環境特別加算を算定する患者
三　重度の肢体不自由者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等
四　悪性新生物に対する治療（重篤な副作用のおそれがあるもの等に限る。）を実施している状態にある患者
五　観血的動脈圧測定を実施している状態にある患者
六　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を実施している状態にある患者（患者の入院の日から起算して百八十日までの間に限る。）
七　ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態にある患者
八　頻回に喀痰吸引及び干渉低周波去痰器による喀痰排出を実施している状態にある患者
九　人工呼吸器を使用している状態にある患者
十　人工腎臓、持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態にある患者
十一　全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して三十日までの間に限る。）にある患者

別表第五　特定入院基本料、療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料の注６、注13及び注14の点数並びに有床診療所療養病床入院基本料に含まれる画像診断

一　これらに含まれる画像診断
　写真診断（単純撮影（エックス線診断料に係るものに限る。）に限る。）
　撮影（単純撮影（エックス線診断料に係るものに限る。）に限る。）
二　これらに含まれる処置
　創傷処置（手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。）
　喀痰吸引
　摘便
　酸素吸入
　酸素テント
　皮膚科軟膏処置
　膀胱洗浄
　留置カテーテル設置
　導尿
　腟洗浄
　眼処置
　耳処置
　耳管処置
　鼻処置
　口腔、咽頭処置
　間接喉頭鏡下喉頭処置
　ネブライザ

超音波ネブライザ
介達牽引
消炎鎮痛等処置
鼻腔栄養
長期療養患者褥瘡等処置

別表第五の一の二　次の一から三までに掲げる入院基本料等に含まれない除外薬剤・注射薬

一　緩和ケア病棟入院料に含まれない除外薬剤・注射薬
インターフェロン製剤（Ｂ型肝炎又はＣ型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。）
抗ウイルス剤（Ｂ型肝炎又はＣ型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はＨＩＶ感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）
血友病等の患者に使用する医薬品（血友病等の患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。）

二　特定入院基本料、療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料の注６、注13及び注14の点数並びに有床診療所療養病床入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、特殊疾患病棟入院料、特定機能病院リハビリテーション病棟入院料、認知症治療病棟入院料、特定一般病棟入院料及び短期滞在手術等基本料に含まれない除外薬剤・注射薬
別表第五の一の二に定める薬剤
抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）
疼痛コントロールのための医療用麻薬
エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）、ダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）及びエポエチンベータペゴル（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）
ＨＩＦ－ＰＨ阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）
生物学的製剤（免疫・アレルギー疾患の治療のために入院前から投与が継続されており、他の治療薬で代替不能な場合に限る。）
ＪＡＫ阻害薬（免疫・アレルギー疾患の治療のために入院前から投与が継続されており、他の治療薬で代替不能な場合に限る。）

三　精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、精神療養病棟入院料及び地域移行機能強化病棟入院料に含まれない除外薬剤・注射薬
別表第五の一の二の二に定める薬剤
クロザピン（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料を算定しているものに対して投与された場合に限る。）
持続性抗精神病注射薬剤（投与開始日から起算して六十日以内に投与された場合に限る。）

別表第五の二　療養病棟入院基本料（疾患・状態については、入院料１から入院料９まで及び入院料28から入院料30までに限り、処置等については、入院料１から入院料３まで、入院料10から入院料12まで及び入院料19から入院料21までに限る。）及び有床診療所療養病床入院基本料（入院基本料Ａに限る。）に係る疾患・状態及び処置等

一　対象となる疾患・状態
スモン
医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態
区分番号Ａ２１２に掲げる超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注１に規定する超重症の状態（十五歳未満の小児患者に限る。）

二　対象となる処置等
中心静脈栄養（療養病棟入院基本料を算定する場合にあっては、広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性膵炎を有する患者を対象とする場合又は中心静脈栄養を開始した日から三十日以内の場合に実施するものに限る。）
点滴（二十四時間持続して実施しているものに限る。）
人工呼吸器の使用
ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄
気管切開又は気管挿管（発熱を伴う状態の患者に対して行うものに限る。）
酸素療法（密度の高い治療を要する状態にある患者に対して実施するものに限る。）
感染症の治療の必要性から実施する隔離室での管理
別表第五の三の二の⑴及び⑵のいずれにも該当するもの

別表第五の三　療養病棟入院基本料（疾患・状態については、入院料10から入院料18まで、処置等については、入院料４から入院料６まで、入院料13から入院料15まで及び入院料22から入院料24までに限る。）及び有床診療所療養病床入院基本料（入院基本料Ｂ及び入院基本料Ｃに限る。）に係る疾患・状態及び処置等

一　対象となる疾患・状態
筋ジストロフィー症
多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。））その他の指定難病等（スモンを除く。）
脊髄損傷（頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢全てに認められる場合に限る。）
慢性閉塞性肺疾患（ヒュー・ジョーンズの分類がⅤ度の状態に該当する場合に限る。）
末期呼吸器疾患（適切な治療が実施されているにもかかわらず、ヒュー・ジョーンズの分類がⅤ度の状態に該当し、医療用麻薬等の投与によるコントロールが必要な状態に限る。）
末期心不全（器質的な心機能障害により、適切な治療が実施されているにもかかわらず、慢性的にNew York Heart Associationの心機能分類のⅣ度相当の症状に該当し、頻回若しくは持続的に医療用麻薬の投与又はその他の点滴薬物療法による苦痛及び症状のコントロールが必要な状態に限る。）
末期腎不全（器質的な腎障害により、適切な治療が実施されているにもかかわらず、慢性的に日本腎臓学会慢性腎臓病重症度分類Stage G5以上に該当し、腎代替療法を必要とする状態であるが、透析療法の開始又は継続が困難である場合であって、医療用麻薬等の投与による苦痛のコントロールが必要な状態に限る。）
悪性腫瘍（医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。）
消化管等の体内からの出血が反復継続している状態
他者に対する暴行が毎日認められる状態
区分番号Ａ２１２に掲げる超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注２に規定する準超重症の状態（十五歳未満の小児患者に限る。）

二　対象となる処置等
⑴　感染症の治療に係る処置
肺炎に対する治療
尿路感染症に対する治療

脱水に対する治療（発熱を伴う状態の患者に対して実施するものに限る。）
頻回の嘔吐に対する治療（発熱を伴う状態に限る。）
(2) 経鼻胃管及び胃瘻等の経腸栄養（発熱又は嘔吐を伴う状態の患者に対して行うものに限る。）
創傷の治療に係る処置及び器具の管理等を伴う処置
褥瘡に対する治療（皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が二箇所以上に認められる場合に実施するものに限る。）
末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療
創傷（手術創や感染創を含む。）、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療
中心静脈栄養（広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻又は急性膵炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から三十日を超えて実施するものに限る。）
人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法
(3) 気管切開又は気管挿管（発熱を伴う状態の患者に対して行うものを除く。）
その他の処置
一日八回以上の喀痰吸引
頻回の血糖検査
酸素療法（密度の高い治療を要する状態にある患者に対して実施するものを除く。）
せん妄に対する治療
うつ症状に対する治療
(4) 傷病等によるリハビリテーション（原因となる傷病等の発症後、三十日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。）

三　対象となる患者

次に掲げる保険医療機関の療養病棟であって、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料又は特殊疾患入院施設管理加算を算定するものに入院している患者（重度の肢体不自由児（者）又は知的障害者に限る。）

(1) 児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させるものに限る。）
(2) 児童福祉法第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関
(3) 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項に規定する指定医療機関

別表第五の四　療養病棟入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の注４に規定する厚生労働大臣が定める状態

ＡＤＬ区分三の状態

別表第六　難病患者等入院診療加算に係る疾患及び状態

一　対象疾患の名称
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
ハンチントン病
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病）
多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）
プリオン病
亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
球脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（開胸心手術又は直腸悪性腫瘍手術の後に発症したものに限る。）
後天性免疫不全症候群（ＨＩＶ感染を含む。）
多剤耐性結核
二　対象となる状態
(1) 多剤耐性結核以外の疾患を主病とする患者にあっては、当該疾患を原因として日常生活動作に著しい支障を来している状態（後天性免疫不全症候群（ＨＩＶ感染を含む。）については当該疾患に罹患している状態に、パーキンソン病についてはホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。）
(2) 多剤耐性結核を主病とする患者にあっては、治療上の必要があって、適切な陰圧管理を行うために必要な構造及び設備を有する病室に入院している状態

別表第六の二　厚生労働大臣が定める地域

一　北海道日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町の地域
二　北海道富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町及び占冠村の地域
三　北海道稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町及び幌延町の地域
四　北海道紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町の地域
五　北海道根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の地域
六　青森県五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の地域
七　青森県むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の地域
八　岩手県花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町の地域
九　岩手県大船渡市、陸前高田市及び住田町の地域
十　岩手県久慈市、普代村、野田村及び洋野町の地域
十一　岩手県二戸市、軽米町、九戸村及び一戸町の地域
十二　秋田県大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町及び東成瀬村の地域
十三　山形県新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村の地域
十四　埼玉県秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町及び小鹿野町の地域
十五　東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の地域
十六　新潟県十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町の地域
十七　新潟県佐渡市の地域
十八　石川県輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町の地域
十九　福井県大野市及び勝山市の地域
二十　山梨県市川三郷町、早川町、身延町、南部町及び富士川町の地域
二十一　岐阜県高山市、飛騨市、下呂市及び白川村の地域
二十二　愛知県新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の地域

二十三　三重県尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町の地域
二十四　滋賀県高島市の地域
二十五　兵庫県豊岡市、養父市、朝来市、香美町及び新温泉町の地域
二十六　奈良県五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の地域
二十七　島根県雲南市、奥出雲町及び飯南町の地域
二十八　島根県大田市、川本町、美郷町及び邑南町の地域
二十九　島根県海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町の地域
三十　岡山県真庭市及び新庄村の地域
三十一　香川県小豆郡の地域
三十二　長崎県五島市の地域
三十三　長崎県小値賀町及び新上五島町の地域
三十四　長崎県壱岐市の地域
三十五　長崎県対馬市の地域
三十六　鹿児島県西之表市及び熊毛郡の地域
三十七　鹿児島県奄美市及び大島郡の地域
三十八　沖縄県宮古島市及び多良間村の地域
三十九　沖縄県石垣市、竹富町及び与那国町の地域

上記のほか、離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域に該当する地域

別表第六の二の二　厚生労働大臣が定める人口の少ない地域

一　北海道江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、八雲町、長万部町、今金町、せたな町、小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

二　青森県五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

三　岩手県奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、普代村、野田村、洋野町、二戸市、軽米町、九戸村、一戸町

四　宮城県白石市、角田市、蔵王町、七ケ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町

五　山形県新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村

六　福島県白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

七　栃木県鹿沼市、日光市

八　群馬県藤岡市、上野村、神流町、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町

九　埼玉県秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町

十　東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村、小笠原村

十一　新潟県十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町、佐渡市

十二　富山県魚津市、黒部市、入善町、朝日町、砺波市、小矢部市、南砺市

十三　石川県七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

十四　福井県大野市、勝山市、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町、敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

十五　山梨県山梨市、笛吹市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

十六　長野県伊那市、駒ケ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村、中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村

十七　岐阜県高山市、飛騨市、下呂市、白川村

十八　静岡県下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町

十九　愛知県新城市、設楽町、東栄町、豊根村

二十　三重県尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

二十一　滋賀県長浜市、米原市、高島市

二十二　京都府宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、福知山市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町

二十三　兵庫県豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、丹波篠山市、丹波市

二十四　奈良県五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

二十五　和歌山県橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町、有田市、湯浅町、広川町、有田川町、御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町、田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

二十六　鳥取県倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町

二十七　島根県雲南市、奥出雲町、飯南町、大田市、川本町、美郷町、邑南町、浜田市、江津市、益田市、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

二十八　岡山県高梁市、新見市、真庭市、新庄村、津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

二十九　広島県三次市、庄原市

三十　山口県岩国市、和木町、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、長門市、萩市、阿武町

三十一　徳島県小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、美馬市、つるぎ町、三好市、東みよし町

三十二　香川県土庄町、小豆島町

三十三　愛媛県四国中央市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

三十四　高知県室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、須崎市、中土佐町、檮原町、津野町、四万十町、宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町

三十五　長崎県五島市、小値賀町、新上五島町、壱岐市、対馬市
三十六　熊本県山鹿市、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、八代市、氷川町、水俣市、芦北町、津奈木町、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、上天草市、天草市、苓北町
三十七　大分県佐伯市、竹田市、豊後大野市、日田市、九重町、玖珠町、中津市、豊後高田市、宇佐市
三十八　宮崎県延岡市、高千穂町、日之影町、五ケ瀬町、日南市、串間市、小林市、えびの市、高原町、西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
三十九　鹿児島県枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市、薩摩川内市、さつま町、阿久根市、出水市、長島町、曽於市、志布志市、大崎町、鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
四十　沖縄県名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村、石垣市、竹富町、与那国町
上記のほか、離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域に該当する地域

別表第六の三　ハイリスク妊娠管理加算の対象患者

分娩時の妊娠週数が二十週から三十二週未満の早産である患者
妊娠高血圧症候群重症の患者
前置胎盤（妊娠二十八週以降で出血等の症状を伴うものに限る。）の患者
妊娠三十週未満の切迫早産（子宮収縮、子宮出血、頸管の開大、短縮又は軟化のいずれかの兆候を示すもの等に限る。）の患者
多胎妊娠の患者
子宮内胎児発育遅延の患者
心疾患（治療中のものに限る。）の患者
糖尿病（治療中のものに限る。）の患者
甲状腺疾患（治療中のものに限る。）の患者
腎疾患（治療中のものに限る。）の患者
膠原病（治療中のものに限る。）の患者
特発性血小板減少性紫斑病（治療中のものに限る。）の患者
白血病（治療中のものに限る。）の患者
血友病（治療中のものに限る。）の患者
出血傾向のある状態（治療中のものに限る。）の患者
ＨＩＶ陽性の患者
Ｒｈ不適合の患者
当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術を行った患者又は行う予定のある患者
精神疾患の患者（精神療法が実施されているものに限る。）

別表第七　ハイリスク分娩等管理加算の対象患者

一　ハイリスク分娩管理加算の対象患者
妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者
四十歳以上の初産婦である患者
分娩前のＢＭＩが三十五以上の初産婦である患者
妊娠高血圧症候群重症の患者
常位胎盤早期剥離の患者
前置胎盤（妊娠二十八週以降で出血等の症状を伴うものに限る。）の患者
双胎間輸血症候群の患者
多胎妊娠の患者
子宮内胎児発育遅延の患者
心疾患（治療中のものに限る。）の患者
糖尿病（治療中のものに限る。）の患者
特発性血小板減少性紫斑病（治療中のものに限る。）の患者
白血病（治療中のものに限る。）の患者
血友病（治療中のものに限る。）の患者
出血傾向のある状態（治療中のものに限る。）の患者
ＨＩＶ陽性の患者
当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術を行った患者又は行う予定のある患者
精神疾患の患者（精神療法が実施されているものに限る。）
地域連携分娩管理加算の対象患者
四十歳以上の初産婦である患者
子宮内胎児発育遅延（重度のものを除く。）の患者
糖尿病（治療中のものに限る。）の患者
精神疾患の患者（精神療法が実施されているものに限る。）

二

別表第七の二　精神科身体合併症管理加算の対象患者

呼吸器系疾患（肺炎、喘息発作、肺気腫、間質性肺炎の急性増悪、肺塞栓又は気胸）の患者
心疾患（New York Heart Associationの心機能分類のⅢ度、Ⅳ度相当の心不全、虚血性心疾患又はモニター監視を必要とする不整脈）の患者
手術又は直達・介達牽引を要する骨折の患者
脊髄損傷の患者
重篤な内分泌・代謝性疾患（インスリン投与を要する糖尿病、専門医の診療を要する内分泌疾患又は肝硬変に伴う高アンモニア血症）の患者
重篤な栄養障害（Body Mass Index 15未満の摂食障害）の患者
意識障害（急性薬物中毒、アルコール精神障害、電解質異常、代謝性疾患によるせん妄等）の患者
全身感染症（結核、後天性免疫不全症候群、梅毒1期、2期又は敗血症）の患者
中枢神経系の感染症（髄膜炎、脳炎等）の患者
急性腹症（消化管出血、イレウス等）の患者
劇症肝炎又は重症急性膵炎の患者
悪性症候群又は横紋筋融解症の患者
広範囲（半肢以上）熱傷の患者
手術、化学療法若しくは放射線療法を要する状態又は末期の悪性腫瘍の患者
透析導入時の患者
重篤な血液疾患（ヘモグロビン7g／dl以下の貧血又は頻回に輸血を要する状態）の患者
急性かつ重篤な腎疾患（急性腎不全、ネフローゼ症候群又は糸球体腎炎）の患者
手術室での手術を必要とする状態の患者
膠原病（専門医による管理を必要とする状態に限る。）の患者
妊産婦である患者
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病の患者（同法第七条第四項に規定する医療受給者証を交付されているもの（同条第一項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。）に限る。）

別表第七の三　救急医療管理加算に係る状態

一　吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態
二　意識障害又は昏睡
三　呼吸不全で重篤な状態
四　心不全で重篤な状態
五　急性薬物中毒
六　ショック
七　重篤な代謝障害（肝不全、腎不全、重症糖尿病等）
八　広範囲熱傷、顔面熱傷又は気道熱傷
九　外傷、破傷風等で重篤な状態
十　緊急手術、緊急カテーテル治療・検査又はｔ－ＰＡ療法を必要とする状態
十一　消化器疾患で緊急処置を必要とする重篤な状態
十二　蘇生術を必要とする重篤な状態
十三　その他の重症な状態

別表第八　一類感染症患者入院医療管理料の対象患者

一　感染症法第六条第九項に規定する新感染症又は同条第二項に規定する一類感染症に罹患している患者
二　前号の感染症の疑似症患者又は無症状病原体保有者

別表第九　回復期リハビリテーションを要する状態及び算定上限日数

一　脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態又は義肢装着訓練を要する状態（算定開始日から起算して百五十日以内。ただし、高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷及び頭部外傷を含む多部位外傷の場合は、算定開始日から起算して百八十日以内）
二　大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折又は二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態（算定開始日から起算して九十日以内）
三　外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後又は発症後の状態（算定開始日から起算して九十日以内）
四　大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靭帯損傷後の状態（算定開始日から起算して六十日以内）
五　股関節又は膝関節の置換術後の状態（算定開始日から起算して九十日以内）
六　急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後の状態（算定開始日から起算して九十日以内）

別表第九の二　回復期リハビリテーションを要する状態

一　脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態又は義肢装着訓練を要する状態
二　大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折又は二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態
三　外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後又は発症後の状態
四　大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靭帯損傷後の状態
五　股関節又は膝関節の置換術後の状態
六　急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後の状態

別表第九の三　回復期リハビリテーション病棟入院料及び特定機能病院リハビリテーション病棟入院料における別に厚生労働大臣が定める費用

入院中の患者に対する心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料であって一日につき六単位を超えるもの（特掲診療料の施設基準等別表第九の三に規定する脳血管疾患等の患者であって発症後六十日以内のものに対して行ったものを除く。）の費用（当該保険医療機関における回復期リハビリテーション病棟又は特定機能病院リハビリテーション病棟においてリハビリテーションの提供実績を相当程度有するとともに、効果に係る相当程度の実績が認められない場合に限る。）

別表第十　精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・合併症入院料の対象患者

一　精神科救急急性期医療入院料の対象患者
(1)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院する患者
(2)　(1)以外の患者であって、精神科救急急性期医療入院料に係る病棟に入院する前三月間において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）の精神病棟に入院（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定による入院（以下「医療観察法入院」という。）を除く。）をしたことがない患者
(3)　(1)及び(2)以外の患者であって、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料若しくは総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児集中治療室管理料を算定するものに限る。）を算定する病棟又は病室を有する他の保険医療機関において、精神病棟入院基本料（十対一入院基本料、十三対一入院基本料及び十五対一入院基本料に限る。）、特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。）、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料又は児童・思春期精神科入院医療管理料を算定した後、当該病棟に転院した患者
(4)　精神科救急急性期医療入院料の届出を行っている病棟を有する保険医療機関に入院している患者のうち、(1)から(3)まで以外の患者であって、治療抵抗性統合失調症治療薬による治療を行うために当該病棟に転棟するもの

二　精神科急性期治療病棟入院料の対象患者
(1)　精神科急性期治療病棟に入院する前三月間において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）の精神病棟に入院（医療観察法入院を除く。）をしたことがない患者
(2)　精神科急性期治療病棟を有する保険医療機関に入院している患者であって、急性増悪のため当該病棟における治療が必要なもの
(3)　精神科急性期治療病棟入院料の届出を行っている病棟を有する保険医療機関に入院している患者のうち、(1)又は(2)以外の患者であって、治療抵抗性統合失調症治療薬による治療を行うために当該病棟に転棟するもの

三　精神科救急・合併症入院料の対象患者
(1)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院する患者
(2)　(1)以外の患者であって、精神科救急・合併症入院料に係る病棟に入院する前三月間において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）の精神病棟（精神病床のみを有する保険医療機関の精神病棟を除く。）に入院（医療観察法入院を除く。）をしたことがない患者

(3)　(2)にかかわらず、当該病棟における治療中に、当該保険医療機関においてより高度な管理を行った後、再度、当該病棟において治療を行う患者

(4)　(1)から(3)まで以外の患者であって、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料若しくは総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児集中治療室管理料を算定するものに限る。）を算定する病棟又は病室を有する他の保険医療機関において、精神病棟入院基本料（十対一入院基本料、十三対一入院基本料及び十五対一入院基本料に限る。）、特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。）、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料又は児童・思春期精神科入院医療管理料を算定した後、当該病棟に転院した患者

(5)　精神科救急・合併症入院料の届出を行っている病棟を有する保険医療機関に入院している患者のうち、(1)から(4)まで以外の患者であって、治療抵抗性統合失調症治療薬による治療を行うために当該病棟に転棟するもの

別表第十一　短期滞在手術等基本料に係る手術等

一　短期滞在手術等基本料1が算定できる手術又は検査

D287　内分泌負荷試験　1　下垂体前葉負荷試験　イ　成長ホルモン(GH)(一連として)
D291―2　小児食物アレルギー負荷検査
K005　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）　3　長径四センチメートル以上（六歳未満に限る。）
K006　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）　3　長径六センチメートル以上十二センチメートル未満（六歳未満に限る。）
K006　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）　4　長径十二センチメートル以上（六歳未満に限る。）
K008　腋臭症手術
K030　四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術　7　手軟部腫瘍摘出術
K048　骨内異物（挿入物を含む。）除去術　10　手根骨骨内異物除去術
K048　骨内異物（挿入物を含む。）除去術　11　中手骨骨内異物除去術
K068　半月板切除術
K068―2　半月板切除術（関節鏡下）
K070　ガングリオン摘出術　1　手部ガングリオン摘出術
K093　手根管開放手術
K093―2　手根管開放手術（内視鏡下）
K202　涙管チューブ挿入術　1　涙道内視鏡を用いるもの
K217　眼瞼内反症手術　2　皮膚切開法
K219　眼瞼下垂症手術　1　眼瞼挙筋前転法
K219　眼瞼下垂症手術　3　その他のもの
K224　翼状片手術（弁の移植を要するもの）
K254　治療的角膜切除術　1　エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）
K268　緑内障手術　6　水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術
K282　水晶体再建術
K474　乳腺腫瘍摘出術
K508　気管支狭窄拡張術（気管支鏡によるもの）
K510　気管支腫瘍摘出術（気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの）
K616―4　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　1　初回（透析シャント閉塞又は高度狭窄の場合）
K616―4　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　2　1の実施後3月以内に実施する場合
K616―4　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　1　初回（その他の場合）
K617　下肢静脈瘤手術　1　抜去切除術
K617　下肢静脈瘤手術　2　硬化療法（一連として）
K617　下肢静脈瘤手術　3　高位結紮術
K617―4　下肢静脈瘤血管内焼灼術
K617―6　下肢静脈瘤血管内塞栓術
K653　内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術　1　早期悪性腫瘍粘膜切除術
K721　内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術　1　長径二センチメートル未満
K743　痔核手術（脱肛を含む。）　2　硬化療法（四段階注射法によるもの）
K747　肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術（肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術に限る。）
K823―6　尿失禁手術（ボツリヌス毒素によるもの）
K834―3　顕微鏡下精索静脈瘤手術
K841―2　経尿道的レーザー前立腺・蒸散術削除
二
三
短期滞在手術等基本料3を算定する手術、検査又は放射線治療
D237　終夜睡眠ポリグラフィー　1及び2以外の場合　イ　安全精度管理下で行うもの
D237　終夜睡眠ポリグラフィー　3　1及び2以外の場合　ロ　保険医療機関内で又は訪問して実施するもの
D237―2　反復睡眠潜時試験（MSLT）
D287　内分泌負荷試験　1　下垂体前葉負荷試験　イ　成長ホルモン(GH)(一連として)
D291―2　小児食物アレルギー負荷検査
D413　前立腺針生検法　2　その他のもの
K007―2　経皮的放射線治療用金属マーカー留置術
K030　四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術　7　手軟部腫瘍摘出術
K046　骨折観血的手術　6　手舟状骨折観血的手術
K048　骨内異物（挿入物を含む。）除去術　6　前腕骨骨内異物除去術
K048　骨内異物（挿入物を含む。）除去術　8　鎖骨骨内異物除去術
K048　骨内異物（挿入物を含む。）除去術　10　手根骨骨内異物除去術
K048　骨内異物（挿入物を含む。）除去術　11　中手骨骨内異物除去術
K070　ガングリオン摘出術　1　手部ガングリオン摘出術
K093―2　手根管開放手術（内視鏡下）
K196―2　胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）
K202　涙管チューブ挿入術　1　涙道内視鏡を用いるもの
K217　眼瞼内反症手術　2　皮膚切開法
K219　眼瞼下垂症手術　1　眼瞼挙筋前転法
K219　眼瞼下垂症手術　3　その他のもの
K224　翼状片手術（弁の移植を要するもの）
K242　斜視手術　2　後転法

K242　斜視手術　3　前転法及び後転法の併施
K254　治療的角膜切除術　1　エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）
K268　緑内障手術　6　水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術
K282　水晶体再建術　1　眼内レンズを挿入する場合　ロ　その他のもの
K282　水晶体再建術　2　眼内レンズを挿入しない場合
K318　鼓膜形成手術
K333　鼻骨骨折整復固定術
K389　喉頭・声帯ポリープ切除術　2　直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの
K474　乳腺腫瘍摘出術　1　長径5センチメートル未満
K474　乳腺腫瘍摘出術　2　長径5センチメートル以上
K616－4　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　1　初回（透析シャント閉塞又は高度狭窄の場合）
K616－4　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　1　初回（その他の場合）
K616－4　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　2　1の実施後3月以内に実施する場合
K617　下肢静脈瘤手術　1　抜去切除術
K617　下肢静脈瘤手術　2　硬化療法（一連として）
K617　下肢静脈瘤手術　3　高位結紮術
K617－2　大伏在静脈抜去術
K617－4　下肢静脈瘤血管内焼灼術
K617－6　下肢静脈瘤血管内塞栓術
K633　ヘルニア手術　5　鼠径ヘルニア
K634　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）
K721　内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術　1　長径二センチメートル未満
K721　内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術　2　長径二センチメートル以上
K743　痔核手術（脱肛を含む。）　2　硬化療法（四段階注射法によるもの）
K747　肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術（肛門ポリープ切除術に限る。）
K747　肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術（肛門尖圭コンジローム切除術に限る。）
K768　体外衝撃波腎・尿管結石破砕術（一連につき）
K823－6　尿失禁手術（ボツリヌス毒素によるもの）
K834－3　顕微鏡下精索静脈瘤手術
K867　子宮頸部（腟部）切除術
K872－3　子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術　1　電解質溶液利用のもの
K872－3　子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術　2　その他のもの
K872－3　子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術　2　組織切除回収システム利用によるもの
K872－3　子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術　3　その他のもの
K873　子宮鏡下子宮筋腫摘出術　1　電解質溶液利用のもの
K873　子宮鏡下子宮筋腫摘出術　2　その他のもの
K890－3　腹腔鏡下卵管形成術
M001－2　ガンマナイフによる定位放射線治療

別表第十二　削除

別表第十三　在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等

多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
ハンチントン病
進行性筋ジストロフィー症
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）
多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）
プリオン病
亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎
後天性免疫不全症候群
頸髄損傷
十五歳未満の者であって人工呼吸器を使用している状態のもの又は十五歳以上のものであって人工呼吸器を使用している状態が十五歳未満から継続しているもの（体重が二十キログラム未満である場合に限る。）

別表第十四　新生児特定集中治療室管理料の注1、総合周産期特定集中治療室管理料の注1及び新生児治療回復室入院医療管理料の注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾患

先天性水頭症
全前脳胞症
二分脊椎（脊椎破裂）
アーノルド・キアリ奇形
後鼻孔閉鎖
先天性喉頭軟化症
先天性気管支軟化症
先天性のう胞肺
肺低形成
食道閉鎖
十二指腸閉鎖
小腸閉鎖
鎖肛
ヒルシュスプルング病
総排泄腔遺残
頭蓋骨早期癒合症
骨（軟骨を含む。）無形成・低形成・異形成
腹壁破裂
臍帯ヘルニア
ダウン症候群

18トリソミー
13トリソミー
多発奇形症候群
先天性心疾患（人工呼吸、一酸化窒素吸入療法、経皮的冠動脈インターベンション治療若しくは開胸手術を実施したもの又はプロスタグランジンＥ１製剤を投与したものに限る。）

別表第十四の二　新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料の注１に規定する別に厚生労働大臣が定める状態

体外式膜型人工肺を実施している状態
腎代替療法を実施している状態
交換輸血を実施している状態
低体温療法を実施している状態
人工呼吸器を使用している状態（出生時体重が七百五十グラム未満である場合に限る。）
人工呼吸器を使用している状態であって、一酸化窒素吸入療法を実施している状態
人工呼吸器を使用している状態であって、胸腔・腹腔ドレーン管理を実施している状態
手術後に人工呼吸器を使用している状態
感染症患者であって、厳重な感染対策を行いながら人工呼吸器を使用している状態

別表第十五　特定入院料のみで届出可能な対象入院料

Ａ３０４　地域包括医療病棟入院料
Ａ３０７　小児入院医療管理料５
Ａ３０８　回復期リハビリテーション病棟入院料
Ａ３０８－３　地域包括ケア病棟入院料１、地域包括ケア病棟入院料２、地域包括ケア病棟入院料３又は地域包括ケア病棟入院料４（許可病床数が二百床（別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百八十床）未満の保険医療機関が算定する場合に限る。）
Ａ３０９　特殊疾患病棟入院料１又は特殊疾患病棟入院料２
Ａ３１０　緩和ケア病棟入院料
Ａ３１１　精神科救急急性期医療入院料
Ａ３１１－２　精神科急性期治療病棟入院料１又は精神科急性期治療病棟入院料２（他の特定入院料を届け出ている保険医療機関が算定する場合に限る。）
Ａ３１１－３　精神科救急・合併症入院料
Ａ３１１－４　児童・思春期精神科入院医療管理料
Ａ３１２　精神療養病棟入院料
Ａ３１４　認知症治療病棟入院料１又は認知症治療病棟入院料２
Ａ３１７　特定一般病棟入院料１又は特定一般病棟入院料２
Ａ３１８　地域移行機能強化病棟入院料

別表第十六　情報通信機器等を用いた看護職員及び看護補助者の業務の効率化に関する届出可能な対象入院料

一　急性期一般入院料１
二　急性期一般入院料２
三　急性期一般入院料３
四　急性期一般入院料４
五　急性期一般入院料５
六　急性期一般入院料６
七　急性期病院Ａ一般入院料
八　急性期病院Ｂ一般入院料
九　七対一入院基本料
十　十対一入院基本料
十一　地域包括医療病棟入院料１
十二　地域包括医療病棟入院料２
十三　小児入院医療管理料１
十四　小児入院医療管理料２
十五　小児入院医療管理料３
十六　小児入院医療管理料４
十七　特殊疾患病棟入院料１
十八　特殊疾患病棟入院料２
十九　緩和ケア病棟入院料１
二十　緩和ケア病棟入院料２

○厚生労働省告示第七十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月五日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

本則を次のように改める。

特掲診療料の施設基準等

第一　届出の通則

一　保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）及び保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）（以下「保険医療機関等」という。）は、第二から第十五までに規定する施設基準に従い、適正に届出を行わなければならないこと。

二　保険医療機関等は、届出を行った後に、当該届出に係る内容と異なる事情が生じた場合には、速やかに届出の内容の変更を行わなければならないこと。

三　届出の内容又は届出の変更の内容が第二から第十五までに規定する施設基準に適合しない場合は、当該届出又は届出の変更は無効であること。

四　届出については、届出を行う保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うこと。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うこと。

第二　施設基準の通則

一　地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。

二　地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

三　地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において、健康保険法第七十八条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十二条第一項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

四　地方厚生局長等に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第百四号）に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

第三　医学管理等

一　遠隔電子処方箋活用加算の施設基準

電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制を有していること。

一の二　特定疾患療養管理料に規定する疾患

平成二十七年総務省告示第三十五号（統計法第二十八条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類を定める件）の「６⑴　基本分類表」（以下「分類表」という。）に規定する疾病のうち別表第一に掲げる疾病

一の三　特定疾患療養管理料の注１に規定する施設基準

特定疾患療養管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

一の四　特定疾患療養管理料の注５に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

二　特定疾患治療管理料に規定する施設基準等

⑴　ウイルス疾患指導料の注２に規定する施設基準

イ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されていること。

ロ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の看護師が配置されていること。

ハ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な専任の薬剤師が配置されていること。

ニ　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ホ　当該療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

⑴の２　ウイルス疾患指導料の注３に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

⑵　特定薬剤治療管理料１の対象患者

別表第二の一に掲げる患者

⑵の２　小児特定疾患カウンセリング料の対象患者

別表第二の二に掲げる患者

⑵の２の２　小児特定疾患カウンセリング料の注２に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

⑵の３　小児科療養指導料の注６に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

⑵の４　てんかん指導料の注６に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

⑶　難病外来指導管理料１の対象疾患

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病（同法第七条第四項に規定する医療受給者証を交付されている患者（同条第一項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。）に係るものに限る。）その他これに準ずる疾患

⑶の２　難病外来指導管理料の注７に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

⑷　皮膚科特定疾患指導管理料⑴の対象疾患

分類表に規定する疾病のうち別表第二の四に掲げる疾病

⑸　皮膚科特定疾患指導管理料⑵の対象疾患

分類表に規定する疾病のうち別表第二の五に掲げる疾病

⑸の２　皮膚科特定疾患指導管理料の注１に規定する施設基準

皮膚科特定疾患指導管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

⑸の３　皮膚科特定疾患指導管理料の注４に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

⑹　外来栄養食事指導料の注２に規定する施設基準

イ　連携充実加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ロ　外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対する栄養食事指導を行うにつき、十分な体制が確保されていること。

⑹の２　外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料及び退院後訪問栄養食事指導料の対象患者

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食を必要とする患者、がん患者、摂食機能若しくは嚥下機能が低下した患者又は低栄養状態にある患者

⑹の２の２　外来栄養食事指導料の注３に規定する施設基準

悪性腫瘍の患者の栄養管理に係る専門の研修を修了し、当該患者の栄養管理を行うにつき十分な経験を有する専任の常勤の管理栄養士が配置されていること。

⑹の３　集団栄養食事指導料に規定する特別食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食

⑹の４　心臓ペースメーカー指導管理料の注４に規定する施設基準

当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

⑹の５　心臓ペースメーカー指導管理料の注５に規定する施設基準

イ　心臓植込型電気デバイスの管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ　循環器疾患の診療につき十分な経験を有する常勤の医師が配置されていること。

⑺　高度難聴指導管理料の施設基準

次のいずれかに該当すること。

イ　人工内耳植込術の施設基準を満たしていること。

ロ　当該療養を行うにつき十分な経験を有する常勤の医師が耳鼻咽喉科に配置されていること。

⑺の２　慢性維持透析患者外来医学管理料の注３に規定する腎代替療法実績加算の施設基準

イ　腎代替療法を行うにつき十分な説明を行っていること。

ロ　腎代替療法を行うにつき必要な実績を有していること。

⑻　喘息治療管理料の注２に規定する施設基準

イ　当該保険医療機関内に専任の看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）が常時一人以上配置されていること。

ロ　喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

ハ　緊急時の入院体制が確保されていること。

⑻の２　小児悪性腫瘍患者指導管理料の注５に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(9) 糖尿病合併症管理料の施設基準
イ 当該保険医療機関内に糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤医師（当該指導について相当な経験を有するものに限る。）が配置されていること。
ロ 当該保険医療機関内に糖尿病足病変の指導を担当する専任の看護師（当該指導について相当な経験を有し、かつ、当該指導に係る研修を受けたものに限る。）が配置されていること。
(10) 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料の対象患者
十五歳未満の滲出性中耳炎（疾患の反復や遷延がみられるものに限る。）の患者
(10)の2 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料の注1に規定する施設基準
耳鼻咽喉科特定疾患指導管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(11) がん性疼痛緩和指導管理料の施設基準
当該保険医療機関内に緩和ケアを担当する医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、医師又は歯科医師）（緩和ケアに係る研修を受けたものに限る。）が配置されていること。
(11)の2 がん性疼痛緩和指導管理料の注2に規定する施設基準
がん患者に対するがん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックを実施する体制及び実績を有していること。
(11)の3 がん性疼痛緩和指導管理料の注4に規定する施設基準
情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(12) がん患者指導管理料の施設基準等
イ がん患者指導管理料のイの施設基準
① がん患者に対して指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
② 当該保険医療機関において、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。
ロ がん患者指導管理料のロからニまでの施設基準
イの①を満たすものであること。
ハ がん患者指導管理料の注4に規定する患者
遺伝性乳癌卵巣癌症候群が疑われる者（乳癌若しくは卵巣癌患者である場合又は区分番号D006－18の2に掲げるBRCA1／2遺伝子検査の血液を検体とするものにより遺伝性乳癌卵巣癌症候群と診断された者の父母、子又は兄弟姉妹である場合に限る。）
ニ がん患者指導管理料の注8に規定する施設基準
情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(13) 外来緩和ケア管理料の施設基準等
イ 外来緩和ケア管理料の注1に規定する施設基準
① 緩和ケア診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
② 当該体制において、身体症状の緩和を担当する医師、精神症状の緩和を担当する医師、緩和ケアに関する相当の経験を有する看護師及び薬剤師が適切に配置されていること。
ロ 外来緩和ケア管理料の注4に規定する厚生労働大臣が定める地域
基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第六の二に掲げる地域
ハ 外来緩和ケア管理料の注4に規定する施設基準
① 一般病棟入院基本料（急性期病院A一般入院料、急性期病院B一般入院料（看護・多職種協働加算に係る届出を行っているものに限る。）、急性期一般入院料1及び急性期一般入院料4（看護・多職種協働加算に係る届出を行っているものに限る。）を除く。）を算定する病棟を有する病院（特定機能病院及び許可病床数が四百床以上の病院並びに診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を有する病院を除く。）であること。
② 緩和ケア診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ニ 外来緩和ケア管理料の注5に規定する施設基準
情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(14) 移植後患者指導管理料の施設基準等
イ 移植後患者指導管理料の注1に規定する施設基準
① 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
② 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の常勤医師が配置されていること。
③ 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の常勤看護師（臓器移植又は造血幹細胞移植に係る研修を受けたものに限る。）が配置されていること。
④ 当該保険医療機関内に常勤の薬剤師が配置されていること。
ロ 移植後患者指導管理料の注3に規定する施設基準
情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(15) 糖尿病透析予防指導管理料の施設基準等
イ 糖尿病透析予防指導管理料の注1に規定する施設基準
① 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
② 当該保険医療機関内に糖尿病に関する指導について十分な経験を有する専任の医師及び看護師又は保健師並びに管理栄養士が適切に配置されていること。
ロ 糖尿病透析予防指導管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める者
透析を要する状態となることを予防するために重点的な指導管理を要する患者
ハ 糖尿病透析予防指導管理料の注3に規定する厚生労働大臣が定める地域
基本診療料の施設基準等の別表第六の二に掲げる地域
ニ 糖尿病透析予防指導管理料の注3に規定する施設基準
① 一般病棟入院基本料（急性期病院A一般入院料、急性期病院B一般入院料（看護・多職種協働加算に係る届出を行っているものに限る。）、急性期一般入院料1及び急性期一般入院料4（看護・多職種協働加算に係る届出を行っているものに限る。）を除く。）を算定する病棟を有する病院（特定機能病院及び許可病床数が四百床以上の病院並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を有する病院を除く。）であること。
② 当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ホ 糖尿病透析予防指導管理料の注4に規定する施設基準
当該療養について、相当の実績を有していること。
ヘ 糖尿病透析予防指導管理料の注5に規定する施設基準
情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(16) 小児運動器疾患指導管理料の施設基準
イ 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する整形外科を担当する常勤の医師が配置されていること。
ロ 当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(17) 乳腺炎重症化予防ケア・指導料の施設基準
イ 当該保険医療機関内に乳腺炎に係る包括的なケア及び指導を行うにつき十分な経験を有する医師が配置されていること。
ロ 当該保険医療機関内に乳腺炎に係る包括的なケア及び指導を行うにつき十分な経験を有する専任の助産師が配置されていること。

(18) 婦人科特定疾患治療管理料の施設基準
イ 婦人科又は産婦人科を標榜する保険医療機関であること。
ロ 当該保険医療機関内に婦人科疾患の診療を行うにつき十分な経験を有する医師が配置されていること。
(19) 腎代替療法指導管理料の施設基準等
イ 腎代替療法指導管理料の施設基準
① 当該療法を行うにつき十分な体制が整備されていること。
② 当該療法を行うにつき必要な実績を有していること。
③ 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する腎臓内科を担当する常勤の医師が配置されていること。
④ 当該保険医療機関内に腎臓病に関する指導について十分な経験を有する看護師が適切に配置されていること。
ロ 腎代替療法指導管理料の対象患者
① 腎代替療法の指導管理を要する慢性腎臓病の患者
② 急速に腎機能が低下しており、腎代替療法の指導管理を要する患者
ハ 腎代替療法指導管理料の注3に規定する施設基準
情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(20) 一般不妊治療管理料の施設基準
イ 産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜する保険医療機関であること。
ロ 当該保険医療機関内に一般不妊治療を行うにつき十分な経験を有する医師が配置されていること。
ハ 一般不妊治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(21) 生殖補助医療管理料の施設基準
イ 生殖補助医療管理料1の施設基準
① 産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜する保険医療機関であること。
② 当該保険医療機関内に生殖補助医療を行うにつき十分な経験を有する医師が配置されていること。
③ 生殖補助医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
④ 生殖補助医療を行うにつき必要な構造設備を有していること。
ロ 生殖補助医療管理料2の施設基準
① イの①、②及び④を満たすものであること。
② 生殖補助医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(22) 二次性骨折予防継続管理料の施設基準
イ 二次性骨折予防継続管理料1の施設基準
① 骨粗鬆症の診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
② 当該体制において、骨粗鬆症の診療を担当する医師、看護師及び薬剤師が適切に配置されていること。
③ 一般病棟入院基本料、七対一入院基本料若しくは十対一入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）、有床診療所入院基本料又は地域包括医療病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関であること。
ロ 二次性骨折予防継続管理料2の施設基準
① イの①及び②を満たすものであること。
② 有床診療所入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関であること。
③ 有床診療所入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関は、運動器リハビリテーション料(I)又は(II)に係る届出を行っていること。
ハ 二次性骨折予防継続管理料3の施設基準
イの①及び②を満たすものであること。
(23) アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料に関する施設基準
イ 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する常勤の医師が配置されていること。
ロ 当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(24) 下肢創傷処置管理料の施設基準
イ 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する整形外科、形成外科、皮膚科、外科、心臓血管外科又は循環器内科を担当する常勤の医師が配置されていること。
ロ 当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(25) 慢性腎臓病透析予防指導管理料の施設基準等
イ 慢性腎臓病透析予防指導管理料の注1に規定する施設基準
① 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
② 当該保険医療機関内に慢性腎臓病に関する指導について十分な経験を有する専任の医師及び看護師又は保健師並びに管理栄養士が適切に配置されていること。
ロ 慢性腎臓病透析予防指導管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める者
透析を要する状態となることを予防するために重点的な指導管理を要する患者
ハ 慢性腎臓病透析予防指導管理料の注3に規定する施設基準
情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三 小児科外来診療料の注1に規定する施設基準
小児の外来診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
三の二 小児科外来診療料の注2に規定する厚生労働大臣が定める薬剤
抗RSウイルスヒトモノクローナル抗体製剤
三の三 小児科外来診療料の注4に規定する小児支援加算の施設基準
(1) 抗菌薬の適正な使用を推進するための体制が整備されていること。
(2) 当該保険医療機関が病院の場合にあっては、データ提出加算2に係る届出を行っていること。
四 地域連携小児夜間・休日診療料の施設基準等
(1) 地域連携小児夜間・休日診療料の施設基準
イ 地域連携小児夜間・休日診療料1の施設基準
① 当該保険医療機関において、別の保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医及び当該保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医により、六歳未満の小児を夜間（⑵に規定する時間をいう。）、休日又は深夜（午後十時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）に診療することができる体制が整備されていること。
② 地域医療との連携体制が確保されていること。
③ 小児夜間・休日診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
④ 小児夜間・休日診療を行うにつき十分な構造設備を有していること。
⑤ 緊急時の入院体制が整備されていること。

ロ　地域連携小児夜間・休日診療料２の施設基準

①　当該保険医療機関において、専ら小児科を担当する保険医が常時一人以上配置されていること。

②　当該保険医療機関において、別の保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医及び当該保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医により、六歳未満の小児を二十四時間診療することができる体制が整備されていること。

③　地域医療との連携体制が確保されていること。

④　小児夜間・休日診療を行うにつき十分な構造設備を有していること。

⑤　緊急時の入院体制が整備されていること。

(2)　地域連携小児夜間・休日診療料の注１に規定する時間

当該地域において一般の保険医療機関がおおむね診療応需の態勢を解除した後、翌日に診療応需の態勢を再開するまでの時間（深夜及び休日を除く。）

(3)　地域連携小児夜間・休日診療料の注２に規定する施設基準

イ　院内トリアージを行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　院内トリアージの実施基準を定め、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

ハ　ロの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

四の二　乳幼児育児栄養指導料の注２に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

四の三　地域連携夜間・休日診療料の施設基準等

(1)　地域連携夜間・休日診療料の注１に規定する施設基準

イ　当該保険医療機関において、別の保険医療機関を主たる勤務先とする保険医及び当該保険医療機関を主たる勤務先とする保険医により、夜間（(2)に規定する時間をいう。）、休日又は深夜に診療することができる体制が整備されていること。

ロ　地域医療との連携体制が確保されていること。

ハ　夜間・休日診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ニ　夜間・休日診療を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ホ　緊急時の入院体制が整備されていること。

(2)　地域連携夜間・休日診療料の注１に規定する時間

当該地域において一般の保険医療機関がおおむね診療応需の態勢を解除した後、翌日に診療応需の態勢を再開するまでの時間（深夜及び休日を除く。）

(3)　地域連携夜間・休日診療料の注２に規定する施設基準

イ　院内トリアージを行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　院内トリアージの実施基準を定め、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

ハ　ロの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

四の四　削除

四の五　救急外来医学管理料の施設基準等

(1)　救急搬送医学管理料１、夜間休日救急医学管理料１及び救急外来医学管理料の注３に規定する救急外来緊急検査対応加算１の施設基準

イ　休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療の確保のための診療を行っていること。

ロ　救急医療に係る実績を十分有していること。

ハ　救急外来診療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ニ　救急外来診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　救急搬送医学管理料２、夜間休日救急医学管理料２及び救急外来医学管理料の注３に規定する救急外来緊急検査対応加算２の施設基準

イ　休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療の確保のための診療を行っていること。

ロ　救急医療に係る相当の実績を有していること。

ハ　救急外来診療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ニ　救急外来診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3)　救急搬送医学管理料３及び夜間休日救急医学管理料３の施設基準

休日及び夜間における救急医療の確保のための診療を行っていること。

(4)　救急外来医学管理料の注５に規定する施設基準

イ　電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制を有していること。

ロ　救急時医療情報閲覧機能を有していること。

(5)　救急外来医学管理料の注７に規定する施設基準

イ　院内トリアージを行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　院内トリアージの実施基準を定め、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

ハ　ロの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

四の六　外来リハビリテーション診療料の施設基準

(1)　理学療法士、作業療法士等が適切に配置されていること。

(2)　リハビリテーションを適切に実施するための十分な体制が確保されていること。

四の七　外来放射線照射診療料の施設基準

(1)　放射線治療を行うにつき必要な医師、看護師及び診療放射線技師等が適切に配置されていること。

(2)　緊急時における放射線治療を担当する医師との連絡体制等放射線治療を適切に実施するための十分な体制が確保されていること。

四の八　地域包括診療料の施設基準

(1)　地域包括診療料１の施設基準

イ　当該保険医療機関において、慢性疾患を有する患者等に対して、療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ　往診又は訪問診療を行っている患者のうち、継続的に外来診療を行っていた患者が一定数いること。

ハ　当該保険医療機関において、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。

ニ　地域包括診療加算の届出を行っていないこと。

(2)　地域包括診療料２の施設基準

(1)のイ、ハ及びニを満たすものであること。

(3)　地域包括診療料の注４に規定する施設基準

外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

四の八の二　削除

四の八の三　小児かかりつけ診療料の施設基準等

(1)　小児かかりつけ診療料１の施設基準

イ　小児科を標榜する保険医療機関であること。

ロ　当該保険医療機関において、小児の患者のかかりつけ医として療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ハ　当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、十分な対応ができる体制が整備されていること。

(2)　小児かかりつけ診療料２の施設基準

イ　(1)のイ及びロを満たすものであること。

ロ　当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、必要な対応ができる体制が整備されていること。

(3)　小児かかりつけ診療料の注４に規定する小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準

抗菌薬の適正な使用を推進するための体制が整備されていること。

四の八の四　外来腫瘍化学療法診療料の施設基準等

(1)　外来腫瘍化学療法診療料１の施設基準

イ　外来化学療法及び当該外来化学療法に伴う副作用等に係る検査又は投薬等を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　外来化学療法を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。

ハ　外来化学療法の評価に係る委員会を設置していること。

ニ　当該保険医療機関内に外来化学療法を担当する医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、医師又は歯科医師）であって、緩和ケアに関する適切な研修を受けたものが配置されていること。

ホ　がん患者に対して指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　外来腫瘍化学療法診療料２の施設基準

イ　外来化学療法及び当該外来化学療法に伴う副作用等に係る検査又は投薬等を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ　(1)のロを満たすものであること。

(3)　外来腫瘍化学療法診療料３の施設基準

イ　外来化学療法及び当該外来化学療法に伴う副作用等に係る検査又は投薬等を行う体制が整備されていること。

ロ　外来化学療法及び当該外来化学療法に伴う副作用等に係る検査又は投薬等を行うにつき十分な体制が整備されている他の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

ハ　(1)のロを満たすものであること。

(4)　外来腫瘍化学療法診療料の注１に規定する厚生労働大臣が定める外来化学療法

診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第二章第六部注射に掲げる診療に係る費用のうち次に掲げるものについて、入院中の患者以外の患者に対して、抗悪性腫瘍剤の投与を行う化学療法

イ　区分番号Ｇ０００に掲げる皮内、皮下及び筋肉内注射のうち、皮下注射

ロ　区分番号Ｇ００１に掲げる静脈内注射

ハ　区分番号Ｇ００２に掲げる動脈注射

ニ　区分番号Ｇ００３に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入

ホ　区分番号Ｇ００３―３に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入

ヘ　区分番号Ｇ００４に掲げる点滴注射

ト　区分番号Ｇ００５に掲げる中心静脈注射

チ　区分番号Ｇ００６に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射

(5)　外来腫瘍化学療法診療料の注８に規定する連携充実加算の施設基準

イ　化学療法を実施している患者の栄養管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ　他の保険医療機関及び保険薬局との連携体制が確保されていること。

(6)　外来腫瘍化学療法診療料の注９に規定するがん薬物療法体制充実加算の施設基準

化学療法を実施している患者の薬学的管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

四の九　生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の施設基準

(1)　生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注１に規定する施設基準

生活習慣病管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2)　生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注１に規定する厚生労働大臣が定める薬剤

イ　インスリン製剤

ロ　グルカゴン様ペプチド―１受容体アゴニスト

ハ　インスリン・グルカゴン様ペプチド―１受容体アゴニスト配合剤

ニ　チルゼパチド製剤

(3)　生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注４のイに規定する充実管理加算（脂質異常症を主病とする場合）の施設基準

イ　充実管理加算１の施設基準

①　脂質異常症の管理につき、十分な実績を有していること。

②　外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

ロ　充実管理加算２の施設基準

①　脂質異常症の管理につき、相当の実績を有していること。

②　イの②を満たすものであること。

ハ　充実管理加算３の施設基準

イの②を満たすものであること。

(4)　生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注４のロに規定する充実管理加算（高血圧症を主病とする場合）の施設基準

イ　充実管理加算１の施設基準

①　高血圧症の管理につき、十分な実績を有していること。

②　外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

ロ　充実管理加算２の施設基準

①　高血圧症の管理につき、相当の実績を有していること。

②　イの②を満たすものであること。

ハ　充実管理加算３の施設基準

イの②を満たすものであること。

(5)　生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注４のハに規定する充実管理加算（糖尿病を主病とする場合）の施設基準

イ　充実管理加算１の施設基準

①　糖尿病の管理につき、十分な実績を有していること。

②　外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

ロ　充実管理加算２の施設基準

①　糖尿病の管理につき、相当の実績を有していること。

②　イの②を満たすものであること。

ハ　充実管理加算３の施設基準

イの②を満たすものであること。

(6)　生活習慣病管理料(Ⅱ)の注８に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五　ニコチン依存症管理料の施設基準等

(1)　ニコチン依存症管理料の施設基準

ニコチン依存症管理を適切に実施できる保険医療機関であること。

(2)　ニコチン依存症管理料の注１に規定する基準

当該保険医療機関における過去一年間のニコチン依存症管理料の平均継続回数が二回以上であること。ただし、過去一年間にニコチン依存症管理料の算定の実績を有しない場合は、この限りでない。

五の一の二　療養・就労両立支援指導料の施設基準等

(1)　療養・就労両立支援指導料の注３に規定する相談支援加算の施設基準

患者の就労と療養に係る支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　療養・就労両立支援指導料の注５に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の一の三　心不全再入院予防継続管理料の施設基準

(1)　心不全の診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　当該体制において、心不全の診療を担当する医師、看護師又は保健師、薬剤師及び管理栄養士が適切に配置されていること。

(3)　注１に規定する病棟については、一般病棟入院基本料、七対一入院基本料、十対一入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）に係る届出を行っている保険医療機関の病棟であること。

五の一の四　遺伝性疾患療養指導管理料の施設基準

(1)　遺伝性疾患療養指導管理料の注１から注３までに規定する施設基準

イ　当該保険医療機関内に遺伝性疾患の診療につき十分な経験を有する常勤の医師が配置されていること。

ロ　当該療養指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　遺伝性疾患療養指導管理料の注４に規定する施設基準

イ　遺伝性疾患療養指導管理料の注１から注３までに規定する施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ロ　情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　遺伝性疾患療養指導管理料の注５に規定する施設基準

当該療養指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の二　開放型病院共同指導料(Ⅰ)の施設基準

(1)　病院であること。

(2)　当該病院が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されていること。

(3)　(2)の目的のための専用の病床が適切に備えられていること。

六　在宅療養支援診療所の施設基準

次のいずれかに該当するものであること。

(1)　次のいずれの基準にも該当するものであること。

イ　保険医療機関である診療所であること。

ロ　在宅医療を担当する常勤の医師が三名以上配置されていること。

ハ　当該診療所において、二十四時間連絡を受ける保険医又は看護職員等をあらかじめ指定し、その連絡先を文書で患家に提供していること。

ニ　当該診療所において、患家の求めに応じて、二十四時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っていること。ただし、基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する診療所にあっては、看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を行うことが二十四時間可能な体制を確保し、担当医及び担当看護師等の氏名、担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っている場合は、この限りでない。

ホ　当該診療所において、又は別の保険医療機関若しくは訪問看護ステーションとの連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の保険医の指示に基づき、二十四時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。

ヘ　有床診療所にあっては当該診療所において、無床診療所にあっては別の保険医療機関との連携により、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保し、受入医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生局長等に届け出ていること。

ト　連携する保険医療機関又は訪問看護ステーションにおいて緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、その療養等に必要な情報を文書で当該保険医療機関又は訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

チ　患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

リ　当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。

ヌ　緊急の往診及び在宅における看取り等について、相当の実績を有していること。

ル　主として往診又は訪問診療を実施する診療所にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

①　他の保険医療機関から文書による紹介を受けた患者の訪問診療について、相当の実績を有していること。

②　看取り等について、十分な実績を有していること。

③　施設入居者等以外の患者の診療及び重症の患者の診療について、相当の実績を有していること。

ヲ　当該診療所において、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。

ワ　訪問栄養食事指導を行うことが可能な体制をとっていること。

カ　介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム（以下この号において「介護保険施設等」という。）との協力が可能な体制をとっていること。

ヨ　訪問診療の回数が一定数以上の場合にあっては、在宅データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

タ　業務継続計画の策定及び定期的な見直しを行うこと。

(2)
他の保険医療機関（診療所又は許可病床数が二百床（基本診療料の施設基準等の別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百八十床）未満の病院に限る。）と地域における在宅療養の支援に係る連携体制を構築している保険医療機関である診療所であって、次のいずれかの基準に該当するものであること。

イ　次のいずれの基準にも該当するものであること。

①　当該診療所及び当該連携体制を構成する他の保険医療機関において、在宅医療を担当する常勤の医師が合わせて三名以上配置されていること。

②　当該連携体制を構成する他の保険医療機関との連携により、二十四時間連絡を受ける保険医又は看護職員等をあらかじめ指定し、その連絡先を文書で患家に提供していること。

③　当該連携体制を構成する他の保険医療機関との連携により、患家の求めに応じて、二十四時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っていること。また、当該診療所において往診が可能な体制を一定時間確保すること。ただし、基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する診療所にあっては、看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を行うことが二十四時間可能な体制を確保し、担当医及び担当看護師等の氏名、担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っている場合は、この限りでない。

④　当該診療所において、又は当該連携体制を構成する他の保険医療機関若しくは訪問看護ステーションとの連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の保険医の指示に基づき、二十四時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。

⑤　当該診療所又は当該連携体制を構成する他の保険医療機関において、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保し、受入医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生局長等に届け出ていること。ただし、当該診療所及び当該連携体制を構成する他の保険医療機関のいずれも病床を有しない場合には、別の保険医療機関との連携により、必要な緊急時の病床の確保及び地方厚生局長等への届出を行っていること。

⑥　連携する保険医療機関又は訪問看護ステーションにおいて緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、その療養等に必要な情報を文書で当該保険医療機関又は訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

⑦　患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

⑧　当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。

⑨　緊急の往診及び在宅における看取り等について、当該連携体制を構成する他の保険医療機関と合わせて、相当の実績を有していること。

⑩　主として往診又は訪問診療を実施する診療所にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

1　他の保険医療機関から文書による紹介を受けた患者の訪問診療について、相当の実績を有していること。

2　看取り等について、十分な実績を有していること。

3　施設入居者等以外の患者の診療及び重症の患者の診療について、相当の実績を有していること。

⑪　当該診療所において、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。

⑫　訪問栄養食事指導を行うことが可能な体制をとっていること。

⑬　介護保険施設等との協力が可能な体制をとっていること。

⑭　訪問診療の回数が一定数以上の場合にあっては、在宅データ提出加算に係る届出を行っている医療機関であること。

⑮　業務継続計画の策定及び定期的な見直しを行うこと。

ロ　次のいずれの基準にも該当するものであること。

①　イの①、②及び④から⑮までを満たすものであること。

②　当該連携体制を構成する他の保険医療機関との連携により、患家の求めに応じて、二十四時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名及び担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っていること。ただし、基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する診療所にあっては、看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を行うことが二十四時間可能な体制を確保し、担当医及び担当看護師等の氏名並びに担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っている場合は、この限りでない。

(3)
次のいずれにも該当するものであること。

イ　保険医療機関である診療所であること。

ロ　当該診療所において、二十四時間連絡を受ける保険医又は看護職員等をあらかじめ指定し、その連絡先を文書で患家に提供していること。

ハ　当該診療所において、又は別の保険医療機関の保険医との連携により、患家の求めに応じて、二十四時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っていること。ただし、基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する診療所にあっては、看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を行うことが二十四時間可能な体制を確保し、担当医及び担当看護師等の氏名、担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っている場合は、この限りでない。

ニ　当該診療所において、又は別の保険医療機関若しくは訪問看護ステーションとの連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の保険医の指示に基づき、二十四時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。

ホ　当該診療所において、又は別の保険医療機関との連携により、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保し、受入医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生局長等に届け出ていること。

ヘ　連携する保険医療機関又は訪問看護ステーションにおいて緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、その療養等に必要な情報を文書で当該保険医療機関又は訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

ト　患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

チ　当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。

リ　主として往診又は訪問診療を実施する診療所にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

①　他の保険医療機関から文書による紹介を受けた患者の訪問診療について、相当の実績を有していること。

②　看取り等について、十分な実績を有していること。

③　施設入居者等以外の患者の診療及び重症の患者の診療について、相当の実績を有していること。

ヌ　当該診療所において、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。

ル　訪問栄養食事指導を行うことが可能な体制をとっていること。

ヲ　介護保険施設等との協力が可能な体制をとっていること。

ワ　業務継続計画の策定及び定期的な見直しを行うこと。

六の二　退院時共同指導料１及び退院時共同指導料２を二回算定できる疾病等の患者
　別表第三の一の三に掲げる患者
六の二の二　退院時共同指導料１の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める特別な管理を要する状態等にある患者
　別表第八に掲げる者
六の二の二の二　特別管理加算の施設基準
(1)　障害者歯科治療に従事する歯科医師が配置されていること。
(2)　障害者歯科治療を行うにつき十分な設備及び体制が整備されていること。
六の二の三　小児口腔機能管理料の注５に規定する口腔管理体制強化加算の施設基準
(1)　保険医療機関である歯科診療所であること。
(2)　歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置されていること。
(3)　歯科疾患の重症化予防に関する継続的な管理の実績があること。
(4)　口腔機能管理に関する実績があること。
(5)　次のいずれかに該当すること。
イ　歯科訪問診療料を算定していること。
ロ　在宅療養支援歯科診療所１、在宅療養支援歯科診療所２又は在宅療養支援歯科病院との連携の実績があること。
ハ　在宅歯科医療に係る連携体制が確保されていること。
(6)　歯科疾患の継続管理等に係る適切な研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。
(7)　緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(8)　当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等と連携していること。
(9)　医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。
六の二の三の二　口腔機能実地指導料の施設基準
(1)　口腔機能の指導等に係る適切な研修を受けた歯科衛生士が一名以上配置されていること。
(2)　歯科衛生士が口腔機能の指導を行うための設備及び体制を有していること。
六の二の四　歯科治療時医療管理料の施設基準
(1)　当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること。
(2)　歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師が一名以上かつ歯科衛生士若しくは看護師が一名以上配置されていること。
(3)　当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有していること。
(4)　緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との連携体制（病院である医科歯科併設の保険医療機関（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関をいう。以下同じ。）にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制）が確保されていること。
六の二の五　小児口腔機能管理料の注７、口腔機能管理料の注７及び歯科特定疾患療養管理料の注５に規定する施設基準
　情報通信機器を用いた歯科診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の二の六　歯科遠隔連携診療料の施設基準等
(1)　歯科遠隔連携診療料の施設基準
　情報通信機器を用いた歯科診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　歯科遠隔連携診療料の対象患者
　次のいずれかに該当すること。
イ　口腔領域の悪性新生物の術後の経過観察等の専門的な医療を必要とする患者
ロ　口腔軟組織の疾患（難治性のものに限る。）又は薬剤関連顎骨壊死の経過観察等の専門的な医療を必要とする患者
ハ　顎変形症に伴う顎離断等の術後の経過観察等の専門的な医療を必要とする患者
六の三　在宅療養支援歯科診療所の施設基準
(1)　在宅療養支援歯科診療所１の施設基準
イ　保険医療機関である歯科診療所であって、歯科訪問診療に関する実績を有すること。
ロ　高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。
ハ　歯科衛生士が一名以上配置されていること。
ニ　当該保険医療機関が歯科訪問診療を行う患者に対し、患家の求めに応じて、迅速な歯科訪問診療が可能な体制を確保し、歯科訪問診療を担う担当歯科医の氏名、診療可能日等を、文書により患家に提供していること。
ホ　在宅歯科診療に係る後方支援の機能を有する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。
ヘ　定期的に、在宅患者等の口腔機能管理を行っている患者数等を地方厚生局長等に報告していること。
ト　当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等との十分な連携の実績があること。
チ　主として歯科訪問診療を実施する診療所にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
①　当該診療所で行われる歯科訪問診療の患者のうち、六割以上が歯科訪問診療１を実施していること。
②　在宅歯科医療を担当する常勤の歯科医師が配置されていること。
③　直近一年間に五つ以上の病院又は診療所から、文書による紹介を受けて歯科訪問診療を開始した実績があること。
④　在宅歯科医療を行うにつき十分な機器を有していること。
⑤　歯科訪問診療における処置等の実施について相当の実績を有すること。
(2)　在宅療養支援歯科診療所２の施設基準
イ　(1)のイからヘまで及びチに該当するものであること。
ロ　当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等との必要な連携の実績があること。
六の四　在宅療養支援歯科病院の施設基準
(1)　保険医療機関である歯科診療を行う病院であって、歯科訪問診療又は在宅歯科診療に係る後方支援に関する実績を有していること。
(2)　高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。
(3)　歯科衛生士が一名以上配置されていること。
(4)　在宅歯科診療に係る後方支援の機能を有していること。
(5)　定期的に、在宅患者等の口腔機能管理を行っている患者数等を地方厚生局長等に報告していること。
(6)　当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等との十分な連携の実績があること。

七から八の二まで　削除

九　ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)及びハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)の施設基準等

(1)　ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)及びハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)の施設基準

イ　産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関であること。

ロ　ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

ハ　ロの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

(2)　ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)に規定する状態等にある患者

妊婦又は妊産婦であって、別表第三の二に掲げるもの

九の二　がん治療連携計画策定料の施設基準

(1)　がん治療連携計画策定料の注1に規定する施設基準

イ　がん診療の拠点となる病院又はそれに準じる病院であること。

ロ　当該地域において当該病院からの退院後の治療を担う複数の保険医療機関を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成し、地方厚生局長等に届け出ていること。

(2)　がん治療連携計画策定料の注5に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

九の三　がん治療連携指導料の施設基準

(1)　地域連携診療計画において連携する保険医療機関として定められている保険医療機関であって、当該地域連携診療計画をがん治療連携計画策定料を算定する病院と共有するとともに、あらかじめ地方厚生局長等に届け出ていること。

(2)　がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者に対して、当該地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制が整備されていること。

九の四　がん治療連携管理料の施設基準

がん診療の拠点となる病院であること。

九の四の二　外来がん患者在宅連携指導料の施設基準

(1)　外来がん患者在宅連携指導料の注1に規定する施設基準

外来緩和ケア管理料又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準を満たしていること。

(2)　外来がん患者在宅連携指導料の注3に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

九の五　認知症専門診断管理料の施設基準

(1)　認知症に関する専門の保険医療機関であること。

(2)　当該保険医療機関内に認知症に係る診療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されていること。

九の六　肝炎インターフェロン治療計画料の施設基準

(1)　肝炎インターフェロン治療計画料の注1に規定する施設基準

イ　肝疾患に関する専門の保険医療機関であること。

ロ　当該保険医療機関内に肝炎インターフェロン治療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されていること。

(2)　肝炎インターフェロン治療計画料の注3に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

九の七　外来排尿自立指導料の施設基準等

(1)　外来排尿自立指導料の施設基準

排尿に関するケアを行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　外来排尿自立指導料の対象患者

当該保険医療機関の入院中に排尿自立支援加算を算定していた患者のうち、尿道カテーテル抜去後に下部尿路機能障害の症状を有する患者又は尿道カテーテル留置中の患者であって、尿道カテーテル抜去後に下部尿路機能障害を生ずると見込まれるもの。

九の七の二　ハイリスク妊産婦連携指導料1及びハイリスク妊産婦連携指導料2の施設基準

精神疾患を有する妊産婦の診療について、十分な実績を有していること。

九の七の三　遠隔連携診療料の施設基準等

(1)　遠隔連携診療料の施設基準

イ　情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　(2)のへからチまで及び(4)のホに該当する患者を診療する場合は、基本診療料の施設基準等別表第六の二の二に掲げる地域に所在する保険医療機関であること。

(2)　遠隔連携診療料の注1に規定する対象患者

イ　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病の患者（診断を目的とする場合には疑いのものを含む。）

ロ　てんかん（外傷性のてんかん（診断を目的とする場合に限る。）及び知的障害を有する者に係るものを含む。）の患者（診断を目的とする場合には疑いのものを含む。）

ハ　希少がんの患者（診断を目的とする場合には疑いのものを含む。）

ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病（同条第三項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象に相当する状態のものに限る。）の患者（診断を目的とする場合には疑いのものを含む。）

ホ　医療的ケア児（者）

ヘ　悪性腫瘍（治療中のものに限る。）の患者

ト　膠原病（治療中のものに限る。）の患者

チ　慢性維持透析の患者

(3)　遠隔連携診療料の注2に規定する対象患者

イ　主治医として定期的に訪問診療を行っている保険医が属する保険医療機関が標榜していない診療科であって、その診療科の医師でなければ困難な診療を要する者

ロ　医療的ケア児（者）

ハ　区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料の対象患者

(4)　遠隔連携診療料の注3に規定する対象患者

イ　指定難病の患者

ロ　希少がんの患者

ハ　小児慢性特定疾病医療支援の対象患者

ニ　臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に対して、臓器移植の希望を登録した患者

ホ　当該保険医療機関が標榜していない診療科であって、その診療科の医師でなければ困難な診療を要する者

九の七の四　こころの連携指導料(Ⅰ)の施設基準
孤独・孤立の状況等を踏まえ、精神科又は心療内科への紹介が必要であると認められる患者に対する診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
九の七の五　こころの連携指導料(Ⅱ)の施設基準
(1)　精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関であること。
(2)　孤独・孤立の状況等を踏まえ、精神科又は心療内科に紹介された精神疾患を有する患者等に対する診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
九の七の六　プログラム医療機器等指導管理料の施設基準
(1)　プログラム医療機器等指導管理料の注1の施設基準
プログラム医療機器等の指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　プログラム医療機器等指導管理料の注3の施設基準
情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
九の八　退院後訪問指導料に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者
(1)　別表第八に掲げる状態の患者
(2)　認知症又は認知症の症状を有し、日常生活を送る上で介助が必要な状態の患者
十　薬剤管理指導料の施設基準等
(1)　薬剤管理指導料の施設基準
イ　当該保険医療機関内に薬剤管理指導を行うにつき必要な薬剤師が配置されていること。
ロ　薬剤管理指導を行うにつき必要な医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有していること。
ハ　入院中の患者に対し、患者ごとに適切な薬学的管理（副作用に関する状況の把握を含む。）を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。
(2)　薬剤管理指導料の対象患者
別表第三の三に掲げる医薬品が投薬又は注射されている患者
十の二　薬剤総合評価調整管理料の注3に規定する施設基準
情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十の二の二　診療情報提供料(Ⅰ)の地域連携診療計画加算の施設基準
連携する保険医療機関等とあらかじめ地域連携診療計画を共有しており、診療情報を含めて評価等を行うための機会を定期的に設けていること。
十の二の三　診療情報提供料(Ⅰ)の検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準
(1)　他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受が可能なネットワークを構築していること。
(2)　他の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されていること。
十の二の四　連携強化診療情報提供料の施設基準等
(1)　連携強化診療情報提供料の注1に規定する施設基準
次のいずれかに該当すること。
イ　診療所又は許可病床数が二百床未満の病院
ロ　特定機能病院、地域医療支援病院（一般病床の数が二百床未満であるものを除く。）、外来機能報告対象病院等（医療法第三十条の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。）又は許可病床数が四百床以上である病院（一般病床の数が二百床未満であるものを除く。）、外
(2)　連携強化診療情報提供料の注1に規定する他の保険医療機関の基準
イ　別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が(1)のイに掲げる施設基準を満たす場合にあっては、(1)のロに掲げる施設基準を満たす保険医療機関であること。
ロ　別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が(1)のロに掲げる施設基準を満たす場合にあっては、(1)のイに掲げる施設基準を満たす保険医療機関であること。
(3)　連携強化診療情報提供料の注2及び注3に規定する施設基準
次のいずれかの指定を受けている保険医療機関であること。
イ　難病診療連携拠点病院又は難病診療分野別拠点病院（難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病の患者に係る場合に限る。）
ロ　てんかん支援拠点病院（てんかんの患者に係る場合に限る。）
(4)　連携強化診療情報提供料の注4及び注5に規定する施設基準（診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）においては注2及び注3）
当該保険医療機関内に妊娠中の患者の診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十の二の五　医療機器安全管理料の施設基準
(1)　臨床工学技士が配置されている保険医療機関において、生命維持管理装置を用いて治療を行う場合の施設基準
イ　当該保険医療機関内に生命維持管理装置等の医療機器の管理及び保守点検を行う常勤の臨床工学技士が一名以上配置されていること。
ロ　生命維持管理装置等の医療機器の安全管理につき十分な体制が整備されていること。
(2)　放射線治療機器の保守管理、精度管理等の体制が整えられている保険医療機関において、放射線治療計画を策定する場合の施設基準
イ　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が一名以上配置されていること。
ロ　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ハ　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
十の二の六　がんゲノムプロファイリング評価提供料の施設基準
がんゲノムプロファイリング検査に係る届出を行っている保険医療機関であること。
十の三　精神科退院時共同指導料の施設基準
精神科退院時共同指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十一　歯科特定疾患療養管理料に規定する疾患
分類表に規定する疾病のうち別表第四に掲げる疾病
第四　在宅医療
一　在宅療養支援病院の施設基準
次のいずれかに該当するものであること。
(1)　次のいずれの基準にも該当するものであること。
イ　保険医療機関である病院であって、許可病床数が二百床（基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百八十床）未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものであること。
ロ　在宅医療を担当する常勤の医師が三名以上配置されていること。

ハ　当該病院において、二十四時間連絡を受ける担当者をあらかじめ指定し、その連絡先を文書で患家に提供していること。

ニ　当該病院において、患家の求めに応じて、二十四時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っていること。ただし、基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する診療所にあっては、看護師等といる患者に対して情報通信機器を用いた診療を行うことが二十四時間可能な体制を確保し、担当医及び担当看護師等の氏名、担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っている場合は、この限りでない。

ホ　往診担当医は、当該保険医療機関の当直体制を担う医師とは別の者であること。

ヘ　当該病院において、又は訪問看護ステーションとの連携により、患家の求めに応じて、当該病院の保険医の指示に基づき、二十四時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。

ト　当該病院において、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保していること。

チ　訪問看護ステーションと連携する場合にあっては、当該訪問看護ステーションが緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、その療養等に必要な情報を文書で当該訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

リ　患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ヌ　当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。

ル　緊急の往診及び在宅における看取り等について、相当の実績を有していること。

ヲ　当該病院において、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。

ワ　訪問栄養食事指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。

カ　介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム（以下この号において「介護保険施設等」という。）との協力が可能な体制をとっていること。

ヨ　訪問診療の回数が一定数以上の場合にあっては、在宅データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

タ　業務継続計画の策定及び定期的な見直しを行うこと。

(2)　他の保険医療機関（診療所又は許可病床数が二百床（基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百八十床）未満の病院に限る。）と地域における在宅療養の支援に係る連携体制を構築している病院であって、次のいずれの基準にも該当するものであること。

イ　保険医療機関である病院であって、許可病床数が二百床（基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百八十床）未満のものであること。

ロ　当該病院及び当該連携体制を構成する他の保険医療機関において、在宅医療を担当する常勤の医師が合わせて三名以上配置されていること。

ハ　当該連携体制を構成する他の保険医療機関との連携により、二十四時間連絡を受ける担当者をあらかじめ指定し、その連絡先を文書で患家に提供していること。

ニ　当該連携体制を構成する他の保険医療機関との連携により、患家の求めに応じて、二十四時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っていること。ただし、基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する診療所にあっては、看護師等といる患者に対して情報通信機器を用いた診療を行うことが二十四時間可能な体制を確保し、担当医及び担当看護師等の氏名、担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っている場合は、この限りでない。

ホ　往診担当医は、当該保険医療機関の当直体制を担う医師とは別の者であること。

ヘ　当該病院において、又は当該連携体制を構成する他の保険医療機関若しくは訪問看護ステーションとの連携により、患家の求めに応じて、当該病院の保険医の指示に基づき、二十四時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。

ト　当該病院において、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保していること。

チ　連携する保険医療機関又は訪問看護ステーションにおいて緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、その療養等に必要な情報を文書で当該保険医療機関又は訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

リ　患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ヌ　当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。

ル　緊急の往診及び在宅における看取り等について、当該連携体制を構成する他の保険医療機関と合わせて、相当の実績を有していること。

ヲ　当該病院において、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。

ワ　訪問栄養食事指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。

カ　介護保険施設等との協力が可能な体制をとっていること。

ヨ　訪問診療の回数が一定数以上の場合にあっては、在宅データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

タ　業務継続計画の策定及び定期的な見直しを行うこと。

(3)　次のいずれの基準にも該当するものであること。

イ　保険医療機関である病院であって、許可病床数が二百床（基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百八十床）未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものであること。

ロ　当該病院において、二十四時間連絡を受ける担当者をあらかじめ指定し、その連絡先を文書で患家に提供していること。

ハ　当該病院において、患家の求めに応じて、二十四時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っていること。ただし、基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する診療所にあっては、看護師等といる患者に対して情報通信機器を用いた診療を行うことが二十四時間可能な体制を確保し、担当医及び担当看護師等の氏名、担当日等を文書により患家に提供する等の対応を行っている場合は、この限りでない。

ニ　往診担当医は、当該保険医療機関の当直体制を担う医師とは別の者であること。

ホ　当該病院において、又は訪問看護ステーションとの連携により、患家の求めに応じて、当該病院の保険医の指示に基づき、二十四時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。

ヘ　当該病院において、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保していること。

ト　訪問看護ステーションと連携する場合にあっては、当該訪問看護ステーションが緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、その療養等に必要な情報を文書で当該訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

チ　患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
リ　当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。
ヌ　当該病院において、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。
ル　訪問栄養食事指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ヲ　介護保険施設等との協力が可能な体制をとっていること。
ワ　業務継続計画の策定及び定期的な見直しを行うこと。

一の二　往診料の注１及び往診料の在宅ターミナルケア加算、在宅患者訪問診療料(I)及び在宅患者訪問診療料(II)の在宅ターミナルケア加算、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料並びに在宅がん医療総合診療料に規定する在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるもの
　第三の六(1)若しくは(2)のイに該当する在宅療養支援診療所又は第四の一(1)若しくは(2)に該当する在宅療養支援病院

一の二の二　往診料の往診時医療情報連携加算に規定する在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるもの
　第三の六(1)若しくは(2)に該当する在宅療養支援診療所又は第四の一(1)若しくは(2)に該当する在宅療養支援病院

一の三　往診料に規定する時間
　保険医療機関において専ら診療に従事している一部の時間

一の三の二　往診料に規定する別に厚生労働大臣が定める患者
　次のいずれかに該当するものであること。
(1)　往診を行う保険医療機関において過去六十日以内に在宅患者訪問診療料(I)、在宅患者訪問診療料(II)又は在宅がん医療総合診療料を算定しているもの
(2)　往診を行う保険医療機関と連携体制を構築している他の保険医療機関において、過去六十日以内に在宅患者訪問診療料(I)、在宅患者訪問診療料(II)又は在宅がん医療総合診療料を算定しているもの
(3)　往診を行う保険医療機関の外来において継続的に診療を受けている患者
(4)　往診を行う保険医療機関と平時からの連携体制を構築している介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホームに入所する患者

一の三の三　往診料注10に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準
(1)　介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム（以下この号において「介護保険施設等」という。）において、協力医療機関として定められている保険医療機関であって、当該介護保険施設等から二十四時間連絡を受ける担当者をあらかじめ指定し、その連絡先を当該介護保険施設等に提供していること。
(2)　当該介護保険施設等と連携体制が確保されていること。
(3)　(2)に規定する連携体制を構築していることについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
(4)　(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

一の四　往診料の注３ただし書及び注８、在宅患者訪問診療料(I)及び在宅患者訪問診療料(II)の在宅ターミナルケア加算、在宅時医学総合管理料の注７、施設入居時等医学総合管理料の注３並びに在宅がん医療総合診療料の注５に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準等
(1)　在宅医療充実体制加算の施設基準
　地域の重症な在宅患者に対し質の高い診療を行うにつき十分な体制が整備され、相当の実績を有していること。
(2)　在宅療養実績加算１の施設基準
　緊急の往診及び在宅における看取りについて、相当の実績を有していること。
(3)　在宅療養実績加算２の施設基準
イ　緊急の往診及び在宅における看取りについて、相当の実績を有していること。
ロ　当該保険医療機関内に在宅医療を担当する医師であって、緩和ケアに関する適切な研修を受けたものが配置されていること。

一の五　在宅患者訪問診療料(I)及び在宅患者訪問診療料(II)に規定する疾病等
　別表第七に掲げる疾病等

一の五の二　在宅患者訪問診療料(I)の注12（在宅患者訪問診療料(II)の注６の規定により準用する場合を含む。）に規定する別に厚生労働大臣が定める基準
　患者一人当たりの直近三月の訪問診療の回数が一定数未満であること。

一の五の三　在宅患者訪問診療料(I)の注13（在宅患者訪問診療料(II)の注６の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注８及び歯科訪問診療料の注21に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準
(1)　在宅医療ＤＸ情報活用加算１の施設基準
イ　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
ロ　健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
ハ　電磁的記録をもって作成された処方箋を発行する体制又は調剤した薬剤に関する情報を電磁的記録として登録する体制を有していること。
ニ　電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有していること。
ホ　医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
(2)　在宅医療ＤＸ情報活用加算２の施設基準
　(1)のイ、ロ及びニからヘまでに掲げる施設基準を満たすものであること。

一の六　在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の施設基準等
(1)　在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の施設基準
イ　当該保険医療機関内に在宅医療の調整担当者が一名以上配置されていること。
ロ　患者に対して医療を提供できる体制が継続的に確保されていること。
(2)　在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者
　別表第八の二に掲げる患者
(3)　在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料に規定する診療に係る費用
　医科点数表の第二章第一部医学管理等、第二部在宅医療及び第九部処置に掲げる診療に係る費用のうち次に掲げるもの
イ　区分番号Ｂ０００に掲げる特定疾患療養管理料
ロ　区分番号Ｂ００１の４に掲げる小児特定疾患カウンセリング料
ハ　区分番号Ｂ００１の５に掲げる小児科療養指導料

ニ　区分番号Ｂ００１の６に掲げるてんかん指導料
ホ　区分番号Ｂ００１の７に掲げる難病外来指導管理料
ヘ　区分番号Ｂ００１の８に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料
ト　区分番号Ｂ００１の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料
チ　区分番号Ｂ００１の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料
リ　区分番号Ｂ００１の37に掲げる慢性腎臓病透析予防指導管理料
ヌ　区分番号Ｂ００１―３に掲げる生活習慣病管理料(Ⅰ)
ル　区分番号Ｂ００１―３―３に掲げる生活習慣病管理料(Ⅱ)
ヲ　区分番号Ｃ００７の注４に規定する衛生材料等提供加算
ワ　区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料
カ　区分番号Ｉ０１２―２の注４に規定する衛生材料等提供加算
ヨ　区分番号Ｊ０００に掲げる創傷処置
タ　区分番号Ｊ００１―７に掲げる爪甲除去
レ　区分番号Ｊ００１―８に掲げる穿刺排膿後薬液注入
ソ　区分番号Ｊ０１８に掲げる喀痰吸引
ツ　区分番号Ｊ０１８―３に掲げる干渉低周波去痰器による喀痰排出
ネ　区分番号Ｊ０４３―３に掲げるストーマ処置
ナ　区分番号Ｊ０５３に掲げる皮膚科軟膏処置
ラ　区分番号Ｊ０６０に掲げる膀胱洗浄
ム　区分番号Ｊ０６０―２に掲げる後部尿道洗浄（ウルツマン）
ウ　区分番号Ｊ０６３に掲げる留置カテーテル設置
ヰ　区分番号Ｊ０６４に掲げる導尿（尿道拡張を要するもの）
ノ　区分番号Ｊ１１８に掲げる介達牽引
オ　区分番号Ｊ１１８―２に掲げる矯正固定
ク　区分番号Ｊ１１８―３に掲げる変形機械矯正術
ヤ　区分番号Ｊ１１９に掲げる消炎鎮痛等処置
マ　区分番号Ｊ１１９―２に掲げる腰部又は胸部固定帯固定
ケ　区分番号Ｊ１１９―３に掲げる低出力レーザー照射
フ　区分番号Ｊ１１９―４に掲げる肛門処置
コ　区分番号Ｊ１２０に掲げる鼻腔栄養

(4)　頻回訪問加算に規定する状態等にある患者

別表第三の一の三に掲げる者

(5)　在宅時医学総合管理料の注８（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する基準

保険医療機関であって、主として往診又は訪問診療を実施する診療所以外の診療所であるものとして、地方厚生局長等に届け出たものであること。

(6)　在宅時医学総合管理料の注10（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者

別表第八の三に掲げる患者

(7)　在宅時医学総合管理料の注11及び施設入居時等医学総合管理料の注４に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者

別表第八の四に掲げる患者

(8)　在宅時医学総合管理料の注12（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(9)　在宅時医学総合管理料の注13（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する施設基準

在宅患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

(10)　在宅時医学総合管理料の注14（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する別に厚生労働大臣が定める基準

当該保険医療機関の訪問診療の回数及び当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関（令和六年三月三十一日までに開設した保険医療機関を除く。）の訪問診療の回数の合計が一定数を超えないこと。

(11)　在宅時医学総合管理料の注16（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）に規定する別に厚生労働大臣が定める基準

当該保険医療機関の月二回以上訪問診療を行う患者数が一定数未満であること又は月二回以上訪問診療を行う患者数に占める別表第八の二若しくは別表第八の三に掲げる患者数が一定割合以上であること。

一の六の二　在宅時医学総合管理料の注15（施設入居時等医学総合管理料の注５の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注９、歯科疾患在宅療養管理料の注７、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注８及び小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注８に規定する施設基準

(1)　在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの診療情報等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて常時確認できる体制を有し、関係機関と平時からの連携体制を構築していること。

(2)　診療情報等を活用した上で計画的な医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　(1)に規定する連携体制を構築している保険医療機関であることについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(4)　(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

一の七　歯科訪問診療料の注10に規定する時間

保険医療機関において専ら診療に従事している一部の時間

一の八　歯科訪問診療料の注16に規定する基準

歯科医療を担当する保険医療機関であって、主として歯科訪問診療を実施する診療所以外の診療所であるものとして、地方厚生局長等に届け出たものであること。

二　在宅がん医療総合診療料の施設基準

(1)　在宅がん医療総合診療料の注１に規定する施設基準

イ　在宅がん医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。

ロ　緊急時の入院体制が整備されていること。

(2)　在宅がん医療総合診療料の注７に規定する施設基準

在宅患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

二の二　救急搬送診療料の注４に規定する施設基準
　重症患者の搬送を行うにつき十分な体制が整備されていること。
二の三　救急患者連携搬送料に規定する施設基準
(1)　救急患者連携搬送料１の施設基準
イ　救急搬送について、相当の実績を有していること。
ロ　救急患者の転院体制について、連携する他の保険医療機関等との間であらかじめ協議を行っていること。
ハ　連携する他の保険医療機関へ搬送を行った患者の状態について、転院搬送先の保険医療機関から診療情報の提供が可能な体制が整備されていること。
ニ　連携する他の保険医療機関へ搬送した患者の病状の急変に備えた緊急の診療提供体制を確保していること。
(2)　救急患者連携搬送料２の施設基準
イ　特定機能病院、都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している保険医療機関及び区分番号Ａ２００に掲げる急性期総合体制加算の届出を行っている保険医療機関のいずれにも該当しない保険医療機関であること。
ロ　救急患者の転院体制について、連携する他の保険医療機関等との間であらかじめ協議を行っていること。
三　削除
四　在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の施設基準等
(1)　在宅患者訪問看護・指導料の注１及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注１に規定する疾病等
イ　別表第七に掲げる疾病等
ロ　別表第八に掲げる状態等
(2)　在宅患者訪問看護・指導料の注２及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注２に規定する施設基準
　緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。
(3)　在宅患者訪問看護・指導料の注５（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する長時間の訪問を要する者及び厚生労働大臣が定める者
イ　長時間の訪問を要する者
①　十五歳未満の小児であって、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注１に規定する超重症の状態又は超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注２に規定する準超重症の状態にあるもの
②　別表第八に掲げる者
③　医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めた者
ロ　厚生労働大臣が定める者
①　十五歳未満の小児であって、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注１に規定する超重症の状態又は超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注２に規定する準超重症の状態にあるもの
②　十五歳未満の小児であって、別表第八に掲げる者
(4)　在宅患者訪問看護・指導料の注11（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する状態等にある患者
　別表第八に掲げる者
(5)　在宅患者訪問看護・指導料の注11（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する状態等にある患者のうち重症度等の高いもの
　別表第八第一号に掲げる者
(6)　在宅患者訪問看護・指導料の注６（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める者
イ　超重症児又は準超重症児
ロ　別表第七に掲げる疾病等の者
ハ　別表第八に掲げる者
四の二　在宅患者訪問看護・指導料の注７及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注４に規定する複数名訪問看護・指導加算に係る厚生労働大臣が定める者及び厚生労働大臣が定める場合
(1)　厚生労働大臣が定める者
　一人の保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）による訪問看護・指導が困難な者であって、次のいずれかに該当するもの
イ　別表第七に掲げる疾病等の患者
ロ　別表第八に掲げる者
ハ　医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めた患者
ニ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる患者
ホ　患者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護・指導が困難と認められる者（在宅患者訪問看護・指導料の注７のハ及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注４のハに規定する場合に限る。）
ヘ　その他患者の状況等から判断して、イからホまでのいずれかに準ずると認められる者（在宅患者訪問看護・指導料の注７のハ及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注４のハに規定する場合に限る。）
(2)　厚生労働大臣が定める場合
イ　別表第七に掲げる疾病等の患者に対して訪問看護・指導を行う場合
ロ　別表第八に掲げる者に対して訪問看護・指導を行う場合
ハ　医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めた患者に対して訪問看護・指導を行う場合
四の三　在宅患者訪問看護・指導料の注１、同一建物居住者訪問看護・指導料の注１及び訪問看護指示料の注２に規定する者
　気管カニューレを使用している状態にある者又は真皮を越える褥瘡の状態にある者
四の三の二　在宅患者訪問看護・指導料の注13（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める者
　口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻若しくは腸瘻による経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする者
四の三の三　在宅患者訪問看護・指導料の注14及び注18（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める地域
(1)　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
(2)　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域

(3)　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村の地域

(4)　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域

(5)　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

(6)　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

四の三の四　在宅患者訪問看護・指導料の注15（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する訪問看護・指導体制充実加算の施設基準

訪問看護・指導について、十分な体制が整備され、相当の実績を有していること。

四の三の五　在宅患者訪問看護・指導料の注16（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する専門管理加算の施設基準

次のいずれかに該当するものであること。

(1)　緩和ケア、褥瘡（じょくそう）ケア又は人工肛門（こう）ケア及び人工膀胱（ぼうこう）ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。

(2)　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第五号に規定する指定研修機関において、同項第一号に規定する特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とするものに係る研修を修了した看護師が配置されていること。

四の三の六　在宅患者訪問看護・指導料の注17（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

(1)　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。

(2)　健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。

(3)　医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護・指導を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護・指導を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(4)　(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

四の三の七　在宅患者訪問看護・指導料の注18（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する遠隔死亡診断補助加算の施設基準

情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること。

四の三の八　在宅患者訪問看護・指導料の注19（同一建物居住者訪問看護・指導料の注８の規定により準用する場合を含む。）に規定する訪問看護医療情報連携加算の施設基準

(1)　在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの診療情報等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて常時確認できる体制を有し、関係機関と平時からの連携体制を構築していること。

(2)　診療情報等を活用した上で訪問看護・指導の実施に関する計画的な管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　(1)に規定する連携体制を構築している保険医療機関であることについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(4)　(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

四の三の九　訪問看護遠隔診療補助料の施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

四の四　介護職員等喀痰（かくたん）吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者

(1)　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号及び第三号の規定による特例居宅介護サービス費の支給に係る同法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第七項に規定する通所介護、同条第九項に規定する短期入所生活介護（医師が置かれていない場合に限る。）又は同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護を行う者

(2)　介護保険法第四十二条の三第一項第二号の規定による特例地域密着型介護サービス費の支給に係る地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）を行う者

(3)　介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護又は同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「介護予防訪問入浴介護等」という。）に係る指定を受けている者に限る。）

(4)　介護保険法第五十四条第一項第二号及び第三号の規定による特例介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問入浴介護等又は同法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護（医師が置かれていない場合に限る。）を行う者

(5)　介護保険法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者

(6)　介護保険法第五十四条の三第一項第二号の規定による特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る地域密着型介護予防サービスを行う者

(7)　介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を行う者

(8)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第四条第一項に規定する指定居宅介護の事業、同条第二項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業、同条第三項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業又は同条第四項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、同令第四十三条の二に規定する共生型居宅介護の事業を行う者、同令第四十三条の三に規定する共生型重度訪問介護の事業を行う者、同令第四十四条第一項に規定する基準該当居宅介護事業者、同令第四十八条第二項の重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者、同令第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者、同令第九十三条の二に規定する共生型生活介護の事業を行う者、同令第九十四条第一項に規定する基準該当生活介護事業者、同令第百十八条第一項に規定する指定短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第百二十五条の二に規定する共生型短期入所の事業を行う者、同令第百二十五条の五に規定する基準該当短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第百二十七条第一項に規定する指定重度障害者等包括支援事業者、同令第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、同令第百六十二条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者、同令第百六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業者、同令第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、同令第百七十一条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）事業者、同令第百七十二条第一項に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業者、

同令第百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者、同令第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援Ａ型事業者、同令第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援Ｂ型事業者、同令第二百三条第一項に規定する基準該当就労継続支援Ｂ型事業者、同令第二百八条に規定する指定共同生活援助事業者、同令第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者及び同令第二百十三条の十四に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者

(9)　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第四条に規定する指定児童発達支援の事業を行う者（当該事業を行う事業所が児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センター又は主として重症心身障害児（同法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせるものである場合を除く。）、同令第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う者、同令第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業者、同令第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者（当該事業を行う事業所が主として重症心身障害児を通わせるものである場合を除く。）、同令第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う者及び同令第七十一条の三に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者

(10)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第二十七項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十八項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者、同条第二十九項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに障害者総合支援法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者（障害者総合支援法第五条第二十七項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十八項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者及び同条第二十九項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者を除く。）

(11)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第一項の登録を受けた登録特定行為事業者に限る。）

五　在宅患者訪問栄養食事指導料に規定する別に厚生労働大臣が定める患者

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食を必要とする患者、がん患者、摂食機能若しくは嚥下機能が低下した患者又は低栄養状態にある患者

五の二　在宅療養後方支援病院の施設基準等

(1)　在宅療養後方支援病院の施設基準

イ　許可病床数が二百床（基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては百六十床）以上の保険医療機関である病院であること。

ロ　在宅療養後方支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ハ　介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホームとの協力が可能な体制をとっていること。

(2)　在宅患者共同診療料に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等

基本診療料の施設基準等別表第十三に掲げる疾病等

五の三　在宅患者訪問褥瘡管理指導料の施設基準

(1)　医師、看護師及び管理栄養士からなる在宅褥瘡対策チームを構成していること。

(2)　在宅褥瘡対策チームに、在宅褥瘡管理者を配置すること。

(3)　在宅における重症化予防等のための褥瘡管理対策を行うにつきふさわしい体制が整備されていること。

五の四　在宅療養指導管理料に規定する別に厚生労働大臣の定める患者

十五歳未満の者であって人工呼吸器を使用している状態のもの又は十五歳以上の者であって人工呼吸器を使用している状態が十五歳未満から継続しているもの（体重が二十キログラム未満である場合に限る。）

六　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬

別表第九に掲げる注射薬

六の二　在宅自己注射指導管理料の注５に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の二の二　在宅妊娠糖尿病患者指導管理料１及び血糖自己測定器加算に規定する厚生労働大臣が定める者

妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者であって周産期における合併症の危険性が高い者（血糖の自己測定を必要としたものに限る。）

六の二の三　在宅自己腹膜灌流指導管理料２の施設基準

腹膜透析患者に対する診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

六の三　在宅血液透析指導管理料の施設基準

在宅血液透析に係る医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。

六の三の二　在宅酸素療法指導管理料の遠隔モニタリング加算の施設基準

(1)　情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　呼吸器疾患の診療につき十分な経験を有する常勤の医師及び看護師が配置されていること。

六の四　在宅小児経管栄養法指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

(1)　経口摂取が著しく困難な十五歳未満の者

(2)　十五歳以上の者であって経口摂取が著しく困難である状態が十五歳未満から継続しているもの（体重が二十キログラム未満である場合に限る。）

六の四の二　在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める者

経口摂取が著しく困難なため胃瘻を造設している者であって、医師が、経口摂取の回復に向けて在宅半固形栄養経管栄養法を行う必要を認め、胃瘻造設術後一年以内に当該栄養法を開始するもの

六の四の三　在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の施設基準

(1)　在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算の施設基準

持続陽圧呼吸療法機器の使用時間等をモニタリング可能な体制を有し、適切な指導管理を行っていること。

(2)　在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算の施設基準

電話以外による指導を行う場合は、情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注４に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の四の四　在宅強心剤持続投与指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める注射薬

別表第九の一の一の二に掲げる注射薬

六の五　在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関の保険医
　緩和ケアに関する研修を受けた医師
六の五の二　在宅振戦等刺激装置治療指導管理料の注３に規定する施設基準
　情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の五の三　在宅舌下神経電気刺激療法指導管理料の施設基準
　在宅舌下神経電気刺激療法を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の六　在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料に規定する疾患
　別表第九の一の二に掲げる疾患
六の七　在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料の施設基準
　在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の七の二　在宅腫瘍治療電場療法指導管理料の施設基準
　在宅腫瘍治療電場療法を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の七の三　在宅経肛門的自己洗腸指導管理料の施設基準
　経肛門的自己洗腸の指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の七の四　注入器加算に規定する注射薬
　別表第九の一の三に掲げる注射薬
六の八　持続血糖測定器加算の施設基準
(1)　間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合
イ　当該保険医療機関内に当該測定器の使用につき必要な医師が配置されていること。
ロ　当該測定器の使用につき十分な体制が整備されていること。
(2)　間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合
イ　当該保険医療機関内に当該測定器の使用につき必要な医師が配置されていること。
ロ　当該測定器の使用につき十分な体制が整備されていること。
六の九　経腸投薬用ポンプ加算に規定する内服薬
　別表第九の一の四に掲げる内服薬
六の九の二　持続皮下注入シリンジポンプ加算に規定する注射薬
　別表第九の一の四の二に掲げる注射薬
六の十　注入ポンプ加算に規定する注射薬
　別表第九の一の五に掲げる注射薬
六の十一　横隔神経電気刺激装置加算の施設基準
　横隔神経電気刺激装置の使用につき十分な体制が整備されていること。
七　地域医療連携体制加算の施設基準
(1)　診療所であること。
(2)　夜間、休日等における緊急時の体制を継続的に確保するため、歯科点数表区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注２の届出を行っている病院である保険医療機関及びその他の歯科の保険医療機関との連携による地域医療支援体制を備えていること。
七の一の二　歯科訪問診療料の注７の施設基準
(1)　次のいずれかに該当すること。
イ　歯科訪問診療１又は歯科訪問診療２を行っていること。
ロ　当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等と連携していること。
(2)　歯科訪問診療が適切に実施できる体制を有すること。
七の一の三　医科連携訪問加算の施設基準
(1)　他の保険医療機関に入院中の口腔状態に課題を抱える患者について、当該保険医療機関の依頼に基づく対応に係る連携体制を構築していること。
(2)　連携する保険医療機関の依頼に円滑に対応するために必要な情報を共有していること。
八　在宅患者歯科治療時医療管理料の施設基準
(1)　当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること。
(2)　歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師が一名以上かつ歯科衛生士若しくは看護師が一名以上配置されていること。
(3)　当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有していること。
(4)　緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との連携体制（病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制）が確保されていること。
第五　検査
一　検体検査実施料に規定する検体検査
　別表第九の二に掲げる検査
二　削除
三　造血器腫瘍遺伝子検査の施設基準
　検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準を満たしていること。
三の一の二　遺伝学的検査の施設基準等
(1)　遺伝学的検査の注１に規定する施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　遺伝学的検査の注１に規定する疾患
　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病のうち、当該疾患に対する遺伝学的検査の実施に当たって十分な体制が必要なもの
(3)　遺伝学的検査の注２に規定する施設基準
イ　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ロ　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
ハ　遺伝性疾患療養指導管理料の注１から注３までに規定する施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。
三の一の二の二　染色体検査の注２に規定する施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の三　骨髄微小残存病変量測定の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の三の二　ＢＲＣＡ１／２遺伝子検査の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の三の三　がんゲノムプロファイリング検査の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の三の四　角膜ジストロフィー遺伝子検査の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の一の三の五　遺伝子相同組換え修復欠損検査の施設基準
　ＢＲＣＡ１／２遺伝子検査の施設基準を満たしていること。
三の一の三の六　染色体構造変異解析の施設基準
　遺伝性疾患療養指導管理料の注１から注３までに規定する施設基準を満たしていること。
三の一の三の七　Ｙ染色体微小欠失検査の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の三の八　先天性代謝異常症検査の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の四　デングウイルス抗原定性及びデングウイルス抗原・抗体同時測定定性の施設基準
　基本診療料の施設基準等第九の二の(1)のイの救命救急入院料１若しくはロの救命救急入院料２、三の(1)のイの特定集中治療室管理料１、ロの特定集中治療室管理料２若しくはハの特定集中治療室管理料３、四の(1)のハイケアユニット入院医療管理料１若しくは(2)のハイケアユニット入院医療管理料２又は五の二の小児特定集中治療室管理料の施設基準を満たしていること。
三の一の四の二　抗アデノ随伴ウイルス９型（ＡＡＶ９）抗体の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の四の三　抗アデノ随伴ウイルス血清型ｒｈ７４（ＡＡＶｒｈ７４）抗体の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の五　抗ＨＬＡ抗体（スクリーニング検査）及び抗ＨＬＡ抗体（抗体特異性同定検査）の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の二　ＨＰＶ核酸検出及びＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の二の一の二　ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出の施設基準等
(1)　ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出の施設基準
　イ　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
　ロ　当該検査の対象患者の治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出の施設基準の対象患者
　次のいずれにも該当する患者
　イ　重症肺炎と診断された患者
　ロ　集中治療を要する患者
三の二の二　ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の施設基準等
(1)　ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の施設基準
　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の対象患者
　次のいずれかに該当する患者
　イ　重症の呼吸器感染症と診断された、又は疑われる患者であって、集中治療を要する患者
　ロ　インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く。）又は新型コロナウイルス感染症等が疑われ、重症化のおそれが高い患者
三の二の三　細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出の施設基準
　基本診療料の施設基準等第八の二十九の二の(1)の感染対策向上加算１又は(2)の感染対策向上加算２の施設基準を満たしていること。
三の二の三の二　ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の二の四　クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンＢ遺伝子検出の施設基準
(1)　検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準を満たしていること。
(2)　基本診療料の施設基準等の第八の二十九の二の(1)の感染対策向上加算１の施設基準を満たしていること。
四　検体検査管理加算の施設基準
(1)　検体検査管理加算(Ⅰ)の施設基準
　イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
　ロ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準
　イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
　ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を担当する常勤の医師が配置されていること。
　ハ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(3)　検体検査管理加算(Ⅲ)の施設基準
　イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
　ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
　ハ　当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が四名以上配置されていること。
　ニ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(4)　検体検査管理加算(Ⅳ)の施設基準
　イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
　ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
　ハ　当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が十名以上配置されていること。
　ニ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
四の二　国際標準検査管理加算の施設基準
　国際標準化機構が定めた臨床検査に関する国際規格に基づく技術能力の認定を受けている保険医療機関であること。
五　削除
六　心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算及び長期継続頭蓋内脳波検査の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。
(2)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。
(3)　緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制が整備されていること。
六の二　植込型心電図検査の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の三　時間内歩行試験の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の三の二　シャトルウォーキングテストの施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の四　胎児心エコー法の施設基準
(1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の五　ヘッドアップティルト試験の施設基準
(1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の六　皮下連続式グルコース測定の施設基準
(1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の七　人工膵臓検査の施設基準
(1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。
(2) 緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制が整備されていること。
六の八　長期脳波ビデオ同時記録検査１の施設基準
(1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(3) てんかんに係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
七　光トポグラフィーの施設基準
(1) 抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用する場合の診療料を算定するための施設基準
イ 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
ロ 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2) 適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準
イ 当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
ロ イに掲げる検査機器での検査を目的とした別の保険医療機関からの依頼により検査を行った症例数が、当該検査機器の使用症例数の一定割合以上であること。
八　脳磁図の施設基準
(1) 自発活動を測定するものの施設基準
イ 当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
ロ 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ハ てんかんに係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2) その他のものの施設基準
イ 当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
ロ 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
八の二　終夜睡眠ポリグラフィーの安全精度管理下で行うものの施設基準
(1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
八の三　脳波検査判断料１の施設基準
てんかんに係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
八の四　脳波検査判断料の注３に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準
(1) 送信側
脳波検査の実施及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2) 受信側
てんかんに係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

九　中枢神経磁気刺激による誘発筋電図の施設基準
(1) 当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2) (1)に掲げる検査機器での検査を目的とした別の保険医療機関からの依頼により検査を行った症例数が、当該検査機器の使用症例数の一定割合以上であること。
九の二　単線維筋電図の施設基準
(1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十　神経学的検査の施設基準
(1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十の二　補聴器適合検査の施設基準
(1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2) 当該検査を行うにつき十分な装置・器具を有していること。
十の三　黄斑局所網膜電図及び全視野精密網膜電図の施設基準
(1) 当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十一　コンタクトレンズ検査料の施設基準
(1) 通則
イ 当該検査を含む診療に係る費用について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
ロ イの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。
ハ 当該検査を受けている全ての患者に対して、当該検査を含む診療に係る費用について説明がなされていること。
(2) コンタクトレンズ検査料１の施設基準
イ 次のいずれかに該当すること。
① 当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が三割未満であること。
② 当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が四割未満であり、かつ、当該保険医療機関内に眼科診療を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ロ 次のいずれかに該当すること。
① 入院施設を有すること。
② 当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズ検査料を算定した患者数が年間一万人未満であること。
③ コンタクトレンズに係る検査を実施した患者のうち、自施設においてコンタクトレンズを交付した割合が九割五分未満であること。
(3) コンタクトレンズ検査料２の施設基準
イ (2)のイに該当すること。
ロ (2)のロに該当しないこと。
(4) コンタクトレンズ検査料３の施設基準
イ (2)のイに該当しないこと。
ロ (2)のロに該当すること。
十一の二　ロービジョン検査判断料の施設基準
当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な常勤の医師が配置されていること。

十二　小児食物アレルギー負荷検査の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十三　内服・点滴誘発試験の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十四　センチネルリンパ節生検（片側）の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十四の一の二　経頸静脈的肝生検の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十四の二　前立腺針生検法の注に規定する施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十五　ＣＴ透視下気管支鏡検査加算の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。
十五の二　経気管支凍結生検法の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十五の二の二　壁側胸膜凍結生検法の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十六　有床義歯咀嚼機能検査の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。
十七及び十八　削除
十九　精密触覚機能検査の施設基準
(1)　当該検査に係る研修を受けた歯科医師が一名以上配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。
二十　睡眠時歯科筋電図検査の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。
第六　画像診断
一　画像診断管理加算の施設基準
(1)　画像診断管理加算１の施設基準
イ　放射線科を標榜している保険医療機関であること。
ロ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が一名以上配置されていること。
ハ　画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　画像診断管理加算２の施設基準
イ　放射線科を標榜している病院であること。
ロ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が一名以上配置されていること。
ハ　当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断及びコンピューター断層撮影診断について、ロに規定する医師の指示の下に画像情報等の管理を行っていること。
ニ　当該保険医療機関における核医学診断及びコンピューター断層撮影診断のうち、少なくとも八割以上のものの読影結果が、ハに規定する医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに主治医に報告されていること。
ホ　当該保険医療機関において、夜間及び休日に読影を行う体制が整備されていること。
ヘ　当該保険医療機関において、夜間及び休日に読影を行う体制が整備されていること。
(3)　画像診断管理加算３の施設基準
イ　放射線科を標榜している病院であること。
ロ　都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している保険医療機関であること。
ハ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が三名以上配置されていること。
ニ　当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断及びコンピューター断層撮影診断について、ハに規定する医師の指示の下に画像情報等の管理を行っていること。
ホ　当該保険医療機関における核医学診断及びコンピューター断層撮影診断のうち、少なくとも八割以上のものの読影結果が、ハに規定する医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに主治医に報告されていること。
ヘ　当該保険医療機関において、夜間及び休日に読影を行う体制が整備されていること。
(4)　画像診断管理加算４の施設基準
イ　放射線科を標榜している特定機能病院であること。
ロ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が六名以上配置されていること。
ハ　当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断及びコンピューター断層撮影診断について、ロに規定する医師の指示の下に画像情報等の管理を行っていること。
ニ　当該保険医療機関における核医学診断及びコンピューター断層撮影診断のうち、少なくとも八割以上のものの読影結果が、ロに規定する医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに主治医に報告されていること。
ホ　当該保険医療機関において、夜間及び休日に読影を行う体制が整備されていること。
二　遠隔画像診断による写真診断（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、基本的エックス線診断料（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、核医学診断及びコンピューター断層診断の施設基準
(1)　送信側
離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2)　受信側
イ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されており、高度の医療を提供するものと認められる病院であること。
ロ　遠隔画像診断を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三　ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影及び乳房用ポジトロン断層撮影の施設基準

(1)　ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影若しくはポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（アミロイドＰＥＴイメージング剤を用いた場合及びＰＳＭＡイメージング剤を用いた場合を除く。）又は乳房用ポジトロン断層撮影に係る診療料を算定するための施設基準

イ　画像診断を担当する常勤の医師（核医学診断について、相当の経験を有し、かつ、核医学診断に係る研修を受けた者に限る。）が配置されていること。

ロ　当該断層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

ハ　当該断層撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（アミロイドＰＥＴイメージング剤を用いた場合に限る。）に係る診療料を算定するための施設基準

イ　画像診断を担当する常勤の医師（核医学診断について、相当の経験を有し、かつ、核医学診断に係る研修を受けた者に限る。）が配置されていること。

ロ　当該断層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

ハ　当該断層撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（ＰＳＭＡイメージング剤を用いた場合に限る。）に係る診療料を算定するための施設基準

イ　画像診断を担当する常勤の医師（核医学診断について、相当の経験を有し、かつ、核医学診断に係る研修を受けた者に限る。）が配置されていること。

ロ　当該断層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

ハ　当該断層撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(4)　適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準

次のいずれかに該当すること。

イ　(1)のロ、(2)のロ又は(3)のロに掲げる診断撮影機器での撮影を目的とした別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該診断撮影機器の使用症例数の一定割合以上であること。

ロ　特定機能病院、がん診療の拠点となる病院、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関又は国立健康危機管理研究機構の設置する医療機関であること。

四　ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影の施設基準

(1)　通則

当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2)　64列以上128列未満及び128列以上のマルチスライス型の機器によるＣＴ撮影及び3テスラ以上の機器によるＭＲＩ撮影に関する施設基準

イ　画像診断管理加算2、画像診断管理加算3又は画像診断管理加算4に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ロ　専従の診療放射線技師が一名以上配置されていること。

(3)　ＣＴ撮影の注8及びＭＲＩ撮影の注6に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

(1)に掲げる診断撮影機器での撮影を目的とした別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該診断撮影機器の使用症例数の一割以上であること。

五　冠動脈ＣＴ撮影加算、血流予備量比コンピューター断層撮影解析、心臓ＭＲＩ撮影加算、乳房ＭＲＩ撮影加算、小児鎮静下ＭＲＩ撮影加算、頭部ＭＲＩ撮影加算、全身ＭＲＩ撮影加算及び肝エラストグラフィ加算の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。

(2)　当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(3)　当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の二　外傷全身ＣＴ加算の施設基準

(1)　都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している病院であること。

(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。

(3)　当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(4)　当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の三　大腸ＣＴ撮影加算の施設基準

当該撮影を行うにつき十分な機器を有していること。

六　歯科画像診断管理加算1の施設基準

(1)　歯科点数表区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注2の届出を行っている病院である保険医療機関であること。

(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されていること。

(3)　画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の二　歯科画像診断管理加算2の施設基準

(1)　歯科点数表区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注2の届出を行っている病院である保険医療機関であること。

(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されていること。

(3)　当該保険医療機関における歯科用3次元エックス線断層撮影及びコンピューター断層診断（歯科診療に係るものに限る。）について、(2)に規定する歯科医師の指示の下に画像情報等の管理を行っていること。

(4)　当該保険医療機関における歯科用3次元エックス線断層撮影及びコンピューター断層診断（歯科診療に係るものに限る。）のうち、少なくとも八割以上のものの読影結果が、(2)に規定する歯科医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに主治の歯科医師に報告されていること。

(5)　画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

七　遠隔画像診断による写真診断（歯科診療に係るものに限る。）、基本的エックス線診断料（歯科診療に係るものに限る。）及びコンピューター断層診断（歯科診療に係るものに限る。）の施設基準

(1)　送信側

離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2)　受信側

イ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されており、高度の医療を提供するものと認められる病院であること。

ロ　遠隔画像診断を行うにつき十分な体制が整備されていること。

第七　投薬

一　処方料及び処方箋料に規定する別に厚生労働大臣が定める薬剤

抗不安剤、催眠鎮静剤、精神神経用剤又はその他の中枢神経系用薬のいずれかに該当する医薬品のうち、不安又は不眠症の効能又は効果を有し、医師による特別な医学管理を必要とするものであること。

一の二　処方料及び処方箋料の特定疾患処方管理加算に規定する疾患

(1)　医科点数表の処方料及び処方箋料の特定疾患処方管理加算に規定する疾患

分類表に規定する疾病のうち別表第一に掲げる疾病

(2)　歯科点数表の処方料及び処方箋料の特定疾患処方管理加算に規定する疾患分類表に規定する疾病のうち別表第四に掲げる疾病

二　処方料及び処方箋料に規定する抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準

抗悪性腫瘍剤処方管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

三　処方料の注7、薬剤の注4及び処方箋料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める薬剤投与期間が三十日以上必要なものであること。

四　地域支援・外来医薬品供給対応体制加算の施設基準

(1)　地域支援・外来医薬品供給対応体制加算1の施設基準

イ　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。）第七条の二第一号に規定する後発医薬品（以下単に「後発医薬品」という。）の使用を促進するための体制が整備されている診療所であること。

ロ　当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある薬担規則第七条の二第一号に規定する新医薬品（以下「先発医薬品」という。）及び後発医薬品を合算した薬剤の使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量（以下「規格単位数量」という。）に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が九割以上であること。

ハ　医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること。

ニ　後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨、ハの体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

ホ　ニの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

ヘ　地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有していること。

(2)　地域支援・外来医薬品供給対応体制加算2の施設基準

イ　後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されている診療所であること。

ロ　当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が八割五分以上であること。

ハ　(1)のハからヘまでの要件を満たしていること。

(3)　地域支援・外来医薬品供給対応体制加算3の施設基準

イ　後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されている診療所であること。

ロ　当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が七割五分以上であること。

ハ　(1)のハからヘまでの要件を満たしていること。

五　医科点数表区分番号Ｆ４００に掲げる処方箋料の注6及び歯科点数表区分番号Ｆ４００に掲げる処方箋料の注5に規定する一般名処方加算の施設基準

(1)　薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(2)　(1)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

第八　注射

一　外来化学療法加算の施設基準

(1)　外来化学療法を行う体制がそれぞれの加算に応じて整備されていること。

(2)　外来化学療法を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。

二　無菌的分割製剤作成加算の施設基準

輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三　中心静脈注射用カテーテル挿入の注3に規定する対象患者

別表第九の二の二に掲げる者

四　無菌製剤処理料の施設基準等

(1)　無菌製剤処理料の施設基準

イ　無菌製剤処理を行うにつき十分な施設を有していること。

ロ　無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2)　無菌製剤処理料の対象患者

イ　無菌製剤処理料1の対象患者

悪性腫瘍に対して用いる薬剤であって細胞毒性を有するものに関し、皮内注射、皮下注射、筋肉内注射、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、点滴注射、脳脊髄腔注射又は薬液膀胱内注入が行われる患者

ロ　無菌製剤処理料2の対象患者

動脈注射若しくは点滴注射が行われる入院中の患者であって次の①から③までに掲げるもの又は中心静脈注射若しくは植込型カテーテルによる中心静脈注射が行われる患者

①　無菌治療室管理加算を算定する患者

②　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算を算定する患者

③　①又は②に準ずる患者

五　投与時閉鎖式接続器具使用加算の施設基準

外来腫瘍化学療法診療料1に係る届出を行っている保険医療機関であること。

第九　リハビリテーション

一　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料の施設基準等

(1)　医科点数表第二章第七部リハビリテーション通則第4号に規定する患者又は歯科点数表第二章第七部リハビリテーション通則第4号に規定する患者

別表第九の三に掲げる患者又は別表第九の三の二に掲げる患者

(2)　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料の施設基準

イ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を担当する専任の常勤医師がそれぞれ適切に配置されていること。

ロ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を担当する常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がそれぞれ適切に配置されていること。

ハ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を行うにつきそれぞれ十分な施設を有していること。

ニ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を行うにつきそれぞれ必要な器械・器具が具備されていること。

ホ　脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料を行う保険医療機関においては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所、同令第七十六条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所等とのリハビリテーションに係る連携を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ヘ　他の保険医療機関とのリハビリテーションに係る連携を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3)　心大血管疾患リハビリテーション料の対象患者
別表第九の四に掲げる患者

(4)　脳血管疾患等リハビリテーション料の対象患者
別表第九の五に掲げる患者

(5)　運動器リハビリテーション料の対象患者
別表第九の六に掲げる患者

(6)　呼吸器リハビリテーション料の対象患者
別表第九の七に掲げる患者

(7)　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する算定日数の上限の除外対象患者
別表第九の八に掲げる患者

(8)　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する別に厚生労働大臣が定める場合
別表第九の九に掲げる場合

(9)　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する初期加算及び急性期リハビリテーション加算の施設基準
当該保険医療機関内にリハビリテーション科の常勤医師が配置されていること。

(10)　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する急性期リハビリテーション加算の対象となる患者
別表第九の十に掲げる患者

(11)　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定するリハビリテーションデータ提出加算の施設基準
リハビリテーションを実施している患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

(12)　リハビリテーション総合計画評価料の注４に規定する患者
脳卒中又は脊髄障害の急性発症に伴う上肢又は下肢の運動機能障害を有する患者であって、発症日から起算して六十日以内のもの

一の二　摂食機能療法の注３に規定する施設基準

(1)　摂食嚥下機能回復体制加算１の施設基準

イ　摂食機能又は嚥下機能の回復のために必要な指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　摂食機能又は嚥下機能に係る療養について相当の実績を有していること。

(2)　摂食嚥下機能回復体制加算２の施設基準

(1)のイを満たすものであること。

(3)　摂食嚥下機能回復体制加算３の施設基準

イ　摂食機能又は嚥下機能の回復のために必要な指導管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ　療養病棟入院料１又は２を算定する病棟を有する病院であること。

ハ　摂食機能又は嚥下機能に係る療養について相当の実績を有していること。

二　難病患者リハビリテーション料の施設基準等

(1)　難病患者リハビリテーション料の施設基準

イ　当該保険医療機関内に難病患者リハビリテーションを担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

ロ　当該保険医療機関内に難病患者リハビリテーションを担当する専従の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

ハ　患者数は、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を含む従事者の数に対し適切なものであること。

ニ　難病患者リハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。

ホ　難病患者リハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(2)　難病患者リハビリテーション料に規定する疾患及び状態

イ　難病患者リハビリテーション料に規定する疾患
別表第十に掲げる疾患

ロ　難病患者リハビリテーション料に規定する状態
別表第十に掲げる疾患を原因として日常生活動作に著しい支障を来している状態（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている場合を除く。）

三　障害児（者）リハビリテーション料の施設基準等

(1)　障害児（者）リハビリテーション料の施設基準

イ　児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させるものに限る。）若しくは同法第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関又は保険医療機関であって当該保険医療機関においてリハビリテーションを実施している患者のうち、おおむね八割以上が別表第十の二に該当する患者（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病の者を除く。）であること。

ロ　当該保険医療機関内に障害児（者）リハビリテーションを担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

ハ　当該保険医療機関内に障害児（者）リハビリテーションを担当する専従の常勤看護師、常勤理学療法士又は常勤作業療法士が適切に配置されていること。

ニ　言語聴覚療法を行う場合にあっては、ハに加え、常勤の言語聴覚士が適切に配置されていること。

ホ　障害児（者）リハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。

ヘ　障害児（者）リハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(2)　障害児（者）リハビリテーション料の対象患者

別表第十の二に掲げる患者

三の二　がん患者リハビリテーション料の施設基準等

(1)　がん患者リハビリテーション料の施設基準

イ　当該保険医療機関内にがん患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な経験を有する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

ロ　当該保険医療機関内にがん患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な経験を有する専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士が二名以上配置されていること。

ハ　当該患者について、リハビリテーション総合計画評価料に規定するリハビリテーション計画を月一回以上作成していること。

ニ　がん患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。

ホ　がん患者に対するリハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(2)　がん患者リハビリテーション料の対象患者

別表第十の二の二に掲げる患者

三の三　認知症患者リハビリテーション料の施設基準

(1)　認知症治療病棟入院料を算定する保険医療機関又は認知症疾患医療センターであること。

(2)　当該保険医療機関内に重度認知症患者に対するリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

(3)　当該保険医療機関内に重度認知症患者に対するリハビリテーションを担当する専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士が一名以上配置されていること。

(4)　当該患者について、リハビリテーション総合計画評価料に規定するリハビリテーション計画を月一回以上作成していること。

(5)　重度認知症患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。

(6)　重度認知症患者に対するリハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

三の三の二　リンパ浮腫の患者に対する複合的治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

四　集団コミュニケーション療法料の施設基準等

(1)　集団コミュニケーション療法料の施設基準

イ　脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(II)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(III)又は障害児（者）リハビリテーション料の届出を行っている施設であること。

ロ　当該保険医療機関内に集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

ハ　当該保険医療機関内に集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を担当する専従の言語聴覚士が適切に配置されていること。

ニ　患者数は、言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ホ　集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ヘ　集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(2)　集団コミュニケーション療法の対象患者

別表第十の二の三に掲げる患者

五　歯科口腔(くう)リハビリテーション料２の施設基準

(1)　歯科又は歯科口腔(くう)外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が一名以上配置されていること。

(2)　当該療養を行うにつき十分な機器を有していること又は十分な機器を有している病院との連携が確保されていること。

第十　精神科専門療法

一　経頭蓋磁気刺激療法の施設基準

経頭蓋磁気刺激療法を行うにつき十分な体制が整備されていること。

一の一の二　通院・在宅精神療法の児童思春期精神科専門管理加算の施設基準

二十歳未満の精神疾患を有する患者の診療を行うにつき十分な体制及び相当の実績を有していること。

一の一の三　通院・在宅精神療法の注６に規定する別に厚生労働大臣が定める要件

別表第十の二の四に掲げる要件

一の一の四　削除

一の一の五　通院・在宅精神療法の注８に規定する施設基準

療養生活を継続するための支援を行うにつき十分な体制が確保されていること。

一の一の六　通院・在宅精神療法の注９に規定する施設基準

当該保険医療機関内に専任の常勤の精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項の規定による指定を受けた医師をいう。以下同じ。）が一名以上配置されていること。

一の一の七　通院・在宅精神療法の注10に規定する施設基準

二十歳未満の精神疾患を有する患者の支援を行うにつき必要な体制及び十分又は必要な実績を有していること。

一の一の八　通院・在宅精神療法の注11に規定する施設基準

(1)　精神疾患の早期発見及び症状の評価等の必要な診療を行うにつき十分又は必要な体制が確保されていること。

(2)　当該保険医療機関又は連携体制を有する病院において、休日及び保険医療機関の表示する診療時間以外の時間の対応等が可能な体制が整備されていること。

一の一の九　通院・在宅精神療法の注12に規定する施設基準
(1)　情報通信機器を用いた精神療法を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　休日及び保険医療機関の表示する診療時間以外の時間の対応等が可能な体制が整備されていること。
一の一の十　通院・在宅精神療法の注13に規定する施設基準
次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
(1)　精神科救急医療を行う体制が整備されている保険医療機関であること。
(2)　当該療法が精神医療に十分な経験を有する医師により行われていること。
一の二　精神科継続外来支援・指導料の注５に規定する別に厚生労働大臣が定める要件
別表第十の二の四に掲げる要件
一の三　救急患者精神科継続支援料の施設基準
自殺企図後の精神疾患の患者に対する指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。
一の四　認知療法・認知行動療法の施設基準
(1)　当該保険医療機関における認知療法・認知行動療法に関する講習を受けた医師の有無を地方厚生局長等に届け出ていること。
(2)　認知療法・認知行動療法２にあっては、(1)の基準に加え、当該保険医療機関内に認知療法・認知行動療法について経験等を有する専任の常勤看護師が一名以上配置されていること。
(3)　認知療法・認知行動療法３にあっては、(1)の基準に加え、当該保険医療機関内に認知行動療法的アプローチに基づく心理支援に係る経験等を有する専任の常勤公認心理師が一名以上配置されていること。
一の五　依存症集団療法の施設基準
(1)　薬物依存症の場合の施設基準
当該療法を行うにつき必要な常勤医師及び常勤看護師又は常勤作業療法士が適切に配置されていること。
(2)　ギャンブル依存症の場合の施設基準
イ　(1)を満たすものであること。
ロ　ギャンブル依存症に関する専門の保険医療機関であること。
(3)　アルコール依存症の場合の施設基準
(1)を満たすものであること。
一の六　精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアの施設基準
(1)　当該保険医療機関内に精神科作業療法については作業療法士が、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアについては必要な従事者が、それぞれ適切に配置されていること。
(2)　患者数は、精神科作業療法については作業療法士の数に対して、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアについては必要な従事者の数に対して、それぞれ適切なものであること。
(3)　当該精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアを行うにつき十分な専用施設を有していること。
一の七　精神科訪問看護・指導料の注５に規定する長時間の訪問を要する者及び厚生労働大臣が定める者
(1)　長時間の訪問を要する者
イ　十五歳未満の小児であって、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注１に規定する超重症の状態又は超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注２に規定する準超重症の状態にあるもの
ロ　別表第八に掲げる者
ハ　医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めた者
(2)　厚生労働大臣が定める者
イ　十五歳未満の小児であって、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注１に規定する超重症の状態又は超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注２に規定する準超重症の状態にあるもの
ロ　十五歳未満の小児であって、別表第八に掲げる者
一の八　精神科訪問看護・指導料の注12に規定する厚生労働大臣が定める者
口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻若しくは腸瘻による経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする者
一の九　精神科訪問看護・指導料の注13に規定する厚生労働大臣が定める地域
(1)　離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
(2)　奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の地域
(3)　山村振興法第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村の地域
(4)　小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域
(5)　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域
(6)　沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島
一の九の二　精神科訪問看護・指導料の注18に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準
(1)　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
(2)　健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
(3)　医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い精神科訪問看護・指導を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して精神科訪問看護・指導を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
(4)　(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。
一の十　治療抵抗性統合失調症治療指導管理料の施設基準
(1)　当該保険医療機関に統合失調症の診断及び治療に関する十分な経験を有する常勤医師及び常勤の薬剤師が配置されていること。
(2)　薬剤による副作用が発現した場合に適切に対応するための体制が整備されていること。
二　医療保護入院等診療料の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に精神保健指定医が適切に配置されていること。
(2)　医療保護入院等に係る患者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置していること。
三　重度認知症患者デイ・ケア料の夜間ケア加算の施設基準
夜間において、必要な従事者が適切に配置されていること。

四　精神科在宅患者支援管理料の施設基準等

(1)　精神科在宅患者支援管理料の施設基準

イ　当該保険医療機関内に精神科の常勤医師、常勤の精神保健福祉士及び作業療法士が適切に配置されていること。

ロ　当該保険医療機関において、又は訪問看護ステーションとの連携により訪問看護の提供が可能な体制を確保していること。

ハ　患者に対して計画的かつ継続的な医療を提供できる体制が確保されていること。

(2)　精神科在宅患者支援管理料に規定する別に厚生労働大臣が定める患者

重度の精神障害を有する者

五　精神科オンライン在宅管理料の施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

第十一　処置

一　医科点数表第二章第九部処置通則に規定する施設基準

(1)　休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準

イ　休日、保険医療機関の表示する診療時間以外の時間及び深夜の処置に対応するための十分な体制が整備されていること。

ロ　急性期医療に係る実績を相当程度有している病院であること。

ハ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

(2)　耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準

イ　抗菌薬の適正な使用を推進するための体制が整備されていること。

ロ　当該保険医療機関が病院の場合にあっては、データ提出加算2に係る届出を行っていること。

一の二　静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）の施設基準

慢性静脈不全の患者に対する静脈圧迫処置を行うにつき十分な体制が整備されていること。

一の三　多血小板血漿処置の施設基準

当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

一の四　硬膜外自家血注入の施設基準

当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二　エタノールの局所注入の施設基準

(1)　甲状腺又は副甲状腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(2)　甲状腺又は副甲状腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二の二　人工腎臓に規定する厚生労働大臣が定める施設基準等

(1)　導入期加算の施設基準

イ　導入期加算1の施設基準

当該療法を行うにつき必要な説明を行っていること。

ロ　導入期加算2の施設基準

①　導入期加算1の施設基準を満たしていること。

②　当該療法を行うにつき必要な実績を有していること。

③　当該療法を行うにつき十分な説明を行っていること。

ハ　導入期加算3の施設基準

①　導入期加算1の施設基準を満たしていること。

②　当該療法を行うにつき十分な実績を有していること。

③　当該療法を行うにつき十分な説明を行っていること。

(2)　人工腎臓に規定する薬剤

別表第十の三に掲げる薬剤

(3)　人工腎臓の注8に規定する算定回数上限の除外患者

妊娠中の患者

(4)　透析液水質確保加算の施設基準

透析治療に用いる透析液の水質を管理するにつき十分な体制が整備されていること。

(5)　下肢末梢動脈疾患指導管理加算の施設基準

人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な指導管理を行うための十分な体制が整備されていること。

(6)　人工腎臓の施設基準

イ　慢性維持透析を行った場合1の施設基準

①　次のいずれかに該当すること。

1　当該保険医療機関における透析用監視装置が一定数未満であること。

2　当該保険医療機関における透析用監視装置の台数に対する人工腎臓を行う患者の数の割合が一定割合未満であること。

②　透析液の水質を管理する専任の医師又は専任の臨床工学技士が一名以上配置されていること。

ロ　慢性維持透析を行った場合2の施設基準

①　当該保険医療機関における透析用監視装置が一定数以上であること。

②　当該保険医療機関における透析用監視装置の台数に対する人工腎臓を行う患者の数の割合が一定割合であること。

③　透析液の水質を管理する専任の医師又は専任の臨床工学技士が一名以上配置されていること。

(7)　慢性維持透析濾過加算の施設基準

複雑な慢性維持透析濾過を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(8)　腎代替療法診療体制充実加算の施設基準

イ　当該療法を行うにつき必要な説明を行っていること。

ロ　当該療法を行うにつき必要な実績を有していること。

ハ　当該療法を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二の二の二　血漿交換療法に規定する施設基準

(1)　難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するＬＤＬアフェレシス療法の施設基準

イ　当該保険医療機関内に難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するＬＤＬアフェレシス療法を行うにつき必要な医師、看護師及び臨床工学技士が配置されていること。

ロ　緊急事態に対応するための体制その他当該療法につき必要な体制が整備されていること。

(2)　移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法の施設基準

イ　当該保険医療機関内に移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法を行うにつき必要な医師、看護師及び臨床工学技士が配置されていること。

ロ　緊急事態に対応するための体制その他当該療法につき必要な体制が整備されていること。

二の二の二の二　ストーマ合併症加算の施設基準
ストーマ合併症を有する患者に対するストーマ処置を行うにつき必要な体制が整備されていること。
二の二の三　人工膵臓療法の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に人工膵臓療法を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。
(2)　緊急事態に対応するための体制その他当該療法につき必要な体制が整備されていること。
二の二の三の二　人工呼吸の注5に規定する対象患者
別表第十の三の二に掲げる患者
二の二の三の三　電気インピーダンス断層撮影に規定する対象患者
別表第十の三の三に掲げる患者
二の三　磁気による膀胱等刺激法の施設基準
磁気による膀胱等刺激法を行うにつき必要な体制が整備されていること。
二の四　手術用顕微鏡加算の施設基準
当該処置を行うにつき十分な体制が整備されていること。
二の五　口腔粘膜処置の施設基準
(1)　当該処置を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該処置を行うにつき十分な機器を有していること。
三　歯科点数表第二章第八部処置に規定する特定薬剤
使用薬剤の薬価（薬価基準）別表第四部歯科用薬剤外用薬(1)に掲げる薬剤及び別表第十一に掲げる薬剤
四　一酸化窒素吸入療法（新生児の低酸素性呼吸不全に対して実施するものに限る。）の施設基準
当該療法を行うに当たり、必要な体制が整備されていること。
四の二　心不全に対する遠赤外線温熱療法に規定する厚生労働大臣が定める施設基準等
(1)　心不全に対する遠赤外線温熱療法に規定する施設基準
イ　当該療法を行うにつき必要な医師が一名以上配置されていること。
ロ　当該療法を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
ハ　当該療法を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ニ　心大血管疾患リハビリテーション料に係る届出を行っている病院であること。
(2)　心不全に対する遠赤外線温熱療法に規定する患者
慢性心不全により、一定程度以上の呼吸循環機能の低下及び日常生活能力の低下を来している患者
四の三　同種死体移植腎機械灌流保存の施設基準
同種死体移植腎に対する機械灌流による保存を行うにつき十分な体制が整備されていること。
五　歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）の施設基準
(1)　当該療法を行うに当たり、必要な医師その他の従事者が一名以上配置されていること。
(2)　当該療法を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(3)　当該療法を行うにつき必要な体制が整備されていること。
第十二　手術
一　医科点数表第二章第十部手術通則第4号に掲げる手術等及び第9号並びに歯科点数表第二章第九部手術通則第7号に規定する頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算の施設基準等
(1)　通則
緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(2)　皮膚悪性腫瘍切除術（皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）、皮膚移植術（死体）、自家脂肪注入、組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）に限る。）、静脈奇形硬化療法、四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術（処理骨再建加算を算定する場合に限る。）、骨折観血的手術（緊急整復固定加算を算定する場合に限る。）、骨悪性腫瘍手術（処理骨再建加算を算定する場合に限る。）、骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法、脛骨遠位骨切り術、骨移植術（軟骨移植術を含む。）（同種骨移植（非生体）（同種骨移植（特殊なもの）に限る。）及び自家培養軟骨移植術に限る。）、人工骨頭挿入術（緊急挿入加算を算定する場合に限る。）、人工関節置換術（人工肩関節置換術（腱移行を伴うもの）に限る。）、人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）、人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）、後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの）、椎間板内酵素注入療法、腫瘍脊椎骨全摘術、緊急穿頭血腫除去術、機能的定位脳手術（てんかんの場合に限る。）、頭蓋内腫瘍摘出術（脳腫瘍覚醒下マッピング加算又は原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算を算定する場合に限る。）、内視鏡下脳腫瘍生検術、内視鏡下脳腫瘍摘出術、経皮的脳血栓回収術（脳血栓回収療法連携加算を算定する場合に限る。）、頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）、脳刺激装置植込術、脳刺激装置交換術、頭蓋内電極植込術（脳深部電極によるもの（七本以上の電極による場合に限る。）に限る。）、癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）、脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術、仙骨神経刺激装置植込術、仙骨神経刺激装置交換術、舌下神経電気刺激装置植込術、眼瞼結膜腫瘍手術（羊膜移植加算を算定する場合に限る。）、眼瞼結膜悪性腫瘍手術（羊膜移植加算を算定する場合に限る。）、翼状片手術（弁の移植を要するもの）（羊膜移植加算を算定する場合に限る。）、結膜腫瘍摘出術（羊膜移植加算を算定する場合に限る。）、角結膜悪性腫瘍切除術、治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるものに限る。）、角膜移植術（内皮移植加算又は羊膜移植加算を算定する場合に限る。）、培養ヒト角膜内皮細胞移植術、羊膜移植術、緑内障手術（流出路再建術（眼内法に限る。）、緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの）、水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術及び濾過胞再建術（needle法）の場合に限る。）、毛様体光凝固術（眼内内視鏡を用いるものに限る。）、経皮的選択的眼動脈注入術、網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）、網膜再建術、植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、耳管用補綴材挿入術、経外耳道的内視鏡下鼓室形成術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術、植込型骨導補聴器交換術、内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅴ型（拡大副鼻腔手術）、経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うものに限る。）、上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるものに限る。）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるものに限る。）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるものに限る。）、鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）、内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるものに限る。）、喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるものに限る。）、鏡視下喉頭悪性腫瘍手術、喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたものに限る。）、上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、顎関節人工関節全置換術、内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、

内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術、頭頸部悪性腫瘍光線力学療法、乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）（ＭＲＩによるものに限る。）、乳房切除術（一の⑶に規定する患者に対して行う場合に限る。）、乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。））、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの及び拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）については、乳癌センチネルリンパ節生検加算１又は乳癌センチネルリンパ節生検加算２を算定する場合に限る。）、ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。）、乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法、気管支バルブ留置術、肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る。）、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除に限る。）、同種死体肺移植術、生体部分肺移植術、肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法、食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるものに限る。）、内視鏡下筋層切開術、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）、経皮的冠動脈ステント留置術、胸腔鏡下弁形成術、弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る。）、経カテーテル弁置換術、胸腔鏡下弁置換術、経カテーテル弁周囲欠損孔閉鎖術、経皮的僧帽弁クリップ術、経皮的三尖弁クリップ術、胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術、胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術、不整脈手術（左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの及び経カテーテル的手術によるものに限る。）に限る。）、経皮的カテーテル心筋焼灼術（磁気ナビゲーション加算を算定する場合に限る。）、経皮的中隔心筋焼灼術、ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術、植込型心電図記録計移植術、植込型心電図記録計摘出術、両心室ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー交換術、植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術、両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術、両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術、経静脈電極抜去術、大動脈内バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）、経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）、補助人工心臓、小児補助人工心臓、植込型補助人工心臓（非拍動流型）、同種心移植術、同種心肺移植術、骨格筋由来細胞シート心表面移植術、腎神経焼灼術、経皮的大動脈遮断術、経皮的下肢動脈形成術、内視鏡下下肢静脈瘤・不全穿通枝切離術、腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜、傍大動脈及び側方に限る。）、腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術、ダメージコントロール手術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、腹膜切除を伴う多臓器合併切除術、骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、内視鏡的逆流防止粘膜切除術、腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）、腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）に限る。）、腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）に限る。）、腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）に限る。）、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるものに限る。）、バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術、腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）、胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）、体外衝撃波胆石破砕術、腹腔鏡下胆道閉鎖症手術、腹腔鏡下肝切除術、移植用部分肝採取術（生体）（腹腔鏡によるものに限る。）、生体部分肝移植術、同種死体肝移植術、体外衝撃波膵石破砕術、腹腔鏡下膵腫瘍摘出術、腹腔鏡下膵中央切除術、腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術、腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術、同種死体膵移植術、同種死体膵島移植術、生体部分小腸移植術、同種死体小腸移植術、早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術、内視鏡的小腸ポリープ切除術、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるものに限る。）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるものに限る。）、腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法、体外衝撃波腎・尿管結石破砕術、腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術、腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）、腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるものに限る。）、同種死体腎移植術、生体腎移植術、腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるものに限る。）、膀胱水圧拡張術、ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるものに限る。）、腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ）、尿道形成手術（前部尿道（一の⑶に規定する患者に対して行う場合に限る。）に限る。）、尿道下裂形成手術（一の⑶に規定する患者に対して行う場合に限る。）、陰茎形成術（一の⑶に規定する患者に対して行う場合に限る。）、尿道狭窄グラフト再建術、人工尿道括約筋植込・置換術、膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）、陰茎全摘術（一の⑶に規定する患者に対して行う場合に限る。）、埋没陰茎手術、精巣摘出術（一の⑶に規定する患者に対して行う場合に限る。）、精巣温存手術、陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるものに限る。）、精巣内精子採取術、焦点式高エネルギー超音波療法、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、女子外性器悪性腫瘍手術（女子外性器悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）、会陰形成手術（筋層に及ばないもの（一の⑶に規定する患者に対して行う場合に限る。）に限る。）、腟腸瘻閉鎖術（内視鏡によるものに限る。）、造腟術、腟閉鎖症術（遊離植皮によるもの、腸管形成によるもの及び筋皮弁移植によるもの（一の⑶に規定する患者に対して行う場合に限る。）に限る。）、腹腔鏡下仙骨腟固定術、子宮全摘術（一の⑶に規定する患者に対して行う場合に限る。）、腹腔鏡下腟式子宮全摘術（一の⑶に規定する患者に対して行う場合に限る。）、子宮悪性腫瘍手術（子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算１又は子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算２を算定する場合に限る。）、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術、腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術、人工授精、胚移植術、子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（一の⑶に規定する患者に対して行う場合に限る。）、採卵術、内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術、胎児胸腔・羊水腔シャント術、無心体双胎焼灼術、胎児輸血術、臍帯穿刺、体外式膜型人工肺管理料、体外受精・顕微授精管理料、受精卵・胚培養管理料、胚凍結保存管理料、採取精子調整管理料、精子凍結保存管理料及び頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算の施設基準

イ　当該療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。ただし、人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）、人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）、椎間板内酵素注入療法、脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術、治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるものに限る。）、組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）に限る。）、角膜移植術（内皮移植加算を算定する場合に限る。）、緑内障手術（流出路再建術（眼内法に限る。）、緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの）、水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術及び濾過胞再建術（needle法）、毛様体光凝固術（眼内内視鏡を用いるものに限る。）、網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）、乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。））、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの及び拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）については、乳癌センチネルリンパ節生検加算1又は乳癌センチネルリンパ節生検加算2を算定する場合に限る。）、ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈ステント留置術、植込型心電図記録計移植術、植込型心電図記録計摘出術、腹腔鏡下胃縮小術、膀胱水圧拡張術、ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）、女子外性器悪性腫瘍手術（女子外性器悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）、ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術、大動脈内バルーンパンピング法（IABP法）、腹腔鏡下仙骨膣固定術、耳管用補綴材挿入術、精巣内精子採取術、人工授精、胚移植術、採卵術、体外受精・顕微授精管理料、受精卵・胚培養管理料、胚凍結保存管理料、採取精子調整管理料及び精子凍結保存管理料については、診療所（人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）、人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）、椎間板内酵素注入療法、脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術、乳腺悪性腫瘍手術、膀胱水圧拡張術、ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）及び腹腔鏡下仙骨膣固定術については有床診療所に限り、植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術についてはペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術に係る届出を行っている診療所に限る。）でもよいこととする。

ロ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。

ハ　胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除に限る。）、心腫瘍摘出術（単独のもの（胸腔鏡下によるもの）に限る。）、心腔内粘液腫摘出術（単独のもの（胸腔鏡下によるもの）に限る。）、胸腔鏡下弁形成術、弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る。）、経カテーテル弁置換術、胸腔鏡下弁置換術、経皮的僧帽弁クリップ術、経皮的三尖弁クリップ術、胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術、胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術、不整脈手術（左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの及び経カテーテル的手術によるものに限る。）に限る。）、腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜、傍大動脈及び側方に限る。）、腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、腹膜切除を伴う多臓器合併切除術、腹腔鏡下骨盤内臓全摘術、腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）、腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）に限る。）、腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）に限る。）、腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）に限る。）、腹腔鏡下胃縮小術、腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）、腹腔鏡下胆道閉鎖症手術、腹腔鏡下肝切除術、移植用部分肝採取術（生体）（腹腔鏡によるものに限る。）、腹腔鏡下膵腫瘍摘出術、腹腔鏡下膵中央切除術、腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術、腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術、腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術、腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ）、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下仙骨膣固定術、腹腔鏡下腟式子宮全摘術（一の(3)に規定する患者に対して行う場合に限る。）、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術及び腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術については、医療安全対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(3)　医科点数表第二章第十部手術通則第4号に規定する患者

性同一性障害の患者

二　医科点数表第二章第十部手術通則第5号及び第6号並びに歯科点数表第二章第九部手術通則第4号に掲げる手術の施設基準

(1)　緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2)　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師が配置されていること。

(3)　当該手術の一年間の実施件数を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

(4)　手術を受ける全ての患者に対して、それぞれの患者が受ける手術の内容が文書により交付されること。

(5)　手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準

二の二　手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準

(1)　休日、保険医療機関の表示する診療時間以外の時間及び深夜の手術に対応するための十分な体制が整備されていること。

(2)　急性期医療に係る実績を相当程度有している病院であること。

(3)　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

二の三　医科点数表第二章第十部手術通則第16号に掲げる手術における適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準

(1)　摂食機能に係る療養を行うにつき相当の実績を有していること。

(2)　摂食機能に係る療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

二の四　医科点数表第二章第十部手術通則第17号に掲げる手術

医科点数表の人工関節置換術、人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）、人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）若しくは人工関節再置換術（人工股関節再置換術に限る。）、第６款（顔面・口腔・頸部）、第７款（胸部）及び第９款（腹部）に掲げる悪性腫瘍手術若しくは第８款（心・脈管（動脈及び静脈を除く。））に掲げる手術をそれぞれ全身麻酔下で実施した場合又は造血幹細胞移植を実施した場合

二の五　医科点数表第二章第十部手術通則第18号に掲げる手術の施設基準等

(1)　通則

緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2)　鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）、鏡視下喉頭悪性腫瘍手術、胸腔鏡下拡大胸腺摘出術、胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術、胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除又は１肺葉を超えるものに限る。）、胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除、肺葉切除又は１肺葉を超えるもの及び気管支形成を伴う肺切除に限る。）、胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術、縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術、心腫瘍摘出術（単独のもの（胸腔鏡下によるもの）に限る。）、心腔内粘液腫摘出術（単独のもの（胸腔鏡下によるもの）に限る。）、胸腔鏡下弁形成術、胸腔鏡下弁置換術、腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈に限る。）、腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）、腹腔鏡下骨盤内臓全摘術、腹腔鏡下胃切除術（単純切除術に限る。）、腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術に限る。）、腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術に限る。）、腹腔鏡下総胆管拡張症手術、腹腔鏡下肝切除術、腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術、腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術、腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術、腹腔鏡下副腎摘出術、腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）、腹腔鏡下腎盂形成手術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下腟断端挙上術、腹腔鏡下仙骨腟固定術、腹腔鏡下腟式子宮全摘術、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術の施設基準

イ　当該療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。

ロ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。

ハ　医療安全対策加算１に係る届出を行っている保険医療機関であること。

二の六　医科点数表第二章第十部手術通則第19号に掲げる手術の施設基準

当該手術を行うにつき十分な体制が整備されていること。

二の七　医科点数表第二章第十部手術通則第20号及び歯科点数表第二章第九部手術通則第17号に規定する周術期栄養管理実施加算の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に周術期の栄養管理を行うにつき十分な経験を有する専任の常勤の管理栄養士が配置されていること。

(2)　急性期総合体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

二の八　医科点数表第二章第十部手術通則第21号に規定する再製造単回使用医療機器使用加算の施設基準

(1)　再製造単回使用医療機器の使用につき必要な実績を有していること。

(2)　再製造単回使用医療機器の使用につき必要な体制が整備されていること。

二の九　医科点数表第二章第十部手術通則第23号に規定する外科医療確保特別加算の施設基準

(1)　長時間かつ高難度な手術を行うにつき必要な実績を有していること。

(2)　長時間かつ高難度な手術を行うにつき必要な体制が整備されていること。

三　手術の所定点数に含まれる薬剤

外皮用消毒剤に係る薬剤

三の二　不整脈手術の注１に規定する対象患者

開胸式心大血管手術を受ける患者のうち、手術前に心房細動又は心房粗動と診断され、特に左心耳閉鎖術を併せて実施することが適当と認められるもの

三の二の一の二　無菌的分割製剤作成加算の施設基準

輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の二の二　輸血管理料の施設基準

(1)　輸血管理料Ⅰの施設基準

イ　当該保険医療機関内に臨床検査技師が常時一名以上配置されていること。

ロ　輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　輸血管理料Ⅱの施設基準

輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　輸血適正使用加算の施設基準

輸血製剤が適正に使用されていること。

(4)　貯血式自己血輸血管理体制加算の施設基準

貯血式自己血輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の二の二の二　コーディネート体制充実加算の施設基準

造血幹細胞移植における同種移植のコーディネートを行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の二の三　自己生体組織接着剤作成術、自己クリオプレシピテート作製術（用手法）及び同種クリオプレシピテート作製術の施設基準

(1)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている病院であること。

(2)　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師が配置されていること。

三の二の四　人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算の施設基準

当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。

三の二の四の二　内視鏡手術用支援機器加算の施設基準

(1)　当該療養を行うにつき十分な体制及び実績を有していること。

(2)　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師が配置されていること。

(3)　当該療養を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

三の二の五　胃瘻造設時嚥下機能評価加算における適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準

(1)　摂食機能に係る療養を行うにつき相当の実績を有していること。

(2)　摂食機能に係る療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の二の六　凍結保存同種組織加算の施設基準

(1)　当該療養を行うにつき十分な経験を有する医師が一名以上配置されていること。

(2)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の二の七　歯根端切除手術の注３に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準
当該手術を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の二の八　口腔粘膜血管腫凝固術の施設基準
(1)　当該手術を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該手術を行うにつき十分な機器を有していること。
三の三　歯周組織再生誘導手術の施設基準
歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が一名以上配置されていること。
三の四　手術時歯根面レーザー応用加算の施設基準
当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の五　歯科点数表第二章第九部手術に掲げる上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）及び下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）の施設基準
(1)　緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(2)　当該療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。
(3)　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な歯科医師及び看護師が配置されていること。
三の六　広範囲顎骨支持型装置埋入手術の施設基準
(1)　歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する常勤の歯科医師が二名以上配置されていること。
(2)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(3)　当該療養を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
三の七　レーザー機器加算の施設基準
(1)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該療養を行うにつき十分な機器を有していること。
三の八　歯科点数表第二章第九部手術に掲げる顎関節人工関節全置換術の施設基準
(1)　緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(2)　当該療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。
(3)　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な歯科医師及び看護師が配置されていること。
三の九　歯科点数表第二章第九部手術に掲げる頭頸部悪性腫瘍光線力学療法の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な歯科医師及び看護師が配置されていること。
(2)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(3)　当該療養を行うにつき十分な機器を有していること。
四　歯科点数表第二章第九部手術に規定する特定薬剤使用薬剤の薬価（薬価基準）別表第四部歯科用薬剤外用薬(1)に掲げる薬剤及び別表第十一に掲げる薬剤
第十二の二　麻酔
一　吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）の施設基準
(1)　麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜医」という。）が専従で実施する場合の施設基準
当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(2)　麻酔科標榜医の指導下で麻酔を専従で実施する場合の施設基準
当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
一の二　声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔に規定する麻酔が困難な患者
別表第十一の二に掲げる患者であって、麻酔が困難なもの
一の三　神経ブロック併施加算のイの対象患者
手術後の疼痛管理を目的とした硬膜外麻酔が適応となる手術を受ける患者であって、当該麻酔の代替として神経ブロックが必要と医学的に認められるもの
一の四　体温調節療法の注２及び注３に規定する施設基準
次のいずれかの特定入院料の届出を行う保険医療機関であること。
イ　区分番号Ａ３００に掲げる救命救急入院料
ロ　区分番号Ａ３０１に掲げる特定集中治療室管理料
ハ　区分番号Ａ３０１―２に掲げるハイケアユニット入院医療管理料
ニ　区分番号Ａ３０１―３に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料
ホ　区分番号Ａ３０１―４に掲げる小児特定集中治療室管理料
ヘ　区分番号Ａ３０２に掲げる新生児特定集中治療室管理料
ト　区分番号Ａ３０３に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料の新生児集中治療室管理料
二　麻酔管理料(Ⅰ)の施設基準
(1)　麻酔科を標榜している保険医療機関であること。
(2)　常勤の麻酔科標榜医が配置されていること。
(3)　麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三　麻酔管理料(Ⅱ)の施設基準
(1)　麻酔科を標榜している保険医療機関であること。
(2)　常勤の麻酔科標榜医が五名以上配置されていること。
(3)　麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の二　周術期薬剤管理加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に周術期の薬学的管理を行うにつき必要な専任の薬剤師が配置されていること。
(2)　病棟薬剤業務実施加算１又は２に係る届出を行っている保険医療機関であること。
四　歯科麻酔管理料の施設基準
(1)　常勤の麻酔に従事する歯科医師が配置されていること。
(2)　麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
五　歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔(Ⅱ)の施設基準
当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
第十三　放射線治療
一　放射線治療専任加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が一名以上配置されていること。
(2)　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(3)　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

一の二　遠隔放射線治療計画加算の施設基準
(1)　放射線科を標榜している保険医療機関であること。
(2)　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(3)　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
二　高エネルギー放射線治療の施設基準
当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
二の二　高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に限る。）の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が一名以上配置されていること。
(2)　高エネルギー放射線治療による全乳房照射を行うにつき必要な体制が整備されていること。
二の三　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）の施設基準等
(1)　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）の施設基準
イ　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師が二名以上配置されており、うち一名以上は放射線治療について相当の経験を有するものであること。
ロ　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ハ　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2)　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）の対象患者
別表第十一の三に掲げる患者
(3)　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）の前立腺癌に対する前立腺照射の場合（寡分割照射に限る。）の施設基準
イ　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が一名以上配置されていること。
ロ　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）による前立腺照射を行うにつき必要な体制が整備されていること。
二の四　画像誘導放射線治療加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が一名以上配置されていること。
(2)　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(3)　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
二の五　体外照射呼吸性移動対策加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が配置されていること。
(2)　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(3)　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
三　定位放射線治療の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が一名以上配置されていること。
(2)　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(3)　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
三の二　定位放射線治療呼吸性移動対策加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が配置されていること。
(2)　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(3)　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
四　粒子線治療の施設基準等
(1)　粒子線治療の施設基準
イ　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師が二名以上配置されており、うち一名以上は放射線治療について相当の経験を有するものであること。
ロ　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ハ　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2)　粒子線治療の注1に規定する患者
別表第十一の四に掲げる患者
五　粒子線治療適応判定加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する専従の常勤医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が二名以上配置されていること。
(2)　当該治療の適応判定を行うにつき必要な体制が整備されていること。
六　粒子線治療医学管理加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に放射線治療を担当する専従の常勤医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が二名以上配置されていること。
(2)　当該医学管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(3)　当該医学管理を行うにつき必要な機器を有していること。
六の二　ホウ素中性子捕捉療法の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該療法を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該療法を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(3)　当該療法を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
六の三　ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該療法の適応判定を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該療法の適応判定を行うにつき必要な体制が整備されていること。
六の四　ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該医学管理を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該医学管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(3)　当該医学管理を行うにつき必要な機器を有していること。
七　画像誘導密封小線源治療加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が一名以上配置されていること。
(2)　当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(3)　当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
第十三の二　歯冠修復及び欠損補綴
一　う蝕、歯無痛的窩洞形成加算の施設基準
当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
一の二　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠及びＣＡＤ／ＣＡＭインレーの施設基準
(1)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該療養を行うにつき十分な機器及び設備を有していること又は十分な機器及び設備を有している歯科技工所との連携が確保されていること。

一の三　光学印象の施設基準
(1)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該療養を行うにつき十分な機器を有していること。
一の四　３次元プリント有床義歯の施設基準
(1)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該療養を行うにつき十分な機器及び設備を有していること又は十分な機器及び設備を有している歯科技工所との連携が確保されていること。
二　有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算１及び２の施設基準
(1)　歯科技工士を配置していること。
(2)　歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備していること。
(3)　患者の求めに応じて、迅速に有床義歯を修理する体制が整備されている旨を院内掲示していること。
(4)　(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。
二の二　補綴時診断料、印象採得、光学印象、咬合採得及び仮床試適の歯科技工士連携加算１及び２の施設基準
(1)　歯科技工士連携加算１の施設基準
イ　歯科技工士を配置していること又は他の歯科技工所との連携体制が確保されていること。
ロ　歯科技工士の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
ハ　イの連携体制に関する事項等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
ニ　ハの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。
(2)　歯科技工士連携加算２の施設基準
イ　(1)のイからニまでの全てを満たしていること。
ロ　情報通信機器を用いた歯科診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三　暫間歯冠補綴装置、広範囲顎骨支持型補綴及び広範囲顎骨支持型補綴物修理に規定する特定保険医療材料
特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の別表のⅥに掲げる特定保険医療材料のうち別表第十三に掲げる特定保険医療材料

第十四　歯科矯正
一　歯科矯正診断料の施設基準
(1)　当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の歯科医師が一名以上配置されていること。
(2)　常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。
(3)　当該療養を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。
(4)　当該療養につき顎切除等の手術を担当する別の保険医療機関との間の連絡体制が整備されていること。
二　顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）の施設基準
(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第三十六条第一号及び第二号に規定する医療について、障害者総合支援法第五十四条第二項に規定する都道府県知事の指定を受けた医療機関（歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。）であること。
(2)　当該療養を行うにつき十分な専用施設を有していること。
(3)　当該療養につき顎離断等の手術を担当する別の保険医療機関との間の連携体制が整備されていること。

第十四の二　病理診断
一　保険医療機関間の連携による病理診断の施設基準
(1)　標本の送付側
離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、病理標本の作製につき十分な体制が整備されていること。
(2)　標本の受取側
次のいずれにも該当するものであること。
イ　病理診断管理加算又は口腔病理診断管理加算に係る届出を行っている施設であること。
ロ　病理診断を行うにつき十分な体制が整備された医療機関であること。
ハ　衛生検査所（臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項に規定する衛生検査所をいう。以下同じ。）で作製され、送付された病理標本のうち、同一の者が開設する衛生検査所で作製された病理標本が一定割合以下であること。
二　保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製及び迅速細胞診の施設基準
(1)　送信側
離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、病理標本の作製を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　受信側
当該保険医療機関内に病理診断を担当する常勤の医師又は歯科医師が配置されており、病理診断を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。
二の二　病理標本のデジタル病理画像による病理診断の施設基準
(1)　病理診断管理加算又は口腔病理診断管理加算に係る届出を行っている施設であること。
(2)　デジタル病理画像の管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三　病理診断管理加算の施設基準
(1)　病理診断管理加算１の施設基準
イ　当該保険医療機関内に病理診断を専ら担当する常勤の医師が一名以上配置されていること。
ロ　病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された保険医療機関であること。
(2)　病理診断管理加算２の施設基準
イ　当該保険医療機関内に病理診断を専ら担当する常勤の医師が二名以上配置されていること。
ロ　病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。
三の二　悪性腫瘍病理組織標本加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に病理診断を専ら担当する医師が一名以上配置されていること。
(2)　病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された保険医療機関であること。

三の三　国際標準病理診断管理加算の施設基準
国際標準化機構が定めた病理診断に関する国際規格に基づく技術能力の認定を受けている保険医療機関であること。
四　口腔病理診断管理加算の施設基準
(1)　口腔病理診断管理加算１の施設基準
イ　当該保険医療機関内に口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が一名以上配置されていること。
ロ　口腔病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された保険医療機関であること。
(2)　口腔病理診断管理加算２の施設基準
イ　当該保険医療機関内に口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が二名以上配置されていること。
ロ　口腔病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。
第十四の三　その他
一　看護職員処遇改善評価料の施設基準
(1)　次のいずれかに該当すること。
イ　救急医療管理加算に係る届出を行っている保険医療機関であって、救急搬送に係る実績を一定程度有しているものであること。
ロ　都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターその他の急性期医療を提供するにつき十分な体制が整備されている保険医療機関であること。
(2)　それぞれの評価料に対応する数（当該保険医療機関の保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員等」という。）の数を入院患者の数で除して得た数をいう。）を算出していること。
(3)　看護職員等の処遇の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。
二　外来・在宅ベースアップ評価料(I)の施設基準
(1)　外来医療又は在宅医療を実施している保険医療機関であること。
(2)　当該保険医療機関に勤務する職員（以下「対象職員」という。）がいること。
(3)　対象職員の賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されていること。
二の二　外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注５に規定する施設基準
継続的に賃上げを行っている保険医療機関であること。
三　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の施設基準
(1)　外来医療又は在宅医療を実施している保険医療機関であること。
(2)　対象職員がいること。
(3)　対象職員の賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されていること。
三の二　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注５に規定する施設基準
継続的に賃上げを行っている保険医療機関であること。
四　外来・在宅ベースアップ評価料(II)の施設基準
(1)　医科点数表又は歯科点数表第一章第二部第一節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、同部第三節の特定入院料又は同部第四節の短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料１を除く。）を算定していない又は算定回数が著しく少ない保険医療機関であること。
(2)　外来・在宅ベースアップ評価料(I)の届出を行っている保険医療機関であること。
(3)　外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)により算定する見込みの点数を合算した点数に十円を乗じて得た額が、対象職員の適切な賃金改善に必要な額の百分の五十未満であること。
(4)　当該保険医療機関における常勤の対象職員の数が、二以上であること。ただし、基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては、この限りでない。
(5)　主として保険診療等から収入を得る保険医療機関であること。
(6)　対象職員の賃金の改善を行うにつき十分な体制が整備されていること。
四の二　外来・在宅ベースアップ評価料(II)の注５及び注６に規定する施設基準
継続的に賃上げを行っている保険医療機関であること。
五　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)の施設基準
(1)　医科点数表又は歯科点数表第一章第二部第一節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、同部第三節の特定入院料又は同部第四節の短期滞在手術等基本料１を除く。）を算定していない又は算定回数が著しく少ない保険医療機関であること。
(2)　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の届出を行っている保険医療機関であること。
(3)　外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)により算定する見込みの点数を合算した点数に十円を乗じて得た額が、対象職員の適切な賃金改善に必要な額の百分の五十未満であること。
(4)　当該保険医療機関内における常勤の対象職員の数が、二以上であること。ただし、基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては、この限りでない。
(5)　主として保険診療等から収入を得る保険医療機関であること。
(6)　対象職員の賃金の改善を行うにつき十分な体制が整備されていること。
五の二　歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)の注５及び注６に規定する施設基準
継続的に賃上げを行っている保険医療機関であること。
六　入院ベースアップ評価料の施設基準
(1)　医科点数表又は歯科点数表第一章第二部第一節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、同部第三節の特定入院料又は同部第四節の短期滞在手術等基本料１を除く。）を算定している保険医療機関であること。
(2)　外来・在宅ベースアップ評価料(I)又は歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)の届出を行っている保険医療機関であること。
(3)　外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)により算定する見込みの点数を合算した点数に十円を乗じて得た額が、対象職員の適切な賃金改善に必要な額未満であること。
(4)　当該保険医療機関における常勤の対象職員の数が、二以上であること。ただし、基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては、この限りでない。
(5)　主として保険診療等から収入を得る保険医療機関であること。
(6)　対象職員の賃金の改善を行うにつき十分な体制が整備されていること。
七　歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準
(1)　歯科技工士が所属する歯科技工所に補綴物等の製作等の委託を行っている保険医療機関であること。
(2)　歯科技工所に所属する歯科技工士の賃金の改善について十分に支援していること。

第十五　調剤

一　調剤基本料の施設基準

(1)　調剤基本料１の施設基準

(2)から(6)までのいずれにも該当しない保険薬局であること。

(2)　調剤基本料２の施設基準

次のいずれかに該当する保険薬局（(3)、(4)又は(6)に該当するものを除く。）であること。

イ　処方箋の受付回数が一月に四千回を超えること（一月の全ての保険医療機関に係る処方箋の受付回数に対する一月の処方箋の受付回数が多い上位三の保険医療機関（同一の敷地内又は建物内に複数の保険医療機関が所在するときは、当該複数の保険医療機関を一の保険医療機関とみなす。）に係る処方箋の合計受付回数の割合が七割を超える場合に限る。）。

ロ　処方箋の受付回数が一月に千八百回を超えること（イに該当する場合を除き、特定の保険医療機関（同一の敷地内又は建物内に複数の保険医療機関が所在するときは、当該複数の保険医療機関を一の保険医療機関とみなす。以下この号において同じ。）に係る処方箋による調剤の割合が八割五分を超える場合に限る。）。

ハ　処方箋の受付回数が一月に六百回を超えること（イ又はロに該当する場合を除き、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が八割五分を超える場合（当該保険薬局が別表第三の一に掲げる地域に所在し、かつ、当該保険薬局から水平距離五百メートル以内に他の保険薬局がある場合に限る。）に限る。）。

ニ　特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数が一月に四千回を超えること（イからハまでのいずれかに該当する場合を除く。）

ホ　特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数（同一グループの保険薬局（財務上又は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の保険薬局をいう。以下同じ。）のうち、これに属する他の保険薬局において、保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該他の保険薬局の処方箋の受付回数を含む。）が、一月に四千回を超えること（イからニまでのいずれかに該当する場合を除く。）。

(3)　調剤基本料３のイの施設基準

同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が一月に三万五千回を超え、四十万回以下のグループに属する保険薬局（(6)に該当するものを除く。）のうち、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が八割五分を超える又は特定の保険医療機関との間で不動産取引等その他の特別な関係がある保険薬局であること。

(4)　調剤基本料３のロの施設基準

同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が一月に四十万回を超えるグループに属する保険薬局（(6)に該当するものを除く。）のうち、次のいずれかに該当する保険薬局であること。

イ　特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が八割五分を超えること。

ロ　特定の保険医療機関との間で不動産取引等その他の特別な関係があること。

(5)　調剤基本料３のハの施設基準

同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が一月に四十万回を超えるグループに属する保険薬局（(2)、(4)のロ又は(6)に該当するものを除く。）のうち、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が八割五分以下のものであること。

(6)　特別調剤基本料Ａの施設基準

次のいずれかの要件を満たす保険薬局であること。

イ　保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局であって、当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が五割を超えること。

ロ　当該保険薬局と同一の敷地内又は建物内において医療法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設を設置していること。ただし、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第十二の二に定める要件に該当する場合を除く。

二　調剤基本料の注１ただし書に規定する施設基準

次のいずれかに該当する保険薬局であること。

(1)　次のいずれにも該当すること。

イ　基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在すること。

ロ　当該保険薬局が所在する特定の区域内における保険医療機関（歯科医療のみを担当するものを除く。）について、許可病床数が二百床未満であり、その数が十以下であること。ただし、当該保険薬局において、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が七割を超える場合については、当該保険医療機関は、当該特定の区域内に所在するものとみなす。

ハ　処方箋受付回数が一月に二千五百回を超えないこと。

(2)　次のいずれにも該当すること。

イ　当該保険薬局が地方公共団体の所有する土地に所在する保険医療機関（診療所に限る。以下このイにおいて同じ。）又は地方公共団体の開設する保険医療機関と同一の敷地又は建物に所在すること。

ロ　イに規定する保険医療機関がへき地の医療の提供のために必要な診療所として都道府県知事に認められたものであること。

ハ　当該保険薬局から水平距離四キロメートル以内に他の保険薬局がないこと。

二の二　調剤基本料の注２に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局

一の(1)から(6)までのいずれかに適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局以外の保険薬局であること。

三　調剤基本料の注４に規定する保険薬局

次のいずれかに該当する保険薬局であること。

(1)　当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率（医科点数表の初診料の注４に規定する医療用医薬品の取引価格の妥結率をいう。以下同じ。）が五割以下であること。

(2)　当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率、医療用医薬品の取引に係る状況及び流通改善に関する取組に係る状況について、地方厚生局長等に報告していない保険薬局であること。

(3)　服薬管理指導料の注１に規定する保険薬局（処方箋の受付回数が一月に六百回以下の保険薬局を除く。）であること。

四　地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準

(1)　地域支援・医薬品供給対応体制加算１の施設基準

次のいずれにも該当する保険薬局であること。

イ　地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有していること。

ロ　当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量を合算した数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が八割五分以上であること。

(2)　地域支援・医薬品供給対応体制加算２の施設基準

次のいずれにも該当する保険薬局であること。

イ　(1)に掲げる施設基準を満たすこと。

ロ　調剤基本料１を算定していること。

ハ　地域医療への貢献に係る十分な体制が整備されていること。

ニ　地域医療への貢献に係る十分な実績を有していること。

(3)　地域支援・医薬品供給対応体制加算3の施設基準
次のいずれにも該当する保険薬局であること。
イ　(2)のイからハまでの全てに該当すること。
ロ　地域医療への貢献に係る相当の実績を有していること。
(4)　地域支援・医薬品供給対応体制加算4の施設基準
次のいずれにも該当する保険薬局であること。
イ　(1)に掲げる施設基準を満たすこと。
ロ　調剤基本料1又は調剤基本料の注2に規定する特別調剤基本料B以外を算定していること。
ハ　地域医療への貢献に係る十分な体制が整備されていること。
ニ　(2)のニに該当すること。
(5)　地域支援・医薬品供給対応体制加算5の施設基準
(3)のロ及び(4)のイからハまでの全てに該当する保険薬局であること。
四の二　連携強化加算の施設基準
(1)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関であること。
(2)　災害の発生時等において、他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されていること。
(3)　情報通信機器を用いた服薬指導を行う体制が整備されていること。
四の三　調剤基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関
当該特別調剤基本料Aを算定する保険薬局と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険医療機関であって、当該保険薬局における当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が五割を超えるものであること。
五　バイオ後続品調剤体制加算の施設基準
バイオ医薬品の適切な保管及び患者への適切な説明を行うことができる保険薬局であって、バイオ後続品の調剤を行うにつき必要な体制が整備されているものであること。
五の二　調剤基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局
次のいずれかに該当する保険薬局であること。
(1)　当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量を合算した数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が五割以下であること。ただし、当該保険薬局における処方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないものは除く。
(2)　(1)に係る報告を地方厚生局長等に報告していない保険薬局であること。
五の三　在宅薬学総合体制加算1の施設基準
次のいずれにも該当する保険薬局であること。
(1)　在宅患者訪問薬剤管理指導料の注1に規定するあらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局であること。
(2)　在宅患者に対する薬学的管理及び指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。
五の三の二　在宅薬学総合体制加算2の施設基準
次のいずれにも該当する保険薬局であること。
(1)　五の三の(1)に該当すること。
(2)　在宅患者に対する高度な薬学的管理及び指導を行うために必要な体制が整備されていること。
(3)　在宅患者に対する高度な薬学的管理及び指導に係る十分な実績を有していること。
五の四　電子的調剤情報連携体制整備加算の施設基準
(1)　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
(2)　健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
(3)　保険薬剤師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報等を閲覧又は活用して調剤を行うことができる体制を有していること。
(4)　電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制、調剤した薬剤に関する情報を電磁的記録として登録する体制及び患者の服用する薬剤における有効成分の重複その他薬学的知見の観点から不適切な組合せの有無を電磁的記録に基づいて確認する体制を有していること。
(5)　電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有していること。
(6)　電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有していること。
(7)　健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認に係る十分な実績を有していること。
(8)　医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い調剤を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤を行うことについて、当該保険薬局の見やすい場所に掲示していること。
(9)　(8)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。
(10)　マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。
五の五　在宅薬学総合体制加算の1及び2に規定する患者
(1)　在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者
(2)　在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定している患者
(3)　在宅患者緊急時等共同指導料を算定している患者
(4)　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）に規定する居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、注2に規定する場合を除く。）を算定している患者
(5)　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）に規定する介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、注2に規定する場合を除く。）を算定している患者
五の六　門前薬局等立地依存減算に規定する保険薬局
次のいずれかに該当する保険薬局（特別調剤基本料Aを算定しているもの及び二の(2)に規定する保険薬局を除く。）であること。
(1)　次のイからハまでのいずれにも該当する保険薬局であること。
イ　別表第三の一に掲げる地域に所在し、かつ、水平距離五百メートル以内に他の保険薬局があること。
ロ　特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が八割五分を超えること。
ハ　次のいずれかに該当すること。
①　保険医療機関（許可病床数が二百床以上のものに限る。）の敷地の境界線からの水平距離が百メートル以内の区域に所在し、当該保険医療機関の敷地内又は当該区域内に他の保険薬局が二以上所在すること。
②　当該保険薬局の周囲五十メートル以内の区域に他の保険薬局が二以上所在すること。
③　当該保険薬局の周囲五十メートル以内の区域に所在する他の保険薬局が②に該当すること。

(2)　次のイ及びロに該当する保険薬局であること。
イ　特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が八割五分を超えること。
ロ　保険医療機関と同一の敷地内又は建物内に所在すること。
六　薬剤調製料の注２に規定する無菌製剤処理加算の施設基準
(1)　薬局であること。
(2)　無菌製剤処理を行うにつき十分な施設又は設備を有していること。
(3)　無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
六の二　薬剤調製料の注４に規定する厚生労働大臣が定める時間
当該地域において一般の保険薬局がおおむね調剤応需の態勢を解除した後、翌日に調剤応需の態勢を再開するまでの時間（深夜を除く。）
七　薬剤調製料の注６ただし書に規定する薬剤
使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に収載されている薬剤と同一規格を有する薬剤（ただし、当該医薬品の供給状況により、調剤時に必要な数量が確保できないものを除く。）
八・九　削除
九の二　調剤管理料の注３及び注４に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局
適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局であること。
九の二の二　調剤管理料の注３のイ及び注４のイに規定する患者
(1)　在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定している患者
(2)　在宅患者緊急時等共同指導料を算定している患者
(3)　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、注２に規定する場合を除く。）を算定している患者
(4)　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の４に規定する介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、注２に規定する場合を除く。）を算定している患者
十　服薬管理指導料の注１に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局
(1)　十の二に掲げる薬剤師が配置されていること。
(2)　必要な指導等を行うにつき十分な体制が整備されていること。
十の二　服薬管理指導料の注１に規定する厚生労働大臣が定める保険薬剤師
必要な指導等を行うにつき十分な経験等を有する保険薬剤師
十の三　服薬管理指導料の注４に規定する厚生労働大臣が定める患者
次のいずれかに該当する患者
(1)　介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設若しくは同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設に入所中の患者又は同条第九項に規定する短期入所生活介護若しくは同法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護のサービスを受けている患者
(2)　介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院に入所中の患者であって、医師が高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第四号ハに係る処方箋を交付したもの
十の四　服薬管理指導料の注７に規定する医薬品
別表第三の三に掲げる医薬品
十の五　特定薬剤管理指導加算２の施設基準
当該管理及び指導等を行うにつき必要な体制が整備されていること。
十の六　服薬管理指導料の注８に規定する厚生労働大臣が定める患者
次のいずれにも該当する患者であること。
(1)　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料の注８に規定する連携充実加算を届け出ている保険医療機関において、化学療法（抗悪性腫瘍剤が注射されている場合に限る。）及び必要な指導が行われている悪性腫瘍の患者
(2)　当該保険薬局において、悪性腫瘍の治療に係る薬剤の調剤を受ける患者
十の七　服薬管理指導料の注17に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局
適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局であること。
十一及び十一の二　削除
十一の三　調剤後薬剤管理指導料に規定する厚生労働大臣が定めるもの
次のいずれかに該当するものであること。
(1)　新たに糖尿病用剤が処方されたもの
(2)　糖尿病用剤に係る投薬内容の変更が行われたもの
十一の四　在宅患者訪問薬剤管理指導料の注３、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注３及び在宅患者緊急時等共同指導料の注３に規定する在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算の施設基準
(1)　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。
(2)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること。
十一の五　在宅患者訪問薬剤管理指導料の注６、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注６及び在宅患者緊急時等共同指導料の注６に規定する在宅中心静脈栄養法加算の施設基準
医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けている又は医薬品医療機器等法第三十九条の三第一項の規定による管理医療機器の販売業の届出を行っていること。
十二　退院時共同指導料の注ただし書に規定する疾病等の患者
別表第三の一の三に掲げる患者
十三　削除
十四　在宅移行初期管理料に規定する費用
(1)　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の５に規定する居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合であって、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の５の注１に規定する単一建物居住者が一人の場合に限り、注２に規定する場合を除く。）
(2)　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の４に規定する介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合であって、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の４の注１に規定する単一建物居住者が一人の場合に限り、注２に規定する場合を除く。）

十五　訪問薬剤管理医師同時指導料に規定する患者
(1)　在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定している患者（単一建物診療患者が一人の患者に限る。）
(2)　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合であって、単一建物居住者が一人の場合に限り、注２に規定する場合を除く。）を算定している患者
(3)　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合であって、単一建物居住者が一人の場合に限り、注２に規定する場合を除く。）を算定している患者
十六　複数名薬剤管理指導訪問料に規定する患者
(1)　在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定している患者（在宅患者訪問薬剤管理指導料の１を算定している患者であって、単一建物診療患者が一人のものに限る。）
(2)　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合であって、単一建物居住者が一人の場合に限り、注２に規定する場合を除く。）を算定している患者
(3)　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合であって、単一建物居住者が一人の場合に限り、注２に規定する場合を除く。）を算定している患者
十七　調剤ベースアップ評価料の注１に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局
(1)　当該保険薬局に勤務する職員（以下この号において「対象職員」という。）がいること。
(2)　対象職員の賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されていること。

第十六　削除

第十七　経過措置

一　令和八年三月三十一日において現に生活習慣病管理料(Ⅰ)又は生活習慣病管理料(Ⅱ)の注４に係る届出を行っている保険医療機関については、令和九年三月三十一日までの間に限り、第三の四の九の(3)のイの①、(4)のイの①又は(5)のイの①に該当するものとみなす。
二　令和八年三月三十一日において現に在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に係る届出を行っている保険医療機関については、令和九年五月三十一日までの間に限り、第三の六の(1)のタ、(2)のイの⑮若しくは(3)のワ又は第四の一の(1)のタ、(2)のタ若しくは(3)のワに該当するものとする。
三　令和八年九月三十日までの間に限り、第四の四の三の八の(4)に該当するものとみなす。
四　令和九年五月三十一日までの間に限り、第四の七の一の二に該当するものとみなす。
五　令和八年三月三十一日において現に総合入院体制加算又は急性期充実体制加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和八年九月三十日までの間に限り、第十二の二の七(2)に該当するものとする。
六　令和八年五月三十一日において、現に一月当たりの処方箋の受付回数が千八百枚以下であるとして届け出ていた保険薬局であって、その後も一月当たりの処方箋の受付回数が継続的に千八百枚以下であったものについては、当面の間、第十五の一の適用に当たっては、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合を八割五分以下とみなす。
七　令和八年三月四日において保険薬局の所在する建物内に保険医療機関（診療所に限る。以下この号において「当該保険医療機関」という。）が現に所在していた場合であって、同年三月五日以降、新たに他の保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しない場合かつ当該保険医療機関が所在し続ける場合に限り、当該保険薬局については、当面の間、第十五の一の(6)のイに該当しないものとみなす。
八　令和八年三月三十一日において現にこの告示による改正前の特掲診療料の施設基準等第十五の五の後発医薬品調剤体制加算１、２又は３に係る届出を行っていた保険薬局については、令和九年五月三十一日までの間に限り、第十五の四の(1)のロに該当するものとみなす。
九　令和八年五月三十一日において現に健康保険法第六十三条第三項第一号の指定を受けていた保険薬局については、当面の間、第十五の五の六に該当しないものとみなす。
十　基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和六年厚生労働省告示第五十八号）による改正前の基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関であって、令和六年三月三十一日において現に外来緩和ケア管理料の注４、糖尿病透析予防指導管理料の注３、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院又は調剤基本料の注１ただし書に係る届出を行っているものは、令和十二年五月三十一日までの間に限り、基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在するものとみなす。
十一　基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第七十号）による改正前の基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関であって、令和八年三月三十一日において現に外来緩和ケア管理料の注４、糖尿病透析予防指導管理料の注３、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院、処置の休日加算１、時間外加算１及び深夜加算１、手術の休日加算１、時間外加算１及び深夜加算１、遠隔画像診断（受信側に限る。）、保険医療機関間の連携による病理診断（標本等の受取又は受信側に限る。）、保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診（受信側に限る。）、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)、入院ベースアップ評価料又は調剤基本料の注１ただし書に係る届出を行っているものは、令和十四年五月三十一日までの間に限り、基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在するものとみなす。

別表第一から別表第十三までを次のように改める。

別表第一　特定疾患療養管理料並びに処方料及び処方箋料の特定疾患処方管理加算に規定する疾患

結核
悪性新生物
甲状腺障害
処置後甲状腺機能低下症
スフィンゴリピド代謝障害及びその他の脂質蓄積障害
ムコ脂質症
リポ蛋白代謝障害及びその他の脂（質）血症（家族性高コレステロール血症等の遺伝性疾患に限る。）
リポジストロフィー
ローノア・ベンソード腺脂肪腫症
虚血性心疾患
不整脈
心不全
脳血管疾患
一過性脳虚血発作及び関連症候群
単純性慢性気管支炎及び粘液膿性慢性気管支炎
詳細不明の慢性気管支炎
その他の慢性閉塞性肺疾患
肺気腫
喘息
喘息発作重積状態
気管支拡張症

胃潰瘍及び十二指腸潰瘍（消化性潰瘍のある患者への投与が禁忌である非ステロイド性抗炎症薬の投与を受けている場合を除く。）
胃炎及び十二指腸炎
肝疾患（経過が慢性なものに限る。）
慢性ウイルス肝炎
アルコール性慢性膵炎
その他の慢性膵炎
思春期早発症
性染色体異常
アナフィラキシー
ギラン・バレー症候群

別表第二　特定疾患治療管理料に規定する疾患等

一　特定薬剤治療管理料１の対象患者

(1)　テオフィリン製剤を投与している患者
(2)　不整脈用剤を投与している患者
(3)　ハロペリドール製剤又はブロムペリドール製剤を投与している患者
(4)　リチウム製剤を投与している患者
(5)　免疫抑制剤を投与している患者
(6)　サリチル酸系製剤を投与している若年性関節リウマチ、リウマチ熱又は関節リウマチの患者
(7)　メトトレキサートを投与している悪性腫瘍の患者
(8)　アミノ配糖体抗生物質、グリコペプチド系抗生物質又はトリアゾール系抗真菌剤を投与している入院中の患者
(9)　イマチニブを投与している患者
(10)　シロリムス製剤を投与している患者
(11)　スニチニブを投与している患者
(12)　治療抵抗性統合失調症治療薬を投与している患者
(13)　ブスルファンを投与している患者
(14)　(1)から(13)までに掲げる患者に準ずるもの

二　小児特定疾患カウンセリング料の対象患者

十八歳未満の気分障害、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害又は小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害の患者

三　削除

四　皮膚科特定疾患指導管理料(I)の対象疾患

天疱瘡
類天疱瘡
エリテマトーデス（紅斑性狼瘡）
紅皮症
尋常性乾癬
掌蹠膿疱症
先天性魚鱗癬
類乾癬
偏平苔癬
結節性痒疹その他の痒疹（慢性型で経過が一年以上のものに限る。）

五　皮膚科特定疾患指導管理料(II)の対象疾患

帯状疱疹
じんま疹
アトピー性皮膚炎（十六歳以上の患者が罹患している場合に限る。）
尋常性白斑
円形脱毛症
脂漏性皮膚炎

別表第三　外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料、集団栄養食事指導料、退院後訪問栄養食事指導料及び在宅患者訪問栄養食事指導料に規定する特別食

腎臓食
肝臓食
糖尿食
胃潰瘍食
貧血食
膵臓食
脂質異常症食
痛風食
てんかん食
フェニールケトン尿症食
楓糖尿症食
ホモシスチン尿症食
尿素サイクル異常症食
メチルマロン酸血症食
プロピオン酸血症食
極長鎖アシル－ＣｏＡ脱水素酵素欠損症食
糖原病食
ガラクトース血症食
治療乳
無菌食
小児食物アレルギー食（外来栄養食事指導料及び入院栄養食事指導料に限る。）
特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）

別表第三の一　調剤基本料２の施設基準のハ及び門前薬局等立地依存減算に規定する保険薬局の(1)のイに規定する地域

一　北海道札幌市
二　宮城県仙台市
三　埼玉県さいたま市
四　千葉県千葉市

五　東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区
六　神奈川県横浜市、川崎市及び相模原市
七　新潟県新潟市
八　静岡県静岡市及び浜松市
九　愛知県名古屋市
十　京都府京都市
十一　大阪府大阪市及び堺市
十二　兵庫県神戸市
十三　岡山県岡山市
十四　広島県広島市
十五　福岡県北九州市及び福岡市
十六　熊本県熊本市

別表第三の一の二　削除

別表第三の一の三　退院時共同指導料１及び退院時共同指導料２を二回算定できる疾病等の患者、頻回訪問加算に規定する状態等にある患者並びに退院時共同指導料の注ただし書に規定する疾病等の患者

一　末期の悪性腫瘍の患者（在宅がん医療総合診療料を算定している患者を除く。）
二　⑴であって、⑵又は⑶の状態である患者
⑴　在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
⑵　ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態
⑶　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
三　在宅での療養を行っている患者であって、高度な指導管理を必要とするもの

別表第三の二　ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)に規定する状態等である患者

一　妊婦であって次に掲げる状態にあるもの
分娩時の妊娠週数が二十二週から三十二週未満の早産である患者
妊娠高血圧症候群重症の患者
前置胎盤（妊娠二十八週以降で出血等の病状を伴うものに限る。）の患者
妊娠三十週未満の切迫早産（子宮収縮、子宮出血、頸管の開大、短縮又は軟化のいずれかの兆候を示すもの等に限る。）の患者
多胎妊娠の患者
子宮内胎児発育遅延の患者
心疾患（治療中のものに限る。）の患者
糖尿病（治療中のものに限る。）の患者
甲状腺疾患（治療中のものに限る。）の患者
腎疾患（治療中のものに限る。）の患者
膠原病（治療中のものに限る。）の患者
特発性血小板減少性紫斑病（治療中のものに限る。）の患者
白血病（治療中のものに限る。）の患者
血友病（治療中のものに限る。）の患者
出血傾向のある状態（治療中のものに限る。）の患者
ＨＩＶ陽性の患者
Ｒｈ不適合の患者
当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術を行った患者又は行うことを予定している患者
精神疾患の患者（精神療法が実施されているものに限る。）
二
妊産婦であって次に掲げる状態にあるもの
妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者
四十歳以上の初産婦の患者
分娩前のＢＭＩが三十五以上の初産婦の患者
妊娠高血圧症候群重症の患者
常位胎盤早期剥離の患者
前置胎盤（妊娠二十八週以降で出血等の病状を伴うものに限る。）の患者
双胎間輸血症候群の患者
多胎妊娠の患者
子宮内胎児発育遅延の患者
心疾患（治療中のものに限る。）の患者
糖尿病（治療中のものに限る。）の患者
特発性血小板減少性紫斑病（治療中のものに限る。）の患者
白血病（治療中のものに限る。）の患者
血友病（治療中のものに限る。）の患者
出血傾向のある状態（治療中のものに限る。）の患者
ＨＩＶ陽性の患者
当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術を行った患者又は行うことを予定している患者
精神疾患の患者（精神療法が実施されているものに限る。）

別表第三の三　薬剤管理指導料の対象患者及び服薬管理指導料に規定する医薬品

抗悪性腫瘍剤
免疫抑制剤
不整脈用剤
抗てんかん剤
血液凝固阻止剤（内服薬に限る。）
ジギタリス製剤
テオフィリン製剤
カリウム製剤（注射薬に限る。）
精神神経用剤
糖尿病用剤
膵臓ホルモン剤
抗ＨＩＶ薬

別表第四　歯科特定疾患療養管理料並びに処方料及び処方箋料に規定する疾患

口腔領域の悪性新生物（エナメル上皮腫を含む。）

顎・口腔の先天異常

舌痛症（心因性によるものを含む。）

口腔軟組織の疾患（難治性のものに限る。）

口腔領域のシェーグレン症候群

尋常性天疱瘡又は類天疱瘡

口腔乾燥症（放射線治療又は化学療法を原因とするものに限る。）

睡眠時無呼吸症候群（口腔内装置治療を要するものに限る。）

骨吸収抑制薬関連顎骨壊死（骨露出を伴うものに限る。）又は放射線性顎骨壊死

三叉神経ニューロパチー

別表第五及び第六　削除

別表第七　在宅患者訪問診療料(I)及び在宅患者訪問診療料(II)並びに在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する疾病等

末期の悪性腫瘍

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

進行性筋ジストロフィー症

パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）

多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）

プリオン病

亜急性硬化性全脳炎

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

球脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎

後天性免疫不全症候群

頸髄損傷

人工呼吸器を使用している状態

別表第八　退院時共同指導料1の注2に規定する特別な管理を要する状態等にある患者並びに退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する状態等にある患者

一　在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

二　在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者

三　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者

四　真皮を越える褥瘡の状態にある者

五　在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

別表第八の二　在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者

一　次に掲げる疾患に罹患している患者

末期の悪性腫瘍

スモン

難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病

後天性免疫不全症候群

脊髄損傷

真皮を越える褥瘡

二　次に掲げる状態の患者

在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている状態

在宅血液透析を行っている状態

在宅酸素療法を行っている状態

在宅中心静脈栄養法を行っている状態

在宅成分栄養経管栄養法を行っている状態

在宅自己導尿を行っている状態

在宅人工呼吸を行っている状態

植込型脳・脊髄刺激装置による疼痛管理を行っている状態

肺高血圧症であって、プロスタグランジンI_2製剤を投与されている状態

気管切開を行っている状態

気管カニューレを使用している状態

ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態

人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

別表第八の三　在宅時医学総合管理料の注10（施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む。）に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者

要介護三以上の状態又はこれに準ずる状態

日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする認知症の状態

頻回の訪問看護を受けている状態

訪問診療又は訪問看護において処置を受けている状態

介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設等看護職員が配置された施設に入居し、医師の指示を受けた看護職員による処置を受けている状態

麻薬の投薬を受けている状態

その他関係機関との調整等のために訪問診療を行う医師による特別な医学管理を必要とする状態

別表第八の四　在宅時医学総合管理料の注11及び施設入居時等医学総合管理料の注４に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者

別表第八の二に掲げる状態

要介護二以上の状態又はこれに準ずる状態

訪問診療又は訪問看護において処置を受けている状態

介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設等看護職員が配置された施設に入居し、医師の指示を受けた看護職員による処置を受けている状態

がんの治療を受けている状態

精神疾患以外の疾患の治療のために訪問診療を行う医師による特別な医学管理を必要とする状態

別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬

インスリン製剤

性腺刺激ホルモン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤

乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

ソマトスタチンアナログ

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンＣ製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレレプチン製剤

アバタセプト製剤

ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤

アスホターゼ　アルファ製剤

グラチラマー酢酸塩製剤

セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤

ブロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

ベリムマブ製剤

イキセキズマブ製剤

ゴリムマブ製剤

エミシズマブ製剤

イカチバント製剤

サリルマブ製剤

デュピルマブ製剤

インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤

ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤

遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤

ブロスマブ製剤

メポリズマブ製剤

オマリズマブ製剤

テデュグルチド製剤

サトラリズマブ製剤

ガルカネズマブ製剤

オファツムマブ製剤

ボソリチド製剤

エレヌマブ製剤

アバロパラチド酢酸塩製剤

カプラシズマブ製剤

乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤

フレマネズマブ製剤

メトトレキサート製剤

チルゼパチド製剤

ビメキズマブ製剤

ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤

ペグバリアーゼ製剤

ラナデルマブ製剤

ネモリズマブ製剤

ペグセタコプラン製剤

ジルコプランナトリウム製剤

コンシズマブ製剤

テゼペルマブ製剤
オゾラリズマブ製剤
トラロキヌマブ製剤
エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤
ベドリズマブ製剤
ミリキズマブ製剤
乾燥濃縮人プロテインＣ製剤
メコバラミン製剤
ベンラリズマブ製剤
マルスタシマブ製剤
ロザノリキシズマブ製剤
レブリキズマブ製剤
クロバリマブ製剤
パロペグテリパラチド製剤

別表第九の一の二　在宅強心剤持続投与指導管理料に規定する注射薬
ドブタミン塩酸塩製剤
ドパミン塩酸塩製剤
ノルアドレナリン製剤

別表第九の一の二　在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料に規定する疾患
表皮水疱症
水疱型先天性魚鱗癬様紅皮症

別表第九の一の三　注入器加算に規定する注射薬
別表第九に規定する注射薬のうち、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、ペグセタコプラン製剤及びロザノリキシズマブ製剤以外のもの

別表第九の一の四　経腸投薬用ポンプ加算に規定する内服薬
レボドパ・カルビドパ水和物製剤

別表第九の一の四の二　持続皮下注入シリンジポンプ加算に規定する注射薬
ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤

別表第九の一の五　注入ポンプ加算に規定する注射薬
ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
ペグセタコプラン製剤
ロザノリキシズマブ製剤

別表第九の二　検体検査実施料に規定する検体検査

一　医科点数表区分番号Ｄ０００に掲げる尿中一般物質定性半定量検査
二　医科点数表区分番号Ｄ００２に掲げる尿沈渣（鏡検法）
三　医科点数表区分番号Ｄ００３に掲げる糞便検査のうち次のもの
　糞便中ヘモグロビン
四　医科点数表区分番号Ｄ００５に掲げる血液形態・機能検査のうち次のもの
　赤血球沈降速度（ＥＳＲ）
　末梢血液一般検査
　ヘモグロビンＡ１ｃ（ＨｂＡ１ｃ）
五　医科点数表区分番号Ｄ００６に掲げる出血・凝固検査のうち次のもの
　プロトロンビン時間（ＰＴ）
　フィブリン・フィブリノゲン分解産物（ＦＤＰ）定性
　フィブリン・フィブリノゲン分解産物（ＦＤＰ）半定量
　フィブリン・フィブリノゲン分解産物（ＦＤＰ）定量
　Ｄダイマー
六　医科点数表区分番号Ｄ００７に掲げる血液化学検査のうち次のもの
　総ビリルビン
　総蛋白
　アルブミン（ＢＣＰ改良法）
　尿素窒素
　クレアチニン
　尿酸
　アルカリホスファターゼ（ＡＬＰ）
　コリンエステラーゼ（ＣｈＥ）
　γ―グルタミルトランスフェラーゼ（γ―ＧＴ）
　中性脂肪
　ナトリウム及びクロール
　カリウム
　カルシウム
　グルコース
　乳酸デヒドロゲナーゼ（ＬＤ）
　クレアチンキナーゼ（ＣＫ）
　ＨＤＬ―コレステロール
　総コレステロール
　アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（ＡＳＴ）
　アラニンアミノトランスフェラーゼ（ＡＬＴ）
　ＬＤＬ―コレステロール
　グリコアルブミン
七　医科点数表区分番号Ｄ００８に掲げる内分泌学的検査のうち次のもの
　甲状腺刺激ホルモン（ＴＳＨ）
　遊離サイロキシン（ＦＴ４）
　遊離トリヨードサイロニン（ＦＴ３）
八　医科点数表区分番号Ｄ００９に掲げる腫瘍マーカーのうち次のもの
　癌胎児性抗原（ＣＥＡ）
　α―フェトプロテイン（ＡＦＰ）
　前立腺特異抗原（ＰＳＡ）
　ＣＡ19―９
九　医科点数表区分番号Ｄ０１５に掲げる血漿蛋白免疫学的検査のうち次のもの
　Ｃ反応性蛋白（ＣＲＰ）
十　医科点数表区分番号Ｄ０１７に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査のうち次のもの
　その他のもの

別表第九の二の二　中心静脈注射用カテーテル挿入の注３に規定する患者
三歳未満の乳幼児であって次の疾患である者
先天性小腸閉鎖症
鎖肛
ヒルシュスプルング病
短腸症候群

別表第九の三　医科点数表第二章第七部リハビリテーション通則第４号に規定する患者
回復期リハビリテーション病棟入院料又は特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定する患者（運動器リハビリテーション料を算定するものを除く。）

別表第九の三の二　歯科点数表第二章第七部リハビリテーション通則第４号に規定する患者
脳血管疾患等の患者のうち発症日、手術日又は急性増悪の日から六十日以内のもの
入院中の患者であって、その入院する病棟等において早期歩行、ＡＤＬの自立等を目的として脳血管疾患等リハビリテーション料(I)又は廃用症候群リハビリテーション料(I)を算定するもの

別表第九の四　心大血管疾患リハビリテーション料の対象患者
一　急性心筋梗塞、狭心症発作その他の急性発症した心大血管疾患又はその手術後の患者
二　慢性心不全、末梢動脈閉塞性疾患その他の慢性の心大血管疾患により、一定程度以上の呼吸循環機能の低下及び日常生活能力の低下を来している患者

別表第九の五　脳血管疾患等リハビリテーション料の対象患者
一　脳梗塞、脳出血、くも膜下出血その他の急性発症した脳血管疾患又はその手術後の患者
二　脳腫瘍、脳膿瘍、脊髄損傷、脊髄腫瘍その他の急性発症した中枢神経疾患又はその手術後の患者
三　多発性神経炎、多発性硬化症、末梢神経障害その他の神経疾患の患者
四　パーキンソン病、脊髄小脳変性症その他の慢性の神経筋疾患の患者
五　失語症、失認及び失行症並びに高次脳機能障害の患者
六　難聴や人工内耳植込手術等に伴う聴覚・言語機能の障害を有する患者
七　顎・口腔の先天異常に伴う構音障害を有する患者
八　舌悪性腫瘍等の手術による構音障害を有する患者
九　リハビリテーションを要する状態の患者であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているもの（心大血管疾患リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、障害児（者）リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料の対象患者に該当するものを除く。）

別表第九の六　運動器リハビリテーション料の対象患者
一　上・下肢の複合損傷、脊椎損傷による四肢麻痺その他の急性発症した運動器疾患又はその手術後の患者
二　関節の変性疾患、関節の炎症性疾患その他の慢性の運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者

別表第九の七　呼吸器リハビリテーション料の対象患者
一　肺炎、無気肺、その他の急性発症した呼吸器疾患の患者
二　肺腫瘍、胸部外傷その他の呼吸器疾患又はその手術後の患者
三　慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）、気管支喘息その他の慢性の呼吸器疾患により、一定程度以上の重症の呼吸困難や日常生活能力の低下を来している患者
四　食道癌、胃癌、肝臓癌、咽・喉頭癌、大腸癌、卵巣癌、膵癌等の手術前後の呼吸機能訓練を要する患者

別表第九の八　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する算定日数の上限の除外対象患者
一　失語症、失認及び失行症の患者
高次脳機能障害の患者
重度の頸髄損傷の患者
頭部外傷及び多部位外傷の患者
慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）の患者
心筋梗塞の患者
狭心症の患者
軸索断裂の状態にある末梢神経損傷（発症後一年以内のものに限る。）の患者
外傷性の肩関節腱板損傷（受傷後百八十日以内のものに限る。）の患者
回復期リハビリテーション病棟入院料又は特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
回復期リハビリテーション病棟又は特定機能病院リハビリテーション病棟において在棟中に回復期リハビリテーション病棟入院料又は特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定した患者であって、当該病棟を退棟した日から起算して三月以内の患者（保険医療機関に入院中の患者、介護老人保健施設又は介護医療院に入所する患者を除く。）
難病患者リハビリテーション料に規定する患者（先天性又は進行性の神経・筋疾患の者を除く。）
障害児（者）リハビリテーション料に規定する患者（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病の者に限る。）
その他別表第九の四から別表第九の七までに規定する患者又は廃用症候群リハビリテーション料に規定する患者であって、リハビリテーションを継続して行うことが必要であると医学的に認められるもの
二　先天性又は進行性の神経・筋疾患の患者
障害児（者）リハビリテーション料に規定する患者（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病の者を除く。）

別表第九の九　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する別に厚生労働大臣が定める場合

一　別表第九の八第一号に規定する患者については、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合

二　別表第九の八第二号に規定する患者については、患者の疾患、状態等を総合的に勘案し、治療上有効であると医学的に判断される場合

別表第九の十　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する急性期リハビリテーション加算の対象となる患者

一　相当程度以上の日常生活能力の低下を来している患者

二　重度認知症の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な患者

三　特別な管理を要する処置等を実施している患者

四　リハビリテーションを実施する上で感染対策が特に必要な感染症並びにそれらの疑似症患者

別表第十　難病患者リハビリテーション料に規定する疾患

ベーチェット病
多発性硬化症
重症筋無力症
全身性エリテマトーデス
スモン
筋萎縮性側索硬化症
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎
結節性動脈周囲炎
ビュルガー病
脊髄小脳変性症
悪性関節リウマチ
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病）
アミロイドーシス
後縦靭帯骨化症
ハンチントン病
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）
ウェゲナー肉芽腫症
多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
広範脊柱管狭窄症
特発性大腿骨頭壊死症
混合性結合組織病
プリオン病
ギラン・バレー症候群
黄色靭帯骨化症
シェーグレン症候群
成人発症スチル病
関節リウマチ
亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
球脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎

別表第十の二　障害児（者）リハビリテーション料の対象患者

脳性麻痺の患者
胎生期若しくは乳幼児期に生じた脳又は脊髄の奇形及び障害の患者
顎・口腔の先天異常の患者
先天性の体幹四肢の奇形又は変形の患者
先天性神経代謝異常症、大脳白質変性症の患者
先天性又は進行性の神経筋疾患の患者
神経障害による麻痺及び後遺症の患者
言語障害、聴覚障害又は認知障害を伴う自閉症等の発達障害の患者

別表第十の二の二　がん患者リハビリテーション料の対象患者

一　がん患者であって、がんの治療のために入院している間に手術、化学療法（骨髄抑制が見込まれるものに限る。）、放射線治療若しくは造血幹細胞移植が行われる予定のもの又は行われたもの

二　緩和ケアを目的とした治療を行っている進行がん又は末期がんの患者であって、症状の増悪により入院している間に在宅復帰を目的としたリハビリテーションが必要なもの

別表第十の二の三　集団コミュニケーション療法料の対象患者

別表第九の五若しくは別表第十の二に掲げる患者又は廃用症候群リハビリテーション料に規定する患者であって、言語・聴覚機能の障害を有するもの

別表第十の二の四　通院・在宅精神療法の注６及び精神科継続外来支援・指導料の注５に規定する別に厚生労働大臣が定める要件

次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

一　当該保険医療機関における三種類以上の抗うつ薬及び三種類以上の抗精神病薬の投与の頻度が低いこと。

二　当該患者に対し、適切な説明及び医学管理が行われていること。

三　当該処方が臨時の投薬等のもの又は患者の病状等によりやむを得ないものであること。

別表第十の三　人工腎臓に規定する薬剤

エリスロポエチン
ダルベポエチン
エポエチンベータペゴル
ＨＩＦ－ＰＨ阻害剤

別表第十の三の二　人工呼吸の注５に規定する対象患者

区分番号Ａ３００に掲げる救命救急入院料１を算定する患者
区分番号Ａ３０１に掲げる特定集中治療室管理料を算定する患者
区分番号Ａ３０１－４に掲げる小児特定集中治療室管理料を算定する患者
区分番号Ａ３０２に掲げる新生児特定集中治療室管理料１を算定する患者
区分番号Ａ３０２－２に掲げる新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料を算定する患者
区分番号Ａ３０３に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料の新生児集中治療室管理料を算定する患者

別表第十の三の三　電気インピーダンス断層撮影に規定する対象患者
区分番号Ａ３００に掲げる救命救急入院料１を算定する患者
区分番号Ａ３０１に掲げる特定集中治療室管理料を算定する患者
区分番号Ａ３０１－４に掲げる小児特定集中治療室管理料を算定する患者

別表第十一
一　歯科点数表第二章第八部処置に規定する特定薬剤
オルテクサー口腔用
歯科用（口腔用）アフタゾロン
テラ・コートリル軟膏
デキサメタゾン口腔用
二　歯科点数表第二章第九部手術に規定する特定薬剤
オルテクサー口腔用
アクリノール
歯科用（口腔用）アフタゾロン
テラ・コートリル軟膏
デキサメタゾン口腔用
生理食塩水

別表第十一の二　声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔に規定する麻酔が困難な患者
心不全の患者
冠動脈疾患の患者
弁膜症の患者
不整脈の患者
先天性心疾患の患者
肺動脈性肺高血圧症の患者
呼吸不全の患者
呼吸器疾患の患者
糖尿病の患者
腎不全の患者
肝不全の患者
血球減少の患者
血液凝固異常の患者
出血傾向のある患者
敗血症の患者
神経障害の患者
ＢＭＩが三十五以上の患者

別表第十一の三　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）の対象患者
限局性の固形悪性腫瘍の患者
小児腫瘍（限局性の固形悪性腫瘍に限る。）の患者
手術による根治的な治療が困難な骨軟部腫瘍の患者
頭頸部悪性腫瘍（口腔・咽喉頭の扁平上皮癌を除く。）の患者
手術による根治的な治療が困難な早期肺癌（日本肺癌学会が定める「肺癌取扱い規約」におけるⅠ期からⅡＡ期までの肺癌に限る。）の患者
手術による根治的な治療が困難な肝細胞癌（長径四センチメートル以上のものに限る。）の患者
手術による根治的な治療が困難な肝内胆管癌の患者
手術による根治的な治療が困難な局所進行性膵癌の患者
手術による根治的な治療が困難な局所大腸癌（手術後に再発したものに限る。）の患者
手術による根治的な治療が困難な三個以内の大腸癌肺転移（原発巣切除後であり、局所再発のないものであって、肺外転移が制御されているものに限る。）の患者
手術による根治的な治療が困難な局所進行性子宮頸部腺癌の患者
手術による根治的な治療が困難な局所進行性子宮頸部扁平上皮癌（長径六センチメートル以上のものに限る。）の患者
手術による根治的な治療が困難な悪性黒色腫（婦人科領域の臓器から発生した悪性黒色腫に限る。）の患者
限局性及び局所進行性前立腺癌（転移を有するものを除く。）の患者

別表第十二　介護老人保健施設入所者について算定できない検査、リハビリテーション、処置、手術及び麻酔
一　算定できない検査
(1)　検体検査（医科点数表区分番号Ｄ００７の36に掲げる血液ガス分析及び当該検査に係る医科点数表区分番号Ｄ０２６の４に掲げる生化学的検査(I)判断料並びに医科点数表区分番号Ｄ４１９の３に掲げる動脈血採取であって、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）
(2)　呼吸循環機能検査等のうち医科点数表区分番号Ｄ２０８に掲げる心電図検査及び医科点数表区分番号Ｄ２０９に掲げる負荷心電図検査（心電図検査の注に掲げるもの又は負荷心電図検査の注１に掲げるものであって、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行う診療に係るものを除く。）
(3)　負荷試験等のうち肝及び腎のクリアランステスト、内分泌負荷試験及び糖負荷試験
(4)　(1)から(3)までに掲げる検査に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な検査
二　算定できないリハビリテーション
(1)　脳血管疾患等リハビリテーション
(2)　廃用症候群リハビリテーション
(3)　運動器リハビリテーション
(4)　摂食機能療法
(5)　視能訓練
(6)　(1)から(5)までに掲げるリハビリテーションに最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊なリハビリテーション

三　算定できない処置

(1)　一般処置のうち次に掲げるもの

イ　創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るものを除く。）を除く。）

ロ　手術後の創傷処置

ハ　ドレーン法（ドレナージ）

ニ　腰椎穿刺

ホ　胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

ヘ　腹腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

ト　喀痰吸引

チ　高位浣腸、高圧浣腸、洗腸

リ　摘便

ヌ　酸素吸入

ル　酸素テント

ヲ　間歇的陽圧吸入法

ワ　肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）

カ　非還納性ヘルニア徒手整復法（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

ヨ　痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）

(2)　救急処置のうち次に掲げるもの

イ　救命のための気管挿管

ロ　人工呼吸

ハ　非開胸的心マッサージ

ニ　気管内洗浄

ホ　胃洗浄

(3)　泌尿器科処置のうち次に掲げるもの

イ　膀胱洗浄（薬液注入を含む。）

ロ　留置カテーテル設置

ハ　嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）

(4)　整形外科的処置（鋼線等による直達牽引を除く。）

(5)　栄養処置のうち次に掲げるもの

イ　鼻腔栄養

ロ　滋養浣腸

(6)　(1)から(5)までに掲げる処置に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な処置

四　算定できない手術

(1)　創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するもの及び保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

(2)　皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）

(3)　デブリードマン（百平方センチメートル未満のものに限る。）

(4)　爪甲除去術

(5)　ひょう疽手術

(6)　外耳道異物除去術（複雑なものを除く。）

(7)　咽頭異物摘出術（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものであって、複雑なものを除く。）

(8)　顎関節脱臼非観血的整復術（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

(9)　血管露出術

(10)　(1)から(9)までに掲げる手術に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な手術

五　算定できない麻酔

(1)　静脈麻酔

(2)　神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入

(3)　(1)及び(2)に掲げる麻酔に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な麻酔

別表第十三　暫間歯冠補綴装置、広範囲顎骨支持型補綴及び広範囲顎骨支持型補綴物修理に規定する特定保険医療材料

一　暫間歯冠補綴装置（広範囲顎骨支持型補綴（ブリッジ形態のもの）の場合に限る。）に規定する特定保険医療材料

スクリュー
アバットメント
シリンダー

二　広範囲顎骨支持型補綴及び広範囲顎骨支持型補綴物修理に規定する特定保険医療材料

スクリュー
アバットメント
アタッチメント
シリンダー

○厚生労働省告示第七十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

別表を次のように改める。

別表

注１　㊢は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十一条第一項に規定する日本薬局方に収載されている医薬品であることを示す。

注２　※は、品名の次に括弧書によって医薬品製造販売業者名の略称を加えたことを示す。

注３　㊟は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬であることを示す。

第１部　内　用　薬

品名	規格単位	薬価 円
（あ）		
アイクルシグ錠15 mg	15mg1錠	6,428.40
アイセントレス錠400 mg	400mg1錠	825.10
アイセントレス錠600 mg	600mg1錠	1,330.40
㊎ アイトロール錠10 mg	10mg1錠	10.80
㊎ アイトロール錠20 mg	20mg1錠	10.80
アイピーディカプセル50	50mg1カプセル	11.10
アイピーディカプセル100	100mg1カプセル	11.50
アイピーディドライシロップ５％	５%1ｇ	23.80
㊎ アイミクス配合錠ＨＤ	1錠	32.20
㊎ アイミクス配合錠ＬＤ	1錠	30.30
アカルボース錠50 mg「ＮＩＧ」	50mg1錠	6.50
アカルボース錠50 mg「サワイ」	50mg1錠	10.80
アカルボース錠100 mg「ＮＩＧ」	100mg1錠	11.30
アカルボース錠100 mg「サワイ」	100mg1錠	19.30
アキネトン細粒１％	1%1ｇ	19.20
アキネトン錠1 mg	1mg1錠	6.10
アキョウ	10ｇ	143.60
アクセノン末	1ｇ	201.20
アクトスＯＤ錠15	15mg1錠	16.30
アクトスＯＤ錠30	30mg1錠	29.90
㊎ アクトス錠15	15mg1錠	16.30
㊎ アクトス錠30	30mg1錠	29.90
㊎ アクトネル錠2.5 mg	2.5mg1錠	39.20
㊎ アクトネル錠17.5 mg	17.5mg1錠	165.30
㊎ アクトネル錠75 mg	75mg1錠	731.00
アグリリンカプセル0.5 mg	0.5mg1カプセル	788.70
アクロマイシンＶカプセル50 mg	50mg1カプセル	8.30
アクロマイシンＶカプセル250 mg	250mg1カプセル	9.40
アコニンサン錠	166.67mg1錠	8.60
アコファイド錠100 mg	100mg1錠	28.40
アサコール錠400 mg	400mg1錠	26.70
㊎ アザチオプリン錠	50mg1錠	65.30
㊎ アザニン錠50 mg	50mg1錠	66.20
アザルフィジンＥＮ錠250 mg	250mg1錠	14.00
アザルフィジンＥＮ錠500 mg	500mg1錠	21.00
㊎ アシクロビル錠200 mg「サワイ」	200mg1錠	18.30
㊎ アシクロビル錠200 mg「トーワ」	200mg1錠	18.30
㊎ アシクロビル錠400 mg「サワイ」	400mg1錠	32.60
㊎ アシクロビル錠400 mg「トーワ」	400mg1錠	32.60
㊎ アシクロビルシロップ８％「タカタ」	8%1mL	19.30
㊎ アシクロビルＤＳ80％「サワイ」	80%1ｇ	121.50
アシクロビル内服ゼリー200 mg「日医工」	200mg1包	140.00
アシクロビル内服ゼリー800 mg「日医工」	800mg1包	357.00
アシクロビル40％顆粒	40%1ｇ	39.80
アジスロマイシン細粒小児用10％「トーワ」	100mg1ｇ	59.20
アジスロマイシン小児用細粒10％「タカタ」	100mg1ｇ	52.00
アジスロマイシン小児用錠100 mg「タカタ」	100mg1錠	34.20
アジスロマイシン錠250 mg「サワイ」	250mg1錠	56.30
アジスロマイシン錠250 mg「タカタ」	250mg1錠	90.50
アジスロマイシン錠250 mg「ＤＳＥＰ」	250mg1錠	56.30
アジスロマイシン錠250 mg「トーワ」	250mg1錠	56.30
アジスロマイシン錠500 mg「トーワ」	500mg1錠	162.80
アシテアダニ舌下錠100単位（ＩＲ）	100ＩＲ1錠	52.60
アシテアダニ舌下錠300単位（ＩＲ）	300ＩＲ1錠	163.10
アシノン錠75 mg	75mg1錠	8.60
アシノン錠150 mg	150mg1錠	12.30
アジャストＡコーワ錠40 mg	40mg1錠	6.30
アジルサルタンＯＤ錠10 mg「杏林」	10mg1錠	17.10
アジルサルタンＯＤ錠10 mg「ケミファ」	10mg1錠	17.10
アジルサルタンＯＤ錠10 mg「サワイ」	10mg1錠	17.10
アジルサルタンＯＤ錠10 mg「ＤＳＥＰ」	10mg1錠	17.10
アジルサルタンＯＤ錠10 mg「日新」	10mg1錠	17.10
アジルサルタンＯＤ錠10 mg「フェルゼン」	10mg1錠	17.10
アジルサルタンＯＤ錠10 mg「明治」	10mg1錠	17.10
アジルサルタンＯＤ錠20 mg「杏林」	20mg1錠	25.80
アジルサルタンＯＤ錠20 mg「ケミファ」	20mg1錠	25.80
アジルサルタンＯＤ錠20 mg「サワイ」	20mg1錠	25.80
アジルサルタンＯＤ錠20 mg「ＤＳＥＰ」	20mg1錠	25.80
アジルサルタンＯＤ錠20 mg「日新」	20mg1錠	25.80
アジルサルタンＯＤ錠20 mg「フェルゼン」	20mg1錠	25.80
アジルサルタンＯＤ錠20 mg「明治」	20mg1錠	25.80
アジルサルタンＯＤ錠40 mg「杏林」	40mg1錠	38.30
アジルサルタンＯＤ錠40 mg「ケミファ」	40mg1錠	38.30
アジルサルタンＯＤ錠40 mg「サワイ」	40mg1錠	38.30
アジルサルタンＯＤ錠40 mg「ＤＳＥＰ」	40mg1錠	38.30
アジルサルタンＯＤ錠40 mg「日新」	40mg1錠	38.30
アジルサルタンＯＤ錠40 mg「フェルゼン」	40mg1錠	38.30
アジルサルタンＯＤ錠40 mg「明治」	40mg1錠	38.30
アジルサルタン錠10 mg「サワイ」	10mg1錠	17.10
アジルサルタン錠10 mg「サンド」	10mg1錠	17.10
アジルサルタン錠10 mg「ＪＧ」	10mg1錠	17.10
アジルサルタン錠10 mg「武田テバ」	10mg1錠	17.10
アジルサルタン錠10 mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	17.10

	アジルサルタン錠10mg「トーワ」	10mg1錠	17.10
	アジルサルタン錠10mg「ニプロ」	10mg1錠	17.10
	アジルサルタン錠20mg「サワイ」	20mg1錠	25.80
	アジルサルタン錠20mg「サンド」	20mg1錠	25.80
	アジルサルタン錠20mg「ＪＧ」	20mg1錠	25.80
	アジルサルタン錠20mg「武田テバ」	20mg1錠	25.80
	アジルサルタン錠20mg「ＴＣＫ」	20mg1錠	25.80
	アジルサルタン錠20mg「トーワ」	20mg1錠	25.80
	アジルサルタン錠20mg「ニプロ」	20mg1錠	25.80
	アジルサルタン錠40mg「サワイ」	40mg1錠	38.30
	アジルサルタン錠40mg「サンド」	40mg1錠	38.30
	アジルサルタン錠40mg「ＪＧ」	40mg1錠	38.30
	アジルサルタン錠40mg「武田テバ」	40mg1錠	38.30
	アジルサルタン錠40mg「ＴＣＫ」	40mg1錠	38.30
	アジルサルタン錠40mg「トーワ」	40mg1錠	38.30
	アジルサルタン錠40mg「ニプロ」	40mg1錠	38.30
	アジルバ顆粒１％	1%1ｇ	73.30
	アジルバ錠10mg	10mg1錠	42.20
	アジルバ錠20mg	20mg1錠	67.20
	アジルバ錠40mg	40mg1錠	96.50
	アジレクト錠0.5mg	0.5mg1錠	503.50
	アジレクト錠1mg	1mg1錠	928.80
局	アスコルビン酸	1ｇ	8.00
局※	アスコルビン酸（岩城）	1ｇ	8.50
局	アスコルビン酸散	10%1ｇ	8.00
局	アスコルビン酸散	20%1ｇ	7.60
	アストミン散10％	10%1ｇ	26.60
	アストミン錠10mg	10mg1錠	6.80
	アストミンシロップ0.25％	0.25%1mL	7.10
	アスパラカリウム散50％	50%1ｇ	6.90
	アスパラカリウム錠300mg	300mg1錠	6.30
	アスパラ－ＣＡ錠200	200mg1錠	6.30
	アスパラ配合錠	(150mg)1錠	6.30
局	アスピリン「ケンエー」	10ｇ	43.80
局	アスピリン原末「マルイシ」	10ｇ	49.10
	アスピリン・ダイアルミネートＡ81錠	81mg1錠	6.30
局	アスピリン「ホエイ」	10ｇ	35.60
局※	アスピリン（山善）	10ｇ	49.10
局	アスピリン「ヨシダ」	10ｇ	49.10
	アスピリン100mg腸溶錠	100mg1錠	6.30
局	アスペノンカプセル10	10mg1カプセル	15.70
局	アスペノンカプセル20	20mg1カプセル	23.60
	アスベリン散10％	10%1ｇ	22.60
	アスベリンシロップ「調剤用」２％	2%1mL	13.00
	アスベリンシロップ0.5％	0.5%10mL	28.30
	アスベリンドライシロップ２％	2%1ｇ	16.60
	アズレン顆粒１％「ツルハラ」	1%1ｇ	9.50
	アズレン錠2mg「ツルハラ」	2mg1錠	6.30
	アズレンスルホン酸ナトリウム・Ｌ－グルタミン配合顆粒「クニヒロ」	1ｇ	6.90
	アズロキサ顆粒2.5％	2.5%1ｇ	31.00
	アズロキサ錠15mg	15mg1錠	25.00
局	アセタゾラミド	1ｇ	80.00
	アセチルシステイン内用液17.6％「あゆみ」	17.6%1mL	89.50
局	アセトアミノフェン	1ｇ	8.00
	アセトアミノフェン細粒20％「トーワ」	20%1ｇ	12.20
	アセトアミノフェン錠200mg「ＪＧ」	200mg1錠	6.50
	アセトアミノフェン錠200mg「ＴＣＫ」	200mg1錠	6.50
	アセトアミノフェン錠300mg「ＪＧ」	300mg1錠	6.90
	アセトアミノフェン錠500mg「ケンエー」	500mg1錠	11.20
	アセトアミノフェン錠500mg「マルイシ」	500mg1錠	11.20
	アセトアミノフェンＤＳ小児用20％「三和」	20%1ｇ	17.00
	アセトアミノフェンＤＳ小児用20％「タカタ」	20%1ｇ	6.90
	アセトアミノフェンＤＳ小児用20％「トーワ」	20%1ｇ	17.00
	アセトアミノフェンＤＳ40％「三和」	40%1ｇ	14.80
	アセトアミノフェン２％シロップ	2%1mL	7.10
	アセトアミノフェン20％細粒	20%1ｇ	6.90
	アセトアミノフェン200mg錠	200mg1錠	6.30
	アセトアミノフェン300mg錠	300mg1錠	6.30
	アセノベル徐放錠500mg	500mg1錠	2,886.20
	アゼプチン錠0.5mg	0.5mg1錠	7.80
	アゼプチン錠1mg	1mg1錠	7.30
	アゼラスチン塩酸塩0.5mg錠	0.5mg1錠	6.10
	アゼラスチン塩酸塩1mg錠	1mg1錠	6.30
局	アゼルニジピン錠16mg「ＴＣＫ」	16mg1錠	11.90
局	アゼルニジピン錠16mg「ＢＭＤ」	16mg1錠	11.90
	アゼルニジピン8mg錠	8mg1錠	10.80
	アゼルニジピン16mg錠	16mg1錠	10.80
局	アセンヤク末	10ｇ	15.60
	アゾセミド30mg錠	30mg1錠	10.80
	アゾセミド60mg錠	60mg1錠	10.80
	アタバニン散	1ｇ	6.70
	アダプチノール錠5mg	5mg1錠	22.30
	アタラックス錠10mg	10mg1錠	6.30
	アタラックス錠25mg	25mg1錠	6.30
	アタラックス－Ｐカプセル25mg	25mg1カプセル	6.30
	アタラックス－Ｐカプセル50mg	50mg1カプセル	6.30
	アタラックス－Ｐ散10％	10%1ｇ	14.60
	アタラックス－Ｐシロップ0.5％	0.5%1mL	1.80
	アタラックス－Ｐドライシロップ2.5％	2.5%1ｇ	6.90
	アダラートＣＲ錠10mg	10mg1錠	6.50
	アダラートＣＲ錠20mg	20mg1錠	9.50
	アダラートＣＲ錠40mg	40mg1錠	16.80
局	アーチスト錠1.25mg	1.25mg1錠	10.80
局	アーチスト錠2.5mg	2.5mg1錠	10.80
局	アーチスト錠10mg	10mg1錠	13.20
局	アーチスト錠20mg	20mg1錠	23.60
	アデカット7.5mg錠	7.5mg1錠	13.90

	アデカット15mg錠	15mg1錠	19.40
	アデカット30mg錠	30mg1錠	26.10
	アテディオ配合錠	1錠	29.30
	アテノロール錠50mg「ツルハラ」	50mg1錠	6.10
	アテノロール25mg錠	25mg1錠	6.30
	アテノロール50mg錠	50mg1錠	6.30
	アデホスコーワ顆粒10％	10％1ｇ	14.70
	アデホスコーワ腸溶錠20	20mg1錠	6.10
	アデホスコーワ腸溶錠60	60mg1錠	6.30
	アデムパス錠0.5mg	0.5mg1錠	685.90
	アデムパス錠1.0mg	1mg1錠	1,371.70
	アデムパス錠2.5mg	2.5mg1錠	3,429.30
㊎	アテレック錠5	5mg1錠	11.40
㊎	アテレック錠10	10mg1錠	18.30
㊎	アテレック錠20	20mg1錠	26.60
	アーテン散１％	1％1ｇ	10.50
	アドシルカ錠20mg	20mg1錠	653.30
	アトーゼット配合錠ＨＤ	1錠	53.10
	アトーゼット配合錠ＬＤ	1錠	50.40
	アドナ散10％	10％1ｇ	28.90
	アドナ錠10mg	10mg1錠	6.30
	アドナ錠30mg	30mg1錠	7.20
	アトモキセチンカプセル5mg「アメル」	5mg1カプセル	38.30
	アトモキセチンカプセル5mg「サワイ」	5mg1カプセル	38.30
	アトモキセチンカプセル5mg「日医工」	5mg1カプセル	38.30
	アトモキセチンカプセル5mg「ＶＴＲＳ」	5mg1カプセル	38.30
	アトモキセチンカプセル10mg「アメル」	10mg1カプセル	43.50
	アトモキセチンカプセル10mg「サワイ」	10mg1カプセル	43.50
	アトモキセチンカプセル10mg「日医工」	10mg1カプセル	43.50
	アトモキセチンカプセル10mg「ＶＴＲＳ」	10mg1カプセル	43.50
	アトモキセチンカプセル25mg「アメル」	25mg1カプセル	53.60
	アトモキセチンカプセル25mg「サワイ」	25mg1カプセル	53.60
	アトモキセチンカプセル25mg「日医工」	25mg1カプセル	53.60
	アトモキセチンカプセル25mg「ＶＴＲＳ」	25mg1カプセル	53.60
	アトモキセチンカプセル40mg「アメル」	40mg1カプセル	55.10
	アトモキセチンカプセル40mg「サワイ」	40mg1カプセル	55.10
	アトモキセチンカプセル40mg「日医工」	40mg1カプセル	55.10
	アトモキセチンカプセル40mg「ＶＴＲＳ」	40mg1カプセル	55.10
	アトモキセチン錠5mg「ＪＧ」	5mg1錠	38.30
	アトモキセチン錠5mg「タカタ」	5mg1錠	38.30
	アトモキセチン錠5mg「ＤＳＥＰ」	5mg1錠	38.30
	アトモキセチン錠5mg「トーワ」	5mg1錠	38.30
	アトモキセチン錠5mg「ニプロ」	5mg1錠	38.30
	アトモキセチン錠10mg「ＪＧ」	10mg1錠	61.50
	アトモキセチン錠10mg「タカタ」	10mg1錠	43.50
	アトモキセチン錠10mg「ＤＳＥＰ」	10mg1錠	43.50
	アトモキセチン錠10mg「トーワ」	10mg1錠	43.50
	アトモキセチン錠10mg「ニプロ」	10mg1錠	43.50
	アトモキセチン錠25mg「ＪＧ」	25mg1錠	82.00
	アトモキセチン錠25mg「タカタ」	25mg1錠	53.60
	アトモキセチン錠25mg「ＤＳＥＰ」	25mg1錠	53.60
	アトモキセチン錠25mg「トーワ」	25mg1錠	53.60
	アトモキセチン錠25mg「ニプロ」	25mg1錠	53.60
	アトモキセチン錠40mg「ＪＧ」	40mg1錠	84.90
	アトモキセチン錠40mg「タカタ」	40mg1錠	55.10
	アトモキセチン錠40mg「ＤＳＥＰ」	40mg1錠	55.10
	アトモキセチン錠40mg「トーワ」	40mg1錠	55.10
	アトモキセチン錠40mg「ニプロ」	40mg1錠	55.10
	アトモキセチン内用液0.4％「ＪＧ」	0.4％1mL	37.20
	アトモキセチン内用液0.4％「トーワ」	0.4％1mL	37.20
	アトモキセチン内用液0.4％「ニプロ」	0.4％1mL	37.20
	アトルバスタチンＯＤ錠5mg「トーワ」	5mg1錠	10.80
	アトルバスタチンＯＤ錠10mg「トーワ」	10mg1錠	11.50
	アトルバスタチンカルシウム5mg錠	5mg1錠	10.80
	アトルバスタチンカルシウム10mg錠	10mg1錠	10.80
㊎	アトルバスタチン錠10mg「ＮＳ」	10mg1錠	11.50
㊎	アトルバスタチン錠10mg「Ｍｅ」	10mg1錠	11.50
㊎	アトルバスタチン錠10mg「杏林」	10mg1錠	11.50
㊎	アトルバスタチン錠10mg「ケミファ」	10mg1錠	11.50
㊎	アトルバスタチン錠10mg「サワイ」	10mg1錠	11.50
㊎	アトルバスタチン錠10mg「ＪＧ」	10mg1錠	11.50
㊎	アトルバスタチン錠10mg「ＺＥ」	10mg1錠	11.50
㊎	アトルバスタチン錠10mg「ＤＳＥＰ」	10mg1錠	11.50
㊎	アトルバスタチン錠10mg「ＴＳＵ」	10mg1錠	11.50
㊎	アトルバスタチン錠10mg「トーワ」	10mg1錠	11.50
㊎	アトロピン硫酸塩水和物「ホエイ」原末	1ｇ	3,525.40
	アナストロゾール錠1mg「ＮＫ」	1mg1錠	50.80
㊎	アナストロゾール錠1mg「ＮＰ」	1mg1錠	50.80
㊎	アナストロゾール錠1mg「Ｆ」	1mg1錠	50.80
	アナストロゾール錠1mg「ケミファ」	1mg1錠	50.80
㊎	アナストロゾール錠1mg「サワイ」	1mg1錠	50.80
㊎	アナストロゾール錠1mg「ＪＧ」	1mg1錠	131.30
㊎	アナストロゾール錠1mg「ＤＳＥＰ」	1mg1錠	50.80

局	アナストロゾール錠１mg「トーワ」	1mg1錠	50.80
	アナストロゾール１mg錠	1mg1錠	20.80
局	アナフラニール錠10mg	10mg1錠	10.20
局	アナフラニール錠25mg	25mg1錠	10.80
局	アバプロ錠50mg	50mg1錠	18.70
局	アバプロ錠100mg	100mg1錠	29.50
局	アバプロ錠200mg	200mg1錠	42.80
	アビガン錠200mg	200mg1錠	39,862.50
	アビラテロン酢酸エステル錠250mg「ＮＫ」	250mg1錠	1,587.10
	アビラテロン酢酸エステル錠250mg「サワイ」	250mg1錠	1,587.10
	アビラテロン酢酸エステル錠250mg「サンド」	250mg1錠	1,587.10
	アビラテロン酢酸エステル錠250mg「ＪＧ」	250mg1錠	1,587.10
	アビラテロン酢酸エステル錠250mg「ＤＳＥＰ」	250mg1錠	1,587.10
	アビラテロン酢酸エステル錠250mg「ニプロ」	250mg1錠	1,587.10
	アフィニトール錠2.5mg	2.5mg1錠	2,518.00
	アフィニトール錠５mg	5mg1錠	5,357.60
	アフィニトール分散錠２mg	2mg1錠	3,056.10
	アフィニトール分散錠３mg	3mg1錠	3,911.00
麻	アブストラル舌下錠100μg	100μg1錠	527.50
麻	アブストラル舌下錠200μg	200μg1錠	750.50
麻	アブストラル舌下錠400μg	400μg1錠	898.10
局	アプリンジン塩酸塩カプセル10mg「ＮＰ」	10mg1カプセル	11.10
局	アプリンジン塩酸塩カプセル20mg「ＮＰ」	20mg1カプセル	17.00
	アプレピタントカプセルセット「ＮＫ」	1セット	2,073.80
	アプレピタントカプセルセット「サワイ」	1セット	2,073.80
	アプレピタントカプセル80mg「ＮＫ」	80mg1カプセル	565.90
	アプレピタントカプセル80mg「サワイ」	80mg1カプセル	565.90
	アプレピタントカプセル125mg「ＮＫ」	125mg1カプセル	942.00
	アプレピタントカプセル125mg「サワイ」	125mg1カプセル	942.00
	アベロックス錠400mg	400mg1錠	187.90
局麻	アヘンアルカロイド塩酸塩	１g	1,174.60
局麻	アヘン散	10%1g	250.60
局麻	アヘンチンキ	10%1mL	193.20
局麻	アヘン・トコン散	１g	233.30
局麻	アヘン末	１g	1,118.80
	アボルブカプセル0.5mg	0.5mg1カプセル	46.00
	アマージ錠2.5mg	2.5mg1錠	202.70
局	アマチャ	10g	46.90
局	アマチャ末	10g	46.30
局	アマリール0.5mg錠	0.5mg1錠	10.80
局	アマリール１mg錠	1mg1錠	10.80
局	アマリール３mg錠	3mg1錠	16.60
	アマルエット配合錠１番「ケミファ」	1錠	21.30
	アマルエット配合錠１番「サワイ」	1錠	10.50
	アマルエット配合錠１番「サンド」	1錠	10.50
	アマルエット配合錠１番「ＤＳＥＰ」	1錠	10.50
	アマルエット配合錠１番「ＴＣＫ」	1錠	21.40
	アマルエット配合錠１番「トーワ」	1錠	10.50
	アマルエット配合錠１番「日医工」	1錠	10.50
	アマルエット配合錠１番「ニプロ」	1錠	10.50
	アマルエット配合錠２番「ケミファ」	1錠	34.20
	アマルエット配合錠３番「ケミファ」	1錠	21.10
	アマルエット配合錠３番「ＴＣＫ」	1錠	21.70
	アマルエット配合錠４番「ケミファ」	1錠	31.70
	アマルエット配合錠４番「ＴＣＫ」	1錠	34.40
	アマンタジン塩酸塩10％細粒	10%1g	6.90
	アマンタジン塩酸塩50mg錠	50mg1錠	6.30
	アマンタジン塩酸塩100mg錠	100mg1錠	6.30
局	アミオダロン塩酸塩速崩錠50mg「ＴＥ」	50mg1錠	41.80
	アミオダロン塩酸塩100mg錠	100mg1錠	66.60
	アミティーザカプセル12μg	12μg1カプセル	46.60
	アミティーザカプセル24μg	24μg1カプセル	89.00
局	アミトリプチリン塩酸塩錠	10mg1錠	10.80
局	アミトリプチリン塩酸塩錠	25mg1錠	10.80
局	アミノ安息香酸エチル	１g	8.00
局	アミノフィリン水和物	１g	9.60
	アミノレバンＥＮ配合散	10g	88.80
	アミユー配合顆粒	2.5g1包	62.90
	アムノレイク錠２mg	2mg1錠	2,361.50
	アムバロ配合ＯＤ錠「トーワ」	1錠	14.00
	アムバロ配合ＯＤ錠「日医工」	1錠	14.00
	アムバロ配合錠「ＮＩＧ」	1錠	11.50
	アムバロ配合錠「ＦＦＰ」	1錠	14.00
	アムバロ配合錠「オーハラ」	1錠	11.50
	アムバロ配合錠「杏林」	1錠	11.50
	アムバロ配合錠「ケミファ」	1錠	14.00
	アムバロ配合錠「サワイ」	1錠	14.00
	アムバロ配合錠「サンド」	1錠	14.00
	アムバロ配合錠「ＪＧ」	1錠	11.50
	アムバロ配合錠「ＤＳＥＰ」	1錠	14.00
	アムバロ配合錠「ＴＣＫ」	1錠	14.00
	アムバロ配合錠「トーワ」	1錠	14.00
	アムバロ配合錠「日新」	1錠	11.50
	アムバロ配合錠「ＹＤ」	1錠	14.00
	アムホテリシンＢ100mg1mLシロップ	100mg1mL	48.80
局	アムロジピンＯＤ錠10mg「あすか」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピンＯＤ錠10mg「アメル」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピンＯＤ錠10mg「ＮＳ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピンＯＤ錠10mg「ＮＰ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピンＯＤ錠10mg「杏林」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピンＯＤ錠10mg「ケミファ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピンＯＤ錠10mg「サワイ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピンＯＤ錠10mg「サンド」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピンＯＤ錠10mg「ＣＨ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピンＯＤ錠10mg「ＺＥ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピンＯＤ錠10mg「タカタ」	10mg1錠	10.90

局	アムロジピンＯＤ錠10 mg「武田テバ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピンＯＤ錠10 mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピンＯＤ錠10 mg「トーワ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピンＯＤ錠10 mg「日医工」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピンＯＤ錠10 mg「ＶＴＲＳ」	10mg1錠	10.80
局	アムロジピンＯＤ錠10 mg「明治」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピンＯＤ錠10 mg「ＹＤ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「あすか」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「アメル」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「イセイ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「ＮＳ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「科研」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「杏林」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「ケミファ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「サワイ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「ＣＨ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「タカタ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「ツルハラ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「ＤＳＥＰ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「トーワ」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「日医工」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「明治」	10mg1錠	10.90
局	アムロジピン錠10 mg「ＹＤ」	10mg1錠	10.90
	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム２番錠	1錠	16.40
	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム３番錠	1錠	13.00
	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム４番錠	1錠	18.90
	アムロジピンベシル酸塩2.5 mg口腔内崩壊錠	2.5mg1錠	10.80
	アムロジピンベシル酸塩2.5 mg錠	2.5mg1錠	10.80
	アムロジピンベシル酸塩5 mg口腔内崩壊錠	5mg1錠	10.80
	アムロジピンベシル酸塩5 mg錠	5mg1錠	10.80
	アムロジピンベシル酸塩10 mg錠	10mg1錠	10.80
局	アムロジンＯＤ錠2.5 mg	2.5mg1錠	10.80
局	アムロジンＯＤ錠5 mg	5mg1錠	10.80
局	アムロジンＯＤ錠10 mg	10mg1錠	10.90
局	アムロジン錠2.5 mg	2.5mg1錠	10.80
局	アムロジン錠5 mg	5mg1錠	10.80
局	アムロジン錠10 mg	10mg1錠	10.90
	アメジニウムメチル硫酸塩10 mg錠	10mg1錠	6.30
	アメナリーフ錠200 mg	200mg1錠	1,124.30
	アメパロモカプセル250 mg	250mg1カプセル	420.50
	アモキサンカプセル10 mg	10mg1カプセル	6.30
	アモキサンカプセル25 mg	25mg1カプセル	7.50
	アモキサンカプセル50 mg	50mg1カプセル	11.10
	アモキサン細粒10％	10%1ｇ	24.30
局	アモキシシリンカプセル125 mg「ＴＣＫ」	125mg1カプセル	10.80
局	アモキシシリンカプセル125 mg「トーワ」	125mg1カプセル	13.50
局	アモキシシリンカプセル125 mg「日医工」	125mg1カプセル	13.50
局	アモキシシリンカプセル250 mg「ＴＣＫ」	250mg1カプセル	10.80
局	アモキシシリンカプセル250 mg「トーワ」	250mg1カプセル	11.20
局	アモキシシリンカプセル250 mg「日医工」	250mg1カプセル	11.20
	アモキシシリン細粒10％「ＴＣＫ」	100mg1ｇ	7.20
	アモキシシリン細粒20％「ＴＣＫ」	200mg1ｇ	11.80
局	アモバルビタール	1ｇ	39.50
局	アモバン錠7.5	7.5mg1錠	10.90
局	アモバン錠10	10mg1錠	11.50
	アラグリオ内用剤1.5 ｇ	1.5ｇ1瓶	75,985.90
	アラセプリル12.5 mg錠	12.5mg1錠	10.80
	アラセプリル25 mg錠	25mg1錠	10.80
	アラセプリル50 mg錠	50mg1錠	10.80
	アラバ錠10 mg	10mg1錠	70.20
	アラバ錠20 mg	20mg1錠	117.20
	アラバ錠100 mg	100mg1錠	657.50
	アラベル内用剤1.5 ｇ	1.5ｇ1瓶	92,051.50
局	アリセプト細粒0.5％	0.5%1ｇ	64.20
局	アリセプト錠3 mg	3mg1錠	36.70
局	アリセプト錠5 mg	5mg1錠	53.10
局	アリセプト錠10 mg	10mg1錠	89.10
	アリセプトＤ錠3 mg	3mg1錠	36.70
	アリセプトＤ錠5 mg	5mg1錠	53.10
	アリセプトＤ錠10 mg	10mg1錠	89.10
	アリセプトドライシロップ１％	1%1ｇ	169.70
	アリセプト内服ゼリー３mg	3mg1個	80.70
	アリセプト内服ゼリー５mg	5mg1個	94.20
	アリセプト内服ゼリー10 mg	10mg1個	148.10
	アーリーダ錠60 mg	60mg1錠	2,022.70
	アリッサ配合錠	1シート	5,056.80
	アリピプラゾールＯＤ錠３mg「ＪＧ」	3mg1錠	9.70
	アリピプラゾールＯＤ錠３mg「日医工」	3mg1錠	9.70
	アリピプラゾールＯＤ錠６mg「ＪＧ」	6mg1錠	21.50
	アリピプラゾールＯＤ錠６mg「日医工」	6mg1錠	14.40
	アリピプラゾールＯＤ錠12 mg「ＪＧ」	12mg1錠	43.20
	アリピプラゾールＯＤ錠12 mg「日医工」	12mg1錠	26.60
	アリピプラゾールＯＤ錠24 mg「日医工」	24mg1錠	63.50
	アリピプラゾール散１％「トーワ」	1%1ｇ	23.60
	アリピプラゾール錠１mg「サワイ」	1mg1錠	6.30
	アリピプラゾール錠３mg「日医工」	3mg1錠	9.70
	アリピプラゾール錠６mg「サワイ」	6mg1錠	14.40
	アリピプラゾール錠12 mg「サワイ」	12mg1錠	26.60

	アリピプラゾール錠24 mg「アメル」	24mg1錠	63.50
	アリピプラゾール内用液分包3 mg「ニプロ」	0.1%3mL1包	28.80
	アリピプラゾール内用液分包6 mg「ニプロ」	0.1%6mL1包	61.30
	アリピプラゾール内用液分包12 mg「ニプロ」	0.1%12mL1包	141.00
	アリピプラゾール内用液1 mg分包「サワイ」	0.1%1mL1包	18.60
	アリピプラゾール内用液3 mg分包「サワイ」	0.1%3mL1包	48.30
	アリピプラゾール内用液3 mg分包「タカタ」	0.1%3mL1包	28.80
	アリピプラゾール内用液3 mg分包「トーワ」	0.1%3mL1包	28.80
	アリピプラゾール内用液6 mg分包「サワイ」	0.1%6mL1包	88.80
	アリピプラゾール内用液6 mg分包「タカタ」	0.1%6mL1包	61.30
	アリピプラゾール内用液6 mg分包「トーワ」	0.1%6mL1包	61.30
	アリピプラゾール内用液12 mg分包「サワイ」	0.1%12mL1包	161.30
	アリピプラゾール内用液12 mg分包「タカタ」	0.1%12mL1包	133.10
	アリピプラゾール内用液12 mg分包「トーワ」	0.1%12mL1包	141.00
	アリピプラゾール１％細粒	1%1ｇ	13.40
	アリピプラゾール１％散	1%1ｇ	16.90
	アリピプラゾール３mg口腔内崩壊錠	3mg1錠	6.30
	アリピプラゾール３mg錠	3mg1錠	6.30
	アリピプラゾール６mg口腔内崩壊錠	6mg1錠	10.80
	アリピプラゾール６mg錠	6mg1錠	10.80
	アリピプラゾール12 mg口腔内崩壊錠	12mg1錠	20.90
	アリピプラゾール12 mg錠	12mg1錠	20.90
	アリピプラゾール24 mg口腔内崩壊錠	24mg1錠	44.30
	アリピプラゾール24 mg錠	24mg1錠	44.30
局	アリミデックス錠1 mg	1mg1錠	107.50
	アリメジンシロップ0.05％	0.05%10mL	14.80
局	亜硫酸水素ナトリウム	10ｇ	8.00
	アルギU配合顆粒	1ｇ	33.80
	アルケラン錠2 mg	2mg1錠	113.40
	アルサルミン細粒90％	90%1ｇ	6.90
	アルサルミン内用液10％	10%1mL	1.80
局	アルジオキサ顆粒50％「あすか」	50%1ｇ	8.50
局	アルジオキサ顆粒50％「ツルハラ」	50%1ｇ	8.00
	アルジオキサ25％顆粒	25%1ｇ	8.00
	アルジオキサ100 mg錠	100mg1錠	10.80
	アルセノール錠50	50mg1錠	6.10
	アルダクトンＡ細粒10％	10%1ｇ	40.80
局	アルダクトンＡ錠25 mg	25mg1錠	11.50
局	アルダクトンＡ錠50 mg	50mg1錠	22.90
局	アルタットカプセル37.5 mg	37.5mg1カプセル	12.60
局	アルタットカプセル75 mg	75mg1カプセル	20.00
	アルタット細粒20％	20%1ｇ	70.40
局	アルドメット錠250	250mg1錠	18.00
	アルファカルシドールカプセル３μg「ＢＭＤ」	3μg1カプセル	14.30
	アルファカルシドール錠0.25 μg「アメル」	0.25μg1錠	6.30
	アルファカルシドール錠0.5 μg「アメル」	0.5μg1錠	6.30
	アルファカルシドール錠1.0 μg「アメル」	1μg1錠	6.30
	アルファカルシドール0.25 μgカプセル	0.25μg1カプセル	6.30
	アルファカルシドール0.5 μgカプセル	0.5μg1カプセル	6.30
	アルファカルシドール１μgカプセル	1μg1カプセル	6.30
	アルファロールカプセル0.25 μg	0.25μg1カプセル	6.30
	アルファロールカプセル0.5 μg	0.5μg1カプセル	6.30
	アルファロールカプセル１μg	1μg1カプセル	8.40
	アルファロールカプセル３μg	3μg1カプセル	21.60
	アルファロール散１μg／ｇ	1μg1ｇ	30.50
	アルファロール内用液0.5 μg／mL	0.5μg1mL	23.00
	アルプラゾラム錠0.8 mg「アメル」	0.8mg1錠	8.10
	アルプラゾラム0.4 mg錠	0.4mg1錠	6.30
	アルプラゾラム0.8 mg錠	0.8mg1錠	6.30
	アルボ錠100 mg	100mg1錠	17.50
	アルボ錠200 mg	200mg1錠	18.40
	アルミノニッパスカルシウム顆粒99％	1ｇ	32.80
	アルロイドＧ顆粒溶解用67％	1ｇ	13.30
	アルロイドＧ内用液５％	10mL	9.00
	アルンブリグ錠30 mg	30mg1錠	4,117.00
	アルンブリグ錠90 mg	90mg1錠	11,449.10
局	アレグラ錠30 mg	30mg1錠	16.60
局	アレグラ錠60 mg	60mg1錠	20.90
	アレジオン錠10	10mg1錠	12.00
	アレジオン錠20	20mg1錠	15.90
	アレセンサカプセル150 mg	150mg1カプセル	6,905.50
局	アレビアチン錠25 mg	25mg1錠	12.10
局	アレビアチン錠100 mg	100mg1錠	12.90
	アレロックＯＤ錠2.5	2.5mg1錠	13.60
	アレロックＯＤ錠５	5mg1錠	16.80
	アレロック顆粒0.5％	0.5%1ｇ	22.70
局	アレロック錠2.5	2.5mg1錠	13.60
局	アレロック錠５	5mg1錠	16.80
局	アレンドロン酸錠５mg「ＳＮ」	5mg1錠	46.50
局	アレンドロン酸錠５mg「ＮＩＧ」	5mg1錠	30.20
局	アレンドロン酸錠５mg「ＤＫ」	5mg1錠	46.50
局	アレンドロン酸錠５mg「日医工」	5mg1錠	39.60
局	アレンドロン酸錠５mg「ＶＴＲＳ」	5mg1錠	30.20
局	アレンドロン酸錠35 mg「ＳＮ」	35mg1錠	228.60
局	アレンドロン酸錠35 mg「ＤＫ」	35mg1錠	228.60
局	アレンドロン酸錠35 mg「日医工」	35mg1錠	194.60
局	アレンドロン酸錠35 mg「ＶＴＲＳ」	35mg1錠	194.60
局	アレンドロン酸錠35 mg「ＹＤ」	35mg1錠	194.60
	アレンドロン酸ナトリウム５mg錠	5mg1錠	14.30
	アレンドロン酸ナトリウム35 mg錠	35mg1錠	87.40
局	アロエ末	10ｇ	41.00
	アローゼン顆粒	1ｇ	6.90
	アロチノロール塩酸塩錠５mg「サワイ」	5mg1錠	8.90
	アロチノロール塩酸塩錠５mg「ＤＳＰ」	5mg1錠	7.40

	アロチノロール塩酸塩錠10 mg「ＤＳＰ」	10mg1錠	10.50
	アロチノロール塩酸塩5 mg錠	5mg1錠	6.30
	アロチノロール塩酸塩10 mg錠	10mg1錠	7.00
	アロフト錠20 mg	20mg1錠	8.80
	アロプリノール50 mg錠	50mg1錠	10.80
	アロプリノール100 mg錠	100mg1錠	10.80
	アロマシン錠25 mg	25mg1錠	111.40
局	アンカロン錠100	100mg1錠	66.00
	アンコチル錠500 mg	500mg1錠	534.10
局	安息香酸	10ｇ	16.80
局	安息香酸ナトリウム	10ｇ	22.60
局	安息香酸ナトリウムカフェイン	1ｇ	8.00
局	安息香酸ナトリウムカフェイン原末「マルイシ」	1ｇ	8.60
局	アンソッコウ	10ｇ	12.30
局	アンプラーグ錠50 mg	50mg1錠	29.30
局	アンプラーグ錠100 mg	100mg1錠	43.70
	アンブリセンタン錠2.5 mg「ＫＭＰ」	2.5mg1錠	1,227.50
	アンブリセンタン錠2.5 mg「サワイ」	2.5mg1錠	984.30
	アンブリセンタン錠2.5 mg「ＪＧ」	2.5mg1錠	984.30
	アンブロキソール塩酸塩Ｌカプセル45 mg「サワイ」	45mg1カプセル	16.10
	アンブロキソール塩酸塩徐放ＯＤ錠45 mg「サワイ」	45mg1錠	16.10
	アンブロキソール塩酸塩徐放ＯＤ錠45 mg「ＺＥ」	45mg1錠	16.10
	アンブロキソール塩酸塩徐放ＯＤ錠45 mg「ニプロ」	45mg1錠	16.10
	アンブロキソール塩酸塩徐放カプセル45 mg「ＺＥ」	45mg1カプセル	16.10
	アンブロキソール塩酸塩徐放カプセル45 mg「トーワ」	45mg1カプセル	11.40
	アンブロキソール塩酸塩ＤＳ３％「タカタ」	3%1ｇ	17.30
	アンブロキソール塩酸塩内用液0.3％「日医工」	0.3%1mL	6.80
	アンブロキソール塩酸塩内用液0.75％「ツルハラ」	0.75%1mL	5.90
	アンブロキソール塩酸塩0.3％シロップ	0.3%1mL	5.60
	アンブロキソール塩酸塩0.75％液	0.75%1mL	3.20
	アンブロキソール塩酸塩1.5％シロップ用	1.5%1ｇ	17.60
	アンブロキソール塩酸塩15 mg錠	15mg1錠	6.10
局	アンモニア・ウイキョウ精（い）	10mL	27.80
	ＥＳポリタミン配合顆粒	1ｇ	29.60
	イグザレルトＯＤ錠10 mg	10mg1錠	317.60
	イグザレルトＯＤ錠15 mg	15mg1錠	418.90
	イグザレルト細粒分包10 mg	10mg1包	332.90
	イグザレルト細粒分包15 mg	15mg1包	403.20
	イグザレルト錠2.5 mg	2.5mg1錠	120.10
	イグザレルト錠10 mg	10mg1錠	317.60
	イグザレルト錠15 mg	15mg1錠	420.30
	イグザレルトドライシロップ小児用51.7 mg	51.7mg1瓶	5,705.20
	イグザレルトドライシロップ小児用103.4 mg	103.4mg1瓶	9,199.10
	イクスタンジ錠40 mg	40mg1錠	2,116.00
	イクスタンジ錠80 mg	80mg1錠	4,101.80
	イグラチモド錠25 mg「あゆみ」	25mg1錠	32.20
	イグラチモド錠25 mg「ケミファ」	25mg1錠	32.20
	イグラチモド錠25 mg「サワイ」	25mg1錠	32.20
	イーケプラ錠250 mg	250mg1錠	61.20
	イーケプラ錠500 mg	500mg1錠	100.30
	イーケプラドライシロップ50％	50%1ｇ	119.60
局	イコサペント酸エチルカプセル300 mg「杏林」	300mg1カプセル	14.60
局	イコサペント酸エチルカプセル300 mg「サワイ」	300mg1カプセル	14.60
	イコサペント酸エチル300 mgカプセル	300mg1カプセル	11.80
	イコサペント酸エチル300 mg粒状カプセル	300mg1包	15.10
	イコサペント酸エチル600 mg粒状カプセル	600mg1包	29.40
	イコサペント酸エチル900 mg粒状カプセル	900mg1包	41.20
	イーシー・ドパール配合錠	1錠	14.40
	イスツリサ錠1 mg	1mg1錠	3,335.90
	イスツリサ錠5 mg	5mg1錠	13,249.00
	イソソルビド内服ゼリー70％分包20ｇ「日医工」	70%20ｇ1個	65.80
	イソソルビド内服ゼリー70％分包30ｇ「日医工」	70%30ｇ1個	95.60
	イソソルビド内用液70％「ＣＥＯ」	70%1mL	2.60
	イソソルビド内用液70％分包30 mL「ＣＥＯ」	70%30mL1包	95.60
	イソソルビド内用液70％分包40 mL「ＣＥＯ」	70%40mL1包	122.30
局	イソニアジド	1ｇ	12.50
局	イソニアジド錠	50mg1錠	9.80
局	イソニアジド錠	100mg1錠	10.80
	イソバイドシロップ70％	70%1mL	2.60
	イソバイドシロップ70％分包20 mL	70%20mL1包	52.40
	イソバイドシロップ70％分包23 mL	70%23mL1包	53.40
	イソバイドシロップ70％分包30 mL	70%30mL1包	70.00
	イソプリノシン錠400 mg	400mg1錠	133.90
局	イソプロピルアンチピリン	1ｇ	12.30
	イソメニールカプセル7.5 mg	7.5mg1カプセル	7.10
局	一硝酸イソソルビド錠10 mg「ＮＩＧ」	10mg1錠	10.40
	一硝酸イソソルビド10 mg錠	10mg1錠	10.80
	一硝酸イソソルビド20 mg錠	20mg1錠	10.80
	イトプリド塩酸塩錠50 mg「サワイ」	50mg1錠	6.30
	イトラコナゾールカプセル50 mg「ＳＷ」	50mg1カプセル	55.10
	イトラコナゾール錠50 mg「科研」	50mg1錠	55.10
	イトラコナゾール錠50 mg「日医工」	50mg1錠	95.60
	イトラコナゾール錠100 mg「日医工」	100mg1錠	143.40
	イトラコナゾール内用液１％「ＶＴＲＳ」	1%1mL	49.50
	イトリゾールカプセル50	50mg1カプセル	85.40
	イニシンク配合錠	1錠	124.20
	イノソリッド配合経腸用半固形剤	10ｇ	14.30
	イノベロン錠100 mg	100mg1錠	83.20
	イノベロン錠200 mg	200mg1錠	136.10
	イノラス配合経腸用液	10mL	13.90
	イノリン散１％	1%1ｇ	22.60

	イノリンシロップ0.1％	0.1％1mL	7.10
	イフェクサーＳＲカプセル37.5mg	37.5mg1カプセル	98.00
	イフェクサーＳＲカプセル75mg	75mg1カプセル	160.80
㊻	イーフェンバッカル錠50μg	50μg1錠	478.00
㊻	イーフェンバッカル錠100μg	100μg1錠	663.60
㊻	イーフェンバッカル錠200μg	200μg1錠	846.40
㊻	イーフェンバッカル錠400μg	400μg1錠	1,361.50
㊻	イーフェンバッカル錠600μg	600μg1錠	1,547.90
㊻	イーフェンバッカル錠800μg	800μg1錠	1,812.60
	イフェンプロジル酒石酸塩10mg錠	10mg1錠	10.80
	イフェンプロジル酒石酸塩20mg錠	20mg1錠	10.80
	イブトロジーカプセル200mg	200mg1カプセル	9,711.20
	イブプロフェン顆粒20％「ツルハラ」	20％1ｇ	6.90
	イブプロフェン錠200mg「ＮＩＧ」	200mg1錠	8.90
	イブプロフェン錠200mg「ＴＣＫ」	200mg1錠	8.90
	イブプロフェン100mg錠	100mg1錠	6.30
	イブランス錠25mg	25mg1錠	5,076.80
	イブランス錠125mg	125mg1錠	20,538.90
	イマチニブ錠100mg「ＮＩＧ」	100mg1錠	189.10
	イマチニブ錠100mg「ＮＫ」	100mg1錠	189.10
	イマチニブ錠100mg「ＫＭＰ」	100mg1錠	474.10
	イマチニブ錠100mg「ケミファ」	100mg1錠	474.10
	イマチニブ錠100mg「サワイ」	100mg1錠	189.10
	イマチニブ錠100mg「ＪＧ」	100mg1錠	474.10
	イマチニブ錠100mg「タカタ」	100mg1錠	189.10
	イマチニブ錠100mg「ＤＳＥＰ」	100mg1錠	189.10
	イマチニブ錠100mg「トーワ」	100mg1錠	474.10
	イマチニブ錠100mg「ニプロ」	100mg1錠	189.10
	イマチニブ錠100mg「ヤクルト」	100mg1錠	189.10
	イマチニブ錠200mg「サワイ」	200mg1錠	929.80
	イマチニブ錠200mg「トーワ」	200mg1錠	847.10
	イマチニブ錠200mg「ヤクルト」	200mg1錠	1,744.80
	イマチニブメシル酸塩100mg錠	100mg1錠	150.30
	イマチニブメシル酸塩200mg錠	200mg1錠	513.40
	イミグラン錠50	50mg1錠	211.80
	イミダフェナシンＯＤ錠0.1mg「杏林」	0.1mg1錠	14.50
	イミダフェナシンＯＤ錠0.1mg「サワイ」	0.1mg1錠	14.50
	イミダフェナシンＯＤ錠0.1mg「ＪＧ」	0.1mg1錠	14.50
	イミダフェナシンＯＤ錠0.1mg「ツルハラ」	0.1mg1錠	14.50
	イミダフェナシンＯＤ錠0.1mg「ＴＣＫ」	0.1mg1錠	14.50
	イミダフェナシンＯＤ錠0.1mg「トーワ」	0.1mg1錠	14.50
	イミダフェナシンＯＤ錠0.1mg「ＹＤ」	0.1mg1錠	14.50
	イミダフェナシン錠0.1mg「杏林」	0.1mg1錠	14.50
	イミダフェナシン錠0.1mg「サワイ」	0.1mg1錠	14.50
	イミダフェナシン錠0.1mg「ＪＧ」	0.1mg1錠	14.50
	イミダフェナシン錠0.1mg「ＹＤ」	0.1mg1錠	14.50
㊍	イミダプリル塩酸塩錠10mg「ＮＩＧ」	10mg1錠	27.50
㊍	イミダプリル塩酸塩錠10mg「オーハラ」	10mg1錠	27.50
㊍	イミダプリル塩酸塩錠10mg「サワイ」	10mg1錠	27.50
㊍	イミダプリル塩酸塩錠10mg「ＪＧ」	10mg1錠	27.50
㊍	イミダプリル塩酸塩錠10mg「ＤＳＥＰ」	10mg1錠	27.50
㊍	イミダプリル塩酸塩錠10mg「トーワ」	10mg1錠	27.50
㊍	イミダプリル塩酸塩錠10mg「ＰＨ」	10mg1錠	17.80
㊍	イミダプリル塩酸塩錠10mg「ＹＤ」	10mg1錠	27.50
	イミダプリル塩酸塩2.5mg錠	2.5mg1錠	10.80
	イミダプリル塩酸塩5mg錠	5mg1錠	13.80
㊍	イミプラミン塩酸塩錠	10mg1錠	10.80
㊍	イミプラミン塩酸塩錠	25mg1錠	10.80
	イムセラカプセル0.5mg	0.5mg1カプセル	7,513.10
	イムブルビカカプセル140mg	140mg1カプセル	8,848.10
	イリボーＯＤ錠2.5μg	2.5μg1錠	30.10
	イリボーＯＤ錠5μg	5μg1錠	48.80
	イリボー錠2.5μg	2.5μg1錠	30.10
	イリボー錠5μg	5μg1錠	48.80
㊍	イルアミクス配合錠ＨＤ「ＮＩＧ」	1錠	17.90
㊍	イルアミクス配合錠ＨＤ「オーハラ」	1錠	17.90
㊍	イルアミクス配合錠ＨＤ「杏林」	1錠	13.40
㊍	イルアミクス配合錠ＨＤ「ケミファ」	1錠	17.90
㊍	イルアミクス配合錠ＨＤ「サワイ」	1錠	17.90
㊍	イルアミクス配合錠ＨＤ「サンド」	1錠	13.40
㊍	イルアミクス配合錠ＨＤ「ＪＧ」	1錠	17.90
㊍	イルアミクス配合錠ＨＤ「ダイト」	1錠	13.40
㊍	イルアミクス配合錠ＨＤ「ＤＳＰＢ」	1錠	17.90
㊍	イルアミクス配合錠ＨＤ「ＴＣＫ」	1錠	17.90
㊍	イルアミクス配合錠ＨＤ「トーワ」	1錠	17.90
㊍	イルアミクス配合錠ＨＤ「ＹＤ」	1錠	13.40
㊍	イルアミクス配合錠ＬＤ「ＮＩＧ」	1錠	15.00
㊍	イルアミクス配合錠ＬＤ「オーハラ」	1錠	15.60
㊍	イルアミクス配合錠ＬＤ「ケミファ」	1錠	15.60
㊍	イルアミクス配合錠ＬＤ「サワイ」	1錠	15.00
㊍	イルアミクス配合錠ＬＤ「ＪＧ」	1錠	15.60
㊍	イルアミクス配合錠ＬＤ「ダイト」	1錠	15.60
㊍	イルアミクス配合錠ＬＤ「ＤＳＰＢ」	1錠	15.60
㊍	イルアミクス配合錠ＬＤ「ＴＣＫ」	1錠	15.60

局	イルアミクス配合錠ＬＤ「トーワ」	1錠	15.60
	イルソグラジンマレイン酸塩２mg錠	2mg1錠	10.60
	イルソグラジンマレイン酸塩４mg錠	4mg1錠	10.80
	イルトラ配合錠ＨＤ	1錠	44.00
	イルトラ配合錠ＬＤ	1錠	32.20
	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩ＨＤ錠	1錠	10.80
	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩ＬＤ錠	1錠	10.80
	イルベサルタンＯＤ錠50mg「トーワ」	50mg1錠	10.80
	イルベサルタンＯＤ錠100mg「トーワ」	100mg1錠	15.90
	イルベサルタンＯＤ錠200mg「トーワ」	200mg1錠	22.90
局	イルベサルタン錠50mg「日医工」	50mg1錠	10.40
局	イルベサルタン錠100mg「オーハラ」	100mg1錠	15.90
局	イルベサルタン錠100mg「ＫＭＰ」	100mg1錠	15.90
局	イルベサルタン錠100mg「ケミファ」	100mg1錠	15.90
局	イルベサルタン錠100mg「サワイ」	100mg1錠	15.90
局	イルベサルタン錠100mg「ＪＧ」	100mg1錠	15.90
局	イルベサルタン錠100mg「ＤＳＰＢ」	100mg1錠	14.60
局	イルベサルタン錠100mg「トーワ」	100mg1錠	15.90
局	イルベサルタン錠200mg「オーハラ」	200mg1錠	13.50
局	イルベサルタン錠200mg「ＫＭＰ」	200mg1錠	22.90
局	イルベサルタン錠200mg「ケミファ」	200mg1錠	22.90
局	イルベサルタン錠200mg「サワイ」	200mg1錠	22.90
局	イルベサルタン錠200mg「ＪＧ」	200mg1錠	22.90
局	イルベサルタン錠200mg「ＤＳＰＢ」	200mg1錠	22.90
局	イルベサルタン錠200mg「トーワ」	200mg1錠	22.90
局	イルベサルタン錠200mg「ニプロ」	200mg1錠	13.50
	イルベサルタン50mg錠	50mg1錠	10.80
	イルベサルタン100mg錠	100mg1錠	10.80
	イルベサルタン200mg錠	200mg1錠	11.90
局	イルベタン錠50mg	50mg1錠	17.40
局	イルベタン錠100mg	100mg1錠	29.50
局	イルベタン錠200mg	200mg1錠	40.30
局	イレイセン	10ｇ	17.40
局	イレッサ錠250	250mg1錠	1,716.10
	インヴェガ錠3mg	3mg1錠	105.50
	インヴェガ錠6mg	6mg1錠	196.70
	インヴェガ錠9mg	9mg1錠	249.00
	インクレミンシロップ５％	1mL	7.10
	インチュニブ錠1mg	1mg1錠	390.60
	インチュニブ錠3mg	3mg1錠	516.30
局	インチンコウ	10ｇ	25.70
局	インデラル錠10mg	10mg1錠	10.80
局	インドメタシンカプセル	25mg1カプセル	9.80
	インフリーＳカプセル200mg	200mg1カプセル	16.20
	インフリーカプセル100mg	100mg1カプセル	9.00
	インライタ錠1mg	1mg1錠	1,446.30
	インライタ錠5mg	5mg1錠	6,574.20
	（う）		
	ヴァイトラックビカプセル25mg	25mg1カプセル	4,042.50
	ヴァイトラックビカプセル100mg	100mg1カプセル	14,542.90
	ヴァイトラックビ内用液20mg／mL	2%1mL	2,908.60
	ヴァンフリタ錠17.7mg	17.7mg1錠	20,059.60
	ヴァンフリタ錠26.5mg	26.5mg1錠	27,074.40
局	ウイキョウ	10ｇ	18.30
局	ウイキョウ油	1mL	52.10
	ウインタミン細粒（10％）	10%1ｇ	9.80
	ウェリレグ錠40mg	40mg1錠	21,916.80
	ウェールナラ配合錠	1錠	78.70
	ヴォトリエント錠200mg	200mg1錠	3,331.90
	ヴォリブリス錠2.5mg	2.5mg1錠	3,080.10
局	ウコン	10ｇ	14.90
	ウズ	10ｇ	123.90
局	ウチダのイレイセンＭ	10ｇ	19.10
局	ウチダのインチンコウＭ	10ｇ	27.90
	ウチダの烏頭	10ｇ	137.60
局	ウチダのオウギＭ	10ｇ	26.00
局	ウチダのオウバクＭ	10ｇ	29.50
局	ウチダのオウヒＭ	10ｇ	16.10
局	ウチダのガジュツＭ	10ｇ	11.40
局	ウチダのカンゾウＭ	10ｇ	27.70
局	ウチダのキジツＭ	10ｇ	14.40
	ウチダのキッピＭ	10ｇ	13.00
局	ウチダのケイヒＭ	10ｇ	21.10
局	ウチダのコウジンＭ	1ｇ	13.00
	ウチダのコウジン末Ｍ	1ｇ	16.60
局	ウチダのコウボク末Ｍ	10ｇ	21.40
局	ウチダのサイコＭ	10ｇ	59.90
局	ウチダのサフランＭ	1ｇ	392.40
局	ウチダのサンヤクＭ	10ｇ	20.00
局	ウチダのジオウＭ	10ｇ	25.20
局	ウチダのジコッピＭ	10ｇ	32.70
局	ウチダの修治ブシＭ	10ｇ	135.70
局	ウチダのシュクシャＭ	10ｇ	46.30
局	ウチダのシンイＭ	10ｇ	58.40
局	ウチダのソウジュツＭ	10ｇ	33.40
局	ウチダのチモＭ	10ｇ	17.10
局	ウチダのトウガシＭ	10ｇ	15.60
局	ウチダのトウキＭ	10ｇ	34.00
局	ウチダのドクカツＭ	10ｇ	13.30
	ウチダの八味丸Ｍ	10丸	10.20
局	ウチダのハンゲＭ	10ｇ	59.40
局	ウチダのビャクジュツＭ	10ｇ	32.30
局	ウチダのブクリョウＭ	10ｇ	31.10
局	ウチダの附子	10ｇ	166.60
局	ウチダの炮附子	10ｇ	97.90
局	ウチダのヤクチＭ	10ｇ	26.30
局	ウテメリン錠5mg	5mg1錠	39.30
	ウバイ	10ｇ	22.10
	ウプトラビ錠小児用0.05mg	0.05mg1錠	443.50
	ウプトラビ錠0.2mg	0.2mg1錠	1,587.30
	ウプトラビ錠0.4mg	0.4mg1錠	3,155.30
局	ウブレチド錠5mg	5mg1錠	11.30
局	ウヤク	10ｇ	16.20
	ウラリット配合錠	1錠	6.30
	ウラリット－Ｕ配合散	1ｇ	9.90
	ウリアデック錠20mg	20mg1錠	14.90
	ウリアデック錠40mg	40mg1錠	27.30
	ウリアデック錠60mg	60mg1錠	40.00

	ウリトスＯＤ錠0.1mg	0.1mg1錠	36.30
	ウリトス錠0.1mg	0.1mg1錠	36.30
	ウルグートカプセル200mg	200mg1カプセル	8.80
局	ウルソ顆粒５％	5%1g	8.00
局	ウルソ錠50mg	50mg1錠	10.80
局	ウルソ錠100mg	100mg1錠	10.80
局	ウルソデオキシコール酸錠50mg「ＮＩＧ」	50mg1錠	10.80
局	ウルソデオキシコール酸錠50mg「ＪＧ」	50mg1錠	10.80
局	ウルソデオキシコール酸錠50mg「トーワ」	50mg1錠	10.80
局	ウルソデオキシコール酸錠100mg「ＮＩＧ」	100mg1錠	10.80
局	ウルソデオキシコール酸錠100mg「サワイ」	100mg1錠	10.80
局	ウルソデオキシコール酸錠100mg「ＪＧ」	100mg1錠	10.80
局	ウルソデオキシコール酸錠100mg「トーワ」	100mg1錠	10.80
	ウルソデオキシコール酸100mg錠	100mg1錠	10.80
	ウロカルン錠225mg	225mg1錠	6.30
局	ウワウルシ	10g	18.90
	（え）		
局	エイジツ	10g	10.40
局	エイジツ末	10g	13.00
	ＨＭ散	1g	6.90
局	エカード配合錠ＨＤ	1錠	28.60
局	エカード配合錠ＬＤ	1錠	19.60
	エキセメスタン25mg錠	25mg1錠	102.40
	エクア錠50mg	50mg1錠	38.70
	エクセグラン散20％	20%1g	25.20
局	エクセグラン錠100mg	100mg1錠	12.60
	エクフィナ錠50mg	50mg1錠	848.80
	エクメット配合錠ＨＤ	1錠	41.20
	エクメット配合錠ＬＤ	1錠	42.00
	エザルミア錠50mg	50mg1錠	7,207.90
	エザルミア錠100mg	100mg1錠	13,819.60
	エジュラント錠25mg	25mg1錠	1,955.60
	Ｓ・Ｍ配合散	1g	6.90
	エスエーワン配合ＯＤ錠Ｔ20	20mg1錠（テガフール相当量）	101.80
	エスエーワン配合カプセルＴ20	20mg1カプセル（テガフール相当量）	101.80
	エスカゾール錠200mg	200mg1錠	312.30
局	エースコール錠1mg	1mg1錠	12.60
局	エースコール錠2mg	2mg1錠	24.30
局	エースコール錠4mg	4mg1錠	48.50
	エスシタロプラムＯＤ錠10mg「サワイ」	10mg1錠	44.10
	エスシタロプラムＯＤ錠10mg「ＤＳＥＰ」	10mg1錠	44.10
	エスシタロプラムＯＤ錠10mg「トーワ」	10mg1錠	44.10
	エスシタロプラムＯＤ錠20mg「サワイ」	20mg1錠	65.60
	エスシタロプラムＯＤ錠20mg「ＤＳＥＰ」	20mg1錠	65.60
	エスシタロプラムＯＤ錠20mg「トーワ」	20mg1錠	65.60
	エスシタロプラム錠10mg「サワイ」	10mg1錠	44.10
	エスシタロプラム錠10mg「ＪＧ」	10mg1錠	38.00
	エスシタロプラム錠10mg「タカタ」	10mg1錠	44.10
	エスシタロプラム錠10mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	44.10
	エスシタロプラム錠10mg「トーワ」	10mg1錠	44.10
	エスシタロプラム錠10mg「日医工」	10mg1錠	38.00
	エスシタロプラム錠10mg「ニプロ」	10mg1錠	44.10
	エスシタロプラム錠10mg「ＶＴＲＳ」	10mg1錠	44.10
	エスシタロプラム錠10mg「明治」	10mg1錠	44.10
	エスシタロプラム錠20mg「サワイ」	20mg1錠	65.60
	エスシタロプラム錠20mg「ＪＧ」	20mg1錠	65.60
	エスシタロプラム錠20mg「タカタ」	20mg1錠	65.60
	エスシタロプラム錠20mg「ＴＣＫ」	20mg1錠	65.60
	エスシタロプラム錠20mg「トーワ」	20mg1錠	65.60
	エスシタロプラム錠20mg「日医工」	20mg1錠	65.60
	エスシタロプラム錠20mg「ニプロ」	20mg1錠	65.60
	エスシタロプラム錠20mg「ＶＴＲＳ」	20mg1錠	65.60
	エスシタロプラム錠20mg「明治」	20mg1錠	65.60
	ＳＧ配合顆粒	1g	7.30
	エスゾピクロン錠1mg「ＮＰＩ」	1mg1錠	8.70
	エスゾピクロン錠1mg「ＫＭＰ」	1mg1錠	9.10
	エスゾピクロン錠1mg「明治」	1mg1錠	8.30
	エスゾピクロン錠1mg「ＹＤ」	1mg1錠	8.30
	エスゾピクロン錠2mg「ＮＰＩ」	2mg1錠	14.40
	エスゾピクロン錠2mg「ＫＭＰ」	2mg1錠	15.30
	エスゾピクロン錠2mg「明治」	2mg1錠	12.90
	エスゾピクロン錠3mg「アメル」	3mg1錠	16.70
	エスゾピクロン錠3mg「ＮＰＩ」	3mg1錠	17.40
	エスゾピクロン錠3mg「杏林」	3mg1錠	17.90
	エスゾピクロン錠3mg「ＫＭＰ」	3mg1錠	19.40
	エスゾピクロン錠3mg「トーワ」	3mg1錠	16.70
	エスゾピクロン錠3mg「日新」	3mg1錠	16.70
	エスゾピクロン錠3mg「明治」	3mg1錠	16.70
	エスゾピクロン錠3mg「ＹＤ」	3mg1錠	16.70
	エスゾピクロン1mg錠	1mg1錠	6.70
	エスゾピクロン2mg錠	2mg1錠	10.80
	エスゾピクロン3mg錠	3mg1錠	12.20
	エスタゾラム錠1mg「アメル」	1mg1錠	6.30
	エスタゾラム錠2mg「アメル」	2mg1錠	6.30
	エストラサイトカプセル156.7mg	156.7mg1カプセル	155.00
	エストラジオール錠0.5mg「Ｆ」	0.5mg1錠	18.90
局	エストリオール錠	0.1mg1錠	10.50
局	エストリオール錠	0.5mg1錠	10.80
局	エストリオール錠	1mg1錠	10.80

エスワンタイホウ配合ＯＤ錠 20mg1錠（テガフール相当量）Ｔ20		113.00
エスワンタイホウ配合ＯＤ錠 25mg1錠（テガフール相当量）Ｔ25		171.20
エゼアト配合錠ＨＤ「ＪＧ」	1錠	49.00
エゼアト配合錠ＬＤ「ＪＧ」	1錠	50.00
エゼチミブＯＤ錠10mg「トーワ」	10mg1錠	28.20
エゼチミブ錠10mg「アメル」	10mg1錠	17.00
エゼチミブ錠10mg「杏林」	10mg1錠	17.00
エゼチミブ錠10mg「ＫＭＰ」	10mg1錠	28.20
エゼチミブ錠10mg「ケミファ」	10mg1錠	17.00
エゼチミブ錠10mg「サワイ」	10mg1錠	17.00
エゼチミブ錠10mg「サンド」	10mg1錠	17.00
エゼチミブ錠10mg「ＪＧ」	10mg1錠	17.00
エゼチミブ錠10mg「ＴＥ」	10mg1錠	28.20
エゼチミブ錠10mg「ＤＳＥＰ」	10mg1錠	28.20
エゼチミブ錠10mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	28.20
エゼチミブ錠10mg「トーワ」	10mg1錠	28.20
エゼチミブ錠10mg「日医工」	10mg1錠	17.00
エゼチミブ錠10mg「日新」	10mg1錠	17.00
エゼチミブ錠10mg「フェルゼン」	10mg1錠	28.20
エゼチミブ錠10mg「明治」	10mg1錠	28.20
エゼチミブ錠10mg「ＹＤ」	10mg1錠	17.00
エゼチミブ10mg錠	10mg1錠	14.60
エゼロス配合錠ＨＤ「サワイ」	1錠	31.30
エゼロス配合錠ＨＤ「ＪＧ」	1錠	31.30
エゼロス配合錠ＬＤ「サワイ」	1錠	31.60
エゼロス配合錠ＬＤ「ＪＧ」	1錠	31.60
エソメプラゾールカプセル10mg「杏林」	10mg1カプセル	19.40
エソメプラゾールカプセル10mg「ケミファ」	10mg1カプセル	19.40
エソメプラゾールカプセル10mg「サワイ」	10mg1カプセル	19.40
エソメプラゾールカプセル10mg「ＤＳＥＰ」	10mg1カプセル	19.40
エソメプラゾールカプセル10mg「トーワ」	10mg1カプセル	19.40
エソメプラゾールカプセル10mg「日新」	10mg1カプセル	19.40
エソメプラゾールカプセル10mg「ニプロ」	10mg1カプセル	19.40
エソメプラゾールカプセル10mg「ＹＤ」	10mg1カプセル	19.40
エソメプラゾールカプセル20mg「杏林」	20mg1カプセル	33.70
エソメプラゾールカプセル20mg「ケミファ」	20mg1カプセル	33.70
エソメプラゾールカプセル20mg「サワイ」	20mg1カプセル	33.70
エソメプラゾールカプセル20mg「ＤＳＥＰ」	20mg1カプセル	33.70
エソメプラゾールカプセル20mg「トーワ」	20mg1カプセル	33.70
エソメプラゾールカプセル20mg「日新」	20mg1カプセル	33.70
エソメプラゾールカプセル20mg「ニプロ」	20mg1カプセル	33.70
エソメプラゾールカプセル20mg「ＹＤ」	20mg1カプセル	33.70
エタンブトール塩酸塩125mg錠	125mg1錠	7.90
エタンブトール塩酸塩250mg錠	250mg1錠	20.60
局 エチゾラム錠1mg「クニヒロ」	1mg1錠	10.40
エチゾラム0.25mg錠	0.25mg1錠	10.80
エチゾラム0.5mg錠	0.5mg1錠	10.80
エチゾラム1mg錠	1mg1錠	10.80
局 エチニルエストラジオール錠	0.5mg1錠	20.70
局麻 エチルモルヒネ塩酸塩水和物	1ｇ	8,295.90
局 エチレフリン塩酸塩錠	5mg1錠	9.40
エックスフォージ配合ＯＤ錠	1錠	20.30
エックスフォージ配合錠	1錠	20.30
エディロールカプセル0.5μg	0.5μg1カプセル	23.90
エディロールカプセル0.75μg	0.75μg1カプセル	34.90
エディロール錠0.5μg	0.5μg1錠	23.90
エディロール錠0.75μg	0.75μg1錠	34.90
局 エテンザミド	1ｇ	11.70
エトドラク錠100mg「ＳＷ」	100mg1錠	6.30
エトドラク錠200mg「ＳＷ」	200mg1錠	11.50
エドルミズ錠50mg	50mg1錠	241.10
エナラプリルマレイン酸塩細粒１％「アメル」	1%1ｇ	41.60
エナラプリルマレイン酸塩2.5mg錠	2.5mg1錠	10.80
エナラプリルマレイン酸塩5mg錠	5mg1錠	10.80
エナラプリルマレイン酸塩10mg錠	10mg1錠	10.80
エナロイ錠2mg	2mg1錠	238.60
エナロイ錠4mg	4mg1錠	432.50
ＮＩＭ配合散	1ｇ	6.90
エヌケーエスワン配合ＯＤ錠 20mg1錠（テガフール相当量）Ｔ20		101.80
エネーボ配合経腸用液	10mL	8.30
エバスチン5mg口腔内崩壊錠	5mg1錠	16.30
エバスチン5mg錠	5mg1錠	16.30
エバスチン10mg口腔内崩壊錠	10mg1錠	20.40
エバスチン10mg錠	10mg1錠	20.40
局 エバステルＯＤ錠5mg	5mg1錠	24.50
局 エバステルＯＤ錠10mg	10mg1錠	30.60
局 エバステル錠10mg	10mg1錠	30.60
局 エパデールＥＭカプセル２ｇ	2ｇ1包	112.20
局 エパデールＳ300	300mg1包	19.40
局 エパデールＳ600	600mg1包	32.80
局 エパデールＳ900	900mg1包	42.50
局 エパデールカプセル300	300mg1カプセル	19.50
エバミール錠1.0	1mg1錠	9.50
局 エパレスタット錠50mg「ＮＩＧ」	50mg1錠	18.60
局 エパレスタット錠50mg「ＮＰ」	50mg1錠	12.90
局 エパレスタット錠50mg「杏林」	50mg1錠	18.60
局 エパレスタット錠50mg「ケミファ」	50mg1錠	18.60
局 エパレスタット錠50mg「サワイ」	50mg1錠	18.60
局 エパレスタット錠50mg「ＪＧ」	50mg1錠	18.60
局 エパレスタット錠50mg「タカタ」	50mg1錠	18.60
局 エパレスタット錠50mg「ＤＳＥＰ」	50mg1錠	18.60
局 エパレスタット錠50mg「ＴＣＫ」	50mg1錠	18.60
局 エパレスタット錠50mg「トーワ」	50mg1錠	18.60
局 エパレスタット錠50mg「ＶＴＲＳ」	50mg1錠	10.90

局	エパルレスタット錠50 mg「フソー」	50mg1錠	18.60
局	エパルレスタット錠50 mg「ＹＤ」	50mg1錠	18.60
	エビスタ錠60 mg	60mg1錠	43.00
	エピナスチン塩酸塩錠10 mg「イワキ」	10mg1錠	12.00
	エピナスチン塩酸塩錠10 mg「ケミファ」	10mg1錠	12.00
	エピナスチン塩酸塩錠10 mg「サワイ」	10mg1錠	12.00
	エピナスチン塩酸塩錠10 mg「ダイト」	10mg1錠	12.00
	エピナスチン塩酸塩錠10 mg「トーワ」	10mg1錠	12.00
	エピナスチン塩酸塩錠20 mg「イワキ」	20mg1錠	15.90
	エピナスチン塩酸塩錠20 mg「ＳＮ」	20mg1錠	15.90
	エピナスチン塩酸塩錠20 mg「杏林」	20mg1錠	15.90
	エピナスチン塩酸塩錠20 mg「ケミファ」	20mg1錠	15.90
	エピナスチン塩酸塩錠20 mg「サワイ」	20mg1錠	15.90
	エピナスチン塩酸塩錠20 mg「ダイト」	20mg1錠	15.90
	エピナスチン塩酸塩錠20 mg「トーワ」	20mg1錠	15.90
	エピナスチン塩酸塩錠20 mg「日新」	20mg1錠	15.90
	エピナスチン塩酸塩内用液0.2％「ＮＩＧ」	0.2％1mL	26.10
	エピナスチン塩酸塩10 mg錠	10mg1錠	9.80
	エピナスチン塩酸塩20 mg錠	20mg1錠	12.60
	エピビル錠150	150mg1錠	528.90
	エピビル錠300	300mg1錠	852.60
	エビプロスタット配合錠ＤＢ	1錠	22.30
	エビリファイＯＤ錠3 mg	3mg1錠	16.30
	エビリファイＯＤ錠6 mg	6mg1錠	32.00
	エビリファイＯＤ錠12 mg	12mg1錠	60.10
	エビリファイＯＤ錠24 mg	24mg1錠	115.70
	エビリファイ散１％	1％1ｇ	46.40
	エビリファイ錠1 mg	1mg1錠	9.50
	エビリファイ錠3 mg	3mg1錠	16.30
	エビリファイ錠6 mg	6mg1錠	32.00
	エビリファイ錠12 mg	12mg1錠	60.10
	エビリファイ内用液0.1％	0.1％1mL	27.00
	エピレオプチマル散50％	50％1ｇ	20.80
	エフィエントＯＤ錠20 mg	20mg1錠	949.60
	エフィエント錠2.5 mg	2.5mg1錠	169.90
	エフィエント錠3.75 mg	3.75mg1錠	237.00
	エフィエント錠5 mg	5mg1錠	312.50
局	エフェドリン塩酸塩	1ｇ	107.50
局	エフェドリン塩酸塩錠	25mg1錠	9.80
	エプクルーサ配合錠	1錠	61,157.80
	エプジコム配合錠	1錠	1,788.40
	エブトール125 mg錠	125mg1錠	17.30
	エブトール250 mg錠	250mg1錠	32.20
	エフピーＯＤ錠2.5	2.5mg1錠	225.20
	エフメノカプセル100 mg	100mg1カプセル	229.30
	エブランチルカプセル15 mg	15mg1カプセル	15.80
	エブランチルカプセル30 mg	30mg1カプセル	35.40
	エブリスディ錠5 mg	5mg1錠	73,831.90
	エブリスディドライシロップ60 mg	60mg1瓶	974,463.70
局	エプレレノン錠25 mg「杏林」	25mg1錠	10.80
局	エプレレノン錠50 mg「杏林」	50mg1錠	18.40
局	エプレレノン錠100 mg「杏林」	100mg1錠	35.00
	エペリゾン塩酸塩50 mg錠	50mg1錠	6.30
	エベレンゾ錠20 mg	20mg1錠	341.80
	エベレンゾ錠50 mg	50mg1錠	701.30
	エベレンゾ錠100 mg	100mg1錠	1,296.00
	エボザックカプセル30 mg	30mg1カプセル	57.50
	エミレース錠3 mg	3mg1錠	11.80
	エミレース錠10 mg	10mg1錠	38.30
麻	ＭＳコンチン錠10 mg	10mg1錠	245.60
麻	ＭＳコンチン錠30 mg	30mg1錠	713.50
麻	ＭＳコンチン錠60 mg	60mg1錠	1,288.10
麻	ＭＳツワイスロンカプセル10 mg	10mg1カプセル	236.10
麻	ＭＳツワイスロンカプセル30 mg	30mg1カプセル	632.40
麻	ＭＳツワイスロンカプセル60 mg	60mg1カプセル	1,173.60
	Ｍ・Ｍ配合散	1ｇ	6.90
局	エメダスチンフマル酸塩徐放カプセル1 mg「トーワ」	1mg1カプセル	17.90
局	エメダスチンフマル酸塩徐放カプセル2 mg「トーワ」	2mg1カプセル	20.90
	エラスチーム錠1800	1,800単位1錠	8.30
	エリキュース錠2.5 mg	2.5mg1錠	111.60
	エリキュース錠5 mg	5mg1錠	201.00
	エリスロシン錠100 mg	100mg1錠	6.30
	エリスロシン錠200 mg	200mg1錠	7.10
	エリスロシンＷ顆粒20％	200mg1ｇ	46.70
	エリスロシンドライシロップＷ20％	200mg1ｇ	32.00
	エリスロシンドライシロップ10％	100mg1ｇ	18.90
局	エリスロマイシン錠200 mg「サワイ」	200mg1錠	19.30
	Ｌ－アスパラギン酸Ca錠200 mg「サワイ」	200mg1錠	6.30
	Ｌ－アスパラギン酸Ca錠200 mg「トーワ」	200mg1錠	6.30
	エルカルチンＦＦ錠100 mg	100mg1錠	44.50
	エルカルチンＦＦ錠250 mg	250mg1錠	132.20
	エルカルチンＦＦ内用液10％	10％1mL	34.90
	エルカルチンＦＦ内用液10％分包5 mL	10％5mL1包	201.00
	エルカルチンＦＦ内用液10％分包10 mL	10％10mL1包	354.60
	Ｌ－カルボシステイン５％シロップ	5％1mL	5.40
	Ｌ－カルボシステイン250 mg錠	250mg1錠	10.80
	Ｌ－カルボシステイン500 mg錠	500mg1錠	10.80
局	Ｌ－ケフラール顆粒	375mg1包	158.10
局	Ｌ－ケフレックス顆粒	500mg1ｇ	127.20
局	Ｌ－ケフレックス小児用顆粒	200mg1ｇ	185.50
局	エルゴメトリンマレイン酸塩錠	0.5mg1錠	9.80
	エルサメットＳ配合錠	1錠	6.30
	エルサメット配合錠	1錠	6.30
	エルデカルシトールカプセル0.5 μg「サワイ」	0.5μg1カプセル	10.60
	エルデカルシトールカプセル0.5 μg「トーワ」	0.5μg1カプセル	12.30
	エルデカルシトールカプセル0.5 μg「日医工」	0.5μg1カプセル	10.60
	エルデカルシトールカプセル0.75 μg「サワイ」	0.75μg1カプセル	15.40
	エルデカルシトールカプセル0.75 μg「トーワ」	0.75μg1カプセル	18.00

	エルデカルシトールカプセル0.75μg「日医工」	0.75μg1カプセル	15.40
局	l－メントール	1g	15.90
局	l－メントール「ケンエー」	1g	19.50
局	l－メントール「コザカイ・M」	1g	20.40
	エルロチニブ錠25mg「ＮＫ」	25mg1錠	438.40
	エルロチニブ錠100mg「ＮＫ」	100mg1錠	1,469.50
	エルロチニブ錠150mg「ＮＫ」	150mg1錠	2,262.20
	エレトリプタン錠20mg「サンド」	20mg1錠	102.50
	エレトリプタン錠20mg「ＤＳＥＰ」	20mg1錠	102.50
	エレトリプタン錠20mg「ＴＣＫ」	20mg1錠	102.50
	エレトリプタン錠20mg「トーワ」	20mg1錠	102.50
	エレトリプタン錠20mg「日医工」	20mg1錠	102.50
	エレトリプタン錠20mg「日新」	20mg1錠	146.90
	エレトリプタン錠20mg「ＶＴＲＳ」	20mg1錠	102.50
	エレトリプタン錠20mg「ＹＤ」	20mg1錠	102.50
	エレンタール配合内用剤	10g	58.60
	エレンタールＰ乳幼児用配合内用剤	10g	86.70
局	塩化カリウム	10g	8.00
	塩化カリウム徐放錠600mg「Ｓｔ」	600mg1錠	6.30
局	塩化カリウム「フソー」	10g	13.10
局	塩化カルシウム水和物	10g	17.10
局	エンゴサク	10g	49.40
※	塩酸バンコマイシン散0.5ｇ（ＯＫ）	500mg1瓶	864.40
	塩酸プロカルバジンカプセル50mg「ＴＹＰ」	50mg1カプセル	693.50
	エンシュア・Ｈ	10mL	9.10
	エンシュア・リキッド	10mL	7.10
局	エンタカポン錠100mg「アメル」	100mg1錠	24.10
局	エンタカポン錠100mg「サンド」	100mg1錠	24.10
局	エンタカポン錠100mg「ＪＧ」	100mg1錠	24.10
局	エンタカポン錠100mg「トーワ」	100mg1錠	24.10
	エンテカビルＯＤ錠0.5mg「サワイ」	0.5mg1錠	66.90
	エンテカビル錠0.5mg「ＮＩＧ」	0.5mg1錠	66.90
	エンテカビル錠0.5mg「サンド」	0.5mg1錠	66.90
	エンテカビル錠0.5mg「ＪＧ」	0.5mg1錠	66.90
	エンテカビル錠0.5mg「ＣＭＸ」	0.5mg1錠	66.90
	エンテカビル錠0.5mg「トーワ」	0.5mg1錠	66.90
	エンテカビル錠0.5mg「ＹＤ」	0.5mg1錠	122.70
	エンテカビル0.5mg錠	0.5mg1錠	60.80
局	エンドキサン錠50mg	50mg1錠	18.20
	エンペラシン配合錠	1錠	6.30
	エンメイソウ	10g	26.90
	エンレスト錠50mg	50mg1錠	45.70
	エンレスト錠100mg	100mg1錠	80.20
	エンレスト錠200mg	200mg1錠	141.20
	エンレスト粒状錠小児用12.5mg	12.5mg1個	21.40
	エンレスト粒状錠小児用31.25mg	31.25mg1個	43.20
	（お）		
	オイグルコン錠1.25mg	1.25mg1錠	6.30
	オイグルコン錠2.5mg	2.5mg1錠	7.40
局	オウギ	10g	23.30
局	オウギダイコーＭ	10g	26.00
	オウギ末	10g	27.90
局	オウゴン	10g	20.00
局	オウゴン末	10g	22.80
局	オウバク	10g	27.30
局	オウバク末	10g	31.00
局	オウヒ	10g	10.70
局	オウレン	10g	90.30
局	オウレン末	10g	167.60
	オキサトミド錠30mg「ケミファ」	30mg1錠	12.70
	オキサトミドシロップ小児用0.2％「ＶＴＲＳ」	0.2%1mL	7.10
	オキサトミド2％シロップ用	2%1g	6.90
	オキサトミド30mg錠	30mg1錠	6.30
麻	オキシコドン錠2.5mgＮＸ「第一三共」	2.5mg1錠	46.50
麻	オキシコドン錠5mgＮＸ「第一三共」	5mg1錠	84.70
麻	オキシコドン錠10mgＮＸ「第一三共」	10mg1錠	154.00
麻	オキシコドン錠20mgＮＸ「第一三共」	20mg1錠	300.90
麻	オキシコドン徐放カプセル5mg「テルモ」	5mg1カプセル	121.40
麻	オキシコドン徐放カプセル10mg「テルモ」	10mg1カプセル	233.60
麻	オキシコドン徐放カプセル20mg「テルモ」	20mg1カプセル	433.70
麻	オキシコドン徐放カプセル40mg「テルモ」	40mg1カプセル	799.10
麻	オキシコドン徐放錠5mgＮＸ「第一三共」	5mg1錠	121.40
麻	オキシコドン徐放錠10mgＮＸ「第一三共」	10mg1錠	233.60
麻	オキシコドン徐放錠20mgＮＸ「第一三共」	20mg1錠	433.70
麻	オキシコドン徐放錠40mgＮＸ「第一三共」	40mg1錠	799.10
麻	オキシコドン内服液2.5mg「日本臓器」	2.5mg2.5mL1包	87.00
麻	オキシコドン内服液5mg「日本臓器」	5mg2.5mL1包	152.20
麻	オキシコドン内服液10mg「日本臓器」	10mg5mL1包	290.10
麻	オキシコドン内服液20mg「日本臓器」	20mg5mL1包	541.70
麻	オキシコンチンＴＲ錠5mg	5mg1錠	121.40
麻	オキシコンチンＴＲ錠10mg	10mg1錠	233.60
麻	オキシコンチンＴＲ錠20mg	20mg1錠	433.70
麻	オキシコンチンＴＲ錠40mg	40mg1錠	799.10
	オキシブチニン塩酸塩錠1mg「サワイ」	1mg1錠	6.30
	オキシブチニン塩酸塩錠2mg「サワイ」	2mg1錠	6.30
	オキシブチニン塩酸塩錠3mg「サワイ」	3mg1錠	6.30
麻	オキノーム散2.5mg	2.5mg1包	53.80
麻	オキノーム散5mg	5mg1包	111.20
麻	オキノーム散10mg	10mg1包	220.70
麻	オキノーム散20mg	20mg1包	457.50
	オクソラレン錠10mg	10mg1錠	192.70

	オーグメンチン配合錠125 SS	(187.5mg)1錠	31.80
	オーグメンチン配合錠250 RS	(375mg)1錠	45.70
	オークル錠100 mg	100mg1錠	24.20
	オースギ安中散料エキスG	1g	17.40
	オースギ安中散料エキスT錠	1錠	6.30
	オースギ茵蔯蒿湯エキスG	1g	22.20
	オースギ温清飲エキスG	1g	9.30
	オースギ黄連解毒湯エキスG	1g	13.40
	オースギ黄連解毒湯エキスT錠	1錠	6.30
	オースギ乙字湯エキスG	1g	10.90
局	オースギ加工ブシ末	1g	9.80
	オースギ葛根湯エキスG	1g	10.30
	オースギ葛根湯エキスT錠	1錠	6.30
	オースギ葛根湯加川芎辛夷エキスG	1g	6.90
	オースギ加味帰脾湯エキスG	1g	11.30
	オースギ加味逍遙散エキスG	1g	10.20
	オースギ甘麦大棗湯エキスTG	1g	10.40
	オースギ荊芥連翹湯エキスG	1g	7.60
	オースギ桂枝加芍薬湯エキスG	1g	6.90
	オースギ桂枝加竜骨牡蛎湯エキスG	1g	10.80
	オースギ桂枝加苓朮附湯エキスG	1g	9.30
	オースギ桂枝湯エキスG	1g	10.40
	オースギ桂枝茯苓丸料エキスG	1g	18.20
	オースギ五虎湯エキス錠	1錠	7.20
	オースギ柴胡加竜骨牡蛎湯エキスG	1g	13.30
	オースギ柴胡桂枝湯エキスG	1g	14.10
	オースギ三黄瀉心湯エキスG	1g	22.00
	オースギ酸棗仁湯エキスG	1g	14.30
	オースギ四君子湯エキス錠	1錠	10.80
	オースギ七物降下湯エキスG	1g	9.60
	オースギ十全大補湯エキスG	1g	7.20
	オースギ十味敗毒湯エキスG	1g	9.60
	オースギ小建中湯エキスG	1g	6.90
	オースギ小柴胡湯エキスG	1g	19.70
	オースギ小柴胡湯エキスT錠	1錠	8.10
	オースギ小青竜湯エキスG	1g	8.80
	オースギ小青竜湯エキスT錠	1錠	6.30
	オースギ小半夏加茯苓湯エキスG	1g	18.70
	オースギ消風散エキスG	1g	6.90
	オースギ四苓湯細粒（調剤用）	1g	17.90
	オースギ辛夷清肺湯エキスG	1g	6.90
	オースギ神秘湯エキスG	1g	13.80
	オースギ清上防風湯エキスG	1g	7.20
	オースギ川芎茶調散料エキスTG	1g	10.80
	オースギ疎経活血湯エキスG	1g	10.10
	オースギ大黄甘草湯エキスG	1g	14.80
	オースギ大黄甘草湯エキスT錠	1錠	7.00
	オースギ大柴胡湯エキスG	1g	15.20
	オースギ大柴胡湯エキスT錠	1錠	6.60
	オースギ猪苓湯エキスG	1g	11.00
	オースギ桃核承気湯エキスG	1g	16.90
	オースギ当帰四逆加呉茱萸生姜湯エキスG	1g	12.20
	オースギ当帰芍薬散料エキスG	1g	11.60
	オースギ当帰芍薬散料エキスT錠	1錠	6.30
	オースギ人参湯エキスG	1g	8.20
	オースギ人参養栄湯エキスG	1g	8.10
	オースギ八味地黄丸料エキスG	1g	6.90
	オースギ八味地黄丸料エキスT錠	1錠	6.30
	オースギ半夏厚朴湯エキスG	1g	33.30
	オースギ半夏厚朴湯エキスT錠	1錠	9.50
	オースギ半夏瀉心湯エキスG	1g	14.70
	オースギ平胃散料エキスG	1g	8.90
	オースギ防已黄耆湯エキスG	1g	6.90
	オースギ防風通聖散エキスG	1g	10.40
	オースギ補中益気湯エキスG	1g	8.90
	オースギ麻杏甘石湯エキスG	1g	11.90
	オースギ麻杏薏甘湯エキスG	1g	9.20
	オースギ麻子仁丸料エキスG	1g	12.30
	オースギ薏苡仁湯エキスTG	1g	10.40
	オースギ抑肝散料エキスTG	1g	12.00
	オースギ六君子湯エキスG	1g	12.40
	オースギ苓桂朮甘湯エキスTG	1g	6.90
	オスポロット錠50 mg	50mg1錠	25.00
	オスポロット錠200 mg	200mg1錠	64.00
	オゼックス細粒小児用15 %	150mg1g	256.50
局	オゼックス錠小児用60 mg	60mg1錠	91.10
局	オゼックス錠150	150mg1錠	28.60
	オセルタミビルカプセル75 mg「サワイ」	75mg1カプセル	108.00
	オセルタミビル錠75 mg「トーワ」	75mg1錠	104.10
	オセルタミビルＤＳ３％「サワイ」	3%1g	75.90
	オセルタミビルＤＳ３％「トーワ」	3%1g	75.90
	オータイロカプセル40 mg	40mg1カプセル	3,468.30
	オータイロカプセル160 mg	160mg1カプセル	12,477.10
	オダイン錠125 mg	125mg1錠	70.40
	オテズラ錠10 mg	10mg1錠	284.40
	オテズラ錠20 mg	20mg1錠	568.70
	オテズラ錠30 mg	30mg1錠	853.10
	オデフシィ配合錠	1錠	4,845.50
	オドリック錠0.5 mg	0.5mg1錠	13.70
	オドリック錠1 mg	1mg1錠	14.30
	オノンカプセル112.5 mg	112.5mg1カプセル	20.80
	オノンドライシロップ10 %	10%1g	31.30
	オパルモン錠5 μg	5μg1錠	18.00
	オファコルカプセル50 mg	50mg1カプセル	12,596.00
	オーファディンカプセル2 mg	2mg1カプセル	4,033.30
	オーファディンカプセル5 mg	5mg1カプセル	8,809.20
	オーファディンカプセル10 mg	10mg1カプセル	16,060.20
	オフェブカプセル100 mg	100mg1カプセル	3,982.40
	オフェブカプセル150 mg	150mg1カプセル	5,966.40
	オプスミット錠10 mg	10mg1錠	13,319.30
麻	オプソ内服液5 mg	5mg2.5mL1包	263.30
麻	オプソ内服液10 mg	10mg5mL1包	281.10
	オプフォルダカプセル65 mg	65mg1カプセル	6,038.20
	オフロキサシン錠100 mg「サワイ」	100mg1錠	82.80
	オフロキサシン錠100 mg「ツルハラ」	100mg1錠	65.90
	オペプリム	500mg1カプセル	709.30

	オムジャラ錠100mg	100mg1錠	21,214.00
	オムジャラ錠150mg	150mg1錠	31,821.00
	オムジャラ錠200mg	200mg1錠	42,428.00
	オメガ－3脂肪酸エチル粒状カプセル2ｇ「ＭＪＴ」	2ｇ1包	72.30
	オメガ－3脂肪酸エチル粒状カプセル2ｇ「武田テバ」	2ｇ1包	72.30
	オメガ－3脂肪酸エチル粒状カプセル2ｇ「トーワ」	2ｇ1包	72.30
	オメガ－3脂肪酸エチル粒状カプセル2ｇ「ニプロ」	2ｇ1包	64.90
	オメガ－3脂肪酸エチル粒状カプセル2ｇ「ＹＤ」	2ｇ1包	72.30
局	オメプラゾール錠10mg「アメル」	10mg1錠	13.40
局	オメプラゾール錠10mg「ケミファ」	10mg1錠	24.20
局	オメプラゾール錠10mg「ＴＳＵ」	10mg1錠	13.40
局	オメプラゾール錠10mg「トーワ」	10mg1錠	13.40
局	オメプラゾール錠20mg「ケミファ」	20mg1錠	37.80
局	オメプラゾール錠20mg「ＴＳＵ」	20mg1錠	20.20
	オメプラゾール10mg腸溶錠	10mg1錠	11.90
	オメプラゾール20mg腸溶錠	20mg1錠	18.30
局	オメプラール錠10	10mg1錠	18.60
局	オメプラール錠20	20mg1錠	28.40
局	オラスポア小児用ドライシロップ10％	100mg1ｇ	28.90
	オラセフ錠250mg	250mg1錠	62.00
	オラデオカプセル150mg	150mg1カプセル	74,228.20
	オラペネム小児用細粒10％	100mg1ｇ	329.50
	オランザピンＯＤ錠1.25mg「アメル」	1.25mg1錠	6.30
	オランザピンＯＤ錠2.5mg「明治」	2.5mg1錠	12.80
	オランザピンＯＤ錠5mg「ＪＧ」	5mg1錠	16.00
	オランザピンＯＤ錠5mg「タカタ」	5mg1錠	16.00
	オランザピンＯＤ錠5mg「トーワ」	5mg1錠	16.00
	オランザピン細粒1％「杏林」	1%1ｇ	36.50
	オランザピン細粒1％「サワイ」	1%1ｇ	36.50
	オランザピン細粒1％「タカタ」	1%1ｇ	36.50
	オランザピン細粒1％「ＤＳＥＰ」	1%1ｇ	36.50
	オランザピン細粒1％「トーワ」	1%1ｇ	60.30
	オランザピン細粒1％「日医工」	1%1ｇ	36.50
	オランザピン細粒1％「日新」	1%1ｇ	36.50
	オランザピン細粒1％「ニプロ」	1%1ｇ	36.50
	オランザピン錠1.25mg「アメル」	1.25mg1錠	6.30
	オランザピン錠2.5mg「明治」	2.5mg1錠	12.80
	オランザピン錠5mg「サワイ」	5mg1錠	16.00
	オランザピン錠5mg「トーワ」	5mg1錠	16.00
	オランザピン錠5mg「日新」	5mg1錠	16.00
	オランザピン錠5mg「ＹＤ」	5mg1錠	16.00
	オランザピン錠10mg「明治」	10mg1錠	47.00
	オランザピン錠20mg「アメル」	20mg1錠	38.80
	オランザピン１％細粒	1%1ｇ	35.30
	オランザピン2.5mg口腔内崩壊錠	2.5mg1錠	7.10
	オランザピン2.5mg錠	2.5mg1錠	7.10
	オランザピン5mg口腔内崩壊錠	5mg1錠	14.30
	オランザピン5mg錠	5mg1錠	14.30
	オランザピン10mg口腔内崩壊錠	10mg1錠	27.10
	オランザピン10mg錠	10mg1錠	27.10
	オルケディア錠1mg	1mg1錠	271.90
	オルケディア錠2mg	2mg1錠	398.90
	オルケディア錠4mg	4mg1錠	585.20
	オルミエント錠1mg	1mg1錠	1,356.80
	オルミエント錠2mg	2mg1錠	2,472.50
	オルミエント錠4mg	4mg1錠	4,820.00
	オルメサルタンＯＤ錠20mg「オーハラ」	20mg1錠	16.60
	オルメサルタンＯＤ錠20mg「ＪＧ」	20mg1錠	16.60
	オルメサルタンＯＤ錠20mg「ＤＳＥＰ」	20mg1錠	16.60
	オルメサルタンＯＤ錠20mg「トーワ」	20mg1錠	16.60
	オルメサルタンＯＤ錠40mg「ＪＧ」	40mg1錠	23.10
	オルメサルタンＯＤ錠40mg「ＤＳＥＰ」	40mg1錠	23.10
	オルメサルタンＯＤ錠40mg「トーワ」	40mg1錠	23.10
局	オルメサルタン錠20mg「ケミファ」	20mg1錠	14.60
局	オルメサルタン錠20mg「ＪＧ」	20mg1錠	16.60
局	オルメサルタン錠20mg「ツルハラ」	20mg1錠	16.60
局	オルメサルタン錠40mg「ケミファ」	40mg1錠	23.10
局	オルメサルタン錠40mg「ＪＧ」	40mg1錠	23.10
	オルメサルタンメドキソミル5mg口腔内崩壊錠	5mg1錠	10.80
	オルメサルタンメドキソミル5mg錠	5mg1錠	10.80
	オルメサルタンメドキソミル10mg口腔内崩壊錠	10mg1錠	10.80
	オルメサルタンメドキソミル10mg錠	10mg1錠	10.80
	オルメサルタンメドキソミル20mg口腔内崩壊錠	20mg1錠	10.80
	オルメサルタンメドキソミル20mg錠	20mg1錠	10.80
	オルメサルタンメドキソミル40mg口腔内崩壊錠	40mg1錠	12.40
	オルメサルタンメドキソミル40mg錠	40mg1錠	12.40
	オルメテックＯＤ錠5mg	5mg1錠	10.80
	オルメテックＯＤ錠10mg	10mg1錠	13.60
	オルメテックＯＤ錠20mg	20mg1錠	23.90
	オルメテックＯＤ錠40mg	40mg1錠	32.10
	オロパタジン塩酸塩顆粒0.5％「トーワ」	0.5%1ｇ	20.10
	オロパタジン塩酸塩ドライシロップ１％「日本臓器」	1%1ｇ	38.60
	オロパタジン塩酸塩2.5mg口腔内崩壊錠	2.5mg1錠	10.80
	オロパタジン塩酸塩2.5mg錠	2.5mg1錠	10.80
	オロパタジン塩酸塩5mg口腔内崩壊錠	5mg1錠	10.80

	オロパタジン塩酸塩５mg錠	5mg1錠	10.80
	オングリザ錠2.5mg	2.5mg1錠	40.50
	オングリザ錠5mg	5mg1錠	60.60
局	オンジ	10ｇ	40.40
	オンジェンティス錠25mg	25mg1錠	932.40
局	オンジ末	10ｇ	32.10
	オンダンセトロンＯＤフィルム２mg「ＧＦＰ」	2mg1錠	255.10
	オンダンセトロンＯＤフィルム４mg「ＧＦＰ」	4mg1錠	303.80
	（か）		
	カイカ	10ｇ	21.60
	カイトリル細粒0.4％	2mg1包	547.10
	カイトリル錠1mg	1mg1錠	255.10
	カイトリル錠2mg	2mg1錠	557.80
局	ガイヨウ	10ｇ	25.50
	カイロック細粒40％	40%1ｇ	8.50
局	加香ヒマシ油	10mL	12.40
局	加工ブシ末「三和生薬」	1ｇ	17.10
局	カゴソウ	10ｇ	17.80
	カシ	10ｇ	16.50
局	カシュウ	10ｇ	25.50
局	ガジュツ	10ｇ	10.50
	ガジュツ末	10ｇ	18.60
※	カスカラサグラダ流エキス（司生堂）	10mL	13.40
	ガスコン散10％	10%1ｇ	6.90
	ガスコン錠40mg	40mg1錠	6.10
	ガスコン錠80mg	80mg1錠	6.30
	ガスコンドロップ内用液２％	2%1mL	3.30
	ガスサール錠40mg	40mg1錠	6.10
局	ガスター散２％	2%1ｇ	9.50
局	ガスター散10％	10%1ｇ	37.30
局	ガスター錠10mg	10mg1錠	10.80
局	ガスター錠20mg	20mg1錠	10.80
	ガスターＤ錠10mg	10mg1錠	10.80
	ガスターＤ錠20mg	20mg1錠	10.80
	ガスチーム散４万単位／ｇ	20,000単位	105.20
	ガストログラフイン経口・注腸用	1mL	23.30
局	ガスモチン散１％	1%1ｇ	17.20
局	ガスモチン錠2.5mg	2.5mg1錠	10.80
局	ガスモチン錠5mg	5mg1錠	10.80
	ガスロンＮ・ＯＤ錠２mg	2mg1錠	10.80
	ガスロンＮ・ＯＤ錠４mg	4mg1錠	10.80
局	ガスロンＮ細粒0.8％	0.8%1ｇ	22.20
局	ガスロンＮ錠２mg	2mg1錠	10.80
局	ガスロンＮ錠４mg	4mg1錠	10.80
	カソデックスＯＤ錠80mg	80mg1錠	111.50
局	カソデックス錠80mg	80mg1錠	111.50
	カタプレス錠75μg	0.075mg1錠	6.30
	カタプレス錠150μg	0.15mg1錠	6.30
	カチーフＮ散10mg／ｇ	1%1ｇ	29.00
	カチーフＮ錠５mg	5mg1錠	10.30
局	カッコウ	10ｇ	14.40
局	カッコン	10ｇ	17.10
局	カッセキ	10ｇ	15.80
局	カデチア配合錠ＨＤ「あすか」	1錠	21.50
局	カデチア配合錠ＨＤ「テバ」	1錠	21.50
局	カデチア配合錠ＬＤ「あすか」	1錠	11.50
局	カデチア配合錠ＬＤ「テバ」	1錠	11.50
	カデュエット配合錠１番	1錠	28.60
	カデュエット配合錠２番	1錠	43.70
	カデュエット配合錠３番	1錠	34.20
	カデュエット配合錠４番	1錠	49.20
局	果糖	1ｇ	9.40
	カナグルＯＤ錠100mg	100mg1錠	133.70
	カナグル錠100mg	100mg1錠	133.70
	ガナトン錠50mg	50mg1錠	7.10
	カナマイシンカプセル250mg「明治」	250mg1カプセル	40.00
	カナリア配合ＯＤ錠	1錠	196.80
	カナリア配合錠	1錠	196.80
局	カノコソウ	10ｇ	46.00
局	カノコソウ末	10ｇ	50.60
	カーバグル分散錠200mg	200mg1錠	16,596.90
	カバサール錠0.25mg	0.25mg1錠	30.60
	カバサール錠1.0mg	1mg1錠	90.10
	ガバペン錠200mg	200mg1錠	24.20
	ガバペン錠300mg	300mg1錠	31.00
	ガバペン錠400mg	400mg1錠	40.10
	ガバペンシロップ５％	5%1mL	17.00
局	カフェイン水和物	1ｇ	9.70
	カフコデＮ配合錠	1錠	8.90
局	カプセル	10個	15.80
	カプトリル－Ｒカプセル18.75mg	18.75mg1カプセル	17.50
	カプトリル細粒５％	5%1ｇ	14.30
	カプトリル錠12.5mg	12.5mg1錠	7.30
	カプトリル錠25mg	25mg1錠	8.20
	カプレルサ錠100mg	100mg1錠	7,902.20
	カペシタビン錠300mg「ＮＫ」	300mg1錠	46.40
	カペシタビン錠300mg「サワイ」	300mg1錠	46.40
	カペシタビン錠300mg「ＪＧ」	300mg1錠	64.80
	カペシタビン錠300mg「タカタ」	300mg1錠	46.40
	カペシタビン錠300mg「トーワ」	300mg1錠	46.40
	カペシタビン錠300mg「日医工」	300mg1錠	46.40
	カペシタビン錠300mg「ヤクルト」	300mg1錠	46.40
	カベルゴリン錠0.25mg「サワイ」	0.25mg1錠	44.10
	カベルゴリン錠1.0mg「サワイ」	1mg1錠	141.90
	カボメティクス錠20mg	20mg1錠	8,007.60
	カボメティクス錠60mg	60mg1錠	22,333.00
	カマラ	10ｇ	336.80
	カムザイオスカプセル１mg	1mg1カプセル	7,204.00
	カムザイオスカプセル2.5mg	2.5mg1カプセル	7,264.80
	カムザイオスカプセル５mg	5mg1カプセル	7,410.50
局	カムシア配合錠ＨＤ「あすか」	1錠	19.00
局	カムシア配合錠ＨＤ「ＮＩＧ」	1錠	19.00
局	カムシア配合錠ＨＤ「サンド」	1錠	19.00
局	カムシア配合錠ＨＤ「トーワ」	1錠	19.00
局	カムシア配合錠ＨＤ「日新」	1錠	19.00
局	カムシア配合錠ＨＤ「ニプロ」	1錠	19.00
局	カムシア配合錠ＬＤ「あすか」	1錠	19.00
局	カムシア配合錠ＬＤ「ＮＩＧ」	1錠	19.00
局	カムシア配合錠ＬＤ「サンド」	1錠	19.00

局	カムシア配合錠ＬＤ「トーワ」	1錠	19.00
局	カムシア配合錠ＬＤ「日新」	1錠	19.00
局	カムシア配合錠ＬＤ「ニプロ」	1錠	19.00
	カモスタットメシル酸塩錠100 mg「サワイ」	100mg1錠	10.00
	カモスタットメシル酸塩錠100 mg「ツルハラ」	100mg1錠	10.00
	カモスタットメシル酸塩100 mg錠	100mg1錠	6.30
	ガラフォルドカプセル123 mg	123mg1カプセル	145,304.00
	ガランターゼ散50％	50%1ｇ	20.70
	ガランタミンＯＤ錠4 mg「アメル」	4mg1錠	16.10
	ガランタミンＯＤ錠4 mg「サワイ」	4mg1錠	16.10
	ガランタミンＯＤ錠4 mg「ＪＧ」	4mg1錠	16.10
	ガランタミンＯＤ錠4 mg「ＤＳＥＰ」	4mg1錠	16.10
	ガランタミンＯＤ錠4 mg「トーワ」	4mg1錠	16.10
	ガランタミンＯＤ錠4 mg「日医工」	4mg1錠	16.10
	ガランタミンＯＤ錠4 mg「ニプロ」	4mg1錠	16.10
	ガランタミンＯＤ錠4 mg「ＹＤ」	4mg1錠	21.10
	ガランタミンＯＤ錠8 mg「サワイ」	8mg1錠	26.00
	ガランタミンＯＤ錠8 mg「ＪＧ」	8mg1錠	26.00
	ガランタミンＯＤ錠8 mg「トーワ」	8mg1錠	26.00
	ガランタミンＯＤ錠8 mg「ニプロ」	8mg1錠	26.00
	ガランタミンＯＤ錠8 mg「ＹＤ」	8mg1錠	26.00
	ガランタミンＯＤ錠12 mg「アメル」	12mg1錠	31.40
	ガランタミンＯＤ錠12 mg「サワイ」	12mg1錠	31.40
	ガランタミンＯＤ錠12 mg「ＪＧ」	12mg1錠	31.40
	ガランタミンＯＤ錠12 mg「トーワ」	12mg1錠	31.40
	ガランタミンＯＤ錠12 mg「ニプロ」	12mg1錠	31.40
	ガランタミンＯＤ錠12 mg「ＹＤ」	12mg1錠	38.30
	ガランタミン臭化水素酸塩8 mg口腔内崩壊錠	8mg1錠	21.40
	ガランタミン臭化水素酸塩12 mg口腔内崩壊錠	12mg1錠	23.80
局	カリエード散	1ｇ	17.00
	カリジノゲナーゼ錠25単位「日医工」	25単位1錠	6.30
	カリジノゲナーゼ錠50単位「ＮＩＧ」	50単位1錠	10.30
	カリジノゲナーゼ錠50単位「日医工」	50単位1錠	10.30
	カリメート経口液20％	20%25ｇ1包	77.80
	カリメートドライシロップ92.59％	92.59%1ｇ	8.40
	カルグート細粒5％	5%1ｇ	203.30
	カルグート錠5	5mg1錠	15.80
	カルグート錠10	10mg1錠	26.00
	カルケンスカプセル100 mg	100mg1カプセル	11,705.70
	カルケンス錠100 mg	100mg1錠	11,705.70
	カルコーパ配合錠Ｌ100	1錠	11.30
	カルコーパ配合錠Ｌ250	1錠	30.00
	カルシトリオール0.25 μgカプセル	0.25μg1カプセル	6.30
	カルシトリオール0.5 μgカプセル	0.5μg1カプセル	7.40
局	カルスロット錠5	5mg1錠	11.60
局	カルスロット錠10	10mg1錠	14.70
局	カルスロット錠20	20mg1錠	18.30
	カルタンＯＤ錠250 mg	250mg1錠	6.30
	カルタンＯＤ錠500 mg	500mg1錠	6.80
局	カルタン錠250	250mg1錠	6.30
局	カルタン錠500	500mg1錠	6.80
	カルテオロール塩酸塩5 mg錠	5mg1錠	6.30
	カルデナリンＯＤ錠0.5 mg	0.5mg1錠	8.20
	カルデナリンＯＤ錠1 mg	1mg1錠	13.30
	カルデナリンＯＤ錠2 mg	2mg1錠	16.00
	カルデナリンＯＤ錠4 mg	4mg1錠	20.40
局	カルデナリン錠0.5 mg	0.5mg1錠	10.80
局	カルデナリン錠1 mg	1mg1錠	13.30
局	カルデナリン錠2 mg	2mg1錠	16.00
局	カルデナリン錠4 mg	4mg1錠	20.40
	カルナクリンカプセル25	25単位1カプセル	9.40
	カルナクリン錠25	25単位1錠	9.40
	カルナクリン錠50	50単位1錠	12.20
	カルバゾクロムスルホン酸Na錠30 mg「ツルハラ」	30mg1錠	8.90
	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム錠10 mg「日医工」	10mg1錠	6.30
	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム10％細粒	10%1ｇ	6.90
	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム30 mg錠	30mg1錠	6.30
	カルバマゼピン細粒50％「アメル」	50%1ｇ	25.10
	カルバマゼピン細粒50％「フジナガ」	50%1ｇ	25.10
	カルバマゼピン錠100 mg「アメル」	100mg1錠	6.30
	カルバマゼピン錠200 mg「アメル」	200mg1錠	10.00
	カルバマゼピン100 mg錠	100mg1錠	6.30
	カルバマゼピン200 mg錠	200mg1錠	7.40
	カルバン錠25	25mg1錠	17.40
	カルバン錠50	50mg1錠	29.10
	カルバン錠100	100mg1錠	38.80
局	カルブロック錠8 mg	8mg1錠	10.80
局	カルブロック錠16 mg	16mg1錠	21.80
局	カルベジロール錠20 mg「サワイ」	20mg1錠	15.50
局	カルベジロール錠20 mg「ＴＣＫ」	20mg1錠	15.50
局	カルベジロール錠20 mg「トーワ」	20mg1錠	15.50
局	カルベジロール錠20 mg「ニプロ」	20mg1錠	15.50
局	カルベジロール錠20 mg「ＶＴＲＳ」	20mg1錠	15.50
	カルベジロール1.25 mg錠	1.25mg1錠	10.80
	カルベジロール2.5 mg錠	2.5mg1錠	10.80
	カルベジロール10 mg錠	10mg1錠	10.80
	カルベジロール20 mg錠	20mg1錠	10.80
	カルボシステイン細粒50％「ツルハラ」	50%1ｇ	19.60
	カルボシステインシロップ小児用5％「トーワ」	5%1mL	5.80
	カルボシステインＤＳ50％「タカタ」	50%1ｇ	12.50
	カルボシステインＤＳ50％「ツルハラ」	50%1ｇ	12.50

	カルボシステインＤＳ50％「トーワ」	50％1ｇ	12.50
	カルボシステインドライシロップ50％「ＮＩＧ」	50％1ｇ	12.50
㊎	カルメロースナトリウム	1ｇ	8.00
	カレトラ配合錠	1錠	273.10
	カレトラ配合内用液	1mL	137.10
	カログラ錠120mg	120mg1錠	199.10
㊎	カロコン	10ｇ	17.30
	カロナール細粒20％	20％1ｇ	12.20
	カロナール細粒50％	50％1ｇ	13.60
	カロナール錠200	200mg1錠	6.50
	カロナール錠300	300mg1錠	6.90
	カロナール錠500	500mg1錠	11.20
	カロニン	10ｇ	29.80
㊎	カンキョウ	10ｇ	16.20
㊎	カンゾウ	10ｇ	21.30
㊎	カンゾウエキス	1ｇ	9.30
㊎	乾燥甲状腺	1ｇ	63.00
㊎	乾燥酵母	10ｇ	27.40
㊎	乾燥水酸化アルミニウムゲル	1ｇ	8.00
㊎	乾燥水酸化アルミニウムゲル細粒	1ｇ	7.20
㊎	カンゾウダイコーＭ	10ｇ	27.70
㊎	カンゾウ末	10ｇ	32.00
	カンタリス	10ｇ	212.20
	カンデサルタンＯＤ錠12mg「サワイ」	12mg1錠	28.40
	カンデサルタンＯＤ錠12mg「トーワ」	12mg1錠	28.40
㊎	カンデサルタン錠4mg「あすか」	4mg1錠	13.70
㊎	カンデサルタン錠4mg「ツルハラ」	4mg1錠	13.70
㊎	カンデサルタン錠8mg「あすか」	8mg1錠	25.60
㊎	カンデサルタン錠8mg「ケミファ」	8mg1錠	25.60
㊎	カンデサルタン錠12mg「あすか」	12mg1錠	28.40
㊎	カンデサルタン錠12mg「ケミファ」	12mg1錠	28.40
㊎	カンデサルタン錠12mg「ＤＳＥＰ」	12mg1錠	28.40
	カンデサルタンシレキセチル2mg口腔内崩壊錠	2mg1錠	10.80
	カンデサルタンシレキセチル2mg錠	2mg1錠	10.80
	カンデサルタンシレキセチル4mg口腔内崩壊錠	4mg1錠	10.80
	カンデサルタンシレキセチル4mg錠	4mg1錠	10.80
	カンデサルタンシレキセチル8mg口腔内崩壊錠	8mg1錠	10.80
	カンデサルタンシレキセチル8mg錠	8mg1錠	10.80
	カンデサルタンシレキセチル12mg錠	12mg1錠	13.10
㊎	カンテン末	10ｇ	51.10
㊎	含糖ペプシン	10ｇ	19.60
	ガンマオリザノール細粒20％「ツルハラ」	20％1ｇ	6.90
	ガンマオリザノール錠50mg「ツルハラ」	50mg1錠	6.30
㊎	肝油	10ｇ	26.10
	（き）		
㊎	希塩酸	10mL	18.60
㊎	キキョウ	10ｇ	28.20
㊎	キキョウ末	10ｇ	25.90
㊎	キクカ	10ｇ	33.60
㊎	キササゲ	10ｇ	19.40
㊎	キジツ	10ｇ	12.70
	キシロカインビスカス２％	2％1mL	5.30
	キックリンカプセル250mg	250mg1カプセル	15.20
	キックリン顆粒86.2％	86.2％1ｇ	55.50
	キッピ	10ｇ	12.40
	キナ	10ｇ	16.80
	キナ末	10ｇ	12.40
	キニジン硫酸塩錠100mg「ＶＴＲＳ」	100mg1錠	17.70
㊎	キニジン硫酸塩水和物	1ｇ	93.10
㊎	キニーネエチル炭酸エステル	1ｇ	124.90
㊎	キニーネ塩酸塩水和物	1ｇ	131.60
㊎	キニーネ硫酸塩水和物	1ｇ	118.10
㊎	キネダック錠50mg	50mg1錠	18.60
	キプレスＯＤ錠10mg	10mg1錠	41.90
㊎	キプレス細粒4mg	4mg1包	56.30
㊎	キプレス錠5mg	5mg1錠	42.20
㊎	キプレス錠10mg	10mg1錠	41.90
㊎	キプレスチュアブル錠5mg	5mg1錠	41.30
	キャブピリン配合錠	1錠	86.50
	キャベジンＵコーワ錠25mg	25mg1錠	6.30
	球形吸着炭細粒分包２ｇ「日医工」	1ｇ	74.90
	球形吸着炭細粒「マイラン」	1ｇ	33.70
㊎	キョウカツ	10ｇ	60.10
㊎	キョウニン	10ｇ	15.90
㊎	キョウニン水	10mL	34.20
㊎	キョウニン水　シオエ	10mL	35.00
㊎	キョウニン水〈ハチ〉	10mL	35.00
㊎	キョウニン水「マルイシ」	10mL	35.00
㊎※	キョウニン水（山善）	10mL	35.00
	キンギンカ	10ｇ	97.80
	（く）		
	クアゼパム15mg錠	15mg1錠	20.60
	クアゼパム20mg錠	20mg1錠	26.70
	グアヤク脂	10ｇ	26.50
	クエストラン粉末44.4％	44.4％1ｇ	19.70
㊎	クエチアピン細粒10％「アメル」	10％1ｇ	22.80
㊎	クエチアピン細粒50％「アメル」	50％1ｇ	123.10
㊎	クエチアピン細粒50％「タカタ」	50％1ｇ	123.10
㊎	クエチアピン細粒50％「トーワ」	50％1ｇ	123.10
㊎	クエチアピン錠100mg「アメル」	100mg1錠	14.80
㊎	クエチアピン錠100mg「ＪＧ」	100mg1錠	19.80
㊎	クエチアピン錠100mg「タカタ」	100mg1錠	19.80
㊎	クエチアピン錠100mg「ＤＳＥＰ」	100mg1錠	19.80
㊎	クエチアピン錠100mg「トーワ」	100mg1錠	14.80
㊎	クエチアピン錠100mg「日新」	100mg1錠	19.80
㊎	クエチアピン錠100mg「ニプロ」	100mg1錠	19.80
㊎	クエチアピン錠100mg「ＶＴＲＳ」	100mg1錠	14.80
㊎	クエチアピン錠100mg「明治」	100mg1錠	19.80
㊎	クエチアピン錠200mg「アメル」	200mg1錠	25.60

局	クエチアピン錠200mg「ＪＧ」	200mg1錠	37.00
局	クエチアピン錠200mg「タカタ」	200mg1錠	37.00
局	クエチアピン錠200mg「ＤＳＥＰ」	200mg1錠	37.00
局	クエチアピン錠200mg「トーワ」	200mg1錠	37.00
局	クエチアピン錠200mg「日新」	200mg1錠	37.00
局	クエチアピン錠200mg「ニプロ」	200mg1錠	37.00
局	クエチアピン錠200mg「ＶＴＲＳ」	200mg1錠	25.60
局	クエチアピン錠200mg「明治」	200mg1錠	37.00
	クエチアピンフマル酸塩12.5mg錠	12.5mg1錠	10.80
	クエチアピンフマル酸塩25mg錠	25mg1錠	10.80
	クエチアピンフマル酸塩50mg錠	50mg1錠	10.80
局	クエン酸水和物	10ｇ	12.00
局	クエン酸水和物「ケンエー」原末	10ｇ	15.40
局	クエン酸水和物原末「ニッコー」	10ｇ	14.20
局	クエン酸水和物「コザカイ」原末	10ｇ	14.20
	クエン酸第一鉄Na錠50mg「サワイ」	鉄50mg1錠	6.30
	クエン酸第一鉄ナトリウム顆粒8.3％「ツルハラ」	1ｇ	9.80
	クエン酸第一鉄ナトリウム錠50mg「ツルハラ」	鉄50mg1錠	6.30
	クエン酸第一鉄ナトリウム鉄50mg錠	鉄50mg1錠	6.30
局※	クエン酸（山善）	10ｇ	15.40
	クエンメット配合散	1ｇ	9.70
	クエンメット配合錠	1錠	6.30
局	クコシ	10ｇ	28.80
	クコヨウ	10ｇ	14.00
局	クジン	10ｇ	14.30
局	クジン末	10ｇ	17.10
	クービビック錠25mg	25mg1錠	56.90
	クービビック錠50mg	50mg1錠	90.20
	グーフィス錠5mg	5mg1錠	77.40
局	苦味チンキ	10mL	16.00
局	苦味チンキ「ニッコー」	10mL	17.20
局	グラクティブ錠12.5mg	12.5mg1錠	36.20
局	グラクティブ錠25mg	25mg1錠	44.40
局	グラクティブ錠50mg	50mg1錠	82.00
局	グラクティブ錠100mg	100mg1錠	118.80
	グラケーカプセル15mg	15mg1カプセル	11.90
	クラシエ安中散料エキス細粒	1ｇ	12.20
	クラシエ茵蔯蒿湯エキス細粒	1ｇ	16.40
	クラシエ温清飲エキス細粒	1ｇ	15.30
	クラシエ黄連解毒湯エキス細粒	1ｇ	13.20
	クラシエ黄連解毒湯エキス錠	1錠	6.30
	クラシエ乙字湯エキス細粒	1ｇ	16.60
	クラシエ葛根湯エキス細粒	1ｇ	10.20
	クラシエ葛根湯エキス錠Ｔ	1錠	6.30
	クラシエ葛根湯加川芎辛夷エキス細粒	1ｇ	12.90
	クラシエ葛根湯加川芎辛夷エキス錠	1錠	6.30
	クラシエ加味帰脾湯エキス細粒	1ｇ	25.50
	クラシエ加味帰脾湯エキス錠	1錠	9.60
	クラシエ加味逍遙散料エキス細粒	1ｇ	18.10
	クラシエ甘草湯エキス細粒	1ｇ	9.90
	クラシエ桂枝加芍薬湯エキス細粒	1ｇ	12.50
	クラシエ桂枝加芍薬湯エキス錠	1錠	6.30
	クラシエ桂枝加竜骨牡蛎湯エキス細粒	1ｇ	12.00
	クラシエ桂枝加苓朮附湯エキス細粒	1ｇ	10.80
	クラシエ桂枝加苓朮附湯エキス錠	1錠	6.30
	クラシエ桂枝人参湯エキス細粒	1ｇ	19.50
	クラシエ桂枝茯苓丸料エキス細粒	1ｇ	13.20
	クラシエ桂枝茯苓丸料エキス錠	1錠	6.30
	クラシエ五虎湯エキス細粒	1ｇ	9.60
	クラシエ五苓散料エキス細粒	1ｇ	14.20
	クラシエ五苓散料エキス錠	1錠	6.30
	クラシエ柴胡加竜骨牡蛎湯エキス細粒	1ｇ	21.30
	クラシエ柴胡加竜骨牡蛎湯エキス錠	1錠	10.60
	クラシエ柴胡桂枝湯エキス細粒	1ｇ	20.90
	クラシエ柴胡桂枝湯エキス錠	1錠	7.80
	クラシエ柴朴湯エキス細粒	1ｇ	29.80
	クラシエ柴苓湯エキス細粒	1ｇ	46.40
	クラシエ三黄瀉心湯エキス細粒	1ｇ	13.80
	クラシエ四物湯エキス細粒	1ｇ	12.50
	クラシエ四物湯エキス錠	1錠	6.30
	クラシエ芍薬甘草湯エキス細粒	1ｇ	10.80
	クラシエ十全大補湯エキス細粒	1ｇ	21.00
	クラシエ十味敗毒湯エキス細粒	1ｇ	16.40
	クラシエ十味敗毒湯エキス錠	1錠	6.30
	クラシエ小柴胡湯エキス細粒	1ｇ	30.50
	クラシエ小柴胡湯エキス錠	1錠	11.90
	クラシエ小青竜湯エキス細粒	1ｇ	24.10
	クラシエ小青竜湯エキス錠	1錠	9.20
	クラシエ小半夏加茯苓湯エキス細粒	1ｇ	18.20
	クラシエ辛夷清肺湯エキス細粒	1ｇ	18.60
	クラシエ神秘湯エキス細粒	1ｇ	17.40
	クラシエ大柴胡湯エキス細粒	1ｇ	22.30
	クラシエ大柴胡湯エキス錠	1錠	8.50
	クラシエ猪苓湯エキス細粒	1ｇ	14.80
	クラシエ桃核承気湯エキス細粒	1ｇ	13.40
	クラシエ桃核承気湯エキス錠	1錠	6.30
	クラシエ当帰四逆加呉茱萸生姜湯エキス細粒	1ｇ	13.60
	クラシエ当帰芍薬散料エキス細粒	1ｇ	15.50
	クラシエ人参湯エキス細粒	1ｇ	17.40
	クラシエ人参養栄湯エキス細粒	1ｇ	22.20
	クラシエ八味地黄丸料エキス細粒	1ｇ	15.50
	クラシエ八味地黄丸料エキス錠	1錠	7.40
	クラシエ半夏厚朴湯エキス細粒	1ｇ	16.50

	クラシエ半夏厚朴湯エキス錠	1錠	8.60
	クラシエ半夏瀉心湯エキス細粒	1ｇ	24.20
	クラシエ半夏瀉心湯エキス錠	1錠	9.70
	クラシエ半夏白朮天麻湯エキス細粒	1ｇ	23.60
	クラシエ白虎加人参湯エキス細粒	1ｇ	25.10
	クラシエ白虎加人参湯エキス錠	1錠	13.50
	クラシエ防已黄耆湯エキス細粒	1ｇ	10.10
	クラシエ防已黄耆湯エキス錠	1錠	6.30
	クラシエ防風通聖散エキス錠	1錠	6.30
	クラシエ防風通聖散料エキス細粒	1ｇ	10.10
	クラシエ補中益気湯エキス細粒	1ｇ	20.20
	クラシエ麻黄湯エキス細粒	1ｇ	12.20
	クラシエ麻杏薏甘湯エキス細粒	1ｇ	11.10
	クラシエ薏苡仁湯エキス細粒	1ｇ	13.10
	クラシエ薏苡仁湯エキス錠	1錠	6.30
	クラシエ抑肝散加陳皮半夏エキス細粒	1ｇ	16.70
	クラシエ六君子湯エキス細粒	1ｇ	22.60
	クラシエ苓桂朮甘湯エキス細粒	1ｇ	11.00
	クラシエ六味丸料エキス細粒	1ｇ	11.70
	グラセプターカプセル0.5mg	0.5mg1カプセル	318.30
	グラセプターカプセル1mg	1mg1カプセル	557.80
	グラセプターカプセル5mg	5mg1カプセル	2,067.60
	グラニセトロン内服ゼリー1mg「ケミファ」	1mg1包	360.40
	グラニセトロン内服ゼリー2mg「ケミファ」	2mg1包	564.20
	クラバモックス小児用配合ドライシロップ	(636.5mg)1ｇ	92.00
局	クラビット細粒10％	100mg1ｇ（レボフロキサシンとして）	32.50
局	クラビット錠250mg	250mg1錠（レボフロキサシンとして）	59.80
局	クラビット錠500mg	500mg1錠（レボフロキサシンとして）	91.80
	グラマリール細粒10％	10%1ｇ	15.20
局	グラマリール錠25mg	25mg1錠	11.50
局	グラマリール錠50mg	50mg1錠	14.90
局	クラリシッド錠50mg小児用	50mg1錠	16.90
局	クラリシッド錠200mg	200mg1錠	21.60
局	クラリス錠50小児用	50mg1錠	16.90
局	クラリス錠200	200mg1錠	21.60
局	クラリスドライシロップ10％小児用	100mg1ｇ	85.30
局	クラリスロマイシン錠50mg小児用「ＮＰＩ」	50mg1錠	13.90
局	クラリスロマイシン錠200mg「ＮＩＧ」	200mg1錠	25.30
局	クラリスロマイシン錠200mg「ＮＰＩ」	200mg1錠	25.30
局	クラリスロマイシン錠200mg「サワイ」	200mg1錠	22.80
局	クラリスロマイシン錠200mg「ＣＨ」	200mg1錠	25.30
局	クラリスロマイシン錠200mg「大正」	200mg1錠	25.30
局	クラリスロマイシン錠200mg「タカタ」	200mg1錠	25.30
局	クラリスロマイシン錠200mg「ＴＣＫ」	200mg1錠	25.30
局	クラリスロマイシン錠200mg「トーワ」	200mg1錠	25.30
局	クラリスロマイシンＤＳ小児用10％「タカタ」	100mg1ｇ	57.90
局	クラリスロマイシンＤＳ小児用10％「トーワ」	100mg1ｇ	38.00
局	クラリスロマイシンＤＳ10％小児用「サワイ」	100mg1ｇ	57.90
局	クラリスロマイシンドライシロップ10％小児用「ＮＩＧ」	100mg1ｇ	57.90
局	クラリスロマイシンドライシロップ10％小児用「大正」	100mg1ｇ	85.30
	クラリスロマイシン50mg錠	50mg1錠	11.20
	クラリスロマイシン200mg錠	200mg1錠	19.20
	クラリチン錠10mg	10mg1錠	25.90
	クラリチンドライシロップ1％	1%1ｇ	47.00
	クラリチンレディタブ錠10mg	10mg1錠	25.90
	グランダキシン錠50	50mg1錠	6.90
	クランポール錠200mg	200mg1錠	55.80
	クランポール末	1ｇ	164.60
局	クリアナール錠200mg	200mg1錠	10.80
	クリアナール内用液8％	8%1mL	6.50
	クリアミン配合錠Ａ1.0	1錠	12.90
	クリアミン配合錠Ｓ0.5	1錠	9.30
	グリクラジド20mg錠	20mg1錠	6.30
	グリクラジド40mg錠	40mg1錠	6.30
局	グリコラン錠250mg	250mg1錠	10.50
	グリチロン配合錠	1錠	6.30
	グリベック錠100mg	100mg1錠	1,131.80
	グリベンクラミド1.25mg錠	1.25mg1錠	6.30
	グリベンクラミド2.5mg錠	2.5mg1錠	6.30
	グリミクロンＨＡ錠20mg	20mg1錠	6.30
	グリミクロン錠40mg	40mg1錠	7.80
	グリメピリドＯＤ錠1mg「ケミファ」	1mg1錠	12.60
	グリメピリドＯＤ錠3mg「ケミファ」	3mg1錠	23.70
	グリメピリド0.5mg口腔内崩壊錠	0.5mg1錠	10.50
	グリメピリド0.5mg錠	0.5mg1錠	10.50
	グリメピリド1mg口腔内崩壊錠	1mg1錠	10.80
	グリメピリド1mg錠	1mg1錠	10.80
	グリメピリド3mg口腔内崩壊錠	3mg1錠	10.80
	グリメピリド3mg錠	3mg1錠	10.80
局	グルコン酸カルシウム水和物	1ｇ	7.50
	グルコンサンＫ細粒4mEq／ｇ	カリウム4mEq1ｇ	6.90
	グルコンサンＫ錠2.5mEq	カリウム2.5mEq1錠	6.30
	グルコンサンＫ錠5mEq	カリウム5mEq1錠	6.90
	グルタチオン錠100mg「ツルハラ」	100mg1錠	10.10
	グルファストＯＤ錠5mg	5mg1錠	10.80
	グルファストＯＤ錠10mg	10mg1錠	16.90
局	グルファスト錠5mg	5mg1錠	10.80
局	グルファスト錠10mg	10mg1錠	16.90
	グルベス配合ＯＤ錠	1錠	22.50
	グルベス配合錠	1錠	22.50
局	クレストール錠2.5mg	2.5mg1錠	15.10
局	クレストール錠5mg	5mg1錠	23.50
	グレースビット細粒10％	100mg1ｇ	264.80
	グレースビット錠50mg	50mg1錠	63.10
	クレセンバカプセル40mg	40mg1カプセル	1,979.50
	クレセンバカプセル100mg	100mg1カプセル	4,406.30
	クレマスチン錠1mg「タカタ」	1mg1錠	6.30

	クレマスチンシロップ0.01％「日医工」	0.01％10mL	11.70
	クレマスチンＤＳ0.1％「タカタ」	0.1％1ｇ	9.70
	クレマスチンドライシロップ0.1％「あゆみ」	0.1％1ｇ	7.10
	クレミン顆粒10％	10％1ｇ	100.80
	クレミン錠10mg	10mg1錠	9.70
	クレミン錠25mg	25mg1錠	23.20
	クレミン錠50mg	50mg1錠	48.70
	クレメジン細粒分包2ｇ	1ｇ	45.70
	クレメジン速崩錠500mg	500mg1錠	22.00
	クレンブテロール錠10μg「ハラサワ」	10μg1錠	6.30
	クロザリル錠25mg	25mg1錠	63.10
	クロザリル錠100mg	100mg1錠	221.10
	クロチアゼパム5mg錠	5mg1錠	10.80
	クロチアゼパム10mg錠	10mg1錠	10.80
局	クロピドグレル錠25mg「ＳＡＮＩＫ」	25mg1錠	12.60
局	クロピドグレル錠25mg「科研」	25mg1錠	12.60
局	クロピドグレル錠25mg「ケミファ」	25mg1錠	12.60
局	クロピドグレル錠25mg「サワイ」	25mg1錠	12.60
局	クロピドグレル錠25mg「サンド」	25mg1錠	12.60
局	クロピドグレル錠25mg「ＪＧ」	25mg1錠	12.60
局	クロピドグレル錠25mg「ツルハラ」	25mg1錠	12.60
局	クロピドグレル錠25mg「ＴＣＫ」	25mg1錠	12.60
局	クロピドグレル錠25mg「トーワ」	25mg1錠	12.60
局	クロピドグレル錠25mg「明治」	25mg1錠	12.60
局	クロピドグレル錠50mg「サワイ」	50mg1錠	15.40
局	クロピドグレル錠50mg「ＴＣＫ」	50mg1錠	15.40
局	クロピドグレル錠50mg「明治」	50mg1錠	15.40
局	クロピドグレル錠75mg「ＳＡＮＩＫ」	75mg1錠	28.30
局	クロピドグレル錠75mg「科研」	75mg1錠	28.30
局	クロピドグレル錠75mg「杏林」	75mg1錠	17.70
局	クロピドグレル錠75mg「クニヒロ」	75mg1錠	17.70
局	クロピドグレル錠75mg「ケミファ」	75mg1錠	28.30
局	クロピドグレル錠75mg「サワイ」	75mg1錠	28.30
局	クロピドグレル錠75mg「サンド」	75mg1錠	28.30
局	クロピドグレル錠75mg「三和」	75mg1錠	17.70
局	クロピドグレル錠75mg「ＪＧ」	75mg1錠	28.30
局	クロピドグレル錠75mg「ツルハラ」	75mg1錠	28.30
局	クロピドグレル錠75mg「ＴＣＫ」	75mg1錠	28.30
局	クロピドグレル錠75mg「トーワ」	75mg1錠	28.30
局	クロピドグレル錠75mg「日新」	75mg1錠	17.70
局	クロピドグレル錠75mg「ＶＴＲＳ」	75mg1錠	17.70
局	クロピドグレル錠75mg「フェルゼン」	75mg1錠	17.70
局	クロピドグレル錠75mg「明治」	75mg1錠	28.30
局	クロピドグレル錠75mg「ＹＤ」	75mg1錠	17.70
	クロピドグレル硫酸塩25mg錠	25mg1錠	10.80
局	クロフィブラートカプセル	250mg1カプセル	10.80
局	クロフィブラートカプセル	500mg1カプセル	9.80
	クロフェクトン顆粒10％	10％1ｇ	45.10
	クロフェクトン錠10mg	10mg1錠	6.30
	クロフェクトン錠25mg	25mg1錠	14.50
	クロフェクトン錠50mg	50mg1錠	32.30
	クロフェドリンＳ配合錠	1錠	7.10
局	クロミフェンクエン酸塩錠	50mg1錠	92.40
局	クロルジアゼポキシド散	1％1ｇ	8.00
局	クロルジアゼポキシド散	10％1ｇ	27.60
局	クロルジアゼポキシド散1％「ツルハラ」	1％1ｇ	11.00
局	クロルジアゼポキシド錠	5mg1錠	10.80
局	クロルジアゼポキシド錠	10mg1錠	10.80
局	クロルフェニラミンマレイン酸塩	1ｇ	29.70
局	クロルフェニラミンマレイン酸塩散	1％1ｇ	8.00
局	クロルフェニラミンマレイン酸塩錠	2mg1錠	8.70
局	クロルフェニラミンマレイン酸塩錠	4mg1錠	8.70
	クロルフェネシンカルバミン酸エステル125mg錠	125mg1錠	10.80
	クロルフェネシンカルバミン酸エステル250mg錠	250mg1錠	10.80
局	クロルプロパミド錠	250mg1錠	9.80
局	クロルプロマジン塩酸塩錠	12.5mg1錠	10.00
局	クロルプロマジン塩酸塩錠	25mg1錠	10.00
局	クロルプロマジン塩酸塩錠	50mg1錠	10.00
局	クロルプロマジン塩酸塩錠	100mg1錠	10.00
	クロルマジノン酢酸エステル錠25mg「日新」	25mg1錠	36.90
	クロルマジノン酢酸エステル錠25mg「ＹＤ」	25mg1錠	11.40
	クロロマイセチン錠50	50mg1錠	12.10
	クロロマイセチン錠250	250mg1錠	24.60
	（け）		
	ケアラム錠25mg	25mg1錠	73.70
	ケアロードＬＡ錠60μg	60μg1錠	71.50
	ＫＭ散	1ｇ	6.90
局	ケイガイ	10ｇ	17.50
局	ケイキサレート散	1ｇ	8.00
	ケイキサレートドライシロップ76％	76％1ｇ	6.90
	経口用エンドキサン原末100mg	100mg1瓶	416.80
	経口用トロンビン細粒５千単位	5,000単位0.5ｇ1包	884.40
	経口用トロンビン細粒0.5万単位「サワイ」	5,000単位0.5ｇ1包	884.40
	経口用トロンビン細粒１万単位	10,000単位1ｇ1包	1,515.30
	経口用トロンビン細粒１万単位「サワイ」	10,000単位1ｇ1包	1,515.30
局	ケイ酸マグネシウム	10ｇ	7.00
	Ｋ．Ｃ．Ｌ．エリキシル（10ｗ／ｖ％）	10％10mL	13.80
	ケイツーカプセル5mg	5mg1カプセル	10.50
	ケイツーシロップ0.2％	0.2％1mL	23.40
局	ケイヒ	10ｇ	16.20
局	ケイヒ末	10ｇ	21.90

局	ケイヒ油	1mL	10.70
	ケイラーゼＳＡ配合顆粒	1ｇ	9.80
	ケタスカプセル10㎎	10㎎1カプセル	10.50
局	ケツメイシ	10ｇ	8.00
	ケトチフェンシロップ0.02％「ＮＩＧ」	0.02％1mL	6.90
	ケトチフェンシロップ0.02％「日医工」	0.02％1mL	13.40
	ケトチフェンフマル酸塩0.1％シロップ用	0.1％1ｇ	6.90
	ケトチフェンフマル酸塩1㎎カプセル	1㎎1カプセル	6.30
局	ゲフィチニブ錠250㎎「サワイ」	250㎎1錠	1,135.10
	ゲフィチニブ錠250㎎「サンド」	250㎎1錠	1,135.10
局	ゲフィチニブ錠250㎎「ＪＧ」	250㎎1錠	1,135.10
局	ゲフィチニブ錠250㎎「ＤＳＥＰ」	250㎎1錠	1,135.10
局	ゲフィチニブ錠250㎎「日医工」	250㎎1錠	1,135.10
局	ケフラールカプセル250㎎	250㎎1カプセル	54.70
局	ケフラール細粒小児用100㎎	100㎎1ｇ	44.30
局	ケフレックスカプセル250㎎	250㎎1カプセル	31.50
局	ケフレックスシロップ用細粒100	100㎎1ｇ	36.30
局	ケフレックスシロップ用細粒200	200㎎1ｇ	45.50
	ケルロング錠5㎎	5㎎1錠	23.00
	ケルロング錠10㎎	10㎎1錠	39.80
	ケレンディア錠10㎎	10㎎1錠	142.20
	ケレンディア錠20㎎	20㎎1錠	203.40
	ケーワン錠5㎎	5㎎1錠	6.40
	健胃散「スズ」	1ｇ	6.90
局	ケンゴシ	10ｇ	9.70
	ゲンジン	10ｇ	15.40
局	ゲンチアナ	10ｇ	20.40
局	ゲンチアナ末	10ｇ	32.60
局	ゲンチアナ末「ケンエー」	10ｇ	33.10
局	ゲンノショウコ	10ｇ	19.40
局	ゲンノショウコ末	10ｇ	19.40
	ゲンボイヤ配合錠	1錠	7,040.50

（こ）

局	コウイ	10ｇ	23.90
局	コウカ	10ｇ	49.30
局	コウジン	1ｇ	11.90
	コウジン末鈴	1ｇ	13.20
局	合成ケイ酸アルミニウム	10ｇ	19.40
局	コウブシ	10ｇ	12.60
局	コウブシ末	10ｇ	13.20
局	コウベイ	10ｇ	14.40
局	コウボク	10ｇ	18.20
局	コウボク末	10ｇ	19.30
	コウホン	10ｇ	28.90
局	ゴシツ	10ｇ	19.10
局	小島黄芩M	10ｇ	25.20
局	小島栝楼根M	10ｇ	22.50
局	小島杏仁M	10ｇ	20.70
局	小島荊芥M	10ｇ	22.80
局	小島牛膝M	10ｇ	24.80
局	小島細辛M	10ｇ	93.60
局	小島山薬M	10ｇ	19.80
局	小島車前子M	10ｇ	16.00
局	小島沢瀉M	10ｇ	22.20
局	小島当帰M	10ｇ	32.90
局	小島麦門冬M	10ｇ	59.00
局	小島龍骨M	10ｇ	25.10
局	小島連翹Ｍ	10ｇ	43.90
	50㎎アリナミンＦ糖衣錠	50㎎1錠	6.30
局	ゴシュユ	10ｇ	33.90
局	コスパノンカプセル40㎎	40㎎1カプセル	9.80
	コスパノン錠40㎎	40㎎1錠	6.30
	コスパノン錠80㎎	80㎎1錠	6.30
	コセルゴカプセル10㎎	10㎎1カプセル	12,622.80
	コセルゴカプセル25㎎	25㎎1カプセル	30,257.80
	コセルゴ顆粒5㎎	5㎎1個	8,113.90
	コセルゴ顆粒7.5㎎	7.5㎎1個	11,975.90
	コタロー安中散エキスカプセル	1カプセル	11.90
	コタロー安中散エキス細粒	1ｇ	11.30
	コタロー茵蔯蒿湯エキスカプセル	1カプセル	17.40
	コタロー茵蔯蒿湯エキス細粒	1ｇ	12.20
局	小太郎漢方の炮附子末	1ｇ	10.70
	コタロー温経湯エキス細粒	1ｇ	17.90
	コタロー温清飲エキス細粒	1ｇ	6.90
	コタロー越婢加朮湯エキス細粒	1ｇ	9.80
	コタロー黄連解毒湯エキスカプセル	1カプセル	20.80
	コタロー黄連解毒湯エキス細粒	1ｇ	15.30
	コタロー黄連湯エキス細粒	1ｇ	27.90
	コタロー乙字湯エキス細粒	1ｇ	11.10
	コタロー葛根湯エキス細粒	1ｇ	9.80
	コタロー葛根湯加辛夷川芎エキス細粒	1ｇ	6.90
	コタロー加味逍遙散エキス細粒	1ｇ	12.10
	コタロー甘麦大棗湯エキス細粒	1ｇ	9.80
	コタロー桔梗石膏エキス細粒	1ｇ	11.20
	コタロー芎帰膠艾湯エキス細粒	1ｇ	6.90
	コタロー九味檳榔湯エキス細粒	1ｇ	19.00
	コタロー桂枝加芍薬湯エキス細粒	1ｇ	6.90
	コタロー桂枝加朮附湯エキス細粒	1ｇ	9.90
	コタロー桂枝加竜骨牡蛎湯エキス細粒	1ｇ	10.70
	コタロー桂枝湯エキス細粒	1ｇ	12.60
	コタロー桂枝茯苓丸料エキス細粒	1ｇ	11.20
	コタロー香蘇散エキス細粒	1ｇ	10.70
	コタロー五積散エキス細粒	1ｇ	9.60
	コタロー呉茱萸湯エキス細粒	1ｇ	13.80
	コタロー五苓散料エキス細粒	1ｇ	11.90
	コタロー柴陥湯エキス細粒	1ｇ	30.00
	コタロー柴胡加竜骨牡蛎湯エキス細粒	1ｇ	16.20
	コタロー柴胡桂枝乾姜湯エキス細粒	1ｇ	21.50
	コタロー柴胡桂枝湯エキス細粒	1ｇ	21.70
	コタロー柴胡清肝湯エキス細粒	1ｇ	17.60
	コタロー三黄瀉心湯エキスカプセル	1カプセル	30.20
	コタロー三黄瀉心湯エキス細粒	1ｇ	19.50
	コタロー梔子柏皮湯エキス細粒	1ｇ	9.50

コタロー四物湯エキス細粒	1ｇ	12.10
コタロー炙甘草湯エキス細粒	1ｇ	14.70
コタロー芍薬甘草湯エキス細粒	1ｇ	9.00
コタロー十全大補湯エキス細粒	1ｇ	7.00
コタロー十味敗毒湯エキス細粒	1ｇ	16.80
コタロー小建中湯エキス細粒	1ｇ	6.90
コタロー小柴胡湯エキス細粒	1ｇ	23.10
コタロー小青竜湯エキス細粒	1ｇ	11.60
コタロー小半夏加茯苓湯エキス細粒	1ｇ	12.80
コタロー消風散エキス細粒	1ｇ	7.20
コタロー辛夷清肺湯エキス細粒	1ｇ	8.50
コタロー神秘湯エキス細粒	1ｇ	15.00
コタロー真武湯エキス細粒	1ｇ	11.30
コタロー大黄牡丹皮湯エキス細粒	1ｇ	10.50
コタロー大建中湯エキス細粒	1ｇ	8.90
コタロー大柴胡湯エキス細粒	1ｇ	14.70
コタロー大柴胡湯去大黄エキス細粒	1ｇ	18.40
コタロー大承気湯エキス細粒	1ｇ	11.10
コタロー腸癰湯エキス細粒	1ｇ	13.40
コタロー猪苓湯エキス細粒	1ｇ	13.50
コタロー通導散エキス細粒	1ｇ	8.90
コタロー桃核承気湯エキス細粒	1ｇ	12.80
コタロー当帰四逆加呉茱萸生姜湯エキス細粒	1ｇ	11.30
コタロー当帰芍薬散料エキス細粒	1ｇ	9.50
コタロー人参湯エキス細粒	1ｇ	12.80
コタロー人参養栄湯エキス細粒	1ｇ	11.20
コタロー排膿散及湯エキス細粒	1ｇ	9.60
コタロー麦門冬湯エキス細粒	1ｇ	6.90
コタロー八味丸料エキス細粒	1ｇ	6.90
コタロー半夏厚朴湯エキス細粒	1ｇ	16.50
コタロー半夏瀉心湯エキス細粒	1ｇ	16.50
コタロー半夏白朮天麻湯エキス細粒	1ｇ	13.50
コタロー白虎加人参湯エキス細粒	1ｇ	9.10
コタロー茯苓飲エキス細粒	1ｇ	22.40
コタロー平胃散エキス細粒	1ｇ	10.10
コタロー防已黄耆湯エキス細粒	1ｇ	6.90
コタロー防風通聖散エキス細粒	1ｇ	9.60
コタロー補中益気湯エキス細粒	1ｇ	10.90
コタロー麻黄湯エキス細粒	1ｇ	11.00
コタロー麻黄附子細辛湯エキスカプセル	1カプセル	25.00
コタロー麻杏甘石湯エキス細粒	1ｇ	12.60
コタロー麻杏薏甘湯エキス細粒	1ｇ	8.30
コタロー麻子仁丸料エキス細粒	1ｇ	12.90
コタロー木防已湯エキス細粒	1ｇ	14.20
コタロー抑肝散加陳皮半夏エキス細粒	1ｇ	9.30
コタロー六君子湯エキス細粒	1ｇ	10.80
コタロー竜胆瀉肝湯エキス細粒	1ｇ	11.00
コタロー苓甘姜味辛夏仁湯エキス細粒	1ｇ	20.30
コタロー苓姜朮甘湯エキス細粒	1ｇ	14.90
コタロー苓桂朮甘湯エキス細粒	1ｇ	8.40
局 コディオ配合錠ＥＸ	1錠	21.50
局 コディオ配合錠ＭＤ	1錠	21.50
局 コデインリン酸塩散１％	1%1ｇ	8.00
局 コデインリン酸塩散１％「シオエ」	1%1ｇ	8.50
局 コデインリン酸塩散１％〈ハチ〉	1%1ｇ	8.50
局 コデインリン酸塩散１％「ホエイ」	1%1ｇ	8.50
局 コデインリン酸塩散１％「メタル」	1%1ｇ	10.50
局麻 コデインリン酸塩散10％	10%1ｇ	149.80
局 コデインリン酸塩錠	5mg1錠	10.80
局麻 コデインリン酸塩錠	20mg1錠	74.40
局 コデインリン酸塩錠５mg「ＶＴＲＳ」	5mg1錠	11.70
局麻 コデインリン酸塩錠20 mg「タケダ」	20mg1錠	79.50
局麻 コデインリン酸塩水和物	1ｇ	1,243.50
コートリル錠10 mg	10mg1錠	7.40
コートン錠25 mg	25mg1錠	12.70
局 コニール錠２	2mg1錠	10.80
局 コニール錠４	4mg1錠	14.50
局 コニール錠８	8mg1錠	29.80
局 ゴボウシ	10ｇ	19.60
局 ゴマ	10ｇ	19.40
局 ゴミシ	10ｇ	125.30
５mgアリナミンＦ糖衣錠	5mg1錠	6.30
局 ５mgセルシン錠	5mg1錠	10.00
局 コムギデンプン	10ｇ	8.00
局 コムタン錠100 mg	100mg1錠	60.30
コメデンプン	10ｇ	7.10
コメリアンコーワ錠50	50mg1錠	6.30
コメリアンコーワ錠100	100mg1錠	8.10
コララン錠2.5 mg	2.5mg1錠	82.90
コララン錠５mg	5mg1錠	145.40
コララン錠7.5 mg	7.5mg1錠	201.90
コリマイシン散200万単位／ｇ	200万単位1ｇ	41.50
コルドリン顆粒4.17％	4.17%1ｇ	21.70
コルドリン錠12.5 mg	12.5mg1錠	6.90
コルヒチン錠0.5 mg「タカタ」	0.5mg1錠	11.00
コレアジン錠12.5 mg	12.5mg1錠	371.20
コレチメント錠９mg	9mg1錠	595.40
局 コレバイン錠500 mg	500mg1錠	15.30
局 コレバインミニ83％	83%1ｇ	26.40
コロンフォート内用懸濁液25％	25%32mL1瓶	498.60
局 コロンボ	10ｇ	12.30
局 コロンボ末	10ｇ	15.40
コンサータ錠18 mg	18mg1錠	232.00
コンサータ錠27 mg	27mg1錠	257.70
コンサータ錠36 mg	36mg1錠	270.20
コンスタン０.４mg錠	0.4mg1錠	6.30
コンスタン０.８mg錠	0.8mg1錠	6.80
局 コンズランゴ	10ｇ	12.40

局	コンズランゴ流エキス	1mL	15.70
	コンバントリン錠100mg	100mg1錠	82.50
	コンバントリンドライシロップ100mg	10%1g	126.90
	コンビビル配合錠	1錠	885.00
	コンプラビン配合錠	1錠	40.90
	（さ）		
局	サアミオン散1%	1%1g	14.60
局	サアミオン錠5mg	5mg1錠	12.30
	ザイアジェン錠300mg	300mg1錠	535.00
	サイクロセリンカプセル250mg「明治」	250mg1カプセル	340.10
局	サイコ	10g	46.10
局	サイコダイコーM	10g	59.90
	ザイザル錠5mg	5mg1錠	32.00
	ザイザルシロップ0.05%	0.05%1mL	7.10
局	サイシン	10g	72.00
	サイスタダン原末	1g	456.00
	ザイティガ錠250mg	250mg1錠	3,230.90
	ザイティガ錠500mg	500mg1錠	6,299.80
	サイトテック錠100	100μg1錠	9.60
	サイトテック錠200	200μg1錠	14.80
	サイバインコ錠50mg	50mg1錠	2,180.60
	サイバインコ錠100mg	100mg1錠	4,245.60
	サイバインコ錠200mg	200mg1錠	6,384.50
	ザイボックス錠600mg	600mg1錠	5,243.90
	サイレース錠1mg	1mg1錠	6.40
	サイレース錠2mg	2mg1錠	7.40
	サインバルタカプセル20mg	20mg1カプセル	62.30
	サインバルタカプセル30mg	30mg1カプセル	77.10
	サキサグリプチン錠2.5mg「サワイ」	2.5mg1錠	24.40
	サキサグリプチン錠5mg「サワイ」	5mg1錠	36.50
	サクコルチン配合錠	1錠	6.30
	酢酸亜鉛顆粒5%「サワイ」	5%1g	186.00
	酢酸亜鉛顆粒5%「ノーベル」	5%1g	186.00
	酢酸亜鉛錠25mg「ケミファ」	25mg1錠	81.50
	酢酸亜鉛錠25mg「サワイ」	25mg1錠	81.50
	酢酸亜鉛錠25mg「ノーベル」	25mg1錠	81.50
	酢酸亜鉛錠50mg「ケミファ」	50mg1錠	126.60
	酢酸亜鉛錠50mg「サワイ」	50mg1錠	126.60
	酢酸亜鉛錠50mg「ノーベル」	50mg1錠	126.60
	酢酸カリウム液「司生堂」	10mL	5.50
	ザクラス配合錠HD	1錠	62.00
	ザクラス配合錠LD	1錠	59.80
	ザクロヒ	10g	62.10
	ザーコリカプセル200mg	200mg1カプセル	8,752.00
	ザーコリカプセル250mg	250mg1カプセル	11,054.00
	ザジテンシロップ0.02%	0.02%1mL	9.10
	ザジテンドライシロップ0.1%	0.1%1g	8.30
	サチュロ錠100mg	100mg1錠	21,636.50
局	サッカリンナトリウム水和物	1g	8.00
	サーティカン錠0.25mg	0.25mg1錠	225.30
	サーティカン錠0.5mg	0.5mg1錠	456.90
	サーティカン錠0.75mg	0.75mg1錠	651.80
	サデルガカプセル100mg	100mg1カプセル	78,350.50
	サノレックス錠0.5mg	0.5mg1錠	156.50
	ザファテック錠25mg	25mg1錠	221.20
	ザファテック錠50mg	50mg1錠	393.70
	ザファテック錠100mg	100mg1錠	766.40
局	サフラン	1g	360.60
局	サフラン鈴	1g	392.40
局	サフランダイコーM	1g	392.40
	サブリル散分包500mg	500mg1包	1,514.50
	サムスカOD錠7.5mg	7.5mg1錠	715.50
	サムスカOD錠15mg	15mg1錠	1,056.20
	サムスカOD錠30mg	30mg1錠	1,887.30
	サムスカ顆粒1%	1%1g	1,152.80
	サムチレール内用懸濁液15%	750mg5mL1包	1,471.10
	サラザック配合顆粒	1g	6.90
	サラジェン顆粒0.5%	5mg1包	45.20
局	サラジェン錠5mg	5mg1錠	47.60
	サラゾスルファピリジン腸溶錠250mg「NIG」	250mg1錠	17.70
	サラゾスルファピリジン腸溶錠250mg「CH」	250mg1錠	12.50
	サラゾスルファピリジン腸溶錠500mg「NIG」	500mg1錠	24.20
	サラゾスルファピリジン腸溶錠500mg「CH」	500mg1錠	13.00
	サラゾピリン錠500mg	500mg1錠	6.30
	サリグレンカプセル30mg	30mg1カプセル	54.50
	サリパラ液	10mL	11.60
	ザルティア錠2.5mg	2.5mg1錠	40.30
	ザルティア錠5mg	5mg1錠	78.60
	ザルトプロフェン80mg錠	80mg1錠	10.80
	サルブタモール錠2mg「日医工」	2mg1錠	6.30
	サルプレップ配合内用液	480mL1瓶	922.80
局	サルポグレラート塩酸塩錠50mg「ケミファ」	50mg1錠	27.50
局	サルポグレラート塩酸塩錠50mg「サワイ」	50mg1錠	28.50
局	サルポグレラート塩酸塩錠100mg「NIG」	100mg1錠	26.10
局	サルポグレラート塩酸塩錠100mg「NP」	100mg1錠	26.10
局	サルポグレラート塩酸塩錠100mg「オーハラ」	100mg1錠	26.10
局	サルポグレラート塩酸塩錠100mg「ケミファ」	100mg1錠	34.20
局	サルポグレラート塩酸塩錠100mg「サワイ」	100mg1錠	34.20
局	サルポグレラート塩酸塩錠100mg「サンド」	100mg1錠	26.10
局	サルポグレラート塩酸塩錠100mg「JG」	100mg1錠	26.10
局	サルポグレラート塩酸塩錠100mg「TCK」	100mg1錠	26.10
局	サルポグレラート塩酸塩錠100mg「トーワ」	100mg1錠	26.10
	サルポグレラート塩酸塩50mg錠	50mg1錠	16.20
	サルポグレラート塩酸塩100mg錠	100mg1錠	14.30
	サレドカプセル25	25mg1カプセル	4,845.70
	サレドカプセル50	50mg1カプセル	5,775.30
	サレドカプセル100	100mg1カプセル	6,883.30
	ザロンチンシロップ5%	5%1mL	7.10
局	サワシリンカプセル125	125mg1カプセル	16.20
局	サワシリンカプセル250	250mg1カプセル	15.30
	サワシリン細粒10%	100mg1g	7.20
	サワシリン錠250	250mg1錠	15.30
局	酸化マグネシウム	10g	10.00
局	酸化マグネシウム「NP」原末	10g	16.50
局	酸化マグネシウム原末「マルイシ」	10g	15.60
局	酸化マグネシウム「コザカイ・M」	10g	11.30

	酸化マグネシウム細粒83％「ケンエー」	83％1ｇ	8.40
	酸化マグネシウム細粒83％〈ハチ〉	83％1ｇ	8.40
	酸化マグネシウム細粒83％「ヨシダ」	83％1ｇ	8.40
	酸化マグネシウム錠200㎎「ヨシダ」	200㎎1錠	6.10
	酸化マグネシウム錠300㎎「ヨシダ」	300㎎1錠	6.10
	酸化マグネシウム錠400㎎「ヨシダ」	400㎎1錠	6.10
	酸化マグネシウム250㎎錠	250㎎1錠	6.10
	酸化マグネシウム330㎎錠	330㎎1錠	6.10
	酸化マグネシウム500㎎錠	500㎎1錠	6.10
㊎	サンキライ	10ｇ	15.00
㊎	サンキライ末	10ｇ	15.00
㊎	サンザシ	10ｇ	18.90
㊎	サンシシ	10ｇ	15.90
㊎	サンシシ末	10ｇ	20.80
㊎	サンシュユ	10ｇ	56.60
㊎	サンショウ	10ｇ	267.00
㊎	サンショウ末	10ｇ	101.90
	サンズコン	10ｇ	19.70
㊎	サンソウニン	10ｇ	46.40
㊎	サントニン	1ｇ	256.10
㊎	サンヤク	10ｇ	18.70
㊎	サンリズムカプセル25㎎	25㎎1カプセル	16.20
㊎	サンリズムカプセル50㎎	50㎎1カプセル	26.90
	三和黄芩湯エキス細粒	1ｇ	10.50
	三和黄連解毒湯エキス細粒	1ｇ	12.60
	三和乙字湯エキス細粒	1ｇ	11.00
	三和葛根加朮附湯エキス細粒	1ｇ	14.40
	三和葛根湯エキス細粒	1ｇ	9.80
	三和桂枝加朮附湯エキス細粒	1ｇ	9.80
	三和桂枝茯苓丸料エキス細粒	1ｇ	14.70
	三和桂芍知母湯エキス細粒	1ｇ	13.80
	三和五苓散料エキス細粒	1ｇ	9.50
	三和柴胡桂枝湯エキス細粒	1ｇ	15.40
	三和芍薬甘草附子湯エキス細粒	1ｇ	19.50
	三和十全大補湯エキス細粒	1ｇ	12.00
	三和十味敗毒湯エキス細粒	1ｇ	11.70
	三和小柴胡湯エキス細粒	1ｇ	18.70
	三和小青竜湯エキス細粒	1ｇ	9.50
	三和真武湯エキス細粒	1ｇ	17.70
㊎	三和ダイオウ末	10ｇ	31.90
	三和大柴胡去大黄湯エキス細粒	1ｇ	18.40
	三和大柴胡湯エキス細粒	1ｇ	16.30
	三和大防風湯エキス細粒	1ｇ	24.00
	三和猪苓湯エキス細粒	1ｇ	10.40
	三和当帰芍薬散加附子エキス細粒	1ｇ	17.60
	三和当帰芍薬散料エキス細粒	1ｇ	10.50
	三和八味地黄丸料エキス細粒	1ｇ	12.60
	三和半夏厚朴湯エキス細粒	1ｇ	21.20
	三和半夏瀉心湯エキス細粒	1ｇ	14.70
	三和半夏白朮天麻湯エキス細粒	1ｇ	16.00
	三和附子理中湯エキス細粒	1ｇ	20.90
	三和防風通聖散料エキス細粒	1ｇ	9.60
	三和補中益気湯エキス細粒	1ｇ	13.80
	三和麻黄附子細辛湯エキス細粒	1ｇ	32.40
	三和麻杏薏甘湯エキス細粒	1ｇ	8.40
	三和木防已湯エキス細粒	1ｇ	25.40
	三和六君子湯エキス細粒	1ｇ	14.50
	三和竜胆瀉肝湯エキス細粒	1ｇ	9.70
	三和苓姜朮甘湯エキス細粒	1ｇ	13.20
	三和苓桂朮甘湯エキス細粒	1ｇ	11.00
	（し）		
	ジアイナ配合カプセル	1カプセル	6.30
㊎	ジアスターゼ	10ｇ	24.20
㊎	ジアスターゼ　シオエ	10ｇ	31.00
㊎	ジアスターゼ「ニッコー」	10ｇ	28.10
㊎※	ジアスターゼ（山善）	10ｇ	27.40
㊎	ジアゼパム錠10㎎「ツルハラ」	10㎎1錠	6.10
	ジアゼパム2㎎錠	2㎎1錠	6.10
	ジアゼパム5㎎錠	5㎎1錠	6.20
	ジアゾキシドカプセル25㎎「ＯＰ」	25㎎1カプセル	176.00
	シアナマイド内用液1％「タナベ」	1％1mL	4.90
	シアリス錠5㎎	5㎎1錠	1,078.30
	シアリス錠10㎎	10㎎1錠	1,164.60
	シアリス錠20㎎	20㎎1錠	1,288.90
	ジェイゾロフトＯＤ錠25㎎	25㎎1錠	23.80
	ジェイゾロフトＯＤ錠50㎎	50㎎1錠	42.30
	ジェイゾロフトＯＤ錠100㎎	100㎎1錠	67.40
	ジェイゾロフト錠25㎎	25㎎1錠	23.80
	ジェイゾロフト錠50㎎	50㎎1錠	42.30
	ジェイゾロフト錠100㎎	100㎎1錠	67.40
	ＪＰＳ安中散料エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	9.50
	ＪＰＳ越婢加朮湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	11.00
	ＪＰＳ黄連解毒湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	9.70
	ＪＰＳ乙字湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	12.10
	ＪＰＳ葛根湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	9.40
	ＪＰＳ葛根湯加川芎辛夷エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	11.00
	ＪＰＳ加味逍遙散料エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	13.90
	ＪＰＳ桂枝加朮附湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	10.70
	ＪＰＳ桂枝湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	9.60
	ＪＰＳ桂枝茯苓丸料エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	11.00
	ＪＰＳ五苓散料エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	10.20
	ＪＰＳ柴胡加竜骨牡蛎湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	16.30
	ＪＰＳ柴胡桂枝湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	18.90
	ＪＰＳ三黄瀉心湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	22.70
	ＪＰＳ十味敗毒湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	10.50
	ＪＰＳ小柴胡湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	20.30
	ＪＰＳ小青竜湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	18.50
	ＪＰＳ真武湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	9.80
	ＪＰＳ大柴胡湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	15.60
	ＪＰＳ猪苓湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	11.20
	ＪＰＳ桃核承気湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	9.30

	ＪＰＳ当帰芍薬散料エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	12.20
	ＪＰＳ麦門冬湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	11.90
	ＪＰＳ八味地黄丸料エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	10.20
	ＪＰＳ半夏厚朴湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	11.70
	ＪＰＳ半夏瀉心湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	17.40
	ＪＰＳ防已黄耆湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	7.70
	ＪＰＳ防風通聖散料エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	11.00
	ＪＰＳ補中益気湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	16.60
	ＪＰＳ麻杏薏甘湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	9.90
	ＪＰＳ苓桂朮甘湯エキス顆粒〔調剤用〕	1ｇ	9.50
	ジェセリ錠40 mg	40mg1錠	6,265.00
㊎	ジエチルカルバマジンクエン酸塩錠	50mg1錠	10.80
	ジェニナック錠200 mg	200mg1錠	134.50
	ジエノゲストＯＤ錠1 mg「Ｆ」	1mg1錠	48.20
	ジエノゲストＯＤ錠1 mg「キッセイ」	1mg1錠	48.20
	ジエノゲストＯＤ錠1 mg「トーワ」	1mg1錠	48.20
	ジエノゲストＯＤ錠1 mg「モチダ」	1mg1錠	48.20
	ジエノゲスト錠0.5 mg「モチダ」	0.5mg1錠	38.70
	ジエノゲスト錠1 mg「Ｆ」	1mg1錠	48.20
	ジエノゲスト錠1 mg「キッセイ」	1mg1錠	48.20
	ジエノゲスト錠1 mg「サワイ」	1mg1錠	48.20
	ジエノゲスト錠1 mg「トーワ」	1mg1錠	48.20
	ジエノゲスト錠1 mg「ニプロ」	1mg1錠	48.20
	ジエノゲスト錠1 mg「モチダ」	1mg1錠	48.20
	ジェミーナ配合錠	1錠	273.90
	シーエルセントリ錠150 mg	150mg1錠	1,148.20
㊎	ジオウ	10ｇ	19.40
㊎	ジオウダイコーＭ	10ｇ	25.20
	ジオトリフ錠20 mg	20mg1錠	4,205.80
	ジオトリフ錠30 mg	30mg1錠	6,095.50
	ジオトリフ錠40 mg	40mg1錠	8,126.30
	シオン	10ｇ	22.00
	ジカディア錠150 mg	150mg1錠	6,413.60
	シグマート錠2.5 mg	2.5mg1錠	6.30
	シグマート錠5 mg	5mg1錠	6.30
	シクレスト舌下錠5 mg	5mg1錠	174.40
	シクレスト舌下錠10 mg	10mg1錠	271.30
	シクロスポリンカプセル10 mg「ＴＣ」	10mg1カプセル	27.30
	シクロスポリンカプセル10 mg「日医工」	10mg1カプセル	27.30
	シクロスポリンカプセル10 mg「ＢＭＤ」	10mg1カプセル	27.30
	シクロスポリンカプセル10 mg「ＶＴＲＳ」	10mg1カプセル	27.30
	シクロスポリンカプセル25 mg「日医工」	25mg1カプセル	53.50
	シクロスポリンカプセル25 mg「ＢＭＤ」	25mg1カプセル	53.50
	シクロスポリンカプセル25 mg「ＶＴＲＳ」	25mg1カプセル	53.50
	シクロスポリンカプセル50 mg「ＴＣ」	50mg1カプセル	88.50
	シクロスポリンカプセル50 mg「ＢＭＤ」	50mg1カプセル	88.50
	シクロスポリンカプセル50 mg「ＶＴＲＳ」	50mg1カプセル	88.50
	シクロスポリン細粒17％「ＶＴＲＳ」	17%1ｇ	637.50
	シクロスポリン10 mgカプセル	10mg1カプセル	20.80
	シクロスポリン25 mgカプセル	25mg1カプセル	48.90
	シクロスポリン50 mgカプセル	50mg1カプセル	76.00
	ジクロフェナクナトリウム25 mg錠	25mg1錠	6.10
㊎	ジゴキシン錠	0.125mg1錠	10.50
㊎	ジゴキシン錠	0.25mg1錠	10.50
㊎	ジゴキシン錠0.0625「ＫＹＯ」	0.0625mg1錠	10.50
	ジゴシンエリキシル0.05 mg／mL	0.005%10mL	36.90
	ジゴシン散0.1％	0.1%1ｇ	25.90
㊎	ジコッピ	10ｇ	21.80
㊎	シコン	10ｇ	31.80
㊎	次硝酸ビスマス　シオエ	1ｇ	8.30
㊎	次硝酸ビスマス「ニッコー」	1ｇ	14.60
㊎	次硝酸ビスマス「メタル」	1ｇ	9.00
㊎	ジスチグミン臭化物錠	5mg1錠	10.80
	ジスバルカプセル20 mg	20mg1カプセル	1,537.50
	ジスバルカプセル40 mg	40mg1カプセル	2,297.90
	ジスロマックカプセル小児用100 mg	100mg1カプセル	68.40
	ジスロマック細粒小児用10％	100mg1ｇ	113.20
	ジスロマック錠250 mg	250mg1錠	115.00
	ジスロマック錠600 mg	600mg1錠	446.20
	ジセタミン錠25	25mg1錠	7.30
	ジセレカ錠100 mg	100mg1錠	2,109.50
	ジセレカ錠200 mg	200mg1錠	4,089.40
	シソシ	10ｇ	18.00
	ジソピラミド徐放錠150 mg「ＶＴＲＳ」	150mg1錠	13.60
	シダキュアスギ花粉舌下錠2,000ＪＡＵ	2,000ＪＡＵ1錠	58.50
	シダキュアスギ花粉舌下錠5,000ＪＡＵ	5,000ＪＡＵ1錠	146.10
	シタフロキサシン錠50 mg「サワイ」	50mg1錠	92.60
㊎	シツリシ	10ｇ	17.80
	シテイ	10ｇ	29.40
	シナール配合顆粒	1ｇ	6.90
㊎	シナール配合錠	1錠	10.80
㊎㊍	ジヒドロコデインリン酸塩	1ｇ	1,133.20
㊎	ジヒドロコデインリン酸塩散1％	1%1ｇ	11.30
㊎	ジヒドロコデインリン酸塩散1％「ホエイ」	1%1ｇ	11.30
㊎	ジヒドロコデインリン酸塩散1％「メタル」	1%1ｇ	11.30
㊎㊍	ジヒドロコデインリン酸塩散10％	10%1ｇ	135.80
	シーピー配合顆粒	1ｇ	6.90
	ジピリダモール散12.5％「ＪＧ」	12.5%1ｇ	14.80
	ジピリダモール錠100 mg「ツルハラ」	100mg1錠	8.40
	ジピリダモール12.5 mg錠	12.5mg1錠	6.30
	ジピリダモール25 mg錠	25mg1錠	6.30
	ジピリダモール100 mg錠	100mg1錠	6.30

	ジフェニドール塩酸塩 25 mg 錠	25mg1錠	6.30
局	ジフルカンカプセル 50 mg	50mg1カプセル	70.40
局	ジフルカンカプセル 100 mg	100mg1カプセル	114.60
	ジフルカンドライシロップ 350 mg	10mg1mL(懸濁後の内用液として)	65.10
	ジフルカンドライシロップ 1400 mg	40mg1mL(懸濁後の内用液として)	322.20
	ジプレキサザイディス錠 2.5 mg	2.5mg1錠	27.90
	ジプレキサザイディス錠 5 mg	5mg1錠	52.10
	ジプレキサザイディス錠 10 mg	10mg1錠	104.50
	ジプレキサ細粒１％	1%1ｇ	118.40
	ジプレキサ錠 2.5 mg	2.5mg1錠	27.90
	ジプレキサ錠 5 mg	5mg1錠	52.10
	ジプレキサ錠 10 mg	10mg1錠	104.50
	シプロキサン錠 100 mg	100mg1錠	20.10
	シプロキサン錠 200 mg	200mg1錠	24.50
	シベクトロ錠 200 mg	200mg1錠	16,370.50
局	シベノール錠 50 mg	50mg1錠	15.10
局	シベノール錠 100 mg	100mg1錠	21.30
	シベンゾリンコハク酸塩 50 mg錠	50mg1錠	10.80
	シベンゾリンコハク酸塩 100 mg錠	100mg1錠	14.20
	シムツーザ配合錠	1錠	4,166.80
	ジメチコン錠 80 mg「ホリイ」	80mg1錠	6.10
	ジメチコン内用液２％「ＦＳＫ」	2%1mL	3.00
	ジメチコン内用液２％「ホリイ」	2%1mL	3.00
	ジメチコン 40 mg錠	40mg1錠	6.10
	シメチジン細粒 20 %「ツルハラ」	20%1ｇ	6.70
	シメチジン 200 mg錠	200mg1錠	6.30
	シメチジン 400 mg錠	400mg1錠	6.30
	ジメモルファンリン酸塩錠 10 mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	6.80
	ジメモルファンリン酸塩シロップ小児用 0.25 %「ＴＣＫ」	0.25%1mL	7.10
	ジメモルファンリン酸塩ＤＳ小児用 2.5 %「タカタ」	2.5%1ｇ	22.70
局	ジメンヒドリナート錠	50mg1錠	10.80
	ジャイパーカ錠 50 mg	50mg1錠	10,201.00
	ジャイパーカ錠 100 mg	100mg1錠	19,465.80
	ジャカビ錠 5 mg	5mg1錠	3,636.60
	ジャカビ錠 10 mg	10mg1錠	7,306.30
	ジャカビ内用液小児用 0.5 %	0.5%1mL	12,209.00
	ジャクスタピッドカプセル 5 mg	5mg1カプセル	81,160.40
	ジャクスタピッドカプセル 10 mg	10mg1カプセル	92,815.60
	ジャクスタピッドカプセル 20 mg	20mg1カプセル	105,660.90
局	シャクヤク	10ｇ	28.70
局	シャクヤク末	10ｇ	29.10
局	ジャショウシ	10ｇ	11.70
	シャジン	10ｇ	52.50
局	シャゼンシ	10ｇ	12.30
局	シャゼンソウ	10ｇ	13.40
	ジャディアンス錠 10 mg	10mg1錠	166.00
	ジャディアンス錠 25 mg	25mg1錠	283.40
	ジャドニュ顆粒分包 90 mg	90mg1包	308.90
	ジャドニュ顆粒分包 360 mg	360mg1包	1,528.80
局	ジャヌビア錠 12.5 mg	12.5mg1錠	34.90
局	ジャヌビア錠 25 mg	25mg1錠	41.90
局	ジャヌビア錠 50 mg	50mg1錠	78.30
局	ジャヌビア錠 100 mg	100mg1錠	113.40
	ジャルカ配合錠	1錠	5,387.50
局	臭化カリウム	10ｇ	82.60
局	臭化ナトリウム	10ｇ	83.50
局	重カマ「ヨシダ」	10ｇ	16.50
局	重質酸化マグネシウム「ケンエー」	10ｇ	15.60
局	重質酸化マグネシウム　シオエ	10ｇ	15.60
局	重質酸化マグネシウム「東海」	10ｇ	15.60
局	重質酸化マグネシウム「ニッコー」	10ｇ	16.50
局	10 mgセルシン錠	10mg1錠	10.80
局	ジュウヤク	10ｇ	23.70
局	シュクシャ	10ｇ	36.40
局	シュクシャ末	10ｇ	55.90
局	酒石酸	10ｇ	25.40
局	酒石酸「コザカイ・Ｍ」	10ｇ	27.40
	ジュリナ錠 0.5 mg	0.5mg1錠	30.30
	ジュンコウ　温清飲ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	9.00
	ジュンコウ　黄連解毒湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	18.50
	ジュンコウ　乙字湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	16.60
	ジュンコウ　葛根湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	15.80
	ジュンコウ　加味逍遙散ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	18.30
	ジュンコウ　加味逍遙散ＦＣエキス錠　医療用	1錠	7.20
	ジュンコウ　帰脾湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	25.90
	ジュンコウ　芎帰膠艾湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	8.10
	ジュンコウ　桂枝加芍薬湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	6.90
	ジュンコウ　桂枝茯苓丸料ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	21.30
	ジュンコウ　呉茱萸湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	15.60
	ジュンコウ　五苓散料ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	16.40
	ジュンコウ　柴胡加龍骨牡蠣湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	20.10
	ジュンコウ　柴胡桂枝湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	27.90
	ジュンコウ　四物湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	9.60
	ジュンコウ　芍薬甘草湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	15.30
	ジュンコウ　十全大補湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	14.50
	ジュンコウ　小柴胡湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	34.90
	ジュンコウ　清心蓮子飲ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	26.20
	ジュンコウ　大柴胡湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	27.20
	ジュンコウ　桃核承気湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	15.80
	ジュンコウ　当帰芍薬散料ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	18.20
	ジュンコウ　麦門冬湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	18.00
	ジュンコウ　半夏厚朴湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	24.20
	ジュンコウ　半夏瀉心湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	21.10
	ジュンコウ　防已黄耆湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	9.00

	ジュンコウ　補中益気湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	20.90
	ジュンコウ　補中益気湯ＦＣエキス錠　医療用	1錠	8.20
	ジュンコウ　麻黄湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	13.70
	ジュンコウ　麻杏甘石湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	14.40
	ジュンコウ　薏苡仁湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	15.50
	ジュンコウ　龍胆瀉肝湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	10.50
	ジュンコウ　苓桂朮甘湯ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	10.00
	ジュンコウ　苓桂朮甘湯ＦＣエキス錠　医療用	1錠	6.30
	ジュンコウ　六味地黄丸料ＦＣエキス細粒　医療用	1ｇ	13.20
	シュンレンカ錠300 mg	300mg1錠	94,814.20
局	ショウキョウ	10ｇ	15.50
局	ショウキョウ末	10ｇ	17.30
局	硝酸イソソルビド錠	5mg1錠	10.80
	硝酸イソソルビド徐放カプセル20 mg「Ｓｔ」	20mg1カプセル	6.30
	硝酸イソソルビド20 mg徐放錠	20mg1錠	6.30
局	ショウズク	10ｇ	106.00
	ショウズク末	10ｇ	114.90
	小児用バクシダール錠50 mg	50mg1錠	67.10
	小児用ペレックス配合顆粒	1ｇ	6.90
	小児用ミケラン細粒0.2％	0.2%1ｇ	6.90
	小児用ムコソルバンシロップ0.3％	0.3%1mL	7.10
	小児用ムコソルバンＤＳ1.5％	1.5%1ｇ	31.10
	ショウバク	10ｇ	8.80
局	ショウマ	10ｇ	12.70
	ジラゼプ塩酸塩錠50 mg「サワイ」	50mg1錠	6.30
	ジラゼプ塩酸塩錠100 mg「サワイ」	100mg1錠	6.30
局	ジルチアゼム塩酸塩Ｒカプセル100 mg「サワイ」	100mg1カプセル	11.30
局	ジルチアゼム塩酸塩Ｒカプセル200 mg「サワイ」	200mg1カプセル	27.20
	ジルチアゼム塩酸塩錠60 mg「サワイ」	60mg1錠	7.30
局	ジルチアゼム塩酸塩徐放カプセル100 mg「トーワ」	100mg1カプセル	10.80
局	ジルチアゼム塩酸塩徐放カプセル100 mg「日医工」	100mg1カプセル	11.30
	ジルチアゼム塩酸塩30 mg錠	30mg1錠	6.30
	ジルチアゼム塩酸塩60 mg錠	60mg1錠	6.30
	ジルチアゼム塩酸塩200 mg徐放カプセル	200mg1カプセル	16.00
局	ジルテック錠5	5mg1錠	11.90
局	ジルテック錠10	10mg1錠	16.30
	ジルテックドライシロップ1.25％	1.25%1ｇ	73.80
	シルデナフィル錠20 mgＲＥ「ＪＧ」	20mg1錠	307.10
	シルニジピン5 mg錠	5mg1錠	10.80
	シルニジピン10 mg錠	10mg1錠	12.20
	シルニジピン20 mg錠	20mg1錠	18.90
	ジルムロ配合ＯＤ錠ＨＤ「サワイ」	1錠	24.80
	ジルムロ配合ＯＤ錠ＨＤ「トーワ」	1錠	24.80
	ジルムロ配合ＯＤ錠ＨＤ「日医工」	1錠	24.80
	ジルムロ配合ＯＤ錠ＬＤ「サワイ」	1錠	23.90
	ジルムロ配合ＯＤ錠ＬＤ「トーワ」	1錠	23.90
	ジルムロ配合ＯＤ錠ＬＤ「日医工」	1錠	23.90
	ジルムロ配合錠ＨＤ「サワイ」	1錠	24.80
	ジルムロ配合錠ＨＤ「ＪＧ」	1錠	24.80
	ジルムロ配合錠ＨＤ「武田テバ」	1錠	24.80
	ジルムロ配合錠ＨＤ「ツルハラ」	1錠	24.80
	ジルムロ配合錠ＨＤ「ＴＣＫ」	1錠	24.80
	ジルムロ配合錠ＨＤ「トーワ」	1錠	24.80
	ジルムロ配合錠ＨＤ「ニプロ」	1錠	24.80
	ジルムロ配合錠ＨＤ「ＹＤ」	1錠	24.80
	ジルムロ配合錠ＬＤ「サワイ」	1錠	23.90
	ジルムロ配合錠ＬＤ「ＪＧ」	1錠	23.90
	ジルムロ配合錠ＬＤ「武田テバ」	1錠	23.90
	ジルムロ配合錠ＬＤ「ツルハラ」	1錠	23.90
	ジルムロ配合錠ＬＤ「ＴＣＫ」	1錠	23.90
	ジルムロ配合錠ＬＤ「トーワ」	1錠	23.90
	ジルムロ配合錠ＬＤ「ニプロ」	1錠	23.90
	ジルムロ配合錠ＬＤ「ＹＤ」	1錠	23.90
	ジレニアカプセル0.5 mg	0.5mg1カプセル	7,044.50
	シロスタゾールＯＤ錠100 mg「ケミファ」	100mg1錠	13.90
	シロスタゾールＯＤ錠100 mg「タカタ」	100mg1錠	13.90
	シロスタゾールＯＤ錠100 mg「ＶＴＲＳ」	100mg1錠	13.90
局	シロスタゾール錠100 mg「ケミファ」	100mg1錠	13.90
局	シロスタゾール錠100 mg「ＶＴＲＳ」	100mg1錠	13.90
	シロスタゾール内服ゼリー50 mg「ＥＥ」	50mg1包	33.30
	シロスタゾール内服ゼリー100 mg「ＥＥ」	100mg1包	41.90
	シロスタゾール50 mg口腔内崩壊錠	50mg1錠	10.80
	シロスタゾール50 mg錠	50mg1錠	10.80
	シロスタゾール100 mg口腔内崩壊錠	100mg1錠	11.30
	シロスタゾール100 mg錠	100mg1錠	11.30
局	シロドシンＯＤ錠4 mg「オーハラ」	4mg1錠	12.30
局	シロドシンＯＤ錠4 mg「杏林」	4mg1錠	12.30
局	シロドシンＯＤ錠4 mg「ＫＭＰ」	4mg1錠	12.30
局	シロドシンＯＤ錠4 mg「ＪＧ」	4mg1錠	12.30
局	シロドシンＯＤ錠4 mg「ＤＳＥＰ」	4mg1錠	12.30
局	シロドシンＯＤ錠4 mg「日新」	4mg1錠	12.30
局	シロドシン錠4 mg「オーハラ」	4mg1錠	12.30
局	シロドシン錠4 mg「杏林」	4mg1錠	12.30
局	シロドシン錠4 mg「ＫＭＰ」	4mg1錠	12.30
局	シロドシン錠4 mg「ＪＧ」	4mg1錠	12.30
局	シロドシン錠4 mg「ＤＳＥＰ」	4mg1錠	12.30

	シロドシン２mg口腔内崩壊錠	2mg1錠	10.80
	シロドシン２mg錠	2mg1錠	10.80
	シロドシン４mg口腔内崩壊錠	4mg1錠	10.80
	シロドシン４mg錠	4mg1錠	10.80
㊎	シンイ	10ｇ	52.60
	シングレアＯＤ錠10mg	10mg1錠	41.90
㊎	シングレア細粒４mg	4mg1包	56.30
㊎	シングレア錠５mg	5mg1錠	46.00
㊎	シングレア錠10mg	10mg1錠	41.90
㊎	シングレアチュアブル錠５mg	5mg1錠	41.30
	ジンタス錠50mg	50mg1錠	232.90
㊎	シンバスタチン錠５mg「あすか」	5mg1錠	14.80
㊎	シンバスタチン錠５mg「ＳＷ」	5mg1錠	14.80
㊎	シンバスタチン錠５mg「トーワ」	5mg1錠	14.80
㊎	シンバスタチン錠５mg「ＶＴＲＳ」	5mg1錠	14.80
㊎	シンバスタチン錠５mg「ＹＤ」	5mg1錠	14.80
㊎	シンバスタチン錠10mg「あすか」	10mg1錠	30.60
㊎	シンバスタチン錠10mg「ＳＷ」	10mg1錠	30.60
㊎	シンバスタチン錠10mg「武田テバ」	10mg1錠	30.60
㊎	シンバスタチン錠10mg「トーワ」	10mg1錠	30.60
㊎	シンバスタチン錠20mg「あすか」	20mg1錠	61.40
㊎	シンバスタチン錠20mg「ＳＷ」	20mg1錠	61.40
㊎	シンバスタチン錠20mg「トーワ」	20mg1錠	61.40
㊎	シンバスタチン錠20mg「ＶＴＲＳ」	20mg1錠	61.40
㊎	シンバスタチン錠20mg「ＹＤ」	20mg1錠	34.80
	シンバスタチン５mg錠	5mg1錠	10.80
	シンバスタチン10mg錠	10mg1錠	21.60
	シンメトレル錠50mg	50mg1錠	7.40
	シンメトレル錠100mg	100mg1錠	6.30
㊎	シンレスタール錠250mg	250mg1錠	10.80
	（す）		
	膵外分泌機能検査用ＰＦＤ内服液500mg	5%10mL1瓶	602.80
	スイニー錠100mg	100mg1錠	31.60
	スインプロイク錠0.2mg	0.2mg1錠	277.10
	スオード錠100	100mg1錠（活性本体として）	61.00
	スーグラ錠25mg	25mg1錠	97.00
	スーグラ錠50mg	50mg1錠	145.00
	スクラルファート細粒90％「ツルハラ」	90%1ｇ	6.90
	スクラルファート内用液10％「ＮＩＧ」	10%1mL	1.50
	スージャヌ配合錠	1錠	161.00
	スタラシドカプセル50	50mg1カプセル	289.50
	スタレボ配合錠Ｌ50	1錠	60.30
	スタレボ配合錠Ｌ100	1錠	60.30
	スチバーガ錠40mg	40mg1錠	5,468.70
	ステーブラＯＤ錠0.1mg	0.1mg1錠	36.30
	ステーブラ錠0.1mg	0.1mg1錠	36.30
	スーテントカプセル12.5mg	12.5mg1カプセル	3,139.80
	ストミンＡ配合錠	1錠	6.30
	ストラテラカプセル５mg	5mg1カプセル	61.70
	ストラテラカプセル10mg	10mg1カプセル	93.00
	ストラテラカプセル25mg	25mg1カプセル	125.10
	ストラテラカプセル40mg	40mg1カプセル	140.30
	ストラテラ内用液0.4％	0.4%1mL	46.60
	ストロカイン錠５mg	5mg1錠	6.20
	ストロメクトール錠３mg	3mg1錠	539.40
	スナイリンドライシロップ１％	1%1ｇ	18.50
	スニチニブ錠12.5mg「ＮＫ」	12.5mg1錠	1,812.40
	スパカール錠40mg	40mg1錠	13.90
	スピラマイシン錠150万単位「サノフィ」	150万国際単位1錠	228.80
	スピロノラクトン25mg錠	25mg1錠	10.80
	スピロピタン錠0.25mg	0.25mg1錠	8.90
	スピロピタン錠１mg	1mg1錠	13.70
	スピロペント錠10μg	10μg1錠	6.30
㊍	ズファジラン錠10mg	10mg1錠	10.80
	スプラタストトシル酸塩カプセル50mg「サワイ」	50mg1カプセル	15.40
	スプラタストトシル酸塩カプセル50mg「ＪＧ」	50mg1カプセル	13.80
	スプラタストトシル酸塩カプセル50mg「トーワ」	50mg1カプセル	13.80
	スプラタストトシル酸塩カプセル100mg「サワイ」	100mg1カプセル	20.30
	スプラタストトシル酸塩カプセル100mg「ＪＧ」	100mg1カプセル	14.30
	スプラタストトシル酸塩カプセル100mg「トーワ」	100mg1カプセル	14.30
	スプリセル錠20mg	20mg1錠	2,359.80
	スプリセル錠50mg	50mg1錠	5,070.50
㊎	スプレンジール錠2.5mg	2.5mg1錠	10.80
㊎	スプレンジール錠５mg	5mg1錠	16.20
㊎	スペリア錠200	200mg1錠	10.80
	スペリア内用液８％	8%1mL	8.10
	スマイラフ錠50mg	50mg1錠	1,201.20
	スマイラフ錠100mg	100mg1錠	2,326.10
	スマトリプタンコハク酸塩50mg錠	50mg1錠	84.60
	スマトリプタン錠50mg「ＳＰＫＫ」	50mg1錠	119.60
	スマトリプタン錠50mg「ＴＣＫ」	50mg1錠	119.60
	スマトリプタン錠50mg「ＴＷ」	50mg1錠	119.60
	スマトリプタン錠50mg「トーワ」	50mg1錠	119.60
	スマトリプタン錠50mg「ＹＤ」	50mg1錠	119.60
	スマトリプタン内用液50mg「タカタ」	50mg2mL1包	299.30
㊎	スルピリドカプセル50mg「トーワ」	50mg1カプセル	6.80
	スルピリド50mg錠	50mg1錠	6.80
	スルピリド100mg錠	100mg1錠	10.80
	スルピリド200mg錠	200mg1錠	10.80
㊎	スルピリン水和物	1ｇ	7.50
㊎	スルファメチゾール	1ｇ	14.90
㊎	スルファメトキサゾール	1ｇ	11.40
	スルファメトキサゾール・トリメトプリム錠	1錠	13.20
	スルモンチール散10％	10%1ｇ	40.20
	スルモンチール錠10mg	10mg1錠	6.30
	スルモンチール錠25mg	25mg1錠	10.00
	（せ）		
	正官庄コウジン末	1ｇ	46.00
㊎	精製水	10mL	1.00
㊎	精製水「ＮｉｋＰ」	10mL	2.50
㊎※	精製水（共栄）	10mL	1.40
㊎	精製水「ケンエー」	10mL	2.40

局※	精製水（小堺）	10mL　2.50
局※	精製水（サンケミファ）	10mL　1.60
局※	精製水（シオエ）	10mL　2.50
局※	精製水（昭和）	10mL　2.50
局※	精製水（大成）	10mL　2.40
局※	精製水（高杉）	10mL　2.40
局※	精製水（東海製薬）	10mL　2.50
局※	精製水（東豊）	10mL　2.50
局※	精製水（日興製薬）	10mL　2.50
局	精製水「ヤクハン」	10mL　2.50
局※	精製水（山善）	10mL　2.40
局	精製水「ヨシダ」	10mL　2.50
局	精製ゼラチン	10ｇ　17.40
	セイブルＯＤ錠25 mg	25mg1錠　10.80
	セイブルＯＤ錠50 mg	50mg1錠　17.50
	セイブルＯＤ錠75 mg	75mg1錠　23.10
局	セイブル錠25 mg	25mg1錠　10.80
局	セイブル錠50 mg	50mg1錠　17.50
局	セイブル錠75 mg	75mg1錠　23.10
	セキショウシ	10ｇ　70.90
	セキソビット錠100 mg	100mg1錠　26.60
	ゼジューラ錠100 mg	100mg1錠　9,316.80
	セスデンカプセル30 mg	30mg1カプセル　7.80
	ゼスラン小児用細粒0.6％	0.6%1ｇ　27.10
	ゼスラン小児用シロップ0.03％	0.03%1mL　7.10
局	ゼスラン錠3 mg	3mg1錠　10.80
局	セタプリル錠25 mg	25mg1錠　13.30
	ゼチーア錠10 mg	10mg1錠　49.50
	セチプチリンマレイン酸塩錠1 mg「サワイ」	1mg1錠　6.30
	セチリジン塩酸塩ＯＤ錠5 mg「サワイ」	5mg1錠　11.90
	セチリジン塩酸塩ＯＤ錠10 mg「サワイ」	10mg1錠　16.30
局	セチリジン塩酸塩錠5 mg「ＭＮＰ」	5mg1錠　11.90
局	セチリジン塩酸塩錠5 mg「科研」	5mg1錠　11.90
局	セチリジン塩酸塩錠5 mg「サワイ」	5mg1錠　11.90
局	セチリジン塩酸塩錠5 mg「タカタ」	5mg1錠　11.90
局	セチリジン塩酸塩錠5 mg「トーワ」	5mg1錠　11.90
局	セチリジン塩酸塩錠5 mg「日医工」	5mg1錠　11.90
局	セチリジン塩酸塩錠10 mg「ＭＮＰ」	10mg1錠　16.30
局	セチリジン塩酸塩錠10 mg「科研」	10mg1錠　16.30
局	セチリジン塩酸塩錠10 mg「サワイ」	10mg1錠　16.30
局	セチリジン塩酸塩錠10 mg「タカタ」	10mg1錠　16.30
局	セチリジン塩酸塩錠10 mg「トーワ」	10mg1錠　16.30
局	セチリジン塩酸塩錠10 mg「日医工」	10mg1錠　16.30
	セチリジン塩酸塩ＤＳ1.25％「タカタ」	1.25%1ｇ　65.70
	セチリジン塩酸塩5 mg錠	5mg1錠　10.80
	セチリジン塩酸塩10 mg錠	10mg1錠　10.80
	セチロ配合錠	1錠　6.30
局	セッコウ	10ｇ　9.50
	セディール錠5 mg	5mg1錠　7.40
	セディール錠10 mg	10mg1錠　12.20
	セディール錠20 mg	20mg1錠　21.30
局	セネガ	10ｇ　119.70
局	セネガシロップ	10mL　17.90
局	セネガ末	10ｇ　121.00
	セパゾン散1％	1%1ｇ　16.60
	セパゾン錠1	1mg1錠　6.30
	セパゾン錠2	2mg1錠　6.30
局	セパミット－Ｒ細粒2％	2%1ｇ　35.60
局	セパミット細粒1％	1%1ｇ　13.40
局	セファクロルカプセル250 mg「ＪＧ」	250mg1カプセル　54.70
局	セファクロルカプセル250 mg「ＴＣＫ」	250mg1カプセル　54.70
局	セファクロルカプセル250 mg「トーワ」	250mg1カプセル　54.70
局	セファクロル細粒小児用10％「ＳＷ」	100mg1ｇ　45.00
局	セファクロル細粒小児用10％「ＪＧ」	100mg1ｇ　45.00
	セファクロル100 mg細粒	100mg1ｇ　44.30
	セファクロル200 mg細粒	200mg1ｇ　19.60
	セファクロル250 mgカプセル	250mg1カプセル　54.70
	セファドール錠25 mg	25mg1錠　6.30
	セファランチン錠1 mg	1mg1錠　6.30
	セファランチン末1％	1%1ｇ　38.30
局	セファレキシンカプセル250 mg「トーワ」	250mg1カプセル　31.50
	セファレキシン錠250 mg「日医工」	250mg1錠　31.50
	セファレキシン100 mgシロップ用	100mg1ｇ　24.20
	セファレキシン500 mgシロップ用	500mg1ｇ　18.90
	セファレキシン500 mg複合顆粒	500mg1ｇ　27.90
	ゼフィックス錠100	100mg1錠　222.00
局	セフカペン　ピボキシル塩酸塩細粒小児用10％「ＴＷ」	100mg1ｇ　110.60
局	セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用10％「ＴＷ」	100mg1ｇ　110.60
局	セフカペン　ピボキシル塩酸塩小児用細粒10％「ＳＷ」	100mg1ｇ　110.60
局	セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒10％「ＳＷ」	100mg1ｇ　110.60
局	セフカペン　ピボキシル塩酸塩錠75 mg「ＳＷ」	75mg1錠　36.30
局	セフカペンピボキシル塩酸塩錠75 mg「ＳＷ」	75mg1錠　36.30
局	セフカペンピボキシル塩酸塩錠75 mg「ＣＨ」	75mg1錠　36.30
局	セフカペン　ピボキシル塩酸塩錠75 mg「ＴＷ」	75mg1錠　36.30
局	セフカペンピボキシル塩酸塩錠75 mg「ＴＷ」	75mg1錠　36.30
局	セフカペン　ピボキシル塩酸塩錠100 mg「ＳＷ」	100mg1錠　41.10
局	セフカペンピボキシル塩酸塩錠100 mg「ＳＷ」	100mg1錠　41.10
局	セフカペンピボキシル塩酸塩錠100 mg「ＣＨ」	100mg1錠　41.10
局	セフカペン　ピボキシル塩酸塩錠100 mg「ＴＷ」	100mg1錠　41.10
局	セフカペンピボキシル塩酸塩錠100 mg「ＴＷ」	100mg1錠　41.10
	セフカペン　ピボキシル塩酸塩100 mg細粒	100mg1ｇ　74.40
局	セフジトレンピボキシル細粒小児用10％「トーワ」	100mg1ｇ　192.80
局	セフジトレン　ピボキシル小児用細粒10％「ＳＷ」	100mg1ｇ　128.50
局	セフジトレンピボキシル小児用細粒10％「ＳＷ」	100mg1ｇ　128.50

局	セフジトレン　ピボキシル小児用細粒10％「ＯＫ」	100mg1ｇ	192.80
局	セフジトレンピボキシル小児用細粒10％「ＣＨ」	100mg1ｇ	142.90
局	セフジトレン　ピボキシル錠100mg「ＳＷ」	100mg1錠	56.60
局	セフジトレンピボキシル錠100mg「ＳＷ」	100mg1錠	56.60
局	セフジトレン　ピボキシル錠100mg「ＯＫ」	100mg1錠	73.60
局	セフジトレンピボキシル錠100mg「トーワ」	100mg1錠	56.60
	セフジトレン　ピボキシル100mg細粒	100mg1ｇ	128.50
	セフジトレン　ピボキシル100mg錠	100mg1錠	56.60
局	セフジニルカプセル50mg「ＪＧ」	50mg1カプセル	52.00
局	セフジニルカプセル50mg「日医工」	50mg1カプセル	52.00
局	セフジニルカプセル100mg「ＪＧ」	100mg1カプセル	59.70
局	セフジニルカプセル100mg「日医工」	100mg1カプセル	59.70
局	セフジニル細粒小児用10％「ＳＷ」	100mg1ｇ	44.80
局	セフジニル細粒小児用10％「ＪＧ」	100mg1ｇ	34.40
局	セフジニル細粒小児用10％「トーワ」	100mg1ｇ	44.80
	セフジニル50mg錠	50mg1錠	40.20
	セフジニル100mg錠	100mg1錠	44.60
局	セフスパンカプセル50mg	50mg1カプセル	87.40
局	セフスパンカプセル100mg	100mg1カプセル	69.60
局	セフスパン細粒50mg	50mg1ｇ	40.60
局	セフゾンカプセル50mg	50mg1カプセル	52.00
局	セフゾンカプセル100mg	100mg1カプセル	59.70
局	セフゾン細粒小児用10％	100mg1ｇ	55.30
局	セフポドキシムプロキセチル錠100mg「ＳＷ」	100mg1錠	35.30
局	セフポドキシムプロキセチル錠100mg「ＪＧ」	100mg1錠	28.10
局	セフポドキシムプロキセチルＤＳ小児用５％「サワイ」	50mg1ｇ	22.30
	ゼポジアカプセルスターターパック	1シート	12,263.80
	ゼポジアカプセル0.92mg	0.92mg1カプセル	4,784.60
	セムブリックス錠20mg	20mg1錠	4,729.80
	セムブリックス錠40mg	40mg1錠	9,025.60
局	ゼラチン	10ｇ	17.40
	セラピナ配合顆粒	1ｇ	6.90
局	セララ錠25mg	25mg1錠	17.90
局	セララ錠50mg	50mg1錠	35.80
局	セララ錠100mg	100mg1錠	60.90
	セリプロロール塩酸塩錠100mg「ＮＩＧ」	100mg1錠	7.40
	セリプロロール塩酸塩錠200mg「ＮＩＧ」	200mg1錠	14.80
	セリンクロ錠10mg	10mg1錠	301.50
	セルシン散１％	1％1ｇ	9.40
	セルセプトカプセル250	250mg1カプセル	72.40
	セルセプト懸濁用散31.8％	200mg1mL(懸濁後の内用液として)	90.40
	セルトラリン塩酸塩25mg口腔内崩壊錠	25mg1錠	9.50
	セルトラリン塩酸塩25mg錠	25mg1錠	9.50
	セルトラリン塩酸塩50mg口腔内崩壊錠	50mg1錠	12.20
	セルトラリン塩酸塩50mg錠	50mg1錠	12.20
	セルトラリン塩酸塩100mg錠	100mg1錠	19.90
	セルトラリンＯＤ錠50mg「トーワ」	50mg1錠	23.60
	セルトラリンＯＤ錠100mg「トーワ」	100mg1錠	37.60
	セルトラリン錠50mg「トーワ」	50mg1錠	23.60
	セルトラリン錠50mg「明治」	50mg1錠	19.70
	セルトラリン錠100mg「杏林」	100mg1錠	37.60
	セルトラリン錠100mg「ＪＧ」	100mg1錠	30.10
	セルトラリン錠100mg「ＴＣＫ」	100mg1錠	37.60
	セルトラリン錠100mg「トーワ」	100mg1錠	37.60
	セルトラリン錠100mg「明治」	100mg1錠	30.10
	セルニルトン錠	1錠	21.30
局	セルベックスカプセル50mg	50mg1カプセル	10.80
	セルベックス細粒10％	10％1ｇ	8.10
	ゼルボラフ錠240mg	240mg1錠	5,026.90
	ゼルヤンツ錠5mg	5mg1錠	2,260.90
	セレギリン塩酸塩2.5mg錠	2.5mg1錠	135.00
	セレクトール錠100mg	100mg1錠	11.10
	セレクトール錠200mg	200mg1錠	22.20
	セレコキシブ錠100mg「杏林」	100mg1錠	8.30
	セレコキシブ錠100mg「ケミファ」	100mg1錠	8.30
	セレコキシブ錠100mg「サワイ」	100mg1錠	8.30
	セレコキシブ錠100mg「トーワ」	100mg1錠	8.30
	セレコキシブ錠100mg「日新」	100mg1錠	8.30
	セレコキシブ錠100mg「ＶＴＲＳ」	100mg1錠	8.30
	セレコキシブ錠100mg「フェルゼン」	100mg1錠	8.30
	セレコキシブ錠100mg「三笠」	100mg1錠	8.30
	セレコキシブ錠100mg「明治」	100mg1錠	8.30
	セレコキシブ錠200mg「オーハラ」	200mg1錠	12.50
	セレコキシブ錠200mg「杏林」	200mg1錠	12.50
	セレコキシブ錠200mg「ケミファ」	200mg1錠	12.50
	セレコキシブ錠200mg「サワイ」	200mg1錠	11.10
	セレコキシブ錠200mg「ＪＧ」	200mg1錠	12.50
	セレコキシブ錠200mg「武田テバ」	200mg1錠	12.50
	セレコキシブ錠200mg「トーワ」	200mg1錠	12.50
	セレコキシブ錠200mg「日新」	200mg1錠	12.50
	セレコキシブ錠200mg「ＶＴＲＳ」	200mg1錠	12.50
	セレコキシブ錠200mg「フェルゼン」	200mg1錠	12.50
	セレコキシブ錠200mg「三笠」	200mg1錠	12.50
	セレコキシブ錠200mg「明治」	200mg1錠	12.50
	セレコキシブ100mg錠	100mg1錠	6.30
	セレコキシブ200mg錠	200mg1錠	6.70
	セレコックス錠100mg	100mg1錠	15.70
	セレコックス錠200mg	200mg1錠	23.00

局	セレジストＯＤ錠5mg	5mg1錠	574.30
局	セレジスト錠5mg	5mg1錠	574.30
	セレスタミン配合錠	1錠	7.20
	セレスタミン配合シロップ	1mL	7.10
	セレナール散10％	10％1ｇ	22.50
	セレナール錠5	5mg1錠	6.30
	セレナール錠10	10mg1錠	6.30
	セレニカＲ顆粒40％	40％1ｇ	36.70
局	セレニカＲ錠200mg	200mg1錠	10.80
局	セレニカＲ錠400mg	400mg1錠	16.60
局	セレネース細粒1％	1％1ｇ	27.20
局	セレネース錠0.75mg	0.75mg1錠	10.80
局	セレネース錠1mg	1mg1錠	10.80
局	セレネース錠1.5mg	1.5mg1錠	10.80
局	セレネース錠3mg	3mg1錠	10.80
	セレネース内服液0.2％	0.2％1mL	13.90
局	セロクエル細粒50％	50％1ｇ	185.40
局	セロクエル25mg錠	25mg1錠	13.70
局	セロクエル100mg錠	100mg1錠	26.20
局	セロクエル200mg錠	200mg1錠	48.10
局	セロクラール錠10mg	10mg1錠	10.80
局	セロクラール錠20mg	20mg1錠	10.80
	セロケンＬ錠120mg	120mg1錠	57.70
局	セロケン錠20mg	20mg1錠	10.80
	セロシオンカプセル10	10mg1カプセル	102.20
	ゼローダ錠300	300mg1錠	107.30
局	センキュウ	10ｇ	22.70
局	センキュウ末	10ｇ	29.70
局	ゼンコ	10ｇ	44.70
局	センコツ	10ｇ	35.90
	センタイ	10ｇ	76.40
	ゼンタコートカプセル3mg	3mg1カプセル	145.40
局	センナ	10ｇ	9.60
局	センナ末	10ｇ	12.60
	センノシド12mg錠	12mg1錠	5.50
局	センブリ	10ｇ	233.60
局	センブリ・重曹散	1ｇ	8.00
局	センブリ末	10ｇ	222.30
	（そ）		
局	ソウジュツ	10ｇ	25.70
局	ソウジュツダイコーＭ	10ｇ	33.40
局	ソウジュツ末	10ｇ	23.40
局	ソウハクヒ	10ｇ	15.50
	ゾキンヴィカプセル50mg	50mg1カプセル	91,796.40
	ゾキンヴィカプセル75mg	75mg1カプセル	136,544.00
	ゾコーバ錠125mg	125mg1錠	7,090.00
	ゾスパタ錠40mg	40mg1錠	19,752.30
	ソセゴン錠25mg	25mg1錠	23.50
	ソタロール塩酸塩錠40mg「ＴＥ」	40mg1錠	31.30
	ソタロール塩酸塩錠80mg「ＴＥ」	80mg1錠	57.20
	ソーティクツ錠6mg	6mg1錠	2,533.40
	ゾテピン細粒10％「タカタ」	10％1ｇ	42.80
	ゾテピン錠25mg「タカタ」	25mg1錠	7.50
	ゾテピン錠50mg「タカタ」	50mg1錠	23.10
	ゾテピン錠100mg「タカタ」	100mg1錠	66.30
局	ソニアス配合錠ＨＤ	1錠	34.60
局	ソニアス配合錠ＬＤ	1錠	21.70
	ゾニサミドＯＤ錠25mgＴＲＥ「アメル」	25mg1錠	231.00
	ゾニサミドＯＤ錠25mgＴＲＥ「ＳＭＰＰ」	25mg1錠	231.00
	ゾニサミドＯＤ錠25mgＴＲＥ「杏林」	25mg1錠	231.00
	ゾニサミドＯＤ錠25mgＴＲＥ「ＫＯ」	25mg1錠	231.00
	ゾニサミドＯＤ錠25mgＴＲＥ「ケミファ」	25mg1錠	231.00
	ゾニサミドＯＤ錠25mgＴＲＥ「サワイ」	25mg1錠	231.00
	ゾニサミドＯＤ錠25mgＴＲＥ「サンド」	25mg1錠	231.00
	ゾニサミドＯＤ錠25mgＴＲＥ「ＺＥ」	25mg1錠	267.00
	ゾニサミドＯＤ錠25mgＴＲＥ「ダイト」	25mg1錠	231.00
	ゾニサミドＯＤ錠25mgＴＲＥ「ＤＳＥＰ」	25mg1錠	231.00
	ゾニサミドＯＤ錠25mgＴＲＥ「トーワ」	25mg1錠	231.00
	ゾニサミドＯＤ錠25mgＴＲＥ「日医工」	25mg1錠	231.00
	ゾニサミドＯＤ錠25mgＴＲＥ「日新」	25mg1錠	231.00
	ゾニサミドＯＤ錠25mgＴＲＥ「ニプロ」	25mg1錠	231.00
	ゾニサミドＯＤ錠25mgＴＲＥ「フェルゼン」	25mg1錠	267.00
	ゾニサミドＯＤ錠50mgＴＲＥ「アメル」	50mg1錠	342.70
	ゾニサミドＯＤ錠50mgＴＲＥ「ＳＭＰＰ」	50mg1錠	342.70
	ゾニサミドＯＤ錠50mgＴＲＥ「杏林」	50mg1錠	342.70
	ゾニサミドＯＤ錠50mgＴＲＥ「ＫＯ」	50mg1錠	379.30
	ゾニサミドＯＤ錠50mgＴＲＥ「ケミファ」	50mg1錠	379.30
	ゾニサミドＯＤ錠50mgＴＲＥ「サワイ」	50mg1錠	342.70
	ゾニサミドＯＤ錠50mgＴＲＥ「サンド」	50mg1錠	342.70
	ゾニサミドＯＤ錠50mgＴＲＥ「ＺＥ」	50mg1錠	379.30
	ゾニサミドＯＤ錠50mgＴＲＥ「ダイト」	50mg1錠	379.30
	ゾニサミドＯＤ錠50mgＴＲＥ「ＤＳＥＰ」	50mg1錠	342.70
	ゾニサミドＯＤ錠50mgＴＲＥ「トーワ」	50mg1錠	379.30
	ゾニサミドＯＤ錠50mgＴＲＥ「日医工」	50mg1錠	342.70
	ゾニサミドＯＤ錠50mgＴＲＥ「日新」	50mg1錠	342.70
	ゾニサミドＯＤ錠50mgＴＲＥ「ニプロ」	50mg1錠	379.30
	ゾニサミドＯＤ錠50mgＴＲＥ「フェルゼン」	50mg1錠	401.60
	ゾニサミド散20％「アメル」	20％1ｇ	23.80
	ゾニサミド100mg錠	100mg1錠	10.80
	ゾピクロン7.5mg錠	7.5mg1錠	10.80
	ゾピクロン10mg錠	10mg1錠	10.80
局	ゾビラックス顆粒40％	40％1ｇ	51.70
局	ゾビラックス錠200	200mg1錠	11.80
局	ゾビラックス錠400	400mg1錠	28.50
	ゾフルーザ顆粒2％分包	2％500mg1包	1,666.20
	ゾフルーザ錠10mg	10mg1錠	1,535.40
	ゾフルーザ錠20mg	20mg1錠	2,438.80
局	ソボク	10ｇ	29.10
	ゾーミッグＲＭ錠2.5mg	2.5mg1錠	266.40
	ゾーミッグ錠2.5mg	2.5mg1錠	266.40
局	ソヨウ	10ｇ	25.40
	ソラナックス0.4mg錠	0.4mg1錠	6.30
	ソラナックス0.8mg錠	0.8mg1錠	6.40

局	ソランタール錠50 mg	50mg1錠	10.80
局	ソランタール錠100 mg	100mg1錠	10.80
	ソリターＴ配合顆粒２号	４g1包	34.10
	ソリターＴ配合顆粒３号	４g1包	33.90
	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠2.5 mg「サワイ」	2.5mg1錠	17.30
	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠2.5 mg「ＪＧ」	2.5mg1錠	17.30
	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠2.5 mg「トーワ」	2.5mg1錠	17.30
	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠2.5 mg「日医工」	2.5mg1錠	17.30
	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠2.5 mg「ニプロ」	2.5mg1錠	17.30
	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠5 mg「サワイ」	5mg1錠	28.90
	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠5 mg「ＪＧ」	5mg1錠	28.90
	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠5 mg「トーワ」	5mg1錠	28.90
	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠5 mg「日医工」	5mg1錠	28.90
	ソリフェナシンコハク酸塩ＯＤ錠5 mg「ニプロ」	5mg1錠	28.90
	ソリフェナシンコハク酸塩錠2.5 mg「サワイ」	2.5mg1錠	17.30
	ソリフェナシンコハク酸塩錠2.5 mg「ツルハラ」	2.5mg1錠	17.30
	ソリフェナシンコハク酸塩錠2.5 mg「ＴＣＫ」	2.5mg1錠	17.30
	ソリフェナシンコハク酸塩錠2.5 mg「トーワ」	2.5mg1錠	17.30
	ソリフェナシンコハク酸塩錠2.5 mg「日医工」	2.5mg1錠	17.30
	ソリフェナシンコハク酸塩錠2.5 mg「ＹＤ」	2.5mg1錠	22.40
	ソリフェナシンコハク酸塩錠5 mg「サワイ」	5mg1錠	28.90
	ソリフェナシンコハク酸塩錠5 mg「ツルハラ」	5mg1錠	55.40
	ソリフェナシンコハク酸塩錠5 mg「ＴＣＫ」	5mg1錠	28.90
	ソリフェナシンコハク酸塩錠5 mg「トーワ」	5mg1錠	28.90
	ソリフェナシンコハク酸塩錠5 mg「日医工」	5mg1錠	28.90
	ソリフェナシンコハク酸塩錠5 mg「ＹＤ」	5mg1錠	28.90
	ゾリンザカプセル100 mg	100mg1カプセル	5,723.00
	ゾルピデム酒石酸塩ＯＤ錠10 mg「サワイ」	10mg1錠	10.80
	ゾルピデム酒石酸塩ＯＤ錠10 mg「トーワ」	10mg1錠	14.10
	ゾルピデム酒石酸塩ＯＤ錠10 mg「日医工」	10mg1錠	14.10
	ゾルピデム酒石酸塩ＯＤフィルム10 mg「モチダ」	10mg1錠	14.10
局	ゾルピデム酒石酸塩錠10 mg「ＡＦＰ」	10mg1錠	14.10
局	ゾルピデム酒石酸塩錠10 mg「ＮＩＧ」	10mg1錠	13.00
局	ゾルピデム酒石酸塩錠10 mg「ＮＰＩ」	10mg1錠	14.10
局	ゾルピデム酒石酸塩錠10 mg「ケミファ」	10mg1錠	14.10
局	ゾルピデム酒石酸塩錠10 mg「ＪＧ」	10mg1錠	14.10
局	ゾルピデム酒石酸塩錠10 mg「トーワ」	10mg1錠	14.10
局	ゾルピデム酒石酸塩錠10 mg「日医工」	10mg1錠	14.10
	ゾルピデム酒石酸塩内用液5 mg「タカタ」	5mg1mL1包	26.60
	ゾルピデム酒石酸塩内用液10 mg「タカタ」	10mg2mL1包	30.70
	ゾルピデム酒石酸塩５mg口腔内崩壊錠	5mg1錠	10.80
	ゾルピデム酒石酸塩５mg錠	5mg1錠	10.80
	ゾルピデム酒石酸塩10 mg錠	10mg1錠	10.80
	ゾルミトリプタンＯＤ錠2.5 mg「日新」	2.5mg1錠	146.90
	ゾルミトリプタン2.5 mg口腔内崩壊錠	2.5mg1錠	102.10
局	ソレトン錠80	80mg1錠	14.00
	（た）		
局	ダイアート錠30 mg	30mg1錠	10.80
局	ダイアート錠60 mg	60mg1錠	14.10
	ダイアモックス錠250 mg	250mg1錠	17.40
局	ダイオウ	10ｇ	20.00
局	ダイオウ末	10ｇ	24.50
	タイケルブ錠250 mg	250mg1錠	699.80
	太虎堂の黄連解毒湯エキス顆粒	1ｇ	16.70
	太虎堂の黄連湯エキス顆粒	1ｇ	42.70
	太虎堂の乙字湯エキス顆粒	1ｇ	13.80
	太虎堂の葛根湯エキス顆粒	1ｇ	10.90
	太虎堂の加味帰脾湯エキス顆粒	1ｇ	24.30
	太虎堂の加味逍遙散エキス顆粒	1ｇ	19.50
	太虎堂の加味逍遙散エキス散	1ｇ	13.10
	太虎堂の芎帰調血飲エキス顆粒	1ｇ	18.30
	太虎堂の荊芥連翹湯エキス顆粒	1ｇ	15.50
	太虎堂の桂枝茯苓丸料エキス顆粒	1ｇ	11.00
	太虎堂の呉茱萸湯エキス顆粒	1ｇ	14.70
	太虎堂の五苓散料エキス顆粒	1ｇ	19.40
	太虎堂の柴陥湯エキス顆粒	1ｇ	31.70
	太虎堂の柴胡加竜骨牡蛎湯エキス顆粒	1ｇ	17.50
	太虎堂の柴胡桂枝乾姜湯エキス顆粒	1ｇ	16.10
	太虎堂の柴胡桂枝湯エキス顆粒	1ｇ	18.90
	太虎堂の三黄瀉心湯エキス顆粒	1ｇ	20.90
	太虎堂の四物湯エキス顆粒	1ｇ	10.80
	太虎堂の十味敗毒湯エキス顆粒	1ｇ	16.50
	太虎堂の潤腸湯エキス顆粒	1ｇ	15.20
	太虎堂の小柴胡湯エキス顆粒	1ｇ	24.30
	太虎堂の小青竜湯エキス顆粒	1ｇ	17.10
	太虎堂の参蘇飲エキス顆粒	1ｇ	16.70
	太虎堂の疎経活血湯エキス顆粒	1ｇ	16.20
	太虎堂の大柴胡湯エキス顆粒	1ｇ	19.10
	太虎堂の猪苓湯エキス顆粒	1ｇ	17.00
	太虎堂の通導散エキス顆粒	1ｇ	11.10
	太虎堂の当帰芍薬散料エキス顆粒	1ｇ	11.60
	太虎堂の当帰芍薬散料エキス散	1ｇ	7.00
	太虎堂の人参湯エキス顆粒	1ｇ	12.60
	太虎堂の半夏厚朴湯エキス顆粒	1ｇ	15.80
	太虎堂の半夏瀉心湯エキス顆粒	1ｇ	15.50
	太虎堂の防已黄耆湯エキス顆粒	1ｇ	9.80

	太虎堂の防風通聖散料エキス顆粒	1ｇ	10.50
	太虎堂の補中益気湯エキス顆粒	1ｇ	14.40
	太虎堂の補中益気湯エキス散	1ｇ	18.90
	太虎堂の竜胆瀉肝湯エキス顆粒	1ｇ	9.90
	太虎堂の竜胆瀉肝湯エキス細粒	1ｇ	6.90
	太虎堂の竜胆瀉肝湯エキス散	1ｇ	6.90
	太虎堂の苓桂朮甘湯エキス顆粒	1ｇ	9.80
局	タイソウ	10ｇ	24.80
局	ダイドロネル錠200	200mg1錠	198.60
	ダイフェン配合顆粒	1ｇ	50.20
	ダイフクヒ	10ｇ	27.30
	タウリン散98％「大正」	98％1ｇ	14.80
局	高砂オウゴンＭ	10ｇ	25.20
局	高砂オウバクＭ	10ｇ	29.50
局	高砂オウレンＭ	10ｇ	117.40
局	高砂ガジュツＭ	10ｇ	11.40
局	高砂カッセキＭ	10ｇ	20.50
局	高砂カロコンＭ	10ｇ	22.50
局	高砂カンキョウＭ	10ｇ	19.90
局	高砂カンゾウＭ	10ｇ	27.70
局	高砂キョウカツＭ	10ｇ	78.10
局	高砂キョウニンＭ	10ｇ	20.70
局	高砂クジンＭ	10ｇ	17.50
局	高砂ケイガイＭ	10ｇ	22.80
局	高砂ケイヒＭ	10ｇ	21.10
局	高砂コウカＭ	10ｇ	64.10
	高砂コウジン末Ｍ	1ｇ	17.80
局	高砂コウブシＭ	10ｇ	16.40
局	高砂コウブシ末Ｍ	10ｇ	17.20
局	高砂コウボクＭ	10ｇ	23.70
局	高砂コウボク末Ｍ	10ｇ	21.40
局	高砂ゴシツＭ	10ｇ	24.80
局	高砂サイコＭ	10ｇ	59.90
局	高砂サイシンＭ	10ｇ	93.60
局	高砂サンシシＭ	10ｇ	17.70
局	高砂サンシシ末Ｍ	10ｇ	27.00
局	高砂サンショウＭ	10ｇ	347.10
局	高砂ジオウＭ	10ｇ	25.20
局	高砂ジコッピＭ	10ｇ	32.70
局	高砂シャゼンシＭ	10ｇ	16.00
局	高砂ショウキョウＭ	10ｇ	19.60
局	高砂ショウマＭ	10ｇ	16.50
局	高砂シンイＭ	10ｇ	57.60
	高砂センタイＭ	10ｇ	99.30
局	高砂ソウジュツＭ	10ｇ	33.40
局	高砂ソウジュツ末Ｍ	10ｇ	30.40
局	高砂ソウハクヒＭ	10ｇ	20.20
局	高砂ソヨウＭ	10ｇ	33.00
局	高砂ダイオウＭ	10ｇ	24.40
局	高砂ダイオウ末Ｍ	10ｇ	31.90
局	高砂タクシャＭ	10ｇ	22.20
局	高砂タクシャ末Ｍ	10ｇ	30.00
局	高砂チョウトウコウＭ	10ｇ	26.10
局	高砂チンピＭ	10ｇ	13.10
局	高砂バクモンドウＭ	10ｇ	59.00
局	高砂ハッカＭ	10ｇ	24.30
局	高砂ハンゲＭ	10ｇ	59.40
局	高砂ビャクシＭ	10ｇ	32.50
局	高砂ビンロウジＭ	10ｇ	16.50
局	高砂ブクリョウＭ	10ｇ	31.10
局	高砂ブクリョウ末Ｍ	10ｇ	37.00
局	高砂ボウフウＭ	10ｇ	42.60
局	高砂ボタンピ末Ｍ	10ｇ	30.60
局	高砂ボレイ末Ｍ	10ｇ	13.30
局	高砂マオウＭ	10ｇ	16.30
局	高砂モクツウＭ	10ｇ	18.50
局	高砂モッコウＭ	10ｇ	22.30
局	高砂ヤクチＭ	10ｇ	26.30
局	高砂ヨクイニンＭ	10ｇ	10.70
局	高砂リュウコツＭ	10ｇ	25.10
局	高砂レンギョウＭ	10ｇ	43.90
	タガメット錠200mg	200mg1錠	7.60
局	タクシャ	10ｇ	17.10
局	タクシャ末	10ｇ	23.10
	ダクチル錠50mg	50mg1錠	9.60
	タグリッソ錠40mg	40mg1錠	9,670.00
	タグリッソ錠80mg	80mg1錠	18,540.20
局	タクロリムスカプセル0.5mg「ＪＧ」	0.5mg1カプセル	90.00
局	タクロリムスカプセル0.5mg「ニプロ」	0.5mg1カプセル	90.00
局	タクロリムスカプセル0.5mg「ＶＴＲＳ」	0.5mg1カプセル	90.00
局	タクロリムスカプセル1mg「ＪＧ」	1mg1カプセル	153.50
局	タクロリムスカプセル1mg「ニプロ」	1mg1カプセル	153.50
局	タクロリムスカプセル1mg「ＶＴＲＳ」	1mg1カプセル	153.50
局	タクロリムスカプセル5mg「ＪＧ」	5mg1カプセル	603.70
局	タクロリムスカプセル5mg「ニプロ」	5mg1カプセル	603.70
局	タクロリムスカプセル5mg「ＶＴＲＳ」	5mg1カプセル	603.70
	タクロリムス錠0.5mg「あゆみ」	0.5mg1錠	90.00
	タクロリムス錠0.5mg「日医工」	0.5mg1錠	90.00
	タクロリムス錠1mg「あゆみ」	1mg1錠	153.50
	タクロリムス錠1mg「日医工」	1mg1錠	153.50
	タクロリムス錠1.5mg「あゆみ」	1.5mg1錠	236.20
	タクロリムス錠2mg「あゆみ」	2mg1錠	274.70
	タクロリムス錠3mg「あゆみ」	3mg1錠	375.00
	タクロリムス錠5mg「あゆみ」	5mg1錠	603.70
	タクロリムス錠5mg「日医工」	5mg1錠	603.70
	タクロリムス0.5mgカプセル	0.5mg1カプセル	88.10
	タクロリムス0.5mg錠	0.5mg1錠	88.10
	タクロリムス1mgカプセル	1mg1カプセル	149.50
	タクロリムス1mg錠	1mg1錠	149.50
	タクロリムス1.5mg錠	1.5mg1錠	239.10
	タクロリムス2mg錠	2mg1錠	277.00
	タクロリムス3mg錠	3mg1錠	364.20
	タクロリムス5mgカプセル	5mg1カプセル	557.70
	タクロリムス5mg錠	5mg1錠	557.70
	タケキャブＯＤ錠10mg	10mg1錠	91.60
	タケキャブＯＤ錠20mg	20mg1錠	136.70
	タケキャブ錠10mg	10mg1錠	91.60
	タケキャブ錠20mg	20mg1錠	136.70

局	タケプロンＯＤ錠15	15mg1錠	17.90
局	タケプロンＯＤ錠30	30mg1錠	29.90
局	タケプロンカプセル15	15mg1カプセル	17.90
局	タケプロンカプセル30	30mg1カプセル	29.90
	タケルダ配合錠	1錠	16.80
	ダサチニブ錠20mg「ＮＫ」	20mg1錠	903.40
	ダサチニブ錠20mg「サワイ」	20mg1錠	903.40
	ダサチニブ錠20mg「ＪＧ」	20mg1錠	903.40
	ダサチニブ錠20mg「トーワ」	20mg1錠	903.40
	ダサチニブ錠20mg「ＢＭＳＨ」	20mg1錠	903.40
	ダサチニブ錠50mg「ＮＫ」	50mg1錠	2,154.80
	ダサチニブ錠50mg「サワイ」	50mg1錠	2,154.80
	ダサチニブ錠50mg「ＪＧ」	50mg1錠	2,154.80
	ダサチニブ錠50mg「トーワ」	50mg1錠	2,154.80
	ダサチニブ錠50mg「ＢＭＳＨ」	50mg1錠	2,154.80
	タシグナカプセル50mg	50mg1カプセル	876.10
	タシグナカプセル150mg	150mg1カプセル	2,189.30
	タシグナカプセル200mg	200mg1カプセル	2,962.20
	タスフィゴ錠35mg	35mg1錠	15,378.70
	タズベリク錠200mg	200mg1錠	3,004.00
	ターゼナカプセル0.1mg	0.1mg1カプセル	3,920.50
	ターゼナカプセル0.25mg	0.25mg1カプセル	9,576.00
	ターゼナカプセル1mg	1mg1カプセル	21,547.10
	タダラフィルＯＤ錠2.5mgＺＡ「トーワ」	2.5mg1錠	27.20
	タダラフィルＯＤ錠5mgＺＡ「トーワ」	5mg1錠	30.30
	タダラフィル錠2.5mgＺＡ「あすか」	2.5mg1錠	14.90
	タダラフィル錠2.5mgＺＡ「杏林」	2.5mg1錠	14.90
	タダラフィル錠2.5mgＺＡ「サワイ」	2.5mg1錠	14.90
	タダラフィル錠2.5mgＺＡ「サンド」	2.5mg1錠	14.90
	タダラフィル錠2.5mgＺＡ「ＪＧ」	2.5mg1錠	27.20
	タダラフィル錠2.5mgＺＡ「シオエ」	2.5mg1錠	14.90
	タダラフィル錠2.5mgＺＡ「日医工」	2.5mg1錠	14.90
	タダラフィル錠2.5mgＺＡ「ニプロ」	2.5mg1錠	14.90
	タダラフィル錠2.5mgＺＡ「フソー」	2.5mg1錠	14.90
	タダラフィル錠5mgＺＡ「あすか」	5mg1錠	30.30
	タダラフィル錠5mgＺＡ「杏林」	5mg1錠	30.30
	タダラフィル錠5mgＺＡ「サワイ」	5mg1錠	30.30
	タダラフィル錠5mgＺＡ「サンド」	5mg1錠	30.30
	タダラフィル錠5mgＺＡ「ＪＧ」	5mg1錠	59.90
	タダラフィル錠5mgＺＡ「シオエ」	5mg1錠	30.30
	タダラフィル錠5mgＺＡ「日医工」	5mg1錠	30.30
	タダラフィル錠5mgＺＡ「ニプロ」	5mg1錠	30.30
	タダラフィル錠5mgＺＡ「フソー」	5mg1錠	30.30
	タダラフィル錠20mgＡＤ「杏林」	20mg1錠	279.80
	タダラフィル錠20mgＡＤ「サワイ」	20mg1錠	279.80
	タダラフィル錠20mgＡＤ「ＪＧ」	20mg1錠	489.60
	タダラフィル錠20mgＡＤ「ＴＥ」	20mg1錠	279.80
	タチオン散20％	20％1ｇ	30.30
	タチオン錠50mg	50mg1錠	6.90
	タチオン錠100mg	100mg1錠	12.40
	タナドーパ顆粒75％	75％1ｇ	214.80
局	タナトリル錠2.5	2.5mg1錠	15.80
局	タナトリル錠5	5mg1錠	20.70
局	タナトリル錠10	10mg1錠	41.20
	ダパグリフロジン錠5mg「サワイ」	5mg1錠	48.70
	ダパグリフロジン錠5mg「ＴＳＰ」	5mg1錠	48.70
	ダパグリフロジン錠10mg「サワイ」	10mg1錠	72.00
	ダパグリフロジン錠10mg「ＴＳＰ」	10mg1錠	72.00
	タバリス錠100mg	100mg1錠	4,188.00
	タバリス錠150mg	150mg1錠	6,226.80
	タフィンラーカプセル50mg	50mg1カプセル	5,367.70
	タフィンラーカプセル75mg	75mg1カプセル	7,903.20
	タフィンラー小児用分散錠10mg	10mg1錠	1,225.90
	ダフクリア錠200mg	200mg1錠	4,012.80
	タブネオスカプセル10mg	10mg1カプセル	1,403.90
	タブレクタ錠150mg	150mg1錠	5,055.50
	タブレクタ錠200mg	200mg1錠	6,573.50
	ダーブロック錠1mg	1mg1錠	86.40
	ダーブロック錠2mg	2mg1錠	152.30
	ダーブロック錠4mg	4mg1錠	269.60
	ダーブロック錠6mg	6mg1錠	368.20
	タベジール散0.1％	0.1％1ｇ	7.40
	タベジール散1％	1％1ｇ	65.60
	タベジール錠1mg	1mg1錠	6.40
	タベジールシロップ0.01％	0.01％10mL	17.60
	タミフルカプセル75	75mg1カプセル	172.30
	タミフルドライシロップ3％	3％1ｇ	103.00
	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.1mg「あすか」	0.1mg1錠	9.90
	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.1mg「ケミファ」	0.1mg1錠	9.90
	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.1mg「サワイ」	0.1mg1錠	9.90
	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.1mg「ＣＨ」	0.1mg1錠	9.90
	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.1mg「トーワ」	0.1mg1錠	9.90
	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.1mg「日医工」	0.1mg1錠	9.90
	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.1mg「日新」	0.1mg1錠	9.90
	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.1mg「ＶＴＲＳ」	0.1mg1錠	6.30
	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.1mg「明治」	0.1mg1錠	9.90
	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.2mg「あすか」	0.2mg1錠	15.90
	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.2mg「ケミファ」	0.2mg1錠	15.90
	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.2mg「サワイ」	0.2mg1錠	15.90
	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.2mg「ＣＨ」	0.2mg1錠	15.90
	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.2mg「トーワ」	0.2mg1錠	15.90
	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.2mg「日医工」	0.2mg1錠	15.90

	タムスロシン塩酸塩ＯＤ錠0.2 mg「日新」	0.2mg1錠	15.90
	タムスロシン塩酸塩カプセル0.1 mg「ＮＩＧ」	0.1mg1カプセル	9.90
	タムスロシン塩酸塩カプセル0.2 mg「ＮＩＧ」	0.2mg1カプセル	15.90
	タムスロシン塩酸塩0.2 mg口腔内崩壊錠	0.2mg1錠	13.00
	タモキシフェンクエン酸塩10 mg錠	10mg1錠	14.40
	タモキシフェンクエン酸塩20 mg錠	20mg1錠	27.00
	タモキシフェン錠10 mg「ＭＹＬ」	10mg1錠	36.10
	タモキシフェン錠10 mg「明治」	10mg1錠	36.10
局	ダラシンカプセル75 mg	75mg1カプセル	17.60
局	ダラシンカプセル150 mg	150mg1カプセル	23.80
	タリオンＯＤ錠5 mg	5mg1錠	14.80
	タリオンＯＤ錠10 mg	10mg1錠	16.60
局	タリオン錠5 mg	5mg1錠	14.80
局	タリオン錠10 mg	10mg1錠	16.60
	タリージェＯＤ錠2.5 mg	2.5mg1錠	67.20
	タリージェＯＤ錠5 mg	5mg1錠	92.50
	タリージェＯＤ錠10 mg	10mg1錠	127.90
	タリージェＯＤ錠15 mg	15mg1錠	154.80
	タリージェ錠2.5 mg	2.5mg1錠	67.20
	タリージェ錠5 mg	5mg1錠	92.50
	タリージェ錠10 mg	10mg1錠	127.90
	タリージェ錠15 mg	15mg1錠	154.80
	タリビッド錠100 mg	100mg1錠	82.80
	タルグレチンカプセル75 mg	75mg1カプセル	2,846.70
	タルセバ錠25 mg	25mg1錠	616.20
	タルセバ錠100 mg	100mg1錠	2,297.90
	タルセバ錠150 mg	150mg1錠	3,656.60
局	タルチレリンＯＤ錠5 mg「サワイ」	5mg1錠	176.20
局	タルチレリンＯＤ錠5 mg「ＪＧ」	5mg1錠	176.20
局	タルチレリン錠5 mg「サワイ」	5mg1錠	176.20
局	タルチレリン錠5 mg「ＪＧ」	5mg1錠	176.20
	タルチレリン5 mg口腔内崩壊錠	5mg1錠	147.70
	タルチレリン5 mg錠	5mg1錠	147.70
	ダルメートカプセル15	15mg1カプセル	6.30
局	炭カル錠500 mg「旭化成」	500mg1錠	6.30
局	炭酸水素ナトリウム	10ｇ	8.00
局	炭酸水素ナトリウム　シオエ	10ｇ	9.20
	炭酸水素ナトリウム錠500 mg「ＶＴＲＳ」	500mg1錠	6.30
	炭酸ランタンＯＤ錠250 mg「イセイ」	250mg1錠	32.20
	炭酸ランタンＯＤ錠250 mg「ＦＣＩ」	250mg1錠	32.20
	炭酸ランタンＯＤ錠250 mg「ＪＧ」	250mg1錠	27.70
	炭酸ランタンＯＤ錠250 mg「トーワ」	250mg1錠	27.70
	炭酸ランタンＯＤ錠250 mg「フソー」	250mg1錠	32.20
	炭酸ランタンＯＤ錠500 mg「イセイ」	500mg1錠	47.40
	炭酸ランタンＯＤ錠500 mg「ＦＣＩ」	500mg1錠	47.40
	炭酸ランタンＯＤ錠500 mg「ＪＧ」	500mg1錠	38.90
	炭酸ランタンＯＤ錠500 mg「トーワ」	500mg1錠	38.90
	炭酸ランタンＯＤ錠500 mg「フソー」	500mg1錠	47.40
	炭酸ランタン顆粒分包250 mg「ケミファ」	250mg1包	29.00
	炭酸ランタン顆粒分包250 mg「サワイ」	250mg1包	40.00
	炭酸ランタン顆粒分包250 mg「ＪＧ」	250mg1包	29.00
	炭酸ランタン顆粒分包250 mg「トーワ」	250mg1包	29.00
	炭酸ランタン顆粒分包250 mg「ニプロ」	250mg1包	40.00
	炭酸ランタン顆粒分包250 mg「フソー」	250mg1包	41.00
	炭酸ランタン顆粒分包250 mg「ＹＤ」	250mg1包	29.00
	炭酸ランタン顆粒分包500 mg「ケミファ」	500mg1包	82.40
	炭酸ランタン顆粒分包500 mg「サワイ」	500mg1包	82.40
	炭酸ランタン顆粒分包500 mg「ＪＧ」	500mg1包	47.70
	炭酸ランタン顆粒分包500 mg「トーワ」	500mg1包	45.40
	炭酸ランタン顆粒分包500 mg「ニプロ」	500mg1包	82.40
	炭酸ランタン顆粒分包500 mg「フソー」	500mg1包	45.70
	炭酸ランタン顆粒分包500 mg「ＹＤ」	500mg1包	51.30
局	炭酸リチウム錠100 mg「大正」	100mg1錠	10.80
局	炭酸リチウム錠200 mg「大正」	200mg1錠	12.60
	炭酸リチウム100 mg錠	100mg1錠	10.80
	炭酸リチウム200 mg錠	200mg1錠	10.80
局	単シロップ	10mL	5.10
局※	単シロップ（シオエ）	10mL	9.10
局※	単シロップ（日興製薬）	10mL	9.40
	タンドスピロンクエン酸塩5 mg錠	5mg1錠	6.30
	タンドスピロンクエン酸塩10 mg錠	10mg1錠	8.40
	タンドスピロンクエン酸塩20 mg錠	20mg1錠	16.50
	ダントリウムカプセル25 mg	25mg1カプセル	16.60
局	タンニン酸アルブミン	1ｇ	8.00
局	タンニン酸アルブミン「ニッコー」	1ｇ	9.50
	タンボコール細粒10 %	10%1ｇ	69.70
局	タンボコール錠50 mg	50mg1錠	30.80
局	タンボコール錠100 mg	100mg1錠	50.50
	（ち）		
	チアトンカプセル5 mg	5mg1カプセル	6.30
	チアトンカプセル10 mg	10mg1カプセル	7.80
	チアプリド塩酸塩25 mg錠	25mg1錠	10.80
	チアプリド塩酸塩50 mg錠	50mg1錠	10.80
	チアプリド細粒10 %「サワイ」	10%1ｇ	10.10
局	チアマゾール錠	5mg1錠	10.80
局	チアミン塩化物塩酸塩散	0.1%1ｇ	7.70
局	チアミン塩化物塩酸塩散	1%1ｇ	7.30
	チアミンジスルフィド錠10 mg「ツルハラ」	10mg1錠	6.30
	チオラ錠100	100mg1錠	20.90
	チガソンカプセル10	10mg1カプセル	502.20
	チガソンカプセル25	25mg1カプセル	1,113.20
	チキジウム臭化物カプセル10 mg「サワイ」	10mg1カプセル	7.60

	チキジウム臭化物顆粒２％「ツルハラ」	2％1ｇ	7.80
	チキジウム臭化物５mgカプセル	5mg1カプセル	6.30
	チキジウム臭化物10mgカプセル	10mg1カプセル	6.30
	チクジョ	10ｇ	16.60
局	チクセツニンジン	10ｇ	183.00
局	チクセツニンジン末	10ｇ	183.00
	チクロピジン塩酸塩100mg錠	100mg1錠	10.80
	チザニジン塩酸塩１mg錠	1mg1錠	6.30
	チザニジン錠１mg「ＪＧ」	1mg1錠	8.90
	チスタニン糖衣錠100mg	100mg1錠	6.30
	チニダゾール錠200mg「Ｆ」	200mg1錠	46.80
	チニダゾール錠500mg「Ｆ」	500mg1錠	124.70
	チノカプセル125	125mg1カプセル	19.50
局	チペピジンヒベンズ酸塩錠	10mg1錠	13.80
局	チペピジンヒベンズ酸塩錠	20mg1錠	13.80
	チメピジウム臭化物錠30mg「サワイ」	30mg1錠	6.30
局	チモ	10ｇ	16.60
局	チモール	1ｇ	18.10
	チャヨウ	10ｇ	16.30
	チャンピックス錠0.5mg	0.5mg1錠	77.50
	チャンピックス錠１mg	1mg1錠	136.10
	調剤用パンビタン末	1ｇ	8.50
局	チョウジ	10ｇ	28.80
局	チョウジ末	10ｇ	25.60
局	チョウトウコウ	10ｇ	25.50
	チョコラＡ錠１万単位	10,000単位1錠	7.10
	チョコラＡ滴0.1万単位／滴	30,000単位1mL	208.80
	チョコラＡ末１万単位／ｇ	10,000単位1ｇ	16.40
局	チョレイ	10ｇ	80.40
	チラーヂンＳ散0.01％	0.01％1ｇ	59.10
局	チラーヂンＳ錠25μg	25μg1錠	10.80
局	チラーヂンＳ錠50μg	50μg1錠	10.80
局	沈降炭酸カルシウム	10ｇ	8.00
局	沈降炭酸カルシウム「ケンエー」	10ｇ	9.70
局	沈降炭酸カルシウム錠250mg「ＮＩＧ」	250mg1錠	12.00
局	沈降炭酸カルシウム錠250mg「三和」	250mg1錠	6.10
局	沈降炭酸カルシウム錠500mg「ＮＩＧ」	500mg1錠	6.20
局	沈降炭酸カルシウム錠500mg「三和」	500mg1錠	6.20
局	チンピ	10ｇ	11.70
	（つ）		
	ツイミーグ錠500mg	500mg1錠	32.50
	ツインラインＮＦ配合経腸用液	10mL（混合調製後の内用液として）	9.10
	つくしＡ・Ｍ配合散	1ｇ	6.90
	ツートラム錠25mg	25mg1錠	25.80
	ツートラム錠50mg	50mg1錠	42.30
	ツートラム錠100mg	100mg1錠	74.60
	ツートラム錠150mg	150mg1錠	102.80
	ツベルミン錠100mg	100mg1錠	126.40
	ツムラ安中散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	10.80
	ツムラ胃苓湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	16.40
	ツムラ茵蔯蒿湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.90
	ツムラ茵蔯五苓散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	25.50
	ツムラ温経湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	37.20
	ツムラ温清飲エキス顆粒（医療用）	1ｇ	15.20
	ツムラ越婢加朮湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	16.10
	ツムラ黄耆建中湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	8.10
	ツムラ黄連解毒湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	14.10
	ツムラ黄連湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	32.30
	ツムラ乙字湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	15.20
	ツムラ葛根湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.40
	ツムラ葛根湯加川芎辛夷エキス顆粒（医療用）	1ｇ	10.10
	ツムラ加味帰脾湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	25.90
	ツムラ加味逍遙散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	15.90
	ツムラ甘麦大棗湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	12.20
	ツムラ桔梗湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	6.90
	ツムラ帰脾湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	30.20
	ツムラ芎帰膠艾湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	8.00
	ツムラ荊芥連翹湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	18.50
	ツムラ桂枝加芍薬大黄湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	14.40
	ツムラ桂枝加芍薬湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	7.50
	ツムラ桂枝加朮附湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	14.90
	ツムラ桂枝加竜骨牡蛎湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.80
	ツムラ桂枝湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	6.90
	ツムラ桂枝人参湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	21.80
	ツムラ桂枝茯苓丸エキス顆粒（医療用）	1ｇ	14.10
	ツムラ桂枝茯苓丸加薏苡仁エキス顆粒（医療用）	1ｇ	16.40
	ツムラ啓脾湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	31.10
	ツムラ香蘇散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	10.70
	ツムラ五虎湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	11.00
	ツムラ五積散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.40
	ツムラ牛車腎気丸エキス顆粒（医療用）	1ｇ	17.70
	ツムラ呉茱萸湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	15.30
	ツムラ五淋散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	17.00
	ツムラ五苓散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.50
	ツムラ柴陥湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	33.20
	ツムラ柴胡加竜骨牡蛎湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	20.20
	ツムラ柴胡桂枝乾姜湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	28.40
	ツムラ柴胡桂枝湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	24.20

	ツムラ柴胡清肝湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	31.20
	ツムラ柴朴湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	33.90
	ツムラ柴苓湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	45.00
	ツムラ三黄瀉心湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.20
	ツムラ酸棗仁湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	18.00
	ツムラ三物黄芩湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	7.40
	ツムラ滋陰降火湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	17.90
	ツムラ滋陰至宝湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	15.10
	ツムラ四逆散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	16.80
	ツムラ四君子湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	28.20
	ツムラ七物降下湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.10
	ツムラ四物湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.50
	ツムラ炙甘草湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	29.40
	ツムラ芍薬甘草湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	10.40
	ツムラ十全大補湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	18.40
	ツムラ十味敗毒湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	14.10
	ツムラ潤腸湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	15.20
	ツムラ小建中湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	6.90
	ツムラ小柴胡湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	29.40
	ツムラ小柴胡湯加桔梗石膏エキス顆粒（医療用）	1ｇ	37.10
	ツムラ小青竜湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	12.80
	ツムラ小半夏加茯苓湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	10.70
	ツムラ消風散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	12.10
	ツムラ升麻葛根湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	6.90
	ツムラ辛夷清肺湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	15.50
	ツムラ参蘇飲エキス顆粒（医療用）	1ｇ	19.20
	ツムラ神秘湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	14.80
	ツムラ真武湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.10
	ツムラ清上防風湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	12.30
	ツムラ清暑益気湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	21.60
	ツムラ清心蓮子飲エキス顆粒（医療用）	1ｇ	29.00
	ツムラ清肺湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	17.10
	ツムラ川芎茶調散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.20
	ツムラ疎経活血湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	16.20
	ツムラ大黄甘草湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	8.00
	ツムラ大黄牡丹皮湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.10
	ツムラ大建中湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.70
	ツムラ大柴胡湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	21.90
	ツムラ大承気湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	10.80
	ツムラ大防風湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	20.90
	ツムラ竹筎温胆湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	28.70
	ツムラ治打撲一方エキス顆粒（医療用）	1ｇ	8.30
	ツムラ治頭瘡一方エキス顆粒（医療用）	1ｇ	12.80
	ツムラ調胃承気湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	6.90
	ツムラ釣藤散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	34.70
	ツムラ猪苓湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.70
	ツムラ猪苓湯合四物湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	22.90
	ツムラ通導散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	14.60
	ツムラ桃核承気湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	12.80
	ツムラ当帰飲子エキス顆粒（医療用）	1ｇ	21.00
	ツムラ当帰建中湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	14.60
	ツムラ当帰四逆加呉茱萸生姜湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	16.60
	ツムラ当帰芍薬散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	14.90
	ツムラ当帰湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	31.00
	ツムラ二朮湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	11.50
	ツムラ二陳湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	14.90
	ツムラ女神散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	21.80
	ツムラ人参湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.90
	ツムラ人参養栄湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	20.00
局	ツムラの生薬オウギ	10ｇ	24.20
局	ツムラの生薬オウゴン	10ｇ	25.20
局	ツムラの生薬オウバク	10ｇ	29.50
局	ツムラの生薬オウレン	10ｇ	117.40
局	ツムラの生薬カロコン	10ｇ	22.50
局	ツムラの生薬カンキョウ	10ｇ	19.90
局	ツムラの生薬カンゾウ	10ｇ	27.70
局	ツムラの生薬キョウカツ	10ｇ	78.10
局	ツムラの生薬キョウニン	10ｇ	20.70
局	ツムラの生薬クジン	10ｇ	17.50
局	ツムラの生薬ケイヒ	10ｇ	21.10
局	ツムラの生薬コウカ	10ｇ	64.10
	ツムラの生薬コウジン末（調剤用）	1ｇ	33.90
局	ツムラの生薬コウブシ	10ｇ	16.40
局	ツムラの生薬コウボク	10ｇ	23.70
局	ツムラの生薬ゴシツ	10ｇ	24.80
局	ツムラの生薬サイコ	10ｇ	59.90
局	ツムラの生薬サイシン	10ｇ	93.60
局	ツムラの生薬サンシシ	10ｇ	17.70
局	ツムラの生薬サンショウ	10ｇ	347.10
局	ツムラの生薬ジオウ	10ｇ	25.20
局	ツムラの生薬シャゼンシ	10ｇ	16.00
局	ツムラの生薬ショウキョウ	10ｇ	19.60
局	ツムラの生薬シンイ	10ｇ	58.40

局	ツムラの生薬ソウジュツ	10ｇ	33.40
局	ツムラの生薬ソウハクヒ	10ｇ	20.20
局	ツムラの生薬ソヨウ	10ｇ	33.00
局	ツムラの生薬ダイオウ	10ｇ	24.40
局	ツムラの生薬タクシャ	10ｇ	22.20
局	ツムラの生薬チョウトウコウ	10ｇ	26.10
局	ツムラの生薬チンピ	10ｇ	13.10
局	ツムラの生薬トウキ	10ｇ	34.00
局	ツムラの生薬バクモンドウ	10ｇ	59.00
局	ツムラの生薬ハッカ	10ｇ	24.30
局	ツムラの生薬ハンゲ	10ｇ	59.40
局	ツムラの生薬ビャクシ	10ｇ	32.50
局	ツムラの生薬ブクリョウ	10ｇ	31.10
局	ツムラの生薬ボウフウ	10ｇ	42.60
局	ツムラの生薬マオウ	10ｇ	16.30
局	ツムラの生薬モクツウ	10ｇ	18.50
局	ツムラの生薬ヨクイニン	10ｇ	10.70
局	ツムラの生薬リュウコツ	10ｇ	25.10
局	ツムラの生薬レンギョウ	10ｇ	43.90
	ツムラ排膿散及湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.40
	ツムラ麦門冬湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	16.50
	ツムラ八味地黄丸エキス顆粒（医療用）	1ｇ	9.80
	ツムラ半夏厚朴湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	14.60
	ツムラ半夏瀉心湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	22.30
	ツムラ半夏白朮天麻湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	23.20
	ツムラ白虎加人参湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	17.70
	ツムラ茯苓飲エキス顆粒（医療用）	1ｇ	21.60
	ツムラ茯苓飲合半夏厚朴湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	31.20
	ツムラ平胃散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	12.20
	ツムラ防已黄耆湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	9.60
	ツムラ防風通聖散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.80
	ツムラ補中益気湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	22.40
	ツムラ麻黄湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	11.40
	ツムラ麻黄附子細辛湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	18.40
	ツムラ麻杏甘石湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	10.80
	ツムラ麻杏薏甘湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	8.70
	ツムラ麻子仁丸エキス顆粒（医療用）	1ｇ	9.90
	ツムラ木防已湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.20
	ツムラ薏苡仁湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	15.80
	ツムラ抑肝散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	16.10
	ツムラ抑肝散加陳皮半夏エキス顆粒（医療用）	1ｇ	14.40
	ツムラ六君子湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	17.90
	ツムラ立効散エキス顆粒（医療用）	1ｇ	10.30
	ツムラ竜胆瀉肝湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	16.40
	ツムラ苓甘姜味辛夏仁湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	30.20
	ツムラ苓姜朮甘湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	12.50
	ツムラ苓桂朮甘湯エキス顆粒（医療用）	1ｇ	6.90
	ツムラ六味丸エキス顆粒（医療用）	1ｇ	13.80
局	ツルイのカンゾウＭ	10ｇ	27.70
局	ツルイのサイコＭ	10ｇ	59.90
局	ツルイのジオウＭ	10ｇ	25.20
局	ツルイのソウジュツＭ	10ｇ	33.40
局	ツルイのハンゲＭ	10ｇ	59.40
局	ツルイのブクリョウＭ	10ｇ	31.10
	ツルバダ配合錠	1錠	2,414.70
	ツロブテロール塩酸塩ＤＳ小児用0.1％「タカタ」	0.1％1ｇ	6.90

（て）

	ディアコミットカプセル250 mg	250mg1カプセル	793.70
	ディアコミットドライシロップ分包250 mg	250mg1包	791.10
	ディアコミットドライシロップ分包500 mg	500mg1包	1,580.70
	ティーエスワン配合ＯＤ錠Ｔ20	20mg1錠（テガフール相当量）	220.80
	ティーエスワン配合ＯＤ錠Ｔ25	25mg1錠（テガフール相当量）	301.00
	ティーエスワン配合カプセルＴ20	20mg1カプセル（テガフール相当量）	220.80
	ティーエスワン配合カプセルＴ25	25mg1カプセル（テガフール相当量）	301.00
	ティーエスワン配合顆粒Ｔ20	20mg1包（テガフール相当量）	406.50
	ティーエスワン配合顆粒Ｔ25	25mg1包（テガフール相当量）	546.10
局	dl－メチルエフェドリン塩酸塩散10％	10％1ｇ	8.00
局	dl－メチルエフェドリン塩酸塩散10％「メタル」	10％1ｇ	10.00
	ディオバンＯＤ錠20 mg	20mg1錠	10.80
	ディオバンＯＤ錠40 mg	40mg1錠	13.70
	ディオバンＯＤ錠80 mg	80mg1錠	18.30
	ディオバンＯＤ錠160 mg	160mg1錠	25.80
局	ディオバン錠20 mg	20mg1錠	10.80
局	ディオバン錠40 mg	40mg1錠	13.70
局	ディオバン錠80 mg	80mg1錠	18.30
局	ディオバン錠160 mg	160mg1錠	25.80
	ディクアノン懸濁用配合顆粒	1ｇ	6.90
	ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩錠2 mg「ＮＩＧ」	2mg1錠	6.10
	ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩シロップ0.04％「ツルハラ」	0.04％10mL	8.20
	ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩シロップ0.04％「トーワ」	0.04％10mL	8.20
	ｄ－クロルフェニラミンマレイン酸塩シロップ0.04％「日新」	0.04％10mL	8.20
局	Ｄ－ソルビトール	10ｇ	11.90
局	Ｄ－ソルビトール液	65％10mL	10.20
局	Ｄ－ソルビトール液	75％10mL	10.90
	ディナゲスト錠0.5 mg	0.5mg1錠	67.70
	ディナゲスト錠1 mg	1mg1錠	71.20
	ティブソボ錠250 mg	250mg1錠	30,007.60
	ディレグラ配合錠	1錠	24.70
	デエビゴ錠2.5 mg	2.5mg1錠	43.70
	デエビゴ錠5 mg	5mg1錠	69.50

デエビゴ錠10 mg	10mg1錠	103.60
テオドール顆粒20 %	20%1ｇ	12.20
テオドール錠50 mg	50mg1錠	6.30
テオドール錠100 mg	100mg1錠	6.30
テオドール錠200 mg	200mg1錠	8.10
テオフィリン徐放カプセル50 mg「サンド」	50mg1カプセル	6.30
テオフィリン徐放カプセル100 mg「サンド」	100mg1カプセル	6.30
テオフィリン徐放カプセル200 mg「サンド」	200mg1カプセル	10.10
テオフィリン徐放ＤＳ小児用20 %「トーワ」	20%1ｇ	30.70
テオフィリン徐放ドライシロップ小児用20 %「サワイ」	20%1ｇ	28.90
テオフィリン徐放Ｕ錠100 mg「トーワ」	100mg1錠	6.30
テオフィリン徐放Ｕ錠200 mg「トーワ」	200mg1錠	6.30
テオフィリン徐放Ｕ錠400 mg「トーワ」	400mg1錠	6.30
テオフィリンドライシロップ20 %「タカタ」	20%1ｇ	50.10
テオフィリン50 mg徐放錠	50mg1錠	6.30
テオフィリン100 mg徐放錠	100mg1錠	6.30
テオフィリン200 mg徐放錠	200mg1錠	6.30
テオロング錠200 mg	200mg1錠	10.10
デカドロン錠0.5 mg	0.5mg1錠	6.30
デカドロン錠4 mg	4mg1錠	23.40
テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウムＴ25カプセル	25mg1カプセル（テガフール相当量）	80.20
テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウムＴ25口腔内崩壊錠	25mg1錠（テガフール相当量）	80.20
デキサメタゾンエリキシル0.01 %「日新」	0.01%1mL	7.10
デキストロメトルファン臭化水素酸塩細粒10 %「ツルハラ」	10%1ｇ	20.80
デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠15 mg「ＮＰ」	15mg1錠	8.60
デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠15 mg「ツルハラ」	15mg1錠	8.60
デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠15 mg「トーワ」	15mg1錠	6.30
テクフィデラカプセル120 mg	120mg1カプセル	2,061.70
テクフィデラカプセル240 mg	240mg1カプセル	4,132.00
テグレトール細粒50 %	50%1ｇ	25.10
テグレトール錠100 mg	100mg1錠	6.30
テグレトール錠200 mg	200mg1錠	7.40
デザレックス錠5 mg	5mg1錠	33.40
デシコビ配合錠ＨＴ	1錠	3,991.50
デシコビ配合錠ＬＴ	1錠	2,781.10
テシプール錠1 mg	1mg1錠	7.00
デソパン錠60 mg	60mg1錠	386.20
デタントールＲ錠3 mg	3mg1錠	22.50
デタントールＲ錠6 mg	6mg1錠	43.50
デタントール錠0.5 mg	0.5mg1錠	8.30
デタントール錠1 mg	1mg1錠	12.80
テトラミド錠10 mg	10mg1錠	7.80
テトラミド錠30 mg	30mg1錠	21.30
テネリアＯＤ錠20 mg	20mg1錠	91.40
テネリアＯＤ錠40 mg	40mg1錠	136.90
テネリア錠20 mg	20mg1錠	91.40
テネリア錠40 mg	40mg1錠	136.90
テノゼット錠300 mg	300mg1錠	388.60
デノタスチュアブル配合錠	1錠	10.90
デノパミン錠5 mg「日医工」	5mg1錠	10.50
デノパミン錠10 mg「日医工」	10mg1錠	17.30
テノーミン錠25	25mg1錠	7.50
テノーミン錠50	50mg1錠	7.90
㊎ デパケンＲ錠100 mg	100mg1錠	10.80
㊎ デパケンＲ錠200 mg	200mg1錠	10.80
デパケン細粒40 %	40%1ｇ	19.00
㊎ デパケン錠100 mg	100mg1錠	10.80
㊎ デパケン錠200 mg	200mg1錠	10.80
㊎ デパケンシロップ5 %	5%1mL	10.90
㊎ デパス細粒1 %	1%1ｇ	29.50
㊎ デパス錠0.25 mg	0.25mg1錠	10.80
㊎ デパス錠0.5 mg	0.5mg1錠	10.80
㊎ デパス錠1 mg	1mg1錠	10.80
テビケイ錠50 mg	50mg1錠	3,108.80
デフェラシロクス顆粒分包90 mg「サワイ」	90mg1包	319.90
デフェラシロクス顆粒分包90 mg「サンド」	90mg1包	319.90
デフェラシロクス顆粒分包360 mg「サワイ」	360mg1包	1,173.00
デフェラシロクス顆粒分包360 mg「サンド」	360mg1包	1,173.00
テプミトコ錠250 mg	250mg1錠	14,399.00
テプレノン細粒10 %「サワイ」	10%1ｇ	8.90
テプレノン細粒10 %「ツルハラ」	10%1ｇ	8.90
テプレノン細粒10 %「トーワ」	10%1ｇ	8.90
テプレノン細粒10 %「ＹＤ」	10%1ｇ	8.90
テプレノン50 mgカプセル	50mg1カプセル	10.80
㊎ デプロメール錠25	25mg1錠	15.40
㊎ デプロメール錠50	50mg1錠	22.70
㊎ デプロメール錠75	75mg1錠	32.80
デベルザ錠20 mg	20mg1錠	138.70
デムサーカプセル250 mg	250mg1カプセル	5,961.90
テモカプリル塩酸塩1 mg錠	1mg1錠	10.80
テモカプリル塩酸塩2 mg錠	2mg1錠	16.20
テモカプリル塩酸塩4 mg錠	4mg1錠	32.30
テモゾロミド錠20 mg「ＮＫ」	20mg1錠	786.50
テモゾロミド錠100 mg「ＮＫ」	100mg1錠	3,755.00
テモダールカプセル20 mg	20mg1カプセル	1,229.10
テモダールカプセル100 mg	100mg1カプセル	5,904.00
デュオドーパ配合経腸用液	100mL1カセット	15,282.20
デュタステリドカプセル0.5 mgＡＶ「サワイ」	0.5mg1カプセル	25.70
デュタステリドカプセル0.5 mgＡＶ「ＪＧ」	0.5mg1カプセル	25.70
デュタステリドカプセル0.5 mgＡＶ「武田テバ」	0.5mg1カプセル	25.70
デュタステリドカプセル0.5 mgＡＶ「ＤＳＥＰ」	0.5mg1カプセル	25.70
デュタステリドカプセル0.5 mgＡＶ「ＴＣ」	0.5mg1カプセル	25.70
デュタステリドカプセル0.5 mgＡＶ「トーワ」	0.5mg1カプセル	25.70
デュタステリドカプセル0.5 mgＡＶ「ニプロ」	0.5mg1カプセル	25.70
デュタステリドカプセル0.5 mgＡＶ「ＢＭＤ」	0.5mg1カプセル	25.70
デュタステリド錠0.5 mgＡＶ「ＮＳ」	0.5mg1錠	25.70
デュタステリド錠0.5 mgＡＶ「ＤＳＥＰ」	0.5mg1錠	25.70
デュタステリド錠0.5 mgＡＶ「明治」	0.5mg1錠	25.70

	デュタステリド錠0.5mgＡＶ「ＹＤ」	0.5mg1錠	25.70
	デュタステリド0.5mgカプセル	0.5mg1カプセル	21.10
局	デュファストン錠5mg	5mg1錠	23.30
	デュロキセチン塩酸塩20mgカプセル	20mg1カプセル	20.50
	デュロキセチン塩酸塩30mgカプセル	30mg1カプセル	24.20
	デュロキセチンＯＤ錠20mg「ニプロ」	20mg1錠	23.00
	デュロキセチンＯＤ錠20mg「明治」	20mg1錠	23.00
	デュロキセチンＯＤ錠30mg「ニプロ」	30mg1錠	30.50
	デュロキセチンＯＤ錠30mg「明治」	30mg1錠	30.50
	デュロキセチンカプセル20mg「アメル」	20mg1カプセル	23.00
	デュロキセチンカプセル20mg「オーハラ」	20mg1カプセル	23.00
	デュロキセチンカプセル20mg「杏林（きょう）」	20mg1カプセル	25.70
	デュロキセチンカプセル20mg「ＫＭＰ」	20mg1カプセル	24.10
	デュロキセチンカプセル20mg「サワイ」	20mg1カプセル	23.00
	デュロキセチンカプセル20mg「ＪＧ」	20mg1カプセル	23.00
	デュロキセチンカプセル20mg「タカタ」	20mg1カプセル	23.00
	デュロキセチンカプセル20mg「ＤＳＥＰ」	20mg1カプセル	23.00
	デュロキセチンカプセル20mg「トーワ」	20mg1カプセル	23.00
	デュロキセチンカプセル20mg「日新」	20mg1カプセル	23.00
	デュロキセチンカプセル20mg「ニプロ」	20mg1カプセル	23.00
	デュロキセチンカプセル20mg「フェルゼン」	20mg1カプセル	23.00
	デュロキセチンカプセル20mg「三笠（かさ）」	20mg1カプセル	23.00
	デュロキセチンカプセル20mg「明治」	20mg1カプセル	23.00
	デュロキセチンカプセル20mg「ＹＤ」	20mg1カプセル	23.00
	デュロキセチンカプセル30mg「アメル」	30mg1カプセル	30.50
	デュロキセチンカプセル30mg「オーハラ」	30mg1カプセル	30.50
	デュロキセチンカプセル30mg「ＫＭＰ」	30mg1カプセル	30.50
	デュロキセチンカプセル30mg「サワイ」	30mg1カプセル	30.50
	デュロキセチンカプセル30mg「ＪＧ」	30mg1カプセル	30.50
	デュロキセチンカプセル30mg「タカタ」	30mg1カプセル	30.50
	デュロキセチンカプセル30mg「ＤＳＥＰ」	30mg1カプセル	30.50
	デュロキセチンカプセル30mg「トーワ」	30mg1カプセル	30.50
	デュロキセチンカプセル30mg「日新」	30mg1カプセル	30.50
	デュロキセチンカプセル30mg「ニプロ」	30mg1カプセル	30.50
	デュロキセチンカプセル30mg「フェルゼン」	30mg1カプセル	30.50
	デュロキセチンカプセル30mg「三笠（かさ）」	30mg1カプセル	30.50
	デュロキセチンカプセル30mg「明治」	30mg1カプセル	30.50
	デュロキセチンカプセル30mg「ＹＤ」	30mg1カプセル	30.50
	デュロキセチン錠20mg「ケミファ」	20mg1錠	23.00
	デュロキセチン錠20mg「トーワ」	20mg1錠	23.50
	デュロキセチン錠30mg「ケミファ」	30mg1錠	30.50
	デュロキセチン錠30mg「トーワ」	30mg1錠	31.60
局	テラムロ配合錠ＡＰ「ＥＥ」	1錠	19.50
局	テラムロ配合錠ＡＰ「ＮＩＧ」	1錠	19.50
局	テラムロ配合錠ＡＰ「サワイ」	1錠	19.50
局	テラムロ配合錠ＡＰ「ＤＳＥＰ」	1錠	19.50
局	テラムロ配合錠ＡＰ「トーワ」	1錠	19.50
	テラムロ配合錠ＡＰ「日医工」	1錠	10.80
局	テラムロ配合錠ＡＰ「ニプロ」	1錠	10.80
局	テラムロ配合錠ＢＰ「ＥＥ」	1錠	28.30
局	テラムロ配合錠ＢＰ「ＮＩＧ」	1錠	28.30
局	テラムロ配合錠ＢＰ「サワイ」	1錠	28.30
局	テラムロ配合錠ＢＰ「ＤＳＥＰ」	1錠	28.30
局	テラムロ配合錠ＢＰ「トーワ」	1錠	28.30
	テラムロ配合錠ＢＰ「日医工」	1錠	12.60
局	テラムロ配合錠ＢＰ「ニプロ」	1錠	12.60
局	テルチア配合錠ＡＰ「ＮＩＧ」	1錠	19.80
局	テルチア配合錠ＡＰ「サワイ」	1錠	19.80
局	テルチア配合錠ＡＰ「ＤＳＥＰ」	1錠	19.80
局	テルチア配合錠ＡＰ「トーワ」	1錠	19.80
局	テルチア配合錠ＡＰ「日医工」	1錠	10.80
局	テルチア配合錠ＢＰ「ＮＩＧ」	1錠	27.60
局	テルチア配合錠ＢＰ「サワイ」	1錠	27.60
局	テルチア配合錠ＢＰ「ＤＳＥＰ」	1錠	27.60
局	テルチア配合錠ＢＰ「トーワ」	1錠	27.60
	デルティバ錠50mg	50mg1錠	5,999.20
	テルネリン顆粒（か）0.2％	0.2%1g	17.70
	テルネリン錠1mg	1mg1錠	7.30
	テルビナフィン塩酸塩125mg錠	125mg1錠	29.60
局	テルビナフィン錠125mg「イワキ」	125mg1錠	32.70
局	テルビナフィン錠125mg「タカタ」	125mg1錠	32.70
局	テルビナフィン錠125mg「ＴＣＫ」	125mg1錠	32.70
局	テルビナフィン錠125mg「トーワ」	125mg1錠	32.70
	テルミサルタンＯＤ錠40mg「サワイ」	40mg1錠	10.80
	テルミサルタンＯＤ錠40mg「トーワ」	40mg1錠	16.00
局	テルミサルタン錠40mg「ＮＰＩ」	40mg1錠	15.30

局	テルミサルタン錠40mg「ケミファ」	40mg1錠	16.00
局	テルミサルタン錠40mg「ＤＳＥＰ」	40mg1錠	16.00
局	テルミサルタン錠40mg「トーワ」	40mg1錠	16.00
局	テルミサルタン錠40mg「明治」	40mg1錠	16.00
局	テルミサルタン錠80mg「ＮＰＩ」	80mg1錠	22.10
局	テルミサルタン錠80mg「ケミファ」	80mg1錠	23.50
局	テルミサルタン錠80mg「ＪＧ」	80mg1錠	23.50
局	テルミサルタン錠80mg「ＤＳＥＰ」	80mg1錠	23.50
局	テルミサルタン錠80mg「トーワ」	80mg1錠	23.50
局	テルミサルタン錠80mg「明治」	80mg1錠	23.50
	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジドＢＰ錠	1錠	10.80
	テルミサルタン20mg口腔内崩壊錠	20mg1錠	10.80
	テルミサルタン20mg錠	20mg1錠	10.80
	テルミサルタン40mg錠	40mg1錠	10.80
	テルミサルタン80mg錠	80mg1錠	10.80
	テンナンショウ	10ｇ	23.40
局	天然ケイ酸アルミニウム	10ｇ	7.70
局	テンマ	1ｇ	20.80
	テンマ末	1ｇ	22.30
局	テンモンドウ	10ｇ	49.50

（と）

	トアラセット配合錠「ＳＮ」	1錠	9.90
	トアラセット配合錠「ＮＩＧ」	1錠	9.90
	トアラセット配合錠「ＫＭＰ」	1錠	9.90
	トアラセット配合錠「ケミファ」	1錠	14.30
	トアラセット配合錠「サワイ」	1錠	14.30
	トアラセット配合錠「サンド」	1錠	9.90
	トアラセット配合錠「ＪＧ」	1錠	9.90
	トアラセット配合錠「ＴＣ」	1錠	14.30
	トアラセット配合錠「ＴＣＫ」	1錠	9.90
	トアラセット配合錠「トーワ」	1錠	9.90
	トアラセット配合錠「三笠」	1錠	9.90
局	トウガシ	10ｇ	15.10
局	トウガラシ	10ｇ	12.30
局	トウガラシ末	10ｇ	15.40
局	トウキ	10ｇ	30.70
局	トウキダイコーＭ	10ｇ	32.90
局	トウキ末	10ｇ	39.80
	トウドクカツ	10ｇ	18.00
局	トウニン	10ｇ	51.30
局	トウヒ	10ｇ	20.30
局	トウヒシロップ	10mL	13.00
局	トウヒチンキ	1mL	10.90
	トウヒ末	10ｇ	19.70
	ドウベイト配合錠	1錠	4,792.00
局	トウモロコシデンプン	10ｇ	8.00
局	トウモロコシデンプン「ヨシダ」	10ｇ	8.40
	〔東洋〕安中散料エキス細粒	1ｇ	10.50
	〔東洋〕温清飲エキス細粒	1ｇ	14.40
	〔東洋〕黄耆建中湯エキス細粒	1ｇ	18.20
	〔東洋〕黄連解毒湯エキス細粒	1ｇ	20.40
	〔東洋〕黄連湯エキス細粒	1ｇ	34.30
	〔東洋〕葛根湯エキス細粒	1ｇ	12.50
	〔東洋〕葛根湯加川芎辛夷エキス細粒	1ｇ	14.00
	〔東洋〕加味帰脾湯エキス細粒	1ｇ	19.70
	〔東洋〕加味逍遙散エキス細粒	1ｇ	17.40
	〔東洋〕桂枝加黄耆湯エキス細粒	1ｇ	15.10
	〔東洋〕桂枝加葛根湯エキス細粒	1ｇ	14.60
	〔東洋〕桂枝加厚朴杏仁湯エキス細粒	1ｇ	13.40
	〔東洋〕桂枝加芍薬湯エキス細粒	1ｇ	11.90
	〔東洋〕桂枝茯苓丸料エキス細粒	1ｇ	11.40
	〔東洋〕啓脾湯エキス細粒	1ｇ	24.20
	〔東洋〕桂麻各半湯エキス細粒	1ｇ	15.30
	〔東洋〕五淋散エキス細粒	1ｇ	14.60
	〔東洋〕五苓散料エキス細粒	1ｇ	13.00
	〔東洋〕四君子湯エキス細粒	1ｇ	26.80
	〔東洋〕七物降下湯エキス細粒	1ｇ	10.40
	〔東洋〕芍薬甘草湯エキス細粒	1ｇ	12.40
	〔東洋〕十全大補湯エキス細粒	1ｇ	16.70
	〔東洋〕十味敗毒湯エキス細粒	1ｇ	16.80
	〔東洋〕小柴胡湯エキス細粒	1ｇ	28.00
	〔東洋〕神秘湯エキス細粒	1ｇ	18.50
	〔東洋〕清心連子飲エキス細粒	1ｇ	22.60
	〔東洋〕大柴胡湯エキス細粒	1ｇ	28.00
	〔東洋〕猪苓湯エキス細粒	1ｇ	13.90
	〔東洋〕当帰芍薬散料エキス細粒	1ｇ	10.80
	〔東洋〕二陳湯エキス細粒	1ｇ	16.10
	〔東洋〕人参湯エキス細粒	1ｇ	25.80
	〔東洋〕半夏厚朴湯エキス細粒	1ｇ	16.50
	〔東洋〕半夏瀉心湯エキス細粒	1ｇ	26.60
	〔東洋〕防風通聖散料エキス細粒	1ｇ	11.00
	〔東洋〕補中益気湯エキス細粒	1ｇ	20.90
	〔東洋〕薏苡仁湯エキス細粒	1ｇ	10.40
	〔東洋〕六君子湯エキス細粒	1ｇ	22.40
	〔東洋〕龍胆瀉肝湯エキス細粒	1ｇ	11.20
	〔東洋〕苓桂朮甘湯エキス細粒	1ｇ	11.00
	〔東洋〕六味地黄丸料エキス細粒	1ｇ	13.10
局	ドキサゾシン錠４mg「ＥＭＥＣ」	4mg1錠	15.00
局	ドキサゾシン錠４mg「ＮＳ」	4mg1錠	15.00
局	ドキサゾシン錠４mg「サワイ」	4mg1錠	15.00
局	ドキサゾシン錠４mg「ＪＧ」	4mg1錠	15.00
局	ドキサゾシン錠４mg「テバ」	4mg1錠	15.00
局	ドキサゾシン錠４mg「トーワ」	4mg1錠	15.00
局	ドキサゾシン錠４mg「ＹＤ」	4mg1錠	15.00

	ドキサゾシンメシル酸塩0.5mg錠	0.5mg1錠	10.80
	ドキサゾシンメシル酸塩1mg錠	1mg1錠	10.80
	ドキサゾシンメシル酸塩2mg錠	2mg1錠	10.80
	ドキサゾシンメシル酸塩4mg錠	4mg1錠	10.80
㊎	ドクカツ	10g	12.90
㊎	ドグマチールカプセル50mg	50mg1カプセル	10.80
	ドグマチール細粒10％	10％1g	8.70
	ドグマチール細粒50％	50％1g	19.40
㊎	ドグマチール錠50mg	50mg1錠	10.80
㊎	ドグマチール錠100mg	100mg1錠	10.80
㊎	ドグマチール錠200mg	200mg1錠	10.80
	トコフェロール酢酸エステルカプセル100mg「ＶＴＲＳ」	100mg1カプセル	6.30
	トコフェロール酢酸エステル顆粒20％「ツルハラ」	20％1g	7.70
	トコフェロール酢酸エステル錠50mg「トーワ」	50mg1錠	6.30
	トコフェロール酢酸エステル錠100mg「ツルハラ」	100mg1錠	8.10
	トコフェロールニコチン酸エステルカプセル100mg「トーワ」	100mg1カプセル	6.30
	トコフェロールニコチン酸エステルカプセル200mg「サワイ」	200mg1カプセル	7.50
	トコフェロールニコチン酸エステルカプセル200mg「ＴＣ」	200mg1カプセル	7.50
	トコフェロールニコチン酸エステルカプセル200mg「日医工」	200mg1カプセル	7.50
	トコフェロールニコチン酸エステルカプセル200mg「ホリイ」	200mg1カプセル	6.30
㊎	トコン	1g	72.20
㊎	トコン末	1g	71.70
	トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用15％「タカタ」	150mg1g	102.60
	トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用15％「ＴＣＫ」	150mg1g	102.60
	トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用15％「トーワ」	150mg1g	102.60
	トスフロキサシントシル酸塩小児用細粒15％「明治」	150mg1g	102.60
㊎	トスフロキサシントシル酸塩錠75mg「サワイ」	75mg1錠	37.80
㊎	トスフロキサシントシル酸塩錠150mg「サワイ」	150mg1錠	28.60
	トスフロキサシントシル酸塩75mg錠	75mg1錠	23.20
	トスフロキサシントシル酸塩150mg錠	150mg1錠	22.00
㊎	トチモトのイレイセン	10g	19.40
㊎	トチモトのインチンコウ	10g	26.50
㊎	トチモトのウヤク	10g	16.60
㊎	トチモトのオウギ	10g	24.20
㊎	トチモトのオウゴン	10g	25.20
㊎	トチモトのオウバク	10g	29.50
㊎	トチモトのオウヒ	10g	16.10
㊎	トチモトのオウレン	10g	117.40
㊎	トチモトのガジュツ	10g	11.40
㊎	トチモトのカッセキ	10g	20.50
㊎	トチモトのカロコン	10g	22.50
㊎	トチモトの乾姜	10g	19.90
㊎	トチモトのカンゾウ	10g	27.70
㊎	トチモトのキジツ	10g	14.40
	トチモトのキッピ	10g	13.00
㊎	トチモトのキョウカツ	10g	78.10
㊎	トチモトのキョウニン	10g	20.70
㊎	トチモトのクジン	10g	17.50
㊎	トチモトのケイガイ	10g	22.80
㊎	トチモトのケイヒ	10g	21.10
㊎	トチモトのコウカ	10g	64.10
㊎	トチモトのコウジン	1g	12.40
	トチモトのコウジン末ＡＭ	1g	18.40
㊎	トチモトのコウブシ	10g	16.40
㊎	トチモトのコウブシ末	10g	17.20
㊎	トチモトのコウボク	10g	23.70
㊎	トチモトのゴシツ	10g	24.80
㊎	トチモトのサイコ	10g	59.90
㊎	トチモトのサイシン	10g	93.60
㊎	トチモトのサフラン	1g	392.40
㊎	トチモトのサンシシ	10g	17.70
㊎	トチモトのサンシシ末	10g	27.00
㊎	トチモトのサンシュユ	10g	59.00
㊎	トチモトのサンショウ	10g	347.10
㊎	トチモトのサンヤク	10g	22.10
㊎	トチモトのジオウ	10g	25.20
㊎	トチモトのジコッピ	10g	32.70
㊎	トチモトのシツリシ	10g	19.50
㊎	トチモトのシャゼンシ	10g	16.00
㊎	トチモトのシュクシャ	10g	42.70
㊎	トチモトのショウキョウ	10g	19.60
㊎	トチモトのショウマ	10g	16.50
㊎	トチモトのシンイ	10g	57.60
	トチモトのセンタイ	10g	99.30
㊎	トチモトのソウジュツ	10g	33.40
㊎	トチモトのソウジュツ末	10g	30.40
㊎	トチモトのソウハクヒ	10g	20.20
㊎	トチモトのソヨウ	10g	33.00
㊎	トチモトのダイオウ	10g	24.40
㊎	トチモトのダイオウ末	10g	31.90
㊎	トチモトのタクシャ	10g	22.20
㊎	トチモトのタクシャ末	10g	30.00
	トチモトのチクジョ	10g	17.40
㊎	トチモトのチョウトウコウ	10g	26.10
㊎	トチモトのチンピ	10g	13.10
	トチモトのテンナンショウ	10g	25.30
㊎	トチモトのトウキ	10g	32.90
㊎	トチモトのトチュウ	10g	34.30
㊎	トチモトのニンドウ	10g	12.00
㊎	トチモトのバクモンドウ	10g	59.00
㊎	トチモトのハッカ	10g	24.30
㊎	トチモトのハンゲ	10g	59.40
㊎	トチモトのビャクゴウ	10g	25.50
㊎	トチモトのビャクシ	10g	32.50
㊎	トチモトのビワヨウ	10g	19.00
㊎	トチモトのビンロウジ	10g	16.50
㊎	トチモトのブクリョウ	10g	31.10
㊎	トチモトのブクリョウ末	10g	37.00
㊎	トチモトのボウフウ	10g	42.60
㊎	トチモトのホウブシ	10g	91.60
㊎	トチモトのボタンピ末	10g	30.60
㊎	トチモトのボレイ末	10g	13.30
㊎	トチモトのマオウ	10g	16.30
㊎	トチモトのマシニン	10g	11.50
	トチモトのマンケイシ	10g	19.10
㊎	トチモトのモクツウ	10g	18.50
㊎	トチモトのモッコウ	10g	22.30

局	トチモトのヤクチ	10ｇ	26.30
局	トチモトのヨクイニン	10ｇ	10.70
局	トチモトのリュウガンニク	10ｇ	35.60
局	トチモトのリュウコツ	10ｇ	25.10
局	トチモトのレンギョウ	10ｇ	43.90
局	トチュウ	10ｇ	31.00
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「アメル」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「ＮＰ」	3mg1錠	11.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「ＦＦＰ」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「オーハラ」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「杏林」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「ケミファ」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「サワイ」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「サンド」	3mg1錠	11.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「ＺＥ」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「タカタ」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「ＤＳＥＰ」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「ＴＣＫ」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「テバ」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「トーワ」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「日医工」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「日新」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「ニプロ」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「明治」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「ＹＤ」	3mg1錠	25.20
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「ＦＦＰ」	5mg1錠	37.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「オーハラ」	5mg1錠	37.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「杏林」	5mg1錠	37.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「ケミファ」	5mg1錠	37.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「サワイ」	5mg1錠	37.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「ＺＥ」	5mg1錠	37.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「タカタ」	5mg1錠	37.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「ＤＳＥＰ」	5mg1錠	37.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「ＴＣＫ」	5mg1錠	37.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「テバ」	5mg1錠	37.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「トーワ」	5mg1錠	37.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「日新」	5mg1錠	37.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「ニプロ」	5mg1錠	37.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「明治」	5mg1錠	37.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「ＹＤ」	5mg1錠	37.80
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「ＦＦＰ」	10mg1錠	63.00
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「オーハラ」	10mg1錠	63.00
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「杏林」	10mg1錠	63.00
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「ケミファ」	10mg1錠	63.00
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「サワイ」	10mg1錠	63.00
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「ＺＥ」	10mg1錠	63.00
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「タカタ」	10mg1錠	63.00
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「ＤＳＥＰ」	10mg1錠	63.00
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	63.00
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「テバ」	10mg1錠	63.00
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「トーワ」	10mg1錠	63.00
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「日新」	10mg1錠	63.00
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「ニプロ」	10mg1錠	63.00
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「明治」	10mg1錠	63.00
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「ＹＤ」	10mg1錠	63.00
局	ドネペジル塩酸塩細粒0.5％「サワイ」	0.5%1ｇ	35.90
局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「ＦＦＰ」	3mg1錠	25.20
局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「オーハラ」	3mg1錠	25.20
局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「杏林」	3mg1錠	25.20
局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「サワイ」	3mg1錠	25.20
局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「タカタ」	3mg1錠	25.20
局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「ＤＳＥＰ」	3mg1錠	25.20
局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「ＴＳＵ」	3mg1錠	25.20
局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「トーワ」	3mg1錠	25.20
局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「日医工」	3mg1錠	25.20
局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「日新」	3mg1錠	25.20
局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「明治」	3mg1錠	25.20
局	ドネペジル塩酸塩錠５mg「ＦＦＰ」	5mg1錠	37.80
局	ドネペジル塩酸塩錠５mg「オーハラ」	5mg1錠	37.80
局	ドネペジル塩酸塩錠５mg「杏林」	5mg1錠	37.80
局	ドネペジル塩酸塩錠５mg「サワイ」	5mg1錠	37.80
局	ドネペジル塩酸塩錠５mg「タカタ」	5mg1錠	37.80
局	ドネペジル塩酸塩錠５mg「ＤＳＥＰ」	5mg1錠	37.80
局	ドネペジル塩酸塩錠５mg「トーワ」	5mg1錠	37.80
局	ドネペジル塩酸塩錠５mg「日新」	5mg1錠	37.80
局	ドネペジル塩酸塩錠５mg「明治」	5mg1錠	37.80

局	ドネペジル塩酸塩錠10mg「ＦＦＰ」	10mg1錠	63.00
局	ドネペジル塩酸塩錠10mg「オーハラ」	10mg1錠	63.00
局	ドネペジル塩酸塩錠10mg「杏林」	10mg1錠	63.00
局	ドネペジル塩酸塩錠10mg「サワイ」	10mg1錠	63.00
局	ドネペジル塩酸塩錠10mg「タカタ」	10mg1錠	63.00
局	ドネペジル塩酸塩錠10mg「ＤＳＥＰ」	10mg1錠	63.00
局	ドネペジル塩酸塩錠10mg「トーワ」	10mg1錠	63.00
局	ドネペジル塩酸塩錠10mg「日新」	10mg1錠	63.00
局	ドネペジル塩酸塩錠10mg「明治」	10mg1錠	63.00
	ドネペジル塩酸塩内服ゼリー3mg「日医工」	3mg1個	61.10
	ドネペジル塩酸塩内服ゼリー5mg「日医工」	5mg1個	108.20
	ドネペジル塩酸塩内服ゼリー10mg「日医工」	10mg1個	246.60
	ドネペジル塩酸塩内用液3mg「トーワ」	3mg1.5mL1包	41.00
	ドネペジル塩酸塩内用液5mg「トーワ」	5mg2.5mL1包	108.20
	ドネペジル塩酸塩内用液10mg「トーワ」	10mg5mL1包	116.40
	ドネペジル塩酸塩3mg口腔内崩壊錠	3mg1錠	10.80
	ドネペジル塩酸塩3mg錠	3mg1錠	10.80
	ドネペジル塩酸塩5mg口腔内崩壊錠	5mg1錠	20.50
	ドネペジル塩酸塩5mg錠	5mg1錠	20.50
	ドネペジル塩酸塩10mg口腔内崩壊錠	10mg1錠	35.70
	ドネペジル塩酸塩10mg錠	10mg1錠	35.70
	ドパコール配合錠Ｌ50	1錠	6.30
	ドパコール配合錠Ｌ100	1錠	7.90
	ドパコール配合錠Ｌ250	1錠	29.80
	ドパストン散98.5％	98.5%1ｇ	44.10
	トビエース錠4mg	4mg1錠	128.30
	トビエース錠8mg	8mg1錠	190.20
	トピナ細粒10％	10%1ｇ	92.80
	トピナ錠25mg	25mg1錠	16.50
	トピナ錠50mg	50mg1錠	36.10
	トピナ錠100mg	100mg1錠	59.90
	トピラマート錠25mg「アメル」	25mg1錠	8.60
	トピラマート錠50mg「アメル」	50mg1錠	18.40
	トピラマート錠100mg「アメル」	100mg1錠	25.60
	トピロリック錠20mg	20mg1錠	14.80
	トピロリック錠40mg	40mg1錠	28.90
	トピロリック錠60mg	60mg1錠	39.80
	トフィソパム細粒10％「ツルハラ」	10%1ｇ	10.40
	トフィソパム50mg錠	50mg1錠	6.30
	ドプスＯＤ錠100mg	100mg1錠	28.20
	ドプスＯＤ錠200mg	200mg1錠	53.70
	ドプテレット錠20mg	20mg1錠	7,106.60
	ドベッコウ	10ｇ	67.30
局	トミロン細粒小児用20％	200mg1ｇ	189.40
局	トミロン錠50	50mg1錠	31.80
局	トミロン錠100	100mg1錠	42.40
	ドメナン錠100mg	100mg1錠	25.00
	ドメナン錠200mg	200mg1錠	40.80
局	トライコア錠53.3mg	53.3mg1錠	13.60
局	トライコア錠80mg	80mg1錠	16.20
局	トラガント	10ｇ	65.00
局	トラガント末	10ｇ	92.50
	トラクリア小児用分散錠32mg	32mg1錠	4,576.20
	トラクリア錠62.5mg	62.5mg1錠	2,913.10
	トラセミドＯＤ錠4mg「ＴＥ」	4mg1錠	6.30
	トラセミドＯＤ錠8mg「ＴＥ」	8mg1錠	6.30
	トラセミド錠4mg「ＫＯ」	4mg1錠	6.30
	トラセミド錠8mg「ＫＯ」	8mg1錠	6.30
	トラゼンタ錠5mg	5mg1錠	116.10
	トラゾドン塩酸塩錠25mg「アメル」	25mg1錠	6.30
	トラゾドン塩酸塩錠50mg「アメル」	50mg1錠	6.30
	トラディアンス配合錠ＡＰ	1錠	230.80
	トラディアンス配合錠ＢＰ	1錠	322.90
局	トラニラストＤＳ５％「ＣＨ」	5%1ｇ	8.00
	トラニラスト100mgカプセル	100mg1カプセル	10.80
局	トラネキサム酸錠500mg「ＹＤ」	500mg1錠	11.40
	トラネキサム酸シロップ５％「ＮＩＧ」	5%1mL	3.70
	トラネキサム酸250mgカプセル	250mg1カプセル	10.80
	トラネキサム酸250mg錠	250mg1錠	10.80
	トラピジル50mg錠	50mg1錠	6.30
	トラピジル100mg錠	100mg1錠	6.30
	トラベルミン配合錠	1錠	6.30
	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン錠	1錠	6.30
	トラマドール塩酸塩ＯＤ錠25mg「ＫＯ」	25mg1錠	8.40
	トラマドール塩酸塩ＯＤ錠50mg「ＫＯ」	50mg1錠	14.30
	トラマールＯＤ錠25mg	25mg1錠	13.90
	トラマールＯＤ錠50mg	50mg1錠	23.60
	トラムセット配合錠	1錠	21.40
	ドラール錠15	15mg1錠	30.90
	ドラール錠20	20mg1錠	40.10
局	トランサミンカプセル250mg	250mg1カプセル	10.80
	トランサミン散50％	50%1ｇ	8.50
局	トランサミン錠250mg	250mg1錠	10.80
局	トランサミン錠500mg	500mg1錠	10.90
	トランサミンシロップ５％	5%1mL	4.70
局	トランデート錠50mg	50mg1錠	10.80
局	トランデート錠100mg	100mg1錠	16.20
	トランドラプリル錠0.5mg「サワイ」	0.5mg1錠	13.70
	トランドラプリル錠1mg「サワイ」	1mg1錠	14.30
	トリアゾラム0.125mg錠	0.125mg1錠	6.10
	トリアゾラム0.25mg錠	0.25mg1錠	6.30
局	トリクロリールシロップ10％	10%1mL	10.90
	トリクロルメチアジド1mg錠	1mg1錠	10.80
	トリクロルメチアジド2mg錠	2mg1錠	10.80
	トリヘキシフェニジル塩酸塩散１％「ＣＨ」	1%1ｇ	14.70
局	トリヘキシフェニジル塩酸塩錠	2mg1錠	10.80
局	トリヘキシフェニジル塩酸塩錠2mg「杏林」	2mg1錠	10.40

	トリーメク配合錠	1錠	6,439.50
	トリメブチンマレイン酸塩細粒20％「ツルハラ」	20％1ｇ	13.70
	トリメブチンマレイン酸塩100mg錠	100mg1錠	6.30
	トリラホン散１％	1％1ｇ	7.50
	トリンテリックス錠10mg	10mg1錠	161.70
	トリンテリックス錠20mg	20mg1錠	242.50
	トルカプ錠160mg	160mg1錠	11,116.20
	トルカプ錠200mg	200mg1錠	13,493.20
㊎	ドルナー錠20μg	20μg1錠	17.80
	トルバプタンＯＤ錠3.75mg「ＴＥ」	3.75mg1錠	145.10
	トルバプタンＯＤ錠3.75mg「ニプロ」	3.75mg1錠	145.10
	トルバプタンＯＤ錠7.5mg「オーツカ」	7.5mg1錠	269.60
	トルバプタンＯＤ錠7.5mg「サワイ」	7.5mg1錠	269.60
	トルバプタンＯＤ錠7.5mg「ＴＥ」	7.5mg1錠	269.60
	トルバプタンＯＤ錠7.5mg「ＤＳＥＰ」	7.5mg1錠	269.60
	トルバプタンＯＤ錠7.5mg「トーワ」	7.5mg1錠	292.00
	トルバプタンＯＤ錠7.5mg「ニプロ」	7.5mg1錠	269.60
	トルバプタンＯＤ錠15mg「オーツカ」	15mg1錠	473.20
	トルバプタンＯＤ錠15mg「サワイ」	15mg1錠	473.20
	トルバプタンＯＤ錠15mg「ＴＥ」	15mg1錠	473.20
	トルバプタンＯＤ錠15mg「ＤＳＥＰ」	15mg1錠	473.20
	トルバプタンＯＤ錠15mg「トーワ」	15mg1錠	510.30
	トルバプタンＯＤ錠15mg「ニプロ」	15mg1錠	473.20
	トルバプタン顆粒１％「サワイ」	1％1ｇ	439.20
	トルバプタン顆粒１％「トーワ」	1％1ｇ	532.90
㊎	トルブタミド	1ｇ	14.10
㊎	トルブタミド錠	250mg1錠	8.70
㊎	トルブタミド錠	500mg1錠	9.80
	ドルミカムシロップ２mg／mL	0.2％1mL	1,117.80
	トレドミン錠12.5mg	12.5mg1錠	6.30
	トレドミン錠15mg	15mg1錠	7.40
	トレドミン錠25mg	25mg1錠	10.10
	トレドミン錠50mg	50mg1錠	17.30
	トレミフェン錠40mg「サワイ」	40mg1錠	78.50
	トレーランＧ液50 ｇ	150mL1瓶	205.20
	トレーランＧ液75 ｇ	225mL1瓶	205.20
	トレリーフＯＤ錠25mg	25mg1錠	513.10
	トレリーフＯＤ錠50mg	50mg1錠	733.60
	ドロエチ配合錠「あすか」	1シート	2,112.30
㊎	ドロキシドパカプセル100mg「アメル」	100mg1カプセル	49.70
㊎	ドロキシドパカプセル200mg「アメル」	200mg1カプセル	99.30
	トーワチーム配合顆粒	1ｇ	6.90
	ドンペリドン錠５mg「ＥＭＥＣ」	5mg1錠	8.90
	ドンペリドン錠10mg「ＥＭＥＣ」	10mg1錠	8.90
	ドンペリドンＤＳ小児用１％「サワイ」	1％1ｇ	6.90
	ドンペリドン５mg錠	5mg1錠	6.30
	ドンペリドン10mg錠	10mg1錠	6.30
	（な）		
	ナイキサン錠100mg	100mg1錠	6.30
	ナウゼリンＯＤ錠５	5mg1錠	6.30
	ナウゼリンＯＤ錠10	10mg1錠	7.80
	ナウゼリン錠５	5mg1錠	6.30
	ナウゼリン錠10	10mg1錠	7.80
	ナウゼリンドライシロップ１％	1％1ｇ	8.40
㊎	ナカジマ　カンゾウ　ＡＭ	10ｇ	27.70
㊎	ナカジマ　サイコ	10ｇ	59.90
㊎	ナカジマ　ジオウ	10ｇ	25.20
㊎	ナカジマ　ソウジュツ	10ｇ	33.40
㊎	ナカジマ　ハンゲ	10ｇ	59.40
㊎	ナカジマ　ブクリョウ	10ｇ	31.10
	ナゼアＯＤ錠0.1mg	0.1mg1錠	590.80
	ナディック錠30mg	30mg1錠	30.40
㊎	ナテグリニド錠30mg「日医工」	30mg1錠	10.80
㊎	ナテグリニド錠90mg「日医工」	90mg1錠	14.90
㊎	ナトリックス錠１	1mg1錠	10.80
㊎	ナトリックス錠２	2mg1錠	11.70
㊎	ナフトピジルＯＤ錠50mg「ＮＩＧ」	50mg1錠	12.30
㊎	ナフトピジルＯＤ錠50mg「ケミファ」	50mg1錠	12.30
㊎	ナフトピジルＯＤ錠50mg「ＪＧ」	50mg1錠	12.30
㊎	ナフトピジルＯＤ錠50mg「ＤＳＥＰ」	50mg1錠	12.30
㊎	ナフトピジルＯＤ錠50mg「トーワ」	50mg1錠	12.30
㊎	ナフトピジルＯＤ錠75mg「ＮＩＧ」	75mg1錠	19.00
㊎	ナフトピジルＯＤ錠75mg「ケミファ」	75mg1錠	19.00
㊎	ナフトピジルＯＤ錠75mg「ＪＧ」	75mg1錠	19.00
㊎	ナフトピジルＯＤ錠75mg「トーワ」	75mg1錠	19.00
㊎	ナフトピジル錠25mg「日医工」	25mg1錠	10.80
㊎	ナフトピジル錠75mg「日医工」	75mg1錠	14.20
	ナフトピジル25mg口腔内崩壊錠	25mg1錠	10.80
	ナフトピジル50mg口腔内崩壊錠	50mg1錠	10.80
	ナフトピジル50mg錠	50mg1錠	10.80
	ナフトピジル75mg口腔内崩壊錠	75mg1錠	14.20
	ナボールＳＲカプセル37.5	37.5mg1カプセル	9.10
	ナラトリプタン錠2.5mg「ＫＯ」	2.5mg1錠	153.30
㊍	ナルサス錠２mg	2mg1錠	206.60
㊍	ナルサス錠６mg	6mg1錠	540.00
㊍	ナルサス錠12mg	12mg1錠	990.20
㊍	ナルサス錠24mg	24mg1錠	1,815.80
	ナルティークＯＤ錠75mg	75mg1錠	2,923.20
	ナルフラフィン塩酸塩ＯＤ錠2.5μg「サワイ」	2.5μg1錠	204.40
	ナルフラフィン塩酸塩ＯＤ錠2.5μg「フソー」	2.5μg1錠	204.40
	ナルフラフィン塩酸塩ＯＤフィルム2.5μg「ニプロ」	2.5μg1錠	204.40
	ナルフラフィン塩酸塩カプセル2.5μg「キッセイ」	2.5μg1カプセル	204.40
	ナルフラフィン塩酸塩カプセル2.5μg「ケミファ」	2.5μg1カプセル	204.40
	ナルフラフィン塩酸塩カプセル2.5μg「ニプロ」	2.5μg1カプセル	204.40

	ナルフラフィン塩酸塩2.5μgカプセル	2.5μg1カプセル	97.60
㊫	ナルラピド錠1mg	1mg1錠	112.60
㊫	ナルラピド錠2mg	2mg1錠	206.60
㊫	ナルラピド錠4mg	4mg1錠	378.80
	ナンテンジツ	10g	35.30
	（に）		
㊨	ニガキ	10g	10.10
㊨	ニガキ末	10g	11.10
	ニカルジピン塩酸塩錠10mg「ツルハラ」	10mg1錠	8.20
	ニカルジピン塩酸塩錠20mg「ツルハラ」	20mg1錠	8.60
㊨	ニクズク	10g	29.10
	ニコチン酸アミド散10％「ゾンネ」	10％1g	10.70
㊨	ニコモール錠	200mg1錠	9.30
	ニコランジル2.5mg錠	2.5mg1錠	6.30
	ニコランジル5mg錠	5mg1錠	6.30
㊨	ニザチジンカプセル75mg「ＹＤ」	75mg1カプセル	10.80
	ニザチジン錠150mg「ＹＤ」	150mg1錠	10.80
	ニシスタゴンカプセル50mg	50mg1カプセル	218.90
	ニシスタゴンカプセル150mg	150mg1カプセル	573.50
	25mgアリナミンＦ糖衣錠	25mg1錠	6.30
㊨	ニセルゴリン細粒1％「サワイ」	1％1g	9.70
	ニセルゴリン5mg錠	5mg1錠	10.80
	ニチファーゲン配合錠	1錠	6.30
	ニトラゼパム1％細粒	1％1g	16.20
	ニトラゼパム5mg錠	5mg1錠	6.30
	ニトラゼパム10mg錠	10mg1錠	6.30
	ニトレンジピン5mg錠	5mg1錠	10.80
	ニトレンジピン10mg錠	10mg1錠	10.80
㊨	ニトログリセリン錠	0.3mg1錠	15.40
	ニトロペン舌下錠0.3mg	0.3mg1錠	9.80
	ニトロールＲカプセル20mg	20mg1カプセル	7.40
㊨	ニバジール錠2mg	2mg1錠	10.80
㊨	ニバジール錠4mg	4mg1錠	14.30
	ニフェジピンＬ錠10mg「サワイ」	10mg1錠	6.30
	ニフェジピンＬ錠10mg「日医工」	10mg1錠	6.30
	ニフェジピンＬ錠20mg「サワイ」	20mg1錠	6.30
	ニフェジピンＬ錠20mg「日医工」	20mg1錠	6.30
	ニフェジピンカプセル10mg「サワイ」	10mg1カプセル	8.30
㊨	ニフェジピン細粒1％「ツルハラ」	1％1g	8.00
	ニフェジピンＣＲ錠10mg「ＮＰ」	10mg1錠	8.90
	ニフェジピンＣＲ錠10mg「サワイ」	10mg1錠	8.90
	ニフェジピンＣＲ錠10mg「ＺＥ」	10mg1錠	8.90
	ニフェジピンＣＲ錠10mg「トーワ」	10mg1錠	8.90
	ニフェジピンＣＲ錠10mg「日医工」	10mg1錠	8.90
	ニフェジピンＣＲ錠20mg「ＮＰ」	20mg1錠	9.10
	ニフェジピンＣＲ錠20mg「サワイ」	20mg1錠	9.10
	ニフェジピンＣＲ錠20mg「ＺＥ」	20mg1錠	9.10
	ニフェジピンＣＲ錠20mg「トーワ」	20mg1錠	9.10
	ニフェジピンＣＲ錠20mg「日医工」	20mg1錠	9.10
	ニフェジピンＣＲ錠40mg「ＮＰ」	40mg1錠	17.00
	ニフェジピンＣＲ錠40mg「サワイ」	40mg1錠	17.00
	ニフェジピンＣＲ錠40mg「ＺＥ」	40mg1錠	17.00
	ニフェジピンＣＲ錠40mg「トーワ」	40mg1錠	17.00
	ニフェジピンＣＲ錠40mg「日医工」	40mg1錠	17.00
	ニフェジピン錠10mg「ツルハラ」	10mg1錠	6.30
	ニフェジピン5mgカプセル	5mg1カプセル	6.30
	ニフェジピン10mg徐放Ｌ錠	10mg1錠	6.30
	ニフェジピン10mg徐放ＣＲ錠	10mg1錠	6.40
	ニフェジピン20mg徐放Ｌ錠	20mg1錠	6.30
	ニフェジピン20mg徐放ＣＲ錠	20mg1錠	6.90
	ニフェジピン40mg徐放ＣＲ錠	40mg1錠	13.30
	ニフレック配合内用剤	1袋	718.40
	ニポラジン小児用細粒0.6％	0.6％1g	26.00
	ニポラジン小児用シロップ0.03％	0.03％1mL	7.10
㊨	ニポラジン錠3mg	3mg1錠	10.80
㊨	２mgセルシン錠	2mg1錠	6.40
㊨	乳酸	10g	20.90
㊨	乳酸カルシウム水和物	10g	38.40
㊨	乳酸カルシウム水和物〈ハチ〉原末	10g	41.70
㊨※	乳酸（小堺）	10g	23.80
㊨	乳糖水和物	10g	11.00
㊨	乳糖水和物原末「マルイシ」	10g	19.40
㊨※	乳糖水和物（小堺）	10g	19.40
㊨	乳糖水和物「シオエ」	10g	24.60
㊨	乳糖水和物「ホエイ」	10g	14.80
㊨	乳糖水和物「ヨシダ」	10g	24.60
㊨※	乳糖（日興製薬）	10g	24.60
㊨※	乳糖（山善）	10g	19.50
	ニュベクオ錠300mg	300mg1錠	2,053.90
	ニューレプチル細粒10％	10％1g	36.50
	ニューレプチル錠5mg	5mg1錠	6.30
	ニューレプチル錠10mg	10mg1錠	6.70
	ニューレプチル錠25mg	25mg1錠	9.20
	ニューレプチル内服液1％	1％1mL	17.40
㊨	ニューロタン錠25mg	25mg1錠	18.20
㊨	ニューロタン錠50mg	50mg1錠	33.40
㊨	ニューロタン錠100mg	100mg1錠	48.10
	ニルバジピン2mg錠	2mg1錠	10.80
	ニルバジピン4mg錠	4mg1錠	10.80
	ニロチニブカプセル150mg「サワイ」	150mg1カプセル	1,097.30
	ニロチニブカプセル200mg「サワイ」	200mg1カプセル	1,463.00
㊨	ニンジン	10g	179.70
㊨	ニンドウ	10g	11.80
	ニンラーロカプセル0.5mg	0.5mg1カプセル	24,023.70
	ニンラーロカプセル2.3mg	2.3mg1カプセル	98,306.40
	ニンラーロカプセル3mg	3mg1カプセル	125,640.00
	ニンラーロカプセル4mg	4mg1カプセル	163,865.40
	（ね）		
	ネイリンカプセル100mg	100mg1カプセル	772.60
	ネオドパストン配合錠Ｌ100	1錠	12.30
	ネオドパストン配合錠Ｌ250	1錠	36.50
	ネオドパゾール配合錠	1錠	15.60

	ネオバルギンＥＨＤ	99.0%10ｇ	15.10
	ネオファーゲンＣ配合錠	1錠	6.30
	ネオフィリン錠100 mg	100mg1錠	6.30
	ネオーラル内用液10 %	10%1mL	380.70
	ネオーラル10 mgカプセル	10mg1カプセル	36.60
	ネオーラル25 mgカプセル	25mg1カプセル	77.20
	ネオーラル50 mgカプセル	50mg1カプセル	122.60
	ネキシウムカプセル10 mg	10mg1カプセル	27.20
	ネキシウムカプセル20 mg	20mg1カプセル	48.20
	ネキシウム懸濁用顆粒分包10 mg	10mg1包	39.10
	ネキシウム懸濁用顆粒分包20 mg	20mg1包	70.40
	ネクサバール錠200 mg	200mg1錠	2,471.00
	ネクセトール錠180 mg	180mg1錠	371.50
	ネシーナ錠6.25 mg	6.25mg1錠	28.30
	ネシーナ錠12.5 mg	12.5mg1錠	53.30
	ネシーナ錠25 mg	25mg1錠	99.10
	（の）		
	ノアルテン錠（５mg）	5mg1錠	30.70
	ノイエルカプセル200 mg	200mg1カプセル	6.80
	ノイキノン錠5 mg	5mg1錠	7.30
	ノイキノン錠10 mg	10mg1錠	7.20
	ノイキノン糖衣錠10 mg	10mg1錠	7.20
	ノイロトロピン錠4単位	4単位1錠	28.10
	ノイロビタン配合錠	1錠	6.30
	ノウリアスト錠20 mg	20mg1錠	747.70
	ノクサフィル錠100 mg	100mg1錠	2,679.70
局	ノスカピン	1ｇ	241.50
局	ノックビン原末	1ｇ	140.70
	ノーベア錠100 mg	100mg1錠	73.60
	ノベルジン顆粒５%	5%1ｇ	402.20
	ノベルジン錠25 mg	25mg1錠	201.10
	ノベルジン錠50 mg	50mg1錠	321.60
局	ノリトレン錠10 mg	10mg1錠	10.80
局	ノリトレン錠25 mg	25mg1錠	10.80
局	ノルバスクＯＤ錠2.5 mg	2.5mg1錠	10.80
局	ノルバスクＯＤ錠5 mg	5mg1錠	10.80
局	ノルバスクＯＤ錠10 mg	10mg1錠	10.90
局	ノルバスク錠2.5 mg	2.5mg1錠	10.80
局	ノルバスク錠5 mg	5mg1錠	10.80
局	ノルバスク錠10 mg	10mg1錠	10.90
	ノルバデックス錠10 mg	10mg1錠	27.90
	ノルバデックス錠20 mg	20mg1錠	40.50
	ノルフロキサシン錠100 mg「サワイ」	100mg1錠	40.90
	ノルフロキサシン錠100 mg「ツルハラ」	100mg1錠	23.70
	ノルフロキサシン錠200 mg「サワイ」	200mg1錠	64.20
	ノルフロキサシン錠200 mg「ツルハラ」	200mg1錠	35.60
	（は）		
	バイアグラＯＤフィルム25 mg	25mg1錠	974.60
	バイアグラＯＤフィルム50 mg	50mg1錠	1,404.10
	バイアグラ錠25 mg	25mg1錠	684.20
	バイアグラ錠50 mg	50mg1錠	927.40
	ハイイータン錠50 mg	50mg1錠	4,356.60
局	バイカロン錠25 mg	25mg1錠	10.80
	ハイコバールカプセル500 μg	0.5mg1カプセル	12.40
	ハイシー顆粒25 %	25%1ｇ	6.90
	ハイゼット錠25 mg	25mg1錠	6.30
	ハイゼット錠50 mg	50mg1錠	6.30
	ハイチオール散32 %	32%1ｇ	8.30
	ハイチオール錠40	40mg1錠	6.30
	ハイチオール錠80	80mg1錠	6.30
	ハイドレアカプセル500 mg	500mg1カプセル	171.90
	ハイペン錠100 mg	100mg1錠	6.80
	ハイペン錠200 mg	200mg1錠	10.50
	ハイボン錠20 mg	20mg1錠	6.30
局	バイモ	10ｇ	53.30
	ハイヤスタ錠10 mg	10mg1錠	20,028.40
局	バイロテンシン錠5 mg	5mg1錠	10.80
局	バイロテンシン錠10 mg	10mg1錠	10.80
	パキシルＣＲ錠6.25 mg	6.25mg1錠	12.80
	パキシルＣＲ錠12.5 mg	12.5mg1錠	25.10
	パキシルＣＲ錠25 mg	25mg1錠	42.60
	パキロビッドパック300	1シート	12,538.60
	パキロビッドパック600	1シート	19,805.50
局	バクガ	10ｇ	18.40
	バクシダール錠100 mg	100mg1錠	40.90
	バクシダール錠200 mg	200mg1錠	64.20
	バクタ配合顆粒	1ｇ	78.80
	バクタ配合錠	1錠	69.20
	バクタミニ配合錠	1錠	33.70
局	白糖	10ｇ	11.10
	バクトラミン配合顆粒	1ｇ	78.80
	バクトラミン配合錠	1錠	42.60
局	バクモンドウ	10ｇ	45.40
局	バクロフェン錠	5mg1錠	10.80
局	バクロフェン錠	10mg1錠	14.40
	バゼドキシフェン錠20 mg「サワイ」	20mg1錠	25.70
	バソメット錠0.25 mg	0.25mg1錠	6.30
	バソメット錠0.5 mg	0.5mg1錠	11.30
	バソメット錠1 mg	1mg1錠	19.30
	バソメット錠2 mg	2mg1錠	35.20
局	ハチミツ	10ｇ	9.60
局	ハッカ	10ｇ	18.70
局	ハッカ水	10mL	10.90
局	ハッカ油	1mL	10.90
局	ハッカ油「ケンエー」	1mL	20.10
局	ハッカ油「コザカイ・Ｍ」	1mL	16.10
局	ハッカ油「東海」	1mL	12.30
局	ハッカ油「ニッコー」	1mL	21.20
	バックス発泡顆粒	1ｇ	11.60
	バップフォー細粒２%	2%1ｇ	47.60
局	バップフォー錠10	10mg1錠	17.60
局	バップフォー錠20	20mg1錠	34.10
局	花扇オウギＫ	10ｇ	26.00
局	花扇加工ブシＫ	10ｇ	74.20
局	花扇加工ブシ末Ｋ	1ｇ	9.80
局	花扇カンゾウＫ	10ｇ	27.70
	花扇コウジン末	1ｇ	11.50
局	花扇サイコＫ	10ｇ	59.90
局	花扇サフランＫ	1ｇ	392.40
局	花扇ジオウＫ	10ｇ	25.20
局	花扇ソウジュツＫ	10ｇ	33.40
局	花扇トウキＫ	10ｇ	34.00
局	花扇ハンゲＫ	10ｇ	59.40
局	花扇ビャクジュツＫ	10ｇ	32.30
局	花扇ブクリョウＫ	10ｇ	31.10
局	花扇リュウコツＫ	10ｇ	25.10
	パナルジン細粒10 %	10%1ｇ	31.90
局	パナルジン錠100 mg	100mg1錠	11.00
局	バナン錠100 mg	100mg1錠	36.40

局	バナンドライシロップ５％	50mg1ｇ	24.20
局	パパベリン塩酸塩	1ｇ	41.80
	バフセオ錠150 mg	150mg1錠	171.00
	バフセオ錠300 mg	300mg1錠	303.10
	ハーボニー配合錠	1錠	55,491.70
局	ハマボウフウ	10ｇ	54.40
局	パラアミノサリチル酸カルシウム顆粒	1ｇ	29.80
	バラクルード錠0.5 mg	0.5mg1錠	165.20
	バラシクロビル顆粒50％「トーワ」	50%1ｇ	164.60
局	バラシクロビル錠500 mg「ＥＥ」	500mg1錠	112.10
局	バラシクロビル錠500 mg「イワキ」	500mg1錠	64.40
局	バラシクロビル錠500 mg「ＳＰＫＫ」	500mg1錠	64.40
局	バラシクロビル錠500 mg「ＮＩＧ」	500mg1錠	112.10
局	バラシクロビル錠500 mg「ＮＰ」	500mg1錠	103.30
局	バラシクロビル錠500 mg「ＮＰＩ」	500mg1錠	64.40
局	バラシクロビル錠500 mg「ＦＦＰ」	500mg1錠	64.40
局	バラシクロビル錠500 mg「杏林」	500mg1錠	64.40
局	バラシクロビル錠500 mg「ケミファ」	500mg1錠	64.40
局	バラシクロビル錠500 mg「サトウ」	500mg1錠	103.30
局	バラシクロビル錠500 mg「サワイ」	500mg1錠	64.40
局	バラシクロビル錠500 mg「三和」	500mg1錠	103.30
局	バラシクロビル錠500 mg「ＪＧ」	500mg1錠	103.30
局	バラシクロビル錠500 mg「ツルハラ」	500mg1錠	89.50
局	バラシクロビル錠500 mg「ＤＳＥＰ」	500mg1錠	64.40
局	バラシクロビル錠500 mg「ＴＣＫ」	500mg1錠	64.40
	バラシクロビル錠500 mg「トーワ」	500mg1錠	112.10
局	バラシクロビル錠500 mg「日本臓器」	500mg1錠	112.10
局	バラシクロビル錠500 mg「ＹＤ」	500mg1錠	64.40
	バラシクロビル粒状錠500 mg「モチダ」	500mg1包	101.50
	パラミヂンカプセル300 mg	300mg1カプセル	8.60
	バリエース発泡顆粒	1ｇ	13.50
	バリエット錠5 mg	5mg1錠	17.70
	バリエット錠10 mg	10mg1錠	29.00
	バリエット錠20 mg	20mg1錠	45.40
	バリキサ錠450 mg	450mg1錠	2,000.50
	バリキサドライシロップ5000 mg	50mg1mL(懸濁後の内用液として)	444.80
	バリコンクＭＸ	99.4%10ｇ	15.40
	バリコンミール	99%10ｇ	14.90
	バリテスターＡ240散	98.5%10ｇ	13.20
	バリトゲンＨＤ	98.6%10ｇ	14.40
	バリトゲン－デラックス	97.98%10ｇ	12.90
	バリトップＨＤ	99%10ｇ	14.80
	バリブライトＬＶ	99.5%10ｇ	14.30
	バリブライトＣＬ	99.1%10ｇ	15.20
	バリブライトＰ	98%10ｇ	16.00
	バルギン発泡顆粒	1ｇ	11.80
	バルサルタンＯＤ錠20 mg「トーワ」	20mg1錠	10.80
	バルサルタンＯＤ錠40 mg「トーワ」	40mg1錠	10.80
	バルサルタンＯＤ錠80 mg「トーワ」	80mg1錠	12.20
	バルサルタンＯＤ錠160 mg「トーワ」	160mg1錠	17.30
局	バルサルタン錠80 mg「ＦＦＰ」	80mg1錠	12.20
局	バルサルタン錠80 mg「Ｍｅ」	80mg1錠	12.20
局	バルサルタン錠80 mg「オーハラ」	80mg1錠	12.20
局	バルサルタン錠80 mg「杏林」	80mg1錠	12.20
局	バルサルタン錠80 mg「ケミファ」	80mg1錠	12.20
局	バルサルタン錠80 mg「サワイ」	80mg1錠	12.20
局	バルサルタン錠80 mg「サンド」	80mg1錠	12.20
局	バルサルタン錠80 mg「ＪＧ」	80mg1錠	12.20
局	バルサルタン錠80 mg「ツルハラ」	80mg1錠	12.20
局	バルサルタン錠80 mg「ＤＳＥＰ」	80mg1錠	12.20
局	バルサルタン錠80 mg「ＴＣＫ」	80mg1錠	12.20
局	バルサルタン錠80 mg「トーワ」	80mg1錠	12.20
局	バルサルタン錠80 mg「日医工」	80mg1錠	12.20
局	バルサルタン錠80 mg「日新」	80mg1錠	12.20
局	バルサルタン錠160 mg「ＦＦＰ」	160mg1錠	17.30
局	バルサルタン錠160 mg「Ｍｅ」	160mg1錠	17.30
局	バルサルタン錠160 mg「オーハラ」	160mg1錠	17.30
局	バルサルタン錠160 mg「杏林」	160mg1錠	17.30
局	バルサルタン錠160 mg「ケミファ」	160mg1錠	17.30
局	バルサルタン錠160 mg「サワイ」	160mg1錠	17.30
局	バルサルタン錠160 mg「サンド」	160mg1錠	17.30
局	バルサルタン錠160 mg「ＪＧ」	160mg1錠	17.30
局	バルサルタン錠160 mg「ツルハラ」	160mg1錠	17.30
局	バルサルタン錠160 mg「ＤＳＥＰ」	160mg1錠	17.30
局	バルサルタン錠160 mg「ＴＣＫ」	160mg1錠	17.30
局	バルサルタン錠160 mg「トーワ」	160mg1錠	17.30
局	バルサルタン錠160 mg「日医工」	160mg1錠	17.30
局	バルサルタン錠160 mg「日新」	160mg1錠	17.30
	バルサルタン20 mg錠	20mg1錠	10.80
	バルサルタン40 mg錠	40mg1錠	10.80
	ハルシオン0.125 mg錠	0.125mg1錠	6.30
	ハルシオン0.25 mg錠	0.25mg1錠	6.40
	バルトレックス顆粒50％	50%1ｇ	141.30
局	バルトレックス錠500	500mg1錠	112.10
	ハルナールＤ錠0.1 mg	0.1mg1錠	9.90
	ハルナールＤ錠0.2 mg	0.2mg1錠	15.90
	バルネチール細粒50％	50%1ｇ	44.10
	バルネチール錠50	50mg1錠	17.10
	バルネチール錠100	100mg1錠	24.80

	バルネチール錠200	200mg1錠	23.60
	バルバーサ錠3mg	3mg1錠	31,810.40
	バルバーサ錠4mg	4mg1錠	41,501.70
	バルバーサ錠5mg	5mg1錠	51,009.70
㊎	バルビタール	1g	10.00
㊎	バルヒディオ配合錠ＥＸ「ＮＩＧ」	1錠	18.90
㊎	バルヒディオ配合錠ＥＸ「サワイ」	1錠	18.90
㊎	バルヒディオ配合錠ＥＸ「サンド」	1錠	18.90
㊎	バルヒディオ配合錠ＥＸ「ＪＧ」	1錠	18.90
㊎	バルヒディオ配合錠ＥＸ「ツルハラ」	1錠	44.10
㊎	バルヒディオ配合錠ＥＸ「ＴＣＫ」	1錠	18.90
㊎	バルヒディオ配合錠ＥＸ「トーワ」	1錠	18.90
㊎	バルヒディオ配合錠ＭＤ「ＮＩＧ」	1錠	17.80
㊎	バルヒディオ配合錠ＭＤ「サワイ」	1錠	17.80
㊎	バルヒディオ配合錠ＭＤ「サンド」	1錠	17.80
㊎	バルヒディオ配合錠ＭＤ「ＪＧ」	1錠	17.80
㊎	バルヒディオ配合錠ＭＤ「ツルハラ」	1錠	17.80
㊎	バルヒディオ配合錠ＭＤ「ＴＣＫ」	1錠	17.80
㊎	バルヒディオ配合錠ＭＤ「トーワ」	1錠	17.80
㊎	バルプロ酸Na錠200mg「フジナガ」	200mg1錠	11.20
㊎	バルプロ酸Naシロップ５％「フジナガ」	5%1mL	10.90
㊎	バルプロ酸ナトリウムＳＲ錠200mg「アメル」	200mg1錠	12.30
	バルプロ酸ナトリウム細粒20％「ＥＭＥＣ」	20%1g	18.10
	バルプロ酸ナトリウム細粒40％「ＥＭＥＣ」	40%1g	25.90
㊎	バルプロ酸ナトリウム錠200mg「アメル」	200mg1錠	14.10
㊎	バルプロ酸ナトリウム錠200mg「ＤＳＰ」	200mg1錠	14.10
㊎	バルプロ酸ナトリウム徐放錠Ａ200mg「トーワ」	200mg1錠	10.80
㊎	バルプロ酸ナトリウムシロップ５％「日医工」	5%1mL	10.90
	バルプロ酸ナトリウム５％シロップ	5%1mL	10.90
	バルプロ酸ナトリウム40％徐放顆粒	40%1g	23.60
	バルプロ酸ナトリウム100mg錠	100mg1錠	10.80
	バルプロ酸ナトリウム100mg徐放錠	100mg1錠	10.80
	パルモディアＸＲ錠0.2mg	0.2mg1錠	51.00
	パルモディアＸＲ錠0.4mg	0.4mg1錠	94.40
	パルモディア錠0.1mg	0.1mg1錠	27.50
㊎	バレイショデンプン	10g	8.00
㊎	バレイショデンプン「ヨシダ」	10g	9.10
	パロキセチン塩酸塩5mg錠	5mg1錠	10.80
	パロキセチン塩酸塩10mg錠	10mg1錠	10.80
	パロキセチン塩酸塩20mg錠	20mg1錠	17.00
	パロキセチンＯＤ錠5mg「トーワ」	5mg1錠	10.80
	パロキセチンＯＤ錠10mg「トーワ」	10mg1錠	12.70
	パロキセチンＯＤ錠20mg「トーワ」	20mg1錠	23.00
㊎	パロキセチン錠5mg「ケミファ」	5mg1錠	16.80
㊎	パロキセチン錠5mg「ニプロ」	5mg1錠	16.80
㊎	パロキセチン錠10mg「ＡＡ」	10mg1錠	12.70
㊎	パロキセチン錠10mg「ＮＩＧ」	10mg1錠	12.70
㊎	パロキセチン錠10mg「オーハラ」	10mg1錠	12.70
㊎	パロキセチン錠10mg「科研」	10mg1錠	12.70
㊎	パロキセチン錠10mg「ケミファ」	10mg1錠	26.10
㊎	パロキセチン錠10mg「サワイ」	10mg1錠	12.70
㊎	パロキセチン錠10mg「タカタ」	10mg1錠	12.70
㊎	パロキセチン錠10mg「ＤＳＥＰ」	10mg1錠	12.70
㊎	パロキセチン錠10mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	12.70
㊎	パロキセチン錠10mg「トーワ」	10mg1錠	12.70
㊎	パロキセチン錠10mg「ニプロ」	10mg1錠	12.70
㊎	パロキセチン錠10mg「ＶＴＲＳ」	10mg1錠	12.70
㊎	パロキセチン錠10mg「明治」	10mg1錠	12.70
㊎	パロキセチン錠20mg「ＡＡ」	20mg1錠	23.00
㊎	パロキセチン錠20mg「ＮＩＧ」	20mg1錠	23.00
㊎	パロキセチン錠20mg「オーハラ」	20mg1錠	23.00
㊎	パロキセチン錠20mg「科研」	20mg1錠	23.00
㊎	パロキセチン錠20mg「ケミファ」	20mg1錠	46.60
㊎	パロキセチン錠20mg「サワイ」	20mg1錠	23.00
㊎	パロキセチン錠20mg「ＪＧ」	20mg1錠	23.00
㊎	パロキセチン錠20mg「タカタ」	20mg1錠	23.00
㊎	パロキセチン錠20mg「ＤＳＥＰ」	20mg1錠	23.00
㊎	パロキセチン錠20mg「ＴＣＫ」	20mg1錠	23.00
㊎	パロキセチン錠20mg「トーワ」	20mg1錠	23.00
㊎	パロキセチン錠20mg「ニプロ」	20mg1錠	23.00
㊎	パロキセチン錠20mg「ＶＴＲＳ」	20mg1錠	23.00
㊎	パロキセチン錠20mg「明治」	20mg1錠	23.00
	バロス発泡顆粒	1g	14.70
	バロス発泡顆粒－Ｓ	1g	13.50
	パーロデル錠2.5mg	2.5mg1錠	26.00
㊎	ハロペリドール細粒１％「タカタ」	1%1g	14.90
㊎	ハロペリドール細粒１％「ヨシトミ」	1%1g	8.70
	ハロペリドール0.75mg錠	0.75mg1錠	10.80
	ハロペリドール１％細粒	1%1g	8.00
	ハロペリドール1mg錠	1mg1錠	10.80
	ハロペリドール1.5mg錠	1.5mg1錠	10.80
	ハロペリドール2mg錠	2mg1錠	10.80
	ハロペリドール3mg錠	3mg1錠	10.80
㊎	パンクレアチン	1g	8.00
㊎	パンクレアチン「ヨシダ」	1g	9.10
㊎	ハンゲ	10g	45.70
㊎	ハンゲダイコーＭ	10g	59.40

	バンコマイシン塩酸塩散0.5ｇ「ＮＩＧ」	500mg1瓶	909.60
	バンコマイシン塩酸塩散0.5ｇ「サワイ」	500mg1瓶	1,150.80
	バンコマイシン塩酸塩散0.5ｇ「ＶＴＲＳ」	500mg1瓶	813.00
	バンコマイシン塩酸塩散0.5ｇ「明治」	500mg1瓶	1,150.80
	パンテチン細粒20％「ツルハラ」	20％1ｇ	9.50
	パンテチン散20％「ＮＩＧ」	20％1ｇ	9.50
	パンテチン錠30mg「ツルハラ」	30mg1錠	6.10
	パンテチン錠60mg「ツルハラ」	60mg1錠	6.10
	パンテチン100mg錠	100mg1錠	6.10
	パントシン細粒50％	50％1ｇ	18.20
	パントシン散20％	20％1ｇ	10.00
	パントシン錠30	30mg1錠	6.10
	パントシン錠60	60mg1錠	6.30
	パントシン錠100	100mg1錠	6.30
	パントシン錠200	200mg1錠	8.90
局	パントテン酸カルシウム	1ｇ	7.50
	（ひ）		
	ピーエイ配合錠	1錠	6.30
	ＰＬ配合顆粒	1ｇ	6.90
	ピオグリタゾン塩酸塩15mg口腔内崩壊錠	15mg1錠	10.80
	ピオグリタゾン塩酸塩15mg錠	15mg1錠	10.80
	ピオグリタゾン塩酸塩30mg口腔内崩壊錠	30mg1錠	18.70
	ピオグリタゾン塩酸塩30mg錠	30mg1錠	18.70
局	ピオグリタゾン錠30mg「ケミファ」	30mg1錠	29.80
	ビオスミン配合散	1ｇ	6.90
	ビオスリー配合ＯＤ錠	1錠	6.60
	ビオスリー配合散	1ｇ	8.40
	ビオスリー配合錠	1錠	6.60
	ビオチン散0.2％「フソー」	0.2％1ｇ	6.90
	ビオチン散0.2％「ホエイ」	0.2％1ｇ	6.90
	ビオチン・ドライシロップ0.1％「ホエイ」	0.1％1ｇ	6.80
	ビオフェルミンＲ散	1ｇ	6.90
	ビオフェルミンＲ錠	1錠	6.30
	ビオフェルミン散剤	1ｇ	6.90
	ビオフェルミン錠剤	1錠	6.10
	ビオフェルミン配合散	1ｇ	6.70
	ビオプテン顆粒2.5％	2.5％0.4ｇ1包	3,706.80
	ビオプテン顆粒10％	10％1ｇ1包	37,067.50
	ビカルタミドＯＤ錠80mg「ＮＫ」	80mg1錠	97.10
	ビカルタミドＯＤ錠80mg「ケミファ」	80mg1錠	97.10
	ビカルタミドＯＤ錠80mg「サワイ」	80mg1錠	97.10
	ビカルタミドＯＤ錠80mg「ＤＳＥＰ」	80mg1錠	97.10
	ビカルタミドＯＤ錠80mg「トーワ」	80mg1錠	97.10
	ビカルタミドＯＤ錠80mg「日医工」	80mg1錠	97.10
	ビカルタミドＯＤ錠80mg「ニプロ」	80mg1錠	97.10
	ビカルタミド錠80mg「ＮＩＧ」	80mg1錠	97.10
	ビカルタミド錠80mg「ＮＫ」	80mg1錠	97.10
	ビカルタミド錠80mg「オーハラ」	80mg1錠	97.10
局	ビカルタミド錠80mg「ケミファ」	80mg1錠	211.20
局	ビカルタミド錠80mg「サワイ」	80mg1錠	97.10
局	ビカルタミド錠80mg「ＤＳＥＰ」	80mg1錠	97.10
局	ビカルタミド錠80mg「トーワ」	80mg1錠	97.10
	ビカルタミド錠80mg「日医工」	80mg1錠	97.10
局	ビカルタミド錠80mg「ＶＴＲＳ」	80mg1錠	97.10
	ビカルタミド80mg錠	80mg1錠	55.40
	ビクシリンＳ配合錠	（250mg）1錠	19.00
	ビクシリンカプセル250mg	250mg1カプセル	22.00
	ビクシリンドライシロップ10％	100mg1ｇ	11.60
	ビクタルビ配合錠	1錠	7,094.10
	ピコスルファートNa内用液0.75％「ＮＩＧ」	0.75％1mL	8.50
	ピコスルファートナトリウム顆粒1％「ゼリア」	1％1ｇ	13.20
	ピコスルファートナトリウム内用液0.75％「ＪＧ」	0.75％1mL	8.50
	ピコスルファートナトリウム0.75％液	0.75％1mL	7.30
	ピコスルファートナトリウム2.5mg錠	2.5mg1錠	6.30
	ピコプレップ配合内用剤	1包	981.50
	ビジクリア配合錠	1錠	43.80
	ヒシノミ	10ｇ	23.10
	ビ・シフロール錠0.125mg	0.125mg1錠	15.70
	ビ・シフロール錠0.5mg	0.5mg1錠	57.60
	ヒスロンＨ錠200mg	200mg1錠	77.60
	ヒスロン錠5	5mg1錠	23.10
	ピーゼットシー散1％	1％1ｇ	6.90
	ビソプロロールフマル酸塩0.625mg錠	0.625mg1錠	10.80
	ビソプロロールフマル酸塩2.5mg錠	2.5mg1錠	10.80
	ビソプロロールフマル酸塩5mg錠	5mg1錠	10.80
	ビタダン配合錠	1錠	10.10
局	ピタバスタチンカルシウムＯＤ錠2mg「ＫＯＧ」	2mg1錠	14.20
局	ピタバスタチンカルシウムＯＤ錠4mg「ＫＯＧ」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンカルシウム錠2mg「ＫＯＧ」	2mg1錠	14.20
局	ピタバスタチンカルシウム錠2mg「ＺＥ」	2mg1錠	14.20
局	ピタバスタチンカルシウム錠2mg「フェルゼン」	2mg1錠	14.20
局	ピタバスタチンカルシウム錠4mg「ＫＯＧ」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンカルシウム錠4mg「ＺＥ」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンカルシウム錠4mg「日医工」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンカルシウム錠4mg「フェルゼン」	4mg1錠	22.70
	ピタバスタチンカルシウム1mg口腔内崩壊錠	1mg1錠	10.80
	ピタバスタチンカルシウム1mg錠	1mg1錠	10.80
	ピタバスタチンカルシウム2mg錠	2mg1錠	11.60
	ピタバスタチンカルシウム4mg錠	4mg1錠	21.00

局	ピタバスタチンCa・OD錠2mg「杏林」	2mg1錠	11.60
局	ピタバスタチンCa・OD錠2mg「サワイ」	2mg1錠	14.20
局	ピタバスタチンCa・OD錠2mg「JG」	2mg1錠	14.20
局	ピタバスタチンCa・OD錠2mg「トーワ」	2mg1錠	14.20
局	ピタバスタチンCa・OD錠4mg「杏林」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンCa・OD錠4mg「サワイ」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンCa・OD錠4mg「JG」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンCa・OD錠4mg「トーワ」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンCa錠1mg「ケミファ」	1mg1錠	13.60
局	ピタバスタチンCa錠2mg「FFP」	2mg1錠	14.20
局	ピタバスタチンCa錠2mg「科研」	2mg1錠	14.20
局	ピタバスタチンCa錠2mg「ケミファ」	2mg1錠	25.40
局	ピタバスタチンCa錠2mg「サワイ」	2mg1錠	14.20
局	ピタバスタチンCa錠2mg「三和」	2mg1錠	14.20
局	ピタバスタチンCa錠2mg「ツルハラ」	2mg1錠	14.20
局	ピタバスタチンCa錠2mg「TCK」	2mg1錠	14.20
局	ピタバスタチンCa錠2mg「トーワ」	2mg1錠	14.20
局	ピタバスタチンCa錠4mg「アメル」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンCa錠4mg「FFP」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンCa錠4mg「科研」	4mg1錠	69.20
局	ピタバスタチンCa錠4mg「杏林」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンCa錠4mg「ケミファ」	4mg1錠	69.20
局	ピタバスタチンCa錠4mg「サワイ」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンCa錠4mg「JG」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンCa錠4mg「タカタ」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンCa錠4mg「ツルハラ」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンCa錠4mg「TCK」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンCa錠4mg「トーワ」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンCa錠4mg「日新」	4mg1錠	22.70
局	ピタバスタチンCa錠4mg「VTRS」	4mg1錠	22.70
	ビタミンK_1錠5mg「ツルハラ」	5mg1錠	6.30
	ビタミンB_6散10％「マルイシ」	10％1g	15.50
	ビタミンB_6錠30mg「F」	30mg1錠	6.10
	ビタメジン配合カプセルB25	1カプセル	6.30
	ビタメジン配合カプセルB50	1カプセル	6.30
	ビタメジン配合散	1g	16.20
	ヒダントールE配合錠	1錠	6.30
	ヒダントールF配合錠	1錠	6.30
	ヒダントールD配合錠	1錠	6.30
	ピドキサール錠10mg	10mg1錠	6.30
	ピドキサール錠20mg	20mg1錠	6.30
	ピドキサール錠30mg	30mg1錠	6.30
局	ヒドララジン塩酸塩散	10％1g	8.40
局	ヒドララジン塩酸塩錠	10mg1錠	10.80
局	ヒドララジン塩酸塩錠	25mg1錠	10.80
局	ヒドララジン塩酸塩錠	50mg1錠	9.80
	ピートル顆粒分包250mg	250mg1包	136.40
	ピートル顆粒分包500mg	500mg1包	200.20
	ピートルチュアブル錠250mg	250mg1錠	136.10
	ピートルチュアブル錠500mg	500mg1錠	202.40
	ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠200mg「サワイ」	200mg1錠	127.30
	ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠200mg「DSEP」	200mg1錠	127.30
	ヒドロキシジンパモ酸塩錠25mg「日新」	25mg1錠	6.10
	ヒドロクロロチアジドOD錠12.5mg「トーワ」	12.5mg1錠	6.30
	ヒドロクロロチアジド錠12.5mg「トーワ」	12.5mg1錠	6.30
	ヒドロクロロチアジド錠25mg「トーワ」	25mg1錠	6.30
	ビバンセカプセル20mg	20mg1カプセル	660.50
	ビバンセカプセル30mg	30mg1カプセル	731.40
	ビビアント錠20mg	20mg1錠	42.30
	ビフィスゲン散	2％1g	6.50
	ピフェルトロ錠100mg	100mg1錠	2,068.80
局	ビブラマイシン錠50mg	50mg1錠	12.50
局	ビブラマイシン錠100mg	100mg1錠	22.00
	ビプレッソ徐放錠50mg	50mg1錠	41.90
	ビプレッソ徐放錠150mg	150mg1錠	113.20
	ビフロキシン配合錠	1錠	6.30
	ビペリデン塩酸塩細粒1％「アメル」	1％1g	11.00
	ビペリデン塩酸塩散1％「ヨシトミ」	1％1g	11.70
	ビペリデン塩酸塩錠2mg「サワイ」	2mg1錠	6.10
	ビペリデン塩酸塩1mg錠	1mg1錠	6.10
	ヒベルナ散10％	10％1g	6.90
	ヒベルナ糖衣錠5mg	5mg1錠	6.30
	ヒベルナ糖衣錠25mg	25mg1錠	6.30
	ヒポカ5mgカプセル	5mg1カプセル	20.70
	ヒポカ10mgカプセル	10mg1カプセル	33.60
	ヒポカ15mgカプセル	15mg1カプセル	48.70
局	ヒマシ油	10mL	11.90
局	ヒマシ油「東海」	10mL	13.40
局	ヒマシ油「ニッコー」	10mL	13.40
局※	ヒマシ油（山善）	10mL	14.20
	ビムパット錠50mg	50mg1錠	186.00
	ビムパット錠100mg	100mg1錠	303.00
	ビムパットドライシロップ10％	10％1g	333.90
	ピムロ顆粒	1g	7.90
	ピメノールカプセル50mg	50mg1カプセル	32.10
	ピメノールカプセル100mg	100mg1カプセル	57.70
	ピモベンダン錠0.625mg「TE」	0.625mg1錠	18.80
	ピモベンダン錠1.25mg「TE」	1.25mg1錠	30.80
	ピモベンダン錠2.5mg「TE」	2.5mg1錠	57.70
局	ビャクゴウ	10g	24.30
局	ビャクシ	10g	29.10

局	ビャクジュツ	10ｇ	29.00
局	ビャクジュツ末	10ｇ	36.20
	ビヨントラ錠400mg	400mg1錠	8,979.00
局	ピラジナミド	1ｇ	18.80
	ビラノアＯＤ錠20mg	20mg1錠	44.80
	ビラノア錠20mg	20mg1錠	43.90
	ビラフトビカプセル50mg	50mg1カプセル	3,239.60
	ビラフトビカプセル75mg	75mg1カプセル	4,769.80
	ビラミューン錠200	200mg1錠	580.20
	ビリアード錠300mg	300mg1錠	1,399.20
	ピリドキサール錠20mg「ツルハラ」	20mg1錠	6.30
	ピリドキサールリン酸エステル10mg錠	10mg1錠	6.30
	ピリドキサールリン酸エステル30mg錠	30mg1錠	6.30
局	ピリドキシン塩酸塩	1ｇ	30.30
	ピルシカイニド塩酸塩25mgカプセル	25mg1カプセル	10.80
	ピルシカイニド塩酸塩50mgカプセル	50mg1カプセル	17.90
	ビルダグリプチン錠50mg「杏林」	50mg1錠	16.00
	ビルダグリプチン錠50mg「サワイ」	50mg1錠	16.00
	ビルダグリプチン錠50mg「ＪＧ」	50mg1錠	16.00
	ビルダグリプチン錠50mg「ＺＥ」	50mg1錠	16.00
	ビルダグリプチン錠50mg「ＴＣＫ」	50mg1錠	16.00
	ビルダグリプチン錠50mg「トーワ」	50mg1錠	16.00
	ビルダグリプチン錠50mg「日新」	50mg1錠	16.00
	ビルダグリプチン錠50mg「ニプロ」	50mg1錠	16.00
	ビルダグリプチン錠50mg「フェルゼン」	50mg1錠	16.00
	ビルタサ懸濁用散分包8.4ｇ	8.4ｇ1包	935.30
	ビルトリシド錠600mg	600mg1錠	1,251.70
	ヒルナミン細粒10％	10％1ｇ	14.30
	ヒルナミン散50％	50％1ｇ	46.70
	ヒルナミン錠（5mg）	5mg1錠	6.30
	ヒルナミン錠（25mg）	25mg1錠	6.30
	ヒルナミン錠（50mg）	50mg1錠	8.90
	ピルフェニドン錠200mg「日医工」	200mg1錠	110.40
	ビルベイ顆粒200μg	200μg1個	29,705.10
	ビルベイ顆粒600μg	600μg1個	89,114.70
	ピレスパ錠200mg	200mg1錠	280.60
	ピレチア細粒10％	10％1ｇ	9.50
	ピレチア錠（5mg）	5mg1錠	6.50
	ピレチア錠（25mg）	25mg1錠	6.30
	ピレンゼピン塩酸塩25mg錠	25mg1錠	6.30
	ピロニック錠100mg	100mg1錠	1,844.10
局	ビワヨウ	10ｇ	18.10
	ビンダケルカプセル20mg	20mg1カプセル	9,716.50
	ビンマックカプセル61mg	61mg1カプセル	32,112.60
局	ビンロウジ	10ｇ	12.70
	ビンロウジ末	10ｇ	12.40
	（ふ）		
局	ファスティック錠30	30mg1錠	10.80
局	ファスティック錠90	90mg1錠	17.50
	ファダプス錠10mg	10mg1錠	3,848.70
	ファビハルタカプセル200mg	200mg1カプセル	83,406.30
	ファムシクロビル錠250mg「ＫＭＰ」	250mg1錠	72.70
	ファムシクロビル錠250mg「サワイ」	250mg1錠	72.70
	ファムシクロビル錠250mg「ＪＧ」	250mg1錠	72.70
	ファムシクロビル錠250mg「タカタ」	250mg1錠	72.70
	ファムシクロビル錠250mg「トーワ」	250mg1錠	72.70
	ファムシクロビル錠250mg「日本臓器」	250mg1錠	72.70
	ファムシクロビル錠250mg「ＹＤ」	250mg1錠	72.70
	ファムシクロビル錠500mg「日本臓器」	500mg1錠	118.20
	ファムシクロビル250mg錠	250mg1錠	66.00
	ファムビル錠250mg	250mg1錠	180.20
	ファモチジン２％散	2％1ｇ	9.40
	ファモチジン10％散	10％1ｇ	36.80
	ファモチジン10mg口腔内崩壊錠	10mg1錠	10.80
	ファモチジン10mg錠	10mg1錠	10.80
	ファモチジン20mg口腔内崩壊錠	20mg1錠	10.80
	ファモチジン20mg錠	20mg1錠	10.80
局	ファロム錠150mg	150mg1錠	141.60
局	ファロム錠200mg	200mg1錠	173.00
局	ファロムドライシロップ小児用10％	100mg1ｇ	190.70
局	ファンギゾンシロップ100mg／mL	100mg1mL	54.60
	フィコンパ細粒1％	1％1ｇ	1,065.60
	フィコンパ錠2mg	2mg1錠	190.30
	フィコンパ錠4mg	4mg1錠	319.70
局	ブイフェンド錠50mg	50mg1錠	236.30
局	ブイフェンド錠200mg	200mg1錠	868.30
	ブイフェンドドライシロップ2800mg	40mg1mL（懸濁後の内用液として）	602.10
	フィンテプラ内用液2.2mg／mL	0.22％1mL	1,618.70
	フェアストン錠40	40mg1錠	101.70
	フェキソフェナジン塩酸塩ＯＤ錠30mg「トーワ」	30mg1錠	22.50
	フェキソフェナジン塩酸塩ＯＤ錠60mg「トーワ」	60mg1錠	21.90
	フェキソフェナジン塩酸塩ＯＤ錠60mg「ＹＤ」	60mg1錠	10.80
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「ＳＡＮＩＫ」	30mg1錠	22.50
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「ＮＰ」	30mg1錠	22.50
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「ケミファ」	30mg1錠	17.10
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「三和」	30mg1錠	17.10
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「ＺＥ」	30mg1錠	17.10
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「ダイト」	30mg1錠	15.10
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「ツルハラ」	30mg1錠	17.10
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「ＴＣＫ」	30mg1錠	17.10
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「トーワ」	30mg1錠	22.50
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「明治」	30mg1錠	17.10
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「ＳＡＮＩＫ」	60mg1錠	28.50
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「ＮＰ」	60mg1錠	21.90

局	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「ケミファ」	60mg1錠	21.90
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「ダイト」	60mg1錠	18.30
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「ツルハラ」	60mg1錠	19.90
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「トーワ」	60mg1錠	21.90
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「明治」	60mg1錠	21.90
	フェキソフェナジン塩酸塩ＤＳ５％「トーワ」	5%1g	28.20
	フェキソフェナジン塩酸塩30mg錠	30mg1錠	10.80
	フェキソフェナジン塩酸塩60mg錠	60mg1錠	10.80
局	フェニトイン散	10%1g	15.70
局	フェニトイン錠	25mg1錠	11.90
局	フェニトイン錠	100mg1錠	12.80
	フェニルアラニン除去ミルク配合散「雪印」	1g	15.90
	フェノテロール臭化水素酸塩ＤＳ小児用0.5％「タカタ」	0.5%1g	22.70
	フェノバールエリキシル0.4％	0.4%1mL	2.00
局	フェノバール散10％	10%1g	10.00
局	フェノバール錠30mg	30mg1錠	10.80
局	フェノバルビタール	1g	46.30
局	フェノバルビタール散10％	10%1g	8.00
局	フェノフィブラート錠53.3mg「武田テバ」	53.3mg1錠	9.10
局	フェノフィブラート錠80mg「武田テバ」	80mg1錠	10.80
	フェブキソスタットＯＤ錠40mg「ＮＰＩ」	40mg1錠	17.10
	フェブキソスタットＯＤ錠40mg「ケミファ」	40mg1錠	15.90
	フェブキソスタットＯＤ錠40mg「日新」	40mg1錠	17.10
	フェブキソスタットＯＤ錠40mg「明治」	40mg1錠	17.80
	フェブキソスタット錠10mg「トーワ」	10mg1錠	6.30
	フェブキソスタット錠20mg「トーワ」	20mg1錠	10.80
局	フェブキソスタット錠40mg「ＡＦＰ」	40mg1錠	15.90
局	フェブキソスタット錠40mg「杏林」	40mg1錠	16.40
局	フェブキソスタット錠40mg「ケミファ」	40mg1錠	15.90
局	フェブキソスタット錠40mg「サワイ」	40mg1錠	15.90
局	フェブキソスタット錠40mg「ＪＧ」	40mg1錠	15.90
局	フェブキソスタット錠40mg「ＤＳＥＰ」	40mg1錠	15.90
局	フェブキソスタット錠40mg「ＴＣＫ」	40mg1錠	15.90
	フェブキソスタット錠40mg「トーワ」	40mg1錠	16.30
局	フェブキソスタット錠40mg「日新」	40mg1錠	16.70
局	フェブキソスタット錠40mg「ニプロ」	40mg1錠	15.90
局	フェブキソスタット錠40mg「明治」	40mg1錠	17.00
局	フェブキソスタット錠40mg「ＹＤ」	40mg1錠	15.90
	フェブキソスタット10mg口腔内崩壊錠	10mg1錠	6.30
	フェブキソスタット10mg錠	10mg1錠	6.30
	フェブキソスタット20mg口腔内崩壊錠	20mg1錠	10.80
	フェブキソスタット20mg錠	20mg1錠	10.80
局	フェブリク錠10mg	10mg1錠	12.40
局	フェブリク錠20mg	20mg1錠	24.90
局	フェブリク錠40mg	40mg1錠	40.00
	フェマーラ錠2.5mg	2.5mg1錠	127.10
	フェリセルツ散20％	600mg1包	718.40
	フェロ・グラデュメット錠105mg	105mg1錠	6.30
局	フェロジピン錠2.5mg「ＮＩＧ」	2.5mg1錠	10.80
局	フェロジピン錠5mg「ＮＩＧ」	5mg1錠	10.80
	フェロベリン配合錠	1錠	8.90
	フェロミア顆粒8.3％	1g	8.30
	フェロミア錠50mg	鉄50mg1錠	6.30
	フェンラーゼ配合カプセル	1カプセル	6.30
	フオイパン錠100mg	100mg1錠	9.40
局	フォサマック錠35mg	35mg1錠	166.30
	フォシーガ錠5mg	5mg1錠	96.00
	フォシーガ錠10mg	10mg1錠	140.60
	フォスブロック錠250mg	250mg1錠	10.50
	フォゼベル錠5mg	5mg1錠	208.30
	フォゼベル錠10mg	10mg1錠	307.80
	フォゼベル錠20mg	20mg1錠	454.70
	フォゼベル錠30mg	30mg1錠	571.20
	フォリアミン散100mg／g	10%1g	42.50
	複合アレビアチン配合錠	1錠	14.60
	複方甘草散「スズ」	1g	6.40
局	ブクリョウ	10g	23.90
局	ブクリョウダイコーＭ	10g	31.10
局	ブクリョウ末	10g	28.90
	フジケノン粒状錠125	125mg1包	22,043.00
局	ブシ末（調剤用）「ツムラ」	1g	12.20
	フスコデ配合錠	1錠	7.10
	フスコデ配合シロップ	1mL	7.10
	ブスコパン錠10mg	10mg1錠	6.30
	フスタゾール散10％	10%1g	25.10
局	フスタゾール錠小児用2.5mg	2.5mg1錠	10.80
	フスタゾール糖衣錠10mg	10mg1錠	6.30
	プソフェキ配合錠「ＳＡＮＩＫ」	1錠	14.30
	プソフェキ配合錠「サワイ」	1錠	20.80
	ブチルスコポラミン臭化物錠10mg「ツルハラ」	10mg1錠	6.60
局	ブドウ酒	10mL	21.30
局※	ブドウ酒（中北）	10mL	32.00
局	ブドウ糖	10g	8.00
局	ブドウ糖「コザカイ・Ｍ」	10g	8.90
局	ブドウ糖「ニッコー」	10g	13.20
	ブフェニール顆粒　94％	94%1g	871.30
	ブフェニール錠　500mg	500mg1錠	470.60
	ブライアン錠500mg	500mg1錠	70.70
	プラケニル錠200mg	200mg1錠	238.50
	プラザキサカプセル75mg	75mg1カプセル	65.20
	プラザキサカプセル110mg	110mg1カプセル	119.00
局	フラジール内服錠250mg	250mg1錠	44.50
	プラスグレルＯＤ錠20mg「ＤＳＥＰ」	20mg1錠	471.20
	プラスグレルＯＤ錠20mg「トーワ」	20mg1錠	471.20
	プラスグレル錠2.5mg「ＤＳＥＰ」	2.5mg1錠	84.60

	プラスグレル錠2.5mg「トーワ」	2.5mg1錠	84.60
	プラスグレル錠3.75mg「ＤＳＥＰ」	3.75mg1錠	118.20
	プラスグレル錠3.75mg「トーワ」	3.75mg1錠	118.20
	プラスグレル錠5mg「ＤＳＥＰ」	5mg1錠	149.90
	プラスグレル錠5mg「トーワ」	5mg1錠	149.90
	ブラダロン錠200mg	200mg1錠	7.30
	プラデスミン配合錠	1錠	6.30
局	プラノバール配合錠	1錠	12.80
局	プラバスタチンNa錠10mg「ＮＩＧ」	10mg1錠	12.70
局	プラバスタチンNa錠10mg「ＮＳ」	10mg1錠	12.70
局	プラバスタチンNa錠10mg「Ｍｅ」	10mg1錠	10.40
局	プラバスタチンNa錠10mg「オーハラ」	10mg1錠	12.70
局	プラバスタチンNa錠10mg「ケミファ」	10mg1錠	12.70
局	プラバスタチンNa錠10mg「サワイ」	10mg1錠	12.70
局	プラバスタチンNa錠10mg「チョーセイ」	10mg1錠	12.70
局	プラバスタチンNa錠10mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	12.70
局	プラバスタチンNa錠10mg「トーワ」	10mg1錠	12.70
局	プラバスタチンナトリウム錠10mg「ツルハラ」	10mg1錠	20.00
局	プラバスタチンナトリウム錠10mg「ＹＤ」	10mg1錠	12.70
	プラバスタチンナトリウム5mg錠	5mg1錠	10.80
局	プラビックス錠25mg	25mg1錠	18.70
局	プラビックス錠75mg	75mg1錠	40.90
	フラボキサート塩酸塩錠200mg「サワイ」	200mg1錠	9.00
	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠0.375mgＭＩ「オーハラ」	0.375mg1錠	18.90
	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠0.375mgＭＩ「サワイ」	0.375mg1錠	18.90
	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠0.375mgＭＩ「ＤＳＥＰ」	0.375mg1錠	18.90
	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠0.375mgＭＩ「トーワ」	0.375mg1錠	18.90
	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠1.5mgＭＩ「オーハラ」	1.5mg1錠	67.40
	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠1.5mgＭＩ「サワイ」	1.5mg1錠	67.40
	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠1.5mgＭＩ「ＤＳＥＰ」	1.5mg1錠	67.40
	プラミペキソール塩酸塩ＬＡ錠1.5mgＭＩ「トーワ」	1.5mg1錠	67.40
	プラミペキソール塩酸塩ＯＤ錠0.125mg「トーワ」	0.125mg1錠	8.90
	プラミペキソール塩酸塩ＯＤ錠0.5mg「トーワ」	0.5mg1錠	30.80
	プラミペキソール塩酸塩錠0.125mg「ＦＦＰ」	0.125mg1錠	8.90
	プラミペキソール塩酸塩錠0.125mg「ＪＧ」	0.125mg1錠	8.90
	プラミペキソール塩酸塩錠0.125mg「ＤＳＥＰ」	0.125mg1錠	7.70
	プラミペキソール塩酸塩錠0.125mg「日医工」	0.125mg1錠	8.90
	プラミペキソール塩酸塩錠0.125mg「日新」	0.125mg1錠	8.90
	プラミペキソール塩酸塩錠0.125mg「ＹＤ」	0.125mg1錠	8.90
	プラミペキソール塩酸塩錠0.5mg「ＦＦＰ」	0.5mg1錠	33.10
	プラミペキソール塩酸塩錠0.5mg「ＪＧ」	0.5mg1錠	33.10
	プラミペキソール塩酸塩錠0.5mg「ＤＳＥＰ」	0.5mg1錠	27.80
	プラミペキソール塩酸塩錠0.5mg「日医工」	0.5mg1錠	27.80
	プラミペキソール塩酸塩錠0.5mg「日新」	0.5mg1錠	33.10
	プラミペキソール塩酸塩錠0.5mg「ＹＤ」	0.5mg1錠	30.80
	プランルカストカプセル112.5mg「サワイ」	112.5mg1カプセル	23.40
	プランルカストカプセル225mg「日医工」	225mg1カプセル	21.30
	プランルカスト錠112.5mg「ＡＦＰ」	112.5mg1錠	11.40
	プランルカスト錠112.5mg「ＮＩＧ」	112.5mg1錠	12.40
	プランルカスト錠225mg「ＡＦＰ」	225mg1錠	21.30
	プランルカスト錠225mg「ＮＩＧ」	225mg1錠	21.30
	プランルカストＤＳ10％「杏林」	10％1g	29.80
	プランルカストＤＳ10％「サワイ」	10％1g	29.80
	プランルカストドライシロップ10％「ＡＦＰ」	10％1g	29.80
	プランルカスト10％シロップ用	10％1g	21.10
	プランルカスト112.5mgカプセル	112.5mg1カプセル	12.40
	ブリィビアクト錠25mg	25mg1錠	373.30
	ブリィビアクト錠50mg	50mg1錠	609.30
	フリウェル配合錠ＬＤ「あすか」	1錠	57.80
	フリウェル配合錠ＬＤ「サワイ」	1錠	57.80
	フリウェル配合錠ＬＤ「トーワ」	1錠	57.80
	フリウェル配合錠ＬＤ「モチダ」	1錠	57.80
	フリウェル配合錠ＵＬＤ「あすか」	1錠	56.40
	フリウェル配合錠ＵＬＤ「サワイ」	1錠	54.30
	フリウェル配合錠ＵＬＤ「トーワ」	1錠	56.40
	フリウェル配合錠ＵＬＤ「モチダ」	1錠	54.30
	ブリカニール錠2mg	2mg1錠	6.30
	プリジスタ錠600mg	600mg1錠	388.70
局	フリバスＯＤ錠25mg	25mg1錠	15.40
局	フリバスＯＤ錠50mg	50mg1錠	28.70
局	フリバスＯＤ錠75mg	75mg1錠	34.90
局	フリバス錠25mg	25mg1錠	15.40
局	フリバス錠50mg	50mg1錠	28.70
局	フリバス錠75mg	75mg1錠	34.90
	プリマキン錠15mg「サノフィ」	15mg1錠	2,242.80
	プリミドン細粒99.5％「日医工」	99.5％1g	72.40
	プリミドン錠250mg「日医工」	250mg1錠	22.50
	プリモボラン錠5mg	5mg1錠	11.90
	フリュザクラカプセル1mg	1mg1カプセル	6,167.30
	フリュザクラカプセル5mg	5mg1カプセル	28,640.30
	ブリリンタ錠60mg	60mg1錠	77.10
	ブリリンタ錠90mg	90mg1錠	114.00
	プリンペラン細粒2％	2％1g	11.20
局	プリンペラン錠5	5mg1錠	10.80

	プリンペランシロップ0.1％	0.1％10mL	22.00
局	フルイトラン錠1mg	1mg1錠	10.80
局	フルイトラン錠2mg	2mg1錠	10.80
	ブルキンザカプセル80mg	80mg1カプセル	6,636.10
局	フルコナゾールカプセル50mg「アメル」	50mg1カプセル	93.60
局	フルコナゾールカプセル50mg「Ｆ」	50mg1カプセル	93.60
局	フルコナゾールカプセル50mg「サワイ」	50mg1カプセル	93.60
局	フルコナゾールカプセル50mg「サンド」	50mg1カプセル	93.60
局	フルコナゾールカプセル50mg「ＪＧ」	50mg1カプセル	93.60
局	フルコナゾールカプセル50mg「タカタ」	50mg1カプセル	93.60
局	フルコナゾールカプセル100mg「アメル」	100mg1カプセル	137.20
局	フルコナゾールカプセル100mg「Ｆ」	100mg1カプセル	137.20
局	フルコナゾールカプセル100mg「サワイ」	100mg1カプセル	137.20
局	フルコナゾールカプセル100mg「サンド」	100mg1カプセル	137.20
局	フルコナゾールカプセル100mg「ＪＧ」	100mg1カプセル	137.20
局	フルコナゾールカプセル100mg「タカタ」	100mg1カプセル	137.20
	フルスタン錠0.15	0.15μg1錠	124.30
	フルスタン錠0.3	0.3μg1錠	185.10
	フルスルチアミン錠25mg「トーワ」	25mg1錠	6.30
	プルゼニド錠12mg	12mg1錠	6.10
	フルタミド錠125mg「ＶＴＲＳ」	125mg1錠	46.90
	フルダラ錠10mg	10mg1錠	2,314.20
局	フルツロンカプセル200	200mg1カプセル	149.90
	フルニトラゼパム1mg錠	1mg1錠	6.10
	フルニトラゼパム2mg錠	2mg1錠	6.30
	フルバスタチン錠10mg「ＮＩＧ」	10mg1錠	7.60
	フルバスタチン錠10mg「サワイ」	10mg1錠	9.80
	フルバスタチン錠20mg「ＮＩＧ」	20mg1錠	12.90
	フルバスタチン錠20mg「サワイ」	20mg1錠	19.90
	フルバスタチン錠30mg「ＮＩＧ」	30mg1錠	19.20
	フルバスタチン錠30mg「サワイ」	30mg1錠	24.60
	ブルフェン顆粒20％	20％1g	6.90
	ブルフェン錠100	100mg1錠	6.30
	ブルフェン錠200	200mg1錠	6.30
局	フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「ＮＰ」	50mg1錠	12.30
局	フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「サワイ」	50mg1錠	12.30
局	フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「タカタ」	50mg1錠	12.30
局	フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「トーワ」	50mg1錠	12.30
局	フルボキサミンマレイン酸塩錠75mg「サワイ」	75mg1錠	17.50
局	フルボキサミンマレイン酸塩錠75mg「トーワ」	75mg1錠	17.50
局	フルボキサミンマレイン酸塩錠75mg「日医工」	75mg1錠	17.50
	フルボキサミンマレイン酸塩25mg錠	25mg1錠	10.80
	フルボキサミンマレイン酸塩50mg錠	50mg1錠	10.90
	フルボキサミンマレイン酸塩75mg錠	75mg1錠	15.50
	フルメジン散0.2％	0.2％1g	8.60
	フルメジン糖衣錠（0.25）	0.25mg1錠	6.30
	フルメジン糖衣錠（0.5）	0.5mg1錠	6.30
	フルメジン糖衣錠（1）	1mg1錠	6.30
局	フレカイニド酢酸塩錠50mg「ＫＯ」	50mg1錠	12.30
局	フレカイニド酢酸塩錠50mg「ＶＴＲＳ」	50mg1錠	12.30
局	フレカイニド酢酸塩錠100mg「ＫＯ」	100mg1錠	20.20
局	フレカイニド酢酸塩錠100mg「ＶＴＲＳ」	100mg1錠	20.20
	プレガバリンＯＤ錠25mg「オーハラ」	25mg1錠	10.20
	プレガバリンＯＤ錠25mg「科研」	25mg1錠	10.20
	プレガバリンＯＤ錠25mg「ＫＭＰ」	25mg1錠	10.20
	プレガバリンＯＤ錠25mg「ケミファ」	25mg1錠	10.20
	プレガバリンＯＤ錠25mg「サワイ」	25mg1錠	10.20
	プレガバリンＯＤ錠25mg「ＺＥ」	25mg1錠	10.20
	プレガバリンＯＤ錠25mg「ＴＣＫ」	25mg1錠	10.20
	プレガバリンＯＤ錠25mg「トーワ」	25mg1錠	10.20
	プレガバリンＯＤ錠25mg「日医工」	25mg1錠	10.20
	プレガバリンＯＤ錠25mg「ＶＴＲＳ」	25mg1錠	10.20
	プレガバリンＯＤ錠25mg「フェルゼン」	25mg1錠	10.20
	プレガバリンＯＤ錠25mg「三笠」	25mg1錠	10.20
	プレガバリンＯＤ錠25mg「明治」	25mg1錠	10.20
	プレガバリンＯＤ錠50mg「武田テバ」	50mg1錠	11.10
	プレガバリンＯＤ錠50mg「日医工」	50mg1錠	11.10
	プレガバリンＯＤ錠50mg「三笠」	50mg1錠	11.10
	プレガバリンＯＤ錠50mg「ＹＤ」	50mg1錠	11.10
	プレガバリンＯＤ錠75mg「オーハラ」	75mg1錠	16.10
	プレガバリンＯＤ錠75mg「科研」	75mg1錠	16.10
	プレガバリンＯＤ錠75mg「ＫＭＰ」	75mg1錠	16.10
	プレガバリンＯＤ錠75mg「ケミファ」	75mg1錠	16.10
	プレガバリンＯＤ錠75mg「サワイ」	75mg1錠	16.10
	プレガバリンＯＤ錠75mg「ＺＥ」	75mg1錠	16.10
	プレガバリンＯＤ錠75mg「ＤＳＥＰ」	75mg1錠	16.10
	プレガバリンＯＤ錠75mg「ＴＣＫ」	75mg1錠	16.10
	プレガバリンＯＤ錠75mg「トーワ」	75mg1錠	16.10
	プレガバリンＯＤ錠75mg「日医工」	75mg1錠	16.10
	プレガバリンＯＤ錠75mg「ＶＴＲＳ」	75mg1錠	16.10
	プレガバリンＯＤ錠75mg「フェルゼン」	75mg1錠	16.10

プレガバリンＯＤ錠75 mg「三笠」	75mg1錠	16.10
プレガバリンＯＤ錠75 mg「明治」	75mg1錠	16.10
プレガバリンＯＤ錠150 mg「ＮＰＩ」	150mg1錠	29.20
プレガバリンＯＤ錠150 mg「オーハラ」	150mg1錠	22.10
プレガバリンＯＤ錠150 mg「科研」	150mg1錠	22.10
プレガバリンＯＤ錠150 mg「ＫＭＰ」	150mg1錠	22.10
プレガバリンＯＤ錠150 mg「ケミファ」	150mg1錠	22.10
プレガバリンＯＤ錠150 mg「サワイ」	150mg1錠	22.10
プレガバリンＯＤ錠150 mg「サンド」	150mg1錠	22.10
プレガバリンＯＤ錠150 mg「ＤＳＥＰ」	150mg1錠	22.10
プレガバリンＯＤ錠150 mg「トーワ」	150mg1錠	22.10
プレガバリンＯＤ錠150 mg「日医工」	150mg1錠	22.10
プレガバリンＯＤ錠150 mg「ＶＴＲＳ」	150mg1錠	22.10
プレガバリンＯＤ錠150 mg「フェルゼン」	150mg1錠	22.10
プレガバリンＯＤ錠150 mg「三笠」	150mg1錠	29.00
プレガバリンＯＤ錠150 mg「明治」	150mg1錠	22.10
プレガバリンＯＤ錠150 mg「ＹＤ」	150mg1錠	22.10
プレガバリンカプセル25 mg「サワイ」	25mg1カプセル	10.20
プレガバリンカプセル25 mg「トーワ」	25mg1カプセル	10.20
プレガバリンカプセル25 mg「日医工」	25mg1カプセル	10.20
プレガバリンカプセル75 mg「サワイ」	75mg1カプセル	16.10
プレガバリンカプセル75 mg「トーワ」	75mg1カプセル	16.10
プレガバリンカプセル75 mg「日医工」	75mg1カプセル	16.10
プレガバリンカプセル150 mg「サワイ」	150mg1カプセル	22.10
プレガバリンカプセル150 mg「トーワ」	150mg1カプセル	22.10
プレガバリンカプセル150 mg「日医工」	150mg1カプセル	22.10
プレガバリン25 mg口腔内崩壊錠	25mg1錠	6.40
プレガバリン75 mg口腔内崩壊錠	75mg1錠	11.10
プレガバリン150 mg口腔内崩壊錠	150mg1錠	15.10
ブレーザベスカプセル100 mg	100mg1カプセル	10,266.70
プレジコビックス配合錠	1錠	1,808.40
プレタールＯＤ錠50 mg	50mg1錠	15.20
プレタールＯＤ錠100 mg	100mg1錠	18.00
プレタール散20％	20％1ｇ	144.50
ブレディニンＯＤ錠25	25mg1錠	36.70
ブレディニンＯＤ錠50	50mg1錠	59.50
(局) ブレディニン錠25	25mg1錠	36.70
(局) ブレディニン錠50	50mg1錠	59.50
(局) プレドニゾロン	1ｇ	1,082.90
プレドニゾロン散「タケダ」1％	1％1ｇ	8.70
(局) プレドニゾロン錠	1mg1錠	8.90
(局) プレドニゾロン錠	2.5mg1錠	10.50
(局) プレドニゾロン錠	5mg1錠	10.50
(局) プレドニゾロン錠5 mg（旭化成）	5mg1錠	10.10
プレバイミス顆粒分包20 mg	20mg1包	3,025.60
プレバイミス顆粒分包120 mg	120mg1包	10,006.20
プレバイミス錠240 mg	240mg1錠	16,095.40
プレマリン錠0.625 mg	0.625mg1錠	73.80
(局) プレミネント配合錠ＨＤ	1錠	50.90
(局) プレミネント配合錠ＬＤ	1錠	36.60
(局) プロカインアミド塩酸塩錠	125mg1錠	10.80
(局) プロカインアミド塩酸塩錠	250mg1錠	10.80
プロカテロール塩酸塩ＤＳ0.01％「タカタ」	0.01％1ｇ	22.10
プロカテロール塩酸塩0.0005％シロップ	0.0005％1mL	4.10
(局) プログラフカプセル0.5 mg	0.5mg1カプセル	179.20
(局) プログラフカプセル1 mg	1mg1カプセル	305.40
(局) プログラフカプセル5 mg	5mg1カプセル	1,181.50
プログラフ顆粒0.2 mg	0.2mg1包	111.90
プログラフ顆粒1 mg	1mg1包	437.80
(局) プロクロルペラジンマレイン酸塩錠	5mg1錠	10.80
(局) プロサイリン錠20	20μg1錠	19.20
プロスタグランジンＥ$_2$錠0.5 mg「科研」	0.5mg1錠	370.30
プロスタールＬ錠50 mg	50mg1錠	64.60
プロスタール錠25	25mg1錠	32.90
フロセミド細粒4％「ＥＭＥＣ」	4％1ｇ	35.60
フロセミド10 mg錠	10mg1錠	6.50
フロセミド20 mg錠	20mg1錠	6.50
フロセミド40 mg錠	40mg1錠	6.80
プロタノールＳ錠15 mg	15mg1錠	18.30
ブロチゾラム0.25 mg口腔内崩壊錠	0.25mg1錠	10.80
ブロチゾラム0.25 mg錠	0.25mg1錠	10.80
プロテカジンＯＤ錠5	5mg1錠	10.80
プロテカジンＯＤ錠10	10mg1錠	11.60
(局) プロテカジン錠5	5mg1錠	10.80
(局) プロテカジン錠10	10mg1錠	11.60
プロナーゼＭＳ	20,000単位	121.40
ブロナンセリン散2％「アメル」	2％1ｇ	120.30
ブロナンセリン錠2 mg「ＹＤ」	2mg1錠	11.30
ブロナンセリン錠8 mg「アメル」	8mg1錠	26.10
ブロナンセリン錠8 mg「サワイ」	8mg1錠	26.10
ブロナンセリン錠8 mg「ＤＳＥＰ」	8mg1錠	26.10
ブロナンセリン錠8 mg「ＤＳＰＢ」	8mg1錠	26.10
ブロナンセリン錠8 mg「トーワ」	8mg1錠	26.10
ブロナンセリン錠8 mg「ニプロ」	8mg1錠	26.10
ブロナンセリン錠8 mg「ＹＤ」	8mg1錠	26.10
ブロナンセリン２％散	2％1ｇ	85.20
ブロナンセリン2 mg錠	2mg1錠	7.60
ブロナンセリン4 mg錠	4mg1錠	15.10
ブロナンセリン8 mg錠	8mg1錠	18.80
(局) プロノン錠100 mg	100mg1錠	19.50
(局) プロノン錠150 mg	150mg1錠	19.20

局	プロパフェノン塩酸塩錠100 mg「オーハラ」	100mg1錠	16.50
局	プロパフェノン塩酸塩錠150 mg「オーハラ」	150mg1錠	12.80
	プロ・バンサイン錠15 mg	15mg1錠	6.30
	プロピタン錠50 mg	50mg1錠	10.30
局	プロピベリン塩酸塩錠10 mg「あすか」	10mg1錠	12.90
局	プロピベリン塩酸塩錠10 mg「トーワ」	10mg1錠	12.90
局	プロピベリン塩酸塩錠20 mg「あすか」	20mg1錠	23.60
局	プロピベリン塩酸塩錠20 mg「ＮＩＧ」	20mg1錠	23.60
局	プロピベリン塩酸塩錠20 mg「ＮＳ」	20mg1錠	23.60
局	プロピベリン塩酸塩錠20 mg「杏林」	20mg1錠	16.60
局	プロピベリン塩酸塩錠20 mg「サワイ」	20mg1錠	23.60
局	プロピベリン塩酸塩錠20 mg「ＪＧ」	20mg1錠	19.90
局	プロピベリン塩酸塩錠20 mg「ＴＣＫ」	20mg1錠	19.90
局	プロピベリン塩酸塩錠20 mg「トーワ」	20mg1錠	23.60
局	プロピベリン塩酸塩錠20 mg「ＹＤ」	20mg1錠	23.60
	プロピベリン塩酸塩10 mg錠	10mg1錠	11.10
局	プロピルチオウラシル錠	50mg1錠	10.80
局	プロブコール錠250 mg「サワイ」	250mg1錠	10.80
	プロプラノロール塩酸塩徐放カプセル60 mg「サワイ」	60mg1カプセル	18.20
	プロプラノロール塩酸塩10 mg錠	10mg1錠	10.80
局	ブロプレス錠2	2mg1錠	14.70
局	ブロプレス錠4	4mg1錠	18.10
局	ブロプレス錠8	8mg1錠	27.00
局	ブロプレス錠12	12mg1錠	31.90
局	プロベネシド錠	250mg1錠	18.70
	プロベラ錠2.5 mg	2.5mg1錠	14.90
	フロベン錠40	40mg1錠	15.70
	ブロマゼパム細粒１％「サンド」	1%1ｇ	15.50
	ブロマゼパム錠1 mg「サンド」	1mg1錠	6.30
	ブロマゼパム錠2 mg「サンド」	2mg1錠	6.30
	ブロマゼパム錠3 mg「サンド」	3mg1錠	6.30
	ブロマゼパム錠5 mg「サンド」	5mg1錠	6.30
局	ブロマック顆粒15％	15%1ｇ	25.90
	ブロマックＤ錠75	75mg1錠	13.70
	ブロムヘキシン塩酸塩シロップ0.08％「トーワ」	0.08%1mL	1.80
	ブロムヘキシン塩酸塩4 mg錠	4mg1錠	5.50
	ブロムペリドール細粒１％「アメル」	1%1ｇ	25.80
	ブロムペリドール細粒１％「サワイ」	1%1ｇ	25.80
	ブロムペリドール錠6 mg「アメル」	6mg1錠	12.50
	ブロムペリドール錠6 mg「サワイ」	6mg1錠	12.50
	ブロムペリドール1 mg錠	1mg1錠	6.10
	ブロムペリドール3 mg錠	3mg1錠	6.30
	ブロモクリプチン錠2.5 mg「フソー」	2.5mg1錠	30.80
	ブロモクリプチンメシル酸塩2.5 mg錠	2.5mg1錠	10.80
局	フロモックス小児用細粒100 mg	100mg1ｇ	110.60
局	フロモックス錠75 mg	75mg1錠	36.30
局	フロモックス錠100 mg	100mg1錠	41.10
局	ブロモバレリル尿素	1ｇ	7.50
	フロリードゲル経口用２％	2%1ｇ	98.20
	フロリネフ錠0.1 mg	0.1mg1錠	188.70
	（へ）		
局	ベイスンＯＤ錠0.2	0.2mg1錠	12.80
局	ベイスンＯＤ錠0.3	0.3mg1錠	12.90
局	ベイスン錠0.2	0.2mg1錠	12.80
局	ベイスン錠0.3	0.3mg1錠	12.90
	ベオーバ錠50 mg	50mg1錠	139.90
局	ペオン錠80	80mg1錠	10.80
	ベサコリン散５％	5%1ｇ	8.50
局	ベザトールＳＲ錠100 mg	100mg1錠	10.80
局	ベザトールＳＲ錠200 mg	200mg1錠	10.80
	ベサノイドカプセル10 mg	10mg1カプセル	590.40
	ベザフィブラート100 mg徐放錠	100mg1錠	10.80
	ベザフィブラート200 mg徐放錠	200mg1錠	10.80
	ベシケアＯＤ錠2.5 mg	2.5mg1錠	40.30
	ベシケアＯＤ錠5 mg	5mg1錠	70.70
	ベシケア錠2.5 mg	2.5mg1錠	40.30
	ベシケア錠5 mg	5mg1錠	70.70
	ベージニオ錠50 mg	50mg1錠	3,049.70
	ベージニオ錠100 mg	100mg1錠	5,567.70
	ベージニオ錠150 mg	150mg1錠	7,917.50
局	ベスタチンカプセル10 mg	10mg1カプセル	338.00
局	ベスタチンカプセル30 mg	30mg1カプセル	399.10
	ベストン糖衣錠（25 mg）	25mg1錠	6.30
	ベタキソロール塩酸塩錠10 mg「サワイ」	10mg1錠	23.90
	ベタキソロール塩酸塩錠10 mg「トーワ」	10mg1錠	23.90
	ベタキソロール塩酸塩5 mg錠	5mg1錠	11.00
	ベタキソロール塩酸塩10 mg錠	10mg1錠	10.20
	ベタセレミン配合錠	1錠	6.30
	ベタナミン錠10 mg	10mg1錠	6.50
	ベタナミン錠25 mg	25mg1錠	13.00
	ベタナミン錠50 mg	50mg1錠	29.00
	ベタニス錠25 mg	25mg1錠	80.90
	ベタニス錠50 mg	50mg1錠	136.80
	ベタヒスチンメシル酸塩6 mg錠	6mg1錠	10.80
	ベタヒスチンメシル酸塩12 mg錠	12mg1錠	10.80
	ベタメタゾン散0.1％「フソー」	0.1%1ｇ	15.00
局	ベタメタゾン錠0.5 mg「サワイ」	0.5mg1錠	10.80
局麻	ペチジン塩酸塩	1ｇ	3,806.00
局	ベニジピン塩酸塩錠8 mg「ＮＳ」	8mg1錠	17.70
局	ベニジピン塩酸塩錠8 mg「ＮＰＩ」	8mg1錠	32.20
局	ベニジピン塩酸塩錠8 mg「ＯＭＥ」	8mg1錠	17.70
局	ベニジピン塩酸塩錠8 mg「サワイ」	8mg1錠	17.70
局	ベニジピン塩酸塩錠8 mg「ＴＣＫ」	8mg1錠	17.70
局	ベニジピン塩酸塩錠8 mg「トーワ」	8mg1錠	17.70

局	ベニジピン塩酸塩錠８mg「ＹＤ」	8mg1錠	17.70
	ベニジピン塩酸塩２mg錠	2mg1錠	10.80
	ベニジピン塩酸塩４mg錠	4mg1錠	10.80
	ベニジピン塩酸塩８mg錠	8mg1錠	15.00
	ベネクレクスタ錠10mg	10mg1錠	872.80
	ベネクレクスタ錠50mg	50mg1錠	3,956.60
	ベネクレクスタ錠100mg	100mg1錠	7,585.90
局	ベネット錠2.5mg	2.5mg1錠	39.20
局	ベネット錠17.5mg	17.5mg1錠	165.30
局	ベネット錠75mg	75mg1錠	731.00
	ベネトリンシロップ0.04％	0.04％1mL	7.10
	ヘパンＥＤ配合内用剤	10ｇ	32.30
	ベプシドカプセル25mg	25mg1カプセル	468.10
	ベプシドカプセル50mg	50mg1カプセル	1,017.70
	ベプリコール錠50mg	50mg1錠	28.70
	ベプリコール錠100mg	100mg1錠	53.00
	ベプリジル塩酸塩錠50mg「ＴＥ」	50mg1錠	17.10
	ベプリジル塩酸塩錠100mg「ＴＥ」	100mg1錠	33.70
	ベポタスチンベシル酸塩５mg口腔内崩壊錠	5mg1錠	10.80
	ベポタスチンベシル酸塩５mg錠	5mg1錠	10.80
	ベポタスチンベシル酸塩10mg口腔内崩壊錠	10mg1錠	10.80
	ベポタスチンベシル酸塩10mg錠	10mg1錠	10.80
	ペマジール錠4.5mg	4.5mg1錠	25,631.20
	ヘマンジオルシロップ小児用0.375％	0.375％1mL	239.90
局	ペミラストン錠５mg	5mg1錠	12.10
局	ペミラストン錠10mg	10mg1錠	21.30
局	ペミラストンドライシロップ0.5％	0.5％1ｇ	24.70
局	ペミロラストＫ錠５mg「ＮＩＧ」	5mg1錠	10.90
局	ペミロラストＫ錠10mg「ＮＩＧ」	10mg1錠	22.60
	ベムリディ錠25mg	25mg1錠	883.10
	ヘモクロンカプセル200mg	200mg1カプセル	28.30
	ヘモナーゼ配合錠	1錠	9.00
	ヘモリンガル舌下錠0.18mg	1錠	15.50
	ベラサスＬＡ錠60μg	60μg1錠	94.40
	ベラゾリン細粒400mg	400mg1包	1,013.60
	ベラゾリン細粒800mg	800mg1包	1,358.20
	ベラパミル塩酸塩40mg錠	40mg1錠	6.80
局	ベラプロストNa錠20μg「サワイ」	20μg1錠	21.20
局	ベラプロストNa錠40μg「ＮＩＧ」	40μg1錠	33.40
局	ベラプロストNa錠40μg「トーワ」	40μg1錠	33.40
局	ベラプロストNa錠40μg「ＹＤ」	40μg1錠	33.40
	ベラプロストナトリウム20μg錠	20μg1錠	11.40
	ペリアクチン散１％	1％1ｇ	6.90
	ペリアクチン錠4mg	4mg1錠	6.30
	ペリアクチンシロップ0.04％	0.04％10mL	13.90
	ペリキューボ錠2.5mg	2.5mg1錠	124.50
	ペリキューボ錠５mg	5mg1錠	217.90
	ペリキューボ錠10mg	10mg1錠	380.90
	ペリチーム配合顆粒	1ｇ	26.20
	ペリンドプリルエルブミン２mg錠	2mg1錠	14.00
	ペリンドプリルエルブミン４mg錠	4mg1錠	24.60
	ペルゴリド錠50μg「サワイ」	50μg1錠	13.90
	ペルゴリド錠250μg「サワイ」	250μg1錠	57.80
	ペルサンチン錠12.5mg	12.5mg1錠	6.10
	ペルサンチン錠25mg	25mg1錠	6.30
	ペルサンチン錠100mg	100mg1錠	6.30
	ペルジピンＬＡカプセル20mg	20mg1カプセル	8.70
	ペルジピンＬＡカプセル40mg	40mg1カプセル	8.90
	ペルジピン散10％	10％1ｇ	43.50
	ペルジピン錠10mg	10mg1錠	6.30
	ペルジピン錠20mg	20mg1錠	8.50
	ベルスピティ錠２mg	2mg1錠	4,774.10
	ベルソムラ錠10mg	10mg1錠	69.30
	ベルソムラ錠15mg	15mg1錠	90.80
	ベルソムラ錠20mg	20mg1錠	109.90
	ヘルネクシオス錠60mg	60mg1錠	13,881.90
局	ペルフェナジン錠	2mg1錠	10.80
局	ペルフェナジン錠	4mg1錠	10.80
局	ペルフェナジン錠	8mg1錠	10.80
局	ペルフェナジンマレイン酸塩錠	2mg1錠	10.80
局	ペルフェナジンマレイン酸塩錠	4mg1錠	10.80
局	ペルフェナジンマレイン酸塩錠	8mg1錠	10.80
局	ヘルベッサーＲカプセル100mg	100mg1カプセル	14.10
局	ヘルベッサーＲカプセル200mg	200mg1カプセル	26.20
	ヘルベッサー錠30	30mg1錠	6.30
	ヘルベッサー錠60	60mg1錠	7.90
	ペルマックス錠50μg	50μg1錠	16.90
	ペルマックス錠250μg	250μg1錠	60.20
	ベレキシブル錠80mg	80mg1錠	4,307.30
	ペレックス配合顆粒	1ｇ	6.90
	ペロスピロン塩酸塩錠４mg「アメル」	4mg1錠	6.30
	ペロスピロン塩酸塩錠８mg「アメル」	8mg1錠	9.20
	ペロスピロン塩酸塩錠16mg「アメル」	16mg1錠	14.40
	ペングッド錠250mg	250mg1錠	18.90
	ベンザリン細粒１％	1％1ｇ	21.10
	ベンザリン錠２	2mg1錠	7.90
	ベンザリン錠５	5mg1錠	7.20
	ベンザリン錠10	10mg1錠	11.70
	ベンズブロマロン25mg錠	25mg1錠	6.30
	ベンズブロマロン50mg錠	50mg1錠	6.30
	ペンタサ顆粒94％	94％1ｇ	96.00
局	ペンタサ錠250mg	250mg1錠	26.10
局	ペンタサ錠500mg	500mg1錠	45.80
	ペントキシベリンクエン酸塩錠15mg「ツルハラ」	15mg1錠	8.30
	（ほ）		
	ボイデヤ錠50mg	50mg1錠	2,464.10
局	ボウイ	10ｇ	17.20
※	芳香散（鈴粉末）	1ｇ	6.90
局	ボウコン	10ｇ	14.70
局	抱水クロラール	1ｇ	36.90
局	ボウフウ	10ｇ	40.20
	ボカブリア錠30mg	30mg1錠	3,541.60
局	ボクソク	10ｇ	22.00
	ホクナリン錠１mg	1mg1錠	8.60

	ホクナリンドライシロップ0.1％小児用	0.1％1ｇ	9.00
局	ボグリボースＯＤ錠0.2㎎「ケミファ」	0.2㎎1錠	14.40
局	ボグリボースＯＤ錠0.3㎎「ケミファ」	0.3㎎1錠	15.20
	ボグリボースＯＤフィルム0.2「ＱＱ」	0.2㎎1錠	10.80
	ボグリボースＯＤフィルム0.3「ＱＱ」	0.3㎎1錠	10.80
	ボグリボース0.2㎎口腔内崩壊錠	0.2㎎1錠	10.80
	ボグリボース0.2㎎錠	0.2㎎1錠	10.80
	ボグリボース0.3㎎口腔内崩壊錠	0.3㎎1錠	10.80
	ボグリボース0.3㎎錠	0.3㎎1錠	10.80
	ボシュリフ錠100㎎	100㎎1錠	3,861.20
	ボースデル内用液10	10㎎250mL1袋	784.10
	ホスホマイシンカルシウム400㎎シロップ用	400㎎1ｇ	80.50
	ホスミシン錠250	250㎎1錠	52.30
	ホスミシン錠500	500㎎1錠	88.00
局	ホスミシンドライシロップ200	200㎎1ｇ	86.20
局	ホスミシンドライシロップ400	400㎎1ｇ	86.20
	ホスリボン配合顆粒	100㎎1包（リンとして）	67.70
	ホスレノールＯＤ錠250㎎	250㎎1錠	55.60
	ホスレノールＯＤ錠500㎎	500㎎1錠	80.50
	ホスレノール顆粒分包250㎎	250㎎1包	53.00
	ホスレノール顆粒分包500㎎	500㎎1包	80.50
	ホスレノールチュアブル錠250㎎	250㎎1錠	55.60
	ホスレノールチュアブル錠500㎎	500㎎1錠	83.60
	ボセンタン成人用ＤＳ6.25％「モチダ」	6.25％1ｇ	523.70
	ボセンタン62.5㎎錠	62.5㎎1錠	393.10
局	ボタンピ	10ｇ	33.60
局	ボタンピ末	10ｇ	23.50
	ボナロン経口ゼリー35㎎	35㎎1包	494.50
局	ボナロン錠5㎎	5㎎1錠	32.10
局	ボナロン錠35㎎	35㎎1錠	181.40
	ホーネル錠0.15	0.15μg1錠	169.40
	ホーネル錠0.3	0.3μg1錠	246.60
	ボノサップパック400	1シート	435.50
	ボノサップパック800	1シート	554.20
	ボノテオ錠1㎎	1㎎1錠	41.60
	ボノテオ錠50㎎	50㎎1錠	1,046.90
	ボノピオンパック	1シート	409.00
	ポマリストカプセル1㎎	1㎎1カプセル	36,902.00
	ポマリストカプセル2㎎	2㎎1カプセル	43,981.40
	ポマリストカプセル3㎎	3㎎1カプセル	48,736.50
	ポマリストカプセル4㎎	4㎎1カプセル	52,418.90
局	ホミカエキス	1ｇ	8.00
局	ホミカエキス散	1ｇ	8.00
局	ホミカチンキ	10mL	69.70
	ポラキス錠1	1㎎1錠	9.60
	ポラキス錠2	2㎎1錠	9.40
	ポラキス錠3	3㎎1錠	9.40
	ポラプレジンクＯＤ錠75㎎「サワイ」	75㎎1錠	14.30
局	ポラプレジンク顆粒15％「ＮＳ」	15％1ｇ	27.10
	ポララミン散1％	1％1ｇ	12.70
	ポララミン錠2㎎	2㎎1錠	6.10
	ポララミンシロップ0.04％	0.04％10mL	14.40
	ポララミンドライシロップ0.2％	0.2％1ｇ	7.50
局	ホリエ　オウゴンＫ	10ｇ	25.20
局	ホリエ　オウレンＫ	10ｇ	117.40
局	ホリエ　カロコンＫ	10ｇ	22.50
局	ホリエ　カンゾウＫ	10ｇ	27.70
局	ホリエ　キョウニンＫ	10ｇ	20.70
局	ホリエ　クジンＫ	10ｇ	17.50
局	ホリエ　ケイガイＫ	10ｇ	22.80
局	ホリエ　ケイヒＫ	10ｇ	21.10
局	ホリエ　コウカＫ	10ｇ	64.10
局	ホリエ　コウブシＫ	10ｇ	16.40
局	ホリエ　コウボクＫ	10ｇ	23.70
局	ホリエ　ゴシツＫ	10ｇ	24.80
局	ホリエ　サイコＫ	10ｇ	59.90
局	ホリエ　サイシンＫ	10ｇ	93.60
局	ホリエ　サンシシＫ	10ｇ	17.70
局	ホリエ　ジオウＫ	10ｇ	25.20
局	ホリエ　ショウキョウＫ	10ｇ	19.60
局	ホリエ　ショウマＫ	10ｇ	16.50
局	ホリエ　ソウジュツＫ	10ｇ	33.40
局	ホリエ　タクシャＫ	10ｇ	22.20
局	ホリエ　チンピＫ	10ｇ	13.10
局	ホリエ　バクモンドウＫ	10ｇ	59.00
局	ホリエ　ハッカＫ	10ｇ	24.30
局	ホリエ　ハンゲＫ	10ｇ	59.40
局	ホリエ　ビンロウジＫ	10ｇ	16.50
局	ホリエ　ブクリョウＫ	10ｇ	31.10
局	ホリエ　マオウＫ	10ｇ	16.30
局	ホリエ　モクツウＫ	10ｇ	18.50
局	ホリエ　モッコウＫ	10ｇ	22.30
局	ホリエ　ヨクイニンＫ	10ｇ	10.70
局	ホリエ　リュウコツＫ	10ｇ	25.10
局	ホリエ　レンギョウＫ	10ｇ	43.90
	ポリカルボフィルCa細粒83.3％「日医工」	83.3％1ｇ	26.70
	ボリコナゾール顆粒20％「タカタ」	20％1ｇ	2,624.90
局	ボリコナゾール錠50㎎「アメル」	50㎎1錠	108.60
局	ボリコナゾール錠50㎎「ＮＩＧ」	50㎎1錠	108.60
局	ボリコナゾール錠50㎎「ＪＧ」	50㎎1錠	131.10
局	ボリコナゾール錠50㎎「タカタ」	50㎎1錠	131.10
局	ボリコナゾール錠50㎎「ＤＳＥＰ」	50㎎1錠	108.60
局	ボリコナゾール錠50㎎「トーワ」	50㎎1錠	131.10
局	ボリコナゾール錠100㎎「アメル」	100㎎1錠	199.60
局	ボリコナゾール錠100㎎「ＪＧ」	100㎎1錠	199.60
局	ボリコナゾール錠200㎎「アメル」	200㎎1錠	384.00
局	ボリコナゾール錠200㎎「ＮＩＧ」	200㎎1錠	384.00
局	ボリコナゾール錠200㎎「ＪＧ」	200㎎1錠	384.00
局	ボリコナゾール錠200㎎「タカタ」	200㎎1錠	513.80
局	ボリコナゾール錠200㎎「ＤＳＥＰ」	200㎎1錠	384.00
局	ボリコナゾール錠200㎎「トーワ」	200㎎1錠	384.00
局	ポリスチレンスルホン酸Na「フソー」原末	1ｇ	8.00

局	ポリスチレンスルホン酸カルシウム	1ｇ	8.10
	ポリスチレンスルホン酸Ca顆粒89.29％分包5.6ｇ「三和」	89.29％1ｇ	13.10
	ポリスチレンスルホン酸Ca経口ゼリー20％分包25ｇ「三和」	20％25ｇ1個	77.80
	ポリスチレンスルホン酸Ca散96.7％分包5.17ｇ〈ハチ〉	96.7％1ｇ	6.90
局	ポリスチレンスルホン酸Ca「フソー」原末	1ｇ	11.10
	ホリゾン散1％	1％1ｇ	10.60
局	ホリゾン錠2mg	2mg1錠	6.40
局	ホリゾン錠5mg	5mg1錠	10.00
	ホリナートカルシウム25mg錠	25mg1錠	247.00
	ホリナート錠25mg「ＮＫ」	25mg1錠	350.80
	ホリナート錠25mg「オーハラ」	25mg1錠	350.80
	ホリナート錠25mg「サワイ」	25mg1錠	350.80
	ホリナート錠25mg「ＪＧ」	25mg1錠	455.60
	ホリナート錠25mg「タイホウ」	25mg1錠	350.80
	ホリナート錠25mg「トーワ」	25mg1錠	350.80
	ポリフル細粒83.3％	83.3％1ｇ	19.40
	ポリフル錠500mg	500mg1錠	8.50
	ポリミキシンＢ硫酸塩錠25万単位「ファイザー」	25万単位1錠	71.00
	ポリミキシンＢ硫酸塩錠100万単位「ファイザー」	100万単位1錠	217.90
局	ホーリン錠1mg	1mg1錠	11.20
	ボルズィ錠2.5mg	2.5mg1錠	47.70
	ボルズィ錠5mg	5mg1錠	71.10
	ボルズィ錠10mg	10mg1錠	106.20
	ボルタレンＳＲカプセル37.5mg	37.5mg1カプセル	6.30
	ボルタレン錠25mg	25mg1錠	6.50
	ポルトラック原末	1ｇ	6.90
局	ボレイ	10ｇ	9.40
局	ボレイ末	10ｇ	10.20
	本草安中散料エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	8.10
	本草温清飲エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	9.60
	本草黄連解毒湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	10.10
	本草乙字湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	9.80
局	本草加工ブシ末	1ｇ	9.80
	本草葛根湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	9.60
	本草葛根湯加川芎辛夷エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	9.40
	本草加味逍遙散エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	11.60
	本草桂枝加芍薬湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	7.50
	本草桂枝湯エキス顆粒－Ｓ	1ｇ	8.90
	本草桂枝茯苓丸料エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	11.00
	ホンゾウコウジン末	1ｇ	11.00
	本草五苓散顆粒－Ｒ	1ｇ	6.80
	本草柴胡加竜骨牡蛎湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	13.20
	本草柴胡桂枝乾姜湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	13.10
	本草三黄瀉心湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	9.70
	本草四物湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	8.60
	本草芍薬甘草湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	8.00
	本草十全大補湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	11.40
	本草十味敗毒湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	8.70
	本草小柴胡湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	17.90
	本草小青龍湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	10.40
	本草小半夏加茯苓湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	9.80
	本草神秘湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	12.70
	本草大柴胡湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	14.00
	本草猪苓湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	9.80
	本草桃核承気湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	10.20
	本草当帰芍薬散料エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	11.60
	本草人参湯エキス細粒	1ｇ	9.50
	本草八味丸料エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	8.70
	本草半夏厚朴湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	13.10
	本草半夏瀉心湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	13.30
	本草平胃散料エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	7.10
	本草防已黄耆湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	9.50
	本草防風通聖散エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	8.90
	本草補中益気湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	15.20
	本草麻黄湯エキス顆粒－Ｓ	1ｇ	8.60
	本草麻杏甘石湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	6.90
	本草薏苡仁湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	9.90
	本草六君子湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	12.30
	本草苓姜朮甘湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	9.60
	本草苓桂朮甘湯エキス顆粒－Ｍ	1ｇ	7.70
	ボンゾール錠100mg	100mg1錠	84.00
	ボンゾール錠200mg	200mg1錠	242.40
	ポンタールカプセル250mg	250mg1カプセル	6.30
	ポンタール細粒98.5％	98.5％1ｇ	12.40
	ポンタール散50％	50％1ｇ	8.30
	ポンタールシロップ3.25％	3.25％1mL	7.10
	ボンビバ錠100mg	100mg1錠	1,360.90
	（ま）		
	マイスタン細粒1％	1％1ｇ	20.20
	マイスタン錠5mg	5mg1錠	11.40
	マイスタン錠10mg	10mg1錠	20.70
局	マイスリー錠5mg	5mg1錠	13.80
局	マイスリー錠10mg	10mg1錠	21.50
	マイテラーゼ錠10mg	10mg1錠	9.30
	マヴィレット配合顆粒小児用	1包	20,313.90
	マヴィレット配合錠	1錠	17,422.80
局	マオウ	10ｇ	12.50
	マグコロール散68％分包50ｇ	68％50ｇ1包	377.40
	マグコロール散68％分包100ｇ	68％100ｇ1包	768.90
	マグコロール内用液13.6％分包250mL	13.6％250mL1包	393.50
	マクサルトＲＰＤ錠10mg	10mg1錠	177.60
	マクサルト錠10mg	10mg1錠	177.60
	マグミット細粒83％	83％1ｇ	8.60
	マグミット錠100mg	100mg1錠	12.70
	マグミット錠200mg	200mg1錠	6.30
	マグミット錠250mg	250mg1錠	6.30
	マグミット錠330mg	330mg1錠	6.30

	マグミット錠500 mg	500mg1錠	6.30
局	マシニン	10ｇ	11.00
	マスーレッド錠5 mg	5mg1錠	40.10
	マスーレッド錠12.5 mg	12.5mg1錠	86.30
	マスーレッド錠25 mg	25mg1錠	152.80
	マスーレッド錠75 mg	75mg1錠	375.70
	マーズレンＳ配合顆粒	1ｇ	9.40
	マーズレン配合錠0.375ＥＳ	1錠	6.30
	マーズレン配合錠0.5ＥＳ	1錠	7.10
	マーズレン配合錠1.0ＥＳ	1錠	10.10
	マックターゼ配合錠	1錠	6.30
	マドパー配合錠Ｌ50	1錠	11.40
	マドパー配合錠Ｌ100	1錠	16.70
	マナミンＧＡ配合顆粒	1ｇ	6.90
	マニジピン塩酸塩5 mg錠	5mg1錠	10.80
	マニジピン塩酸塩10 mg錠	10mg1錠	10.80
	マニジピン塩酸塩20 mg錠	20mg1錠	12.10
	マブリン散1％	1%1ｇ	92.90
	マプロチリン塩酸塩錠10 mg「アメル」	10mg1錠	6.30
	マプロチリン塩酸塩錠25 mg「アメル」	25mg1錠	7.20
	マラロン小児用配合錠	1錠	246.80
	マラロン配合錠	1錠	507.30
	マリキナ配合顆粒	1ｇ	9.10
	マリゼブ錠12.5 mg	12.5mg1錠	272.10
	マリゼブ錠25 mg	25mg1錠	497.50
※	マルツエキス分包（高田）	1ｇ	7.10
	マルファ懸濁用配合顆粒	1ｇ	8.90
	マーレッジ懸濁用配合ＤＳ	1ｇ	6.90
	マンケイシ	10ｇ	18.20
	（み）		
	ミオカーム内服液　33.3％	33.3%1mL	22.30
	ミオナール顆粒10％	10%1ｇ	24.70
	ミオナール錠50 mg	50mg1錠	7.70
	ミカトリオ配合錠	1錠	38.70
局	ミカムロ配合錠ＡＰ	1錠	26.40
局	ミカムロ配合錠ＢＰ	1錠	35.00
局	ミカルディス錠20 mg	20mg1錠	15.80
局	ミカルディス錠40 mg	40mg1錠	24.80
局	ミカルディス錠80 mg	80mg1錠	31.30
	ミグシス錠5 mg	5mg1錠	12.00
	ミグリステン錠20	20mg1錠	8.20
	ミグリトールＯＤ錠75 mg「サワイ」	75mg1錠	14.90
	ミグリトールＯＤ錠75 mg「トーワ」	75mg1錠	10.80
局	ミグリトール錠75 mg「ＪＧ」	75mg1錠	14.90
局	ミグリトール錠75 mg「トーワ」	75mg1錠	10.80
	ミグリトール25 mg口腔内崩壊錠	25mg1錠	10.80
	ミグリトール25 mg錠	25mg1錠	10.80
	ミグリトール50 mg口腔内崩壊錠	50mg1錠	10.80
	ミグリトール50 mg錠	50mg1錠	10.80
局	ミグレニン	1ｇ	7.70
	ミケランＬＡカプセル15 mg	15mg1カプセル	37.60
	ミケラン錠5 mg	5mg1錠	8.00
	ミコフェノール酸モフェチルカプセル250 mg「ＶＴＲＳ」	250mg1カプセル	136.40
	ミコブティンカプセル150 mg	150mg1カプセル	375.80
局	ミコンビ配合錠ＡＰ	1錠	28.00
局	ミコンビ配合錠ＢＰ	1錠	38.50
	ミチグリニドカルシウム5 mg口腔内崩壊錠	5mg1錠	6.30
	ミチグリニドCa・ＯＤ錠5 mg「ＳＮ」	5mg1錠	8.70
	ミチグリニドCa・ＯＤ錠5 mg「ＴＣＫ」	5mg1錠	8.80
	ミチグリニドCa・ＯＤ錠10 mg「ＳＮ」	10mg1錠	12.50
	ミチグリニドCa・ＯＤ錠10 mg「三和」	10mg1錠	7.00
	ミチグリニドCa・ＯＤ錠10 mg「ＪＧ」	10mg1錠	7.00
	ミチグリニドCa・ＯＤ錠10 mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	7.00
	ミチグリニドCa・ＯＤ錠10 mg「フソー」	10mg1錠	7.00
	ミティキュアダニ舌下錠3,300ＪＡＵ	3,300ＪＡＵ1錠	64.90
	ミティキュアダニ舌下錠10,000ＪＡＵ	10,000ＪＡＵ1錠	195.50
	ミドドリン塩酸塩錠2 mg「ＮＩＧ」	2mg1錠	6.30
	ミドドリン塩酸塩錠2 mg「オーハラ」	2mg1錠	7.40
	ミドドリン塩酸塩錠2 mg「サワイ」	2mg1錠	7.40
	ミドドリン塩酸塩錠2 mg「ＪＧ」	2mg1錠	7.40
	ミドドリン塩酸塩錠2 mg「トーワ」	2mg1錠	7.40
	ミニプレス錠0.5 mg	0.5mg1錠	6.30
	ミニプレス錠1 mg	1mg1錠	6.80
	ミニリンメルトＯＤ錠25 μg	25μg1錠	38.20
	ミニリンメルトＯＤ錠50 μg	50μg1錠	64.90
	ミニリンメルトＯＤ錠60 μg	60μg1錠	60.30
	ミニリンメルトＯＤ錠120 μg	120μg1錠	109.60
	ミニリンメルトＯＤ錠240 μg	240μg1錠	179.40
	ミネブロＯＤ錠1.25 mg	1.25mg1錠	47.80
	ミネブロＯＤ錠2.5 mg	2.5mg1錠	91.60
	ミネブロＯＤ錠5 mg	5mg1錠	137.40
	ミネブロ錠1.25 mg	1.25mg1錠	47.80
	ミネブロ錠2.5 mg	2.5mg1錠	91.60
	ミネブロ錠5 mg	5mg1錠	137.40
	ミノアレ散66.7％	66.7%1ｇ	36.20
局	ミノサイクリン塩酸塩顆粒2％「サワイ」	20mg1ｇ	30.00
局	ミノサイクリン塩酸塩錠50 mg「サワイ」	50mg1錠	14.30
局	ミノサイクリン塩酸塩錠50 mg「トーワ」	50mg1錠	14.30
局	ミノサイクリン塩酸塩錠100 mg「サワイ」	100mg1錠	28.00
局	ミノサイクリン塩酸塩錠100 mg「トーワ」	100mg1錠	20.00
	ミノドロン酸錠1 mg「サワイ」	1mg1錠	18.40
	ミノドロン酸錠1 mg「ＪＧ」	1mg1錠	33.60
	ミノドロン酸錠1 mg「トーワ」	1mg1錠	18.40
	ミノドロン酸錠1 mg「ニプロ」	1mg1錠	18.40
	ミノドロン酸錠1 mg「三笠」	1mg1錠	18.40
	ミノドロン酸錠1 mg「ＹＤ」	1mg1錠	18.40
	ミノドロン酸錠50 mg「サワイ」	50mg1錠	472.80
	ミノドロン酸錠50 mg「ＪＧ」	50mg1錠	472.80
	ミノドロン酸錠50 mg「トーワ」	50mg1錠	472.80
	ミノドロン酸錠50 mg「ニプロ」	50mg1錠	472.80
	ミノドロン酸錠50 mg「三笠」	50mg1錠	472.80
	ミノドロン酸錠50 mg「ＹＤ」	50mg1錠	472.80

	ミノドロン酸１mg錠	1mg1錠	13.80
	ミノドロン酸50mg錠	50mg1錠	309.90
	ミノマイシンカプセル50mg	50mg1カプセル	10.80
	ミノマイシンカプセル100mg	100mg1カプセル	19.90
㊎	ミノマイシン顆粒２％	20mg1ｇ	20.00
㊎	ミノマイシン錠50mg	50mg1錠	10.80
	ミヤＢＭ細粒	1ｇ	6.70
	ミヤＢＭ錠	1錠	6.10
	ミラペックスＬＡ錠0.375mg	0.375mg1錠	31.90
	ミラペックスＬＡ錠1.5mg	1.5mg1錠	118.10
	ミルタザピンＯＤ錠15mg「ＤＳＥＰ」	15mg1錠	23.90
	ミルタザピンＯＤ錠30mg「ＤＳＥＰ」	30mg1錠	36.10
	ミルタザピン錠15mg「ＥＥ」	15mg1錠	13.20
	ミルタザピン錠15mg「ＫＭＰ」	15mg1錠	23.90
	ミルタザピン錠15mg「ケミファ」	15mg1錠	13.20
	ミルタザピン錠15mg「サワイ」	15mg1錠	13.20
	ミルタザピン錠15mg「ＪＧ」	15mg1錠	23.90
	ミルタザピン錠15mg「ＴＣＫ」	15mg1錠	13.20
	ミルタザピン錠15mg「トーワ」	15mg1錠	13.20
	ミルタザピン錠15mg「日新」	15mg1錠	13.20
	ミルタザピン錠15mg「ニプロ」	15mg1錠	13.20
	ミルタザピン錠15mg「ＶＴＲＳ」	15mg1錠	13.20
	ミルタザピン錠15mg「フェルゼン」	15mg1錠	13.20
	ミルタザピン錠15mg「明治」	15mg1錠	13.20
	ミルタザピン錠15mg「ＹＤ」	15mg1錠	13.20
	ミルタザピン錠30mg「ＥＥ」	30mg1錠	23.20
	ミルタザピン錠30mg「ＫＭＰ」	30mg1錠	36.10
	ミルタザピン錠30mg「ケミファ」	30mg1錠	23.20
	ミルタザピン錠30mg「サワイ」	30mg1錠	23.20
	ミルタザピン錠30mg「ＪＧ」	30mg1錠	36.10
	ミルタザピン錠30mg「ＴＣＫ」	30mg1錠	36.10
	ミルタザピン錠30mg「トーワ」	30mg1錠	23.20
	ミルタザピン錠30mg「日新」	30mg1錠	23.20
	ミルタザピン錠30mg「ニプロ」	30mg1錠	23.20
	ミルタザピン錠30mg「ＶＴＲＳ」	30mg1錠	23.20
	ミルタザピン錠30mg「フェルゼン」	30mg1錠	23.20
	ミルタザピン錠30mg「明治」	30mg1錠	23.20
	ミルタザピン錠30mg「ＹＤ」	30mg1錠	23.20
	ミルタザピン15mg口腔内崩壊錠	15mg1錠	13.20
	ミルタザピン15mg錠	15mg1錠	7.80
	ミルタザピン30mg口腔内崩壊錠	30mg1錠	23.20
	ミルタザピン30mg錠	30mg1錠	13.40
	ミルナシプラン塩酸塩錠12.5mg「アメル」	12.5mg1錠	6.30
	ミルナシプラン塩酸塩錠25mg「アメル」	25mg1錠	8.90
	ミルナシプラン塩酸塩錠25mg「ＮＰ」	25mg1錠	6.40
	ミルナシプラン塩酸塩錠50mg「アメル」	50mg1錠	15.50
	ミルナシプラン塩酸塩15mg錠	15mg1錠	7.00
	ミルマグ錠350mg	350mg1錠	6.30
	ミルマグ内用懸濁液7.2％	7.2％10mL	13.70
	ミルラクト細粒50％	50％1ｇ	51.70
	ミンクリア内用散布液0.8％	20mL1筒	769.70
	（む）		
㊎	ムコスタ錠100mg	100mg1錠	10.80
	ムコソルバンＬ錠45mg	45mg1錠	23.80
	ムコソルバン錠15mg	15mg1錠	6.30
	ムコソルバン内用液0.75％	0.75％1mL	5.90
㊎	ムコダイン錠250mg	250mg1錠	10.80
㊎	ムコダイン錠500mg	500mg1錠	10.80
	ムコダインシロップ５％	5％1mL	7.10
	ムコダインＤＳ50％	50％1ｇ	13.70
	ムコブロチン配合シロップ	1mL	7.10
㊎	無水カフェイン	1ｇ	9.70
㊎	無水クエン酸	10ｇ	11.80
	ムルプレタ錠3mg	3mg1錠	11,402.50
	ムンデシンカプセル100mg	100mg1カプセル	2,666.10
	（め）		
㊎	メイアクトＭＳ小児用細粒10％	100mg1ｇ	192.80
㊎	メイアクトＭＳ錠100mg	100mg1錠	73.60
	メイラックス細粒１％	1％1ｇ	101.60
㊎	メイラックス錠1mg	1mg1錠	10.80
㊎	メイラックス錠2mg	2mg1錠	12.70
㊎	メインテート錠0.625mg	0.625mg1錠	10.80
㊎	メインテート錠2.5mg	2.5mg1錠	12.20
㊎	メインテート錠5mg	5mg1錠	14.80
	メキシチールカプセル50mg	50mg1カプセル	8.20
	メキシチールカプセル100mg	100mg1カプセル	12.30
	メキシレチン塩酸塩カプセル50mg「サワイ」	50mg1カプセル	7.90
	メキシレチン塩酸塩カプセル50mg「トーワ」	50mg1カプセル	6.30
	メキシレチン塩酸塩カプセル100mg「サワイ」	100mg1カプセル	10.60
	メキシレチン塩酸塩カプセル100mg「トーワ」	100mg1カプセル	6.60
	メキシレチン塩酸塩錠50mg「杏林」	50mg1錠	6.30
	メキシレチン塩酸塩錠50mg「ＫＣＣ」	50mg1錠	6.40
	メキシレチン塩酸塩錠100mg「杏林」	100mg1錠	6.30
	メキシレチン塩酸塩錠100mg「ＫＣＣ」	100mg1錠	10.70
	メキタジン3mg錠	3mg1錠	10.80
	メキニスト小児用ドライシロップ4.7mg	4.7mg1瓶	99,852.00
	メキニスト錠0.5mg	0.5mg1錠	8,517.60
	メキニスト錠2mg	2mg1錠	31,970.70
	メクトビ錠15mg	15mg1錠	4,926.40
	メコバラミンカプセル250μg「日新」	0.25mg1カプセル	6.10
	メコバラミン0.25mg錠	0.25mg1錠	6.10
	メコバラミン0.5mg錠	0.5mg1錠	6.10
㊍	メサペイン錠5mg	5mg1錠	184.80
㊍	メサペイン錠10mg	10mg1錠	351.20
㊎	メサラジン錠250mg「ケミファ」	250mg1錠	16.80
㊎	メサラジン錠500mg「ケミファ」	500mg1錠	23.90
㊎	メサラジン徐放錠250mg「トーワ」	250mg1錠	13.80

局	メサラジン徐放錠250mg「日医工Ｐ」	250mg1錠	13.80
局	メサラジン徐放錠500mg「トーワ」	500mg1錠	23.90
局	メサラジン徐放錠500mg「日医工Ｐ」	500mg1錠	23.90
	メサラジン腸溶錠400mg「サワイ」	400mg1錠	15.70
	メジコン散10％	10％1ｇ	24.10
	メジコン錠15mg	15mg1錠	8.50
	メジコン配合シロップ	10mL	15.50
	メスチノン錠60mg	60mg1錠	14.00
	メーゼント錠0.25mg	0.25mg1錠	1,083.50
	メーゼント錠2mg	2mg1錠	8,668.00
局	メソトレキセート錠2.5mg	2.5mg1錠	18.50
局	メタクト配合錠ＨＤ	1錠	48.40
局	メタクト配合錠ＬＤ	1錠	29.20
	メダゼパム錠2（ツルハラ）	2mg1錠	8.30
	メダゼパム錠5（ツルハラ）	5mg1錠	6.30
局	メタライト250カプセル	250mg1カプセル	293.30
	メタルカプターゼカプセル50mg	50mg1カプセル	15.10
	メタルカプターゼカプセル100mg	100mg1カプセル	28.60
	メタルカプターゼカプセル200mg	200mg1カプセル	52.30
	メチコバール細粒0.1％	0.1％500mg1包	11.40
局	メチコバール錠250μg	0.25mg1錠	10.80
局	メチコバール錠500μg	0.5mg1錠	10.80
局	メチルエフェドリン散10％「フソー」	10％1ｇ	10.00
局	メチルエルゴメトリンマレイン酸塩錠	0.125mg1錠	10.80
	メチルジゴキシン錠0.05mg「ＮＩＧ」	0.05mg1錠	6.10
	メチルジゴキシン錠0.1mg「ＮＩＧ」	0.1mg1錠	6.30
局	メチルテストステロン錠	10mg1錠	17.60
局	メチルテストステロン錠	25mg1錠	52.00
局	メチルドパ錠	125mg1錠	10.80
局	メチルドパ錠	250mg1錠	16.50
局	メチルドパ錠（ツルハラ）125	125mg1錠	13.70
麻	メテバニール錠2mg	2mg1錠	91.00
	メトアナ配合錠ＨＤ	1錠	40.00
	メトアナ配合錠ＬＤ	1錠	40.20
局	メトグルコ錠250mg	250mg1錠	10.80
局	メトグルコ錠500mg	500mg1錠	10.80
	メトクロプラミド細粒2％「ツルハラ」	2％1ｇ	6.90
	メトクロプラミド5mg錠	5mg1錠	10.80
局	メトトレキサートカプセル2mg「サワイ」	2mg1カプセル	46.80
局	メトトレキサートカプセル2mg「サンド」	2mg1カプセル	59.40
局	メトトレキサートカプセル2mg「トーワ」	2mg1カプセル	59.40
	メトトレキサート錠1mg「日本臓器」	1mg1錠	21.10
	メトトレキサート錠2mg「あゆみ」	2mg1錠	59.40
	メトトレキサート錠2mg「タナベ」	2mg1錠	59.40
	メトトレキサート2mg錠	2mg1錠	46.80
	メトピロンカプセル250mg	250mg1カプセル	1,211.20
	メトプロロール酒石酸塩20mg錠	20mg1錠	10.80
	メトプロロール酒石酸塩40mg錠	40mg1錠	10.80
局	メトホルミン塩酸塩錠250mg「ＳＮ」	250mg1錠	10.50
	メトホルミン塩酸塩250mgＭＴ錠	250mg1錠	10.80
	メトホルミン塩酸塩500mgＭＴ錠	500mg1錠	10.80
	メトリジン錠2mg	2mg1錠	10.90
	メトリジンＤ錠2mg	2mg1錠	10.90
	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル錠2.5mg「Ｆ」	2.5mg1錠	12.60
	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル錠2.5mg「トーワ」	2.5mg1錠	6.30
	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル錠5mg「Ｆ」	5mg1錠	13.50
	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル錠200mg「Ｆ」	200mg1錠	52.80
	メドロール錠2mg	2mg1錠	6.30
	メドロール錠4mg	4mg1錠	7.90
	メナテトレノン15mgカプセル	15mg1カプセル	9.90
	メネシット配合錠100	1錠	8.30
	メネシット配合錠250	1錠	24.10
局	メバレクト錠10mg	10mg1錠	12.70
局	メバロチン細粒0.5％	0.5％1ｇ	19.70
局	メバロチン細粒1％	1％1ｇ	31.40
局	メバロチン錠5	5mg1錠	10.80
局	メバロチン錠10	10mg1錠	14.80
	メファキン「ヒサミツ」錠275	275mg1錠	757.60
	メプチン錠50μg	0.05mg1錠	8.20
	メプチンシロップ5μg／mL	0.0005％1mL	7.10
	メプチンドライシロップ0.005％	0.005％1ｇ	26.40
	メプチンミニ錠25μg	0.025mg1錠	7.60
局	メフルシド錠25mg「日医工」	25mg1錠	10.80
	メペンゾラート臭化物錠7.5mg「ツルハラ」	7.5mg1錠	6.30
※	メベンダゾール錠100（ヤンセンファーマ）	100mg1錠	366.40
	メホビル配合錠ＨＤ「トーワ」	1錠	22.40
	メホビル配合錠ＨＤ「日新」	1錠	22.50
	メホビル配合錠ＬＤ「トーワ」	1錠	22.60
	メホビル配合錠ＬＤ「日新」	1錠	22.70
	メマリーＯＤ錠5mg	5mg1錠	36.70
	メマリーＯＤ錠10mg	10mg1錠	62.10
	メマリーＯＤ錠20mg	20mg1錠	112.70
	メマリー錠5mg	5mg1錠	36.70
	メマリー錠10mg	10mg1錠	62.10
	メマリー錠20mg	20mg1錠	112.70
	メマリードライシロップ2％	2％1ｇ	168.00
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠5mg「アメル」	5mg1錠	12.70
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠5mg「ＮＩＧ」	5mg1錠	12.70
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠5mg「クラシエ」	5mg1錠	19.60
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠5mg「ケミファ」	5mg1錠	12.70
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠5mg「サワイ」	5mg1錠	19.60
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠5mg「サンド」	5mg1錠	12.70
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠5mg「ＪＧ」	5mg1錠	19.60
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠5mg「ＺＥ」	5mg1錠	12.70
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠5mg「タカタ」	5mg1錠	19.60

メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５mg「ＤＳＥＰ」	5mg1錠	19.60
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５mg「ＴＣＫ」	5mg1錠	19.60
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５mg「トーワ」	5mg1錠	19.60
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５mg「日医工」	5mg1錠	12.70
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５mg「日新」	5mg1錠	19.60
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５mg「ニプロ」	5mg1錠	12.70
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５mg「フェルゼン」	5mg1錠	19.60
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５mg「明治」	5mg1錠	19.60
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５mg「ＹＤ」	5mg1錠	12.70
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠10mg「クラシエ」	10mg1錠	33.70
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠10mg「ＪＧ」	10mg1錠	33.70
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠10mg「タカタ」	10mg1錠	33.70
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠10mg「ＤＳＥＰ」	10mg1錠	33.70
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠10mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	33.70
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠10mg「トーワ」	10mg1錠	33.70
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠10mg「フェルゼン」	10mg1錠	33.70
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠10mg「明治」	10mg1錠	33.70
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠15mg「クラシエ」	15mg1錠	37.90
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠15mg「ケミファ」	15mg1錠	37.90
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠15mg「サンド」	15mg1錠	37.90
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠15mg「ＴＣＫ」	15mg1錠	37.90
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠15mg「日新」	15mg1錠	37.90
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠20mg「ＪＧ」	20mg1錠	61.60
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠20mg「タカタ」	20mg1錠	61.60
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠20mg「ＤＳＥＰ」	20mg1錠	61.60
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠20mg「ＴＣＫ」	20mg1錠	61.60
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠20mg「トーワ」	20mg1錠	61.60
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠20mg「日新」	20mg1錠	61.60
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠20mg「フェルゼン」	20mg1錠	61.60
メマンチン塩酸塩ＯＤ錠20mg「明治」	20mg1錠	61.60
メマンチン塩酸塩錠５mg「アメル」	5mg1錠	12.70
メマンチン塩酸塩錠５mg「サワイ」	5mg1錠	19.60
メマンチン塩酸塩錠５mg「ＤＳＥＰ」	5mg1錠	19.60
メマンチン塩酸塩錠５mg「トーワ」	5mg1錠	19.60
メマンチン塩酸塩錠５mg「ニプロ」	5mg1錠	12.70
メマンチン塩酸塩錠５mg「明治」	5mg1錠	19.60
メマンチン塩酸塩錠10mg「ＤＳＥＰ」	10mg1錠	33.70
メマンチン塩酸塩錠10mg「トーワ」	10mg1錠	33.70
メマンチン塩酸塩錠10mg「明治」	10mg1錠	33.70
メマンチン塩酸塩錠20mg「ＤＳＥＰ」	20mg1錠	61.60
メマンチン塩酸塩錠20mg「トーワ」	20mg1錠	61.60
メマンチン塩酸塩錠20mg「明治」	20mg1錠	61.60
メマンチン塩酸塩ＤＳ２％「サワイ」	2%1ｇ	93.20
メマンチン塩酸塩ドライシロップ２％「ＤＳＥＰ」	2%1ｇ	93.20
メマンチン塩酸塩５mg口腔内崩壊錠	5mg1錠	9.70
メマンチン塩酸塩５mg錠	5mg1錠	9.70
メマンチン塩酸塩10mg口腔内崩壊錠	10mg1錠	23.30
メマンチン塩酸塩10mg錠	10mg1錠	23.30
メマンチン塩酸塩20mg口腔内崩壊錠	20mg1錠	40.50
メマンチン塩酸塩20mg錠	20mg1錠	40.50
メラトベル顆粒小児用0.2％	0.2%1ｇ	207.70
メラトベル錠小児用１mg	1mg1錠	103.90
メラトベル錠小児用２mg	2mg1錠	155.90
(局) メリスロン錠６mg	6mg1錠	10.80
(局) メリスロン錠12mg	12mg1錠	10.80
(局) メルカゾール錠2.5mg	2.5mg1錠	10.80
メロキシカム錠５mg「ケミファ」	5mg1錠	9.50
メロキシカム錠５mg「サワイ」	5mg1錠	9.50
メロキシカム錠５mg「日医工」	5mg1錠	9.50
メロキシカム錠10mg「ＮＰ」	10mg1錠	10.10
メロキシカム錠10mg「ＮＰＩ」	10mg1錠	10.10
メロキシカム錠10mg「クニヒロ」	10mg1錠	10.10
メロキシカム錠10mg「ケミファ」	10mg1錠	14.40
メロキシカム錠10mg「サワイ」	10mg1錠	14.40
メロキシカム錠10mg「トーワ」	10mg1錠	14.40
メロキシカム錠10mg「日医工」	10mg1錠	9.20
メロキシカム５mg錠	5mg1錠	7.30
(局) メンドンカプセル7.5mg	7.5mg1カプセル	10.80

（も）

(局) モクツウ	10ｇ	14.20
(局) モサプリドクエン酸塩散１％「日医工」	1%1ｇ	8.90
モサプリドクエン酸塩2.5mg錠	2.5mg1錠	10.50
モサプリドクエン酸塩５mg錠	5mg1錠	10.80
モッカ	10ｇ	20.00
(局) モッコウ	10ｇ	18.30
モッコウ末	10ｇ	20.80
モディオダール錠100mg	100mg1錠	290.90
モニラック・シロップ65％	65%1mL	7.10
モーバー錠100mg	100mg1錠	23.20
モビコール配合内用剤ＨＤ	13.7046ｇ1包	107.50
モビコール配合内用剤ＬＤ	6.8523ｇ1包	59.30
モービック錠５mg	5mg1錠	10.50
モービック錠10mg	10mg1錠	19.00
モビプレップ配合内用剤	1袋	1,513.00
(局)(麻) モルヒネ塩酸塩錠	10mg1錠	152.10
(局)(麻) モルヒネ塩酸塩水和物	1ｇ	2,243.80

㊎	モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包10mg「フジモト」	10mg1包	198.40
㊎	モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包30mg「フジモト」	30mg1包	528.30
	モンテルカストＯＤ錠5mg「サワイ」	5mg1錠	54.50
	モンテルカストＯＤ錠5mg「タカタ」	5mg1錠	25.90
	モンテルカストＯＤ錠5mg「トーワ」	5mg1錠	25.90
	モンテルカストＯＤ錠5mg「明治」	5mg1錠	29.70
	モンテルカストＯＤ錠10mg「サワイ」	10mg1錠	31.50
	モンテルカストＯＤ錠10mg「トーワ」	10mg1錠	31.50
	モンテルカストＯＤ錠10mg「明治」	10mg1錠	31.50
㊍	モンテルカスト細粒4mg「サワイ」	4mg1包	32.40
㊍	モンテルカスト細粒4mg「ＪＧ」	4mg1包	32.40
㊍	モンテルカスト細粒4mg「タカタ」	4mg1包	27.50
㊍	モンテルカスト細粒4mg「ツルハラ」	4mg1包	32.40
㊍	モンテルカスト細粒4mg「明治」	4mg1包	27.50
㊍	モンテルカスト錠5mg「ＳＮ」	5mg1錠	25.90
㊍	モンテルカスト錠5mg「オーハラ」	5mg1錠	29.70
㊍	モンテルカスト錠5mg「ＫＭ」	5mg1錠	25.90
㊍	モンテルカスト錠5mg「ＣＥＯ」	5mg1錠	29.70
㊍	モンテルカスト錠5mg「ＪＧ」	5mg1錠	29.70
㊍	モンテルカスト錠5mg「ＴＣＫ」	5mg1錠	23.70
㊍	モンテルカスト錠5mg「トーワ」	5mg1錠	25.90
㊍	モンテルカスト錠10mg「ＳＮ」	10mg1錠	31.50
㊍	モンテルカスト錠10mg「オーハラ」	10mg1錠	31.50
㊍	モンテルカスト錠10mg「ＫＭ」	10mg1錠	31.50
㊍	モンテルカスト錠10mg「ケミファ」	10mg1錠	31.50
㊍	モンテルカスト錠10mg「サワイ」	10mg1錠	26.40
㊍	モンテルカスト錠10mg「ＣＥＯ」	10mg1錠	31.50
㊍	モンテルカスト錠10mg「ＪＧ」	10mg1錠	31.50
㊍	モンテルカスト錠10mg「ツルハラ」	10mg1錠	26.40
㊍	モンテルカスト錠10mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	31.50
㊍	モンテルカスト錠10mg「トーワ」	10mg1錠	31.50
㊍	モンテルカスト錠10mg「日新」	10mg1錠	13.30
㊍	モンテルカスト錠10mg「フェルゼン」	10mg1錠	13.30
㊍	モンテルカスト錠10mg「ＹＤ」	10mg1錠	13.30
㊍	モンテルカストチュアブル錠5mg「三和」	5mg1錠	12.40
㊍	モンテルカストチュアブル錠5mg「ＪＧ」	5mg1錠	24.00
	モンテルカストナトリウム4mg細粒	4mg1包	16.90
	モンテルカストナトリウム5mg錠	5mg1錠	10.80
	モンテルカストナトリウム5mgチュアブル錠	5mg1錠	16.30
	モンテルカストナトリウム10mg口腔内崩壊錠	10mg1錠	11.40
	モンテルカストナトリウム10mg錠	10mg1錠	11.40
	（や）		
㊍	ヤクチ	10g	24.20
㊍	ヤクモソウ	10g	20.00
㊍	薬用炭	1g	8.50
	ヤーズ配合錠	1シート	3,756.40
	ヤーズフレックス配合錠	1錠	267.60
	（ゆ）		
	ユーエフティＥ配合顆粒Ｔ100	100mg1包（テガフール相当量）	113.20
	ユーエフティＥ配合顆粒Ｔ150	150mg1包（テガフール相当量）	167.70
	ユーエフティＥ配合顆粒Ｔ200	200mg1包（テガフール相当量）	216.10
	ユーエフティ配合カプセルＴ100	100mg1カプセル（テガフール相当量）	90.90
	ユーゼル錠25mg	25mg1錠	530.50
	ユナシン細粒小児用10％	100mg1g	74.70
㊍	ユナシン錠375mg	375mg1錠	59.00
	ユニコン錠100	100mg1錠	9.00
	ユニコン錠200	200mg1錠	12.20
	ユニコン錠400	400mg1錠	12.20
㊍	ユニシア配合錠ＨＤ	1錠	28.60
㊍	ユニシア配合錠ＬＤ	1錠	28.60
	ユバンシ配合錠	1錠	13,272.50
	ユービット錠100mg	100mg1錠	2,591.40
	ユビデカレノンカプセル5mg「ツルハラ」	5mg1カプセル	6.30
	ユビデカレノン顆粒１％「ツルハラ」	1%1g	6.90
	ユビデカレノン10mg錠	10mg1錠	6.30
	ユベラＮカプセル100mg	100mg1カプセル	6.30
	ユベラＮソフトカプセル200mg	200mg1カプセル	6.30
	ユベラ錠50mg	50mg1錠	6.30
	ユリス錠0.5mg	0.5mg1錠	22.90
	ユリス錠1mg	1mg1錠	41.70
	ユリス錠2mg	2mg1錠	74.20
	ユリノーム錠25mg	25mg1錠	7.10
	ユリノーム錠50mg	50mg1錠	9.50
㊍	ユリーフＯＤ錠2mg	2mg1錠	14.10
㊍	ユリーフＯＤ錠4mg	4mg1錠	23.10
㊍	ユリーフ錠2mg	2mg1錠	14.10
㊍	ユリーフ錠4mg	4mg1錠	23.10
	ユーロジン散１％	1%1g	36.00
	ユーロジン1mg錠	1mg1錠	6.30
	ユーロジン2mg錠	2mg1錠	7.40
	（よ）		
㊍	ヨウ化カリウム	1g	8.00
	ヨウ化カリウム丸50mg「日医工」	50mg1丸	6.30
㊍	ヨウ化カリウム「コザカイ・Ｍ」	1g	11.30
㊍	ヨウ化カリウム「ニッコー」	1g	14.50
㊍※	ヨウ化カリウム（山善）	1g	8.10
㊍	ヨウ化ナトリウム（^{131}Ｉ）カプセル	3.7MBq1カプセル	1,097.40
㊍	ヨウ化ナトリウム（^{131}Ｉ）カプセル	37MBq1カプセル	6,435.00
㊍	ヨウ化ナトリウム（^{131}Ｉ）カプセル	111MBq1カプセル	12,870.00

局	ヨウ化ナトリウム（^{131}Ｉ）カプセル	185MBq1カプセル	12,043.90
局	ヨウ化ナトリウム（^{131}Ｉ）カプセル	1,110MBq1カプセル	46,200.00
局	ヨウ化ナトリウム（^{131}Ｉ）カプセル	1,850MBq1カプセル	69,300.00
局	葉酸錠	5mg1錠	10.80
	幼児用ＰＬ配合顆粒	1ｇ	6.90
	ヨウバイヒ	10ｇ	14.20
	ヨウバイヒ末	10ｇ	16.80
	ヨウレチン散0.02％	200μg1ｇ	6.90
	ヨウレチン錠「100」	100μg1錠	6.30
局	ヨクイニン	10ｇ	9.00
	ヨクイニンエキス散「コタロー」	1ｇ	17.80
	ヨクイニンエキス錠「コタロー」	1錠	6.50
局	ヨクイニン末	10ｇ	12.50
	ヨーデルＳ糖衣錠－80	80mg1錠	6.30
局	ヨードカプセル－123	3.7MBq1カプセル	3,465.60
	（ら）		
	ライトゲン配合シロップ	1mL	7.10
	ラキソベロン錠2.5mg	2.5mg1錠	6.30
	ラキソベロン内用液0.75％	0.75％1mL	11.60
	ラクツロース・シロップ60％「コーワ」	60％1mL	7.10
	ラクツロース65％シロップ	65％1mL	7.10
	ラグノスＮＦ経口ゼリー分包12ｇ	54.167％12ｇ1包	49.40
	ラゲブリオカプセル200mg	200mg1カプセル	2,164.90
	ラゲブリオ錠400mg	400mg1錠	4,329.80
	ラコサミド錠50mg「アメル」	50mg1錠	74.20
	ラコサミド錠50mg「ケミファ」	50mg1錠	74.20
	ラコサミド錠50mg「サワイ」	50mg1錠	74.20
	ラコサミド錠50mg「サンド」	50mg1錠	74.20
	ラコサミド錠50mg「ＪＧ」	50mg1錠	74.20
	ラコサミド錠50mg「ダイト」	50mg1錠	74.20
	ラコサミド錠50mg「タカタ」	50mg1錠	74.20
	ラコサミド錠50mg「日新」	50mg1錠	74.20
	ラコサミド錠50mg「ＶＴＲＳ」	50mg1錠	74.20
	ラコサミド錠50mg「ＹＤ」	50mg1錠	74.20
	ラコサミド錠100mg「アメル」	100mg1錠	121.10
	ラコサミド錠100mg「ケミファ」	100mg1錠	121.10
	ラコサミド錠100mg「サワイ」	100mg1錠	121.10
	ラコサミド錠100mg「サンド」	100mg1錠	121.10
	ラコサミド錠100mg「ＪＧ」	100mg1錠	121.10
	ラコサミド錠100mg「ダイト」	100mg1錠	121.10
	ラコサミド錠100mg「タカタ」	100mg1錠	121.10
	ラコサミド錠100mg「日新」	100mg1錠	121.10
	ラコサミド錠100mg「ＶＴＲＳ」	100mg1錠	121.10
	ラコサミド錠100mg「ＹＤ」	100mg1錠	121.10
	ラコサミドＤＳ10％「アメル」	10％1ｇ	133.30
	ラコサミドＤＳ10％「サワイ」	10％1ｇ	133.30
	ラコサミドＤＳ10％「タカタ」	10％1ｇ	133.30
	ラコサミドドライシロップ10％「ケミファ」	10％1ｇ	133.30
	ラコサミドドライシロップ10％「サンド」	10％1ｇ	133.30
	ラコサミドドライシロップ10％「ＪＧ」	10％1ｇ	133.30
	ラコサミドドライシロップ10％「ダイト」	10％1ｇ	133.30
	ラコサミドドライシロップ10％「日新」	10％1ｇ	133.30
	ラコサミドドライシロップ10％「ＹＤ」	10％1ｇ	133.30
	ラコールＮＦ配合経腸用液	10mL	10.70
	ラコールＮＦ配合経腸用半固形剤	10ｇ	10.60
	ラジカット内用懸濁液2.1％	2.1％1mL	2,735.40
局	ラシックス錠10mg	10mg1錠	9.90
局	ラシックス錠20mg	20mg1錠	10.50
局	ラシックス錠40mg	40mg1錠	10.80
	ラジレス錠150mg	150mg1錠	83.50
	ラズクルーズ錠80mg	80mg1錠	4,403.30
	ラズクルーズ錠240mg	240mg1錠	12,354.70
	ラステットＳカプセル25mg	25mg1カプセル	374.70
	ラステットＳカプセル50mg	50mg1カプセル	627.90
	ラスビック錠75mg	75mg1錠	270.20
	ラックビーＲ散	1ｇ	6.90
	ラックビー錠	1錠	6.30
	ラックビー微粒Ｎ	1％1ｇ	6.90
	ラツーダ錠20mg	20mg1錠	154.60
	ラツーダ錠40mg	40mg1錠	288.10
	ラツーダ錠60mg	60mg1錠	408.80
	ラツーダ錠80mg	80mg1錠	428.20
	ラニラピッド錠0.05mg	0.05mg1錠	6.10
	ラバミコム配合錠「アメル」	1錠	645.70
	ラパリムス顆粒0.2％	0.2％1ｇ	3,010.20
	ラパリムス錠1mg	1mg1錠	1,308.80
	ラフチジン5mg錠	5mg1錠	10.80
	ラフチジン10mg錠	10mg1錠	10.80
局	ラベタロール塩酸塩錠50mg「トーワ」	50mg1錠	10.80
局	ラベタロール塩酸塩錠100mg「トーワ」	100mg1錠	10.80
	ラベプラゾールNa塩錠5mg「オーハラ」	5mg1錠	11.80
	ラベプラゾールNa塩錠5mg「明治」	5mg1錠	11.80
	ラベプラゾールNa塩錠10mg「オーハラ」	10mg1錠	21.30
	ラベプラゾールNa塩錠10mg「明治」	10mg1錠	21.30
	ラベプラゾールNa塩錠20mg「オーハラ」	20mg1錠	40.80
	ラベプラゾールNa塩錠20mg「明治」	20mg1錠	40.80
	ラベプラゾールNa錠5mg「ＡＡ」	5mg1錠	11.80
	ラベプラゾールNa錠5mg「ＮＩＧ」	5mg1錠	11.80
	ラベプラゾールNa錠5mg「杏林」	5mg1錠	14.60
	ラベプラゾールNa錠5mg「サワイ」	5mg1錠	11.80
	ラベプラゾールNa錠5mg「ＪＧ」	5mg1錠	15.70
	ラベプラゾールNa錠5mg「トーワ」	5mg1錠	11.80
	ラベプラゾールNa錠5mg「日新」	5mg1錠	15.70
	ラベプラゾールNa錠5mg「ＶＴＲＳ」	5mg1錠	11.80
	ラベプラゾールNa錠10mg「ＡＡ」	10mg1錠	21.30

	ラベプラゾールNa錠10mg「ＡＦＰ」	10mg1錠	21.30
	ラベプラゾールNa錠10mg「ＮＩＧ」	10mg1錠	21.30
	ラベプラゾールNa錠10mg「杏林」	10mg1錠	21.30
	ラベプラゾールNa錠10mg「サワイ」	10mg1錠	21.30
	ラベプラゾールNa錠10mg「ＪＧ」	10mg1錠	32.30
	ラベプラゾールNa錠10mg「トーワ」	10mg1錠	21.30
	ラベプラゾールNa錠10mg「日新」	10mg1錠	21.30
	ラベプラゾールNa錠10mg「ニプロ」	10mg1錠	21.30
	ラベプラゾールNa錠10mg「ＶＴＲＳ」	10mg1錠	21.30
	ラベプラゾールNa錠20mg「ＡＡ」	20mg1錠	40.80
	ラベプラゾールNa錠20mg「ＮＩＧ」	20mg1錠	40.80
	ラベプラゾールNa錠20mg「サワイ」	20mg1錠	40.80
	ラベプラゾールNa錠20mg「ＪＧ」	20mg1錠	31.30
	ラベプラゾールNa錠20mg「トーワ」	20mg1錠	40.80
	ラベプラゾールNa錠20mg「日新」	20mg1錠	40.80
	ラベプラゾールNa錠20mg「ニプロ」	20mg1錠	40.80
	ラベプラゾールNa錠20mg「ＶＴＲＳ」	20mg1錠	40.80
	ラベプラゾールNa錠20mg「ＹＤ」	20mg1錠	31.30
	ラベプラゾールナトリウム錠5mg「科研」	5mg1錠	29.00
	ラベプラゾールナトリウム錠5mg「ケミファ」	5mg1錠	11.80
	ラベプラゾールナトリウム錠5mg「サンド」	5mg1錠	14.70
	ラベプラゾールナトリウム錠5mg「ＴＣＫ」	5mg1錠	15.70
	ラベプラゾールナトリウム錠5mg「日医工」	5mg1錠	11.80
	ラベプラゾールナトリウム錠10mg「科研」	10mg1錠	21.30
	ラベプラゾールナトリウム錠10mg「ケミファ」	10mg1錠	21.30
	ラベプラゾールナトリウム錠10mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	21.30
	ラベプラゾールナトリウム錠20mg「科研」	20mg1錠	40.80
	ラベプラゾールナトリウム錠20mg「ケミファ」	20mg1錠	40.80
	ラベプラゾールナトリウム錠20mg「サンド」	20mg1錠	31.30
	ラベプラゾールナトリウム錠20mg「ＴＣＫ」	20mg1錠	40.80
	ラベプラゾールナトリウム5mg錠	5mg1錠	8.10
	ラベプラゾールナトリウム10mg錠	10mg1錠	17.70
	ラベプラゾールナトリウム20mg錠	20mg1錠	22.90
局	ラボナ錠50mg	50mg1錠	10.80
	ラマトロバン錠50mg「ＫＯ」	50mg1錠	17.90
	ラマトロバン錠75mg「ＫＯ」	75mg1錠	24.40
	ラミクタール錠小児用2mg	2mg1錠	6.30
	ラミクタール錠小児用5mg	5mg1錠	6.30
	ラミクタール錠25mg	25mg1錠	21.30
	ラミクタール錠100mg	100mg1錠	54.40
局	ラミシール錠125mg	125mg1錠	32.70
	ラメルテオン錠8mg「杏林」	8mg1錠	20.90
	ラメルテオン錠8mg「サワイ」	8mg1錠	16.40
	ラメルテオン錠8mg「ＪＧ」	8mg1錠	16.40
	ラメルテオン錠8mg「武田テバ」	8mg1錠	20.90
	ラメルテオン錠8mg「トーワ」	8mg1錠	16.40
	ラメルテオン錠8mg「日新」	8mg1錠	20.90
	ラモトリギン錠25mg「アメル」	25mg1錠	10.40
	ラモトリギン錠25mg「サワイ」	25mg1錠	10.40
	ラモトリギン錠25mg「ＪＧ」	25mg1錠	26.90
	ラモトリギン錠25mg「トーワ」	25mg1錠	10.40
	ラモトリギン錠100mg「アメル」	100mg1錠	25.30
	ラモトリギン錠100mg「サワイ」	100mg1錠	25.30
	ラモトリギン錠100mg「ＪＧ」	100mg1錠	73.00
	ラモトリギン錠100mg「トーワ」	100mg1錠	25.30
	ラモトリギン2mg錠	2mg1錠	6.30
	ラモトリギン5mg錠	5mg1錠	6.30
	ラモトリギン25mg錠	25mg1錠	6.30
	ラモトリギン100mg錠	100mg1錠	21.70
	ラリキシン錠250mg	250mg1錠	31.50
局	ラリキシンドライシロップ小児用20％	200mg1ｇ	38.10
	ラロキシフェン塩酸塩錠60mg「あゆみ」	60mg1錠	19.40
	ラロキシフェン塩酸塩錠60mg「サワイ」	60mg1錠	19.40
	ラロキシフェン塩酸塩錠60mg「ＤＫ」	60mg1錠	23.30
	ラロキシフェン塩酸塩錠60mg「トーワ」	60mg1錠	19.40
	ラロキシフェン塩酸塩錠60mg「日医工」	60mg1錠	19.40
	ラロキシフェン塩酸塩錠60mg「日新」	60mg1錠	23.30
局	ランソプラゾールＯＤ錠15mg「ケミファ」	15mg1錠	21.10
局	ランソプラゾールＯＤ錠15mg「ＤＫ」	15mg1錠	21.10
局	ランソプラゾールＯＤ錠30mg「ケミファ」	30mg1錠	36.00
局	ランソプラゾールＯＤ錠30mg「サワイ」	30mg1錠	18.50
局	ランソプラゾールカプセル15mg「ＮＩＧ」	15mg1カプセル	21.10
局	ランソプラゾールカプセル15mg「サワイ」	15mg1カプセル	10.80
局	ランソプラゾールカプセル30mg「ＮＩＧ」	30mg1カプセル	36.00
局	ランソプラゾールカプセル30mg「サワイ」	30mg1カプセル	18.50
	ランソプラゾール15mg腸溶性口腔内崩壊錠	15mg1錠	10.80
	ランソプラゾール30mg腸溶性口腔内崩壊錠	30mg1錠	17.10
局	ランツジールコーワ錠30mg	30mg1錠	10.80
	ランデル錠10	10mg1錠	10.70
	ランデル錠20	20mg1錠	17.70
	ランデル錠40	40mg1錠	33.90
局	ランドセン細粒0.1％	0.1%1ｇ	8.00
局	ランドセン細粒0.5％	0.5%1ｇ	28.80
局	ランドセン錠0.5mg	0.5mg1錠	9.90
局	ランドセン錠1mg	1mg1錠	10.80

局	ランドセン錠２mg	2mg1錠	11.60
	ランプレンカプセル50mg	50mg1カプセル	149.20
	（り）		
	リアメット配合錠	1錠	246.80
	リアルダ錠600mg	600mg1錠	93.30
	リアルダ錠1200mg	1,200mg1錠	162.20
局	リウマトレックスカプセル２mg	2mg1カプセル	77.90
局	リオチロニンナトリウム錠	5μg1錠	10.80
局	リオチロニンナトリウム錠	25μg1錠	10.80
	リオナ錠250mg	250mg1錠	68.90
	リオベル配合錠ＨＤ	1錠	103.10
	リオベル配合錠ＬＤ	1錠	99.10
	リカルボン錠１mg	1mg1錠	45.10
	リカルボン錠50mg	50mg1錠	1,114.30
	リクシアナＯＤ錠15mg	15mg1錠	180.30
	リクシアナＯＤ錠30mg	30mg1錠	330.10
	リクシアナＯＤ錠60mg	60mg1錠	334.50
	リクシアナ錠15mg	15mg1錠	180.30
	リクシアナ錠30mg	30mg1錠	330.10
	リクシアナ錠60mg	60mg1錠	334.50
	リザトリプタンＯＤ錠10mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	116.60
	リザトリプタンＯＤ錠10mg「トーワ」	10mg1錠	116.60
	リザトリプタンＯＤ錠10mg「ＶＴＲＳ」	10mg1錠	54.50
局	リザベンカプセル100mg	100mg1カプセル	10.80
局	リザベン細粒10％	10％1ｇ	8.30
局	リザベンドライシロップ５％	5％1ｇ	8.00
局	リシノプリル錠20mg「ＮＩＧ」	20mg1錠	11.20
局	リシノプリル錠20mg「サワイ」	20mg1錠	10.80
局	リシノプリル錠20mg「トーワ」	20mg1錠	11.20
	リシノプリル５mg錠	5mg1錠	10.80
	リシノプリル10mg錠	10mg1錠	10.80
	リスパダールＯＤ錠0.5mg	0.5mg1錠	10.80
	リスパダールＯＤ錠１mg	1mg1錠	10.80
	リスパダールＯＤ錠２mg	2mg1錠	16.00
局	リスパダール細粒１％	1％1ｇ	62.50
局	リスパダール錠１mg	1mg1錠	10.80
局	リスパダール錠２mg	2mg1錠	16.00
局	リスパダール錠３mg	3mg1錠	19.30
局	リスパダール内用液１mg／mL	0.1％1mL	25.00
	リスペリドンＯＤ錠３mg「サワイ」	3mg1錠	15.10
	リスペリドンＯＤ錠３mg「トーワ」	3mg1錠	15.10
局	リスペリドン細粒１％「ＮＰ」	1％1ｇ	50.40
局	リスペリドン細粒１％「サワイ」	1％1ｇ	50.40
局	リスペリドン細粒１％「ニプロ」	1％1ｇ	50.40
局	リスペリドン細粒１％「ヨシトミ」	1％1ｇ	50.40
局	リスペリドン錠３mg「ＮＰ」	3mg1錠	15.10
局	リスペリドン錠３mg「サワイ」	3mg1錠	15.10
局	リスペリドン錠３mg「トーワ」	3mg1錠	15.10
局	リスペリドン錠３mg「ニプロ」	3mg1錠	15.10
局	リスペリドン錠３mg「ヨシトミ」	3mg1錠	15.10
局	リスペリドン内用液分包0.5mg「アメル」	0.1％0.5mL1包	13.10
局	リスペリドン内用液分包１mg「アメル」	0.1％1mL1包	25.50
局	リスペリドン内用液分包２mg「アメル」	0.1％2mL1包	31.90
局	リスペリドン内用液分包３mg「アメル」	0.1％3mL1包	46.10
局	リスペリドン内用液１mg／mL「アメル」	0.1％1mL	25.40
局	リスペリドン内用液１mg／mL「杏林」	0.1％1mL	25.40
局	リスペリドン内用液１mg／mL「タカタ」	0.1％1mL	20.40
局	リスペリドン内用液１mg／mL「トーワ」	0.1％1mL	25.40
局	リスペリドン内用液１mg／mL「ヨシトミ」	0.1％1mL	25.40
	リスペリドン0.5mg口腔内崩壊錠	0.5mg1錠	10.80
	リスペリドン0.5mg錠	0.5mg1錠	10.80
	リスペリドン１％細粒	1％1ｇ	45.60
	リスペリドン１mg口腔内崩壊錠	1mg1錠	10.80
	リスペリドン１mg錠	1mg1錠	10.80
	リスペリドン２mg口腔内崩壊錠	2mg1錠	10.80
	リスペリドン２mg錠	2mg1錠	10.80
	リスペリドン３mg口腔内崩壊錠	3mg1錠	10.80
	リスペリドン３mg錠	3mg1錠	10.80
局	リスミー錠１mg	1mg1錠	10.80
局	リスミー錠２mg	2mg1錠	13.80
	リズミック錠10mg	10mg1錠	9.50
	リスモダンＲ錠150mg	150mg1錠	20.20
	リスモダンカプセル50mg	50mg1カプセル	18.90
	リスモダンカプセル100mg	100mg1カプセル	28.30
	リーゼ顆粒10％	10％1ｇ	66.40
局	リーゼ錠５mg	5mg1錠	10.80
局	リーゼ錠10mg	10mg1錠	10.80
局	リセドロン酸Na錠2.5mg「ＮＰ」	2.5mg1錠	20.10
局	リセドロン酸Na錠2.5mg「Ｆ」	2.5mg1錠	20.10
局	リセドロン酸Na錠2.5mg「日新」	2.5mg1錠	20.10
局	リセドロン酸Na錠17.5mg「ＮＰ」	17.5mg1錠	87.80
局	リセドロン酸Na錠17.5mg「Ｆ」	17.5mg1錠	87.80
局	リセドロン酸Na錠17.5mg「サワイ」	17.5mg1錠	81.20
局	リセドロン酸Na錠17.5mg「トーワ」	17.5mg1錠	87.80
局	リセドロン酸Na錠17.5mg「日医工」	17.5mg1錠	81.20
局	リセドロン酸Na錠17.5mg「日新」	17.5mg1錠	87.80
局	リセドロン酸ナトリウム錠2.5mg「ケミファ」	2.5mg1錠	39.20
局	リセドロン酸ナトリウム錠17.5mg「ケミファ」	17.5mg1錠	87.80
	リセドロン酸ナトリウム2.5mg錠	2.5mg1錠	17.80
	リセドロン酸ナトリウム75mg錠	75mg1錠	292.40
	リーダイ配合錠	1錠	6.30
	リタリン錠10mg	10mg1錠	6.30
	リタロクス懸濁用配合顆粒	1ｇ	6.90
	リットフーロカプセル50mg	50mg1カプセル	5,584.30
	リドカイン塩酸塩ビスカス２％「日新」	2％1mL	6.20

	リトゴビ錠４mg	4mg1錠	10,252.50
局	リトドリン塩酸塩錠５mg「あすか」	5mg1錠	39.50
	リトドリン塩酸塩５mg錠	5mg1錠	10.80
	リネゾリド錠600mg「サワイ」	600mg1錠	4,077.20
	リネゾリド錠600mg「明治」	600mg1錠	4,077.20
局	リーバクト配合顆粒	4.15ｇ1包	134.00
	リーバクト配合経口ゼリー	20ｇ1個	146.60
	リパクレオンカプセル150mg	150mg1カプセル	30.10
	リパクレオン顆粒300mg分包	300mg1包	56.40
	リバゼブ配合錠ＨＤ	1錠	48.80
	リバゼブ配合錠ＬＤ	1錠	38.20
局	リバロＯＤ錠１mg	1mg1錠	15.80
局	リバロＯＤ錠２mg	2mg1錠	26.50
局	リバロＯＤ錠４mg	4mg1錠	48.70
	リバーロキサバンＯＤ錠10mg「サワイ」	10mg1錠	143.00
	リバーロキサバンＯＤ錠10mg「ＪＧ」	10mg1錠	143.00
	リバーロキサバンＯＤ錠10mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	143.00
	リバーロキサバンＯＤ錠10mg「トーワ」	10mg1錠	143.00
	リバーロキサバンＯＤ錠10mg「日医工」	10mg1錠	143.00
	リバーロキサバンＯＤ錠10mg「ニプロ」	10mg1錠	143.00
	リバーロキサバンＯＤ錠10mg「バイエル」	10mg1錠	143.00
	リバーロキサバンＯＤ錠15mg「サワイ」	15mg1錠	200.00
	リバーロキサバンＯＤ錠15mg「ＪＧ」	15mg1錠	200.00
	リバーロキサバンＯＤ錠15mg「ＴＣＫ」	15mg1錠	200.00
	リバーロキサバンＯＤ錠15mg「トーワ」	15mg1錠	200.00
	リバーロキサバンＯＤ錠15mg「日医工」	15mg1錠	200.00
	リバーロキサバンＯＤ錠15mg「ニプロ」	15mg1錠	200.00
	リバーロキサバンＯＤ錠15mg「バイエル」	15mg1錠	200.00
	リバーロキサバン錠10mg「サワイ」	10mg1錠	143.00
	リバーロキサバン錠10mg「バイエル」	10mg1錠	143.00
	リバーロキサバン錠15mg「サワイ」	15mg1錠	200.00
	リバーロキサバン錠15mg「バイエル」	15mg1錠	200.00
局	リバロ錠１mg	1mg1錠	15.80
局	リバロ錠２mg	2mg1錠	26.50
局	リバロ錠４mg	4mg1錠	48.70
局	リピディル錠53.3mg	53.3mg1錠	13.20
局	リピディル錠80mg	80mg1錠	16.20
局	リピトール錠５mg	5mg1錠	13.60
局	リピトール錠10mg	10mg1錠	16.90
局	リファジンカプセル150mg	150mg1カプセル	10.80
局	リファンピシンカプセル150mg「サンド」	150mg1カプセル	16.90
	リフキシマ錠200mg	200mg1錠	235.10
	リブテンシティ錠200mg	200mg1錠	37,536.20
	リフヌア錠45mg	45mg1錠	186.70
	リブマーリ内用液10mg／mL	1%30mL1瓶	3,888,640.70
	リフレックス錠15mg	15mg1錠	33.40
	リフレックス錠30mg	30mg1錠	57.30
	リベルサス錠３mg	3mg1錠	143.10
	リベルサス錠７mg	7mg1錠	333.80
	リベルサス錠14mg	14mg1錠	500.70
局	リボトリール細粒0.1％	0.1%1ｇ	8.00
局	リボトリール細粒0.5％	0.5%1ｇ	32.50
局	リボトリール錠0.5mg	0.5mg1錠	9.90
局	リボトリール錠１mg	1mg1錠	10.80
局	リボトリール錠２mg	2mg1錠	11.00
局	リポバス錠５	5mg1錠	14.80
局	リポバス錠10	10mg1錠	30.60
局	リポバス錠20	20mg1錠	61.40
	リボフラビン酪酸エステル細粒10％「ツルハラ」	10%1ｇ	9.50
	リボフラビン酪酸エステル20mg錠	20mg1錠	6.30
局	リーマス錠100	100mg1錠	10.80
局	リーマス錠200	200mg1錠	11.60
局	リマチル錠50mg	50mg1錠	19.20
局	リマチル錠100mg	100mg1錠	24.70
	リマプロストアルファデクス錠５μg「ＳＮ」	5μg1錠	18.30
	リマプロスト　アルファデクス５μg錠	5μg1錠	8.90
	リムパーザ錠100mg	100mg1錠	3,225.10
	リムパーザ錠150mg	150mg1錠	4,788.00
局	リュウガンニク	10ｇ	33.00
局	リュウコツ	10ｇ	21.10
局	硫酸カリウム	10ｇ	12.10
局	硫酸バリウム	10ｇ	17.30
	硫酸バリウム散97.5％「ホリイ」	97.5%10ｇ	14.80
	硫酸バリウム散98.8％「ホリイ」	98.8%10ｇ	14.20
	硫酸バリウム散99.1％「共成」	99.1%10ｇ	15.20
	硫酸バリウム散99.5％「ＦＳＫ」	99.5%10ｇ	14.00
局	硫酸マグネシウム水和物	10ｇ	8.00
局	リュウタン	10ｇ	33.80
局	リュウタン末	10ｇ	39.50
局	リョウキョウ	10ｇ	13.10
	リリカＯＤ錠25mg	25mg1錠	23.70
	リリカＯＤ錠75mg	75mg1錠	38.40
	リリカＯＤ錠150mg	150mg1錠	53.20
	リリカカプセル25mg	25mg1カプセル	23.70
	リリカカプセル75mg	75mg1カプセル	38.40
	リリカカプセル150mg	150mg1カプセル	53.20
	リルゾール錠50mg「ＡＡ」	50mg1錠	335.50
	リルゾール錠50mg「ニプロ」	50mg1錠	335.50
	リルテック錠50	50mg1錠	886.60
	リンヴォック錠7.5mg	7.5mg1錠	2,205.40
	リンヴォック錠15mg	15mg1錠	4,325.80
	リンヴォック錠30mg	30mg1錠	6,628.00
	リンヴォック錠45mg	45mg1錠	8,226.00
	リンコシンカプセル250mg	250mg1カプセル	18.50
	リン酸ジソピラミド150mg徐放錠	150mg1錠	11.40
局	リン酸水素カルシウム水和物	10ｇ	15.80
	リンゼス錠0.25mg	0.25mg1錠	57.80
	リンデロン散0.1％	0.1%1ｇ	19.00
局	リンデロン錠0.5mg	0.5mg1錠	10.80
	リンデロンシロップ0.01％	0.01%1mL	7.10
局	リンラキサー錠125mg	125mg1錠	10.80
局	リンラキサー錠250mg	250mg1錠	10.80

（る）

	ルジオミール錠10mg	10mg1錠	6.30
	ルジオミール錠25mg	25mg1錠	10.20

	ルセフィＯＤフィルム 2.5 mg	2.5mg1錠	126.70
	ルセフィ錠 2.5 mg	2.5mg1錠	126.70
	ルセフィ錠 5 mg	5mg1錠	187.50
	ルトラール錠 2 mg	2mg1錠	23.30
	ルナベル配合錠ＬＤ	1錠	86.70
	ルナベル配合錠ＵＬＤ	1錠	111.20
	ルネスタ錠 1 mg	1mg1錠	24.20
	ルネスタ錠 2 mg	2mg1錠	40.30
	ルネスタ錠 3 mg	3mg1錠	45.60
	ルパフィン錠 10 mg	10mg1錠	37.40
	ルプキネスカプセル 7.9 mg	7.9mg1カプセル	778.60
	ルプラック錠 4 mg	4mg1錠	12.30
	ルプラック錠 8 mg	8mg1錠	15.80
局	ルボックス錠 25	25mg1錠	11.40
局	ルボックス錠 50	50mg1錠	17.10
局	ルボックス錠 75	75mg1錠	18.50
	ルマケラス錠 120 mg	120mg1錠	4,204.30
	ルーラン錠 4 mg	4mg1錠	8.30
	ルーラン錠 8 mg	8mg1錠	16.50
	ルーラン錠 16 mg	16mg1錠	28.80
局	ルリッド錠 150	150mg1錠	18.70
	（れ）		
	レイボー錠 50 mg	50mg1錠	324.70
	レイボー錠 100 mg	100mg1錠	570.90
	レキサルティＯＤ錠 0.5 mg	0.5mg1錠	109.40
	レキサルティＯＤ錠 1 mg	1mg1錠	205.50
	レキサルティＯＤ錠 2 mg	2mg1錠	392.60
	レキソタン細粒１％	1%1ｇ	14.90
	レキソタン錠 1	1mg1錠	6.30
	レキソタン錠 2	2mg1錠	6.30
	レキソタン錠 5	5mg1錠	6.30
	レキップＣＲ錠 2 mg	2mg1錠	67.30
	レキップＣＲ錠 8 mg	8mg1錠	217.50
	レキップ錠 0.25 mg	0.25mg1錠	15.70
	レキップ錠 1 mg	1mg1錠	51.50
	レキップ錠 2 mg	2mg1錠	88.30
	レクサプロ錠 10 mg	10mg1錠	78.50
	レクサプロ錠 20 mg	20mg1錠	103.20
	レクチゾール錠 25 mg	25mg1錠	76.30
	レグテクト錠 333 mg	333mg1錠	32.30
	レグナイト錠 300 mg	300mg1錠	46.70
	レグパラ錠 12.5 mg	12.5mg1錠	162.90
	レグパラ錠 25 mg	25mg1錠	231.80
	レグパラ錠 75 mg	75mg1錠	443.20
	レザルタス配合錠ＨＤ	1錠	36.70
	レザルタス配合錠ＬＤ	1錠	19.70
	レスタミンコーワ錠 10 mg	10mg1錠	6.30
	レスプレン錠 5 mg	5mg1錠	8.80
	レスプレン錠 20 mg	20mg1錠	11.70
	レスプレン錠 30 mg	30mg1錠	11.80
	レスポリックス配合顆粒	1ｇ	8.60
	レスミット錠 2	2mg1錠	6.30
	レスミット錠 5	5mg1錠	6.30
	レスリン錠 25	25mg1錠	6.30
	レスリン錠 50	50mg1錠	10.40
	レズロック錠 200 mg	200mg1錠	30,525.90
局	レセルピン散 0.1％	0.1%1ｇ	7.50
局	レセルピン錠	0.25mg1錠	9.80
	レダコート錠 4 mg	4mg1錠	9.50
	レダマイシンカプセル 150 mg	150mg1カプセル	15.20
	レットヴィモカプセル 40 mg	40mg1カプセル	4,066.20
	レットヴィモカプセル 80 mg	80mg1カプセル	7,717.40
	レットヴィモ錠 40 mg	40mg1錠	4,066.20
	レットヴィモ錠 80 mg	80mg1錠	7,717.40
	レトロゾール錠 2.5 mg「ケミファ」	2.5mg1錠	68.90
	レトロゾール錠 2.5 mg「ＪＧ」	2.5mg1錠	161.30
	レトロゾール錠 2.5 mg「トーワ」	2.5mg1錠	68.90
	レトロゾール 2.5 mg錠	2.5mg1錠	45.00
	レトロビルカプセル 100 mg	100mg1カプセル	128.50
	レナジェル錠 250 mg	250mg1錠	10.40
	レナデックス錠 4 mg	4mg1錠	162.80
	レナリドミドカプセル 2.5 mg「Ｆ」	2.5mg1カプセル	2,869.40
	レナリドミドカプセル 2.5 mg「ＦＮＫ」	2.5mg1カプセル	2,869.40
	レナリドミドカプセル 2.5 mg「サワイ」	2.5mg1カプセル	3,137.80
	レナリドミドカプセル 2.5 mg「トーワ」	2.5mg1カプセル	3,137.80
	レナリドミドカプセル 2.5 mg「ＢＭＳＨ」	2.5mg1カプセル	3,137.80
	レナリドミドカプセル 5 mg「Ｆ」	5mg1カプセル	3,590.60
	レナリドミドカプセル 5 mg「ＦＮＫ」	5mg1カプセル	3,590.60
	レナリドミドカプセル 5 mg「サワイ」	5mg1カプセル	3,590.60
	レナリドミドカプセル 5 mg「トーワ」	5mg1カプセル	3,590.60
	レナリドミドカプセル 5 mg「ＢＭＳＨ」	5mg1カプセル	3,590.60
局	レニベース錠 2.5	2.5mg1錠	10.80
局	レニベース錠 5	5mg1錠	10.80
局	レニベース錠 10	10mg1錠	10.80
	レパグリニド錠 0.25 mg「サワイ」	0.25mg1錠	6.60
	レパグリニド錠 0.5 mg「サワイ」	0.5mg1錠	10.80
	レバチオＯＤフィルム 20 mg	20mg1錠	577.00
	レバチオ懸濁用ドライシロップ 900 mg	10mg1mL（懸濁後の内用液として）	561.80
	レバチオ錠 20 mg	20mg1錠	577.00
	レバミピド顆粒 20％「タカタ」	20%1ｇ	14.50
	レバミピド 100 mg口腔内崩壊錠	100mg1錠	10.80
	レバミピド 100 mg錠	100mg1錠	10.80
	レブラミドカプセル 2.5 mg	2.5mg1カプセル	6,762.40
	レブラミドカプセル 5 mg	5mg1カプセル	8,005.50
	レベチラセタム錠 250 mg「アメル」	250mg1錠	22.70
	レベチラセタム錠 250 mg「杏林」	250mg1錠	24.00
	レベチラセタム錠 250 mg「サワイ」	250mg1錠	22.70
	レベチラセタム錠 250 mg「サンド」	250mg1錠	22.70
	レベチラセタム錠 250 mg「ＪＧ」	250mg1錠	22.70
	レベチラセタム錠 250 mg「タカタ」	250mg1錠	22.70
	レベチラセタム錠 250 mg「トーワ」	250mg1錠	22.70
	レベチラセタム錠 250 mg「日医工」	250mg1錠	22.70
	レベチラセタム錠 250 mg「日新」	250mg1錠	24.70
	レベチラセタム錠 250 mg「ＶＴＲＳ」	250mg1錠	22.70
	レベチラセタム錠 250 mg「フェルゼン」	250mg1錠	24.20

	レベチラセタム錠250mg「明治」	250mg1錠	22.70
	レベチラセタム錠500mg「アメル」	500mg1錠	36.80
	レベチラセタム錠500mg「杏林」	500mg1錠	43.60
	レベチラセタム錠500mg「サワイ」	500mg1錠	36.80
	レベチラセタム錠500mg「サンド」	500mg1錠	36.80
	レベチラセタム錠500mg「ＪＧ」	500mg1錠	36.80
	レベチラセタム錠500mg「タカタ」	500mg1錠	36.80
	レベチラセタム錠500mg「トーワ」	500mg1錠	36.80
	レベチラセタム錠500mg「日医工」	500mg1錠	36.80
	レベチラセタム錠500mg「日新」	500mg1錠	38.90
	レベチラセタム錠500mg「ＶＴＲＳ」	500mg1錠	36.80
	レベチラセタム錠500mg「フェルゼン」	500mg1錠	40.10
	レベチラセタム錠500mg「明治」	500mg1錠	36.80
	レベチラセタムＤＳ50％「杏林」	50％1g	60.90
	レベチラセタムＤＳ50％「サワイ」	50％1g	57.90
	レベチラセタムＤＳ50％「タカタ」	50％1g	60.90
	レベチラセタムＤＳ50％「トーワ」	50％1g	57.90
	レベチラセタムドライシロップ50％「ＪＧ」	50％1g	57.90
	レベチラセタムドライシロップ50％「日医工」	50％1g	57.90
	レベチラセタムドライシロップ50％「日新」	50％1g	60.90
	レベチラセタムドライシロップ50％「明治」	50％1g	57.90
	レベチラセタムドライシロップ50％「ＹＤ」	50％1g	57.90
	レベチラセタム粒状錠250mg「サワイ」	250mg1包	24.60
	レベチラセタム粒状錠500mg「サワイ」	500mg1包	36.80
㊨	レベトールカプセル200mg	200mg1カプセル	190.40
	レベニンＳ配合散	1g	6.90
	レベニンＳ配合錠	1錠	6.90
	レベニン散	1g	6.90
	レベニン錠	1錠	6.30
	レボカルニチンＦＦ錠100mg「アメル」	100mg1錠	28.60
	レボカルニチンＦＦ錠100mg「トーワ」	100mg1錠	28.60
	レボカルニチンＦＦ錠250mg「アメル」	250mg1錠	65.50
	レボカルニチンＦＦ錠250mg「トーワ」	250mg1錠	73.00
	レボカルニチンＦＦ内用液10％「アメル」	10％1mL	21.20
	レボカルニチンＦＦ内用液10％「トーワ」	10％1mL	24.40
	レボカルニチンＦＦ内用液10％分包5mL「アメル」	10％5mL1包	97.90
	レボカルニチンＦＦ内用液10％分包5mL「トーワ」	10％5mL1包	111.20
	レボカルニチンＦＦ内用液10％分包10mL「アメル」	10％10mL1包	185.30
	レボカルニチンＦＦ内用液10％分包10mL「トーワ」	10％10mL1包	211.60
	レボセチリジン塩酸塩ＯＤ錠2.5mg「タカタ」	2.5mg1錠	10.70
	レボセチリジン塩酸塩ＯＤ錠2.5mg「日新」	2.5mg1錠	10.70
	レボセチリジン塩酸塩ＯＤ錠2.5mg「ＹＤ」	2.5mg1錠	10.70
	レボセチリジン塩酸塩ＯＤ錠5mg「サワイ」	5mg1錠	13.40
	レボセチリジン塩酸塩ＯＤ錠5mg「タカタ」	5mg1錠	13.40
	レボセチリジン塩酸塩ＯＤ錠5mg「日新」	5mg1錠	13.40
	レボセチリジン塩酸塩錠2.5mg「タカタ」	2.5mg1錠	10.70
	レボセチリジン塩酸塩錠2.5mg「ニプロ」	2.5mg1錠	10.70
	レボセチリジン塩酸塩錠2.5mg「ＹＤ」	2.5mg1錠	10.70
	レボセチリジン塩酸塩錠5mg「ＫＭＰ」	5mg1錠	13.40
	レボセチリジン塩酸塩錠5mg「サワイ」	5mg1錠	13.40
	レボセチリジン塩酸塩錠5mg「サンド」	5mg1錠	13.40
	レボセチリジン塩酸塩錠5mg「タカタ」	5mg1錠	13.40
	レボセチリジン塩酸塩錠5mg「武田テバ」	5mg1錠	13.40
	レボセチリジン塩酸塩錠5mg「ＴＣＫ」	5mg1錠	13.40
	レボセチリジン塩酸塩錠5mg「トーワ」	5mg1錠	13.40
	レボセチリジン塩酸塩錠5mg「フェルゼン」	5mg1錠	13.40
	レボセチリジン塩酸塩錠5mg「明治」	5mg1錠	13.40
	レボセチリジン塩酸塩ＤＳ0.5％「杏林」	0.5％1g	43.90
	レボセチリジン塩酸塩ＤＳ0.5％「タカタ」	0.5％1g	43.90
	レボセチリジン塩酸塩ＤＳ0.5％「ＴＣＫ」	0.5％1g	43.90
	レボセチリジン塩酸塩ドライシロップ0.5％「日本臓器」	0.5％1g	43.90
	レボセチリジン塩酸塩ドライシロップ0.5％「ＹＤ」	0.5％1g	43.90
	レボセチリジン塩酸塩0.05％シロップ	0.05％1mL	7.10
	レボセチリジン塩酸塩2.5mg錠	2.5mg1錠	9.20
	レボセチリジン塩酸塩5mg口腔内崩壊錠	5mg1錠	10.60
	レボセチリジン塩酸塩5mg錠	5mg1錠	10.60
㊨	レボチロキシンナトリウム錠	12.5μg1錠	10.80
㊨	レボチロキシンナトリウム錠	75μg1錠	10.80
㊨	レボチロキシンナトリウム錠	100μg1錠	11.60
	レボチロキシンナトリウム25μg錠	25μg1錠	10.80
	レボチロキシンナトリウム50μg錠	50μg1錠	10.80
	レボトミン顆粒10％	10％1g	14.30
	レボトミン散10％	10％1g	14.30
	レボトミン散50％	50％1g	95.30
	レボトミン錠5mg	5mg1錠	6.30
	レボトミン錠25mg	25mg1錠	8.60
	レボトミン錠50mg	50mg1錠	8.90
	レボフロキサシンＯＤ錠250mg「トーワ」	250mg1錠（レボフロキサシンとして）	31.30
㊨	レボフロキサシン細粒10％「ＤＳＥＰ」	100mg1g（レボフロキサシンとして）	26.20

局	レボフロキサシン錠250mg「イワキ」	250mg1錠（レボフロキサシンとして）	24.70
局	レボフロキサシン錠250mg「杏林」	250mg1錠（レボフロキサシンとして）	24.70
局	レボフロキサシン錠250mg「クニヒロ」	250mg1錠（レボフロキサシンとして）	24.70
局	レボフロキサシン錠250mg「ケミファ」	250mg1錠（レボフロキサシンとして）	76.70
局	レボフロキサシン錠250mg「サワイ」	250mg1錠（レボフロキサシンとして）	31.30
局	レボフロキサシン錠250mg「ＣＨ」	250mg1錠（レボフロキサシンとして）	31.30
局	レボフロキサシン錠250mg「ＺＥ」	250mg1錠（レボフロキサシンとして）	31.30
局	レボフロキサシン錠250mg「タカタ」	250mg1錠（レボフロキサシンとして）	24.70
局	レボフロキサシン錠250mg「ＤＳＥＰ」	250mg1錠（レボフロキサシンとして）	31.30
局	レボフロキサシン錠250mg「ＴＣＫ」	250mg1錠（レボフロキサシンとして）	24.70
局	レボフロキサシン錠250mg「トーワ」	250mg1錠（レボフロキサシンとして）	31.30
局	レボフロキサシン錠250mg「陽進」	250mg1錠（レボフロキサシンとして）	24.70
局	レボフロキサシン錠500mg「ケミファ」	500mg1錠（レボフロキサシンとして）	91.80
局	レボフロキサシン錠500mg「サワイ」	500mg1錠（レボフロキサシンとして）	60.80
局	レボフロキサシン錠500mg「ＣＨ」	500mg1錠（レボフロキサシンとして）	60.80
局	レボフロキサシン錠500mg「ＤＳＥＰ」	500mg1錠（レボフロキサシンとして）	60.80
局	レボフロキサシン錠500mg「ＴＣＫ」	500mg1錠（レボフロキサシンとして）	60.80
局	レボフロキサシン錠500mg「トーワ」	500mg1錠（レボフロキサシンとして）	60.80
	レボフロキサシン内用液250mg「トーワ」	250mg10mL1包（レボフロキサシンとして）	90.40
	レボフロキサシン粒状錠250mg「モチダ」	250mg1包（レボフロキサシンとして）	31.30
	レボフロキサシン粒状錠500mg「モチダ」	500mg1包（レボフロキサシンとして）	36.70
	レボフロキサシン500mg錠	500mg1錠（レボフロキサシンとして）	36.70
	レボメプロマジン錠25mg「ツルハラ」	25mg1錠	6.30
	レボレード錠12.5mg	12.5mg1錠	1,848.10
	レボレード錠25mg	25mg1錠	3,666.20
局	レミカットカプセル1mg	1mg1カプセル	15.20
局	レミカットカプセル2mg	2mg1カプセル	18.90
	レミッチＯＤ錠2.5μg	2.5μg1錠	394.10
	レミニールＯＤ錠4mg	4mg1錠	40.70
	レミニールＯＤ錠8mg	8mg1錠	61.30
	レミニールＯＤ錠12mg	12mg1錠	74.00
	レミニール錠4mg	4mg1錠	40.70
	レミニール錠8mg	8mg1錠	61.30
	レミニール錠12mg	12mg1錠	74.00
	レミニール内用液4mg／mL	0.4%1mL	42.00
	レメロン錠15mg	15mg1錠	33.40
	レメロン錠30mg	30mg1錠	57.30
局	レリフェン錠400mg	400mg1錠	16.60
	レルパックス錠20mg	20mg1錠	261.70
	レルミナ錠40mg	40mg1錠	842.10
局	レンギョウ	10g	33.80
局	レンドルミン錠0.25mg	0.25mg1錠	10.80
	レンドルミンＤ錠0.25mg	0.25mg1錠	10.80
局	レンニク	10g	20.80
	レンビマカプセル4mg	4mg1カプセル	3,421.70
	レンビマカプセル10mg	10mg1カプセル	8,090.00
	（ろ）		
	ロイケリン散10％	10%1g	83.50
	ロイコボリン錠5mg	5mg1錠	360.50
	ロイコボリン錠25mg	25mg1錠	892.80
	ロイコン錠10mg	10mg1錠	6.30
	ロイシン・イソロイシン・バリン除去ミルク配合散「雪印」	1g	15.90
	ロカルトロールカプセル0.25	0.25μg1カプセル	7.40
	ロカルトロールカプセル0.5	0.5μg1カプセル	10.30
局	ローガン錠10mg	10mg1錠	15.60
局	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩徐放カプセル37.5mg「サワイ」	37.5mg1カプセル	10.80
局	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩徐放カプセル75mg「サワイ」	75mg1カプセル	20.60
局	ロキシスロマイシン錠150mg「サワイ」	150mg1錠	17.70
局	ロキシスロマイシン錠150mg「トーワ」	150mg1錠	18.30
	ロキソニン細粒10％	10%1g	11.40
局	ロキソニン錠60mg	60mg1錠	10.80
	ロキソプロフェンNa細粒10％「サワイ」	10%1g	21.60
	ロキソプロフェンナトリウム60mg錠	60mg1錠	10.50
	ロケルマ懸濁用散分包5ｇ	5g1包	1,005.10
	ロケルマ懸濁用散分包10ｇ	10g1包	1,475.30
	ローコール錠10mg	10mg1錠	18.70
	ローコール錠20mg	20mg1錠	34.30
	ローコール錠30mg	30mg1錠	48.20
	ロコルナール錠50mg	50mg1錠	7.00
	ロコルナール錠100mg	100mg1錠	7.50
局	ロサルタンカリウム錠50mg「杏林」	50mg1錠	18.10
局	ロサルタンカリウム錠50mg「ケミファ」	50mg1錠	18.10
局	ロサルタンカリウム錠50mg「サワイ」	50mg1錠	18.10
局	ロサルタンカリウム錠50mg「ＪＧ」	50mg1錠	18.10
局	ロサルタンカリウム錠50mg「ＺＥ」	50mg1錠	18.10
局	ロサルタンカリウム錠50mg「ＤＫ」	50mg1錠	18.10
局	ロサルタンカリウム錠100mg「杏林」	100mg1錠	55.10
	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジドＨＤ錠	1錠	19.80
	ロサルタンカリウム25mg錠	25mg1錠	10.80
	ロサルタンカリウム50mg錠	50mg1錠	14.00
	ロサルタンカリウム100mg錠	100mg1錠	24.90
局	ロサルタンＫ錠25mg「オーハラ」	25mg1錠	10.40
局	ロサルタンＫ錠50mg「科研」	50mg1錠	18.10
局	ロサルタンＫ錠50mg「ＤＳＥＰ」	50mg1錠	16.30
局	ロサルタンＫ錠50mg「トーワ」	50mg1錠	18.10
局	ロサルタンＫ錠50mg「ＶＴＲＳ」	50mg1錠	16.30
局	ロサルタンＫ錠50mg「明治」	50mg1錠	18.10
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「ＥＰ」	1錠	29.10
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「ＮＩＧ」	1錠	29.10
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「ＮＰＩ」	1錠	45.00

局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「ケミファ」	1錠	29.10
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「サワイ」	1錠	29.10
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「三和」	1錠	29.10
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「ＴＣＫ」	1錠	29.10
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「トーワ」	1錠	29.10
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「日医工」	1錠	29.10
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「日新」	1錠	29.10
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「ＶＴＲＳ」	1錠	29.10
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＥＰ」	1錠	16.10
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＮＩＧ」	1錠	16.10
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＮＰＩ」	1錠	22.20
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「杏林」	1錠	16.10
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「ケミファ」	1錠	16.10
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「サワイ」	1錠	16.10
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「三和」	1錠	16.10
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＪＧ」	1錠	16.10
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「ツルハラ」	1錠	16.10
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＴＣＫ」	1錠	16.10
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「トーワ」	1錠	16.10
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「日医工」	1錠	16.10
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「日新」	1錠	16.10
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「ニプロ」	1錠	16.10
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＶＴＲＳ」	1錠	16.10
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＹＤ」	1錠	16.10
	ロスーゼット配合錠ＨＤ	1錠	56.00
	ロスーゼット配合錠ＬＤ	1錠	50.40
	ロスバスタチンＯＤ錠５mg「科研」	5mg1錠	16.90
	ロスバスタチンＯＤ錠５mg「ＫＭＰ」	5mg1錠	16.90
	ロスバスタチンＯＤ錠５mg「ケミファ」	5mg1錠	16.90
	ロスバスタチンＯＤ錠５mg「ＪＧ」	5mg1錠	16.90
	ロスバスタチンＯＤ錠５mg「ＤＳＥＰ」	5mg1錠	16.90
	ロスバスタチンＯＤ錠５mg「トーワ」	5mg1錠	16.90
	ロスバスタチンＯＤ錠５mg「ＹＤ」	5mg1錠	16.90
	ロスバスタチンＯＤ錠10mg「トーワ」	10mg1錠	14.70
	ロスバスタチンカルシウム2.5mg口腔内崩壊錠	2.5mg1錠	10.80
	ロスバスタチンカルシウム2.5mg錠	2.5mg1錠	10.80
	ロスバスタチンカルシウム５mg口腔内崩壊錠	5mg1錠	10.80
	ロスバスタチンカルシウム５mg錠	5mg1錠	10.80
局	ロスバスタチン錠５mg「ＫＭＰ」	5mg1錠	16.90
局	ロスバスタチン錠５mg「ケミファ」	5mg1錠	16.90
局	ロスバスタチン錠５mg「ＪＧ」	5mg1錠	16.90
局	ロスバスタチン錠５mg「ＤＳＥＰ」	5mg1錠	16.90
局	ロスバスタチン錠５mg「ＴＣＫ」	5mg1錠	16.90
局	ロスバスタチン錠５mg「トーワ」	5mg1錠	16.90
局	ロスバスタチン錠10mg「トーワ」	10mg1錠	14.70
	ロズリートレクカプセル100mg	100mg1カプセル	5,310.80
	ロズリートレクカプセル200mg	200mg1カプセル	10,073.00
	ロゼレム錠８mg	8mg1錠	36.80
局	ロートエキス散	1ｇ	7.70
局	ロートエキス散〈ハチ〉	1ｇ	9.70
局	ロートコン	10ｇ	17.70
	ロドピン細粒10％	10%1ｇ	39.90
	ロドピン細粒50％	50%1ｇ	201.10
	ロドピン錠25mg	25mg1錠	9.60
	ロドピン錠50mg	50mg1錠	17.90
	ロドピン錠100mg	100mg1錠	66.30
	ロトリガ粒状カプセル２ｇ	２ｇ1包	122.50
	ロナセン散２％	2%1ｇ	226.10
	ロナセン錠２mg	2mg1錠	19.50
	ロナセン錠４mg	4mg1錠	37.80
	ロナセン錠８mg	8mg1錠	65.90
	ロバキシン顆粒90％	90%1ｇ	11.70
	ロピニロールＯＤ錠0.25mg「アメル」	0.25mg1錠	6.70
	ロピニロールＯＤ錠１mg「アメル」	1mg1錠	27.10
	ロピニロールＯＤ錠２mg「アメル」	2mg1錠	48.90
	ロピニロール錠0.25mg「ＪＧ」	0.25mg1錠	14.70
	ロピニロール錠１mg「ＪＧ」	1mg1錠	27.10
	ロピニロール錠２mg「ＪＧ」	2mg1錠	48.90
	ロピニロール徐放錠２mg「ＫＭＰ」	2mg1錠	43.30
	ロピニロール徐放錠２mg「サワイ」	2mg1錠	43.30
	ロピニロール徐放錠２mg「トーワ」	2mg1錠	43.30
	ロピニロール徐放錠８mg「ＫＭＰ」	8mg1錠	145.60
	ロピニロール徐放錠８mg「サワイ」	8mg1錠	145.60
	ロピニロール徐放錠８mg「トーワ」	8mg1錠	145.60
	ロフラゼプ酸エチル１mg錠	1mg1錠	10.80
	ロフラゼプ酸エチル２mg錠	2mg1錠	10.80
	ロプレソールＳＲ錠120mg	120mg1錠	57.00
局	ロプレソール錠20mg	20mg1錠	10.80
局	ロプレソール錠40mg	40mg1錠	10.80
	ローブレナ錠25mg	25mg1錠	7,350.00
	ローブレナ錠100mg	100mg1錠	26,441.80
	ロペミンカプセル１mg	1mg1カプセル	8.00
	ロペミン細粒0.1％	0.1%1ｇ	11.20
	ロペミン小児用細粒0.05％	0.05%1ｇ	11.70
	ロペラミド塩酸塩細粒小児用0.05％「ＮＩＧ」	0.05%1ｇ	14.90
	ロペラミド塩酸塩錠１mg「あすか」	1mg1錠	6.30

	ロペラミド塩酸塩１mgカプセル	1mg1カプセル	6.30
	ロラゼパム錠0.5mg「サワイ」	0.5mg1錠	6.30
	ロラゼパム錠１mg「サワイ」	1mg1錠	6.30
	ロラタジンＯＤ錠10mg「ＦＦＰ」	10mg1錠	13.90
	ロラタジンＯＤ錠10mg「ケミファ」	10mg1錠	13.90
	ロラタジンＯＤ錠10mg「ＪＧ」	10mg1錠	13.90
	ロラタジンＯＤ錠10mg「トーワ」	10mg1錠	13.90
	ロラタジンＯＤ錠10mg「日新」	10mg1錠	13.90
	ロラタジンＯＤ錠10mg「フェルゼン」	10mg1錠	13.90
	ロラタジンＯＤ錠10mg「ＹＤ」	10mg1錠	13.90
	ロラタジンＯＤフィルム10mg「モチダ」	10mg1錠	13.90
	ロラタジン錠10mg「ＦＦＰ」	10mg1錠	13.90
	ロラタジン錠10mg「ケミファ」	10mg1錠	13.90
	ロラタジン錠10mg「ＴＣＫ」	10mg1錠	13.90
	ロラタジン錠10mg「日新」	10mg1錠	13.90
	ロラタジン錠10mg「フェルゼン」	10mg1錠	13.90
	ロラタジン錠10mg「ＹＤ」	10mg1錠	13.90
	ロラタジン１％シロップ用	1%1ｇ	26.10
	ロラタジン10mg口腔内崩壊錠	10mg1錠	12.80
	ロラタジン10mg錠	10mg1錠	12.80
	ロラメット錠1.0	1mg1錠	12.50
局	ロルカム錠２mg	2mg1錠	10.80
局	ロルカム錠４mg	4mg1錠	10.80
局	ロルノキシカム錠２mg「ＫＯ」	2mg1錠	10.80
局	ロルノキシカム錠４mg「ＫＯ」	4mg1錠	10.80
	ロレアス配合錠「ＳＡＮＩＫ」	1錠	61.50
	ロレアス配合錠「ＮＳ」	1錠	61.50
	ロレアス配合錠「杏林」	1錠	61.50
局	ロレルコ錠250mg	250mg1錠	10.80
局	ロンゲス錠５mg	5mg1錠	12.00
局	ロンゲス錠10mg	10mg1錠	16.10
局	ロンゲス錠20mg	20mg1錠	15.50
	ロンサーフ配合錠Ｔ15	15mg1錠（トリフルリジン相当量）	2,511.00
	ロンサーフ配合錠Ｔ20	20mg1錠（トリフルリジン相当量）	3,369.20
	（わ）		
	ＹＭ散「イセイ」	１ｇ	6.90
	ワイテンス錠２mg	2mg1錠	8.50
	ワイドシリン細粒10％	100mg1ｇ	7.20
	ワイドシリン細粒20％	200mg1ｇ	11.80
	ワイパックス錠0.5	0.5mg1錠	6.30
	ワイパックス錠1.0	1mg1錠	6.30
	ワキョウカツ	10ｇ	35.00
	ワコウホン	10ｇ	35.30
	ワゴスチグミン散（0.5％）	0.5%1ｇ	13.00
局	ワソラン錠40mg	40mg1錠	7.70
	ワーファリン顆粒0.2％	0.2%1ｇ	19.60
局	ワーファリン錠0.5mg	0.5mg1錠	10.80
局	ワーファリン錠１mg	1mg1錠	10.80
局	ワルファリンカリウム錠	0.5mg1錠	10.80
局	ワルファリンカリウム錠	1mg1錠	10.80
局	ワルファリンカリウム錠	2mg1錠	10.40
局	ワルファリンカリウム錠	5mg1錠	10.80
	ワルファリンＫ細粒0.2％「ＮＳ」	0.2%1ｇ	19.60
局	ワルファリンＫ錠0.5mg「ＮＩＧ」	0.5mg1錠	10.80
局	ワルファリンＫ錠0.5mg「トーワ」	0.5mg1錠	10.80
局	ワルファリンＫ錠１mg「ＮＩＧ」	1mg1錠	10.80
局	ワルファリンＫ錠１mg「トーワ」	1mg1錠	10.80
	ワンアルファ錠0.25μg	0.25μg1錠	7.10
	ワンアルファ錠0.5μg	0.5μg1錠	7.20
	ワンアルファ錠1.0μg	1μg1錠	9.80
	ワントラム錠100mg	100mg1錠	41.60

第２部　注　射　薬

品　名	規格単位	薬価
		円
（あ）		
アイザベイ硝子体内注射液20mg／mL	2mg0.1mL1瓶	142,522
アイソボリン点滴静注用25mg	25mg1瓶	394
アイソボリン点滴静注用100mg	100mg1瓶	1,296
アイマービー点滴静注300mg	300mg1.62mL1瓶	491,823
アイマービー点滴静注1200mg	1,200mg6.5mL1瓶	1,967,291
アイモビーグ皮下注70mgペン	70mg1mL1キット	38,842
アイリーア硝子体内注射液40mg／mL	2mg0.05mL1瓶	113,912
アイリーア硝子体内注射用キット40mg／mL	2mg0.05mL1筒	99,522
アイリーア８mg硝子体内注射液114.3mg／mL	8mg0.07mL1瓶	146,272
アイリーア８mg硝子体内注射用キット114.3mg／mL	8mg0.07mL1筒	145,718
アウィクリ注　フレックスタッチ　総量300単位	300単位1キット	2,081
アウィクリ注　フレックスタッチ　総量700単位	700単位1キット	3,809
アーウィナーゼ筋注用10000	10,000単位1瓶	172,931
アウドラザイム点滴静注液2.9mg	2.9mg5mL1瓶	94,040
アガルシダーゼ　ベータＢＳ点滴静注５mg「ＪＣＲ」	5mg1瓶	68,796
アガルシダーゼ　ベータＢＳ点滴静注35mg「ＪＣＲ」	35mg1瓶	389,144
アキネトン注射液５mg	0.5%1mL1管	63
アキャルックス点滴静注250mg	250mg50mL1瓶	1,026,825
アキュミン静注	185MBq1瓶	344,867
アクチット輸液	200mL1袋	222
アクチット輸液	500mL1袋	341
アクチバシン注600万	600万国際単位1瓶（溶解液付）	30,214
アクチバシン注1200万	1,200万国際単位1瓶（溶解液付）	67,269
アクチバシン注2400万	2,400万国際単位1瓶（溶解液付）	135,032
アクテムラ点滴静注用80mg	80mg4mL1瓶	9,973
アクテムラ点滴静注用200mg	200mg10mL1瓶	23,080
アクテムラ点滴静注用400mg	400mg20mL1瓶	50,493
アクテムラ皮下注162mgオートインジェクター	162mg0.9mL1キット	32,608
アクテムラ皮下注162mgシリンジ	162mg0.9mL1筒	32,485
アクトシン注射用300mg	300mg1管（溶解液付）	1,111

	アクトヒブ	10μg1瓶（溶解液付）	4,941
	アクプラ静注用 10 mg	10mg1瓶	3,964
	アクプラ静注用 50 mg	50mg1瓶	16,573
	アクプラ静注用 100 mg	100mg1瓶	36,602
	アクマルト輸液	200mL1袋	222
	アクマルト輸液	500mL1袋	341
	アクメインＤ輸液	500mL1瓶	278
	アクメインＤ輸液	200mL1袋	204
	アクメインＤ輸液	500mL1袋	278
	アクラシノン注射用 20 mg	20mg1瓶	2,049
	アコアラン静注用 600	600国際単位1瓶（溶解液付）	28,774
	アコアラン静注用 1800	1,800国際単位1瓶（溶解液付）	76,097
局	アザクタム注射用 0.5 g	500mg1瓶	657
局	アザクタム注射用１ｇ	１ｇ1瓶	981
	アザシチジン注射用 100 mg「ＮＫ」	100mg1瓶	9,992
	アザシチジン注射用 100 mg「オーハラ」	100mg1瓶	11,003
	アザシチジン注射用 100 mg「サワイ」	100mg1瓶	8,723
	アザシチジン注射用 150 mg「ＮＫ」	150mg1瓶	15,984
	アザシチジン注射用 150 mg「オーハラ」	150mg1瓶	15,331
	アシアロシンチ注	10MBq	841
局	アシクロビル点滴静注液 250 mg「トーワ」	250mg1管	368
局	アシクロビル点滴静注液 250 mg「日医工」	250mg1管	368
局	アシクロビル点滴静注液 250 mgバッグ 100 mL「アイロム」	250mg100mL1袋	1,244
局	アシクロビル点滴静注用 250 mg「サワイ」	250mg1瓶	368
	アシクロビル 250 mg注射用	250mg1瓶	347
	アジョビ皮下注 225 mgオートインジェクター	225mg1.5mL1キット	38,856
	アジョビ皮下注 225 mgシリンジ	225mg1.5mL1筒	39,022
	アジンマ静注用 1500	1,500国際単位1瓶（溶解液付）	1,190,537
局	アスコルビン酸注射液	100mg1管	104
局	アスコルビン酸注射液	200mg1管	84
局	アスコルビン酸注射液	500mg1管	104
局	アスコルビン酸注射液	１ｇ1管	104
局	アスコルビン酸注射液	２ｇ1管	104
局	アスコルビン酸注１ｇ「ＮＰ」	１ｇ1管	152
局	アスコルビン酸注 500 mgＰＢ「日新」	500mg1管	104
	アステマリン３号ＭＧ輸液	500mL1瓶	183
	アスパラカリウム注 10 mEq	17.12%10mL1管	63
	アスパラギン酸カリウム注 10 mEq キット「テルモ」	17.12%10mL1キット	181
	アスパラ注射液	（10%）10mL1管	63
	アセテート維持液３Ｇ「ＨＫ」	200mL1袋	205
	アセテート維持液３Ｇ「ＨＫ」	500mL1袋	274
	アセトキープ３Ｇ注	500mL1瓶	190
	アセトキープ３Ｇ注	200mL1袋	205
	アセトキープ３Ｇ注	500mL1袋	274
	アセリオ静注液 1000 mgバッグ	1,000mg100mL1袋	292
	アセレンド注 100 μg	100μg2mL1瓶	1,565
	アタラックス－Ｐ注射液（25 mg／ml）	2.5%1mL1管	63
	アタラックス－Ｐ注射液（50 mg／ml）	5%1mL1管	63
	アダリムマブＢＳ皮下注 20 mgシリンジ 0.2 mL「ＭＡ」	20mg0.2mL1筒	10,266
	アダリムマブＢＳ皮下注 20 mgシリンジ 0.2 mL「ＣＴＮＫ」	20mg0.2mL1筒	9,952
	アダリムマブＢＳ皮下注 20 mgシリンジ 0.4 mL「ＦＫＢ」	20mg0.4mL1筒	9,270
	アダリムマブＢＳ皮下注 20 mgシリンジ 0.4 mL「第一三共」	20mg0.4mL1筒	12,852
	アダリムマブＢＳ皮下注 40 mgシリンジ 0.4 mL「ＭＡ」	40mg0.4mL1筒	19,717
	アダリムマブＢＳ皮下注 40 mgシリンジ 0.4 mL「ＣＴＮＫ」	40mg0.4mL1筒	18,326
	アダリムマブＢＳ皮下注 40 mgシリンジ 0.8 mL「ＦＫＢ」	40mg0.8mL1筒	17,987
	アダリムマブＢＳ皮下注 40 mgシリンジ 0.8 mL「第一三共」	40mg0.8mL1筒	19,261
	アダリムマブＢＳ皮下注 40 mgペン 0.4 mL「ＭＡ」	40mg0.4mL1キット	17,554
	アダリムマブＢＳ皮下注 40 mgペン 0.4 mL「ＣＴＮＫ」	40mg0.4mL1キット	16,078
	アダリムマブＢＳ皮下注 40 mgペン 0.8 mL「ＦＫＢ」	40mg0.8mL1キット	15,584
	アダリムマブＢＳ皮下注 40 mgペン 0.8 mL「第一三共」	40mg0.8mL1キット	14,953
	アダリムマブＢＳ皮下注 80 mgシリンジ 0.8 mL「ＭＡ」	80mg0.8mL1筒	37,546
	アダリムマブＢＳ皮下注 80 mgシリンジ 0.8 mL「ＣＴＮＫ」	80mg0.8mL1筒	30,601
	アダリムマブＢＳ皮下注 80 mgペン 0.8 mL「ＣＴＮＫ」	80mg0.8mL1キット	33,549
	アディノベイト静注用キット 250	250国際単位1キット（溶解液付）	28,102
	アディノベイト静注用キット 500	500国際単位1キット（溶解液付）	55,451
	アディノベイト静注用キット 1000	1,000国際単位1キット（溶解液付）	100,984
	アディノベイト静注用キット 1500	1,500国際単位1キット（溶解液付）	147,736
	アディノベイト静注用キット 2000	2,000国際単位1キット（溶解液付）	173,042
	アディノベイト静注用キット 3000	3,000国際単位1キット（溶解液付）	261,063
	アデノシン負荷用静注 60 mgシリンジ「ＦＲＩ」	60mg20mL1筒	4,806
	アデノスキャン注 60 mg	60mg20mL1瓶	6,336
	アデホス－Ｌコーワ注 10 mg	10mg1管	68
	アデホス－Ｌコーワ注 20 mg	20mg1管	69
	アデホス－Ｌコーワ注 40 mg	40mg1管	70
	アトガム点滴静注液 250 mg	250mg5mL1管	75,467
	アドステロール－Ｉ 131 注射液	1MBq	1,084
	アドセトリス点滴静注用 50 mg	50mg1瓶	388,958
	アートセレブ脳脊髄手術用洗浄灌流液	500mL1キット	1,647
	アドトラーザ皮下注 150 mgシリンジ	150mg1mL1筒	24,182
	アドトラーザ皮下注 300 mgペン	300mg2mL1キット	41,859
	アドナ注（静脈用） 25 mg	0.5%5mL1管	89
	アドナ注（静脈用） 50 mg	0.5%10mL1管	89
	アドナ注（静脈用） 100 mg	0.5%20mL1管	132
	アドナ注 10 mg	0.5%2mL1管	95
局	アトニン－Ｏ注５単位	5単位1管	164
	アドベイト静注用キット 250	250国際単位1キット（溶解液付）	15,180

	アドベイト静注用キット500	500国際単位1キット（溶解液付）	30,854
	アドベイト静注用キット1000	1,000国際単位1キット（溶解液付）	55,651
	アドベイト静注用キット1500	1,500国際単位1キット（溶解液付）	83,305
	アドベイト静注用キット2000	2,000国際単位1キット（溶解液付）	98,834
	アドベイト静注用キット3000	3,000国際単位1キット（溶解液付）	138,720
㊎	アドリアシン注用10	10mg1瓶	1,939
㊎	アドリアシン注用50	50mg1瓶	6,210
㊎	アドレナリン注射液	0.1%1mL1管	188
	アドレナリン注0.1％シリンジ「テルモ」	0.1%1mL1筒	354
	アトロピン注0.05％シリンジ「テルモ」	0.05%1mL1筒	300
㊎	アトロピン硫酸塩注射液	0.05%1mL1管	104
	アトワゴリバース静注シリンジ6mL	6mL1筒	495
	アナエブリ皮下注200mgペン	200mg1.2mL1キット	3,037,716
	アナフラニール点滴静注液25mg	25mg1管	225
	アナペイン注2mg／mL	0.2%10mL1管	287
	アナペイン注2mg／mL	0.2%100mL1袋	2,353
	アナペイン注7.5mg／mL	0.75%10mL1管	520
	アナペイン注7.5mg／mL	0.75%20mL1管	940
	アナペイン注10mg／mL	1%10mL1管	640
	アナペイン注10mg／mL	1%20mL1管	802
	アネキセート注射液0.5mg	0.5mg5mL1管	1,492
	アネメトロ点滴静注液500mg	500mg100mL1瓶	1,091
	アネレム静注用20mg	20mg1瓶	1,540
	アネレム静注用50mg	50mg1瓶	2,218
	アバスチン点滴静注用100mg／4mL	100mg4mL1瓶	15,049
	アバスチン点滴静注用400mg／16mL	400mg16mL1瓶	56,525
	アービタックス注射液100mg	100mg20mL1瓶	20,171
	アービタックス注射液500mg	500mg100mL1瓶	96,687
	アピドラ注カート	300単位1筒	699
	アピドラ注ソロスター	300単位1キット	874
	アピドラ注100単位／mL	100単位1mLバイアル	138
	アプニション静注15mg	15mg3mL1管	112
	アブラキサン点滴静注用100mg	100mg1瓶	30,878
	アフリベルセプト硝子体内注射用キット40mg／mL「バイエル」	2mg0.05mL1筒	67,959
	アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射液40mg／mL「ＮＩＴ」	2mg0.05mL1瓶	77,531
	アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射用キット40mg／mL「ＮＩＴ」	2mg0.05mL1筒	67,959
	アベクマ点滴静注	1患者当たり	32,647,761
㊎㊍	アヘンアルカロイド・アトロピン注射液	1mL1管	296
㊎㊍	アヘンアルカロイド塩酸塩注射液	2%1mL1管	279
㊎㊍	アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液	1mL1管	345
	アポカイン皮下注30mg	30mg3mL1筒	7,910
	アボネックス筋注用シリンジ30μg	30μg0.5mL1筒	30,967
	アボネックス筋注30μgペン	30μg0.5mL1キット	32,702
	アミヴィッド静注	370MBq1瓶	184,203
	アミオダロン塩酸塩静注150mg「ＴＥ」	150mg3mL1管	768
㊎	アミカシン硫酸塩注射液100mg「ＳＷ」	100mg1管	348
㊎	アミカシン硫酸塩注射液100mg「日医工」	100mg1管	347
㊎	アミカシン硫酸塩注射液100mg「明治」	100mg1管	453
㊎	アミカシン硫酸塩注射液200mg「Ｆ」	200mg1管	385
㊎	アミカシン硫酸塩注射液200mg「日医工」	200mg1管	610
㊎	アミカシン硫酸塩注射液200mg「明治」	200mg1管	671
㊎	アミカシン硫酸塩注100mg「ＮＰ」	100mg1管	453
㊎	アミカシン硫酸塩注200mg「ＮＰ」	200mg1管	686
	アミカシン硫酸塩100mg注射液	100mg1管	347
	アミカシン硫酸塩200mg注射液	200mg1管	357
	アミゼットＢ輸液	200mL1袋	850
㊎	アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液	60%20mL1管	1,145
㊎	アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液	76%20mL1管	583
㊎	アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液	60%100mL1瓶	1,872
	アミニック輸液	200mL1袋	403
㊎	アミノフィリン静注250mgＰＢ「日新」	2.5%10mL1管	104
㊎	アミノフィリン注射液	2.5%10mL1管	104
	アミノレバン点滴静注	200mL1袋	467
	アミノレバン点滴静注	500mL1袋	715
	アミパレン輸液	200mL1袋	551
	アミパレン輸液	300mL1袋	744
	アミパレン輸液	400mL1袋	864
	アムヴトラ皮下注25mgシリンジ	25mg0.5mL1筒	8,006,196
	アムビゾーム点滴静注用50mg	50mg1瓶	15,239
	アラセナ－Ａ点滴静注用300mg	300mg1瓶	5,996
	アラノンジー静注用250mg	250mg50mL1瓶	45,963
	アリクストラ皮下注1.5mg	1.5mg0.3mL1筒	956
	アリクストラ皮下注2.5mg	2.5mg0.5mL1筒	1,071
	アリクストラ皮下注5mg	5mg0.4mL1筒	2,539
	アリクストラ皮下注7.5mg	7.5mg0.6mL1筒	2,877
	アリナミンＦ5注	5mg1管	63
	アリナミンＦ10注	10mg1管	63
	アリナミンＦ25注	25mg10mL1管	63
	アリナミンＦ50注	50mg20mL1管	104
	アリナミンＦ100注	100mg20mL1管	116
	アリナミン注射液10mg	10mg1管	95
	アリムタ注射用100mg	100mg1瓶	18,621
	アリムタ注射用500mg	500mg1瓶	75,061
	アルガトロバンＨＩ注10mg／2mL「フソー」	10mg2mL1管	1,201
	アルガトロバン注射液10mg「サワイ」	10mg20mL1管	685
	アルギニン点滴静注30ｇ「ＡＹ」	10%300mL1袋	1,862
	アルギメート点滴静注10％	10%200mL1袋	559
	アルギU点滴静注20ｇ	10%200mL1袋	3,039
	アルケラン静注用50mg	50mg1瓶（溶解液付）	8,511
㊎	アルタット静注用75mg	75mg1瓶	162
㊍	アルチバ静注用2mg	2mg1瓶	1,682
㊍	アルチバ静注用5mg	5mg1瓶	3,462
㊎	アルツディスポ関節注25mg	1%2.5mL1筒	663
	アルトフェッド注射液	500mL1瓶	306
	アルトフェッド注射液	200mL1袋	221
	アルトフェッド注射液	500mL1袋	306

	アルブミナー５％静注 12.5 g／250 mL	5％250mL1瓶	5,110
	アルブミナー 25 ％静注 12.5 g／50 mL	25％50mL1瓶	4,775
	アルブミン－ベーリング 20 ％静注 10.0 g／50 mL	20％50mL1瓶	4,974
	アルプロスタジルアルファデクス注射用 20 μg「タカタ」	20μg1瓶	295
	アルプロスタジルアルファデクス点滴静注用 500 μg「タカタ」	500μg1瓶	3,956
局	アルプロスタジル注５μg「ＮＩＧ」	5μg1mL1管	819
局	アルプロスタジル注５μg「Ｆ」	5μg1mL1管	1,204
局	アルプロスタジル注５μg「サワイ」	5μg1mL1管	588
局	アルプロスタジル注５μgシリンジ「サワイ」	5μg1mL1筒	845
局	アルプロスタジル注５μgシリンジ「ＴＷ」	5μg1mL1筒	845
局	アルプロスタジル注５μgシリンジ「日医工」	5μg1mL1筒	845
局	アルプロスタジル注 10 μg「ＮＩＧ」	10μg2mL1管	1,295
局	アルプロスタジル注 10 μg「Ｆ」	10μg2mL1管	830
局	アルプロスタジル注 10 μg「サワイ」	10μg2mL1管	825
局	アルプロスタジル注 10 μgシリンジ「サワイ」	10μg2mL1筒	988
局	アルプロスタジル注 10 μgシリンジ「ＴＷ」	10μg2mL1筒	988
局	アルプロスタジル注 10 μgシリンジ「日医工」	10μg2mL1筒	988
局	アルベカシン硫酸塩注射液 25 mg「ＮＩＧ」	25mg0.5mL1管	2,802
局	アルベカシン硫酸塩注射液 25 mg「ケミファ」	25mg0.5mL1管	1,855
局	アルベカシン硫酸塩注射液 75 mg「ＮＩＧ」	75mg1.5mL1管	4,691
局	アルベカシン硫酸塩注射液 75 mg「ケミファ」	75mg1.5mL1管	4,691
局	アルベカシン硫酸塩注射液 100 mg「ＮＩＧ」	100mg2mL1管	3,592
局	アルベカシン硫酸塩注射液 100 mg「ケミファ」	100mg2mL1管	3,570
局	アルベカシン硫酸塩注射液 200 mg「ＮＩＧ」	200mg4mL1管	5,830
局	アルベカシン硫酸塩注射液 200 mg「ケミファ」	200mg4mL1管	5,830
	アレビアチン注 250 mg	5％5mL1管	123
	アレモ皮下注 15 mg	15mg1.5mL1キット	249,546
	アレモ皮下注 60 mg	60mg1.5mL1キット	844,727
	アレモ皮下注 150 mg	150mg1.5mL1キット	1,893,013
	アレルゲンスクラッチエキス陽性対照液「トリイ」ヒスタミン二塩酸塩	2mL1瓶	7,913
	アレンドロン酸点滴静注バッグ 900 μg「ＨＫ」	900μg100mL1袋	1,182
	アロカリス点滴静注 235 mg	235mg10mL1瓶	11,275
	アロキシ静注 0.75 mg	0.75mg5mL1瓶	7,411
	アロキシ点滴静注バッグ 0.75 mg	0.75mg50mL1袋	6,826
	アロフィセル注	4瓶1組	5,620,004
	アンカロン注 150	150mg3mL1管	1,152
	アンサー皮下注 20 μg	20μg1mL1管（Ｄ－アラビノース換算量として）	2,184
	安息香酸 Na カフェイン注 100 mg「フソー」	10％1mL1管	64
	安息香酸 Na カフェイン注 200 mg「フソー」	20％1mL1管	64
局	アンチレクス静注 10 mg	1％1mL1管	109
	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム 0.75 g静注用	（0.75ｇ）1瓶	370
	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム 1.5 g静注用	（1.5ｇ）1瓶	536
	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム３ｇ静注用	（3ｇ）1瓶	704
	（い）		
	イエスカルタ点滴静注	1患者当たり	32,647,761
	ＥＬ－３号輸液（イーエル）	500mL1袋	277
局	イオタラム酸ナトリウム注射液	66.8％20mL1管	707
局	イオタラム酸メグルミン注射液	60％20mL1管	433
局	イオタラム酸メグルミン注射液	30％220mL1瓶	2,232
局	イオタラム酸メグルミン注射液	60％50mL1瓶	868
局	イオタラム酸メグルミン注射液	60％100mL1瓶	1,747
局	イオパミドール 150 注 50 mL「Ｆ」	30.62％50mL1瓶	2,610
局	イオパミドール 150 注 200 mL「Ｆ」	30.62％200mL1瓶	7,734
局	イオパミドール 300 注シリンジ 50 mL「Ｆ」	61.24％50mL1筒	3,394
局	イオパミドール 300 注シリンジ 80 mL「Ｆ」	61.24％80mL1筒	3,521
局	イオパミドール 300 注シリンジ 100 mL「Ｆ」	61.24％100mL1筒	4,101
局	イオパミドール 300 注シリンジ 150 mL「Ｆ」	61.24％150mL1筒	6,549
局	イオパミドール 300 注 20 mL「Ｆ」	61.24％20mL1瓶	1,394
局	イオパミドール 300 注 50 mL「Ｆ」	61.24％50mL1瓶	2,371
局	イオパミドール 300 注 100 mL「Ｆ」	61.24％100mL1瓶	4,309
局	イオパミドール 370 注シリンジ 50 mL「Ｆ」	75.52％50mL1筒	3,356
局	イオパミドール 370 注シリンジ 65 mL「Ｆ」	75.52％65mL1筒	4,015
局	イオパミドール 370 注シリンジ 80 mL「Ｆ」	75.52％80mL1筒	3,753
局	イオパミドール 370 注シリンジ 100 mL「Ｆ」	75.52％100mL1筒	4,243
局	イオパミドール 370 注 20 mL「Ｆ」	75.52％20mL1瓶	1,490
局	イオパミドール 370 注 50 mL「Ｆ」	75.52％50mL1瓶	2,052
局	イオパミドール 370 注 100 mL「Ｆ」	75.52％100mL1瓶	4,826
局	イオパミロン注 300	61.24％50mL1瓶	1,796
局	イオパミロン注 300	61.24％100mL1瓶	3,559
局	イオパミロン注 300 シリンジ	61.24％80mL1筒	3,317
局	イオパミロン注 300 シリンジ	61.24％100mL1筒	3,994
局	イオパミロン注 300 シリンジ	61.24％130mL1筒	5,188
局	イオパミロン注 300 シリンジ	61.24％150mL1筒	6,549
局	イオパミロン注 370	75.52％50mL1瓶	2,052
局	イオパミロン注 370	75.52％100mL1瓶	4,044
局	イオパミロン注 370 シリンジ	75.52％80mL1筒	3,677
局	イオパミロン注 370 シリンジ	75.52％100mL1筒	4,186
	ＥＯＢ・プリモビスト注シリンジ	18.143％5mL1筒	7,988
	ＥＯＢ・プリモビスト注シリンジ	18.143％10mL1筒	11,729
	イオフェタミン（^{123}Ｉ）注射液「第一」	10MBq	2,456
	イオプロミド 300 注シリンジ 50 mL「ＢＹＬ」	62.34％50mL1筒	2,288

	イオプロミド300注シリンジ80mL「ＢＹＬ」	62.34％80mL1筒	3,628
	イオプロミド300注シリンジ100mL「ＢＹＬ」	62.34％100mL1筒	4,132
	イオプロミド300注20mL「ＢＹＬ」	62.34％20mL1瓶	896
	イオプロミド300注50mL「ＢＹＬ」	62.34％50mL1瓶	2,110
	イオプロミド300注100mL「ＢＹＬ」	62.34％100mL1瓶	2,809
	イオプロミド370注シリンジ50mL「ＢＹＬ」	76.89％50mL1筒	3,126
	イオプロミド370注シリンジ80mL「ＢＹＬ」	76.89％80mL1筒	4,656
	イオプロミド370注シリンジ100mL「ＢＹＬ」	76.89％100mL1筒	5,445
	イオプロミド370注20mL「ＢＹＬ」	76.89％20mL1瓶	1,008
	イオプロミド370注50mL「ＢＹＬ」	76.89％50mL1瓶	2,360
	イオプロミド370注100mL「ＢＹＬ」	76.89％100mL1瓶	4,169
㊎	イオヘキソール240注シリンジ100mL「Ｆ」	51.77％100mL1筒	4,097
㊎	イオヘキソール300注シリンジ50mL「Ｆ」	64.71％50mL1筒	4,613
㊎	イオヘキソール300注シリンジ80mL「Ｆ」	64.71％80mL1筒	4,063
㊎	イオヘキソール300注シリンジ100mL「Ｆ」	64.71％100mL1筒	4,653
㊎	イオヘキソール300注シリンジ110mL「Ｆ」	64.71％110mL1筒	8,121
㊎	イオヘキソール300注シリンジ125mL「Ｆ」	64.71％125mL1筒	7,623
㊎	イオヘキソール300注シリンジ150mL「Ｆ」	64.71％150mL1筒	8,204
㊎	イオヘキソール300注20mL「Ｆ」	64.71％20mL1瓶	1,419
㊎	イオヘキソール300注50mL「Ｆ」	64.71％50mL1瓶	3,907
㊎	イオヘキソール300注100mL「Ｆ」	64.71％100mL1瓶	4,891
㊎	イオヘキソール350注シリンジ70mL「Ｆ」	75.49％70mL1筒	3,932
㊎	イオヘキソール350注シリンジ100mL「Ｆ」	75.49％100mL1筒	3,942
㊎	イオヘキソール350注20mL「Ｆ」	75.49％20mL1瓶	2,416
㊎	イオヘキソール350注50mL「Ｆ」	75.49％50mL1瓶	3,258
㊎	イオヘキソール350注100mL「Ｆ」	75.49％100mL1瓶	4,240
	イオメロン300注シリンジ50mL	61.24％50mL1筒	3,983
	イオメロン300注シリンジ75mL	61.24％75mL1筒	2,413
	イオメロン300注シリンジ100mL	61.24％100mL1筒	4,182
	イオメロン300注20mL	61.24％20mL1瓶	1,640
	イオメロン300注50mL	61.24％50mL1瓶	2,021
	イオメロン300注100mL	61.24％100mL1瓶	3,261
	イオメロン350注シリンジ50mL	71.44％50mL1筒	2,414
	イオメロン350注シリンジ75mL	71.44％75mL1筒	3,331
	イオメロン350注シリンジ100mL	71.44％100mL1筒	4,191
	イオメロン350注シリンジ135mL	71.44％135mL1筒	5,767
	イオメロン350注20mL	71.44％20mL1瓶	1,003
	イオメロン350注50mL	71.44％50mL1瓶	2,364
	イオメロン350注100mL	71.44％100mL1瓶	3,779
	イオメロン400注50mL	81.65％50mL1瓶	3,012
	イオメロン400注100mL	81.65％100mL1瓶	5,163
	イーケプラ点滴静注500mg	500mg5mL1瓶	1,180
	イジュド点滴静注25mg	25mg1.25mL1瓶	213,831
	イジュド点滴静注300mg	300mg15mL1瓶	2,310,355
	イズカーゴ点滴静注用10mg	10mg1瓶	251,030
	イストダックス点滴静注用10mg	10mg1瓶(溶解液付)	111,785
	イスパロクト静注用500	500国際単位1瓶(溶解液付)	60,800
	イスパロクト静注用1000	1,000国際単位1瓶(溶解液付)	124,632
	イスパロクト静注用1500	1,500国際単位1瓶(溶解液付)	178,507
	イスパロクト静注用2000	2,000国際単位1瓶(溶解液付)	230,339
	イスパロクト静注用3000	3,000国際単位1瓶(溶解液付)	303,233
㊎	イソゾール注射用0.5ｇ	500mg1瓶(溶解液付)	572
㊎	イソニアジド注射液	100mg1管	104
	イソビスト注240	51.26％10mL1瓶	4,336
	イソビスト注300	64.08％10mL1瓶	7,290
㊎	イダマイシン静注用5mg	5mg1瓶	8,979
	１％ディプリバン注	200mg20mL1管	887
	１％ディプリバン注	500mg50mL1瓶	1,021
	１％ディプリバン注－キット	200mg20mL1筒	2,670
	１％ディプリバン注－キット	500mg50mL1筒	2,670
	イデルビオン静注用250	250国際単位1瓶(溶解液付)	88,837
	イデルビオン静注用500	500国際単位1瓶(溶解液付)	175,016
	イデルビオン静注用1000	1,000国際単位1瓶(溶解液付)	343,931
	イデルビオン静注用2000	2,000国際単位1瓶(溶解液付)	665,036
	イデルビオン静注用3500	3,500国際単位1瓶(溶解液付)	1,175,563
	イヌリード注	４ｇ40mL1瓶	8,101
	イノバン注0.1％シリンジ	0.1％50mL1筒	509
	イノバン注0.3％シリンジ	0.3％50mL1筒	711
	イノバン注0.6％シリンジ	0.6％50mL1筒	1,341
㊎	イノバン注100mg	100mg5mL1管	182
	イバンドロン酸静注1mgシリンジ「ＨＫ」	1mg1mL1筒	1,776
	イバンドロン酸静注1mgシリンジ「サワイ」	1mg1mL1筒	1,639
	イバンドロン酸静注1mgシリンジ「トーワ」	1mg1mL1筒	1,515
	イバンドロン酸静注1mgシリンジ「ＶＴＲＳ」	1mg1mL1筒	1,682
	イブグリース皮下注250mgオートインジェクター	250mg2mL1キット	50,782
	イブグリース皮下注250mgシリンジ	250mg2mL1筒	50,782
	イブリーフ静注20mg	20mg2mL1瓶	13,235
	イベニティ皮下注105mgシリンジ	105mg1.17mL1筒	25,061
	イミグランキット皮下注3mg	3mg0.5mL1筒	1,397
	イミフィンジ点滴静注120mg	120mg2.4mL1瓶	69,568
	イミフィンジ点滴静注500mg	500mg10mL1瓶	282,585
	イムデトラ点滴静注用1mg	1mg1瓶(輸液安定化液付)	140,528
	イムデトラ点滴静注用10mg	10mg1瓶(輸液安定化液付)	1,360,042
㊎	イムネース注35	35万単位1瓶(溶解液付)	81,483
	イムノマックス－γ注50	50万国内標準単位1瓶(溶解液付)	11,794
	イムノマックス－γ注100	100万国内標準単位1瓶(溶解液付)	22,617
	イラリス皮下注射液150mg	150mg1mL1瓶	1,144,556

局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液40 mg「ＳＵＮ」	40mg2mL1瓶	922
局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液40 mg「ＮＫ」	40mg2mL1瓶	1,086
局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液40 mg「ＮＰ」	40mg2mL1瓶	3,070
局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液40 mg「トーワ」	40mg2mL1瓶	1,028
局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液100 mg「ＮＫ」	100mg5mL1瓶	2,414
局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液100 mg「ＮＰ」	100mg5mL1瓶	6,878
局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液100 mg「トーワ」	100mg5mL1瓶	2,319
	イリノテカン塩酸塩100 mg５mL注射液	100mg5mL1瓶	1,866
	イルミア皮下注100 mgシリンジ	100mg1mL1筒	486,197
	イロクテイト静注用250	250国際単位1瓶（溶解液付）	20,452
	イロクテイト静注用500	500国際単位1瓶（溶解液付）	37,396
	イロクテイト静注用750	750国際単位1瓶（溶解液付）	60,862
	イロクテイト静注用1000	1,000国際単位1瓶（溶解液付）	72,758
	イロクテイト静注用1500	1,500国際単位1瓶（溶解液付）	106,434
	イロクテイト静注用2000	2,000国際単位1瓶（溶解液付）	140,239
	イロクテイト静注用3000	3,000国際単位1瓶（溶解液付）	208,245
	イロクテイト静注用4000	4,000国際単位1瓶（溶解液付）	286,066
	インジウムＤＴＰＡ（^{111}In）注	10MBq	5,620
局	インジゴカルミン注射液	0.4%5mL1管	245
	インスリン　アスパルトＢＳ注カート　ＮＲ「サノフィ」	300単位1筒	674
	インスリン　アスパルトＢＳ注ソロスター　ＮＲ「サノフィ」	300単位1キット	1,213
	インスリン　アスパルトＢＳ注100単位／mL　ＮＲ「サノフィ」	100単位1mLバイアル	208
	インスリン　グラルギンＢＳ注カート「リリー」	300単位1筒	646
	インスリン　グラルギンＢＳ注キット「ＦＦＰ」	300単位1キット	970
	インスリン　グラルギンＢＳ注ミリオペン「リリー」	300単位1キット	997
	インスリン　リスプロＢＳ注カート　ＨＵ「サノフィ」	300単位1筒	361
	インスリン　リスプロＢＳ注ソロスター　ＨＵ「サノフィ」	300単位1キット	774
	インスリン　リスプロＢＳ注100単位／mL　ＨＵ「サノフィ」	100単位1mLバイアル	121
	インダシン静注用１mg	1mg1瓶	6,554
	インデラル注射液２mg	0.1%2mL1管	134
	イントラリポス輸液10％	10%250mL1袋	1,719
	イントラリポス輸液20％	20%50mL1袋	975
	イントラリポス輸液20％	20%100mL1袋	1,182
	イントラリポス輸液20％	20%250mL1袋	2,136
	インフリキシマブＢＳ点滴静注用100 mg「あゆみ」	100mg1瓶	16,912
	インフリキシマブＢＳ点滴静注用100 mg「ＮＫ」	100mg1瓶	14,500
	インフリキシマブＢＳ点滴静注用100 mg「日医工」	100mg1瓶	12,662
	インフリキシマブＢＳ点滴静注用100 mg「ファイザー」	100mg1瓶	13,860
	（う）		
	ヴィアレブ配合持続皮下注	10mL1瓶	13,277
	ウィフガート点滴静注400 mg	400mg20mL1瓶	412,042
	ヴィーンＦ輸液	500mL1袋	206
	ヴィーンＤ輸液	200mL1袋	204
	ヴィーンＤ輸液	500mL1袋	278
	ヴィーン３Ｇ輸液	200mL1袋	205
	ヴィーン３Ｇ輸液	500mL1袋	274
	ウゴービ皮下注0.25 mg　Ｓ　Ｄ	0.25mg0.5mL1キット	1,764
	ウゴービ皮下注0.25 mgペン1.0ＭＤ	1mg1.5mL1キット	6,049
	ウゴービ皮下注0.5 mg　ＳＤ	0.5mg0.5mL1キット	3,009
	ウゴービ皮下注0.5 mgペン2.0ＭＤ	2mg1.5mL1キット	10,590
	ウゴービ皮下注1.0 mg　ＳＤ	1mg0.5mL1キット	5,557
	ウゴービ皮下注1.0 mgペン4.0ＭＤ	4mg3mL1キット	19,051
	ウゴービ皮下注1.7 mg　ＳＤ	1.7mg0.75mL1キット	7,429
	ウゴービ皮下注1.7 mgペン6.8ＭＤ	6.8mg3mL1キット	30,194
	ウゴービ皮下注2.4 mg　ＳＤ	2.4mg0.75mL1キット	10,096
	ウゴービ皮下注2.4 mgペン9.6ＭＤ	9.6mg3mL1キット	40,861
	ウステキヌマブＢＳ皮下注45 mgシリンジ「Ｆ」	45mg0.5mL1筒	131,440
	ウステキヌマブＢＳ皮下注45 mgシリンジ「ＣＴ」	45mg0.5mL1筒	129,689
	ウステキヌマブＢＳ皮下注45 mgシリンジ「ＹＤ」	45mg0.5mL1筒	136,554
局	ウテメリン注50 mg	1%5mL1管	463
	ウパシタ静注透析用25 μgシリンジ	25μg1mL1筒	933
	ウパシタ静注透析用50 μgシリンジ	50μg1mL1筒	1,330
	ウパシタ静注透析用100 μgシリンジ	100μg1mL1筒	1,915
	ウパシタ静注透析用150 μgシリンジ	150μg1mL1筒	2,347
	ウパシタ静注透析用200 μgシリンジ	200μg1mL1筒	2,765
	ウパシタ静注透析用250 μgシリンジ	250μg1mL1筒	3,120
	ウパシタ静注透析用300 μgシリンジ	300μg1mL1筒	3,371
	ウルトラテクネカウ	10MBq	266
	ウロナーゼ冠動注用12万単位	120,000単位1瓶	7,810
	ウロナーゼ静注用６万単位	60,000単位1瓶	9,400
	ウロミテキサン注100 mg	100mg1mL1管	274
	ウロミテキサン注400 mg	400mg4mL1管	606
	（え）		
	エアウィン皮下注用45 mg	45mg1瓶	1,082,630
	エアウィン皮下注用60 mg	60mg1瓶	1,441,677
	ＡＫ－ソリタ透析剤・ＦＬ	９Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	4,277
	ＡＫ－ソリタ透析剤・ＦＰ	９Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム付）	2,205
	ＡＫ－ソリタ透析剤・ＤＬ	９Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	4,276
	ＡＫ－ソリタ透析剤・ＤＰ	９Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム付）	1,917
	ＨＭＧ注射用75単位「Ｆ」	75単位1管（溶解液付）	1,539
	ＨＭＧ注射用150単位「Ｆ」	150単位1管（溶解液付）	1,953
	ＨＭＧ注用75単位「あすか」	75単位1瓶（溶解液付）	1,539
	ＨＭＧ注用150単位「あすか」	150単位1瓶（溶解液付）	1,953

	ＡＴＰ注10 mg「イセイ」（エーテービー）	10mg1管	63
	ＡＴＰ注20 mg「イセイ」（エーテービー）	20mg1管	63
	エイフスチラ静注用500	500国際単位1瓶（溶解液付）	42,005
	エイフスチラ静注用1000	1,000国際単位1瓶（溶解液付）	77,896
	エイフスチラ静注用1500	1,500国際単位1瓶（溶解液付）	106,526
	エイフスチラ静注用2000	2,000国際単位1瓶（溶解液付）	144,516
	エイフスチラ静注用2500	2,500国際単位1瓶（溶解液付）	176,238
	エイフスチラ静注用3000	3,000国際単位1瓶（溶解液付）	207,305
	エヴキーザ点滴静注液345 mg	345mg2.3mL1瓶	1,409,928
㊎	エクサシン注射液200	200mg2mL1管	670
㊎	エクサシン注射液400	400mg2mL1管	1,317
	エクストラニール腹膜透析液	1.5Ｌ1袋	998
	エクストラニール腹膜透析液	1.5Ｌ1袋（排液用バッグ付）	2,027
	エクストラニール腹膜透析液	2Ｌ1袋	750
	エクストラニール腹膜透析液	2Ｌ1袋（排液用バッグ付）	1,355
	エジャイモ点滴静注1.1 ｇ	1.1ｇ22mL1瓶	244,074
㊎	エストラジオール安息香酸エステル水性懸濁注射液	0.2mg1管	102
㊎	エストラジオール安息香酸エステル水性懸濁注射液	1mg1管	169
㊎	エストリオール水性懸濁注射液	10mg1mL1管	160
	エスポー注射液750	750国際単位0.5mL1管	343
	エスポー皮下用24000シリンジ	24,000国際単位0.5mL1筒	10,898
	エスラックス静注25 mg／2.5 mL	25mg2.5mL1瓶	353
	エスラックス静注50 mg／5.0 mL	50mg5mL1瓶	488
	エスロンＢ注	500mL1瓶	227
	エスロンＢ注	200mL1袋	221
	エスロンＢ注	500mL1袋	329
	エタネルセプトＢＳ皮下注用10 mg「ＭＡ」	10mg1瓶	4,335
	エタネルセプトＢＳ皮下注用25 mg「ＭＡ」	25mg1瓶	5,331
	エタネルセプトＢＳ皮下注10 mgシリンジ1.0 mL「ＴＹ」	10mg1mL1筒	2,256
	エタネルセプトＢＳ皮下注10 mgシリンジ1.0 mL「ＭＡ」	10mg1mL1筒	2,926
	エタネルセプトＢＳ皮下注25 mgシリンジ0.5 mL「ＭＡ」	25mg0.5mL1筒	6,125
	エタネルセプトＢＳ皮下注25 mgシリンジ0.5 mL「ＴＹ」	25mg0.5mL1筒	5,744
	エタネルセプトＢＳ皮下注25 mgシリンジ0.5 mL「日医工」	25mg0.5mL1筒	5,744
	エタネルセプトＢＳ皮下注25 mgペン0.5 mL「ＭＡ」	25mg0.5mL1キット	5,532
	エタネルセプトＢＳ皮下注50 mgシリンジ1.0 mL「ＭＡ」	50mg1mL1筒	11,595
	エタネルセプトＢＳ皮下注50 mgシリンジ1.0 mL「ＴＹ」	50mg1mL1筒	11,768
	エタネルセプトＢＳ皮下注50 mgシリンジ1.0 mL「日医工」	50mg1mL1筒	10,710
	エタネルセプトＢＳ皮下注50 mgペン1.0 mL「ＭＡ」	50mg1mL1キット	10,463
	エタネルセプトＢＳ皮下注50 mgペン1.0 mL「ＴＹ」	50mg1mL1キット	9,924
	エタネルセプトＢＳ皮下注50 mgペン1.0 mL「日医工」	50mg1mL1キット	9,924
㊎	エダラボン点滴静注液30 mg「ＮＳ」	30mg20mL1管	580
㊎	エダラボン点滴静注液30 mg「ケミファ」	30mg20mL1管	1,350
㊎	エダラボン点滴静注液30 mg「日医工」	30mg20mL1管	1,227
㊎	エダラボン点滴静注液30 mgバッグ「ＮＰ」	30mg100mL1キット	1,143
㊎	エダラボン点滴静注バッグ30 mg「ＮＳ」	30mg100mL1キット	1,468
㊎	エダラボン点滴静注30 mg「ＮＰ」	30mg20mL1管	828
㊎	エダラボン点滴静注30 mg「タカタ」	30mg20mL1管	832
㊎	エダラボン点滴静注30 mg「トーワ」	30mg20mL1瓶	806
㊎	エダラボン点滴静注30 mgバッグ「アイロム」	30mg100mL1キット	1,454
㊎	エダラボン点滴静注30 mgバッグ「タカタ」	30mg100mL1キット	1,463
	エトキシスクレロール１％注射液	1％30mL1瓶	14,814
	エトポシド点滴静注液100 mg「ＳＮ」	100mg5mL1瓶	2,309
	エトポシド点滴静注液100 mg「サンド」	100mg5mL1瓶	1,301
	エトポシド点滴静注100 mg「ＮＩＧ」	100mg5mL1瓶	2,294
㊎	エナルモンデポー筋注125 mg	125mg1mL1管	712
㊎	エナルモンデポー筋注250 mg	250mg1mL1管	1,295
	エヌジェンラ皮下注24 mgペン	24mg1.2mL1キット	42,875
	エヌジェンラ皮下注60 mgペン	60mg1.2mL1キット	106,838
	エネフリード輸液	550mL1キット	1,021
	エネフリード輸液	1,100mL1キット	1,445
	エピペン注射液0.15 mg	0.15mg1筒	9,672
㊎	エピペン注射液0.3 mg	0.3mg1筒	10,197
	エビリファイ持続性水懸筋注用300 mg	300mg1瓶（懸濁用液付）	33,580
	エビリファイ持続性水懸筋注用300 mgシリンジ	300mg1キット	34,008
	エビリファイ持続性水懸筋注用400 mg	400mg1瓶（懸濁用液付）	41,967
	エビリファイ持続性水懸筋注用400 mgシリンジ	400mg1キット	40,812
	エピルビシン塩酸塩注射液10 mg／5 mL「ＮＫ」	10mg5mL1瓶	2,243
	エピルビシン塩酸塩注射液50 mg／25 mL「ＮＫ」	50mg25mL1瓶	6,741
	エピルビシン塩酸塩注射用10 mg「ＮＫ」	10mg1瓶	1,375
	エピルビシン塩酸塩注射用50 mg「ＮＫ」	50mg1瓶	6,528
㊎	エフェドリン塩酸塩注射液	4％1mL1管	104
	エプキンリ皮下注4 mg	4mg0.8mL1瓶	133,968
	エプキンリ皮下注48 mg	48mg0.8mL1瓶	1,551,853
	エポエチンアルファＢＳ注750「ＪＣＲ」	750国際単位0.5mL1瓶	761
	エポエチンアルファＢＳ注750シリンジ「ＪＣＲ」	750国際単位0.5mL1筒	485
	エポエチンアルファＢＳ注1500シリンジ「ＪＣＲ」	1,500国際単位1mL1筒	485
	エポエチンアルファＢＳ注3000シリンジ「ＪＣＲ」	3,000国際単位2mL1筒	845
	エポジン注シリンジ750	750国際単位0.5mL1筒	288
	エポジン注シリンジ1500	1,500国際単位0.5mL1筒	455
	エポジン注シリンジ3000	3,000国際単位0.5mL1筒	817
	エポジン皮下注シリンジ24000	24,000国際単位0.5mL1筒	12,031
	エホチール注10 mg	1％1mL1管	63

	エポプロステノール静注用0.5 mg「ヤンセン」	0.5mg1瓶	3,566
	エポプロステノール静注用1.5 mg「ヤンセン」	1.5mg1瓶	6,340
	エボルトラ点滴静注 20 mg	20mg20mL1瓶	146,926
	エムガルティ皮下注 120 mgオートインジェクター	120mg1mL1キット	42,400
	エムガルティ皮下注 120 mgシリンジ	120mg1mL1筒	42,284
	エムパベリ皮下注 1080 mg	1,080mg20mL1瓶	488,121
	エムプリシティ点滴静注用300 mg	300mg1瓶	162,608
	エムプリシティ点滴静注用400 mg	400mg1瓶	212,305
	エラプレース点滴静注液 6 mg	6mg3mL1瓶	277,520
	エリスロシン点滴静注用500 mg	500mg1瓶	1,369
	エリブリンメシル酸塩静注液1 mg「日医工」	1mg2mL1瓶	23,399
	エリブリンメシル酸塩静注液1 mg「ニプロ」	1mg2mL1瓶	22,997
	エリル点滴静注液 30 mg	30.8mg2mL1管	1,693
	Ｌ－アスパラギン酸カリウム17.12 % 10 mL注射液	17.12%10mL1管	63
	ＬＨ－ＲＨ注 0.1 mg「ニプロ」	0.1mg1管	3,283
	エルカトニン筋注 10 単位「ＴＢＰ」	10エルカトニン単位1mL1管	63
	エルカトニン筋注 20 単位「ＴＢＰ」	20エルカトニン単位1mL1管	89
	エルカトニン注 40 単位「ＴＢＰ」	40エルカトニン単位1mL1管	229
	エルカルチンＦＦ静注1000 mgシリンジ	1,000mg5mL1筒	772
局	エルゴメトリンマレイン酸塩注射液	0.02%1mL1管	94
	エルシトニン注 10 単位	10エルカトニン単位1mL1管	95
	エルシトニン注 20 Ｓ	20エルカトニン単位1mL1管	134
	エルシトニン注 20 Ｓディスポ	20エルカトニン単位1mL1筒	659
	エルシトニン注 40 単位	40エルカトニン単位1mL1管	344
	エルネオパＮＦ１号輸液	1,000mL1キット	1,238
	エルネオパＮＦ１号輸液	1,500mL1キット	1,806
	エルネオパＮＦ１号輸液	2,000mL1キット	2,153
	エルネオパＮＦ２号輸液	1,000mL1キット	1,327
	エルネオパＮＦ２号輸液	1,500mL1キット	1,941
	エルネオパＮＦ２号輸液	2,000mL1キット	2,347
局	エルプラット点滴静注液50 mg	50mg10mL1瓶	8,074
局	エルプラット点滴静注液100 mg	100mg20mL1瓶	16,840
局	エルプラット点滴静注液200 mg	200mg40mL1瓶	21,535
	エルレフィオ皮下注 44 mg	44mg1.1mL1瓶	558,501
	エルレフィオ皮下注 76 mg	76mg1.9mL1瓶	957,222
	エレジェクト注シリンジ	2mL1筒	251
	エレビジス点滴静注	1患者当たり	304,972,042
	エレメンミック注	2mL1管	94
局※	塩化インジウム（^{111}In）注（日本メジフィジックス）	1患者当たり	30,041
	塩化 Na 補正液 1 mEq／mL	1モル20mL1管	75
	塩化 Na 補正液 2.5 mEq／mL	2.5モル20mL1管	117
局	塩化カルシウム注射液	0.5モル20mL1管	127
局	塩化カルシウム注射液	2%20mL1管	126
局	塩化タリウム（^{201}Tl）注射液	10MBq	4,526
局	塩化ナトリウム注 10 %「ＨＫ」	10%20mL1管	104
局	塩化ナトリウム注 10 %「日新」	10%20mL1管	104
局	塩化ナトリウム注 10 %「フソー」	10%20mL1管	104
	塩化マンガン・硫酸亜鉛配合２mL注射液	2mL1管	63
局※	塩酸バンコマイシン点滴静注用 0.5 g（ＯＫ）	0.5ｇ1瓶	704
	塩酸メトクロプラミド 0.5 %２mL注射液	0.5%2mL1管	63
	エンスプリング皮下注 120 mgシリンジ	120mg1mL1筒	1,150,216
	エンタイビオ点滴静注用300 mg	300mg1瓶	279,573
	エンタイビオ皮下注 108 mgシリンジ	108mg0.68mL1筒	69,888
	エンタイビオ皮下注 108 mgペン	108mg0.68mL1キット	69,888
	エンハーツ点滴静注用 100 mg	100mg1瓶	192,652
	エンブレル皮下注用 10 mg	10mg1瓶	4,485
	エンブレル皮下注用 25 mg	25mg1瓶	12,337
	エンブレル皮下注 25 mgクリックワイズ用 0.5 mL	25mg0.5mL1カセット	8,880
	エンブレル皮下注 25 mgシリンジ 0.5 mL	25mg0.5mL1筒	8,396
	エンブレル皮下注 25 mgペン 0.5 mL	25mg0.5mL1キット	7,592
	エンブレル皮下注 50 mgクリックワイズ用 1.0 mL	50mg1mL1カセット	16,429
	エンブレル皮下注 50 mgシリンジ 1.0 mL	50mg1mL1筒	17,524
	エンブレル皮下注 50 mgペン 1.0 mL	50mg1mL1キット	14,591

（お）

局	大塚蒸留水	20mL1管	104
局	大塚蒸留水	500mL1瓶	216
局	大塚蒸留水	１Ｌ1瓶	220
局	大塚食塩注 10 %	10%20mL1管	104
局	大塚生食注	20mL1管	104
局	大塚生食注	50mL1瓶	152
局	大塚生食注	100mL1瓶	147
局	大塚生食注	１Ｌ1瓶	356
局	大塚生食注	250mL1袋	246
局	大塚生食注	500mL1袋	236
局	大塚生食注	１Ｌ1袋	356
局	大塚生食注ＴＮ	50mL1キット	213
局	大塚生食注ＴＮ	100mL1キット	212
局	大塚生食注２ポート 50 mL	50mL1キット	213
局	大塚生食注２ポート 100 mL	100mL1キット	212
局	大塚糖液５ %	5%20mL1管	104
局	大塚糖液５ %	5%250mL1袋	284
局	大塚糖液５ %	5%500mL1袋	332
局	大塚糖液５％ＴＮ	5%50mL1キット	223
局	大塚糖液５％ＴＮ	5%100mL1キット	235
局	大塚糖液５％２ポート 50 mL	5%50mL1キット	224
局	大塚糖液５％２ポート 100 mL	5%100mL1キット	236
局	大塚糖液 10 %	10%500mL1袋	240
局	大塚糖液 20 %	20%20mL1管	104
局	大塚糖液 40 %	40%20mL1管	121
局	大塚糖液 50 %	50%20mL1管	104
局	大塚糖液 50 %	50%200mL1袋	356
局	大塚糖液 50 %	50%500mL1袋	431
局	オキサリプラチン点滴静注液50 mg「ＤＳＥＰ」	50mg10mL1瓶	4,821
局	オキサリプラチン点滴静注液50 mg「ニプロ」	50mg10mL1瓶	8,074

	オキサリプラチン点滴静注液50 mg／10 mL「ホスピーラ」	50mg10mL1瓶	2,291
局	オキサリプラチン点滴静注液100 mg「ＤＳＥＰ」	100mg20mL1瓶	17,768
	オキサリプラチン点滴静注液100 mg／20 mL「ホスピーラ」	100mg20mL1瓶	4,720
局	オキサリプラチン点滴静注液200 mg「ＮＩＧ」	200mg40mL1瓶	9,168
局	オキサリプラチン点滴静注液200 mg「ＮＫ」	200mg40mL1瓶	8,559
局	オキサリプラチン点滴静注液200 mg「ＤＳＥＰ」	200mg40mL1瓶	16,680
局	オキサリプラチン点滴静注液200 mg「ニプロ」	200mg40mL1瓶	7,669
	オキサリプラチン点滴静注液200 mg／40 mL「ホスピーラ」	200mg40mL1瓶	7,669
局	オキサリプラチン点滴静注50 mg「トーワ」	50mg10mL1瓶	4,510
局	オキサリプラチン点滴静注100 mg「トーワ」	100mg20mL1瓶	7,774
局	オキサリプラチン点滴静注200 mg「トーワ」	200mg40mL1瓶	13,705
	オキサリプラチン 50 mg 10 mL注射液	50mg10mL1瓶	2,291
	オキサリプラチン 100 mg 20 mL注射液	100mg20mL1瓶	4,720
	オキサロール注 2.5 μg	2.5μg1mL1管	422
	オキサロール注 5 μg	5μg1mL1管	551
	オキサロール注 10 μg	10μg1mL1管	800
麻	オキシコドン注射液 10 mg「第一三共」	1%1mL1管	137
麻	オキシコドン注射液 50 mg「第一三共」	1%5mL1管	638
局	オキシトシン注射液	1単位1管	130
局	オキシトシン注射液	5単位1管	114
麻	オキファスト注 10 mg	1%1mL1管	271
麻	オキファスト注 50 mg	1%5mL1管	1,340
	オクトレオスキャン静注用セット	1セット	117,602
	オクトレオチド酢酸塩皮下注50 μg「サンド」	50μg1mL1管	369
	オクトレオチド酢酸塩皮下注100 μg「サンド」	100μg1mL1管	633
	オクトレオチド皮下注 50 μg「あすか」	50μg1mL1管	428
	オクトレオチド皮下注 100 μg「あすか」	100μg1mL1管	663
局	オザグレル Na 静注液 20 mg「日医工」	20mg2mL1管	312
局	オザグレル Na 静注液 40 mg「日医工」	40mg4mL1管	338
局	オザグレル Na 静注液 80 mg「日医工」	80mg8mL1管	636
局	オザグレル Na 注射液 20 mgシリンジ「サワイ」	20mg1mL1筒	515
局	オザグレル Na 注射液 40 mgシリンジ「サワイ」	40mg2mL1筒	953
局	オザグレル Na 注射液 80 mgシリンジ「サワイ」	80mg4mL1筒	1,494
局	オザグレル Na 注射用 20 mg「ＳＷ」	20mg1瓶	176
局	オザグレル Na 注射用 40 mg「ＳＷ」	40mg1瓶	346
局	オザグレル Na 注 80 mgシリンジ「ＩＰ」	80mg4mL1筒	911
局	オザグレル Na 注 80 mgシリンジ「トーワ」	80mg4mL1筒	572
局	オザグレル Na 点滴静注液20 mg「ケミファ」	20mg1mL1管	182
局	オザグレル Na 点滴静注液20 mg「トーワ」	20mg1mL1管	320
局	オザグレル Na 点滴静注液40 mg「ケミファ」	40mg2mL1管	530
局	オザグレル Na 点滴静注液40 mg「トーワ」	40mg2mL1管	355
局	オザグレル Na 点滴静注液80 mg「ケミファ」	80mg4mL1管	635
局	オザグレル Na 点滴静注液80 mg「トーワ」	80mg4mL1管	641
局	オザグレル Na 点滴静注20 mg「ＩＰ」	20mg1mL1管	175
局	オザグレル Na 点滴静注20 mgシリンジ「ＮＩＧ」	20mg0.5mL1筒	515
局	オザグレル Na 点滴静注20 mg「タカタ」	20mg1mL1瓶	320
局	オザグレル Na 点滴静注40 mg「ＩＰ」	40mg2mL1管	349
局	オザグレル Na 点滴静注40 mgシリンジ「ＮＩＧ」	40mg1mL1筒	744
局	オザグレル Na 点滴静注40 mg「タカタ」	40mg2mL1瓶	529
局	オザグレル Na 点滴静注80 mg「ＩＰ」	80mg4mL1管	607
局	オザグレル Na 点滴静注80 mgシリンジ「ＮＩＧ」	80mg2mL1筒	1,494
局	オザグレル Na 点滴静注80 mg「タカタ」	80mg4mL1瓶	647
局	オザグレル Na 点滴静注80 mgバッグ「タカタ」	80mg200mL1袋	858
局	オザグレル Na 点滴静注80 mgバッグ「テルモ」	80mg200mL1袋	881
局	オザグレル Na 点滴静注80 mg／100 mLバッグ「ＩＰ」	80mg100mL1袋	863
	オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5 mg	1.5mg0.75mL1筒	16,005
	オゼンピック皮下注 2 mg	2mg1.5mL1キット	11,151
	オーツカＭＶ注	1瓶1管1組	572
	オニバイド点滴静注 43 mg	43mg10mL1瓶	114,410
	オノアクト点滴静注用 50 mg	50mg1瓶	3,539
	オノアクト点滴静注用 150 mg	150mg1瓶	9,057
	オビザー静注用 500	500単位1瓶（溶解液付）	268,509
	オビドレル皮下注シリンジ250 μg	250μg0.5mL1筒	2,890
	オフサグリーン静注用 25 mg	25mg1瓶（溶解液付）	1,988
	オプジーボ点滴静注 20 mg	20mg2mL1瓶	27,130
	オプジーボ点滴静注 100 mg	100mg10mL1瓶	131,811
	オプジーボ点滴静注 120 mg	120mg12mL1瓶	157,660
	オプジーボ点滴静注 240 mg	240mg24mL1瓶	311,444
	オプチレイ 240 注シリンジ100 mL	50.9%100mL1筒	6,228
	オプチレイ 320 注シリンジ75 mL	67.8%75mL1筒	4,696
	オプチレイ 320 注シリンジ100 mL	67.8%100mL1筒	4,817
	オプチレイ 320 注 20 mL	67.8%20mL1瓶	3,995
	オプチレイ 320 注 50 mL	67.8%50mL1瓶	7,964
	オプチレイ 320 注 100 mL	67.8%100mL1瓶	5,059
	オプチレイ 350 注シリンジ100 mL	74.1%100mL1筒	6,398
	オプチレイ 350 注シリンジ135 mL	74.1%135mL1筒	9,393
	オプチレイ 350 注 20 mL	74.1%20mL1瓶	3,567
	オプチレイ 350 注 50 mL	74.1%50mL1瓶	4,470
	オプチレイ 350 注 100 mL	74.1%100mL1瓶	5,520
局	オムニパーク 240 注シリンジ100 mL	51.77%100mL1筒	3,883
局	オムニパーク 240 注 10 mL	51.77%10mL1瓶	640
局	オムニパーク 300 注シリンジ50 mL	64.71%50mL1筒	3,001
局	オムニパーク 300 注シリンジ80 mL	64.71%80mL1筒	3,982
局	オムニパーク 300 注シリンジ100 mL	64.71%100mL1筒	3,688
局	オムニパーク 300 注シリンジ110 mL	64.71%110mL1筒	4,997

局	オムニパーク300注シリンジ125mL	64.71％125mL1筒	5,458
局	オムニパーク300注シリンジ150mL	64.71％150mL1筒	6,264
局	オムニパーク300注10mL	64.71％10mL1瓶	847
局	オムニパーク300注20mL	64.71％20mL1瓶	1,401
局	オムニパーク300注50mL	64.71％50mL1瓶	3,809
局	オムニパーク300注100mL	64.71％100mL1瓶	3,186
局	オムニパーク350注シリンジ45mL	75.49％45mL1筒	2,397
局	オムニパーク350注シリンジ70mL	75.49％70mL1筒	3,805
局	オムニパーク350注シリンジ100mL	75.49％100mL1筒	3,843
局	オムニパーク350注20mL	75.49％20mL1瓶	810
局	オムニパーク350注50mL	75.49％50mL1瓶	1,749
局	オムニパーク350注100mL	75.49％100mL1瓶	2,735
	オメガシン点滴用0.3ｇ	300mg1瓶	1,353
	オメガシン点滴用0.3ｇバッグ	300mg1キット（生理食塩液100mL付）	1,605
	オメプラゾール注射用20mg「日医工」	20mg1瓶	339
	オメプラゾール注用20mg「ＮＰ」	20mg1瓶	299
	オメプラゾールナトリウム20mg注射用	20mg1瓶	284
	オルガドロン注射液1.9mg	1.9mg0.5mL1管	129
	オルガドロン注射液3.8mg	3.8mg1mL1管	169
	オルガドロン注射液19mg	19mg5mL1瓶	793
	オルダミン注射用１ｇ	10％10ｇ1瓶	14,522
	オルツビーオ静注用250	250国際単位1瓶（溶解液付）	49,543
	オルツビーオ静注用500	500国際単位1瓶（溶解液付）	99,085
	オルツビーオ静注用1000	1,000国際単位1瓶（溶解液付）	198,171
	オルツビーオ静注用2000	2,000国際単位1瓶（溶解液付）	396,341
	オルツビーオ静注用3000	3,000国際単位1瓶（溶解液付）	594,512
	オルツビーオ静注用4000	4,000国際単位1瓶（溶解液付）	792,683
	オルドレブ点滴静注用150mg	150mg1瓶	8,414
	オルプロリクス静注用250	250国際単位1瓶（溶解液付）	50,288
	オルプロリクス静注用500	500国際単位1瓶（溶解液付）	103,583
	オルプロリクス静注用1000	1,000国際単位1瓶（溶解液付）	212,839
	オルプロリクス静注用2000	2,000国際単位1瓶（溶解液付）	403,503
	オルプロリクス静注用3000	3,000国際単位1瓶（溶解液付）	627,346
	オルプロリクス静注用4000	4,000国際単位1瓶（溶解液付）	778,393
	オレンシア点滴静注用250mg	250mg1瓶	32,840
	オレンシア皮下注125mgオートインジェクター1mL	125mg1mL1キット	19,068
	オレンシア皮下注125mgシリンジ1mL	125mg1mL1筒	22,113
	オンキャスパー点滴静注用3750	3,750国際単位1瓶	230,637
	オンコビン注射用1mg	1mg1瓶	1,806
	オンダンセトロン注射液4mg「サンド」	4mg2mL1管	1,276
	オンダンセトロン注4mgシリンジ「マルイシ」	4mg2mL1筒	2,981
	オンデキサ静注用200mg	200mg1瓶	338,671
	オンボー点滴静注300mg	300mg15mL1瓶	187,532
	オンボー皮下注100mgオートインジェクター	100mg1mL1キット	123,561
	オンボー皮下注100mgシリンジ	100mg1mL1筒	122,509
	オンボー皮下注200mgオートインジェクター	200mg2mL1キット	241,157
	オンボー皮下注200mgシリンジ	200mg2mL1筒	239,795
	（か）		
	解凍赤血球液－ＬＲ「日赤」	血液200mLに由来する赤血球1袋	15,965
	解凍赤血球液－ＬＲ「日赤」	血液400mLに由来する赤血球1袋	31,930
	カイトリル注1mg	1mg1mL1管	521
	カイトリル注3mg	3mg3mL1管	1,250
	カイトリル点滴静注バッグ3mg／100mL	3mg100mL1袋	1,259
	カイプロリス点滴静注用10mg	10mg1瓶	24,426
	カイプロリス点滴静注用40mg	40mg1瓶	84,315
	ガザイバ点滴静注1000mg	1,000mg40mL1瓶	458,799
	カシワドール静注	20mL1管	78
局	ガスター注射液10mg	10mg1mL1管	143
局	ガスター注射液20mg	20mg2mL1管	140
局	カタクロット注射液40mg	40mg5mL1管	644
	カーディオライト　第一	1回分	30,307
	カーディオライト注射液　第一	259MBq1筒	18,163
	カーディオライト注射液　第一	370MBq1筒	25,802
	カーディオライト注射液　第一	600MBq1筒	49,585
	カーディオライト注射液　第一	740MBq1筒	51,043
局	過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液	10MBq	376
局	果糖注射液	20％20mL1管	104
局	果糖注射液	5％500mL1瓶	149
局	果糖注射液	5％1Ｌ1瓶	332
局	果糖注射液	5％200mL1袋	121
局	果糖注射液	5％500mL1袋	149
	カドサイラ点滴静注用100mg	100mg1瓶	235,820
	カドサイラ点滴静注用160mg	160mg1瓶	375,077
	ガドテリドール静注シリンジ13mL「ＨＫ」	13mL1筒	2,944
	ガドテリドール静注シリンジ17mL「ＨＫ」	17mL1筒	3,813
	ガドテル酸メグルミン静注38％シリンジ10mL「ＧＥ」	37.695％10mL1筒	1,969
	ガドテル酸メグルミン静注38％シリンジ11mL「ＧＥ」	37.695％11mL1筒	2,230
	ガドテル酸メグルミン静注38％シリンジ13mL「ＧＥ」	37.695％13mL1筒	2,407
	ガドテル酸メグルミン静注38％シリンジ15mL「ＧＥ」	37.695％15mL1筒	2,707
	ガドテル酸メグルミン静注38％シリンジ20mL「ＧＥ」	37.695％20mL1筒	3,280
	ガドビスト静注1.0ｍｏｌ／Ｌシリンジ5mL	60.47％5mL1筒	4,108
	ガドビスト静注1.0ｍｏｌ／Ｌシリンジ7.5mL	60.47％7.5mL1筒	5,915
	ガドビスト静注1.0ｍｏｌ／Ｌシリンジ10mL	60.47％10mL1筒	7,795
	ガドビスト静注1.0ｍｏｌ／Ｌ　2mL	60.47％2mL1瓶	1,884
	カナマイシン硫酸塩注射液１ｇ「明治」	１ｇ1管	338
	ガニレスト皮下注0.25mgシリンジ	0.25mg0.5mL1筒	8,904
	カヌマ点滴静注液20mg	20mg10mL1瓶	1,301,517
	カブリビ注射用10mg	10mg1瓶（溶解液付）	515,532
	ガベキサートメシル酸塩注射用100mg「タカタ」	100mg1瓶	179

ガベキサートメシル酸塩注射用500 mg「タカタ」	500mg1瓶	486
ガベキサートメシル酸塩100 mg注射用	100mg1瓶	179
ガベキサートメシル酸塩500 mg注射用	500mg1瓶	483
カーボスター透析剤・M	10Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム付）	1,784
カーボスター透析剤・L	6Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	2,597
カーボスター透析剤・L	9Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	3,479
カーボスター透析剤・P	2袋1組	1,908
カーボスター透析剤・P	2瓶1組	1,908
カーボスター透析剤2号・L	6Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	2,436
カーボスター透析剤2号・L	9Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	3,375
カーボスター透析剤2号・P	2袋1組	1,908
カーボスター透析剤2号・P	2瓶1組	1,908
ガリアファーム溶出用0.1ｍｏｌ／Ｌ塩酸溶液	1mL	152
ガリアファーム^{68}ＦＧｅ／^{68}ＦＧａジェネレータ	1患者当たり	315,161
カルシトリオール静注液0.5μg「Ｆ」	0.5μg1mL1管	227
カルシトリオール静注液1μg「Ｆ」	1μg1mL1管	339
カルセド注射用20 mg	20mg1瓶	4,409
カルセド注射用50 mg	50mg1瓶	10,265
カルチコール注射液8.5％5 mL	8.5%5mL1管	109
カルチコール注射液8.5％10 mL	8.5%10mL1管	125
カルディオダイン注	10MBq	3,180
カルバゾクロムスルホン酸Na静注25 mg「フソー」	0.5%5mL1管	89
カルバゾクロムスルホン酸Na静注50 mg「フソー」	0.5%10mL1管	89
カルバゾクロムスルホン酸Na静注100 mg「フソー」	0.5%20mL1管	132
カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム静注液25 mg「日医工」	0.5%5mL1管	89
カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム静注液50 mg「日医工」	0.5%10mL1管	89
カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム静注液100 mg「日医工」	0.5%20mL1管	132
カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム0.5％20 mL注射液	0.5%20mL1管	63
(局) カルベニン点滴用0.25ｇ	250mg1瓶	635
(局) カルベニン点滴用0.5ｇ	500mg1瓶	810
(局) カルボプラチン注射液50 mg「ＮＫ」	50mg5mL1瓶	1,347
(局) カルボプラチン注射液50 mg「日医工」	50mg5mL1瓶	1,397
(局) カルボプラチン注射液150 mg「ＮＫ」	150mg15mL1瓶	3,058
(局) カルボプラチン注射液150 mg「日医工」	150mg15mL1瓶	3,363
(局) カルボプラチン注射液450 mg「ＮＫ」	450mg45mL1瓶	7,294
(局) カルボプラチン注射液450 mg「日医工」	450mg45mL1瓶	4,877
(局) カルボプラチン点滴静注液50 mg「ＳＷ」	50mg5mL1瓶	1,359
(局) カルボプラチン点滴静注液50 mg「ＮＫ」	50mg5mL1瓶	1,347
(局) カルボプラチン点滴静注液50 mg「サンド」	50mg5mL1瓶	1,401
(局) カルボプラチン点滴静注液150 mg「ＳＷ」	150mg15mL1瓶	3,102
(局) カルボプラチン点滴静注液150 mg「ＮＫ」	150mg15mL1瓶	3,058
(局) カルボプラチン点滴静注液150 mg「サンド」	150mg15mL1瓶	2,183
(局) カルボプラチン点滴静注液450 mg「ＳＷ」	450mg45mL1瓶	7,325
(局) カルボプラチン点滴静注液450 mg「ＮＫ」	450mg45mL1瓶	7,294
(局) カルボプラチン点滴静注液450 mg「サンド」	450mg45mL1瓶	4,966
カンサイダス点滴静注用50 mg	50mg1瓶	15,224
カンサイダス点滴静注用70 mg	70mg1瓶	23,386
ガンシクロビル点滴静注用500 mg「ＶＴＲＳ」	500mg1瓶	3,744
乾燥ＨＢグロブリン筋注用200単位「ニチヤク」	200単位1mL1瓶（溶解液付）	11,512
乾燥ＨＢグロブリン筋注用1000単位「ニチヤク」	1,000単位5mL1瓶（溶解液付）	36,939
乾燥ガスえそウマ抗毒素	各5,000単位入1瓶（溶解液付）	906,362
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	200単位1mL1瓶（溶解液付）	8,838
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	1,000単位5mL1瓶（溶解液付）	36,843
乾燥抗Ｄ（Rho）人免疫グロブリン	1,000倍1瓶（溶解液付）	20,155
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	250国際単位1瓶	9,395
(局) 乾燥ジフテリアウマ抗毒素	5,000単位1瓶（溶解液付）	170,030
(局) 乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	1瓶（溶解液付）	11,478
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位1瓶（溶解液付）	21,098
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	1,500単位1瓶（溶解液付）	54,896
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子	250単位1瓶（溶解液付）	34,938
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子	500単位1瓶（溶解液付）	34,938
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子	750単位1瓶（溶解液付）	49,478
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子	1,000単位1瓶（溶解液付）	65,228
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子	2,000単位1瓶（溶解液付）	120,669
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子	3,000単位1瓶（溶解液付）	172,932
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	400単位1瓶（溶解液付）	23,065
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	800単位1瓶（溶解液付）	29,949
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1,000単位1瓶（溶解液付）	46,213
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1,600単位1瓶（溶解液付）	54,881
(局) 乾燥破傷風ウマ抗毒素	12,000単位1瓶（溶解液付）	13,607
(局) 乾燥はぶウマ抗毒素	各6,000単位入1瓶（溶解液付）	243,878
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体	200国際単位1瓶（溶解液付）	18,144
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体	400国際単位1瓶（溶解液付）	30,169
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体	500国際単位1瓶（溶解液付）	32,411
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体	1,000国際単位1瓶（溶解液付）	54,926
乾燥人フィブリノゲン	1ｇ1瓶（溶解液付）	94,077

局	乾燥ボツリヌスウマ抗毒素	（A．B．E型各1万単位F型4千単位）1瓶（溶解液付）	2,203,092
局	乾燥ボツリヌスウマ抗毒素	E型10,000単位1瓶（溶解液付）	276,405
局	乾燥まむしウマ抗毒素	各6,000単位入1瓶（溶解液付）	108,252
局	乾燥まむしウマ抗毒素注射用6000単位「ＫＭＢ」	各6,000単位入1瓶（溶解液付）	131,734
	ガンマガード静注用５ｇ	５ｇ96mL1瓶（溶解液付）	24,080
	カンレノ酸カリウム静注用100 mg「サワイ」	100mg1瓶	117
	カンレノ酸カリウム静注用200 mg「サワイ」	200mg1瓶	183
	（き）		
	キイトルーダ点滴静注100 mg	100mg4mL1瓶	199,462
局	キシリトール注射液	10％20mL1管	104
局	キシリトール注射液	20％20mL1管	104
局	キシリトール注射液	5％300mL1瓶	228
局	キシリトール注射液	5％500mL1瓶	296
局	キシリトール注射液	5％200mL1袋	226
局	キシリトール注射液	5％300mL1袋	228
局	キシリトール注射液	5％500mL1袋	228
局	キシリトール注「ヒカリ」５％	5％500mL1瓶	319
局	キシリトール注５％「フソー」	5％500mL1袋	296
局	キシリトール注20％「ＮＰ」	20％20mL1管	111
局	キシリトール注20％「フソー」	20％20mL1管	104
	キシロカイン注射液「0.5％」エピレナミン（1：100,000）含有	0.5％10mLバイアル	118
局	キシロカイン注射液１％	1％10mLバイアル	110
	キシロカイン注射液「１％」エピレナミン（1：100,000）含有	1％10mLバイアル	119
局	キシロカイン注射液２％	2％10mLバイアル	156
	キシロカイン注射液「２％」エピレナミン（1：80,000）含有	2％10mLバイアル	153
局	キシロカイン注シリンジ0.5％	0.5％10mL1筒	210
局	キシロカイン注シリンジ１％	1％10mL1筒	198
	キシロカイン注ポリアンプ0.5％	0.5％5mL1管	63
	キシロカイン注ポリアンプ0.5％	0.5％10mL1管	91
	キシロカイン注ポリアンプ１％	1％5mL1管	63
	キシロカイン注ポリアンプ１％	1％10mL1管	84
	キシロカイン注ポリアンプ２％	2％5mL1管	77
	キシロカイン注ポリアンプ２％	2％10mL1管	117
	キドニーシンチTc－99m注	10MBq	672
	キドパレン輸液	1,050mL1キット	2,265
	キドミン輸液	200mL1袋	420
	キドミン輸液	300mL1袋	603
	ギブラーリ皮下注189 mg	189mg1mL1瓶	5,001,219
	キムリア点滴静注	1患者当たり	32,647,761
	ギャバロン髄注0.005％	0.005％1mL1管	1,159
	ギャバロン髄注0.05％	0.05％20mL1管	23,045
	ギャバロン髄注0.2％	0.2％5mL1管	23,012
	キュビシン静注用350 mg	350mg1瓶	8,154
	キューピトル20％皮下注２ｇ／10 mL	２ｇ10mL1瓶	28,137
	キューピトル20％皮下注４ｇ／20 mL	４ｇ20mL1瓶	55,543
	キューピトル20％皮下注８ｇ／40 mL	８ｇ40mL1瓶	109,638
	強力ネオミノファーゲンシー静注シリンジ20 mL	20mL1筒	191
	強力ネオミノファーゲンシー静注シリンジ40 mL	40mL1筒	321
	強力ネオミノファーゲンシー静注20 mL	20mL1管	122
	強力ネオミノファーゲンシーＰ静注20 mL	20mL1管	122
	キロサイドＮ注１ｇ	１ｇ1瓶	3,622
	キロサイドＮ注400 mg	400mg1管	2,001
	キロサイド注20 mg	20mg1管	228
	キロサイド注40 mg	40mg1管	453
	キロサイド注60 mg	60mg1管	617
	キロサイド注100 mg	100mg1管	1,197
	キロサイド注200 mg	200mg1管	1,781
	キンダリー透析剤ＡＦ１号	９Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	3,945
	キンダリー透析剤ＡＦ１Ｐ号	10Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム付）	2,005
	キンダリー透析剤ＡＦ２号	６Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	2,774
	キンダリー透析剤ＡＦ２号	９Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	3,613
	キンダリー透析剤ＡＦ２Ｐ号	10Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム付）	1,961
	キンダリー透析剤ＡＦ３号	６Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	2,835
	キンダリー透析剤ＡＦ３号	９Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	3,641
	キンダリー透析剤ＡＦ３Ｐ号	10Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム付）	2,044
	キンダリー透析剤ＡＦ４号	６Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	2,577
	キンダリー透析剤ＡＦ４号	９Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	3,288
	キンダリー透析剤ＡＦ４Ｐ号	10Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム付）	1,693
	キンダリー透析剤ＡＦ５号	６Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	2,577
	キンダリー透析剤ＡＦ５号	９Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	3,327
	キンダリー透析剤ＡＦ５Ｐ号	10Ｌ1瓶（炭酸水素ナトリウム付）	1,846
	キンダリー透析剤２Ｅ	2袋1組	1,926
	キンダリー透析剤３Ｅ	2袋1組	1,943
	キンダリー透析剤４Ｅ	2袋1組	1,873
	キンダリー透析剤５Ｅ	2袋1組	1,890
	（く）		
	クアルソディ髄注100 mg	100mg15mL1瓶	2,788,883
局	クエン酸ガリウム（^{67}Ga）注射液	10MBq	3,021
	組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）	0.25mL1瓶	2,178
	組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）	0.5mL1瓶	2,424
	組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）	0.25mL1瓶	2,322
	組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（チャイニーズハムスター卵巣細胞由来）	0.5mL1瓶	2,753
	グラニセトロン塩酸塩１mg１mLキット	1mg1mL1筒	754
	グラニセトロン塩酸塩１mg50 mLキット	1mg50mL1袋	754
	グラニセトロン塩酸塩３mg３mLキット	3mg3mL1筒	1,259

	グラニセトロン塩酸塩３mg 50mLキット	3mg50mL1袋	1,259
	グラニセトロン塩酸塩３mg 100mLキット	3mg100mL1袋	711
	グラニセトロン静注液１mg「アイロム」	1mg1mL1管	354
	グラニセトロン静注液１mg「Ｆ」	1mg1mL1管	576
	グラニセトロン静注液１mg「サワイ」	1mg1mL1管	584
	グラニセトロン静注液１mg「トーワ」	1mg1mL1管	591
	グラニセトロン静注液１mg「明治」	1mg1mL1管	478
	グラニセトロン静注液３mg「アイロム」	3mg3mL1管	652
	グラニセトロン静注液３mg「Ｆ」	3mg3mL1管	1,219
	グラニセトロン静注液３mg「サワイ」	3mg3mL1管	660
	グラニセトロン静注液３mg「トーワ」	3mg3mL1管	1,306
	グラニセトロン静注液３mg「明治」	3mg3mL1管	1,122
	グラニセトロン点滴静注バッグ１mg／50mL「ＨＫ」	1mg50mL1袋	809
	グラニセトロン点滴静注バッグ１mg／50mL「ＮＩＧ」	1mg50mL1袋	809
	グラニセトロン点滴静注バッグ３mg／50mL「ＨＫ」	3mg50mL1袋	1,265
	グラニセトロン点滴静注バッグ３mg／50mL「ＮＩＧ」	3mg50mL1袋	1,265
	グラニセトロン点滴静注バッグ３mg／100mL「ＨＫ」	3mg100mL1袋	1,265
	グラニセトロン点滴静注バッグ３mg／100mL「ＮＩＧ」	3mg100mL1袋	1,265
	グラニセトロン点滴静注バッグ３mg／100mL「タカタ」	3mg100mL1袋	1,259
局	クラビット点滴静注バッグ500mg／100mL	500mg100mL1キット	2,026
局	クラビット点滴静注500mg／20mL	500mg20mL1瓶	2,825
	クラフォラン注射用0.5ｇ	500mg1瓶	315
	クラフォラン注射用１ｇ	１ｇ1瓶	497
局	グランシリンジＭ300	300μg0.7mL1筒	6,979
局	グランシリンジ75	75μg0.3mL1筒	4,025
局	グランシリンジ150	150μg0.6mL1筒	7,947
局	グラン注射液Ｍ300	300μg0.7mL1管	7,111
局	グラン注射液75	75μg0.3mL1管	6,082
	クリアクター静注用40万	40万国際単位1瓶	35,200
	クリアクター静注用80万	80万国際単位1瓶	58,147
	クリアボーンキット	1回分	3,365
	クリアボーン注	10MBq	404
	クリストファン注	20mL1管	63
	クリースビータ皮下注10mg	10mg1mL1瓶	304,818
	クリースビータ皮下注10mgシリンジ	10mg0.33mL1筒	305,043
	クリースビータ皮下注20mg	20mg1mL1瓶	608,282
	クリースビータ皮下注20mgシリンジ	20mg0.67mL1筒	608,836
	クリースビータ皮下注30mg	30mg1mL1瓶	911,812
	クリースビータ皮下注30mgシリンジ	30mg1mL1筒	912,366
	グリセオール注	200mL1袋	302
	グリセオール注	300mL1袋	373
	グリセオール注	500mL1袋	706
	グリセリン・果糖配合点滴静注「ＨＫ」	500mL1瓶	706
	グリセリン・果糖配合点滴静注「ＨＫ」	200mL1袋	304
	グリセリン・果糖配合点滴静注「ＨＫ」	300mL1袋	274
	グリセレブ配合点滴静注	200mL1袋	285
	グリセレブ配合点滴静注	300mL1袋	373
	グリセレブ配合点滴静注	500mL1袋	419
	グリチルリチン・グリシン・システイン配合20mL注射液	20mL1管	63
	クリニザルツ輸液	500mL1袋	272
局	クリンダマイシンリン酸エステル注射液300mg「ＮＩＧ」	300mg1管	364
局	クリンダマイシンリン酸エステル注射液300mg「ＮＰ」	300mg1管	404
局	クリンダマイシンリン酸エステル注射液300mg「サワイ」	300mg1管	272
局	クリンダマイシンリン酸エステル注射液600mg「ＮＩＧ」	600mg1管	498
局	クリンダマイシンリン酸エステル注射液600mg「ＮＰ」	600mg1管	588
局	クリンダマイシンリン酸エステル注射液600mg「サワイ」	600mg1管	387
局	クリンダマイシンリン酸エステル注300mg「トーワ」	300mg1管	272
局	クリンダマイシンリン酸エステル注600mg「トーワ」	600mg1管	346
	クリンダマイシンリン酸エステル300mg注射液	300mg1管	215
	クリンダマイシンリン酸エステル600mg注射液	600mg1管	333
	グルアセト35注	250mL1袋	237
	グルアセト35注	500mL1袋	268
	グルカゴンＧノボ注射用１mg	1mg1瓶	2,271
	グルカゴンＧノボ注射用１mg	1mg1瓶（溶解液付）	2,346
	グルカゴン注射用１単位「ＩＬＳ」	１U．Ｓ．Ｐ．単位1瓶（溶解液付）	2,021
	グルタチオン注射用200mg「ＮＩＧ」	200mg1管	129
	グルトパ注600万	600万国際単位1瓶（溶解液付）	31,900
	グルトパ注1200万	1,200万国際単位1瓶（溶解液付）	62,547
	グルトパ注2400万	2,400万国際単位1瓶（溶解液付）	129,067
	クレキサン皮下注キット2000ＩＵ	2,000低分子ヘパリン国際単位0.2mL1筒	617
	クレセンバ点滴静注用200mg	200mg1瓶	27,393
	グロウジェクト皮下注6mg	6mg1筒	30,164
	グロウジェクト皮下注12mg	12mg1筒	61,669
局	グロブリン筋注450mg／３mL「ＪＢ」	150mg1mL	1,370
局	グロブリン筋注1500mg／10mL「ＪＢ」	150mg1mL	1,370
	グロベニン－Ｉ10％静注５ｇ／50mL	５ｇ50mL1瓶	66,918
	グロベニン－Ｉ10％静注10ｇ／100mL	10ｇ100mL1瓶	133,836
	グロベニン－Ｉ10％静注20ｇ／200mL	20ｇ200mL1瓶	267,672
局	クロム酸ナトリウム（^{51}Cr）注射液	1MBq	1,171
局	クロルフェニラミンマレイン酸塩注射液	0.2％1mL1管	84
局	クロルフェニラミンマレイン酸塩注射液	0.5％1mL1管	104
局	クロルフェニラミンマレイン酸塩注射液	1％1mL1管	104
局	クロルプロマジン塩酸塩注射液	0.5％2mL1管	104
局	クロルプロマジン塩酸塩注射液	0.5％5mL1管	104
局	クロルプロマジン塩酸塩注射液	1％5mL1管	104
	クロロマイセチンサクシネート静注用１ｇ	１ｇ1瓶（溶解液付）	1,192

（け）

ＫＮＭＧ３号輸液	500mL1袋	246
ＫＮ１号輸液	200mL1袋	231
ＫＮ１号輸液	500mL1袋	242
ＫＮ２号輸液	500mL1袋	350
ＫＮ３号輸液	200mL1袋	233
ＫＮ３号輸液	500mL1袋	246
ＫＮ４号輸液	500mL1袋	248
ＫＣＬ注10 mEq キット「テルモ」	1モル10mL1キット	155
ＫＣＬ注20 mEq キット「テルモ」	1モル20mL1キット	225
Ｋ．Ｃ．Ｌ．点滴液15％	15％20mL1管	424
ＫＣＬ補正液キット20 mEq	0.4モル50mL1キット	151
ＫＣＬ補正液１mEq／mL	1モル20mL1管	114
ケイセントラ静注用500	500国際単位1瓶（溶解液付）	35,571
ケイセントラ静注用1000	1,000国際単位1瓶（溶解液付）	66,306
ケイツーＮ静注10 mg	10mg1管	63
ケサンラ点滴静注液350 mg	350mg20mL1瓶	66,948
ケシンプタ皮下注20 mgペン	20mg0.4mL1キット	230,860
㊎ ケタラール筋注用500 mg	500mg10mL1瓶	1,529
㊎ ケタラール静注用50 mg	50mg5mL1管	680
㊎ ケタラール静注用200 mg	200mg20mL1瓶	1,618
ケトプロフェン筋注50 mg「日新」	50mg1管	63
ケナコルト－Ａ筋注用関節腔内用水懸注40 mg／１mL	40mg1mL1瓶	769
ケナコルト－Ａ皮内用関節腔内用水懸注50 mg／５mL	10mg1mLバイアル	197
ケブザラ皮下注150 mgオートインジェクター	150mg1.14mL1キット	34,444
ケブザラ皮下注150 mgシリンジ	150mg1.14mL1筒	34,860
ケブザラ皮下注200 mgオートインジェクター	200mg1.14mL1キット	45,596
ケブザラ皮下注200 mgシリンジ	200mg1.14mL1筒	46,241
ゲムシタビン点滴静注液200 mg／５mL「ＮＫ」	200mg5mL1瓶	867
ゲムシタビン点滴静注液200 mg／５mL「サンド」	200mg5mL1瓶	870
ゲムシタビン点滴静注液１ｇ／25 mL「ＮＫ」	１ｇ25mL1瓶	3,220
ゲムシタビン点滴静注液１ｇ／25 mL「サンド」	１ｇ25mL1瓶	3,708
ゲムシタビン点滴静注用200 mg「ＮＫ」	200mg1瓶	867
ゲムシタビン点滴静注用200 mg「タカタ」	200mg1瓶	842
ゲムシタビン点滴静注用200 mg「ヤクルト」	200mg1瓶	842
ゲムシタビン点滴静注用１ｇ「ＮＫ」	１ｇ1瓶	3,728
ゲムシタビン点滴静注用１ｇ「タカタ」	１ｇ1瓶	3,973
ゲムシタビン点滴静注用１ｇ「ヤクルト」	１ｇ1瓶	3,973
献血アルブミン５％静注５ｇ／100 mL「ＪＢ」	5％100mL1瓶	4,525
献血アルブミン５％静注12.5 ｇ／250 mL「ＪＢ」	5％250mL1瓶	5,110
献血アルブミン５％静注12.5 ｇ／250 mL「タケダ」	5％250mL1瓶	5,110
献血アルブミン20％静注４ｇ／20 mL「ＪＢ」	20％20mL1瓶	3,674
献血アルブミン20％静注４ｇ／20 mL「タケダ」	20％20mL1瓶	3,674
献血アルブミン20％静注10 ｇ／50 mL「ＫＭＢ」	20％50mL1瓶	4,974
献血アルブミン20％静注10 ｇ／50 mL「ＪＢ」	20％50mL1瓶	4,974
献血アルブミン20％静注10 ｇ／50 mL「タケダ」	20％50mL1瓶	4,974
献血アルブミン25％静注５ｇ／20 mL「ベネシス」	25％20mL1瓶	4,263
献血アルブミン25％静注12.5 ｇ／50 mL「ＫＭＢ」	25％50mL1瓶	4,775
献血アルブミン25％静注12.5 ｇ／50 mL「タケダ」	25％50mL1瓶	4,775
献血アルブミン25％静注12.5 ｇ／50 mL「ベネシス」	25％50mL1瓶	4,775
献血アルブミン25％静注25 ｇ／100 mL「ＫＭＢ」	25％100mL1瓶	9,069
献血ヴェノグロブリンＩＨ10％静注0.5 ｇ／５mL	500mg5mL1瓶	5,668
献血ヴェノグロブリンＩＨ10％静注2.5 ｇ／25 mL	2.5ｇ25mL1瓶	25,085
献血ヴェノグロブリンＩＨ10％静注５ｇ／50 mL	５ｇ50mL1瓶	49,890
献血ヴェノグロブリンＩＨ10％静注10 ｇ／100 mL	10ｇ100mL1瓶	99,952
献血ヴェノグロブリンＩＨ10％静注20 ｇ／200 mL	20ｇ200mL1瓶	199,987
献血グロベニン－Ｉ静注用500 mg	500mg10mL1瓶（溶解液付）	10,198
献血グロベニン－Ｉ静注用2500 mg	2.5ｇ50mL1瓶（溶解液付）	35,654
献血グロベニン－Ｉ静注用5000 mg	５ｇ100mL1瓶（溶解液付）	86,993
献血ベニロン－Ｉ静注用500 mg	500mg10mL1瓶（溶解液付）	9,041
献血ベニロン－Ｉ静注用2500 mg	2.5ｇ50mL1瓶（溶解液付）	28,172
献血ベニロン－Ｉ静注用5000 mg	５ｇ100mL1瓶（溶解液付）	55,177
㊐ ゲンタシン注10	10mg1管	116
㊐ ゲンタシン注40	40mg1管	291
㊐ ゲンタシン注60	60mg1管	307
㊐ ゲンタマイシン硫酸塩注射液10 mg「日医工」	10mg1管	116
㊐ ゲンタマイシン硫酸塩注射液40 mg「日医工」	40mg1管	291
㊐ ゲンタマイシン硫酸塩注射液60 mg「日医工」	60mg1管	307
ゲンタマイシン硫酸塩10 mg注射液	10mg1管	109
ゲンタマイシン硫酸塩40 mg注射液	40mg1管	280
ゲンタマイシン硫酸塩60 mg注射液	60mg1管	295

（こ）

㊐ コアキシン注射用１ｇ	１ｇ1瓶	405
㊐ コアキシン注射用２ｇ	２ｇ1瓶	731
コアテック注５mg	5mg5mL1管	2,368
コアベータ静注用12.5 mg	12.5mg1瓶	2,616
抗ＨＢｓ人免疫グロブリン	200単位1mL1瓶	19,242
抗ＨＢｓ人免疫グロブリン	1,000単位5mL1瓶	76,725
合成血液－ＬＲ「日赤」	血液200mLに由来する赤血球に血漿約60mLを混和した血液１袋	13,788
合成血液－ＬＲ「日赤」	血液400mLに由来する赤血球に血漿約120mLを混和した血液1袋	27,575
抗破傷風人免疫グロブリン	250国際単位1管	3,628
㊐ 50％ブドウ糖注射液「ニッシン」	50％20mL1管	104
コスメゲン静注用0.5 mg	0.5mg1瓶	4,004
コセンティクス皮下注75 mgシリンジ	75mg0.5mL1筒	40,144
コセンティクス皮下注150 mgペン	150mg1mL1キット	71,469

	コセンティクス皮下注 300 mg ペン	300mg2mL1キット	138,249
	コートロシンＺ筋注 0.5 mg	0.5mg1瓶	6,737
	コートロシン注射用 0.25 mg	0.25mg1瓶(溶解液付)	2,963
	ゴナックス皮下注用 80 mg	80mg1瓶(溶解液付)	17,496
	ゴナックス皮下注用 120 mg	120mg1瓶(溶解液付)	21,096
	ゴナックス皮下注用 240 mg	240mg1瓶(溶解液付)	24,953
	ゴナールエフ皮下注ペン 150	150国際単位0.25mL1筒	6,266
	ゴナールエフ皮下注ペン 300	300国際単位0.5mL1筒	11,399
	ゴナールエフ皮下注ペン 450	450国際単位0.75mL1筒	15,718
	ゴナールエフ皮下注ペン 900	900国際単位1.5mL1筒	28,364
	コパキソン皮下注 20 mgシリンジ	20mg1mL1筒	5,134
局	５％糖液キットＨ	5%50mL1キット	224
局	５％糖液キットＨ	5%100mL1キット	258
局	５％ブドウ糖注射液「ニッシン」	5%20mL1管	104
	コバールトリイ静注用 250	250国際単位1瓶(溶解液付)	20,822
	コバールトリイ静注用 500	500国際単位1瓶(溶解液付)	46,077
	コバールトリイ静注用 1000	1,000国際単位1瓶(溶解液付)	74,886
	コバールトリイ静注用 2000	2,000国際単位1瓶(溶解液付)	137,242
	コバールトリイ静注用 3000	3,000国際単位1瓶(溶解液付)	193,159
	コルスバ静注透析用シリンジ 17.5 μg	17.5μg0.7mL1筒	2,971
	コルスバ静注透析用シリンジ 25.0 μg	25μg0.7mL1筒	3,609
	コルスバ静注透析用シリンジ 35.0 μg	35μg0.7mL1筒	4,341
	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム・サリチル酸ナトリウム 10 mL注射液	10mL1管	63
	コンドロイチン硫酸ナトリウム注射液 200 mg「日医工」	1%20mL1管	63
	（さ）		
	ザイボックス注射液 600 mg	600mg300mL1袋	8,596
	サイモグロブリン点滴静注用 25 mg	25mg1瓶	28,545
	サイラムザ点滴静注液 100 mg	100mg10mL1瓶	76,659
	サイラムザ点滴静注液 500 mg	500mg50mL1瓶	362,032
	サイレース静注 2 mg	2mg1管	121
	サヴィオゾール輸液	500mL1袋	373
	サークリサ点滴静注 100 mg	100mg5mL1瓶	51,309
	サークリサ点滴静注 500 mg	500mg25mL1瓶	226,768
	ザノサー点滴静注用１ｇ	１ｇ1瓶	43,310
	ザバクサ配合点滴静注用	(1.5ｇ)1瓶	5,853
	ザビセフタ配合点滴静注用	(2.5ｇ)1瓶	16,111
	サビーン点滴静注用 500 mg	500mg1瓶	46,437
	サフネロー点滴静注 300 mg	300mg2mL1瓶	96,068
	サブパック血液ろ過用補充液－Bi	2,020mL1キット	1,286
	サブラッド血液ろ過用補充液ＢＳＧ	1,010mL1キット	735
	サブラッド血液ろ過用補充液ＢＳＧ	2,020mL1キット	895
	サムタス点滴静注用 8 mg	8mg1瓶	1,148
	サム点滴静注セット	36.3%50mL1管(希釈液・補正液付)	734
	サリチル酸ナトリウム・ジブカイン配合２mL注射液	2mL1管	63
	サリチル酸ナトリウム・ジブカイン配合５mL注射液	5mL1管	63
	サリチル酸ナトリウム５％ 10 mL注射液	5%10mL1管	63
	ザルトラップ点滴静注 100 mg	100mg4mL1瓶	60,813
	ザルトラップ点滴静注 200 mg	200mg8mL1瓶	118,385
	サンディミュン点滴静注用 250 mg	5%5mL1管	1,973
	サンドスタチンＬＡＲ筋注用キット 10 mg	10mg1キット(溶解液付)	61,720
	サンドスタチンＬＡＲ筋注用キット 20 mg	20mg1キット(溶解液付)	97,568
	サンドスタチンＬＡＲ筋注用キット 30 mg	30mg1キット(溶解液付)	140,349
	サンドスタチン皮下注用 50 μg	50μg1mL1管	566
	サンドスタチン皮下注用 100 μg	100μg1mL1管	963
	サンラビン点滴静注用 150 mg	150mg1瓶	2,253
	サンラビン点滴静注用 200 mg	200mg1瓶	2,458
	サンラビン点滴静注用 250 mg	250mg1瓶	3,872
	サンリズム注射液 50	50mg5mL1管	470
	（し）		
	ジアイナ配合静注液	10mL1管	63
	ジアグノグリーン注射用 25 mg	25mg1瓶(溶解液付)	801
	ジアゼパム注射液５mg「ＮＩＧ」	5mg1管	120
	ジアゼパム注射液 10 mg「ＮＩＧ」	10mg1管	118
	シアノキット注射用５ｇセット	５ｇ1瓶(溶解液付)	87,992
局	シアノコバラミン注射液	100μg1管	84
局	シアノコバラミン注射液	1mg1管	104
	ジェノトロピンゴークイック注用 5.3 mg	5.33mg1キット	21,455
	ジェノトロピンゴークイック注用 12 mg	12mg1キット	52,414
	ジェノトロピンＴＣ注用 5.3 mg	5.33mg1筒(溶解液付)	13,101
	ジェノトロピンＴＣ注用 12 mg	12mg1筒(溶解液付)	29,742
	ジェブタナ点滴静注 60 mg	60mg1.5mL1瓶(溶解液付)	440,046
	シオマリン静注用１ｇ	１ｇ1瓶	1,091
	ジオン注生食液付	10mL1瓶(希釈液付)	4,592
	ジオン注無痛化剤付	10mL1瓶(希釈液付)	4,519
	シグニフォーＬＡＲ筋注用キット 10 mg	10mg1キット(溶解液付)	111,623
	シグニフォーＬＡＲ筋注用キット 20 mg	20mg1キット(溶解液付)	196,787
	シグニフォーＬＡＲ筋注用キット 30 mg	30mg1キット(溶解液付)	284,833
	シグニフォーＬＡＲ筋注用キット 40 mg	40mg1キット(溶解液付)	351,593
	シグニフォーＬＡＲ筋注用キット 60 mg	60mg1キット(溶解液付)	475,635
	シグマート注 2 mg	2mg1瓶	138
	シグマート注 12 mg	12mg1瓶	506
	シグマート注 48 mg	48mg1瓶	1,680
局	ジゴキシン注射液	0.025%1mL1管	186
局	ジゴシン注 0.25 mg	0.025%1mL1管	186
	シスプラチン点滴静注 10 mg「マルコ」	10mg20mL1瓶	983
	シスプラチン点滴静注 25 mg「マルコ」	25mg50mL1瓶	2,167
	シスプラチン点滴静注 50 mg「マルコ」	50mg100mL1瓶	3,363
	ジスロマック点滴静注用 500 mg	500mg1瓶	1,796
	シタラビン点滴静注液１ｇ「ＮＩＧ」	１ｇ1瓶	3,207

	シタラビン点滴静注液400 mg「ＮＩＧ」	400mg1瓶	1,429
	シチコリン注100 mg／２mL「ＮＰ」	5%2mL1管	63
	シナジス筋注液50 mg	50mg0.5mL1瓶	48,325
	シナジス筋注液100 mg	100mg1mL1瓶	95,077
	ジノプロスト注射液1000 μg「Ｆ」	1mg1mL1管	228
	ジノプロスト注射液2000 μg「Ｆ」	2mg2mL1管	500
	シーパラ注	2mL1管	63
	ジビイ静注用500	500国際単位1瓶（溶解液付）	61,858
	ジビイ静注用1000	1,000国際単位1瓶（溶解液付）	132,353
	ジビイ静注用2000	2,000国際単位1瓶（溶解液付）	213,110
	ジビイ静注用3000	3,000国際単位1瓶（溶解液付）	338,385
	ジピリダモール静注液10 mg「日医工」	0.5%2mL1管	88
	ジフェンヒドラミン塩酸塩注10 mg「日新」	1%1mL1管	63
	ジフェンヒドラミン塩酸塩注30 mg「日新」	1.5%2mL1管	63
	ジフォルタ注射液20 mg	20mg1mL1瓶	91,292
	ジプレキサ筋注用10 mg	10mg1瓶	1,538
	シプロキサン注200 mg	200mg100mL1袋	1,747
	シプロキサン注400 mg	400mg200mL1袋	1,739
	ジプロフィリン注300 mg「エーザイ」	15%2mL1管	95
	ジプロフィリン注300 mg「日新」	15%2mL1管	63
	シプロフロキサシン点滴静注液200 mg「ＮＰ」	200mg100mL1袋	991
	シプロフロキサシン点滴静注液400 mg「ニプロ」	400mg200mL1袋	1,199
	シベクトロ点滴静注用200 mg	200mg1瓶	24,826
	シベノール静注70 mg	70mg5mL1管	772
局	シベレスタットNa点滴静注用100 mg「ニプロ」	100mg1瓶	1,314
	シムジア皮下注200 mgオートクリックス	200mg1mL1キット	53,942
	シムジア皮下注200 mgシリンジ	200mg1mL1筒	52,943
	シムレクト静注用20 mg	20mg1瓶	195,159
	シムレクト小児用静注用10 mg	10mg1瓶	104,504
	シメチジン注射液200 mg「ＳＷ」	10%2mL1管	63
	シメチジン注200 mg「ＮＰ」	10%2mL1管	72
局	ジメルカプロール注射液	10%1mL1管	2,941
局	ジモルホラミン注射液	1.5%2mL1管	143
局	ジモルホラミン注射液	1.5%3mL1管	143
局麻	弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液	1mL1管	312
局	重ソー静注７％「ＮＳ」	7%20mL1管	104
	１０％ＥＬ－３号輸液	500mL1袋	241
	１０％塩化ナトリウム注射液	10%20mL1管	104
局	１０％デヒドロコール酸注「ニッシン」	10%10mL1管	484
	シュンレンカ皮下注463.5 mg	1.5mL2瓶1組	3,208,604
	ジョイクル関節注30 mg	30mg3mL1筒	4,332
	硝酸イソソルビド注５mg／５mL「タカタ」	0.1%5mL1管	201
	硝酸イソソルビド注５mg／10 mL「タカタ」	0.05%10mL1管	214
	硝酸イソソルビド注50 mg／50 mL「タカタ」	0.1%50mL1瓶	1,002
	硝酸イソソルビド注50 mg／100 mL「タカタ」	0.05%100mL1瓶	1,597
	硝酸イソソルビド注100 mg／100 mL「タカタ」	0.1%100mL1瓶	2,095
	照射解凍赤血球液－ＬＲ「日赤」	血液200mLに由来する赤血球1袋	16,379
	照射解凍赤血球液－ＬＲ「日赤」	血液400mLに由来する赤血球1袋	32,757
	照射合成血液－ＬＲ「日赤」	血液200mLに由来する赤血球に血漿（しょう）約60mLを混和した血液1袋	14,364
	照射合成血液－ＬＲ「日赤」	血液400mLに由来する赤血球に血漿（しょう）約120mLを混和した血液1袋	28,727
	照射赤血球液－ＬＲ「日赤」	血液200mLに由来する赤血球1袋	9,067
	照射赤血球液－ＬＲ「日赤」	血液400mLに由来する赤血球1袋	18,132
	照射洗浄血小板ＨＬＡ－ＬＲ「日赤」	10単位約200mL1袋	98,193
	照射洗浄血小板ＨＬＡ－ＬＲＢＳ「日赤」	10単位約200mL1袋	103,259
	照射洗浄血小板－ＬＲ「日赤」	10単位約200mL1袋	81,744
	照射洗浄血小板－ＬＲＢＳ「日赤」	10単位約200mL1袋	86,859
	照射洗浄赤血球液－ＬＲ「日赤」	血液200mLに由来する赤血球1袋	10,261
	照射洗浄赤血球液－ＬＲ「日赤」	血液400mLに由来する赤血球1袋	20,522
	照射濃厚血小板ＨＬＡ－ＬＲ「日赤」	10単位約200mL1袋	98,193
	照射濃厚血小板ＨＬＡ－ＬＲ「日赤」	15単位約250mL1袋	147,103
	照射濃厚血小板ＨＬＡ－ＬＲ「日赤」	20単位約250mL1袋	195,822
	照射濃厚血小板ＨＬＡ－ＬＲＢＳ「日赤」	5単位約100mL1袋	51,629
	照射濃厚血小板ＨＬＡ－ＬＲＢＳ「日赤」	10単位約200mL1袋	103,259
	照射濃厚血小板ＨＬＡ－ＬＲＢＳ「日赤」	15単位約250mL1袋	154,547
	照射濃厚血小板ＨＬＡ－ＬＲＢＳ「日赤」	20単位約250mL1袋	206,052
	照射濃厚血小板－ＬＲ「日赤」	1単位約20mL1袋	8,060
	照射濃厚血小板－ＬＲ「日赤」	2単位約40mL1袋	16,119
	照射濃厚血小板－ＬＲ「日赤」	5単位約100mL1袋	41,038
	照射濃厚血小板－ＬＲ「日赤」	10単位約200mL1袋	81,744
	照射濃厚血小板－ＬＲ「日赤」	15単位約250mL1袋	122,604
	照射濃厚血小板－ＬＲ「日赤」	20単位約250mL1袋	163,471
	照射濃厚血小板－ＬＲＢＳ「日赤」	5単位約100mL1袋	43,596
	照射濃厚血小板－ＬＲＢＳ「日赤」	10単位約200mL1袋	86,859
	照射濃厚血小板－ＬＲＢＳ「日赤」	15単位約250mL1袋	130,277
	照射濃厚血小板－ＬＲＢＳ「日赤」	20単位約250mL1袋	173,701
局	照射人全血液－ＬＲ「日赤」	血液200mLに由来する血液量1袋	9,084
局	照射人全血液－ＬＲ「日赤」	血液400mLに由来する血液量1袋	18,164
局	静注用キシロカイン２％	2%5mL1管	155
	静注用フローラン専用溶解液	50mL1瓶	1,117
	静注用フローラン0.5 mg	0.5mg1瓶	6,194
	静注用フローラン0.5 mg	0.5mg1瓶（溶解液付）	11,247
	静注用フローラン1.5 mg	1.5mg1瓶	12,123

静注用フローラン1.5mg	1.5mg1瓶(溶解液付)	19,309
静注用マグネゾール20mL	20mL1管	395
小児用ヌーカラ皮下注40mgシリンジ	40mg0.4mL1筒	68,964
ジーラスタ皮下注3.6mg	3.6mg0.36mL1筒	77,753
ジーラスタ皮下注3.6mgボディーポッド	3.6mg0.36mL1キット	90,969
ジルチアゼム塩酸塩注射用10mg「サワイ」	10mg1瓶	104
ジルチアゼム塩酸塩注射用50mg「サワイ」	50mg1瓶	274
ジルチアゼム塩酸塩注射用250mg「サワイ」	250mg1瓶	946
ジルビスク皮下注16.6mgシリンジ	16.6mg0.416mL1筒	67,763
ジルビスク皮下注23.0mgシリンジ	23mg0.574mL1筒	93,832
ジルビスク皮下注32.4mgシリンジ	32.4mg0.81mL1筒	132,119
新鮮凍結血漿－ＬＲ「日赤」120	血液200mL相当に由来する血漿1袋	9,160
新鮮凍結血漿－ＬＲ「日赤」240	血液400mL相当に由来する血漿1袋	18,322
新鮮凍結血漿－ＬＲ「日赤」480	480mL1袋	24,210
診断用アレルゲンスクラッチエキス「トリイ」	1mL1瓶	8,098
診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」エダマメ1：1,000	2mL1瓶	4,267
診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」大麦1：1,000	2mL1瓶	4,267
診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」カナムグラ花粉1：1,000	2mL1瓶	4,267
診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」カモガヤ花粉1：1,000	2mL1瓶	4,267
診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」クリ1：1,000	2mL1瓶	4,267
診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」米1：1,000	2mL1瓶	4,267
診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」スギ花粉1：1,000	2mL1瓶	4,267
診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」ススキ花粉1：1,000	2mL1瓶	4,267
診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」トウモロコシ1：1,000	2mL1瓶	4,267
診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」ヒメガマ花粉1：1,000	2mL1瓶	4,267
診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」ブタクサ花粉1：1,000	2mL1瓶	4,267
シンビット静注用50mg	50mg1瓶	3,948
シンポニー皮下注50mgオートインジェクター	50mg0.5mL1キット	100,813
シンポニー皮下注50mgシリンジ	50mg0.5mL1筒	108,577

（す）

水溶性ハイドロコートン注射液100mg	100mg2mL1瓶	495
水溶性ハイドロコートン注射液500mg	500mg10mL1瓶	1,782
スガマデクス静注液200mg「Ｆ」	200mg2mL1瓶	2,470
スガマデクス静注液200mg「サンド」	200mg2mL1瓶	2,478
スガマデクス静注液200mgシリンジ「Ｆ」	200mg2mL1筒	2,589
スガマデクス静注液200mgシリンジ「ニプロ」	200mg2mL1筒	2,652
スガマデクス静注液200mgシリンジ「マルイシ」	200mg2mL1筒	2,701
スガマデクス静注液200mg「トーワ」	200mg2mL1瓶	2,862
スガマデクス静注液200mg「ニプロ」	200mg2mL1瓶	2,738
スガマデクス静注液200mg「バクスター」	200mg2mL1瓶	2,146
スガマデクス静注液200mg「ＶＴＲＳ」	200mg2mL1瓶	2,305
スガマデクス静注液200mg「マルイシ」	200mg2mL1瓶	2,661
スガマデクス静注液500mg「Ｆ」	500mg5mL1瓶	6,177
スガマデクス静注液500mg「サンド」	500mg5mL1瓶	6,177
スガマデクス静注液500mg「トーワ」	500mg5mL1瓶	6,699
スガマデクス静注液500mg「ニプロ」	500mg5mL1瓶	6,914
スガマデクス静注液500mg「バクスター」	500mg5mL1瓶	6,177
スガマデクス静注液500mg「ＶＴＲＳ」	500mg5mL1瓶	6,177
スガマデクス静注液500mg「マルイシ」	500mg5mL1瓶	6,733
㊐ スキサメトニウム塩化物注射液	2%1mL1管	94
㊐ スキサメトニウム塩化物注射液	2%2mL1管	136
㊐ スキサメトニウム塩化物注射液	2%5mL1管	240
スキサメトニウム注40「マルイシ」	2%2mL1管	379
スキサメトニウム注100「マルイシ」	2%5mL1管	706
スキリージ点滴静注600mg	600mg10mL1瓶	190,369
スキリージ皮下注75mgシリンジ0.83mL	75mg0.83mL1筒	233,885
スキリージ皮下注150mgシリンジ1mL	150mg1mL1筒	474,616
スキリージ皮下注150mgペン1mL	150mg1mL1キット	474,761
スキリージ皮下注180mgオートドーザー	180mg1.2mL1キット	230,502
スキリージ皮下注360mgオートドーザー	360mg2.4mL1キット	446,462
スクラッチダニアレルゲンエキス「トリイ」100,000ＪＡＵ／mL	1mL1瓶	8,098
スズコロイドTc－99m注調製用キット	1回分	2,692
ステボロニン点滴静注バッグ9000mg／300mL	9,000mg300mL1袋	444,215
ステミラック注	1回分	15,234,750
ステラーラ点滴静注130mg	130mg26mL1瓶	178,043
ステラーラ皮下注45mgシリンジ	45mg0.5mL1筒	192,647
ステルイズ水性懸濁筋注60万単位シリンジ	60万単位1筒	4,536
ステルイズ水性懸濁筋注240万単位シリンジ	240万単位1筒	10,025
㊐ ストレプトマイシン硫酸塩注射用１ｇ「明治」	1ｇ1瓶	862
ストレンジック皮下注12mg／0.3mL	12mg0.3mL1瓶	134,301
ストレンジック皮下注18mg／0.45mL	18mg0.45mL1瓶	201,451
ストレンジック皮下注28mg／0.7mL	28mg0.7mL1瓶	313,369
ストレンジック皮下注40mg／1mL	40mg1mL1瓶	447,669

	ストレンジック皮下注80㎎／0.8㎖	80㎎0.8㎖1瓶	895,340
	スパニジン点滴静注用100㎎	100㎎1瓶	43,225
	スピンラザ髄注12㎎	12㎎5㎖1瓶	9,493,024
	スピンラザ髄注28㎎	28㎎5㎖1瓶	9,661,483
	スピンラザ髄注50㎎	50㎎5㎖1瓶	9,778,481
	ズファジラン筋注5㎎	0.5％1㎖1管	63
	スペビゴ点滴静注450㎎	450㎎7.5㎖1瓶	963,821
㊫	スミフェロン注ＤＳ300万ＩＵ	300万国際単位1筒	25,865
㊫	スミフェロン注ＤＳ600万ＩＵ	600万国際単位1筒	34,546
㊫	スルバシリン静注用0.75ｇ	(0.75ｇ)1瓶	392
㊫	スルバシリン静注用1.5ｇ	(1.5ｇ)1瓶	597
㊫	スルバシリン静注用3ｇ	(3ｇ)1瓶	778
㊫	スルピリン注射液	10％2㎖1管	94
㊫	スルピリン注射液	25％1㎖1管	97
㊫	スルピリン注射液	25％2㎖1管	94
㊫	スルピリン注射液	50％1㎖1管	94
㊫	スルペラゾン静注用0.5ｇ	(500㎎)1瓶	376
㊫	スルペラゾン静注用1ｇ	(1ｇ)1瓶	301
	スロンノンＨＩ注10㎎／2㎖	10㎎2㎖1管	1,284
	（せ）		
㊫	生食液ＮＳ	20㎖1管	104
㊫	生食注キット「フソー」	50㎖1キット	213
㊫	生食注キット「フソー」	100㎖1キット	212
㊫	生食注シリンジ「ＮＰ」	5㎖1筒	127
㊫	生食注シリンジ「ＮＰ」	10㎖1筒	127
㊫	生食注シリンジ「ＮＰ」	20㎖1筒	144
㊫	生食注シリンジ「オーツカ」5㎖	5㎖1筒	127
㊫	生食注シリンジ「オーツカ」10㎖	10㎖1筒	127
㊫	生食注シリンジ「オーツカ」20㎖	20㎖1筒	144
㊫	生食注シリンジ「テルモ」5㎖	5㎖1筒	127
㊫	生食注シリンジ「テルモ」10㎖	10㎖1筒	127
㊫	生食注シリンジ50㎖「ニプロ」	50㎖1筒	779
㊫	生食溶解液キットＨ	50㎖1キット	213
㊫	生食溶解液キットＨ	100㎖1キット	212
	精製ツベルクリン	（一般診断用・1人用）0.25μg1瓶（溶解液付）	4,535
	精製ツベルクリン	1μg1瓶（溶解液付）	2,336
	生理食塩液	5㎖1管	104
	生理食塩液	20㎖1管	100
㊫	生理食塩液	50㎖1瓶	143
㊫	生理食塩液	100㎖1瓶	145
㊫	生理食塩液	200㎖1瓶	156
㊫	生理食塩液	250㎖1瓶	246
㊫	生理食塩液	500㎖1瓶	236
㊫	生理食塩液	1Ｌ1瓶	355
㊫	生理食塩液	50㎖1袋	152
㊫	生理食塩液	100㎖1袋	144
㊫	生理食塩液	200㎖1袋	195
㊫	生理食塩液	250㎖1袋	246
㊫	生理食塩液	500㎖1袋	236
㊫	生理食塩液	1Ｌ1袋	355
㊫	生理食塩液	1.3Ｌ1袋	226
㊫	生理食塩液	1.5Ｌ1袋	224
㊫	生理食塩液	2Ｌ1袋	568
㊫	生理食塩液「ＡＹ」	500㎖1袋	236
㊫	生理食塩液「ＮＰ」	5㎖1管	111
㊫	生理食塩液「ＮＰ」	20㎖1管	104
㊫	生理食塩液「ＮＰ」	250㎖1袋	246
㊫	生理食塩液「ＮＰ」	500㎖1袋	236
㊫	生理食塩液バッグ「フソー」	250㎖1袋	246
㊫	生理食塩液バッグ「フソー」	500㎖1袋	236
㊫	生理食塩液バッグ「フソー」	1Ｌ1袋	356
㊫	生理食塩液バッグ「フソー」	1.5Ｌ1袋	354
㊫	生理食塩液ＰＬ「フソー」	20㎖1管	104
㊫	生理食塩液ＰＬ「フソー」	50㎖1瓶	152
㊫	生理食塩液ＰＬ「フソー」	100㎖1瓶	147
㊫	生理食塩液「ヒカリ」	20㎖1管	104
㊫	生理食塩液「ヒカリ」	50㎖1瓶	152
㊫	生理食塩液「ヒカリ」	1Ｌ1瓶	356
㊫	生理食塩液「ヒカリ」	250㎖1袋	246
㊫	生理食塩液「ヒカリ」	500㎖1袋	236
㊫	生理食塩液「ＶＴＲＳ」	20㎖1管	104
㊫	生理食塩液「ＶＴＲＳ」	100㎖1瓶	147
㊫	生理食塩液「フソー」	5㎖1管	104
	生理食塩液20㎖キット	20㎖1筒	104
	ゼヴァリン　イットリウム（^{90}Ｙ）静注用セット	1セット	2,287,684
	ゼヴァリン　インジウム（^{111}In）静注用セット	1セット	1,872,027
	ゼオマイン筋注用50単位	50単位1瓶	16,660
	ゼオマイン筋注用100単位	100単位1瓶	32,477
	ゼオマイン筋注用200単位	200単位1瓶	63,484
	ゼオマイン注用50単位	50単位1瓶	16,660
	ゼオマイン注用100単位	100単位1瓶	32,477
	ゼオマイン注用200単位	200単位1瓶	63,484
	赤十字アルブミン25％静注12.5ｇ／50㎖	25％50㎖1瓶	4,775
	セスデン注7.5㎎	0.75％1㎖1管	89
	赤血球液－ＬＲ「日赤」	血液200㎖に由来する赤血球1袋	8,597
	赤血球液－ＬＲ「日赤」	血液400㎖に由来する赤血球1袋	17,194
	ゼップバウンド皮下注2.5㎎アテオス	2.5㎎0.5㎖1キット	3,067
	ゼップバウンド皮下注5㎎アテオス	5㎎0.5㎖1キット	5,797
	ゼップバウンド皮下注7.5㎎アテオス	7.5㎎0.5㎖1キット	7,721
	ゼップバウンド皮下注10㎎アテオス	10㎎0.5㎖1キット	8,999
	ゼップバウンド皮下注12.5㎎アテオス	12.5㎎0.5㎖1キット	10,180
	ゼップバウンド皮下注15㎎アテオス	15㎎0.5㎖1キット	11,242
	セトロタイド注射用0.25㎎	0.25㎎1瓶（溶解液付）	9,057
㊫	セファゾリンNa注射用0.25ｇ「ＮＰ」	250㎎1瓶	322
	セファゾリンNa注射用0.25ｇ「ＣＨＭ」	250㎎1瓶	322
㊫	セファゾリンNa注射用0.5ｇ「ＮＰ」	500㎎1瓶	474
	セファゾリンNa注射用0.5ｇ「ＣＨＭ」	500㎎1瓶	474
㊫	セファゾリンNa注射用1ｇ「イセイ」	1ｇ1瓶	346
㊫	セファゾリンNa注射用1ｇ「ＮＰ」	1ｇ1瓶	346
	セファゾリンNa注射用1ｇ「ＣＨＭ」	1ｇ1瓶	333
㊫	セファゾリンNa注射用2ｇ「ＮＰ」	2ｇ1瓶	829
	セファゾリンNa注射用2ｇ「ＣＨＭ」	2ｇ1瓶	498

局	セファゾリンNa点滴静注用１ｇバッグ「ＮＰ」	１ｇ１キット（生理食塩液100mL付）	1,062
局	セファゾリンNa点滴静注用１ｇバッグ「オーツカ」	１ｇ１キット（生理食塩液100mL付）	1,062
局	セファゾリンナトリウム注射用0.25ｇ「日医工」	250mg１瓶	829
局	セファゾリンナトリウム注射用0.5ｇ「日医工」	500mg１瓶	474
局	セファゾリンナトリウム注射用１ｇ「日医工」	１ｇ１瓶	346
局	セファゾリンナトリウム注射用２ｇ「日医工」	２ｇ１瓶	829
	セファメジンα筋注用0.25ｇ	250mg１瓶（溶解液付）	1,122
	セファメジンα筋注用0.5ｇ	500mg１瓶（溶解液付）	1,213
	セファメジンα注射用0.25ｇ	250mg１瓶	829
	セファメジンα注射用0.5ｇ	500mg１瓶	474
	セファメジンα注射用１ｇ	１ｇ１瓶	346
	セファメジンα注射用２ｇ	２ｇ１瓶	829
	セファメジンα点滴用キット１ｇ	１ｇ１キット（生理食塩液100mL付）	1,062
	セファメジンα点滴用キット２ｇ	２ｇ１キット（生理食塩液100mL付）	1,680
	セファランチン注10mg	0.5%2mL１管	163
局	セフェピム塩酸塩静注用0.5ｇ「サンド」	500mg１瓶	390
局	セフェピム塩酸塩静注用0.5ｇ「ＣＭＸ」	500mg１瓶	442
局	セフェピム塩酸塩静注用１ｇ「サンド」	１ｇ１瓶	522
局	セフェピム塩酸塩静注用１ｇ「ＣＭＸ」	１ｇ１瓶	515
局	セフォセフ静注用0.5ｇ	（500mg）１瓶	379
局	セフォセフ静注用１ｇ	（１ｇ）１瓶	313
	セフォタックス注射用0.5ｇ	500mg１瓶	560
	セフォタックス注射用１ｇ	１ｇ１瓶	799
局	セフォチアム塩酸塩静注用１ｇ「ＮＰ」	１ｇ１瓶	1,633
局	セフォチアム塩酸塩点滴静注用１ｇバッグ「ＮＰ」	１ｇ１キット（生理食塩液100mL付）	1,154
	セフォチアム塩酸塩250mg静注用	250mg１瓶	354
	セフォチアム塩酸塩500mg静注用	500mg１瓶	563
局	セフォチアム静注用１ｇバッグ「日医工」	１ｇ１キット（生理食塩液100mL付）	1,021
局	セフタジジム静注用0.5ｇ「ＮＰ」	500mg１瓶	456
局	セフタジジム静注用0.5ｇ「ＣＨＭ」	500mg１瓶	304
局	セフタジジム静注用0.5ｇ「ＶＴＲＳ」	500mg１瓶	304
局	セフタジジム静注用１ｇ「ＮＰ」	１ｇ１瓶	686
局	セフタジジム静注用１ｇ「ＣＨＭ」	１ｇ１瓶	395
局	セフタジジム静注用１ｇ「ＶＴＲＳ」	１ｇ１瓶	686
	セフタジジム１ｇ静注用	１ｇ１瓶	424
	セフタジジム500mg静注用	500mg１瓶	288
	セフトリアキソンNa静注用0.5ｇ「ＣＨＭ」	500mg１瓶	359
	セフトリアキソンNa静注用0.5ｇ「ＶＴＲＳ」	500mg１瓶	359
	セフトリアキソンNa静注用１ｇ「ＣＨＭ」	１ｇ１瓶	401
	セフトリアキソンNa静注用１ｇ「ＶＴＲＳ」	１ｇ１瓶	401
	セフトリアキソンナトリウム静注用0.5ｇ「ＮＰ」	500mg１瓶	346
	セフトリアキソンナトリウム静注用0.5ｇ「日医工」	500mg１瓶	359
	セフトリアキソンナトリウム静注用１ｇ「ＮＰ」	１ｇ１瓶	422
	セフトリアキソンナトリウム静注用１ｇ「日医工」	１ｇ１瓶	422
	セフトリアキソンナトリウム点滴静注用バッグ１ｇ「ＶＴＲＳ」	１ｇ１キット（生理食塩液100mL付）	1,064
	セフトリアキソンナトリウム点滴用１ｇバッグ「ＮＰ」	１ｇ１キット（生理食塩液100mL付）	1,257
	セフトリアキソンナトリウム１ｇ静注用	１ｇ１瓶	422
	セフトリアキソンナトリウム500mg静注用	500mg１瓶	346
局	セフメタゾールNa静注用0.25ｇ「ＮＰ」	250mg１瓶	270
局	セフメタゾールNa静注用0.5ｇ「ＮＰ」	500mg１瓶	407
局	セフメタゾールNa静注用１ｇ「ＮＰ」	１ｇ１瓶	525
局	セフメタゾールNa静注用２ｇ「ＮＰ」	２ｇ１瓶	804
局	セフメタゾールナトリウム静注用0.25ｇ「日医工」	250mg１瓶	270
局	セフメタゾールナトリウム静注用0.5ｇ「日医工」	500mg１瓶	407
局	セフメタゾールナトリウム静注用１ｇ「日医工」	１ｇ１瓶	525
局	セフメタゾールナトリウム静注用２ｇ「日医工」	２ｇ１瓶	804
局	セフメタゾールナトリウム点滴静注用バッグ１ｇ「ＮＰ」	１ｇ１キット（生理食塩液100mL付）	1,030
	セフメタゾールナトリウム２ｇキット	２ｇ１キット（生理食塩液100mL付）	1,436
局	セフメタゾン筋注用0.5ｇ	500mg１瓶（溶解液付）	727
局	セフメタゾン静注用0.25ｇ	250mg１瓶	270
局	セフメタゾン静注用0.5ｇ	500mg１瓶	407
局	セフメタゾン静注用１ｇ	１ｇ１瓶	486
局	セフメタゾン静注用２ｇ	２ｇ１瓶	738
	ゼプリオン水懸筋注25mgシリンジ	25mg１キット	16,939
	ゼプリオン水懸筋注50mgシリンジ	50mg１キット	27,641
	ゼプリオン水懸筋注75mgシリンジ	75mg１キット	36,297
	ゼプリオン水懸筋注100mgシリンジ	100mg１キット	44,031
	ゼプリオン水懸筋注150mgシリンジ	150mg１キット	56,520
	ゼプリオンＴＲＩ水懸筋注175mgシリンジ	175mg１キット	62,397
	ゼプリオンＴＲＩ水懸筋注263mgシリンジ	263mg１キット	81,676
	ゼプリオンＴＲＩ水懸筋注350mgシリンジ	350mg１キット	99,067
	ゼプリオンＴＲＩ水懸筋注525mgシリンジ	525mg１キット	129,783
	セプーロチン静注用1000単位	1,000国際単位１瓶（溶解液付）	558,108
	セレザイム静注用400単位	400単位１瓶	256,941
局	セレネース注5mg	0.5%1mL１管	130
	セレブロテックキット	１回分	21,325
	洗浄赤血球液－ＬＲ「日赤」	血液200mLに由来する赤血球1袋	9,684
	洗浄赤血球液－ＬＲ「日赤」	血液400mLに由来する赤血球1袋	19,369
	ゼンフォザイム点滴静注用20mg	20mg１瓶	570,420

（そ）

	ソグルーヤ皮下注5mg	5mg1.5mL１キット	26,238
	ソグルーヤ皮下注10mg	10mg1.5mL１キット	52,476
	ソグルーヤ皮下注15mg	15mg1.5mL１キット	76,753

局	ゾシン静注用 2.25	（2.25ｇ）1瓶	923
局	ゾシン静注用 4.5	（4.5ｇ）1瓶	1,160
	ゾシン配合点滴静注用バッグ 4.5	（4.5ｇ）1キット（生理食塩液100mL付）	1,724
	ソセゴン注射液 15 mg	15mg1管	87
	ソセゴン注射液 30 mg	30mg1管	171
	ソナゾイド注射用 16 μＬ	1瓶（溶解液付）	7,829
局	ゾビラックス点滴静注用 250	250mg1瓶	347
	ゾーフィゴ静注	1回分	697,614
	ソマゾン注射用 10 mg	10mg1瓶（溶解液付）	53,252
	ソマチュリン皮下注 60 mg	60mg1筒	166,680
	ソマチュリン皮下注 90 mg	90mg1筒	230,567
	ソマチュリン皮下注 120 mg	120mg1筒	274,121
	ソマトロピンＢＳ皮下注 5 mg「サンド」シュアパル	5mg1筒	11,772
	ソマトロピンＢＳ皮下注 10 mg「サンド」シュアパル	10mg1筒	22,973
	ソマバート皮下注用 10 mg	10mg1瓶（溶解液付）	7,111
	ソマバート皮下注用 15 mg	15mg1瓶（溶解液付）	9,624
	ソマバート皮下注用 20 mg	20mg1瓶（溶解液付）	9,159
	ゾメタ点滴静注 4 mg／５mL	4mg5mL1瓶	7,096
	ゾメタ点滴静注 4 mg／100 mL	4mg100mL1瓶	9,442
	ゾラデックスＬＡ 10.8 mgデポ	10.8mg1筒（ゴセレリンとして）	32,175
	ゾラデックス 1.8 mgデポ	1.8mg1筒（ゴセレリンとして）	18,957
	ゾラデックス 3.6 mgデポ	3.6mg1筒（ゴセレリンとして）	19,869
	ソリクア配合注ソロスター	1キット	4,195
	ソリタックス－Ｈ輸液	500mL1袋	271
	ソリター－Ｔ１号輸液	200mL1袋	189
	ソリター－Ｔ１号輸液	500mL1袋	239
	ソリター－Ｔ２号輸液	200mL1袋	260
	ソリター－Ｔ２号輸液	500mL1袋	277
	ソリター－Ｔ３号Ｇ輸液	200mL1袋	203
	ソリター－Ｔ３号Ｇ輸液	500mL1袋	246
	ソリター－Ｔ３号輸液	200mL1袋	198
	ソリター－Ｔ３号輸液	500mL1袋	210
	ソリター－Ｔ４号輸液	200mL1袋	256
	ソリター－Ｔ４号輸液	500mL1袋	256
	ソリューゲンＦ注	500mL1瓶	206
	ソリューゲンＦ注	500mL1袋	206
	ソリューゲンＧ注	500mL1瓶	197
	ソリューゲンＧ注	200mL1袋	173
	ソリューゲンＧ注	300mL1袋	197
	ソリューゲンＧ注	500mL1袋	221
	ソリリス点滴静注 300 mg	300mg30mL1瓶	615,752
	ソルアセトＦ輸液	500mL1袋	206
	ソルアセトＦ輸液	１Ｌ１袋	356
	ソルアセトＤ輸液	200mL1袋	173
	ソルアセトＤ輸液	250mL1袋	193
	ソルアセトＤ輸液	500mL1袋	278
	ゾルゲンスマ点滴静注	1患者当たり	167,077,222
	ソル・コーテフ静注用 250 mg	250mg1瓶（溶解液付）	808
	ソル・コーテフ静注用 500 mg	500mg1瓶（溶解液付）	1,071
	ソル・コーテフ注射用 100 mg	100mg1瓶（溶解液付）	343
	ソルダクトン静注用 100 mg	100mg1管	176
	ソルダクトン静注用 200 mg	200mg1管	275
	ソルデム１輸液	200mL1袋	189
	ソルデム１輸液	500mL1袋	239
	ソルデム２輸液	200mL1袋	224
	ソルデム２輸液	500mL1袋	248
	ソルデム３ＡＧ輸液	200mL1袋	203
	ソルデム３ＡＧ輸液	500mL1袋	246
	ソルデム３Ａ輸液	200mL1袋	198
	ソルデム３Ａ輸液	500mL1袋	210
	ソルデム３Ａ輸液	１Ｌ１袋	449
	ソルデム３ＰＧ輸液	200mL1袋	279
	ソルデム３ＰＧ輸液	500mL1袋	241
	ソルデム３輸液	200mL1袋	233
	ソルデム３輸液	500mL1袋	246
	ソルデム６輸液	200mL1袋	248
	ソルデム６輸液	500mL1袋	248
	ゾルトファイ配合注　フレックスタッチ	1キット	3,404
	ソルマルト輸液	200mL1袋	218
	ソルマルト輸液	500mL1袋	245
	ソル・メドロール静注用 40 mg	40mg1瓶（溶解液付）	270
	ソル・メドロール静注用 125 mg	125mg1瓶（溶解液付）	593
	ソル・メドロール静注用 500 mg	500mg1瓶（溶解液付）	1,610
	ソル・メドロール静注用 1000 mg	１ｇ１瓶（溶解液付）	2,782
	ソルラクトＳ輸液	250mL1袋	219
	ソルラクトＳ輸液	500mL1袋	228
	ソルラクトＴＭＲ輸液	250mL1袋	251
	ソルラクトＴＭＲ輸液	500mL1袋	294
	ソルラクトＤ輸液	250mL1袋	238
	ソルラクトＤ輸液	500mL1袋	256
局	ソルラクト輸液	250mL1袋	247
局	ソルラクト輸液	500mL1袋	215
局	ソルラクト輸液	１Ｌ１袋	434
	ゾレア皮下注用 150 mg	150mg1瓶	21,819
	ゾレア皮下注 75 mgシリンジ	75mg0.5mL1筒	11,476
	ゾレア皮下注 75 mgペン	75mg0.5mL1キット	11,700
	ゾレア皮下注 150 mgシリンジ	150mg1mL1筒	20,822
	ゾレア皮下注 150 mgペン	150mg1mL1キット	21,260
	ゾレア皮下注 300 mgペン	300mg2mL1キット	39,329
	ゾレドロン酸点滴静注４mg／５mL「ＮＩＧ」	4mg5mL1瓶	5,813
	ゾレドロン酸点滴静注４mg／５mL「ＮＫ」	4mg5mL1瓶	5,683
	ゾレドロン酸点滴静注４mg／５mL「Ｆ」	4mg5mL1瓶	5,651
	ゾレドロン酸点滴静注４mg／５mL「サンド」	4mg5mL1瓶	4,481
	ゾレドロン酸点滴静注４mg／５mL「ニプロ」	4mg5mL1瓶	5,905
	ゾレドロン酸点滴静注４mg／100 mLバッグ「ＮＫ」	4mg100mL1袋	6,294
	ゾレドロン酸点滴静注４mg／100 mLバッグ「ＫＣＣ」	4mg100mL1袋	5,367
	ゾレドロン酸点滴静注４mg／100 mLバッグ「トーワ」	4mg100mL1袋	6,795
	ゾレドロン酸点滴静注４mg／100 mLバッグ「日医工Ｐ」	4mg100mL1袋	6,320
	ゾレドロン酸点滴静注４mg／100 mLバッグ「ニプロ」	4mg100mL1袋	6,051

（た）

	ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　1.5 腹膜透析液	１Ｌ１袋	496
	ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　1.5 腹膜透析液	１Ｌ１袋（排液用バッグ付）	791
	ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　1.5 腹膜透析液	1.5Ｌ１袋	345
	ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　1.5 腹膜透析液	1.5Ｌ１袋（排液用バッグ付）	996
	ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　1.5 腹膜透析液	２Ｌ１袋	597
	ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　1.5 腹膜透析液	２Ｌ１袋（排液用バッグ付）	1,272

ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　1.5腹膜透析液	2.5Ｌ1袋	918
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　1.5腹膜透析液	2.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,403
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　1.5腹膜透析液	5Ｌ1袋	1,436
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　2.5腹膜透析液	1Ｌ1袋	446
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　2.5腹膜透析液	1Ｌ1袋(排液用バッグ付)	298
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　2.5腹膜透析液	1.5Ｌ1袋	152
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　2.5腹膜透析液	1.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	570
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　2.5腹膜透析液	2Ｌ1袋	603
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　2.5腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,086
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　2.5腹膜透析液	2.5Ｌ1袋	410
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　2.5腹膜透析液	2.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,356
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－２　2.5腹膜透析液	5Ｌ1袋	1,180
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　1.5腹膜透析液	1Ｌ1袋	482
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　1.5腹膜透析液	1Ｌ1袋(排液用バッグ付)	882
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　1.5腹膜透析液	1.5Ｌ1袋	625
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　1.5腹膜透析液	1.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,189
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　1.5腹膜透析液	2Ｌ1袋	701
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　1.5腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,227
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　1.5腹膜透析液	2.5Ｌ1袋	956
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　1.5腹膜透析液	2.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,062
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　1.5腹膜透析液	5Ｌ1袋	1,683
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　2.5腹膜透析液	1Ｌ1袋	495
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　2.5腹膜透析液	1Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,038
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　2.5腹膜透析液	1.5Ｌ1袋	613
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　2.5腹膜透析液	1.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,033
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　2.5腹膜透析液	2Ｌ1袋	693
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　2.5腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,056
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　2.5腹膜透析液	2.5Ｌ1袋	972
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　2.5腹膜透析液	2.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,243
ダイアニール－Ｎ　ＰＤ－４　2.5腹膜透析液	5Ｌ1袋	1,630
ダイアニールＰＤ－２　4.25腹膜透析液	1.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,405
ダイアニールＰＤ－２　4.25腹膜透析液	2Ｌ1袋	927
ダイアニールＰＤ－２　4.25腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,559
ダイアニールＰＤ－４　4.25腹膜透析液	1Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,386
ダイアニールＰＤ－４　4.25腹膜透析液	2Ｌ1袋	1,057
ダイアニールＰＤ－４　4.25腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,565
ダイアモックス注射用 500 mg	500mg1瓶	455
タイガシル点滴静注用 50 mg	50mg1瓶	11,072
タイサブリ点滴静注 300 mg	300mg15mL1瓶	230,345
ダイビタミックス注	2mL1管	63
ダイメジン・マルチ注	1瓶	262
タイロゲン筋注用 0.9 mg	0.9mg1瓶	67,330
ダウノマイシン静注用 20 mg	20mg1瓶	1,971
タガメット注射液 200 mg	10％2mL1管	78
ダカルバジン注用 100	100mg1瓶	2,522
㊨ タキソテール点滴静注用 20 mg	20mg0.5mL1瓶(溶解液付)	4,622
㊨ タキソテール点滴静注用 80 mg	80mg2mL1瓶(溶解液付)	16,163
タキソール注射液 30 mg	30mg5mL1瓶	1,413
タキソール注射液 100 mg	100mg16.7mL1瓶	4,491
タクザイロ皮下注 300 mgシリンジ	300mg2mL1筒	1,288,729
タクザイロ皮下注 300 mgペン	300mg2mL1キット	1,288,729
タケプロン静注用 30 mg	30mg1瓶	430
タゾバクタム・ピペラシリン 2.25 ｇキット	(2.25ｇ)1キット(生理食塩液100mL付)	936
㊨ タゾピペ配合静注用 2.25「ＳＮ」	(2.25ｇ)1瓶	858
㊨ タゾピペ配合静注用 2.25「ＤＳＥＰ」	(2.25ｇ)1瓶	858
㊨ タゾピペ配合静注用 2.25「ニプロ」	(2.25ｇ)1瓶	858
㊨ タゾピペ配合静注用 2.25「明治」	(2.25ｇ)1瓶	858
㊨ タゾピペ配合静注用 4.5「ＳＮ」	(4.5ｇ)1瓶	1,160
㊨ タゾピペ配合静注用 4.5「ＤＳＥＰ」	(4.5ｇ)1瓶	892
㊨ タゾピペ配合静注用 4.5「ニプロ」	(4.5ｇ)1瓶	1,160
㊨ タゾピペ配合静注用 4.5「明治」	(4.5ｇ)1瓶	1,160
㊨ タゾピペ配合点滴静注用バッグ 2.25「ＤＳＥＰ」	(2.25ｇ)1キット(生理食塩液100mL付)	936
㊨ タゾピペ配合点滴静注用バッグ 4.5「ＤＳＥＰ」	(4.5ｇ)1キット(生理食塩液100mL付)	1,722
㊨ タゾピペ配合点滴静注用バッグ 4.5「ニプロ」	(4.5ｇ)1キット(生理食塩液100mL付)	1,722
タチオン注射用 100 mg	100mg1管	85
タチオン注射用 200 mg	200mg1管	129
ダットスキャン静注	167MBq1筒	57,684
ダトロウェイ点滴静注用 100 mg	100mg1瓶	311,990
ターゼー皮下注 3 mg	3mg1.5mL1瓶	146,284
ターゼー皮下注 40 mg	40mg1mL1瓶	1,879,962
ダプトマイシン静注用 350 mg「サワイ」	350mg1瓶	4,230
ダプトマイシン静注用 350 mg「ニプロ」	350mg1瓶	4,543
ダラキューロ配合皮下注	15mL1瓶	407,109
ダラザレックス点滴静注 100 mg	100mg5mL1瓶	52,262
ダラザレックス点滴静注 400 mg	400mg20mL1瓶	187,970
㊨ ダラシンＳ注射液 300 mg	300mg1管	400
㊨ ダラシンＳ注射液 600 mg	600mg1管	582
ダルテパリンNa静注 2500単位／10 mLシリンジ「ニプロ」	2,500低分子ヘパリン国際単位10mL1筒	443
ダルテパリンNa静注 3000単位／12 mLシリンジ「ニプロ」	3,000低分子ヘパリン国際単位12mL1筒	566
ダルテパリンNa静注 4000単位／16 mLシリンジ「ニプロ」	4,000低分子ヘパリン国際単位16mL1筒	553
ダルテパリンNa静注 5000単位／5 mL「ＡＦＰ」	5,000低分子ヘパリン国際単位1瓶	463
ダルテパリンNa静注 5000単位／5 mL「サワイ」	5,000低分子ヘパリン国際単位1瓶	571

ダルテパリンNa静注5000単位／5mL「日新」	5,000低分子ヘパリン国際単位1管	571
ダルテパリンNa静注5000単位／20mLシリンジ「ニプロ」	5,000低分子ヘパリン国際単位20mL1筒	774
ダルビアス点滴静注用135mg	135mg1瓶	31,692
ダルベポエチン　アルファ注5μgシリンジ「ＫＫＦ」	5μg0.5mL1筒	412
ダルベポエチン　アルファ注10μgシリンジ「ＫＫＦ」	10μg0.5mL1筒	720
ダルベポエチン　アルファ注15μgシリンジ「ＫＫＦ」	15μg0.5mL1筒	992
ダルベポエチン　アルファ注20μgシリンジ「ＫＫＦ」	20μg0.5mL1筒	1,260
ダルベポエチン　アルファ注30μgシリンジ「ＫＫＦ」	30μg0.5mL1筒	1,848
ダルベポエチン　アルファ注40μgシリンジ「ＫＫＦ」	40μg0.5mL1筒	2,207
ダルベポエチン　アルファ注60μgシリンジ「ＫＫＦ」	60μg0.5mL1筒	3,188
ダルベポエチン　アルファ注120μgシリンジ「ＫＫＦ」	120μg0.5mL1筒	5,710
ダルベポエチン　アルファ注180μgシリンジ「ＫＫＦ」	180μg0.5mL1筒	7,647
ダルベポエチン　アルファＢＳ注5μgシリンジ「三和」	5μg0.5mL1筒	389
ダルベポエチン　アルファＢＳ注5μgシリンジ「ＪＣＲ」	5μg0.5mL1筒	390
ダルベポエチン　アルファＢＳ注10μgシリンジ「三和」	10μg0.5mL1筒	686
ダルベポエチン　アルファＢＳ注10μgシリンジ「ＪＣＲ」	10μg0.5mL1筒	688
ダルベポエチン　アルファＢＳ注15μgシリンジ「三和」	15μg0.5mL1筒	950
ダルベポエチン　アルファＢＳ注15μgシリンジ「ＪＣＲ」	15μg0.5mL1筒	945
ダルベポエチン　アルファＢＳ注20μgシリンジ「三和」	20μg0.5mL1筒	1,207
ダルベポエチン　アルファＢＳ注20μgシリンジ「ＪＣＲ」	20μg0.5mL1筒	1,207
ダルベポエチン　アルファＢＳ注30μgシリンジ「三和」	30μg0.5mL1筒	1,759
ダルベポエチン　アルファＢＳ注30μgシリンジ「ＪＣＲ」	30μg0.5mL1筒	1,773
ダルベポエチン　アルファＢＳ注40μgシリンジ「三和」	40μg0.5mL1筒	2,093
ダルベポエチン　アルファＢＳ注40μgシリンジ「ＪＣＲ」	40μg0.5mL1筒	2,109
ダルベポエチン　アルファＢＳ注60μgシリンジ「三和」	60μg0.5mL1筒	3,081
ダルベポエチン　アルファＢＳ注60μgシリンジ「ＪＣＲ」	60μg0.5mL1筒	3,082
ダルベポエチン　アルファＢＳ注120μgシリンジ「三和」	120μg0.5mL1筒	5,575
ダルベポエチン　アルファＢＳ注120μgシリンジ「ＪＣＲ」	120μg0.5mL1筒	5,568
ダルベポエチン　アルファＢＳ注180μgシリンジ「三和」	180μg0.5mL1筒	7,284
ダルベポエチン　アルファＢＳ注180μgシリンジ「ＪＣＲ」	180μg0.5mL1筒	7,487
局 炭酸水素Na静注７％ＰＬ「フソー」	7％20mL1管	104
局 炭酸水素ナトリウム静注７％「ＮＰ」	7％20mL1管	104
局 炭酸水素ナトリウム静注７％ＰＬ「イセイ」	7％20mL1管	104
局 炭酸水素ナトリウム注射液	7％20mL1管	100
局 炭酸水素ナトリウム注射液	8.4％20mL1管	104
局 炭酸水素ナトリウム注射液	1.26％1Ｌ1袋	463
局 炭酸水素ナトリウム注射液	7％250mL1袋	345
局 炭酸水素ナトリウム注射液	8.4％250mL1袋	346
ダントリウム静注用20mg	20mg1瓶	8,926
タンボコール静注50mg	50mg5mL1管	306
（ち）		
局 チアミン塩化物塩酸塩注射液	5mg1管	104
局 チアミン塩化物塩酸塩注射液	10mg1管	104
局 チアミン塩化物塩酸塩注射液	20mg1管	104
局 チアミン塩化物塩酸塩注射液	50mg1管	104
局 チエクール点滴用0.5ｇ	500mg1瓶	853
局 チエナム点滴静注用0.5ｇ	500mg1瓶	901
チオクト酸注25mg「日新」	0.5％5mL1管	63
局 チオ硫酸ナトリウム注射液	10％20mL1管	434
局 チオ硫酸ナトリウム注射液	10％20mL1瓶	406
チトラミン液「フソー」－４％	4％500mL1袋	965
局 注射用アセチルコリン塩化物	100mg1管（溶解液付）	482
注射用アナクトＣ2,500単位	2,500単位1瓶（溶解液付）	310,060
注射用イホマイド１ｇ	１ｇ1瓶	2,050
局 注射用ＨＣＧ3,000単位「Ｆ」	3,000単位1管	2,769
局 注射用ＨＣＧ5,000単位「Ｆ」	5,000単位1管	3,522
局 注射用ＨＣＧ10,000単位「Ｆ」	10,000単位1管	7,467
注射用エフオーワイ100	100mg1瓶	179
注射用エフオーワイ500	500mg1瓶	486
局 注射用エラスポール100	100mg1瓶	2,938
注射用エンドキサン100mg	100mg1瓶	516
注射用エンドキサン500mg	500mg1瓶	1,500
注射用サイメリン50mg	50mg1瓶	7,940
注射用サイメリン100mg	100mg1瓶	17,460
注射用ＧＨＲＰ科研100	100μg1瓶	6,230
注射用ＧＨＲＰ科研100	100μg1瓶（溶解液付）	6,242
局 注射用水	1mL1管	104
局 注射用水	2mL1管	104
局 注射用水	5mL1管	104
局 注射用水	20mL1管	104
局 注射用水	100mL1瓶	147
局 注射用水	500mL1瓶	216
局 注射用水	１Ｌ1瓶	316
局 注射用水	500mL1袋	268
局 注射用水	１Ｌ1袋	316
局※ 注射用水（ニプロ）	5mL1管	118
局 注射用水ＰＬ「フソー」	20mL1管	104
局※ 注射用水（光）	20mL1管	104
局※ 注射用水（光）	500mL1瓶	268
局※ 注射用水（光）	１Ｌ1瓶	316
局 注射用水「フソー」	5mL1管	118
局 注射用スキサメトニウム塩化物	200mg1瓶（溶解液付）	185
注射用タゴシッド200mg	200mg1瓶	1,397
局 注射用チアミラールナトリウム	300mg1瓶（溶解液付）	458
局 注射用チアミラールナトリウム	500mg1瓶（溶解液付）	572
局 注射用チオペンタールナトリウム	300mg1管	731
局 注射用チオペンタールナトリウム	500mg1管	892
注射用ビクシリンＳ100	（100mg）1瓶	169
注射用ビクシリンＳ500	（500mg）1瓶	569
注射用ビクシリンＳ1000	（１ｇ）1瓶	677
局 注射用ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	500単位1管	153
局 注射用ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	1,000単位1管	708
局 注射用ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	3,000単位1管	1,005

局	注射用ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	5,000単位1管	1,290
局	注射用ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	10,000単位1管	2,712
局	注射用ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	1,000単位1瓶	2,670
局	注射用ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	3,000単位1瓶	2,769
局	注射用ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	5,000単位1瓶	3,522
局	注射用ヒドララジン塩酸塩	20mg1管	233
局	注射用ビンブラスチン硫酸塩	10mg1瓶	2,128
	注射用フィルデシン１mg	1mg1瓶	3,610
	注射用フィルデシン３mg	3mg1瓶	10,627
	注射用フサン10	10mg1瓶	336
	注射用フサン50	50mg1瓶	715
局	注射用プレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム	10mg1管	226
局	注射用プレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム	20mg1管	309
局	注射用プレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム	50mg1管	603
局	注射用ペニシリンＧカリウム20万単位	20万単位1瓶	351
局	注射用ペニシリンＧカリウム100万単位	100万単位1瓶	485
局	注射用メソトレキセート５mg	5mg1瓶	1,027
局	注射用メソトレキセート50mg	50mg1瓶	3,394
	注射用レザフィリン100mg	100mg1瓶	518,684
	チョコラＡ筋注５万単位	5万単位1管	121
	チラーヂンＳ静注液200μg	200μg1mL1管	20,192
	治療用アレルゲンエキス皮下注「トリイ」ブタクサ花粉１：100	2mL1瓶	4,267
	治療用アレルゲンエキス皮下注「トリイ」ブタクサ花粉１：1,000	2mL1瓶	4,267
	治療用アレルゲンエキス皮下注「トリイ」ブタクサ花粉１：10,000	2mL1瓶	4,267
	治療用アレルゲンエキス皮下注「トリイ」ホウレン草花粉１：100	2mL1瓶	4,267
	治療用ダニアレルゲンエキス皮下注「トリイ」1,000ＪＡＵ／mL	2mL1瓶	4,179
	治療用ダニアレルゲンエキス皮下注「トリイ」10,000ＪＡＵ／mL	2mL1瓶	4,179
	治療用ダニアレルゲンエキス皮下注「トリイ」100,000ＪＡＵ／mL	2mL1瓶	4,179
	治療用標準化アレルゲンエキス皮下注「トリイ」スギ花粉200ＪＡＵ／mL	2mL1瓶	4,267
	治療用標準化アレルゲンエキス皮下注「トリイ」スギ花粉2,000ＪＡＵ／mL	2mL1瓶	4,267
局	沈降破傷風トキソイド	0.5mL1瓶	1,173
局	沈降破傷風トキソイド	10mL1瓶	1,220
	（つ）		
	ツインパル輸液	500mL1キット	469
	ツインパル輸液	１L１キット	568
局	ツルドパミ点滴静注200mg	200mg10mL1管	174
	（て）		
	ＴＲＨ注0.5mg「ニプロ」	0.5mg1管	3,498
	テイコプラニン点滴静注用200mg「サワイ」	200mg1瓶	1,397
	テイコプラニン点滴静注用200mg「トーワ」	200mg1瓶	1,376
	テイコプラニン点滴静注用200mg「日医工」	200mg1瓶	1,351
	テイコプラニン点滴静注用200mg「ＶＴＲＳ」	200mg1瓶	1,333
	テイコプラニン点滴静注用200mg「明治」	200mg1瓶	1,337
	テイコプラニン点滴静注用400mg「トーワ」	400mg1瓶	2,460
	テイコプラニン点滴静注用400mg「日医工」	400mg1瓶	2,505
	テイコプラニン点滴静注用400mg「明治」	400mg1瓶	2,492
	Ｄドライ透析剤2.5Ｓ	2瓶1組	1,445
	Ｄドライ透析剤2.75Ｓ	2瓶1組	1,614
	Ｄドライ透析剤3.0Ｓ	2瓶1組	1,792
	低分子デキストランＬ注	250mL1袋	435
	低分子デキストランＬ注	500mL1袋	728
※	低分子デキストラン糖注（大塚製薬工場）	500mL1袋	713
局	Ｄ－マンニトール注射液	20％200mL1瓶	268
局	Ｄ－マンニトール注射液	20％300mL1瓶	444
局	Ｄ－マンニトール注射液	20％500mL1瓶	559
局	Ｄ－マンニトール注射液	15％500mL1袋	597
局	Ｄ－マンニトール注射液	20％300mL1袋	444
	デカドロン注射液1.65mg	1.65mg0.5mL1管	108
	デカドロン注射液3.3mg	3.3mg1mL1管	173
	デカドロン注射液6.6mg	6.6mg2mL1瓶	181
	デキサート注射液1.65mg	1.65mg0.5mL1管	108
	デキサート注射液3.3mg	3.3mg1mL1管	173
	デキサート注射液6.6mg	6.6mg2mL1瓶	197
	デクスメデトミジン静注液200μg「サンド」	200μg2mL1瓶	1,076
	デクスメデトミジン静注液200μg「ニプロ」	200μg2mL1瓶	1,434
	デクスメデトミジン静注液200μg／50mLシリンジ「ニプロ」	200μg50mL1筒	1,877
	テクネＭＡＡキット	1回分	4,315
	テクネＭＡＧ３キット	1回分	25,914
	テクネＭＡＧ３注射液	200MBq1筒	24,000
	テクネＭＡＧ３注射液	300MBq1筒	35,294
	テクネＭＡＧ３注射液	400MBq1筒	46,520
	テクネＭＤＰキット	1回分	3,143
	テクネＭＤＰ注射液	370MBq1筒	21,965
	テクネＭＤＰ注射液	555MBq1筒	21,965
	テクネＭＤＰ注射液	740MBq1筒	29,023
	テクネＭＤＰ注射液	925MBq1筒	37,443
	テクネＤＴＰＡキット	1回分	3,165
	テクネピロリン酸キット	1回分	3,168
	テクネピロリン酸静注	10MBq	396
	テクネフチン酸キット	1回分	2,592
	テクベイリ皮下注30mg	30mg3mL1瓶	216,930
	テクベイリ皮下注153mg	153mg1.7mL1瓶	1,081,023
局	テスチノンデポー筋注用250mg	250mg1mL1管	1,144
局	テストステロンエナント酸エステル注射液	125mg1mL1管	624
局	テストステロンプロピオン酸エステル注射液	10mg1管	233
局	テストステロンプロピオン酸エステル注射液	25mg1管	306
	デスフェラール注射用500mg	500mg1瓶	1,049
	デスモプレシン静注４μg「フェリング」	4μg1管	1,335
局	デスラノシド注射液	0.02％2mL1管	139
	テゼスパイア皮下注210mgシリンジ	210mg1.91mL1筒	169,058

	テゼスパイア皮下注210mgペン	210mg1.91mL1キット	170,987
	テセントリク点滴静注840mg	840mg14mL1瓶	445,699
	テセントリク点滴静注1200mg	1,200mg20mL1瓶	563,917
	テタガムＰ筋注シリンジ250	250国際単位1mL1筒	4,802
	テッペーザ点滴静注用500mg	500mg1瓶	1,175,904
	デノサリン１輸液	200mL1袋	231
	デノサリン１輸液	500mL1袋	242
	デノシン点滴静注用500mg	500mg1瓶	9,360
局	デヒドロコール酸注射液	10%10mL1管	484
	テビムブラ点滴静注100mg	100mg10mL1瓶	214,498
	デファイテリオ静注200mg	200mg2.5mL1瓶	54,091
	デフィブラーゼ点滴静注液10単位	10単位1管	6,631
	テブダック点滴静注用40mg	40mg1瓶	252,241
	デポスタット筋注200mg	10%2mL1管	1,956
	デポ・メドロール水懸注20mg	20mg1mL1瓶	194
	デポ・メドロール水懸注40mg	40mg1mL1瓶	368
	テムセルＨＳ注	10.8mL1袋	884,767
	テモダール点滴静注用100mg	100mg1瓶	30,541
	デュピクセント皮下注200mgシリンジ	200mg1.14mL1筒	39,549
	デュピクセント皮下注200mgペン	200mg1.14mL1キット	39,706
	デュピクセント皮下注300mgシリンジ	300mg2mL1筒	53,493
	デュピクセント皮下注300mgペン	300mg2mL1キット	53,659
	テラルビシン注射用10mg	10mg1瓶	3,424
	テラルビシン注射用20mg	20mg1瓶	7,301
	デリタクト注	1mL1瓶	1,431,918
	テリパラチド酢酸塩静注用100「旭化成」	100酢酸テリパラチド単位1瓶	18,109
	テリパラチドＢＳ皮下注キット600μg「モチダ」	600μg1キット	14,924
	テリボン皮下注用56.5μg	56.5μg1瓶	10,054
	テリボン皮下注用56.5μg	56.5μg1瓶(溶解液付)	10,624
	テリボン皮下注28.2μgオートインジェクター	28.2μg1キット	5,995
	テルフィス点滴静注	200mL1袋	484
	テルフィス点滴静注	500mL1袋	792
局	テルモ生食	100mL1袋	147
局	テルモ生食	500mL1袋	236
局	テルモ生食	１L１袋	356
局	テルモ生食ＴＫ	50mL1キット	165
局	テルモ生食ＴＫ	100mL1キット	212
局	テルモ糖注ＴＫ	5%50mL1キット	152
局	テルモ糖注ＴＫ	5%100mL1キット	258
局	テルモ糖注５％	5%250mL1袋	284
局	テルモ糖注５％	5%500mL1袋	332
	点滴静注用ホスカビル注24mg／mL	６ｇ250mL1瓶	10,579
	（と）		
	動注用アイエーコール50mg	50mg1瓶	27,003
	動注用アイエーコール100mg	100mg1瓶	52,333
	ドキシル注20mg	20mg10mL1瓶	50,167
	ドキソルビシン塩酸塩注射液10mg「サンド」	10mg5mL1瓶	643
	ドキソルビシン塩酸塩注射液50mg「サンド」	50mg25mL1瓶	2,687
局	ドキソルビシン塩酸塩注射用10mg「ＮＫ」	10mg1瓶	612
局	ドキソルビシン塩酸塩注射用50mg「ＮＫ」	50mg1瓶	2,730
	ドグマチール筋注50mg	50mg1管	89
	ドグマチール筋注100mg	100mg1管	129
	トシリズマブＢＳ点滴静注80mg「ＣＴ」	80mg4mL1瓶	6,687
	トシリズマブＢＳ点滴静注200mg「ＣＴ」	200mg10mL1瓶	16,717
	トシリズマブＢＳ点滴静注400mg「ＣＴ」	400mg20mL1瓶	33,434
	ドセタキセル点滴静注液20mg／２mL「サンド」	20mg2mL1瓶	4,622
局	ドセタキセル点滴静注液20mg／２mL「ホスピーラ」	20mg2mL1瓶	2,263
	ドセタキセル点滴静注液80mg／８mL「サンド」	80mg8mL1瓶	16,163
局	ドセタキセル点滴静注液80mg／８mL「ホスピーラ」	80mg8mL1瓶	7,640
局	ドセタキセル点滴静注液120mg／12mL「ホスピーラ」	120mg12mL1瓶	7,204
	ドセタキセル点滴静注20mg／１mL「ニプロ」	20mg1mL1瓶	2,536
	ドセタキセル点滴静注80mg／４mL「ニプロ」	80mg4mL1瓶	8,792
	ドパストン静注25mg	0.25%10mL1管	192
	ドパストン静注50mg	0.25%20mL1管	339
局	ドパミン塩酸塩点滴静注液50mg「ＮＩＧ」	50mg2.5mL1管	512
局	ドパミン塩酸塩点滴静注液100mg「ＮＩＧ」	100mg5mL1管	151
局	ドパミン塩酸塩点滴静注液100mg「ＶＴＲＳ」	100mg5mL1管	151
局	ドパミン塩酸塩点滴静注液200mg「ＮＩＧ」	200mg10mL1管	226
局	ドパミン塩酸塩点滴静注液200mgキット「ＶＴＲＳ」	0.1%200mL1袋	1,362
局	ドパミン塩酸塩点滴静注液200mgバッグ「ＮＩＧ」	0.1%200mL1袋	1,362
局	ドパミン塩酸塩点滴静注液600mgキット「ＶＴＲＳ」	0.3%200mL1袋	1,185
局	ドパミン塩酸塩点滴静注液600mgバッグ「ＮＩＧ」	0.3%200mL1袋	1,429
局	ドパミン塩酸塩点滴静注100mg「イセイ」	100mg5mL1管	151
局	ドパミン塩酸塩点滴静注100mg「ＮＰ」	100mg5mL1管	151
局	ドパミン塩酸塩点滴静注100mg「ツルハラ」	100mg5mL1管	146
	ドパミン塩酸塩0.1％200mLキット	0.1%200mL1袋	1,362
	ドパミン塩酸塩0.3％200mLキット	0.3%200mL1袋	1,429
	ドパミン塩酸塩100mg５mL注射液	100mg5mL1管	146
	ドブタミン塩酸塩点滴静注液100mg「サワイ」	100mg1管	196
	ドブタミン持続静注50mgシリンジ「テルモ」	0.1%50mL1筒	305
	ドブタミン持続静注150mgシリンジ「テルモ」	0.3%50mL1筒	450
	ドブタミン持続静注300mgシリンジ「テルモ」	0.6%50mL1筒	878
	ドブタミン点滴静注液100mg「Ｆ」	100mg1管	181
	ドブタミン点滴静注液100mg「ＶＴＲＳ」	100mg1管	198
	ドブタミン点滴静注液200mgキット「ＶＴＲＳ」	0.1%200mL1袋	1,689
	ドブタミン点滴静注液600mgキット「ＶＴＲＳ」	0.3%200mL1袋	1,594
	ドブタミン点滴静注100mg「アイロム」	100mg1管	251
	ドブトレックスキット点滴静注用200mg	0.1%200mL1袋	1,559
	ドブトレックスキット点滴静注用600mg	0.3%200mL1袋	1,575

	ドブトレックス注射液100 mg	100mg1管	298
局	トブラシン注小児用10 mg	10mg1管	129
局	トブラシン注60 mg	60mg1管	403
局	トブラシン注90 mg	90mg1管	586
	ドプラム注射液400 mg	20mg1mLバイアル	166
局	トポテシン点滴静注40 mg	40mg2mL1瓶	1,039
局	トポテシン点滴静注100 mg	100mg5mL1瓶	2,444
	トラスツズマブＢＳ点滴静注用60 mg「ＮＫ」	60mg1瓶	4,033
	トラスツズマブＢＳ点滴静注用60 mg「ファイザー」	60mg1瓶	3,960
	トラスツズマブＢＳ点滴静注用150 mg「ＮＫ」	150mg1瓶	9,383
	トラスツズマブＢＳ点滴静注用150 mg「ファイザー」	150mg1瓶	8,949
局	トラネキサム酸注１ｇ「ＮＰ」	10%10mL1管	100
局	トラネキサム酸注250 mg／5 mL「日新」	5%5mL1管	104
	トラネキサム酸10％10 mL注射液	10%10mL1管	104
	トラベルミン注	1mL1管	63
	トラマール注100	100mg1管	241
局	トランサミン注５％	5%5mL1管	130
局	トランサミン注10％	10%2.5mL1管	130
局	トランサミン注10％	10%10mL1管	104
	トリセノックス点滴静注12 mg	12mg6mL1瓶	26,932
	トーリセル点滴静注液25 mg	25mg1mL1瓶(希釈液付)	75,259
	トリフリード輸液	500mL1袋	256
	トリフリード輸液	１Ｌ1袋	370
	トルツ皮下注80 mgオートインジェクター	80mg1mL1キット	148,952
	ドルミカム注射液10 mg	10mg2mL1管	115
	トルリシティ皮下注0.75 mgアテオス	0.75mg0.5mL1キット	2,699
	トルリシティ皮下注1.5 mgアテオス	1.5mg0.5mL1キット	5,435
	トレアキシン点滴静注液100 mg／４mL	100mg4mL1瓶	66,868
	トレアキシン点滴静注用25 mg	25mg1瓶	20,060
	トレアキシン点滴静注用100 mg	100mg1瓶	72,394
	トレシーバ注　フレックスタッチ	300単位1キット	1,559
	トレシーバ注　ペンフィル	300単位1筒	1,167
	トレプロスト注射液20 mg	20mg20mL1瓶	137,132
	トレプロスト注射液50 mg	50mg20mL1瓶	275,996
	トレプロスト注射液100 mg	100mg20mL1瓶	376,170
	トレプロスト注射液200 mg	200mg20mL1瓶	595,844
	トレムフィア点滴静注200 mg	200mg20mL1瓶	251,447
	トレムフィア皮下注100 mgシリンジ	100mg1mL1筒	325,040
	トレムフィア皮下注200 mgシリンジ	200mg2mL1筒	339,701
	トレムフィア皮下注200 mgペン	200mg2mL1キット	339,253
	トロデルビ点滴静注用200 mg	200mg1瓶	187,195
局	トロビシン筋注用２ｇ	２ｇ1瓶	2,972
	ドロレプタン注射液25 mg	2.5mg1mLバイアル	90
	（な）		
	ナグラザイム点滴静注液5 mg	5mg5mL1瓶	268,320
	ナゼア注射液0.3 mg	0.3mg2mL1管	2,017
	ナノゾラ皮下注30 mgオートインジェクター	30mg0.375mL1キット	111,521
	ナノゾラ皮下注30 mgシリンジ	30mg0.375mL1筒	110,579
	ナファモスタット注射用10 mg「ＳＷ」	10mg1瓶	336
	ナファモスタット注射用50 mg「ＳＷ」	50mg1瓶	650
	ナファモスタットメシル酸塩注射用10 mg「ＡＹ」	10mg1瓶	299
	ナファモスタットメシル酸塩注射用10 mg「ＮＩＧ」	10mg1瓶	336
	ナファモスタットメシル酸塩注射用50 mg「ＡＹ」	50mg1瓶	650
	ナファモスタットメシル酸塩注射用50 mg「ＮＩＧ」	50mg1瓶	715
	ナファモスタットメシル酸塩注射用100 mg「ＡＹ」	100mg1瓶	841
	ナファモスタットメシル酸塩注射用100 mg「ＮＩＧ」	100mg1瓶	1,138
	ナファモスタットメシル酸塩注射用150 mg「ＡＹ」	150mg1瓶	1,862
	ナファモスタットメシル酸塩注用10 mg「トーワ」	10mg1瓶	299
	ナファモスタットメシル酸塩注用50 mg「トーワ」	50mg1瓶	715
麻	ナルベイン注2 mg	2mg1mL1管	738
麻	ナルベイン注20 mg	20mg2mL1管	6,457
	ナロキソン塩酸塩静注0.2 mg「ＡＦＰ」	0.2mg1mL1管	878
	（に）		
局	ニカルジピン塩酸塩注射液２mg「サワイ」	2mg2mL1管	104
局	ニカルジピン塩酸塩注射液10 mg「サワイ」	10mg10mL1管	104
局	ニカルジピン塩酸塩注射液25 mg「サワイ」	25mg25mL1管	195
	ニカルジピン塩酸塩２mg２mL注射液	2mg2mL1管	104
	ニカルジピン塩酸塩10 mg10 mL注射液	10mg10mL1管	104
	ニカルジピン塩酸塩25 mg25 mL注射液	25mg25mL1管	182
局	ニコチン酸注射液	20mg1管	95
局	ニコチン酸注射液	50mg1管	95
	ニコペリック腹膜透析液	1.5Ｌ1袋	1,013
	ニコペリック腹膜透析液	1.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	2,043
	ニコペリック腹膜透析液	２Ｌ1袋	1,311
	ニコペリック腹膜透析液	２Ｌ1袋(排液用バッグ付)	2,296
	ニコランジル点滴静注用２mg「サワイ」	2mg1瓶	88
	ニコランジル点滴静注用12 mg「サワイ」	12mg1瓶	350
	ニコランジル点滴静注用48 mg「サワイ」	48mg1瓶	1,055
	ニコリンＨ注射液0.5 ｇ	25%2mL1管	337
	ニコリンＨ注射液１ｇ	25%4mL1管	538
	ニコリン注射液100 mg	5%2mL1管	173
	ニコリン注射液250 mg	12.5%2mL1管	236
	ニコリン注射液500 mg	5%10mL1管	310
局	20％ブドウ糖注射液「ニッシン」	20%20mL1管	104
局	20％ブドウ糖注「日医工」	20%20mL1管	104
	ニソリ・Ｓ注	500mL1瓶	228
	ニソリＭ注	250mL1瓶	251
	ニソリＭ注	500mL1瓶	294
	ニチファーゲン注	5mL1管	63
	ニトプロ持続静注液６mg	6mg2mL1管	603
	ニトプロ持続静注液30 mg	30mg10mL1管	2,360
	ニドラン注射用25 mg	25mg1瓶	3,879
	ニドラン注射用50 mg	50mg1瓶	5,607

ニトログリセリン静注１mg／２mL「ＴＥ」	1mg2mL1管	176
ニトログリセリン静注５mg／10mL「ＴＥ」	5mg10mL1管	248
ニトログリセリン静注25mg／50mLＲＦＩＤシリンジ「テルモ」	25mg50mL1筒	1,208
ニトログリセリン静注25mg／50mLシリンジ「ＴＥ」	25mg50mL1筒	1,503
ニトログリセリン注25mg／50mLシリンジ「テルモ」	25mg50mL1筒	1,208
ニトログリセリン点滴静注25mg／50mL「ＴＥ」	25mg50mL1袋	2,035
ニトログリセリン点滴静注50mg／100mL「ＴＥ」	50mg100mL1袋	2,025
ニトロール持続静注25mgシリンジ	25mg50mL1筒	607
ニトロール注５mg	0.05％10mL1管	151
ニトロール注５mgシリンジ	5mg10mL1筒	206
ニトロール点滴静注50mgバッグ	0.05％100mL1袋	1,258
ニトロール点滴静注100mgバッグ	0.05％200mL1袋	1,895
乳酸Na補正液１mEq／mL	1モル20mL1管	63
乳酸ビペリデン注５mg「ヨシトミ」	0.5％1mL1管	63
ニューモバックスＮＰシリンジ	0.5mL1筒	4,735
ニューロライト第一	1回分	18,730
ニューロライト注射液第一	400MBq1筒	29,228
ニューロライト注射液第一	600MBq1筒	44,312
（ぬ）		
ヌーイック静注用250	250国際単位1瓶（溶解液付）	22,543
ヌーイック静注用500	500国際単位1瓶（溶解液付）	41,538
ヌーイック静注用1000	1,000国際単位1瓶（溶解液付）	77,700
ヌーイック静注用2000	2,000国際単位1瓶（溶解液付）	144,395
ヌーイック静注用2500	2,500国際単位1瓶（溶解液付）	176,210
ヌーイック静注用3000	3,000国際単位1瓶（溶解液付）	207,370
ヌーイック静注用4000	4,000国際単位1瓶（溶解液付）	268,164
ヌーカラ皮下注100mgシリンジ	100mg1mL1筒	159,891
ヌーカラ皮下注100mgペン	100mg1mL1キット	159,891
（ね）		
ネオアミユー輸液	200mL1袋	448
ネオシネジンコーワ注１mg	0.1％1mL1管	96
ネオシネジンコーワ注５mg	0.5％1mL1管	102
㊍ ネオスチグミンメチル硫酸塩注射液	0.05％1mL1管	104
㊍ ネオスチグミンメチル硫酸塩注射液	0.05％4mL1管	214
ネオパレン１号輸液	1,000mL1キット	1,127
ネオパレン１号輸液	1,500mL1キット	1,541
ネオパレン２号輸液	1,000mL1キット	1,188
ネオパレン２号輸液	1,500mL1キット	1,595
ネオビタカイン注シリンジ２mL	2mL1筒	385
ネオビタカイン注シリンジ５mL	5mL1筒	351
ネオビタカイン注２mL	2mL1管	186
ネオビタカイン注５mL	5mL1管	226
ネオフィリン注点滴用バッグ250mg	250mg250mL1袋	209
㊍ ネオフィリン注ＰＬ250mg	2.5％10mL1管	104
ネオラミン・スリービー液（静注用）	10mL1管	117
ネクスビアザイム点滴静注用100mg	100mg1瓶	196,940
ネスプ注射液５μgプラシリンジ	5μg0.5mL1筒	800
ネスプ注射液10μgプラシリンジ	10μg0.5mL1筒	841
ネスプ注射液15μgプラシリンジ	15μg0.5mL1筒	1,810
ネスプ注射液20μgプラシリンジ	20μg0.5mL1筒	1,955
ネスプ注射液30μgプラシリンジ	30μg0.5mL1筒	3,404
ネスプ注射液40μgプラシリンジ	40μg0.5mL1筒	3,884
ネスプ注射液60μgプラシリンジ	60μg0.5mL1筒	5,212
ネスプ注射液120μgプラシリンジ	120μg0.5mL1筒	8,615
ネスプ注射液180μgプラシリンジ	180μg0.5mL1筒	11,281
（の）		
ノイトロジン注50μg	50μg1瓶	1,937
ノイトロジン注100μg	100μg1瓶	3,586
ノイトロジン注250μg	250μg1瓶	8,139
ノイロトロピン注射液1.2単位	1mL1管	84
ノイロトロピン注射液3.6単位	3mL1管	158
濃厚血小板ＨＬＡ－ＬＲ「日赤」	10単位約200mL1袋	97,438
濃厚血小板ＨＬＡ－ＬＲ「日赤」	15単位約250mL1袋	146,157
濃厚血小板ＨＬＡ－ＬＲ「日赤」	20単位約250mL1袋	194,875
濃厚血小板－ＬＲ「日赤」	1単位約20mL1袋	7,984
濃厚血小板－ＬＲ「日赤」	2単位約40mL1袋	15,968
濃厚血小板－ＬＲ「日赤」	5単位約100mL1袋	40,796
濃厚血小板－ＬＲ「日赤」	10単位約200mL1袋	81,262
濃厚血小板－ＬＲ「日赤」	15単位約250mL1袋	121,881
濃厚血小板－ＬＲ「日赤」	20単位約250mL1袋	162,510
ノクサフィル点滴静注300mg	300mg16.7mL1瓶	25,969
ノバクトM静注用500単位	500単位1瓶（溶解液付）	42,538
ノバクトM静注用2000単位	2,000単位1瓶（溶解液付）	63,694
ノバスタンＨＩ注10mg／２mL	10mg2mL1管	1,205
ノバミン筋注５mg	0.5％1mL1管	63
ノバントロン注10mg	10mg5mL1瓶	16,294
ノバントロン注20mg	20mg10mL1瓶	29,719
ノーベルバール静注用250mg	250mg1瓶	1,802
ノボエイト静注用250	250国際単位1瓶（溶解液付）	12,040
ノボエイト静注用500	500国際単位1瓶（溶解液付）	27,015
ノボエイト静注用1000	1,000国際単位1瓶（溶解液付）	62,001
ノボエイト静注用1500	1,500国際単位1瓶（溶解液付）	68,361
ノボエイト静注用2000	2,000国際単位1瓶（溶解液付）	99,009
ノボエイト静注用3000	3,000国際単位1瓶（溶解液付）	143,698
ノボサーティーン静注用2500	2,500国際単位1瓶（溶解液付）	3,716,010
ノボセブンＨＩ静注用１mgシリンジ	1mg1mL1瓶（溶解液付）	82,739
ノボセブンＨＩ静注用２mgシリンジ	2mg2mL1瓶（溶解液付）	157,343
ノボセブンＨＩ静注用５mgシリンジ	5mg5mL1瓶（溶解液付）	398,849

	ノボラピッド注　フレックスタッチ	300単位1キット	1,380
	ノボラピッド注　フレックスペン	300単位1キット	1,058
	ノボラピッド注　ペンフィル	300単位1筒	732
	ノボラピッド注　100単位／mL	100単位1mLバイアル	158
	ノボラピッド30ミックス注フレックスペン	300単位1キット	1,251
	ノボラピッド30ミックス注ペンフィル	300単位1筒	963
	ノボラピッド50ミックス注フレックスペン	300単位1キット	1,203
局	ノボリンＲ注フレックスペン	300単位1キット	997
局	ノボリンＲ注　100単位／mL	100単位1mLバイアル	243
局	ノボリンＮ注フレックスペン	300単位1キット	1,122
局	ノボリン30Ｒ注フレックスペン	300単位1キット	1,181
	ノーモサング点滴静注250mg	250mg10mL1管	154,716
局	ノルアドレナリン注射液	0.1%1mL1管	104
	ノルディトロピン　フレックスプロ注　5mg	5mg1キット	30,852
	ノルディトロピン　フレックスプロ注　10mg	10mg1キット	52,589
	ノルディトロピン　フレックスプロ注　15mg	15mg1キット	88,535
	（は）		
	肺炎球菌ワクチン	0.5mL1瓶	4,706
	バイオゲン静注50mg	50mg20mL1管	63
	ハイカムチン注射用1.1mg	1.1mg1瓶	5,781
	ハイカムチン点滴静注液1mg／1mL	1mg1mL1瓶	5,781
	ハイカリックＲＦ輸液	250mL1袋	582
	ハイカリックＲＦ輸液	500mL1袋	558
	ハイカリック液－1号	700mL1袋	531
	ハイカリック液－2号	700mL1袋	609
	ハイカリック液－3号	700mL1袋	610
	ハイキュービア10％皮下注セット5ｇ／50mL	1セット	56,816
	ハイキュービア10％皮下注セット10ｇ／100mL	1セット	112,154
	ハイキュービア10％皮下注セット20ｇ／200mL	1セット	221,382
	バイクロット配合静注用	（第Ⅶａ因子1.5mg第Ｘ因子15mg）1瓶（溶解液付）	268,272
	バイクロット配合静注用2.5mL	（第Ⅶａ因子1.5mg第Ｘ因子15mg）1瓶（溶解液付）	268,272
	バイクロット配合静注用5mL	（第Ⅶａ因子3.0mg第Ｘ因子30mg）1瓶（溶解液付）	536,544
	バイクロット配合静注用10mL	（第Ⅶａ因子6.0mg第Ｘ因子60mg）1瓶（溶解液付）	1,073,088
	ハイゼントラ20％皮下注1ｇ／5mL	1ｇ5mL1瓶	13,742
	ハイゼントラ20％皮下注1ｇ／5mLシリンジ	1ｇ5mL1筒	13,485
	ハイゼントラ20％皮下注2ｇ／10mL	2ｇ10mL1瓶	26,449
	ハイゼントラ20％皮下注2ｇ／10mLシリンジ	2ｇ10mL1筒	26,566
	ハイゼントラ20％皮下注4ｇ／20mL	4ｇ20mL1瓶	52,216
	ハイゼントラ20％皮下注4ｇ／20mLシリンジ	4ｇ20mL1筒	52,410
	バイフィル専用炭酸水素ナトリウム補充液1.39％	2Ｌ1袋	1,700
	バイフィル透析剤	6Ｌ1瓶	2,047
	ハイ・プレアミンＳ注－10％	（10％）20mL1管	63
	ハイ・プレアミン注－10％	（10％）20mL1管	63
	バオスクレー内痔核内注射用250mg	5％5mL1管	4,583
	バクトラミン注	5mL1管	665
局	バクフォーゼ静注用0.5ｇ	（500mg）1瓶	258
局	バクフォーゼ静注用1ｇ	（1ｇ）1瓶	266
	パクリタキセル注射液30mg「ＮＰ」	30mg5mL1瓶	1,368
	パクリタキセル注射液100mg「ＮＰ」	100mg16.7mL1瓶	4,981
	パクリタキセル注30mg／5mL「ＮＫ」	30mg5mL1瓶	1,422
	パクリタキセル注100mg／16.7mL「ＮＫ」	100mg16.7mL1瓶	4,580
	パーサビブ静注透析用シリンジ2.5mg	2.5mg2mL1筒	742
	パーサビブ静注透析用シリンジ5mg	5mg2mL1筒	1,071
	パーサビブ静注透析用シリンジ10mg	10mg2mL1筒	1,548
	パーサビブ静注透析用2.5mg	2.5mg2mL1瓶	673
	パーサビブ静注透析用5mg	5mg2mL1瓶	1,018
	パーサビブ静注透析用10mg	10mg2mL1瓶	1,513
	パージェタ点滴静注420mg／14mL	420mg14mL1瓶	206,472
局	パシル点滴静注液300mg	300mg100mL1キット	1,090
局	パシル点滴静注液500mg	500mg100mL1キット	1,261
局	パズクロス点滴静注液300mg	300mg100mL1キット	1,145
局	パズクロス点滴静注液500mg	500mg100mL1キット	1,326
局	パズクロス点滴静注液1000mg	1,000mg200mL1キット	2,030
	ハーセプチン注射用60	60mg1瓶	9,807
	ハーセプチン注射用150	150mg1瓶	22,063
局	バソプレシン注射液	20単位1管	509
	パドセブ点滴静注用20mg	20mg1瓶	54,059
	パドセブ点滴静注用30mg	30mg1瓶	80,674
	パニマイシン注射液50mg	50mg1管	462
	パニマイシン注射液100mg	100mg1管	705
局	パパベリン塩酸塩注射液	4％1mL1管	104
	バビースモ硝子体内注射液120mg／mL	6mg0.05mL1瓶	141,784
	バビースモ硝子体内注射用キット120mg／mL	6mg0.05mL1筒	141,784
	パーヒューザミン注	10MBq	2,456
局	ハベカシン注射液25mg	25mg0.5mL1管	2,256
局	ハベカシン注射液75mg	75mg1.5mL1管	5,395
局	ハベカシン注射液100mg	100mg2mL1管	4,627
局	ハベカシン注射液200mg	200mg4mL1管	5,830
	バベンチオ点滴静注200mg	200mg10mL1瓶	166,397
	パミドロン酸二Na点滴静注用15mg「サワイ」	15mg1瓶	3,034
	パミドロン酸二Na点滴静注用30mg「サワイ」	30mg1瓶	5,608
	パム静注500mg	2.5％20mL1管	1,869
※	パラアミノ馬尿酸ソーダ注射液10％（ＡＦＰ）	10％20mL1管	1,949
	ハラヴェン静注1mg	1mg2mL1瓶	50,010
局	パラプラチン注射液50mg	50mg5mL1瓶	1,217
局	パラプラチン注射液150mg	150mg15mL1瓶	3,001
局	パラプラチン注射液450mg	450mg45mL1瓶	7,514
	パリンジック皮下注2.5mg	2.5mg0.5mL1筒	61,606
	パリンジック皮下注10mg	10mg0.5mL1筒	64,155
	パリンジック皮下注20mg	20mg1mL1筒	65,468
局	パルクス注ディスポ10μg	10μg2mL1筒	1,482
局	パルクス注5μg	5μg1mL1管	1,204
局	パルクス注10μg	10μg2mL1管	1,295
	パルタンM注0.2mg	0.02％1mL1管	82

	ハルトマン液「コバヤシ」	500mL1瓶	215
	ハルトマン液「コバヤシ」	500mL1袋	228
	ハルトマン－Ｇ３号輸液	200mL1袋	198
	ハルトマン－Ｇ３号輸液	500mL1袋	210
	ハルトマンＤ液「フソー」	500mL1瓶	205
	ハルトマンＤ液「フソー」	500mL1袋	256
	ハルトマン輸液「ＮＰ」	500mL1袋	248
	ハルトマン輸液pH８「ＮＰ」	500mL1袋	248
	ハルトマン輸液pH８「ＮＰ」	１Ｌ１袋	434
	パルナパリンNa透析用100単位／mLシリンジ20mL「フソー」	2,000低分子量ヘパリン単位20mL1筒	598
	パルナパリンNa透析用150単位／mLシリンジ20mL「フソー」	3,000低分子量ヘパリン単位20mL1筒	733
	パルナパリンNa透析用200単位／mLシリンジ20mL「フソー」	4,000低分子量ヘパリン単位20mL1筒	940
	パレセーフ輸液	500mL1キット	479
	パレプラス輸液	500mL1キット	549
	パレプラス輸液	1,000mL1キット	883
	パロノセトロン静注0.75mg／２mLシリンジ「ＮＰ」	0.75mg2mL1筒	2,836
	パロノセトロン静注0.75mg／２mLシリンジ「トーワ」	0.75mg2mL1筒	4,297
	パロノセトロン静注0.75mg／２mL「日医工」	0.75mg2mL1瓶	4,337
	パロノセトロン静注0.75mg／５mL「タイホウ」	0.75mg5mL1瓶	4,129
	パロノセトロン点滴静注バッグ0.75mg／50mL「タイホウ」	0.75mg50mL1袋	4,363
局	ハロペリドール注５mg「ヨシトミ」	0.5%1mL1管	104
	ハロマンス注50mg	50mg1mL1管	1,407
	ハロマンス注100mg	100mg1mL1管	2,203
局	バンコマイシン塩酸塩点滴静注用0.5ｇ「サワイ」	0.5ｇ1瓶	681
局	バンコマイシン塩酸塩点滴静注用0.5ｇ「ＶＴＲＳ」	0.5ｇ1瓶	754
局	バンコマイシン塩酸塩点滴静注用0.5ｇ「明治」	0.5ｇ1瓶	980
局	バンコマイシン塩酸塩点滴静注用１ｇ「ＶＴＲＳ」	１ｇ1瓶	1,505
局	バンコマイシン塩酸塩点滴静注用１ｇ「明治」	１ｇ1瓶	1,957
	バンコマイシン塩酸塩0.5ｇ静注用	0.5ｇ1瓶	980
局	バンコマイシン点滴静注用0.5ｇ「トーワ」	0.5ｇ1瓶	648
局	パンスポリン筋注用0.25ｇ	250mg1瓶（溶解液付）	598
局	パンスポリン静注用0.25ｇ	250mg1瓶	270
局	パンスポリン静注用0.5ｇ	500mg1瓶	360
局	パンスポリン静注用１ｇ	１ｇ1瓶	373
局	パンスポリン静注用１ｇバッグＳ	１ｇ1キット（生理食塩液100mL付）	1,014
局	パンスポリン静注用１ｇバッグＧ	１ｇ1キット（5%ブドウ糖注射液100mL付）	1,429
	パンテチン注200mg「ＫＣＣ」	200mg1管	85
	パンテノール注100mg「ＫＣＣ」	100mg1管	70
	パンテノール注250mg「ＫＣＣ」	250mg1管	73
	パンテノール注500mg「ＫＣＣ」	500mg1管	82
	パントシン注５％	100mg1管	63
	パントシン注10％	200mg1管	63
	パントール注射液100mg	100mg1管	63
	パントール注射液250mg	250mg1管	63
	パントール注射液500mg	500mg1管	63
	ハンプ注射用1000	1,000μg1瓶	1,113
	（ひ）		
	ピアスカイ注340mg	340mg2mL1瓶	1,978,062
局	ヒアルロン酸Na関節注25mgシリンジ「ＮＩＧ」	1%2.5mL1筒	288
局	ヒアルロン酸Na関節注25mgシリンジ「ＮＰ」	1%2.5mL1筒	600
局	ヒアルロン酸Na関節注25mgシリンジ「ツルハラ」	1%2.5mL1筒	600
局	ヒアルロン酸Na関節注25mgシリンジ「トーワ」	1%2.5mL1筒	393
局	ヒアルロン酸Na関節注25mgシリンジ「明治」	1%2.5mL1筒	600
局	ヒアルロン酸Na関節注25mg「日新」	1%2.5mL1管	258
局	ヒアルロン酸ナトリウム関節注25mg「日医工」	1%2.5mL1管	258
	ピヴラッツ点滴静注液150mg	150mg6mL1瓶	80,596
	ピーエヌツイン－１号輸液	1キット	704
	ピーエヌツイン－２号輸液	1キット	785
	ピーエヌツイン－３号輸液	1キット	890
	ビオチン注1mg「フソー」	1mg1管	63
	ビカネイト輸液	500mL1袋	288
	ビカネイト輸液	１Ｌ１袋	504
	ビカーボン輸液	500mL1袋	364
局	光糖液５％	5%20mL1管	104
局	光糖液５％	5%500mL1瓶	332
局	光糖液５％	5%250mL1袋	284
局	光糖液５％	5%500mL1袋	332
局	光糖液10％	10%500mL1袋	240
局	光糖液20％	20%20mL1管	104
局	光糖液20％	20%500mL1袋	313
局	光糖液30％	30%500mL1袋	306
局	光糖液50％	50%20mL1管	104
	ビキセオス配合静注用	（144mg）1瓶	877,877
局	ビクシリン注射用0.25ｇ	250mg1瓶	231
局	ビクシリン注射用0.5ｇ	500mg1瓶	335
局	ビクシリン注射用１ｇ	１ｇ1瓶	481
局	ビクシリン注射用２ｇ	２ｇ1瓶	818
	ビクトーザ皮下注18mg	18mg3mL1キット	4,634
	ビザミル静注	185MBq1瓶	196,481
	ヒシセオール配合点滴静注	200mL1袋	306
	ヒシセオール配合点滴静注	300mL1袋	373
	ヒシセオール配合点滴静注	500mL1袋	591
	ヒシナルク３号輸液	200mL1袋	198
	ヒシナルク３号輸液	500mL1袋	210
	ビジパーク270注20mL	54.97%20mL1瓶	1,394
	ビジパーク270注50mL	54.97%50mL1瓶	3,195
	ビジパーク270注100mL	54.97%100mL1瓶	6,416
	ビジパーク320注50mL	65.15%50mL1瓶	4,471
	ビジパーク320注100mL	65.15%100mL1瓶	7,949
	ピシバニール注射用１ＫＥ	１ＫＥ1瓶	5,754
	ピシバニール注射用５ＫＥ	５ＫＥ1瓶	11,570
局	ピシリバクタ静注用0.75ｇ	（0.75ｇ）1瓶	392
局	ピシリバクタ静注用1.5ｇ	（1.5ｇ）1瓶	522
局	ピシリバクタ静注用３ｇ	（３ｇ）1瓶	778
	ビスダイン静注用15mg	15mg1瓶	134,340
	ヒスタグロビン皮下注用	（人免疫グロブリン12mgヒスタミン二塩酸塩0.15μg）1瓶（溶解液付）	1,444
	ピーゼットシー筋注２mg	0.2%1mL1管	63
	ビダーザ注射用100mg	100mg1瓶	19,862
	ビタジェクト注キット	2筒1キット	589
	ビタメジン静注用	1瓶	156

	ヒト下垂体性性腺刺激ホルモン75単位注射用	75単位1瓶（溶解液付）	1,303
	ヒト下垂体性性腺刺激ホルモン150単位注射用	150単位1瓶（溶解液付）	1,464
	ピドキサール注10mg	10mg1管	86
	ピドキサール注30mg	30mg1管	87
	ヒトＣＲＨ静注用100μg「ニプロ」	100μg1瓶（溶解液付）	15,924
局	人全血液－ＬＲ「日赤」	血液200mLに由来する血液量1袋	8,350
局	人全血液－ＬＲ「日赤」	血液400mLに由来する血液量1袋	16,700
	人ハプトグロビン	2,000単位100mL1瓶	91,194
局	人免疫グロブリン	150mg1mL	1,370
	ヒドロコルチゾンリン酸エステルNa静注液100mg「ＡＦＰ」	100mg2mL1管	191
	ヒドロコルチゾンリン酸エステルNa静注液500mg「ＡＦＰ」	500mg10mL1瓶	715
	ピノルビン注射用10mg	10mg1瓶	3,986
	ピノルビン注射用20mg	20mg1瓶	7,764
	ピノルビン注射用30mg	30mg1瓶	11,979
	ヒフデュラ配合皮下注	5.6mL1瓶	634,797
	ヒフデュラ配合皮下注シリンジ	5mL1筒	665,026
	ビーフリード輸液	500mL1キット	551
	ビーフリード輸液	1Ｌ1キット	779
	ビプリブ点滴静注用400単位	400単位1瓶	305,550
局	ピペラシリンNa注射用１ｇ「ＮＩＧ」	1ｇ1瓶	332
局	ピペラシリンNa注射用２ｇ「ＮＩＧ」	2ｇ1瓶	579
局	ピペラシリンNa注用１ｇ「トーワ」	1ｇ1瓶	332
局	ピペラシリンNa注用２ｇ「トーワ」	2ｇ1瓶	579
	ピペラシリンナトリウム１ｇキット	1ｇ1キット（生理食塩液100mL付）	831
	ピペラシリンナトリウム１ｇ注射用	1ｇ1瓶	329
	ピペラシリンナトリウム２ｇキット	2ｇ1キット（生理食塩液100mL付）	1,109
	ピペラシリンナトリウム２ｇ注射用	2ｇ1瓶	572
	ヒベルナ注25mg	2.5%1mL1管	63
	ヒポクライン注射液1.2	1.2mg3mL1管	18,564
	ヒポクライン注射液2.4	2.4mg3mL1管	35,193
	ビミジム点滴静注液5mg	5mg5mL1瓶	132,314
	ビムパット点滴静注100mg	100mg10mL1瓶	2,450
	ビムパット点滴静注200mg	200mg20mL1瓶	4,298
	ヒムペブジ皮下注150mgペン	150mg1mL1キット	883,108
局	ヒューマリンＲ注カート	300単位1筒	864
局	ヒューマリンＲ注ミリオペン	300単位1キット	1,159
局	ヒューマリンＲ注100単位／mL	100単位1mLバイアル	228
局	ヒューマリンＮ注カート	300単位1筒	920
局	ヒューマリンＮ注ミリオペン	300単位1キット	1,243
局	ヒューマリンＮ注100単位／mL	100単位1mLバイアル	269
局	ヒューマリン３／７注カート	300単位1筒	913
局	ヒューマリン３／７注ミリオペン	300単位1キット	1,296
局	ヒューマリン３／７注100単位／mL	100単位1mLバイアル	307
	ヒューマログ注カート	300単位1筒	903
	ヒューマログ注ミリオペン	300単位1キット	1,108
	ヒューマログ注ミリオペンＨＤ	300単位1キット	1,108
	ヒューマログ注100単位／mL	100単位1mLバイアル	215
	ヒューマログミックス25注カート	300単位1筒	969
	ヒューマログミックス25注ミリオペン	300単位1キット	1,208
	ヒューマログミックス50注カート	300単位1筒	982
	ヒューマログミックス50注ミリオペン	300単位1キット	1,168
	ヒュミラ皮下注20mgシリンジ0.2mL	20mg0.2mL1筒	22,761
	ヒュミラ皮下注40mgシリンジ0.4mL	40mg0.4mL1筒	46,856
	ヒュミラ皮下注40mgペン0.4mL	40mg0.4mL1キット	40,275
	ヒュミラ皮下注80mgシリンジ0.8mL	80mg0.8mL1筒	88,274
	ヒュミラ皮下注80mgペン0.8mL	80mg0.8mL1キット	83,873
	ヒュンタラーゼ脳室内注射液15mg	15mg1mL1瓶	1,981,462
	ピリヴィジェン10％静注2.5ｇ／25mL	2.5ｇ25mL1瓶	29,210
	ピリヴィジェン10％静注5ｇ／50mL	5ｇ50mL1瓶	57,585
	ピリヴィジェン10％静注10ｇ／100mL	10ｇ100mL1瓶	114,911
	ピリヴィジェン10％静注20ｇ／200mL	20ｇ200mL1瓶	229,624
	ビリスコピン点滴静注50	10.55%100mL1瓶	9,441
	ピリドキサール注10mg「イセイ」	10mg1管	63
局	ピリドキシン塩酸塩注射液	10mg1管	104
局	ピリドキシン塩酸塩注射液	30mg1管	104
	ビーリンサイト点滴静注用35μg	35μg1瓶（輸液安定化液付）	285,961
	ビルテプソ点滴静注250mg	250mg5mL1瓶	91,136
	ヒルトニン0.5mg注射液	0.5mg1管	521
	ヒルトニン1mg注射液	1mg1mL1管	1,247
	ヒルトニン2mg注射液	2mg1mL1管	2,580
	ビロイ点滴静注用100mg	100mg1瓶	63,956
	ビロイ点滴静注用300mg	300mg1瓶	188,143
	ビンゼレックス皮下注160mgオートインジェクター	160mg1mL1キット	156,820
	ビンゼレックス皮下注160mgシリンジ	160mg1mL1筒	156,587
	ビンゼレックス皮下注320mgオートインジェクター	320mg2mL1キット	303,466
	（ふ）		
	ファイバ静注用1000	1,000単位20mL1瓶（溶解液付）	190,142
	５－ＦＵ注250mg	250mg1瓶	228
	５－ＦＵ注1000mg	1,000mg1瓶	667
	ファスジル塩酸塩点滴静注液30mg「ＫＣＣ」	30.8mg2mL1管	703
局	ファーストシン静注用0.5ｇ	500mg1瓶	664
局	ファーストシン静注用１ｇ	1ｇ1瓶	927
	ファセンラ皮下注10mgシリンジ	10mg0.5mL1筒	134,121
	ファセンラ皮下注30mgシリンジ	30mg1mL1筒	335,309
	ファセンラ皮下注30mgペン	30mg1mL1キット	351,731
	ファブラザイム点滴静注用5mg	5mg1瓶	95,674
	ファブラザイム点滴静注用35mg	35mg1瓶	528,502
局	ファモチジン注射液10mg「トーワ」	10mg1mL1管	104
局	ファモチジン注射液20mg「トーワ」	20mg2mL1管	104
局	ファモチジン注射用10mg「オーハラ」	10mg1管	134
局	ファモチジン注射用10mg「タカタ」	10mg1管	146

局	ファモチジン注射用 10 mg「テバ」	10mg1管	104
局	ファモチジン注射用 20 mg「タカタ」	20mg1管	146
	ファモチジン 10 mg 10 mL注射液	10mg10mL1管	104
	ファモチジン 20 mg注射用	20mg1管	104
	ファモチジン 20 mg 20 mL注射液	20mg20mL1管	104
	ファンガード点滴用 25 mg	25mg1瓶	1,577
	ファンガード点滴用 50 mg	50mg1瓶	2,472
	ファンガード点滴用 75 mg	75mg1瓶	3,965
局	ファンギゾン注射用 50 mg	50mg1瓶	1,330
	フィアスプ注　フレックスタッチ	300単位1キットット	1,289
	フィアスプ注　ペンフィル	300単位1筒	871
	フィアスプ注　100 単位／mL	100単位1mLバイアル	216
	フィコンパ点滴静注用 2 mg	2mg1瓶	1,962
	フィジオゾール 3 号輸液	500mL1袋	238
	フィジオ 35 輸液	250mL1袋	237
	フィジオ 35 輸液	500mL1袋	268
	フィジオ 70 輸液	500mL1袋	315
	フィジオ 140 輸液	250mL1袋	233
	フィジオ 140 輸液	500mL1袋	256
局	フィニバックスキット点滴静注用 0.25 g	250mg1キット（生理食塩液100mL付）	1,889
局	フィニバックス点滴静注用 0.25 g	250mg1瓶	949
局	フィニバックス点滴静注用 0.5 g	500mg1瓶	1,562
局	ブイフェンド 200 mg静注用	200mg1瓶	5,145
	フィブロガミンＰ静注用	240国際単位1瓶（溶解液付）	8,324
	フィラジル皮下注 30 mgシリンジ	30mg3mL1筒	328,402
	フィルグラスチムＢＳ注 75 μgシリンジ「ＮＫ」	75μg0.3mL1筒	2,713
	フィルグラスチムＢＳ注 75 μgシリンジ「Ｆ」	75μg0.3mL1筒	1,942
	フィルグラスチムＢＳ注 150 μgシリンジ「ＮＫ」	150μg0.6mL1筒	3,340
	フィルグラスチムＢＳ注 150 μgシリンジ「Ｆ」	150μg0.6mL1筒	3,165
	フィルグラスチムＢＳ注 300 μgシリンジ「ＮＫ」	300μg0.7mL1筒	5,351
	フィルグラスチムＢＳ注 300 μgシリンジ「Ｆ」	300μg0.7mL1筒	5,012
	フェインジェクト静注 500 mg	500mg10mL1瓶	5,759
	フェジン静注 40 mg	40mg2mL1管	127
	フェスゴ配合皮下注　ＩＮ	15mL1瓶	452,686
	フェスゴ配合皮下注　ＭＡ	10mL1瓶	257,938
	フェソロデックス筋注 250 mg	250mg5mL1筒	38,401
	フェトロージャ点滴静注用 1 g	1ｇ1瓶	20,203
	フェノバール注射液 100 mg	10％1mL1管	70
局	フェノールスルホンフタレイン注射液	0.6％1.3mL1管	100
麻	フェンタニル注射液 0.1 mg「第一三共」	0.005％2mL1管	242
麻	フェンタニル注射液 0.1 mg「テルモ」	0.005％2mL1管	242
麻	フェンタニル注射液 0.25 mg「第一三共」	0.005％5mL1管	515
麻	フェンタニル注射液 0.25 mg「テルモ」	0.005％5mL1管	515
麻	フェンタニル注射液 0.5 mg「テルモ」	0.005％10mL1管	887
	フォリスチム注 300 ＩＵカートリッジ	300国際単位0.36mL1筒	11,381
	フォリスチム注 600 ＩＵカートリッジ	600国際単位0.72mL1筒	20,936
	フォリスチム注 900 ＩＵカートリッジ	900国際単位1.08mL1筒	29,923
	フォリルモンＰ注 75	75単位1管（溶解液付）	1,476
	フォリルモンＰ注 150	150単位1管（溶解液付）	2,441
	フォルテオ皮下注キット 600 μg	600μg1キット	20,071
局麻	複方オキシコドン・アトロピン注射液	1mL1管	372
局麻	複方オキシコドン注射液	1mL1管	349
	ブスコパン注 20 mg	2％1mL1管	63
	ブスルフェクス点滴静注用 60 mg	60mg1瓶	27,117
	ブチルスコポラミン臭化物注射液 20 mg「タカタ」	2％1mL1管	63
	ブチルスコポラミン臭化物注 20 mg「ＮＰ」	2％1mL1管	86
	ブドウ糖注射液	5％20mL1管	100
局	ブドウ糖注射液	10％20mL1管	104
	ブドウ糖注射液	20％20mL1管	100
局	ブドウ糖注射液	5％50mL1瓶	155
局	ブドウ糖注射液	5％100mL1瓶	162
局	ブドウ糖注射液	5％200mL1瓶	159
局	ブドウ糖注射液	5％250mL1瓶	284
局	ブドウ糖注射液	5％500mL1瓶	331
局	ブドウ糖注射液	5％1Ｌ1瓶	220
局	ブドウ糖注射液	50％100mL1瓶	157
局	ブドウ糖注射液	50％300mL1瓶	256
局	ブドウ糖注射液	50％500mL1瓶	309
局	ブドウ糖注射液	5％100mL1袋	162
局	ブドウ糖注射液	5％200mL1袋	200
局	ブドウ糖注射液	5％250mL1袋	227
局	ブドウ糖注射液	5％500mL1袋	331
局	ブドウ糖注射液	10％500mL1袋	239
局	ブドウ糖注射液	50％200mL1袋	356
局	ブドウ糖注射液	50％500mL1袋	430
局	ブドウ糖注射液	70％350mL1袋	507
局	ブドウ糖注射液「ＡＹ」５％	5％500mL1袋	332
局	ブドウ糖注射液５％「ＶＴＲＳ」	5％20mL1管	104
局	ブドウ糖注射液５％「ＶＴＲＳ」	5％500mL1瓶	332
局	ブドウ糖注射液 20 ％「ＶＴＲＳ」	20％20mL1管	104
局	ブドウ糖注５％「ＮＰ」	5％500mL1袋	282
局	ブドウ糖注５％バッグ「フソー」	5％500mL1袋	282
局	ブドウ糖注５％ＰＬ「フソー」	5％20mL1管	104
局	ブドウ糖注５％ＰＬ「フソー」	5％500mL1瓶	282
局	ブドウ糖注 10 ％バッグ「フソー」	10％500mL1袋	240
局	ブドウ糖注 10 ％ＰＬ「フソー」	10％500mL1瓶	240
局	ブドウ糖注 20 ％「ＮＰ」	20％20mL1管	104
局	ブドウ糖注 20 ％ＰＬ「フソー」	20％20mL1管	104
局	ブドウ糖注 50 ％シリンジ「テルモ」	50％20mL1筒	310
局	ブドウ糖注 50 ％ＰＬ「フソー」	50％20mL1管	104
	ブプレノルフィン注 0.2 mg「日新」	0.2mg1管	174
	ブプレノルフィン注 0.3 mg「日新」	0.3mg1管	205
	ブライアン点滴静注 1 g	20％5mL1管	444
	プラスアミノ輸液	200mL1袋	425

	プラスアミノ輸液	500mL1袋	652
	プラリアＨＩ皮下注 60 mgシリンジ 0.5 mL	60mg0.5mL1筒	24,466
	プラリア皮下注 60 mgシリンジ	60mg1mL1筒	24,466
	ブリィビアクト静注 25 mg	25mg2.5mL1瓶	2,450
	プリズバインド静注液 2.5 ｇ	2.5ｇ50mL1瓶	203,626
	ブリディオン静注 200 mg	200mg2mL1瓶	5,578
	ブリディオン静注 500 mg	500mg5mL1瓶	15,603
	ブリニューラ脳室内注射液 150 mg	150mg5mL1瓶	1,327,645
	プリモジアン・デポー筋注	1mL1管	530
	プリンペラン注射液 10 mg	0.5%2mL1管	68
	プルヴィクト静注	7.4ＧＢｑ1瓶	3,389,878
	フルオレサイト静注 500 mg	10%5mL1瓶	826
	フルオロウラシル注 250 mg「トーワ」	250mg1瓶	239
	フルオロウラシル注 1000 mg「トーワ」	1,000mg1瓶	567
	フルカリック１号輸液	903mL1キット	1,167
	フルカリック１号輸液	1,354.5mL1キット	1,506
	フルカリック２号輸液	1,003mL1キット	1,320
	フルカリック２号輸液	1,504.5mL1キット	1,764
	フルカリック３号輸液	1,103mL1キット	1,657
	フルクトラクト注	200mL1袋	185
	フルクトラクト注	500mL1袋	265
㊫	フルコナゾール静注液 50 mg「Ｆ」	0.1%50mL1袋	753
㊫	フルコナゾール静注液 50 mg「サワイ」	0.1%50mL1瓶	781
㊫	フルコナゾール静注液 100 mg「Ｆ」	0.2%50mL1袋	1,463
㊫	フルコナゾール静注液 100 mg「サワイ」	0.2%50mL1瓶	1,120
㊫	フルコナゾール静注液 200 mg「Ｆ」	0.2%100mL1袋	1,640
㊫	フルコナゾール静注液 200 mg「サワイ」	0.2%100mL1瓶	1,687
㊫	フルコナゾール静注 50 mg「ＮＰ」	0.1%50mL1袋	1,193
㊫	フルコナゾール静注 50 mg「トーワ」	0.1%50mL1瓶	763
㊫	フルコナゾール静注 100 mg「ＮＰ」	0.2%50mL1袋	1,252
㊫	フルコナゾール静注 100 mg「トーワ」	0.2%50mL1瓶	1,128
㊫	フルコナゾール静注 200 mg「ＮＰ」	0.2%100mL1袋	2,598
㊫	フルコナゾール静注 200 mg「トーワ」	0.2%100mL1瓶	1,687
	プールシンチ注	10MBq	580
	フルスルチアミン塩酸塩 50 mg 20 mL注射液	50mg20mL1管	63
	フルダラ静注用 50 mg	50mg1瓶	24,169
	フルデカシン筋注 25 mg	25mg1mL1瓶	1,383
	フルマゼニル静注液 0.5 mg「ＳＷ」	0.5mg5mL1管	1,005
	フルマゼニル静注液 0.5 mg「テバ」	0.5mg5mL1管	1,005
	フルマゼニル静注 0.5 mgシリンジ「テルモ」	0.5mg5mL1筒	1,135
	フルマゼニル注射液 0.5 mg「Ｆ」	0.5mg5mL1管	991
	フルマゼニル注射液 0.5 mg「ニプロ」	0.5mg5mL1管	982
㊫	フルマリンキット静注用１ｇ	1ｇ1キット(生理食塩液100mL付)	2,011
㊫	フルマリン静注用 0.5 ｇ	500mg1瓶	980
㊫	フルマリン静注用１ｇ	1ｇ1瓶	1,286
	プレアミン－Ｐ注射液	200mL1袋	488
	プレオ注射用 5 mg	5mg1瓶	1,271
	プレオ注射用 15 mg	15mg1瓶	3,726
	フレスミンＳ注射液 1000 μg	1mg1管	101
	プレセデックス静注液 200 μg「ファイザー」	200μg2mL1瓶	2,154
	プレセデックス静注液 200 μg／50 mLシリンジ「ファイザー」	200μg50mL1筒	1,927
	プレバイミス点滴静注 240 mg	240mg12mL1瓶	20,962
	プレビタＳ注射液	5mL1管	63
	ブレビブロック注　100 mg	100mg10mL1瓶	2,600
	ブレヤンジ静注	1患者当たり	35,096,343
㊫	プロカインアミド塩酸塩注射液	10%1mL1管	104
㊫	プロカインアミド塩酸塩注射液	10%2mL1管	104
㊫	プロカイン塩酸塩注射液	0.5%1mL1管	94
㊫	プロカイン塩酸塩注射液	0.5%2mL1管	94
㊫	プロカイン塩酸塩注射液	0.5%5mL1管	104
㊫	プロカイン塩酸塩注射液	0.5%10mL1管	130
㊫	プロカイン塩酸塩注射液	1%1mL1管	104
㊫	プロカイン塩酸塩注射液	1%2mL1管	104
㊫	プロカイン塩酸塩注射液	1%5mL1管	104
㊫	プロカイン塩酸塩注射液	1%10mL1管	94
㊫	プロカイン塩酸塩注射液	2%1mL1管	104
㊫	プロカイン塩酸塩注射液	2%2mL1管	104
㊫	プロカイン塩酸塩注射液	2%5mL1管	104
㊫	プロカイン塩酸塩注射液 0.5％「日医工」	0.5%5mL1管	130
	プロギノン・デポー筋注 10 mg	10mg1管	306
	プログラフ注射液 2 mg	2mg0.4mL1管	1,410
	プログラフ注射液 5 mg	5mg1mL1管	2,672
㊫	プロゲステロン注射液	10mg1管	110
㊫	プロゲステロン注射液	25mg1管	134
㊫	プロゲステロン注射液	50mg1管	181
	プロゲデポー筋注 125 mg	125mg1管	180
	プロジフ静注液 100	8%1.25mL1瓶	2,889
	プロジフ静注液 200	8%2.5mL1瓶	5,148
	プロジフ静注液 400	8%5mL1瓶	8,776
	プロスタルモン・Ｆ注射液 1000	1mg1mL1管	342
	プロスタンディン注射用 20 μg	20μg1瓶	443
	プロスタンディン点滴静注用 500 μg	500μg1瓶	5,934
	フロセミド 20 mg注射液	20mg1管	104
	プロタノールＬ注 0.2 mg	0.02%1mL1管	182
	プロタノールＬ注 1 mg	0.02%5mL1管	1,000
㊫	プロタミン硫酸塩注射液	1%10mLバイアル	683
	プロチレリン酒石酸塩注射液 0.5 mg「ＳＷ」	0.5mg1管	361
	プロチレリン酒石酸塩注射液 0.5 mg「サワイ」	0.5mg1管	361
	プロチレリン酒石酸塩注射液 1 mg「サワイ」	1mg1mL1管	828
	プロチレリン酒石酸塩注射液 2 mg「ＳＷ」	2mg1mL1管	1,714
	プロチレリン酒石酸塩注射液 2 mg「サワイ」	2mg1mL1管	1,714
	プロチレリン酒石酸塩注 0.5 mg「ＮＰ」	0.5mg1管	324
	プロチレリン酒石酸塩注 2 mg「ＮＰ」	2mg1mL1管	1,714
	プロテアミン 12 注射液	(12%)200mL1袋	741
	プロハンス静注シリンジ 13 mL	13mL1筒	3,757

プロハンス静注シリンジ 17 mL	17mL1筒	4,260
プロハンス静注 5 mL	5mL1瓶	2,050
プロハンス静注 10 mL	10mL1瓶	4,252
プロハンス静注 15 mL	15mL1瓶	5,707
プロハンス静注 20 mL	20mL1瓶	7,198
プロポフォール静注１％ 20 mL「ＦＫ」	200mg20mL1管	594
プロポフォール静注１％ 20 mL「マルイシ」	200mg20mL1管	887
プロポフォール静注１％ 50 mL「ＦＫ」	500mg50mL1瓶	886
プロポフォール静注１％ 50 mL「マルイシ」	500mg50mL1瓶	1,327
プロポフォール静注１％ 100 mL「ＦＫ」	１g100mL1瓶	1,268
プロポフォール静注１％ 100 mL「マルイシ」	１g100mL1瓶	1,900
プロポフォール静注２％ 50 mL「マルイシ」	１g50mL1瓶	1,900
プロポフォール１％静注 20 mL「日医工」	200mg20mL1管	594
プロポフォール１％静注 20 mL「ＶＴＲＳ」	200mg20mL1管	752
プロポフォール１％静注 50 mL「日医工」	500mg50mL1瓶	1,327
プロポフォール１％静注 50 mL「ＶＴＲＳ」	500mg50mL1瓶	1,021
プロポフォール１％静注 100 mL「日医工」	１g100mL1瓶	1,900
プロポフォール１％静注 100 mL「ＶＴＲＳ」	１g100mL1瓶	1,593
ブロムヘキシン塩酸塩注射液 4 mg「タイヨー」	0.2%2mL1管	63
フロリードＦ注 200 mg	1%20mL1管	1,496
（へ）		
ベイフォータス筋注 50 mgシリンジ	50mg0.5mL1筒	459,147
ベイフォータス筋注 100 mgシリンジ	100mg1mL1筒	906,302
ベオビュ硝子体内注射用キット 120 mg／mL	6mg0.05mL1筒	103,163
ペガシス皮下注 90 μg	90μg1mL1瓶	8,335
ペガシス皮下注 180 μg	180μg1mL1瓶	13,834
ベクティビックス点滴静注 100 mg	100mg5mL1瓶	53,386
ベクティビックス点滴静注 400 mg	400mg20mL1瓶	223,997
ペグフィルグラスチムＢＳ皮下注 3.6 mg「ニプロ」	3.6mg0.36mL1筒	54,924
ペグフィルグラスチムＢＳ皮下注 3.6 mg「モチダ」	3.6mg0.36mL1筒	55,680
ベクルリー点滴静注用 100 mg	100mg1瓶	46,498
ベスポンサ点滴静注用 1 mg	1mg1瓶	1,331,297
ベスレミ皮下注 250 μgシリンジ	250μg0.5mL1筒	272,587
ベスレミ皮下注 500 μgシリンジ	500μg1mL1筒	518,246
ベタフェロン皮下注用 960 万国際単位	960万国際単位1瓶（溶解液付）	6,535
局麻 ペチジン塩酸塩注射液	3.5％1mL1管	341
局麻 ペチジン塩酸塩注射液	5％1mL1管	361
麻 ペチロルファン配合注ＨＤ	1mL1管	341
麻 ペチロルファン配合注ＬＤ	1mL1管	339
ベナンバックス注用 300 mg	300mg1瓶	5,788
ベネフィクス静注用 500	500国際単位1瓶（溶解液付）	41,693
ベネフィクス静注用 1000	1,000国際単位1瓶（溶解液付）	73,078
ベネフィクス静注用 2000	2,000国際単位1瓶（溶解液付）	153,659
ベネフィクス静注用 3000	3,000国際単位1瓶（溶解液付）	182,801
ベバシズマブＢＳ点滴静注 100 mg「ＣＴＮＫ」	100mg4mL1瓶	6,038
ベバシズマブＢＳ点滴静注 100 mg「日医工」	100mg4mL1瓶	6,125
ベバシズマブＢＳ点滴静注 100 mg「ファイザー」	100mg4mL1瓶	5,932
ベバシズマブＢＳ点滴静注 400 mg「ＣＴＮＫ」	400mg16mL1瓶	22,709
ベバシズマブＢＳ点滴静注 400 mg「日医工」	400mg16mL1瓶	22,234
ベバシズマブＢＳ点滴静注 400 mg「ファイザー」	400mg16mL1瓶	22,130
ヘパティメージ注	10MBq	805
局 ヘパフィルド透析用 150 単位／mLシリンジ 20 mL	3,000単位20mL1筒	233
局 ヘパフィルド透析用 200 単位／mLシリンジ 20 mL	4,000単位20mL1筒	255
局 ヘパフィルド透析用 250 単位／mLシリンジ 20 mL	5,000単位20mL1筒	255
局 ヘパフラッシュ 10 単位／mLシリンジ 5 mL	50単位5mL1筒	131
局 ヘパフラッシュ 10 単位／mLシリンジ 10 mL	100単位10mL1筒	104
局 ヘパフラッシュ 100 単位／mLシリンジ 5 mL	500単位5mL1筒	155
局 ヘパフラッシュ 100 単位／mLシリンジ 10 mL	1,000単位10mL1筒	135
局 ヘパリン Na 透析用カテーテルロック用 1,000 単位／mLシリンジ 5 mL「ニプロ」	5,000単位5mL1筒	417
局 ヘパリン Na 透析用 150 単位／mLシリンジ 20 mL「ＮＩＧ」	3,000単位20mL1筒	239
局 ヘパリン Na 透析用 150 単位／mLシリンジ 20 mL「フソー」	3,000単位20mL1筒	239
局 ヘパリン Na 透析用 150 単位／mL「フソー」 20 mL	3,000単位20mL1管	183
局 ヘパリン Na 透析用 200 単位／mLシリンジ 20 mL「ＮＩＧ」	4,000単位20mL1筒	263
局 ヘパリン Na 透析用 200 単位／mLシリンジ 20 mL「フソー」	4,000単位20mL1筒	263
局 ヘパリン Na 透析用 200 単位／mL「フソー」 20 mL	4,000単位20mL1管	215
局 ヘパリン Na 透析用 250 単位／mLシリンジ 12 mL「ニプロ」	3,000単位12mL1筒	239
局 ヘパリン Na 透析用 250 単位／mLシリンジ 16 mL「ニプロ」	4,000単位16mL1筒	263
局 ヘパリン Na 透析用 250 単位／mLシリンジ 20 mL「ＮＩＧ」	5,000単位20mL1筒	285
局 ヘパリン Na 透析用 250 単位／mLシリンジ 20 mL「ニプロ」	5,000単位20mL1筒	285
局 ヘパリン Na 透析用 250 単位／mLシリンジ 20 mL「フソー」	5,000単位20mL1筒	285
局 ヘパリン Na 透析用 250 単位／mL「フソー」 20 mL	5,000単位20mL1管	215
局 ヘパリン Na 透析用 350 単位／mLシリンジ 20 mL「フソー」	7,000単位20mL1筒	418
局 ヘパリン Na 透析用 500 単位／mLシリンジ 10 mL「ＮＰ」	5,000単位10mL1筒	285
局 ヘパリン Na 透析用 500 単位／mLシリンジ 20 mL「ＮＰ」	10,000単位20mL1筒	405
局 ヘパリン Na ロック用 10 単位／mLシリンジ「オーツカ」 5 mL	50単位5mL1筒	131
局 ヘパリン Na ロック用 10 単位／mLシリンジ「オーツカ」 10 mL	100単位10mL1筒	126
局 ヘパリン Na ロック用 10 単位／mLシリンジ 5 mL「ＮＩＧ」	50単位5mL1筒	131
局 ヘパリン Na ロック用 10 単位／mLシリンジ 5 mL「ニプロ」	50単位5mL1筒	131

局	ヘパリンNaロック用10単位／mLシリンジ10mL「ＮＩＧ」	100単位10mL1筒	126
局	ヘパリンNaロック用10単位／mLシリンジ10mL「ニプロ」	100単位10mL1筒	126
局	ヘパリンNaロック用100単位／mLシリンジ「オーツカ」5mL	500単位5mL1筒	155
局	ヘパリンNaロック用100単位／mLシリンジ「オーツカ」10mL	1,000単位10mL1筒	158
局	ヘパリンNaロック用100単位／mLシリンジ5mL「ＮＩＧ」	500単位5mL1筒	155
局	ヘパリンNaロック用100単位／mLシリンジ5mL「ニプロ」	500単位5mL1筒	155
局	ヘパリンNaロック用100単位／mLシリンジ10mL「ＮＩＧ」	1,000単位10mL1筒	158
局	ヘパリンNaロック用100単位／mLシリンジ10mL「ニプロ」	1,000単位10mL1筒	158
	ヘパリンカルシウム注１万単位／10mL「ＡＹ」	10,000単位10mL1瓶	495
	ヘパリンカルシウム注５万単位／50mL「ＡＹ」	50,000単位50mL1瓶	2,229
	ヘパリンカルシウム皮下注５千単位／0.2mLシリンジ「モチダ」	5,000単位0.2mL1筒	522
	ヘパリンCa注射液２万単位／20mL「サワイ」	20,000単位20mL1瓶	1,382
	ヘパリンCa注射液５万単位／50mL「サワイ」	50,000単位50mL1瓶	2,229
	ヘパリンCa注射液10万単位／100mL「サワイ」	100,000単位100mL1瓶	5,829
	ヘパリンCa皮下注１万単位／0.4mL「サワイ」	10,000単位0.4mL1瓶	1,263
	ヘパリンCa皮下注２万単位／0.8mL「サワイ」	20,000単位0.8mL1瓶	1,382
局	ヘパリンナトリウム注射液	5,000単位5mL1管	165
局	ヘパリンナトリウム注射液	5,000単位5mL1瓶	215
局	ヘパリンナトリウム注射液	10,000単位10mL1瓶	393
局	ヘパリンナトリウム注射液	50,000単位50mL1瓶	1,497
局	ヘパリンナトリウム注射液	100,000単位100mL1瓶	2,742
	ヘパリンナトリウム5,000単位20mL注射液	5,000単位20mL1管	215
	ベプシド注100mg	100mg5mL1瓶	2,469
	ヘプタバックス－Ⅱ水性懸濁注シリンジ0.25mL	0.25mL1筒	2,216
	ヘプタバックス－Ⅱ水性懸濁注シリンジ0.5mL	0.5mL1筒	2,460
	ヘムライブラ皮下注12mg	12mg0.4mL1瓶	131,539
	ヘムライブラ皮下注30mg	30mg1mL1瓶	294,927
	ヘムライブラ皮下注60mg	60mg0.4mL1瓶	543,226
	ヘムライブラ皮下注90mg	90mg0.6mL1瓶	776,517
	ヘムライブラ皮下注105mg	105mg0.7mL1瓶	889,496
	ヘムライブラ皮下注150mg	150mg1mL1瓶	1,217,985
	ペメトレキセド点滴静注液100mg「ＮＫ」	100mg4mL1瓶	7,547
	ペメトレキセド点滴静注液100mg「サワイ」	100mg4mL1瓶	7,590
	ペメトレキセド点滴静注液100mg「トーワ」	100mg4mL1瓶	7,442
	ペメトレキセド点滴静注液500mg「ＮＫ」	500mg20mL1瓶	31,050
	ペメトレキセド点滴静注液500mg「サワイ」	500mg20mL1瓶	34,151
	ペメトレキセド点滴静注液500mg「トーワ」	500mg20mL1瓶	31,282
	ペメトレキセド点滴静注液800mg「ＮＫ」	800mg32mL1瓶	48,141
	ペメトレキセド点滴静注液800mg「サワイ」	800mg32mL1瓶	45,952
	ペメトレキセド点滴静注液800mg「トーワ」	800mg32mL1瓶	49,070
	ペメトレキセド点滴静注用100mg「ＮＫ」	100mg1瓶	7,547
	ペメトレキセド点滴静注用100mg「Ｆ」	100mg1瓶	7,379
	ペメトレキセド点滴静注用100mg「サワイ」	100mg1瓶	7,590
	ペメトレキセド点滴静注用100mg「日医工Ｇ」	100mg1瓶	7,379
	ペメトレキセド点滴静注用100mg「ニプロ」	100mg1瓶	7,520
	ペメトレキセド点滴静注用100mg「ヤクルト」	100mg1瓶	9,551
	ペメトレキセド点滴静注用500mg「ＮＫ」	500mg1瓶	31,050
	ペメトレキセド点滴静注用500mg「Ｆ」	500mg1瓶	30,295
	ペメトレキセド点滴静注用500mg「サワイ」	500mg1瓶	31,720
	ペメトレキセド点滴静注用500mg「日医工Ｇ」	500mg1瓶	30,295
	ペメトレキセド点滴静注用500mg「ニプロ」	500mg1瓶	30,988
	ペメトレキセド点滴静注用500mg「ヤクルト」	500mg1瓶	36,314
	ペメトレキセド点滴静注用800mg「ＮＫ」	800mg1瓶	48,141
	ペメトレキセド点滴静注用800mg「Ｆ」	800mg1瓶	43,643
	ペメトレキセド点滴静注用800mg「サワイ」	800mg1瓶	45,952
	ペラニンデポー筋注10mg	10mg1管	224
局	ベラパミル塩酸塩静注５mg「ＮＩＧ」	0.25％2mL1管	167
	ペリセート360ＮＬ腹膜透析液	１Ｌ１袋	572
	ペリセート360ＮＬ腹膜透析液	１Ｌ１袋(排液用バッグ付)	1,449
	ペリセート360ＮＬ腹膜透析液	1.5Ｌ１袋	796
	ペリセート360ＮＬ腹膜透析液	1.5Ｌ１袋(排液用バッグ付)	1,557
	ペリセート360ＮＬ腹膜透析液	２Ｌ１袋	828
	ペリセート360ＮＬ腹膜透析液	２Ｌ１袋(排液用バッグ付)	1,533
	ペリセート360ＮＬ腹膜透析液	2.5Ｌ１袋(排液用バッグ付)	1,700
	ペリセート360ＮＬ腹膜透析液	３Ｌ１袋	1,419
	ペリセート360Ｎ腹膜透析液	１Ｌ１袋	575
	ペリセート360Ｎ腹膜透析液	１Ｌ１袋(排液用バッグ付)	1,118
	ペリセート360Ｎ腹膜透析液	1.5Ｌ１袋	785
	ペリセート360Ｎ腹膜透析液	1.5Ｌ１袋(排液用バッグ付)	1,550
	ペリセート360Ｎ腹膜透析液	２Ｌ１袋	918
	ペリセート360Ｎ腹膜透析液	２Ｌ１袋(排液用バッグ付)	1,722
	ペリセート360Ｎ腹膜透析液	2.5Ｌ１袋(排液用バッグ付)	1,750
	ペリセート360Ｎ腹膜透析液	３Ｌ１袋	1,245
	ペリセート400ＮＬ腹膜透析液	１Ｌ１袋	367
	ペリセート400ＮＬ腹膜透析液	１Ｌ１袋(排液用バッグ付)	920
	ペリセート400ＮＬ腹膜透析液	1.5Ｌ１袋	673
	ペリセート400ＮＬ腹膜透析液	1.5Ｌ１袋(排液用バッグ付)	1,417

	ペリセート400ＮＬ腹膜透析液	2Ｌ1袋	890
	ペリセート400ＮＬ腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,726
	ペリセート400ＮＬ腹膜透析液	2.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,358
	ペリセート400ＮＬ腹膜透析液	3Ｌ1袋	1,501
	ペリセート400Ｎ腹膜透析液	1Ｌ1袋	401
	ペリセート400Ｎ腹膜透析液	1Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,212
	ペリセート400Ｎ腹膜透析液	1.5Ｌ1袋	588
	ペリセート400Ｎ腹膜透析液	1.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,492
	ペリセート400Ｎ腹膜透析液	2Ｌ1袋	938
	ペリセート400Ｎ腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,597
	ペリセート400Ｎ腹膜透析液	2.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,540
	ペリセート400Ｎ腹膜透析液	3Ｌ1袋	1,347
	ベリナート皮下注用2000	2,000国際単位1瓶(溶解液付)	214,788
	ベリナートＰ静注用500	500国際単位1瓶(溶解液付)	101,325
	ベルケイド注射用3mg	3mg1瓶	66,114
㊎	ペルジピン注射液2mg	2mg2mL1管	104
㊎	ペルジピン注射液10mg	10mg10mL1管	104
㊎	ペルジピン注射液25mg	25mg25mL1管	195
	ヘルニコア椎間板注用1.25単位	1.25単位1瓶	83,189
	ヘルベッサー注射用10	10mg1瓶	156
	ヘルベッサー注射用50	50mg1瓶	411
	ヘルベッサー注射用250	250mg1瓶	1,419
	ベルベリン硫酸塩注2mg「日新」	0.1%2mL1管	63
	ペロール注	300mL1瓶	197
	ペロール注	500mL1瓶	197
	ベンゾダイン注	10MBq	3,518
	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液25mg／1mL「イセイ」	25mg1mL1瓶	7,134
	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液25mg／1mL「トーワ」	25mg1mL1瓶	7,416
	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液25mg／1mL「ファイザー」	25mg1mL1瓶	6,686
	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液100mg／4mL「イセイ」	100mg4mL1瓶	23,450
	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液100mg／4mL「トーワ」	100mg4mL1瓶	23,417
	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液100mg／4mL「ファイザー」	100mg4mL1瓶	21,064
㊎	ペントシリン静注用1ｇバッグ	1ｇ1キット(生理食塩液100mL付)	1,080
㊎	ペントシリン静注用2ｇバッグ	2ｇ1キット(生理食塩液100mL付)	1,388
㊎	ペントシリン注射用1ｇ	1ｇ1瓶	332
㊎	ペントシリン注射用2ｇ	2ｇ1瓶	579
	ペンライブ注	200mL1瓶	206
	ペンライブ注	300mL1瓶	292
	ペンライブ注	500mL1瓶	275
	ベンリスタ点滴静注用120mg	120mg1瓶	16,134
	ベンリスタ点滴静注用400mg	400mg1瓶	54,609
	ベンリスタ皮下注200mgオートインジェクター	200mg1mL1キット	26,873
	ベンリスタ皮下注200mgシリンジ	200mg1mL1筒	24,994
	（ほ）		
	ボカブリア水懸筋注400mg	400mg2mL1瓶	176,458
	ボカブリア水懸筋注600mg	600mg3mL1瓶	253,850
	ホスアプレピタント点滴静注用150mg「ＮＫ」	150mg1瓶	4,924
	ホストイン静注750mg	750mg10mL1瓶	6,419
㊎	ホスホマイシンNa静注用0.5ｇ「タカタ」	500mg1瓶	543
㊎	ホスホマイシンNa静注用1ｇ「ＮＰ」	1ｇ1瓶	732
㊎	ホスホマイシンNa静注用1ｇ「タカタ」	1ｇ1瓶	732
㊎	ホスホマイシンNa静注用2ｇ「ＮＰ」	2ｇ1瓶	1,126
㊎	ホスホマイシンNa静注用2ｇ「タカタ」	2ｇ1瓶	1,126
㊎	ホスホマイシンナトリウム静注用0.5ｇ「日医工」	500mg1瓶	706
㊎	ホスホマイシンナトリウム静注用1ｇ「日医工」	1ｇ1瓶	732
㊎	ホスホマイシンナトリウム静注用2ｇ「日医工」	2ｇ1瓶	1,126
	ホスホマイシンナトリウム500mg静注用	500mg1瓶	534
㊎	ホスミシンＳ静注用0.5ｇ	500mg1瓶	706
㊎	ホスミシンＳ静注用1ｇ	1ｇ1瓶	732
㊎	ホスミシンＳ静注用2ｇ	2ｇ1瓶	1,126
	ポタコールＲ輸液	250mL1袋	251
	ポタコールＲ輸液	500mL1袋	279
	ボックスゾゴ皮下注用0.4mg	0.4mg1瓶(溶解液付)	104,092
	ボックスゾゴ皮下注用0.56mg	0.56mg1瓶(溶解液付)	106,850
	ボックスゾゴ皮下注用1.2mg	1.2mg1瓶(溶解液付)	107,498
	ポテリジオ点滴静注20mg	20mg5mL1瓶	171,219
	ボトックス注用50単位	50単位1瓶	31,531
	ボトックス注用100単位	100単位1瓶	55,420
	ポートラーザ点滴静注液800mg	800mg50mL1瓶	228,115
	ボナロン点滴静注バッグ900μg	900μg100mL1袋	2,955
	ポプスカイン0.25％注シリンジ25mg／10mL	25mg10mL1筒	243
	ポプスカイン0.25％注バッグ250mg／100mL	250mg100mL1袋	882
	ポプスカイン0.25％注25mg／10mL	25mg10mL1管	241
	ポプスカイン0.5％注シリンジ50mg／10mL	50mg10mL1筒	489
	ポプスカイン0.5％注50mg／10mL	50mg10mL1管	410
	ポプスカイン0.75％注シリンジ75mg／10mL	75mg10mL1筒	548
	ポプスカイン0.75％注75mg／10mL	75mg10mL1管	373
	ポプスカイン0.75％注150mg／20mL	150mg20mL1管	679
	ポムビリティ点滴静注用105mg	105mg1瓶	204,251
	ホメピゾール点滴静注1.5ｇ「タケダ」	1.5ｇ1瓶	140,398
	ポライビー点滴静注用30mg	30mg1瓶	254,001
	ポライビー点滴静注用140mg	140mg1瓶	1,159,681
	ポララミン注5mg	0.5%1mL1管	69
	ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	1,000単位5mL1瓶	35,976
	ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	250国際単位1瓶	6,439
	ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	1,500国際単位1瓶	35,086
	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン5ｇ100mL注射液	5ｇ100mL1瓶	37,711
	ホリゾン注射液10mg	10mg1管	118
	ポリドカスクレロール0.5％注2mL	0.5%2mL1管	673

	ポリドカスクレロール１％注２mL	1%2mL1管	719
	ポリドカスクレロール３％注２mL	3%2mL1管	816
	ボルテゾミブ注射用１mg「ファイザー」	1mg1瓶	10,403
	ボルテゾミブ注射用２mg「トーワ」	2mg1瓶	17,935
	ボルテゾミブ注射用３mg「NK」	3mg1瓶	21,353
	ボルテゾミブ注射用３mg「サワイ」	3mg1瓶	20,801
	ボルテゾミブ注射用３mg「タカタ」	3mg1瓶	20,531
	ボルテゾミブ注射用３mg「DSEP」	3mg1瓶	26,076
	ボルテゾミブ注射用３mg「トーワ」	3mg1瓶	21,561
	ボルテゾミブ３mg注射用	3mg1瓶	15,700
	ボルベン輸液６％	6%500mL1袋	846
	ボンビバ静注１mgシリンジ	1mg1mL1筒	3,204
	ボンベンディ静注用1300	1,300国際単位1瓶（溶解液付）	146,288
	（ま）		
	マイオザイム点滴静注用50mg	50mg1瓶	62,766
	マイオビュー「注射用」	1回分	30,103
	マイオビュー注シリンジ	296MBq1筒	24,236
	マイオビュー注シリンジ	592MBq1筒	44,205
	マイオビュー注シリンジ	740MBq1筒	49,140
㊎	マイトマイシン注用２mg	2mg1瓶	456
㊎	マイトマイシン注用10mg	10mg1瓶	2,196
	マイロターグ点滴静注用５mg	5mg1瓶	198,925
	マーカイン注脊麻用0.5％高比重	0.5%4mL1管	318
	マーカイン注脊麻用0.5％等比重	0.5%4mL1管	318
	マーカイン注0.125％	0.125%10mLバイアル	125
	マーカイン注0.25％	0.25%10mLバイアル	143
	マーカイン注0.5％	0.5%10mLバイアル	188
	マキサカルシトール静注透析用シリンジ2.5μg「イセイ」	2.5μg1mL1筒	810
	マキサカルシトール静注透析用シリンジ2.5μg「フソー」	2.5μg1mL1筒	810
	マキサカルシトール静注透析用シリンジ５μg「イセイ」	5μg1mL1筒	858
	マキサカルシトール静注透析用シリンジ５μg「フソー」	5μg1mL1筒	858
	マキサカルシトール静注透析用シリンジ10μg「イセイ」	10μg1mL1筒	956
	マキサカルシトール静注透析用シリンジ10μg「フソー」	10μg1mL1筒	956
	マキサカルシトール静注透析用2.5μg「NIG」	2.5μg1mL1管	142
	マキサカルシトール静注透析用2.5μg「トーワ」	2.5μg1mL1管	144
	マキサカルシトール静注透析用2.5μg「ニプロ」	2.5μg1mL1管	205
	マキサカルシトール静注透析用５μg「NIG」	5μg1mL1管	183
	マキサカルシトール静注透析用５μg「トーワ」	5μg1mL1管	255
	マキサカルシトール静注透析用５μg「ニプロ」	5μg1mL1管	265
	マキサカルシトール静注透析用10μg「NIG」	10μg1mL1管	313
	マキサカルシトール静注透析用10μg「トーワ」	10μg1mL1管	305
	マキサカルシトール静注透析用10μg「ニプロ」	10μg1mL1管	324
	マキュエイド眼注用40mg	40mg1瓶	4,979
	マグセント注シリンジ40mL	40mL1筒	1,914
	マグセント注100mL	100mL1瓶	2,443
	マグネスコープ静注38％シリンジ10mL	37.695%10mL1筒	3,444
	マグネスコープ静注38％シリンジ11mL	37.695%11mL1筒	3,474
	マグネスコープ静注38％シリンジ13mL	37.695%13mL1筒	4,177
	マグネスコープ静注38％シリンジ15mL	37.695%15mL1筒	4,537
	マグネスコープ静注38％シリンジ20mL	37.695%20mL1筒	6,362
	マスブロン注１mg	1mg1管	63
	マブキャンパス点滴静注30mg	30mg1mL1瓶	90,907
	マルトス輸液10％	10%250mL1袋	207
	マルトス輸液10％	10%500mL1袋	274
	マルトース10％200mL注射液	10%200mL1袋	210
	マルトース10％500mL注射液	10%500mL1袋	274
	マンジャロ皮下注2.5mgアテオス	2.5mg0.5mL1キット	1,924
	マンジャロ皮下注５mgアテオス	5mg0.5mL1キット	3,848
	マンジャロ皮下注7.5mgアテオス	7.5mg0.5mL1キット	5,772
	マンジャロ皮下注10mgアテオス	10mg0.5mL1キット	7,696
	マンジャロ皮下注12.5mgアテオス	12.5mg0.5mL1キット	9,620
	マンジャロ皮下注15mgアテオス	15mg0.5mL1キット	11,544
	マンニットールＳ注射液	300mL1袋	465
	（み）		
	ミオＭＩＢＧ－Ｉ123注射液	10MBq	4,043
	ミオテクター冠血管注	1瓶1管1組	1,244
	ミカファンギンNa点滴静注用50mg「サワイ」	50mg1瓶	1,429
	ミカファンギンNa点滴静注用50mg「トーワ」	50mg1瓶	1,499
	ミカファンギンNa点滴静注用50mg「ニプロ」	50mg1瓶	1,414
	ミカファンギンNa点滴静注用50mg「明治」	50mg1瓶	1,376
	ミカファンギンNa点滴静注用75mg「サワイ」	75mg1瓶	1,817
	ミカファンギンNa点滴静注用75mg「トーワ」	75mg1瓶	2,102
	ミカファンギンNa点滴静注用75mg「ニプロ」	75mg1瓶	2,509
	ミカファンギンNa点滴静注用75mg「明治」	75mg1瓶	2,340
	ミキシッドH輸液	900mL1キット	1,220
	ミキシッドL輸液	900mL1キット	1,224
	ミダゾラム注射液10mg「NIG」	10mg2mL1管	115
	ミダゾラム注10mg「サンド」	10mg2mL1管	92
	ミダフレッサ静注0.1％	10mg10mL1瓶	3,146
	ミチーガ皮下注用30mgバイアル	30mg1瓶	67,112
	ミチーガ皮下注用60mgシリンジ	60mg1筒	116,009
	ミッドペリックＬ135腹膜透析液	1Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,488
	ミッドペリックＬ135腹膜透析液	1.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,591
	ミッドペリックＬ135腹膜透析液	2Ｌ1袋	1,297
	ミッドペリックＬ135腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,623

	ミッドペリックＬ135腹膜透析液	2.5Ｌ1袋	1,206
	ミッドペリックＬ135腹膜透析液	2.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,576
	ミッドペリックＬ250腹膜透析液	1Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,453
	ミッドペリックＬ250腹膜透析液	1.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,538
	ミッドペリックＬ250腹膜透析液	2Ｌ1袋	1,363
	ミッドペリックＬ250腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,656
	ミッドペリックＬ250腹膜透析液	2.5Ｌ1袋	1,406
	ミッドペリックＬ250腹膜透析液	2.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,674
	ミッドペリックＬ400腹膜透析液	1Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,590
	ミッドペリックＬ400腹膜透析液	2Ｌ1袋	1,606
	ミッドペリックＬ400腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,244
	ミッドペリック135腹膜透析液	1Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,260
	ミッドペリック135腹膜透析液	1.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,487
	ミッドペリック135腹膜透析液	2Ｌ1袋	1,200
	ミッドペリック135腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,511
	ミッドペリック250腹膜透析液	1Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,146
	ミッドペリック250腹膜透析液	1.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,445
	ミッドペリック250腹膜透析液	2Ｌ1袋	1,200
	ミッドペリック250腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,617
	ミッドペリック400腹膜透析液	2Ｌ1袋	1,271
	ミッドペリック400腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,767
	ミネラミック注	2mL1管	94
局	ミノサイクリン塩酸塩点滴静注用100mg「ＮＩＧ」	100mg1瓶	350
局	ミノサイクリン塩酸塩点滴静注用100mg「サワイ」	100mg1瓶	350
局	ミノサイクリン塩酸塩点滴静注用100mg「日医工」	100mg1瓶	350
	ミラクリッド注射液５万単位	50,000単位1mL1管	790
	ミラクリッド注射液10万単位	100,000単位2mL1管	1,393
	ミリスロール注1mg／2mL	1mg2mL1管	121
	ミリスロール注5mg／10mL	5mg10mL1管	248
	ミリプラ動注用70mg	70mg1瓶	34,365
	ミリプラ用懸濁用液4mL	4mL1管	430
	ミルセラ注シリンジ12.5μg	12.5μg0.3mL1筒	2,194
	ミルセラ注シリンジ25μg	25μg0.3mL1筒	3,959
	ミルセラ注シリンジ50μg	50μg0.3mL1筒	6,606
	ミルセラ注シリンジ75μg	75μg0.3mL1筒	9,012
	ミルセラ注シリンジ100μg	100μg0.3mL1筒	10,443
	ミルセラ注シリンジ150μg	150μg0.3mL1筒	13,798
	ミルセラ注シリンジ200μg	200μg0.3mL1筒	17,356
	ミルセラ注シリンジ250μg	250μg0.3mL1筒	20,819
	ミルリノン静注液10mg「ＮＩＧ」	10mg10mL1管	1,322
	ミルリノン注射液10mg「Ｆ」	10mg10mL1瓶	1,754
	ミルリノン注10mg「タカタ」	10mg10mL1管	1,326
	ミルリノン注22.5mgバッグ「タカタ」	22.5mg150mL1袋	3,368
	ミルリーラ注射液10mg	10mg10mL1管	1,969
	（め）		
	メイセリン静注用１ｇ	１ｇ1瓶	553
局	メイロン静注７％	7％20mL1管	104
局	メイロン静注8.4％	8.4％20mL1管	138
	メキシチール点滴静注125mg	125mg5mL1管	786
	メグルダーゼ静注用1000	1,000単位1瓶	2,674,400
	メコバラミン注500μg「ＮＰ」	0.5mg1管	67
	メコバラミン注500μgシリンジ「ＮＰ」	500μg1mL1筒	149
	メコバラミン0.5mg注射液	0.5mg1管	63
	メジテック	10MBq	277
	メソトレキセート点滴静注液200mg	200mg8mL1瓶	6,475
	メソトレキセート点滴静注液1000mg	1,000mg40mL1瓶	28,884
	メチエフ注40mg	4％1mL1管	91
	メチコバール注射液500μg	0.5mg1管	92
	メチルエルゴメトリンマレイン酸塩0.02％1mL注射液	0.02％1mL1管	63
	メチレンブルー静注50mg「第一三共」	50mg10mL1管	122,611
局	メテノロンエナント酸エステル注射液	100mg1管	673
	メトジェクト皮下注7.5mgシリンジ0.15mL	7.5mg0.15mL1筒	1,721
	メトジェクト皮下注7.5mgペン0.15mL	7.5mg0.15mL1キット	1,906
	メトジェクト皮下注10mgシリンジ0.20mL	10mg0.2mL1筒	2,082
	メトジェクト皮下注10mgペン0.20mL	10mg0.2mL1キット	2,265
	メトジェクト皮下注12.5mgシリンジ0.25mL	12.5mg0.25mL1筒	2,443
	メトジェクト皮下注12.5mgペン0.25mL	12.5mg0.25mL1キット	2,601
	メトジェクト皮下注15mgシリンジ0.30mL	15mg0.3mL1筒	2,750
	メトジェクト皮下注15mgペン0.30mL	15mg0.3mL1キット	2,910
	メトレレプチン皮下注用11.25mg「キエジ」	11.25mg1瓶	35,490
局	メピバカイン塩酸塩注射液	0.5％5mL1管	104
局	メピバカイン塩酸塩注射液	0.5％10mL1管	104
局	メピバカイン塩酸塩注射液	1％2mL1管	104
局	メピバカイン塩酸塩注射液	1％5mL1管	104
局	メピバカイン塩酸塩注射液	1％10mL1管	104
局	メピバカイン塩酸塩注射液	2％2mL1管	110
局	メピバカイン塩酸塩注射液	2％5mL1管	107
局	メピバカイン塩酸塩注射液	2％10mL1管	140
局	メピバカイン塩酸塩注射液	0.5％10mLバイアル	133
局	メピバカイン塩酸塩注射液	1％10mLバイアル	146
局	メピバカイン塩酸塩注射液	2％10mLバイアル	183
局	メピバカイン塩酸塩注射液0.5％シリンジ50mg／10mL「ＮＰ」	0.5％10mL1筒	185
局	メピバカイン塩酸塩注射液1％シリンジ100mg／10mL「ＮＰ」	1％10mL1筒	149
局	メピバカイン塩酸塩注射液2％シリンジ200mg／10mL「ＮＰ」	2％10mL1筒	223
局	メピバカイン塩酸塩注0.5％「日新」	0.5％5mL1管	104
局	メピバカイン塩酸塩注0.5％「日新」	0.5％10mL1管	104
局	メピバカイン塩酸塩注１％「日新」	1％5mL1管	104
局	メピバカイン塩酸塩注１％「日新」	1％10mL1管	104
局	メピバカイン塩酸塩注２％「日新」	2％5mL1管	104

局	メピバカイン塩酸塩注２％「日新」	2%10mL1管	104
	メプセヴィ点滴静注液 10 mg	10mg5mL1瓶	259,932
	メルカゾール注 10 mg	10mg1管	289
	メルスモン	2mL1管	200
局	メロペネム点滴静注用バッグ 0.5 g「ＮＰ」	500mg1キット(生理食塩液100mL付)	1,066
局	メロペネム点滴静注用バッグ 0.5 g「明治」	500mg1キット(生理食塩液100mL付)	1,066
局	メロペネム点滴静注用バッグ １ｇ「ＮＰ」	１ｇ1キット(生理食塩液100mL付)	1,749
局	メロペネム点滴静注用バッグ １ｇ「明治」	１ｇ1キット(生理食塩液100mL付)	1,749
局	メロペネム点滴静注用 0.25 g「ＮＰ」	250mg1瓶	577
局	メロペネム点滴静注用 0.25 g「サワイ」	250mg1瓶	560
局	メロペネム点滴静注用 0.25 g「トーワ」	250mg1瓶	577
局	メロペネム点滴静注用 0.25 g「日医工」	250mg1瓶	577
局	メロペネム点滴静注用 0.25 g「明治」	250mg1瓶	577
局	メロペネム点滴静注用 0.5 g「ＮＰ」	500mg1瓶	656
局	メロペネム点滴静注用 0.5 g「サワイ」	500mg1瓶	656
局	メロペネム点滴静注用 0.5 g「トーワ」	500mg1瓶	656
局	メロペネム点滴静注用 0.5 g「日医工」	500mg1瓶	853
局	メロペネム点滴静注用 0.5 g「明治」	500mg1瓶	853
局	メロペネム点滴静注用１ｇ「ＮＰ」	１ｇ1瓶	1,095
局	メロペネム点滴静注用１ｇ「明治」	１ｇ1瓶	1,210
局	メロペン点滴用キット 0.5 g	500mg1キット(生理食塩液100mL付)	1,066
局	メロペン点滴用バイアル 0.25 g	250mg1瓶	577
局	メロペン点滴用バイアル 0.5 g	500mg1瓶	853
	メンクアッドフィ筋注	0.5mL1瓶	19,721
	（も）		
	モゾビル皮下注 24 mg	24mg1.2mL1瓶	592,719
	モノヴァー静注 500 mg	500mg5mL1瓶	6,176
	モノヴァー静注 1000 mg	1,000mg10mL1瓶	12,316
	モリアミンＳ注	(10%)200mL1袋	580
	モリプロンＦ輸液	200mL1袋	474
	モリヘパミン点滴静注	200mL1袋	372
	モリヘパミン点滴静注	300mL1袋	551
	モリヘパミン点滴静注	500mL1袋	719
局麻	モルヒネ・アトロピン注射液	1mL1管	320
局麻	モルヒネ塩酸塩注射液	1%1mL1管	305
局麻	モルヒネ塩酸塩注射液	1%5mL1管	1,313
局麻	モルヒネ塩酸塩注射液	4%5mL1管	4,717
局麻	モルヒネ塩酸塩注射液 50 mg「シオノギ」	1%5mL1管	1,371
局麻	モルヒネ塩酸塩注射液 50 mg「第一三共」	1%5mL1管	1,371
局麻	モルヒネ塩酸塩注射液 50 mg「タケダ」	1%5mL1管	1,371
局麻	モルヒネ塩酸塩注射液 200 mg「シオノギ」	4%5mL1管	5,065
局麻	モルヒネ塩酸塩注射液 200 mg「第一三共」	4%5mL1管	4,744
局麻	モルヒネ塩酸塩注射液 200 mg「タケダ」	4%5mL1管	5,065
局麻	モルヒネ塩酸塩注射液 200 mg「テルモ」	4%5mL1管	5,065
麻	モルヒネ塩酸塩注 100 mgシリンジ「テルモ」	1%10mL1筒	2,576
	（や）		
	ヤーボイ点滴静注液 20 mg	20mg4mL1瓶	170,598
	ヤーボイ点滴静注液 50 mg	50mg10mL1瓶	419,578
	（ゆ）		
	ユエキンキープ３号輸液	200mL1袋	198
	ユエキンキープ３号輸液	500mL1袋	210
	ｕＦＳＨ注用 75 単位「あすか」	75単位1瓶(溶解液付)	1,476
	ｕＦＳＨ注用 150 単位「あすか」	150単位1瓶(溶解液付)	2,441
局	輸血用クエン酸ナトリウム注射液	10%5mL1管	104
局	ユナシン－Ｓキット静注用 1.5 g	(1.5ｇ)1キット(生理食塩液100mL付)	943
局	ユナシン－Ｓキット静注用 ３ｇ	(3ｇ)1キット(生理食塩液100mL付)	1,175
	ユニタルク胸膜腔内注入用懸濁剤４ｇ	４ｇ1瓶	7,236
	ユニツキシン点滴静注 17.5 mg／５mL	17.5mg5mL1瓶	1,365,888
	ユプリズナ点滴静注 100 mg	100mg10mL1瓶	3,495,304
	ユルトミリスＨＩ点滴静注 300 mg／３mL	300mg3mL1瓶	659,985
	ユルトミリスＨＩ点滴静注 1100 mg／11 mL	1,100mg11mL1瓶	2,419,945
	（よ）		
局	ヨウ化人血清アルブミン（^{131}Ｉ）注射液	1MBq	3,298
局	葉酸注射液	15mg1管	104
	ヨビパス皮下注 168 μgペン	168μg0.56mL1キット	571,509
	ヨビパス皮下注 294 μgペン	294μg0.98mL1キット	584,139
	ヨビパス皮下注 420 μgペン	420μg1.4mL1キット	596,310
	ヨンデリス点滴静注用 0.25 mg	0.25mg1瓶	49,368
	ヨンデリス点滴静注用１mg	1mg1瓶	190,625
	（ら）		
	ライアットＭＩＢＧ－Ｉ 131 静注	1.85ＧＢｑ5mL1瓶	1,072,335
	ライザケア輸液	１Ｌ1袋	1,177
	ライゾデグ配合注　フレックスタッチ	300単位1キット	1,444
	ライブリバント点滴静注 350 mg	350mg7mL1瓶	160,014
	ラエンネック	2mL1管	189
	ラクテックＧ輸液	250mL1袋	219
	ラクテックＧ輸液	500mL1袋	228
	ラクテックＧ輸液	１Ｌ1袋	421
局	ラクテック注	250mL1袋	247
局	ラクテック注	500mL1袋	248
局	ラクテック注	１Ｌ1袋	384
	ラクテックＤ輸液	500mL1袋	256
	ラクトリンゲル液″フソー″	500mL1瓶	248
	ラクトリンゲル液″フソー″	200mL1袋	199
	ラクトリンゲル液″フソー″	500mL1袋	248
	ラクトリンゲル液″フソー″	１Ｌ1袋	434
	ラクトリンゲルＳ注「フソー」	500mL1瓶	228
	ラクトリンゲルＳ注「フソー」	200mL1袋	207
	ラクトリンゲルＳ注「フソー」	500mL1袋	228
	ラクトリンゲルＭ注「フソー」	500mL1瓶	294
	ラクトリンゲルＭ注「フソー」	200mL1袋	222
	ラクトリンゲルＭ注「フソー」	500mL1袋	294

局	ラジカット注 30 mg	30mg20mL1管	1,731
局	ラジカット点滴静注バッグ 30 mg	30mg100mL1キット	1,731
局	ラシックス注 20 mg	20mg1管	104
局	ラシックス注 100 mg	100mg1管	126
	ラステット注 100 mg／５mL	100mg5mL1瓶	2,309
	ラスビック点滴静注キット 150 mg	150mg1キット（希釈液付）	3,924
	ラスリテック点滴静注用 1.5 mg	1.5mg1瓶（溶解液付）	6,775
	ラスリテック点滴静注用 7.5 mg	7.5mg1瓶（溶解液付）	27,659
	ラニビズマブＢＳ硝子体内注射用キット 10 mg／mL「センジュ」	0.5mg0.05mL1筒	72,136
	ラピアクタ点滴静注液バイアル 150 mg	150mg15mL1瓶	3,182
	ラピアクタ点滴静注液バッグ 300 mg	300mg60mL1袋	6,197
局	ラビピュール筋注用	1瓶（溶解液付）	12,087
	ランジオロール塩酸塩点滴静注用 50 mg「Ｆ」	50mg1瓶	1,759
	ランジオロール塩酸塩点滴静注用 150 mg「Ｆ」	150mg1瓶	4,530
局	ランタスＸＲ注ソロスター	450単位1キット	1,674
局	ランタス注カート	300単位1筒	773
局	ランタス注ソロスター	300単位1キット	888
局	ランタス注 100 単位／mL	100単位1mLバイアル	241
	ランダ注 10 mg／20 mL	10mg20mL1瓶	921
	ランダ注 50 mg／100 mL	50mg100mL1瓶	2,991
	ランマークＨＩ皮下注 120 mg シリンジ 1.0 mL	120mg1mL1筒	44,390
	ランマーク皮下注 120 mg	120mg1.7mL1瓶	42,706
	（り）		
	リカムビス水懸筋注 600 mg	600mg2mL1瓶	90,582
	リカムビス水懸筋注 900 mg	900mg3mL1瓶	130,310
	リクラスト点滴静注液 5 mg	5mg100mL1袋	32,028
	リコモジュリン点滴静注用 12800	12,800単位1瓶	32,535
	リサイオ点滴静注液 100 mg	100mg2.5mL1瓶	193,331
	リスティーゴ皮下注 280 mg	280mg2mL1瓶	356,392
	リスティーゴ皮下注 420 mg	420mg3mL1瓶	534,588
	リスパダール　コンスタ筋注用 25 mg	25mg1キット（懸濁用液付）	12,801
	リスパダール　コンスタ筋注用 37.5 mg	37.5mg1キット（懸濁用液付）	16,128
	リスパダール　コンスタ筋注用 50 mg	50mg1キット（懸濁用液付）	19,079
	リゾビスト注	44.6mg1.6mL1瓶	13,505
	リツキサン点滴静注 100 mg	100mg10mL1瓶	15,341
	リツキサン点滴静注 500 mg	500mg50mL1瓶	78,002
	リツキシマブＢＳ点滴静注 100 mg「ＫＨＫ」	100mg10mL1瓶	9,274
	リツキシマブＢＳ点滴静注 100 mg「ファイザー」	100mg10mL1瓶	8,389
	リツキシマブＢＳ点滴静注 500 mg「ＫＨＫ」	500mg50mL1瓶	44,485
	リツキシマブＢＳ点滴静注 500 mg「ファイザー」	500mg50mL1瓶	40,357
	リドカイン塩酸塩注射液 0.5％「ＶＴＲＳ」	0.5%5mL1管	100
	リドカイン塩酸塩注射液 0.5％「ＶＴＲＳ」	0.5%10mL1管	100
	リドカイン塩酸塩注射液１％「ＶＴＲＳ」	1%5mL1管	100
	リドカイン塩酸塩注射液１％「ＶＴＲＳ」	1%10mL1管	91
	リドカイン塩酸塩注射液２％「ＶＴＲＳ」	2%5mL1管	98
	リドカイン塩酸塩注射液２％「ＶＴＲＳ」	2%10mL1管	100
局	リドカイン塩酸塩注 0.5％「日新」	0.5%5mL1管	104
局	リドカイン塩酸塩注 0.5％「日新」	0.5%10mL1管	104
局	リドカイン塩酸塩注１％「日新」	1%5mL1管	104
局	リドカイン塩酸塩注１％「日新」	1%10mL1管	104
局	リドカイン塩酸塩注２％「日新」	2%5mL1管	104
局	リドカイン塩酸塩注２％「日新」	2%10mL1管	104
	リドカイン静注用２％シリンジ「テルモ」	2%5mL1筒	176
局	リドカイン注射液	0.5%3mL1管	155
局	リドカイン注射液	2%5mL1管	100
局	リドカイン注射液	10%10mL1管	340
局	リドカイン注射液	0.5%10mLバイアル	104
局	リドカイン注射液	1%10mLバイアル	104
局	リドカイン注射液	2%10mLバイアル	130
局	リドカイン点滴静注液１％「タカタ」	1%200mL1袋	689
局	リトドリン塩酸塩点滴静注液 50 mg「あすか」	1%5mL1管	463
局	リトドリン塩酸塩点滴静注液 50 mg「Ｆ」	1%5mL1管	200
局	リトドリン塩酸塩点滴静注液 50 mg「日医工」	1%5mL1管	245
	リナセートＦ輸液	500mL1袋	206
	リナセートＤ輸液	200mL1袋	204
	リナセートＤ輸液	500mL1袋	278
	リネゾリド点滴静注液 600 mg「ＫＣＣ」	600mg300mL1袋	3,388
	リネゾリド点滴静注液 600 mg「日医工」	600mg300mL1袋	6,036
	リネゾリド点滴静注液 600 mg「明治」	600mg300mL1袋	6,145
	リネゾリド点滴静注 600 mg／300 mL「ＨＫ」	600mg300mL1袋	6,316
	リノロサール注射液 2 mg（0.4％）	2mg1管	63
	リノロサール注射液 4 mg（0.4％）	4mg1管	82
	リノロサール注射液 20 mg（0.4％）	20mg1管	420
	リハビックス－Ｋ１号輸液	500mL1袋	1,391
	リハビックス－Ｋ２号輸液	500mL1袋	1,382
	リピオドール 480 注 10 mL	10mL1管	25,792
	リブタヨ点滴静注 350 mg	350mg7mL1瓶	450,437
	リプラス１号輸液	500mL1瓶	239
	リプラス１号輸液	200mL1袋	189
	リプラス１号輸液	500mL1袋	239
	リプラス３号輸液	500mL1瓶	292
	リプラス３号輸液	200mL1袋	204
	リプラス３号輸液	500mL1袋	292
局	リプルキット注 10 μg	10μg2mL1筒	1,482
局	リプル注５μg	5μg1mL1管	1,204
局	リプル注 10 μg	10μg2mL1管	1,295
	リプレガル点滴静注用 3.5 mg	3.5mg3.5mL1瓶	255,011
局	リボフラビンリン酸エステルナトリウム注射液	1mg1管	88
局	リボフラビンリン酸エステルナトリウム注射液	5mg1管	104
局	リボフラビンリン酸エステルナトリウム注射液	10mg1管	104
局	リボフラビンリン酸エステルナトリウム注射液	20mg1管	104
	リメタゾン静注 2.5 mg	2.5mg1mL1管	1,776

局	硫酸マグネシウム注射液	0.5モル20mL1管	129
	リュープリンＳＲ注射用キット11.25mg	11.25mg1筒	40,500
	リュープリン注射用キット1.88mg	1.88mg1筒	16,187
	リュープリン注射用キット3.75mg	3.75mg1筒	21,354
	リュープリン注射用1.88mg	1.88mg1瓶(懸濁用液付)	15,850
	リュープリン注射用3.75mg	3.75mg1瓶(懸濁用液付)	23,243
	リュープリンＰＲＯ注射用キット22.5mg	22.5mg1筒	62,561
	リュープロレリン酢酸塩ＳＲ注射用キット11.25mg「あすか」	11.25mg1筒	22,970
	リュープロレリン酢酸塩ＳＲ注射用キット11.25mg「ＮＰ」	11.25mg1筒	23,774
	リュープロレリン酢酸塩注射用キット1.88mg「あすか」	1.88mg1筒	14,429
	リュープロレリン酢酸塩注射用キット1.88mg「ＮＰ」	1.88mg1筒	13,534
	リュープロレリン酢酸塩注射用キット3.75mg「あすか」	3.75mg1筒	17,056
	リュープロレリン酢酸塩注射用キット3.75mg「ＮＰ」	3.75mg1筒	16,726
局	リンゲル液	500mL1瓶	251
局	リンゲル液	500mL1袋	219
局	リンコマイシン塩酸塩注射液300mg「トーワ」	300mg1mL1管	167
局	リンコマイシン塩酸塩注射液600mg「トーワ」	600mg2mL1管	224
	リンコマイシン塩酸塩１ｇ3.33mL注射液	1ｇ3.33mL1瓶	378
	リンコマイシン塩酸塩1.5ｇ5mL注射液	1.5ｇ5mL1瓶	507
	リンコマイシン塩酸塩300mg1mL注射液	300mg1mL1瓶	261
	リンコマイシン塩酸塩600mg2mL注射液	600mg2mL1瓶	350
	リン酸Na補正液0.5ｍｍｏｌ／mL	0.5モル20mL1管	143
	リン酸２カリウム注20mEqキット「テルモ」	0.5モル20mL1キット	173
	リンスパッド点滴静注用1000mg	1,000mg1瓶(溶解液付)	216,054
	リンデロン懸濁注	2.5mg1管	207
	リンデロン注２mg（0.４％）	2mg1管	166
	リンデロン注４mg（0.４％）	4mg1管	268
	リンデロン注20mg（0.４％）	20mg1管	1,256
	リンデロン注20mg（２％）	20mg1mL1管	1,318
	リンデロン注100mg（２％）	100mg5mL1管	3,717
	リンパック透析剤ＴＡ１	2袋1組	1,700
	リンパック透析剤ＴＡ３	2袋1組	1,650
	リンパック透析剤ＴＡ５	2袋1組	1,757
	（る）		
	ルクスターナ注	0.5mL1瓶(希釈液2本付)	49,600,226
	ルセンティス硝子体内注射液10mg／mL	0.5mg0.05mL1瓶	108,517
	ルセンティス硝子体内注射用キット10mg／mL	0.5mg0.05mL1筒	92,753
	ルタテラ静注	7.4ＧＢｑ25mL1瓶	2,647,734
	ルテスデポー注	1mL1管	279
	ルミセフ皮下注210mgシリンジ	210mg1.5mL1筒	74,513
	ルミセフ皮下注210mgペン	210mg1.5mL1キット	73,508
	ルムジェブ注カート	300単位1筒	1,104
	ルムジェブ注ミリオペン	300単位1キット	1,293
	ルムジェブ注ミリオペンＨＤ	300単位1キット	1,293
	ルムジェブ注100単位／mL	100単位1mLバイアル	256
	ルンスミオ点滴静注1mg	1mg1mL1瓶	81,434
	ルンスミオ点滴静注30mg	30mg30mL1瓶	2,327,790
	（れ）		
	レカルブリオ配合点滴静注用	(1.25ｇ)1瓶	22,447
	レギチーン注射液5mg	0.5%1mL1瓶	63
	レギュニール　HCa　1.5腹膜透析液	1Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,132
	レギュニール　HCa　1.5腹膜透析液	1.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,230
	レギュニール　HCa　1.5腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,199
	レギュニール　HCa　1.5腹膜透析液	2.5Ｌ1袋	1,620
	レギュニール　HCa　1.5腹膜透析液	5Ｌ1袋	1,888
	レギュニール　HCa　2.5腹膜透析液	1Ｌ1袋(排液用バッグ付)	951
	レギュニール　HCa　2.5腹膜透析液	1.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,231
	レギュニール　HCa　2.5腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,174
	レギュニール　HCa　2.5腹膜透析液	2.5Ｌ1袋	1,583
	レギュニール　HCa　2.5腹膜透析液	5Ｌ1袋	1,608
	レギュニール　HCa　4.25腹膜透析液	2Ｌ1袋	1,656
	レギュニール　LCa　1.5腹膜透析液	1Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,127
	レギュニール　LCa　1.5腹膜透析液	1.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,325
	レギュニール　LCa　1.5腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,473
	レギュニール　LCa　1.5腹膜透析液	2.5Ｌ1袋	1,670
	レギュニール　LCa　1.5腹膜透析液	5Ｌ1袋	2,146
	レギュニール　LCa　2.5腹膜透析液	1Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,211
	レギュニール　LCa　2.5腹膜透析液	1.5Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,333
	レギュニール　LCa　2.5腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,443
	レギュニール　LCa　2.5腹膜透析液	2.5Ｌ1袋	1,761
	レギュニール　LCa　2.5腹膜透析液	5Ｌ1袋	2,155
	レギュニール　LCa　4.25腹膜透析液	2Ｌ1袋	1,105
	レギュニール　LCa　4.25腹膜透析液	2Ｌ1袋(排液用バッグ付)	1,989
	レクビオ皮下注300mgシリンジ	300mg1.5mL1筒	394,758
	レケンビ点滴静注200mg	200mg2mL1瓶	38,910
	レケンビ点滴静注500mg	500mg5mL1瓶	97,277
	レコベル皮下注12μgペン	12μg0.36mL1キット	10,378
	レコベル皮下注36μgペン	36μg1.08mL1キット	25,657
	レコベル皮下注72μgペン	72μg2.16mL1キット	44,467
	レスカルミン注	5mL1管	63
	レスピア静注・経口液60mg	60mg3mL1瓶	825
局	レセルピン注射液	0.03%1mL1管	97
局	レセルピン注射液	0.05%1mL1管	97
局	レセルピン注射液	0.1%1mL1管	97
	レパーサ皮下注140mgペン	140mg1mL1キット	24,302
	レフィキシア静注用500	500国際単位1瓶(溶解液付)	216,190
	レフィキシア静注用1000	1,000国際単位1瓶(溶解液付)	427,027
	レフィキシア静注用2000	2,000国際単位1瓶(溶解液付)	845,605
	レブコビ筋注2.4mg	2.4mg1.5mL1瓶	862,022

	レブロジル皮下注用25 mg	25mg1瓶	169,234
	レブロジル皮下注用75 mg	75mg1瓶	505,267
	レベスティブ皮下注用0.95 mg	0.95mg1瓶(溶解液付)	18,421
	レベスティブ皮下注用3.8 mg	3.8mg1瓶(溶解液付)	73,683
	レペタン注0.2 mg	0.2mg1管	174
	レペタン注0.3 mg	0.3mg1管	205
	レベチラセタム点滴静注500 mg「アメル」	500mg5mL1管	572
	レベチラセタム点滴静注500 mg「日新」	500mg5mL1管	625
	レベチラセタム点滴静注500 mg「明治」	500mg5mL1管	639
	レベミル注　フレックスペン	300単位1キット	1,182
	レベミル注　ペンフィル	300単位1筒	1,007
	レボカルニチンＦＦ静注1000 mgシリンジ「トーワ」	1,000mg5mL1筒	358
	レボカルニチンＦＦ静注1000 mgシリンジ「ニプロ」	1,000mg5mL1筒	341
	レボカルニチンＦＦ静注1000 mgシリンジ「フソー」	1,000mg5mL1筒	372
(局)	レボフロキサシン点滴静注バッグ500 mg「ＨＫ」	500mg100mL1キット	1,695
(局)	レボフロキサシン点滴静注バッグ500 mg「ＫＣＣ」	500mg100mL1キット	1,044
(局)	レボフロキサシン点滴静注バッグ500 mg「ニプロ」	500mg100mL1キット	1,149
(局)	レボフロキサシン点滴静注バッグ500 mg／100 mL「ＤＳＥＰ」	500mg100mL1キット	998
(局)	レボフロキサシン点滴静注500 mg／20 mL「ＤＳＥＰ」	500mg20mL1瓶	1,709
	レボホリナート点滴静注用25「オーハラ」	25mg1瓶	449
	レボホリナート点滴静注用25 mg「ＨＫ」	25mg1瓶	456
	レボホリナート点滴静注用25 mg「ＮＫ」	25mg1瓶	446
	レボホリナート点滴静注用25 mg「ＮＰ」	25mg1瓶	403
	レボホリナート点滴静注用25 mg「サワイ」	25mg1瓶	450
	レボホリナート点滴静注用25 mg「トーワ」	25mg1瓶	412
	レボホリナート点滴静注用25 mg「ヤクルト」	25mg1瓶	414
	レボホリナート点滴静注用100「オーハラ」	100mg1瓶	1,444
	レボホリナート点滴静注用100 mg「ＨＫ」	100mg1瓶	1,470
	レボホリナート点滴静注用100 mg「ＮＫ」	100mg1瓶	1,442
	レボホリナート点滴静注用100 mg「ＮＰ」	100mg1瓶	1,408
	レボホリナート点滴静注用100 mg「サワイ」	100mg1瓶	1,426
	レボホリナート点滴静注用100 mg「トーワ」	100mg1瓶	1,401
	レボホリナート点滴静注用100 mg「ヤクルト」	100mg1瓶	1,399
	レミケード点滴静注用100	100mg1瓶	35,981
	レミトロ点滴静注用300 μg	300μg1瓶	85,601
(麻)	レミフェンタニル静注用2 mg「第一三共」	2mg1瓶	917
(麻)	レミフェンタニル静注用5 mg「第一三共」	5mg1瓶	1,980
	（ろ）		
	ロイコボリン注3 mg	0.3％1mL1管	256
	ロイコン注射液20 mg	1％2mL1管	86
	ロイスタチン注8 mg	8mg8mL1瓶	68,692
	ロイナーゼ注用5000	5,000Ｋ単位1瓶	4,850
	ロイナーゼ注用10000	10,000Ｋ単位1瓶	6,202
	ロカメッツキット	1回分	185,947
	ロカルトロール注0.5	0.5μg1mL1管	528
	ロカルトロール注1	1μg1mL1管	806
	ロキシーン注2 mg	0.2％1mL1管	63
	ロクロニウム臭化物静注液25 mg／2.5 mL「Ｆ」	25mg2.5mL1瓶	320
	ロクロニウム臭化物静注液25 mg／2.5 mL「マルイシ」	25mg2.5mL1瓶	385
	ロクロニウム臭化物静注液50 mg／5.0 mL「Ｆ」	50mg5mL1瓶	415
	ロクロニウム臭化物静注液50 mg／5.0 mL「マルイシ」	50mg5mL1瓶	540
	ロゼウス静注液10 mg	10mg1mL1瓶	2,044
	ロゼウス静注液40 mg	40mg4mL1瓶	7,846
	ロゼバラミン筋注用25 mg	25mg1瓶	10,425
	ロセフィン静注用0.5 g	500mg1瓶	359
	ロセフィン静注用１ｇ	１ｇ1瓶	422
	ロセフィン点滴静注用１ｇバッグ	１ｇ1キット(生理食塩液100mL付)	1,257
	ロピオン静注50 mg	50mg5mL1管	278
	ロピバカイン塩酸塩0.2％注バッグ200 mg／100 mL「テルモ」	0.2％100mL1袋	924
	ロピバカイン塩酸塩0.2％注20 mg／10 mL「テルモ」	0.2％10mL1管	93
	ロピバカイン塩酸塩0.75％注75 mg／10 mL「テルモ」	0.75％10mL1管	259
	ロピバカイン塩酸塩0.75％注150 mg／20 mL「テルモ」	0.75％20mL1管	520
	ローヘパ透析用100単位／mLシリンジ20 mL	2,000低分子量ヘパリン単位20mL1筒	598
	ローヘパ透析用150単位／mLシリンジ20 mL	3,000低分子量ヘパリン単位20mL1筒	733
	ローヘパ透析用200単位／mLシリンジ20 mL	4,000低分子量ヘパリン単位20mL1筒	823
	ローヘパ透析用500単位／mLバイアル10 mL	5,000低分子量ヘパリン単位1瓶	809
	ロミプレート皮下注250 μg調製用	250μg1瓶	40,563
	ロラピタ静注2 mg	2mg1mL1瓶	1,964
(局)	ロルファン注射液1 mg	0.1％1mL1管	354
	（わ）		
(局)	ワイスタール配合静注用0.5 g	(500mg)1瓶	379
(局)	ワイスタール配合静注用１ｇ	(１ｇ)1瓶	313
(局)	ワイスタール配合点滴静注用１ｇバッグ	(１ｇ)1キット(生理食塩液100mL付)	1,081
	ＹＤソリター－Ｔ１号輸液	200mL1袋	143
	ＹＤソリター－Ｔ１号輸液	500mL1袋	182
	ＹＤソリター－Ｔ３号Ｇ輸液	200mL1袋	170
	ＹＤソリター－Ｔ３号Ｇ輸液	500mL1袋	188
	ＹＤソリター－Ｔ３号輸液	200mL1袋	175
	ＹＤソリター－Ｔ３号輸液	500mL1袋	181
(局)	ワソラン静注5 mg	0.25％2mL1管	192
(局)	ワンタキソテール点滴静注20 mg／1 mL	20mg1mL1瓶	4,622
(局)	ワンタキソテール点滴静注80 mg／4 mL	80mg4mL1瓶	16,163
	ワンパル１号輸液	800mL1キット	1,313
	ワンパル１号輸液	1,200mL1キット	1,706
	ワンパル２号輸液	800mL1キット	1,399
	ワンパル２号輸液	1,200mL1キット	1,825

第３部　外　用　薬

品名	規格単位	薬価円
（あ）		
アイオピジンＵＤ点眼液１％	1％0.1mL1個	610.80
アイファガン点眼液0.1％	0.1％1mL	239.40

	アイベータ配合点眼液	1mL	363.10
	アイラミド配合懸濁性点眼液	1mL	363.80
局	亜鉛華デンプン	10ｇ	21.10
局	亜鉛華軟膏	10ｇ	19.90
局	亜鉛華軟膏「コザカイ・M」	10ｇ	33.00
局	亜鉛華軟膏　シオエ	10ｇ	33.00
局	亜鉛華軟膏「東豊」	10ｇ	27.00
局	亜鉛華軟膏「日医工」	10ｇ	33.00
局	亜鉛華軟膏「ニッコー」	10ｇ	33.00
局	亜鉛華軟膏〈ハチ〉	10ｇ	25.50
局	亜鉛華軟膏「ヨシダ」	10ｇ	33.00
	亜鉛華（10％）単軟膏「コザカイ・M」	10ｇ	26.70
	亜鉛華（10％）単軟膏シオエ	10ｇ	26.70
	亜鉛華（10％）単軟膏「ニッコー」	10ｇ	26.70
	亜鉛華（10％）単軟膏「ホエイ」	10ｇ	16.30
	亜鉛華（10％）単軟膏「ヨシダ」	10ｇ	26.70
	アクアチムクリーム１％	1％1ｇ	18.50
	アクアチム軟膏１％	1％1ｇ	18.50
	アクアチムローション１％	1％1mL	18.50
	アクトシン軟膏３％	3％1ｇ	45.50
局	アクリノール水和物	1ｇ	58.90
局	アクリノール・チンク油	1ｇ	6.60
	アクロマイシントローチ15㎎	15mg1錠	7.30
	アクロマイシン軟膏３％	30mg1ｇ	17.50
	アコニップパップ70㎎	10cm×14cm1枚	18.20
局	亜酸化窒素	1ｇ	2.50
	アシクロビルクリーム５％「ラクール」	5％1ｇ	60.40
	アシクロビル３％眼軟膏	3％1ｇ	239.80
	アシクロビル５％軟膏	5％1ｇ	60.40
	アジマイシン点眼液１％	1％1mL	284.00
局	亜硝酸アミル	0.25mL1管	793.10
局	アスタット外用液１％	1％1mL	16.10
局	アスタットクリーム１％	1％1ｇ	16.10
局	アスタット軟膏１％	1％1ｇ	16.10
	アズノールうがい液４％	4％1mL	21.10
	アズノールＳＴ錠口腔用５㎎	5mg1錠	9.60
	アズノール軟膏0.033％	0.033％10ｇ	92.00
	アスプール液（0.5％）	0.5％1mL	17.40
	アズレイうがい液４％	4％1mL	21.10
	アズレンうがい液４％「ケンエー」	4％1mL	21.10
	アズレンうがい液４％「ＴＳＵ」	4％1mL	21.10
	アズレンうがい液４％「ＴＯＡ」	4％1mL	21.10
	アズレンうがい液４％「ニットー」	4％1mL	21.10
	アズレン含嗽液アーズミンうがい液１％	1％1mL	9.70
	アズレン含嗽用顆粒0.4％「ツルハラ」	0.4％1ｇ	6.90
	アズレン含嗽用散0.4％「トーワ」	0.4％1ｇ	6.90
	アズレンスルホン酸ナトリウム0.02％５mL点眼液	0.02％5mL1瓶	94.80
	アセトアミノフェン50㎎坐剤	50mg1個	21.60
	アセトアミノフェン100㎎坐剤	100mg1個	21.60
	アセトアミノフェン200㎎坐剤	200mg1個	21.60
	アゾルガ配合懸濁性点眼液	1mL	207.10
	アダパレンクリーム0.1％「ニプロ」	0.1％1ｇ	17.90
	アダパレンゲル0.1％「イワキ」	0.1％1ｇ	21.20
	アダパレンゲル0.1％「ＫＭＰ」	0.1％1ｇ	17.90
	アダパレンゲル0.1％「ＪＧ」	0.1％1ｇ	17.90
	アダパレンゲル0.1％「テイコク」	0.1％1ｇ	17.90
	アダパレンゲル0.1％「ＴＣＫ」	0.1％1ｇ	21.20
	アダパレンゲル0.1％「東光」	0.1％1ｇ	17.90
	アダパレンゲル0.1％「日新」	0.1％1ｇ	21.20
	アダパレンゲル0.1％「ニットー」	0.1％1ｇ	17.90
	アダパレンゲル0.1％「ニプロ」	0.1％1ｇ	17.90
	アダパレンゲル0.1％「ＹＤ」	0.1％1ｇ	17.90
	アテキュラ吸入用カプセル高用量	1カプセル	137.10
	アテキュラ吸入用カプセル中用量	1カプセル	120.10
	アテキュラ吸入用カプセル低用量	1カプセル	113.00
	アデスタン腟錠300㎎	300mg1個	163.30
	アドエア50エアゾール120吸入用	12.0ｇ1瓶	3,170.80
	アドエア100ディスカス28吸入用	28ブリスター1キット	1,547.00
	アドエア100ディスカス60吸入用	60ブリスター1キット	3,006.50
	アドエア125エアゾール120吸入用	12.0ｇ1瓶	3,851.00
	アドエア250エアゾール120吸入用	12.0ｇ1瓶	4,207.30
	アドエア250ディスカス28吸入用	28ブリスター1キット	1,816.80
	アドエア250ディスカス60吸入用	60ブリスター1キット	3,509.40
	アドエア500ディスカス28吸入用	28ブリスター1キット	1,940.70
	アドエア500ディスカス60吸入用	60ブリスター1キット	3,821.50
	アドフィードパップ40㎎	10cm×14cm1枚	18.20
	アトラント外用液１％	1％1mL	21.90
	アトラントクリーム１％	1％1ｇ	21.90
	アトラント軟膏１％	1％1ｇ	21.90
局	アドレナリン液	0.1％1mL	12.00
	アトロベントエロゾル20μｇ	4.20mg10mL1瓶	531.20
	アニスーマ坐剤	1個	21.60
	アニュイティ100μgエリプタ30吸入用	30吸入1キット	1,090.50
	アニュイティ200μgエリプタ30吸入用	30吸入1キット	1,411.50
	アノーロエリプタ７吸入用	7吸入1キット	1,297.90
	アノーロエリプタ30吸入用	30吸入1キット	4,646.80
	アフタゾロン口腔用軟膏0.1％	0.1％1ｇ	66.00
	アフタッチ口腔用貼付剤25μｇ	25μg1錠	18.10
	アポハイドローション20％	20％1ｇ	539.90
	アラセナ－Ａクリーム３％	3％1ｇ	104.70
	アラセナ－Ａ軟膏３％	3％1ｇ	104.70
局	アラビアゴム	10ｇ	25.10
局	アラビアゴム末	10ｇ	33.90
	アラミスト点鼻液27.5μｇ56噴霧用	3mg6ｇ1キット	746.30

	アラミスト点鼻液27.5μg 120噴霧用	5mg10ｇ1キット	1,358.20
	アリケイス吸入液590mg	590mg8.4mL1瓶	38,437.90
	アリドネパッチ27.5mg	27.5mg1枚	282.10
	アリドネパッチ55mg	55mg1枚	432.30
	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩10％液	10％10mL	7.00
	アルクロメタゾンプロピオン酸エステル軟膏0.1％「イワキ」	0.1％1ｇ	28.30
	アルスロマチック関節手術用灌流液	3Ｌ1袋	1,062.50
	アルト原末	500mg1管	195.50
	アルト原末	1ｇ1管	251.90
	アルピニー坐剤50	50mg1個	21.60
	アルピニー坐剤100	100mg1個	21.60
	アルピニー坐剤200	200mg1個	21.60
	アルメタ軟膏	0.1％1ｇ	18.00
㊎	アレギサール点眼液0.1％	5mg5mL1瓶	294.50
	アレサガテープ4mg	4mg1枚	48.50
	アレサガテープ8mg	8mg1枚	64.40
	アレジオンＬＸ点眼液0.1％	0.1％1mL	465.30
	アレジオン眼瞼クリーム0.5％	0.5％1ｇ	1,678.60
	アレジオン点眼液0.05％	0.05％1mL	168.30
	アレベール吸入用溶解液0.125％	0.125％1mL	5.20
※	安息香チンキ（司生堂）	10mL	22.10
※	アンソッコウチンキ（小堺）	10mL	22.10
	アンテベートクリーム0.05％	0.05％1ｇ	18.90
	アンテベート軟膏0.05％	0.05％1ｇ	18.90
	アンテベートローション0.05％	0.05％1ｇ	18.90
	アンヒバ坐剤小児用50mg	50mg1個	21.60
	アンヒバ坐剤小児用100mg	100mg1個	21.60
	アンヒバ坐剤小児用200mg	200mg1個	21.60
㊍	アンペック坐剤10mg	10mg1個	356.00
㊍	アンペック坐剤20mg	20mg1個	612.90
㊍	アンペック坐剤30mg	30mg1個	866.30
㊎	アンモニア水	10mL	2.80
㊎	アンモニア水「ケンエー」	10mL	7.60
㊎	アンモニア水「タイセイ」	10mL	7.60

（い）

㊎	イオウ	10ｇ	11.70
㊎	イオウ・カンフルローション	10mL	27.20
㊎	イオウ・サリチル酸・チアントール軟膏	1ｇ	3.20
	イクセロンパッチ4.5mg	4.5mg1枚	118.60
	イクセロンパッチ9mg	9mg1枚	131.40
	イクセロンパッチ13.5mg	13.5mg1枚	133.40
	イクセロンパッチ18mg	18mg1枚	143.90
㊎	イクタモール	10ｇ	36.70
	イソコナゾール硝酸塩腟錠100mg「Ｆ」	100mg1個	38.40
	イソコナゾール硝酸塩腟錠300mg「Ｆ」	300mg1個	139.40
	イソジン液10％	10％10mL	24.00
	イソジンガーグル液7％	7％1mL	3.10
	イソジンゲル10％	10％10ｇ	38.20
	イソジンスクラブ液7.5％	7.5％10mL	36.40
	イソジンフィールド液10％	10％10mL	36.10
㊎	イソフルラン吸入麻酔液「ＶＴＲＳ」	1mL	23.80
	イソプロパノール	10mL	10.70
㊎※	イソプロパノール（兼一）	10mL	10.70
㊎	イソプロパノール「ケンエー」	10mL	10.70
㊎	イソプロパノール「コザカイ・Ｍ」	10mL	10.70
	イソプロパノール消毒液50％「カネイチ」	50％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒液50％「ケンエー」	50％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒液50％「シオエ」	50％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒液50％「タイセイ」	50％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒液50％「東豊」	50％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒液50％「ニプロ」	50％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒液50％「メタル」	50％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒液50％「ヨシダ」	50％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒液70％「カネイチ」	70％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒液70％「ケンエー」	70％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒液70％「シオエ」	70％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒液70％「タイセイ」	70％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒液70％「ニプロ」	70％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒液70％「メタル」	70％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒液70％「ヤクハン」	70％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒液70％「ヨシダ」	70％10mL	7.00
	イソプロパノール消毒Ｂ液70％「ケンエー」	70％10mL	7.00
㊎	イソプロパノール「タイセイ」	10mL	10.70
㊎	イソプロパノール「ニッコー」	10mL	10.70
㊎	イソプロパノール「マルイシ」	10mL	10.70
㊎※	イソプロパノール（山善）	10mL	10.70
	イソプロパノール50％液	50％10mL	7.00
	イソプロパノール70％液	70％10mL	7.00
	イソプロピルウノプロストン点眼液0.12％「サワイ」	0.12％1mL	174.40
	イソプロピルウノプロストン点眼液0.12％「ＴＳ」	0.12％1mL	104.80
㊎	イドクスウリジン点眼液	0.1％1mL	102.70
	イドメシンコーワクリーム1％	1％1ｇ	3.50
	イドメシンコーワゲル1％	1％1ｇ	3.50
	イドメシンコーワゾル1％	1％1ｇ	3.50
	イドメシンパップ70mg	10cm×14cm1枚	18.20
	イナビル吸入懸濁用160mgセット	160mg1瓶	3,372.10
	イナビル吸入粉末剤20mg	20mg1キット	1,484.90
	イノリン吸入液0.5％	0.5％1mL	28.20
	イミグラン点鼻液20	20mg0.1mL1個	452.50
	イムノブラダー膀注用40mg	40mg1瓶（溶解液付）	10,613.40
	イムノブラダー膀注用80mg	80mg1瓶（溶解液付）	14,643.30
	イワコールエタノール消毒液0.5％	0.5％10mL	7.00
	インサイドパップ70mg	10cm×14cm1枚	18.20
	インタール吸入液1％	1％2mL1管	21.50
	インテナースパップ70mg	10cm×14cm1枚	18.20
	インテバン外用液1％	1％1mL	3.30
	インテバンクリーム1％	1％1ｇ	3.30

局	インドメタシン坐剤	12.5mg1個	21.60
局	インドメタシン坐剤	25mg1個	21.60
局	インドメタシン坐剤	50mg1個	21.60
	インドメタシンパップ70mg「ＹＤ」	10cm×14cm1枚	17.60
	インドメタシン（70mg） 10cm×14cm貼付剤	10cm×14cm1枚	18.20
	（う）		
	ウトロゲスタン膣用カプセル200mg	200mg1カプセル	361.20
	ウブレチド点眼液0.5％	0.5％1mL	95.50
	ウブレチド点眼液1％	1％1mL	158.40
	ウルティブロ吸入用カプセル	1カプセル	133.90
	ウレパールクリーム10％	10％1ｇ	4.00
	ウレパールローション10％	10％1ｇ	4.00
	ウロマチックＳ泌尿器科用灌流液３％	3％3Ｌ1袋	884.60
	（え）		
	ＡＺ含嗽用配合顆粒「ニプロ」	0.1％1ｇ	6.90
	エイゾプト懸濁性点眼液１％	1％1mL	132.30
	エイベリス点眼液0.002％	0.002％1mL	767.80
	エイベリスミニ点眼液0.002％	0.002％0.3mL1個	77.50
局※	液化亜酸化窒素（日産）	1ｇ	3.60
局※	液化亜酸化窒素（日本エア・リキード）	1ｇ	3.60
	エキザルベ	1ｇ	29.80
局	液状フェノール	10mL	11.50
局	液状フェノール「ケンエー」	10mL	13.10
局※	液状フェノール（山善）	10mL	13.10
	エクセルダーム外用液１％	1％1mL	16.60
	エクセルダームクリーム１％	1％1ｇ	16.60
	エクラークリーム0.3％	0.3％1ｇ	11.00
	エクラー軟膏0.3％	0.3％1ｇ	11.00
	エクラープラスター20μg／cm²	(1.5mg)7.5cm×10cm	33.80
	エクラーローション0.3％	0.3％1ｇ	11.00
	エクリラ400μgジェヌエア30吸入用	30吸入1キット	2,043.10
	エクリラ400μgジェヌエア60吸入用	60吸入1キット	3,784.60
	エクロックゲル５％	5％1ｇ	238.40
	エコ消エタ消毒液	10mL	11.10
	エコリシン眼軟膏	1ｇ	55.90
	エスクレ坐剤「250」	250mg1個	119.90
	エスクレ坐剤「500」	500mg1個	152.10
	エスクレ注腸用キット「500」	500mg1筒	576.10
	エストラーナテープ0.09mg	(0.09mg)1.125cm²1枚	86.50
	エストラーナテープ0.18mg	(0.18mg)2.25cm²1枚	125.90
	エストラーナテープ0.36mg	(0.36mg)4.5cm²1枚	45.00
	エストラーナテープ0.72mg	(0.72mg)9cm²1枚	66.10
	エストリール膣錠0.5mg	0.5mg1錠	14.30
	ＳＰトローチ0.25mg「明治」	0.25mg1錠	6.30
局	エタノール	10mL	17.40
	エタノール液	10mL	7.10
局※	エタノール（兼一）	10mL	29.70
局	エタノール「ケンエー」	10mL	29.70
局※	エタノール（小堺）	10mL	25.80
局	エタノール　シオエ	10mL	22.20
局	エタノール「タイセイ」	10mL	29.70
局	エタノール「ニッコー」	10mL	21.00
局	エタノール「マルイシ」	10mL	29.70
局	エタノール「ヤクハン」	10mL	29.70
局※	エタノール（山善）	10mL	29.70
局	エタノール「ヨシダ」	10mL	29.70
	エチコール（ニワトリ印消毒用アルコール）	10mL	7.00
局	エーテル	10mL	28.90
	エナジア吸入用カプセル高用量	1カプセル	331.50
	エナジア吸入用カプセル中用量	1カプセル	290.30
	エネマスター注腸散	98.1％10ｇ	14.70
	エピデュオゲル	1ｇ	83.50
	エピナスチン塩酸塩ＬＸ点眼液0.1％「ＳＥＣ」	0.1％1mL	228.30
	エピナスチン塩酸塩ＬＸ点眼液0.1％「ＴＳ」	0.1％1mL	228.30
	エピナスチン塩酸塩ＬＸ点眼液0.1％「トーワ」	0.1％1mL	228.30
	エピナスチン塩酸塩ＬＸ点眼液0.1％「日点」	0.1％1mL	228.30
	エピナスチン塩酸塩ＬＸ点眼液0.1％「ニットー」	0.1％1mL	228.30
	エピナスチン塩酸塩ＬＸ点眼液0.1％「わかもと」	0.1％1mL	228.30
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05％「ＳＥＣ」	0.05％1mL	69.60
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05％「ＳＮ」	0.05％1mL	69.60
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05％「杏林」	0.05％1mL	89.00
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05％「サワイ」	0.05％1mL	69.60
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05％「ＧＯ」	0.05％1mL	69.60
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05％「センジュ」	0.05％1mL	69.60
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05％「ＴＳ」	0.05％1mL	69.60
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05％「ＴＷ」	0.05％1mL	69.60
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05％「トーワ」	0.05％1mL	69.60
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05％「日新」	0.05％1mL	69.60
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05％「日点」	0.05％1mL	69.60
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05％「ニットー」	0.05％1mL	69.60
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05％「ニプロ」	0.05％1mL	69.60
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05％「わかもと」	0.05％1mL	69.60
	エフィナコナゾール爪外用液10％「科研」	10％1ｇ	654.60
	エフィナコナゾール爪外用液10％「サワイ」	10％1ｇ	654.60
	エフィナコナゾール爪外用液10％「トーワ」	10％1ｇ	654.60
	エポセリン坐剤125	125mg1個	223.30
	エポセリン坐剤250	250mg1個	248.20
	ＭＳ温シップ「タイホウ」	10ｇ	9.20
	ＭＳ温シップ「タカミツ」	10ｇ	9.20
	ＭＳ冷シップ「タイホウ」	10ｇ	9.20
	ＭＳ冷シップ「タカミツ」	10ｇ	9.20
	エムラクリーム	1ｇ	182.40
	エムラパッチ	1枚	469.40
	エリザスカプセル外用400μg	400μg1カプセル	50.50
	エリザス点鼻粉末200μg28噴霧用	5.6mg1瓶	662.30
局	塩化亜鉛	1ｇ	9.90
局	塩化ナトリウム	10ｇ	8.40
局	塩化ナトリウム「オーツカ」	10ｇ	9.10
局※	塩化ナトリウム（山善）	10ｇ	9.10

	エンクラッセ62.5μgエリプタ7吸入用	7吸入1キット	922.70
	エンクラッセ62.5μgエリプタ30吸入用	30吸入1キット	3,402.60
局	塩酸	10mL	8.50
局	塩酸「司生堂」	10mL	11.60
	エンペシドクリーム1％	1％1g	9.70
	（お）		
	オイラゾンクリーム0.05％	0.05％1g	29.20
	オイラゾンクリーム0.1％	0.1％1g	31.20
	オイラックスHクリーム	1g	14.40
	オイラックスクリーム10％	10％10g	58.10
局	黄色ワセリン	10g	8.50
局※	黄色ワセリン（日興製薬）	10g	27.40
	オキサロール軟膏25μg／g	0.0025％1g	39.20
	オキサロールローション25μg／g	0.0025％1g	39.20
	オキシグルタチオン眼灌流液0.0184％キット「センジュ」	500mL1キット	3,461.60
	オキシコナゾール硝酸塩腟錠100mg「F」	100mg1錠	35.10
	オキシコナゾール硝酸塩腟錠600mg「F」	600mg1錠	232.60
	オーキシス9μgタービュヘイラー28吸入	252μg1キット(9μg)	881.80
	オーキシス9μgタービュヘイラー60吸入	540μg1キット(9μg)	1,817.90
局	オキシドール	10mL	10.70
	オキシブプロカイン塩酸塩点眼液0.4％「ニットー」	0.4％1mL	41.80
	オキナゾール外用液1％	1％1mL	9.90
	オキナゾールクリーム1％	1％1g	9.90
	オキナゾール腟錠100mg	100mg1錠	39.80
	オキナゾール腟錠600mg	600mg1錠	261.40
	オクソラレン軟膏0.3％	0.3％1g	19.80
	オクソラレンローション0.3％	0.3％1mL	19.80
	オクソラレンローション1％	1％1mL	34.60
	オー消エタ消毒液	10mL	11.10
	オゼックス点眼液0.3％	0.3％1mL	72.90
局	オフサロン点眼液	5mL1瓶	127.80
	オフミック点眼液	1mL	27.60
	オフロキサシン点眼液0.3％「サワイ」	0.3％1mL	107.40
	オフロキサシン点眼液0.3％「ＪＧ」	0.3％1mL	107.40
	オフロキサシン点眼液0.3％「ＣＨＯＳ」	0.3％1mL	51.90
	オフロキサシン点眼液0.3％「トーワ」	0.3％1mL	73.20
	オフロキサシン点眼液0.3％「日新」	0.3％1mL	34.60
	オフロキサシン0.3％眼軟膏	0.3％1g	44.10
	オフロキサシン0.3％1mLゲル化点眼液	0.3％1mL	28.30
	オフロキサシン0.3％1mL点眼液	0.3％1mL	28.30
	オフロキサシン3mg1mL点耳液	3mg1mL	44.80
	オペガードMA眼灌流液	20mL1管	546.40
	オペガードMA眼灌流液	300mL1袋	1,978.20
	オペガードMA眼灌流液	500mL1袋	1,967.70
	オペガン0.6眼粘弾剤1％	1％0.6mL1筒	4,060.40
	オペガン1.1眼粘弾剤1％	1％1.1mL1筒	4,917.00
	オラドールSトローチ0.5mg	0.5mg1錠	8.90
	オラドールトローチ0.5mg	0.5mg1錠	8.90
	オラビ錠口腔用50mg	50mg1錠	810.10
局	オリブ油	10mL	16.60
局	オリブ油「ケンエー」	10mL	28.00
局※	オリブ油（シオエ）	10mL	17.30
局	オリブ油「タイセイ」	10mL	17.30
局	オリブ油「日医工」	10mL	21.30
局※	オリブ油（日興製薬）	10mL	25.40
局	オリブ油「ヤクハン」	10mL	21.30
局※	オリブ油（山善）	10mL	18.20
局	オリブ油「ヨシダ」	10mL	27.00
	オルガドロン点眼・点耳・点鼻液0.1％	0.1％1mL	32.00
	オルセノン軟膏0.25％	0.25％1g	40.30
	オルテクサー口腔用軟膏0.1％	0.1％1g	61.10
	オルベスコ50μgインヘラー112吸入用	5.6mg6.6g1キット	911.80
	オルベスコ100μgインヘラー56吸入用	5.6mg3.3g1キット	867.30
	オルベスコ100μgインヘラー112吸入用	11.2mg6.6g1キット	1,206.30
	オルベスコ200μgインヘラー56吸入用	11.2mg3.3g1キット	1,070.60
	オロパタジン点眼液0.1％「杏林」	0.1％1mL	31.40
	オロパタジン点眼液0.1％「サワイ」	0.1％1mL	31.40
	オロパタジン点眼液0.1％「サンド」	0.1％1mL	31.40
	オロパタジン点眼液0.1％「三和」	0.1％1mL	31.40
	オロパタジン点眼液0.1％「センジュ」	0.1％1mL	44.60
	オロパタジン点眼液0.1％「タカタ」	0.1％1mL	31.40
	オロパタジン点眼液0.1％「ＴＳ」	0.1％1mL	31.40
	オロパタジン点眼液0.1％「トーワ」	0.1％1mL	31.40
	オロパタジン点眼液0.1％「日新」	0.1％1mL	31.40
	オロパタジン点眼液0.1％「ニッテン」	0.1％1mL	31.40
	オロパタジン点眼液0.1％「ニットー」	0.1％1mL	31.40
	オロパタジン点眼液0.1％「わかもと」	0.1％1mL	31.40
	オンブレス吸入用カプセル150μg	150μg1カプセル	115.60
	（か）		
局	カオリン	10g	11.60
局	カカオ脂	10g	93.40
局	加水ラノリン	10g	10.80
	カタリンK点眼用0.005％	0.005％1mL(溶解後の液として)	19.10
	カタリン点眼用0.005％	0.005％1mL(溶解後の液として)	19.10
局	ガチフロ点眼液0.3％	0.3％1mL	69.40
局	カチリ「ヨシダ」	10g	30.50
	カデックス軟膏分包45mg	0.9％1g	50.20
	カデックス軟膏分包153mg	0.9％1g	50.20
	カデックス軟膏0.9％	0.9％1g	50.20
	カトレップパップ70mg	10cm×14cm1枚	18.20
局	過マンガン酸カリウム	10g	15.70
※	カラミンローション（丸石）	10mL	10.70
局	カリ石ケン	10g	21.90
	カルテオロール塩酸塩ＬＡ点眼液1％「わかもと」	1％1mL	100.00
	カルテオロール塩酸塩ＬＡ点眼液2％「わかもと」	2％1mL	124.70
	カルテオロール塩酸塩点眼液2％「ニッテン」	2％1mL	73.00

	カルテオロール塩酸塩点眼液２％「ニットー」	2％1mL	65.20
	カルテオロール塩酸塩点眼液２％「わかもと」	2％1mL	73.00
	カルテオロール塩酸塩ＰＦ点眼液２％「日点」	2％1mL	73.00
	カルテオロール塩酸塩１％１mL点眼液	1％1mL	58.00
	カルプロニウム塩化物外用液５％「ＣＨ」	5％1mL	7.40
	カロナール坐剤小児用 50	50mg1個	26.50
	カロナール坐剤 100	100mg1個	26.50
	カロナール坐剤 200	200mg1個	30.70
	カロナール坐剤 400	400mg1個	50.20
	眼科用ゼルフィルム	2.5cm×5cm1枚	399.10
	眼・耳科用リンデロンＡ軟膏	1ｇ	67.70
	含嗽用ハチアズレ顆粒	0.1％1ｇ	6.90
※	カンタリスチンキ（司生堂）	1mL	12.50
局	カンテン	1ｇ	11.00
※	カンフル精（山善）	10mL	15.20
	（き）		
	キサラタン点眼液 0.005％	0.005％1mL	232.10
	キシロカイン液「４％」	4％1mL	17.00
	キシロカインゼリー２％	2％1mL	6.30
	キシロカイン点眼液４％	4％1mL	19.10
	キシロカインポンプスプレー８％	1ｇ	27.70
局	逆性石ケン液 50「ヨシダ」	10mL	15.50
局	牛脂	10ｇ	10.80
局	吸水クリーム	10ｇ	17.60
局	吸水クリーム「東豊」	10ｇ	23.50
局	吸水クリーム「ニッコー」	10ｇ	24.70
	キュバール 50 エアゾール	7mg8.7ｇ1瓶	1,154.20
	キュバール 100 エアゾール	15mg8.7ｇ1瓶	1,485.40
	強力ポステリザン（軟膏）	1ｇ	20.10
	強力レスタミンコーチゾンコーワ軟膏	1ｇ	11.50
局	希ヨードチンキ	10mL	16.50
局	希ヨードチンキ「ケンエー」	10mL	16.50
局※	希ヨードチンキ（小堺）	10mL	16.50
局	希ヨードチンキ「タイセイ」	10mL	16.50
局	希ヨードチンキ「ニッコー」	10mL	17.30
	ギリアデル脳内留置用剤 7.7 mg	7.7mg1枚	163,858.00
	（く）		
局	クエン酸ナトリウム水和物	10ｇ	16.70
局	クエン酸ナトリウム水和物原末「ニッコー」	10ｇ	18.10
	グラアルファ配合点眼液	1mL	497.40
	グラナテック点眼液 0.4％	0.4％1mL	449.40
局	クラビット点眼液 0.5％	0.5％1mL	42.60
局	クラビット点眼液 1.5％	1.5％1mL	41.60
	グリジールクリーム 0.05％	0.05％1ｇ	11.90
	グリジールスカルプローション 0.05％	0.05％1ｇ	14.40
	グリジール軟膏 0.05％	0.05％1ｇ	11.90
局	グリセリン	10mL	8.70
局	グリセリンカリ液	10mL	10.60
局	グリセリンカリ液「ケンエー」	10mL	10.80
局※	グリセリンカリ液（山善）	10mL	11.10
	グリセリン浣腸液 50％「ケンエー」	50％10mL	11.40
	グリセリン浣腸液 50％「ケンエー」	50％30mL1個	110.10
	グリセリン浣腸液 50％「ケンエー」	50％40mL1個	118.50
	グリセリン浣腸液 50％「ケンエー」	50％50mL1個	122.00
	グリセリン浣腸液 50％「ケンエー」	50％60mL1個	131.70
	グリセリン浣腸液 50％「ケンエー」	50％90mL1個	153.40
	グリセリン浣腸液 50％「ケンエー」	50％120mL1個	166.50
	グリセリン浣腸液 50％「ケンエー」	50％150mL1個	187.90
	グリセリン浣腸液 50％「東豊」	50％10mL	11.40
	グリセリン浣腸液 50％「ムネ」30 mL	50％30mL1個	102.80
	グリセリン浣腸液 50％「ムネ」60 mL	50％60mL1個	124.20
	グリセリン浣腸液 50％「ムネ」120 mL	50％120mL1個	156.80
	グリセリン浣腸液 50％「ムネ」150 mL	50％150mL1個	184.20
	グリセリン浣腸「オヲタ」小児用 30	50％30mL1個	102.80
	グリセリン浣腸「オヲタ」60	50％60mL1個	124.20
	グリセリン浣腸「オヲタ」120	50％120mL1個	156.80
	グリセリン浣腸「オヲタ」150	50％150mL1個	184.20
	グリセリン浣腸「ヤマゼン」	50％10mL	11.40
	グリセリン浣腸「ヤマゼン」	50％30mL1個	102.80
	グリセリン浣腸「ヤマゼン」	50％60mL1個	124.20
	グリセリン浣腸「ヤマゼン」	50％120mL1個	156.80
局	グリセリン「ケンエー」	10mL	13.10
局	グリセリン「コザカイ・Ｍ」	10mL	13.10
局	グリセリン　シオエ	10mL	13.10
局	グリセリン「タイセイ」Ｍ	10mL	13.10
局	グリセリン「東海」	10mL	11.10
局	グリセリン「東豊」	10mL	13.10
局	グリセリン「ニッコー」	10mL	13.60
局	グリセリン「ヤクハン」	10mL	13.10
局※	グリセリン（山善）	10mL	13.10
	クリプトン（^{81m}Kr）ジェネレータ	1患者当たり	42,755.30
	グリメサゾン軟膏	1ｇ	19.30
	クリンダマイシンリン酸エステルゲル１％「イワキ」	1％1ｇ	11.40
	クリンダマイシンリン酸エステルゲル１％「サワイ」	1％1ｇ	20.90
	クリンダマイシンリン酸エステル１％ゲル	1％1ｇ	10.20
	グルコジンＲ・エタノール液 0.5％	0.5％10mL	7.00
	グルコジンＷ・エタノール液 0.5％	0.5％10mL	7.00
	グルコン酸クロルヘキシジン５％液「メタル」	5％10mL	17.70
局	クレオソート	10ｇ	205.00
局	クレゾール石ケン液	10mL	10.70
局	クレゾール石ケン液「タイセイ」	10mL	15.00
	クレナフィン爪外用液 10％	10％1ｇ	1,312.50
局	クレミール消毒液 10％	10％10mL	10.30
	クロトリマゾールクリーム１％「イワキ」	1％1ｇ	8.10
	クロトリマゾール腟錠 100 mg「Ｆ」	100mg1錠	23.00
	クロバインＡ	0.5％10mL	7.00
	クロヘキシン液５％	5％10mL	19.40
局	クロヘキシン液 20％	20％10mL	49.70

クロベタゾールプロピオン酸エステルクリーム0.05％「ラクール」	0.05％1ｇ	11.90
クロベタゾールプロピオン酸エステル軟膏0.05％「ラクール」	0.05％1ｇ	11.90
クロベタゾールプロピオン酸エステルローション0.05％「イワキ」	0.05％1ｇ	14.40
クロベタゾールプロピオン酸エステルローション0.05％「ＭＹＫ」	0.05％1ｇ	12.80
クロベタゾールプロピオン酸エステルローション0.05％「ラクール」	0.05％1ｇ	14.40
クロベタゾールプロピオン酸エステル0.05％クリーム	0.05％1ｇ	11.70
クロベタゾールプロピオン酸エステル0.05％軟膏	0.05％1ｇ	11.70
クロベタゾン酪酸エステルクリーム0.05％「イワキ」	0.05％1ｇ	14.70
クロベタゾン酪酸エステル軟膏0.05％「イワキ」	0.05％1ｇ	14.70
クロベタゾン酪酸エステル軟膏0.05％「テイコク」	0.05％1ｇ	12.00
クロベタゾン酪酸エステル軟膏0.05％「ラクール」	0.05％1ｇ	14.70
クロベタゾン酪酸エステル軟膏0.05％「ＹＤ」	0.05％1ｇ	7.90
クロベタゾン酪酸エステルローション0.05％「イワキ」	0.05％1ｇ	14.70
クロマイ腟錠100mg	100mg1錠	71.70
クロマイ－Ｐ軟膏	1ｇ	16.60
クロモグリク酸Na吸入液1％「サワイ」	1％2mL1管	32.90
クロモグリク酸Na点眼液2％「科研」	100mg5mL1瓶	167.90
クロモグリク酸Na点眼液2％「杏林」	100mg5mL1瓶	167.90
クロモグリク酸Na点眼液2％「センジュ」	100mg5mL1瓶	167.90
クロモグリク酸Na点眼液2％「タカタ」	100mg5mL1瓶	167.90
クロモグリク酸Na点眼液2％「ＴＳ」	100mg5mL1瓶	167.90
クロモグリク酸Na点眼液2％「日新」	100mg5mL1瓶	167.90
クロモグリク酸Na点眼液2％「ニッテン」	100mg5mL1瓶	167.90
クロモグリク酸Na点眼液2％「ニットー」	100mg5mL1瓶	167.90
クロモグリク酸Na点眼液2％「ＶＴＲＳ」	100mg5mL1瓶	167.90
クロモグリク酸Na点眼液2％「わかもと」	100mg5mL1瓶	167.90
クロモグリク酸Na・ＰＦ点眼液2％「日点」	100mg5mL1瓶	167.90
㊎ クロラムフェニコール	1ｇ	226.70
クロラムフェニコール腟錠100mg「Ｆ」	100mg1錠	71.70
クロラムフェニコール点眼液0.5％「ニットー」	5mg1mL	19.10
㊎ クロルヘキシジングルコン酸塩液	20％10mL	45.80
クロルヘキシジングルコン酸塩エタノール消毒液0.5％Ｒ「カネイチ」	0.5％10mL	7.00
クロルヘキシジングルコン酸塩エタノール消毒液0.5％「東海」	0.5％10mL	7.00
クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液5％「カネイチ」	5％10mL	16.20
クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液5％「シオエ」	5％10mL	19.40
クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液5％「東海」	5％10mL	18.60
クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液5％「日医工」	5％10mL	17.70
クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液5％「ヤクハン」	5％10mL	27.30
クロルヘキシジングルコン酸塩消毒用液ＥＷ0.5％「ＮＰ」	0.5％10mL	7.00
クロルヘキシジングルコン酸塩消毒用液5％「ＮＰ」	5％10mL	19.40
クロロマイセチン局所用液5％	50mg1mL	31.20
クロロマイセチン耳科用液0.5％	5mg1mL	18.60
クロロマイセチン軟膏2％	20mg1ｇ	8.20
（け）		
ケタス点眼液0.01％	0.5mg5mL1瓶	560.80
㊎ ケトコナゾール外用液2％「ＮＲ」	2％1ｇ	22.10
㊎ ケトコナゾール外用ポンプスプレー2％「ＮＲ」	2％1ｇ	19.00
㊎ ケトコナゾールクリーム2％「イワキ」	2％1ｇ	12.50
㊎ ケトコナゾールクリーム2％「ＮＲ」	2％1ｇ	10.80
㊎ ケトコナゾールクリーム2％「ＭＹＫ」	2％1ｇ	12.50
㊎ ケトコナゾールクリーム2％「ＪＧ」	2％1ｇ	12.50
ケトコナゾール2％ローション	2％1ｇ	12.50
ケトチフェン点眼液0.05％「ＳＷ」	3.45mg5mL1瓶	144.20
ケトチフェン点眼液0.05％「ＣＨ」	3.45mg5mL1瓶	144.20
ケトチフェン点眼液0.05％「ニッテン」	3.45mg5mL1瓶	144.20
ケトチフェン点眼液0.05％「日東」	3.45mg5mL1瓶	144.20
ケトチフェンＰＦ点眼液0.05％「日点」	3.45mg5mL1瓶	144.20
ケトチフェンフマル酸塩3.45mg5mL点眼液	3.45mg5mL1瓶	126.80
ケトチフェンフマル酸塩6.048mg8mL点鼻液	6.048mg8mL1瓶	225.40
ケトプロフェン坐剤75mg「ＪＧ」	75mg1個	21.80
ケトプロフェン坐剤75mg「日新」	75mg1個	21.80
ケトプロフェンテープ20mg「ＳＮ」	7cm×10cm1枚	18.00
ケトプロフェンテープ20mg「ラクール」	7cm×10cm1枚	13.10
ケトプロフェンテープ40mg「ＳＮ」	10cm×14cm1枚	25.70
ケトプロフェンテープ40mg「ラクール」	10cm×14cm1枚	18.20
ケトプロフェンパップＸＲ120mg「テイコク」	10cm×14cm1枚	18.20
ケトプロフェン（20mg）7cm×10cm貼付剤	7cm×10cm1枚	13.10
ケトプロフェン（30mg）10cm×14cm貼付剤	10cm×14cm1枚	18.20
ケトプロフェン（40mg）10cm×14cm貼付剤	10cm×14cm1枚	18.20
ケトプロフェン50mg坐剤	50mg1個	21.60
ゲーベンクリーム1％	1％1ｇ	12.80
ケラチナミンコーワクリーム20％	20％1ｇ	4.10
ゲンタシンクリーム0.1％	1mg1ｇ	11.00

局	ゲンタシン軟膏0.1％	1mg1ｇ	11.00
局	ゲンタマイシン硫酸塩軟膏0.1％「イワキ」	1mg1ｇ	10.80
局	ゲンタマイシン硫酸塩軟膏0.1％「Ｆ」	1mg1ｇ	11.00
	ゲンタマイシン硫酸塩3mg1mL点眼液	3mg1mL	19.10
	ケンブラン吸入粉末溶解用100mg	100mg1瓶	7,514.90
	（こ）		
局	小池笑気	1ｇ	3.20
局麻	コカイン塩酸塩	1ｇ	4,341.70
	50％イソプロ消アル「ヤマゼン」	50％10mL	7.00
※	50％イソプロピルアルコール（丸石）	50％10mL	7.00
	50％消毒用イソプロパノール「ニッコー」	50％10mL	7.00
	50Ｖ／Ｖ％消毒用イソプロ「コザカイ」	50％10mL	7.00
局	コソプト配合点眼液	1mL	221.00
局	コソプトミニ配合点眼液	0.4mL1個	38.70
	５％クロルヘキシジン液「ヤマゼン」	5％10mL	16.20
	５％サリチル酸ワセリン軟膏東豊	5％10ｇ	41.50
	５％ヒビテン液	5％10mL	19.40
	５％ヘキザック液	5％10mL	19.40
局	ゴマ油	10mL	28.00
局※	ゴマ油（日興製薬）	10mL	29.60
	コムクロシャンプー0.05％	0.05％1ｇ	15.40
	コムレクス耳科用液1.5％	1.5％5mL1瓶	1,548.40
局	コリナコール点眼液	5mL1瓶	127.80
	コリフメシンパップ70mg	10cm×14cm1枚	18.20
	コールタイジン点鼻液	1mL	7.30
	コレクチム軟膏0.25％	0.25％1ｇ	135.80
	コレクチム軟膏0.5％	0.5％1ｇ	141.20
局	コレステロール	1ｇ	22.30
	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム１％５mL点眼液	1％5mL1瓶	94.80
	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム３％５mL点眼液	3％5mL1瓶	94.80
	コンベッククリーム５％	5％1ｇ	11.50
	コンベック軟膏５％	5％1ｇ	11.50
	（さ）		
	サイプレジン１％点眼液	1％1mL	66.20
局	酢酸	10mL	2.70
局	酢酸「ケンエー」	10mL	4.20
局	酢酸「コザカイ・Ｍ」	10mL	4.20
局	酢酸「昭和」Ⓜ	10mL	4.90
局	酢酸「タイセイ」	10mL	3.40
局	酢酸ナトリウム水和物	10ｇ	9.70
局	酢酸「日医工」	10mL	4.20
局	酢酸「ニッコー」	10mL	5.60
局※	酢酸（山善）	10mL	6.30
局	酢酸「ヨシダ」	10mL	4.90
	ザジテン点眼液0.05％	3.45mg5mL1瓶	214.50
	ザジテン点鼻液0.05％	6.048mg8mL1瓶	338.10
	サテニジン液0.05	0.05％10mL	7.00
	サテニジン液0.2	0.2％10mL	7.00
	ザーネ軟膏0.5％	5,000単位1ｇ	1.90
	サーファクテン気管注入用120mg	120mg1瓶	55,869.30
	ザラカム配合点眼液	1mL	468.00
局	サラシミツロウ	10ｇ	41.70
局※	サラシミツロウ（東豊）	10ｇ	52.70
	サラゾピリン坐剤500mg	500mg1個	119.80
局	サラヤ消毒用エタノール	10mL	19.20
局	サリチル酸「ケンエー」	10ｇ	23.80
局	サリチル酸絆創膏	25cm1枚	70.60
局	サリチル酸メチル	1mL	5.90
	サリベートエアゾール	50ｇ1個	335.90
	サルグマリン吸入用250μg	250μg1瓶	42,359.10
	サルコートカプセル外用50μg	50μg1カプセル	25.70
	ザルコニンＧ消毒液10	10％10mL	7.00
	サルタノールインヘラー100μg	0.16％13.5mL1瓶	437.90
	サレックスクリーム0.05％	0.05％1ｇ	18.90
	サレックス軟膏0.05％	0.05％1ｇ	18.90
局	酸化亜鉛	10ｇ	20.10
局※	酸化亜鉛（山善）	10ｇ	22.50
	サンコバ点眼液0.02％	0.02％5mL1瓶	94.80
	サンテゾーン点眼液（0.02％）	0.02％1mL	19.10
	サンテゾーン点眼液（0.1％）	0.1％1mL	33.90
	サンテゾーン0.05％眼軟膏	0.05％1ｇ	40.70
	サンドールＰ点眼液	1mL	27.60
	サンピロ点眼液0.5％	0.5％5mL1瓶	94.80
	サンピロ点眼液１％	1％5mL1瓶	94.80
	サンピロ点眼液２％	2％5mL1瓶	103.10
	サンピロ点眼液３％	3％5mL1瓶	123.70
	サンピロ点眼液４％	4％5mL1瓶	136.20
	産婦人科用イソジンクリーム５％	5％10ｇ	63.60
	（し）		
	次亜塩６％「ヨシダ」	6％10ｇ	7.00
	シアノコバラミン0.02％5mL点眼液	0.02％5mL1瓶	92.30
	シェルガン0.5眼粘弾剤	0.5mL1筒	3,332.20
	ジオクチルソジウムスルホサクシネート耳科用液５％「ＣＥＯ」	5％1mL	37.60
	ジクアスＬＸ点眼液３％	3％5mL1瓶	770.50
	ジクアス点眼液３％	3％5mL1瓶	323.90
	ジクアホソルNa点眼液３％「ニットー」	3％5mL1瓶	181.90
	ジクトルテープ75mg	75mg1枚	153.10
	ジクロード点眼液0.1％	0.1％1mL	34.10
	ジクロフェナクNaゲル１％「ラクール」	1％1ｇ	3.10
	ジクロフェナクNa点眼液0.1％「ニットー」	0.1％1mL	24.30
	ジクロフェナクNaパップ70mg「ラクール」	7cm×10cm1枚	13.10
	ジクロフェナクNaパップ140mg「ラクール」	10cm×14cm1枚	18.20
	ジクロフェナクNa・ＰＦ点眼液0.1％「日点」	0.1％1mL	24.30
	ジクロフェナクNaローション１％「ラクール」	1％1ｇ	3.10
	ジクロフェナクナトリウム0.1％1mL点眼液	0.1％1mL	20.80
	ジクロフェナクナトリウム１％クリーム	1％1ｇ	3.10
	ジクロフェナクナトリウム12.5mg坐剤	12.5mg1個	21.60
	ジクロフェナクナトリウム（15mg）７cm×10cm貼付剤	7cm×10cm1枚	13.10
	ジクロフェナクナトリウム25mg坐剤	25mg1個	21.60
	ジクロフェナクナトリウム（30mg）10cm×14cm貼付剤	10cm×14cm1枚	18.20

	ジクロフェナクナトリウム50mg坐剤	50mg1個	21.60
	シスタドロップス点眼液0.38％	0.38％5mL1瓶	256,095.50
局	ジフェンヒドラミン	5ｇ1管	312.20
局	ジブカイン塩酸塩	1ｇ	377.20
	シーブリ吸入用カプセル50μg	50μg1カプセル	105.00
	ジフルコルトロン吉草酸エステル・リドカイン坐剤	1個	21.60
	ジフルプレドナートクリーム0.05％「イワキ」	0.05％1ｇ	13.00
	ジフルプレドナート軟膏0.05％「イワキ」	0.05％1ｇ	13.00
	ジフルプレドナート軟膏0.05％「ＭＹＫ」	0.05％1ｇ	13.00
	ジフルプレドナートローション0.05％「イワキ」	0.05％1ｇ	13.00
	ジフルプレドナートローション0.05％「ＭＹＫ」	0.05％1ｇ	13.00
	ジフロラゾン酢酸エステルクリーム0.05％「ＹＤ」	0.05％1ｇ	11.70
	ジフロラゾン酢酸エステル軟膏0.05％「ＹＤ」	0.05％1ｇ	11.70
局	次没食子酸ビスマス	1ｇ	11.60
	ジムソ膀胱内注入液50％	50％50mL1瓶	11,206.90
	シムビコートタービュヘイラー30吸入	30吸入1キット	1,242.20
	シムビコートタービュヘイラー60吸入	60吸入1キット	2,042.30
	10％サリチル酸ワセリン軟膏東豊	10％10ｇ	43.10
	消エタ　コア	10mL	11.10
	硝酸イソソルビドテープ40mg「ＥＭＥＣ」	40mg1枚	20.00
	硝酸イソソルビドテープ40mg「サワイ」	40mg1枚	24.40
	硝酸イソソルビドテープ40mg「テイコク」	40mg1枚	24.40
	硝酸イソソルビドテープ40mg「東光」	40mg1枚	24.40
局	硝酸銀	1ｇ	182.30
局	硝酸銀点眼液	1％0.5mL1管	18.30
	消毒用アルコール配合液「ＮＰ」	10mL	8.00
	消毒用イソプロパノール液50％「ヤクハン」	50％10mL	7.00
	消毒用エタＩＰ「メタル」	10mL	11.10
	消毒用エタノール	10mL	10.70
局	消毒用エタノール「イマヅ」	10mL	19.20
	消毒用エタノール液ＩＰ	10mL	11.10
局	消毒用エタノール「ＮＰ」	10mL	19.20
局※	消毒用エタノール（兼一）	10mL	18.70
局	消毒用エタノール「ケンエー」	10mL	19.20
局	消毒用エタノール「コザカイ・Ｍ」	10mL	19.20
局	消毒用エタノール　シオエ	10mL	19.20
局	消毒用エタノール「タイセイ」	10mL	19.20
局	消毒用エタノール「タカスギ」	10mL	19.20
局	消毒用エタノール「東豊」	10mL	19.20
局	消毒用エタノール「ニッコー」	10mL	19.20
	消毒用エタノールＢ液ＩＰ	10mL	11.10
	消毒用エタノールＢ液「ケンエー」	10mL	11.10
局	消毒用エタノール「マルイシ」	10mL	19.20
局	消毒用エタノール「メタル」	10mL	19.20
局	消毒用エタノール「ヤクハン」	10mL	19.20
局	消毒用エタノール「ヤマゼン」Ｍ	10mL	19.20
局	消毒用エタノール「ヨシダ」	10mL	19.20
	消毒用エタライト液	10mL	11.10
	消毒用エタライトＢ液	10mL	11.10
	消毒用ネオアルコール「ケンエー」	10mL	7.00
局	消毒用フェノール	10mL	10.70
局	消毒用フェノール水	10mL	10.70
	消毒用マルオアルコール	10mL	7.00
	消毒用ミツマルアルコール	10mL	6.80
	小児用レルベア50エリプタ14吸入用	14吸入1キット	2,367.40
	小児用レルベア50エリプタ30吸入用	30吸入1キット	4,846.80
	ジルダザック軟膏３％	3％1ｇ	16.10
	人工涙液マイティア点眼液	5mL1瓶	94.80
局	親水クリーム	10ｇ	8.30
局	親水クリーム「コザカイ・Ｍ」	10ｇ	29.40
局	親水クリーム「シオエ」	10ｇ	29.40
局	親水クリーム「東豊」	10ｇ	22.40
局	親水クリーム「ニッコー」	10ｇ	29.40
局	親水クリーム「ホエイ」	10ｇ	14.70
局	親水クリーム「ヨシダ」	10ｇ	29.40
局	親水ワセリン	10ｇ	16.30
局※	親水ワセリン（日興製薬）	10ｇ	35.30
	新レシカルボン坐剤	1個	73.70
	（す）		
局	水酸化カリウム	10ｇ	11.80
	スクロードパスタ	1ｇ	9.70
局	スタデルムクリーム５％	5％1ｇ	10.80
局	スタデルム軟膏５％	5％1ｇ	10.80
	スチックゼノールＡ	10ｇ	33.30
局	ステアリン酸	10ｇ	36.80
	ステリクロンＲ液0.05	0.05％10mL	7.00
	ステリクロンＲ液0.1	0.1％10mL	7.00
	ステリクロンＲ液0.5	0.5％10mL	7.00
	ステリクロンＲエタノール液0.5	0.5％10mL	7.00
	ステリクロン液５	5％10mL	21.30
局	ステリクロン液20	20％10mL	49.70
	ステリクロンＷ液0.02	0.02％10mL	7.00
	ステリクロンＷ液0.05	0.05％10mL	7.00
	ステリクロンＷ液0.1	0.1％10mL	7.00
	ステリクロンＷ液0.5	0.5％10mL	7.00
	ステリクロンＷエタノール液0.5	0.5％10mL	7.00
	ステリクロンＢエタノール液0.5	0.5％10mL	7.00
	ステロネマ注腸1.5mg	1.975mg1個	247.10
	ステロネマ注腸３mg	3.95mg1個	265.30
	スピオルトレスピマット28吸入	28吸入1キット	2,706.40
	スピオルトレスピマット60吸入	60吸入1キット	4,984.30
	スピジア点鼻液５mg	5mg0.1mL1瓶	8,336.50
	スピジア点鼻液7.5mg	7.5mg0.1mL1瓶	9,337.60
	スピジア点鼻液10mg	10mg0.1mL1瓶	10,120.00
	スピラゾンクリーム0.3％	0.3％1ｇ	14.70
	スピラゾン軟膏0.3％	0.3％1ｇ	14.70
	スピラゾンローション0.3％	0.3％1ｇ	14.70
	スピリーバ吸入用カプセル18μg	18μg1カプセル	96.60

	スピリーバ1.25μgレスピマット60吸入	75μg1キット	1,694.00
	スピリーバ2.5μgレスピマット60吸入	150μg1キット	2,997.00
	スープレン吸入麻酔液	1mL	36.90
	スミスリンローション５％	5%1ｇ	69.50
	（せ）		
	精製白糖・ポビドンヨード軟膏	1ｇ	7.20
	精製ヒアルロン酸ナトリウム０.１％５mL点眼液	0.1%5mL1瓶	95.70
	精製ヒアルロン酸ナトリウム０.３％５mL点眼液	0.3%5mL1瓶	95.70
	精製ヒアルロン酸ナトリウム１％1.1mL液	1%1.1mL1筒	4,439.30
局	精製ラノリン	10ｇ	32.60
局	石油ベンジン	10mL	8.10
局※	石油ベンジン（金田直）	10mL	9.50
	セクタークリーム３％	3%1ｇ	4.40
	セクターゲル３％	3%1ｇ	4.40
	セクターローション３％	3%1mL	4.40
	ゼスタッククリーム	1ｇ	6.30
	セタネオ点眼液0.002％	0.002%1mL	800.00
局	セタノール	10ｇ	126.30
	セチルピリジニウム塩化物トローチ2mg「イワキ」	2mg1錠	6.30
※	石灰水（司生堂）	10mL	7.30
	ゼノンコールド	8L1容器	30,975.00
	ゼビアックス油性クリーム２％	2%1ｇ	43.10
	ゼビアックスローション２％	2%1ｇ	43.10
	ゼフナート外用液２％	2%1mL	22.70
	ゼフナートクリーム２％	2%1ｇ	22.70
	ゼペリン点眼液0.1％	5mg5mL1瓶	414.90
	セボフルラン吸入液	1mL	24.40
局	セボフレン吸入麻酔液	1mL	26.40
	ゼポラステープ20mg	7cm×10cm1枚	13.10
	ゼポラステープ40mg	10cm×14cm1枚	18.20
	ゼポラスパップ40mg	10cm×14cm1枚	18.20
局	セルタッチテープ70	10cm×14cm1枚	18.20
局	セルタッチパップ70	10cm×14cm1枚	18.20
局	セルタッチパップ140	20cm×14cm1枚	18.20
	ゼルフィルム	10cm×12.5cm1枚	5,419.50
	ゼルフォーム	2cm×6cm×0.7cm1枚	177.50
	ゼルフォーム	8cm×12.5cm×1cm1枚	1,132.70
	セレベント50ディスカス	50μg60ブリスター1キット	1,521.10
	（そ）		
局	ゾビラックス眼軟膏３％	3%1ｇ	551.50
	ゾビラックスクリーム５％	5%1ｇ	90.60
局	ゾビラックス軟膏５％	5%1ｇ	90.60
	ソフラチュール貼付剤10cm	(10.8mg)10cm×10cm1枚	77.50
	ソフラチュール貼付剤30cm	(32.4mg)10cm×30cm1枚	192.90
局	ソルバノン	10ｇ	27.90
局	ソルベース	10ｇ	27.90
	（た）		
	ダイアコートクリーム0.05％	0.05%1ｇ	10.80
	ダイアコート軟膏0.05％	0.05%1ｇ	10.80
	ダイアップ坐剤4	4mg1個	44.60
	ダイアップ坐剤6	6mg1個	50.30
	ダイアップ坐剤10	10mg1個	57.10
局	ダイズ油	10mL	17.80
	タクロリムス軟膏0.1％「イワキ」	0.1%1ｇ	31.10
	タクロリムス軟膏0.1％「タカタ」	0.1%1ｇ	22.40
	タクロリムス軟膏0.1％「ＰＰ」	0.1%1ｇ	31.10
	タコシール組織接着用シート	3.0cm×2.5cm1枚	10,398.70
	タコシール組織接着用シート	4.8cm×4.8cm1枚	29,456.50
	タコシール組織接着用シート	9.5cm×4.8cm1枚	50,429.70
	タプコム配合点眼液	1mL	519.60
	タフチモ配合点眼液「ＮＩＴ」	1mL	295.20
	タフチモ配合点眼液「日点」	1mL	295.20
	タフルプロスト点眼液0.0015％「ＮＩＴ」	0.0015%1mL	242.20
	タフルプロスト点眼液0.0015％「センジュ」	0.0015%1mL	242.20
	タフルプロスト点眼液0.0015％「ＴＳ」	0.0015%1mL	242.20
	タフルプロスト点眼液0.0015％「日点」	0.0015%1mL	242.20
	タフルプロスト点眼液0.0015％「わかもと」	0.0015%1mL	242.20
	タプロス点眼液0.0015％	0.0015%1mL	458.90
	タプロスミニ点眼液0.0015％	0.0015%0.3mL1個	50.80
	ダラシンＴゲル１％	1%1ｇ	19.60
	ダラシンＴローション１％	1%1mL	19.60
	タリビッド眼軟膏0.3％	0.3%1ｇ	113.50
	タリビッド耳科用液0.3％	3mg1mL	111.20
	タリビッド点眼液0.3％	0.3%1mL	107.40
	タリムス点眼液0.1％	0.1%5mL1瓶	8,197.30
局	タルク	10ｇ	7.50
局	単軟膏	10ｇ	21.80
局※	単軟膏（東豊）	10ｇ	33.10
局※	単軟膏（日興製薬）	10ｇ	39.00
局	単軟膏「ヨシダ」	10ｇ	39.00
局	タンニン酸	1ｇ	11.50
	（ち）		
局	ヂアミトール消毒用液50Ｗ／Ｖ％	10mL	15.50
局	チアントール	10ｇ	29.30
局	チオ硫酸ナトリウム水和物	10ｇ	11.40
	チニダゾール膣錠200mg「Ｆ」	200mg1個	49.30
	チモプトールＸＥ点眼液0.25％	0.25%1mL	205.70
	チモプトールＸＥ点眼液0.5％	0.5%1mL	307.30
	チモプトール点眼液0.25％	0.25%1mL	70.30
	チモプトール点眼液0.5％	0.5%1mL	69.50
	チモロールＸＥ点眼液0.25％「センジュ」	0.25%1mL	95.90
	チモロールＸＥ点眼液0.25％「ＴＳ」	0.25%1mL	169.60
	チモロールＸＥ点眼液0.25％「ニットー」	0.25%1mL	169.60
	チモロールＸＥ点眼液0.5％「杏林」	0.5%1mL	205.10
	チモロールＸＥ点眼液0.5％「センジュ」	0.5%1mL	205.10
	チモロールＸＥ点眼液0.5％「ＴＳ」	0.5%1mL	121.20
	チモロールＸＥ点眼液0.5％「ニットー」	0.5%1mL	205.10
	チモロールＰＦ点眼液0.25％「日点」	0.25%1mL	73.50
	チモロールマレイン酸塩0.25％1mLＸＥ点眼液	0.25%1mL	18.50

	チモロールマレイン酸塩0.25％1mL点眼液	0.25％1mL	42.40
	チモロールマレイン酸塩0.5％1mL点眼液	0.5％1mL	46.30
㊎	チョウジ油	1mL	9.00
㊎	チンク油	10ｇ	10.80
㊎	チンク油「東海」	10ｇ	15.50
㊎	チンク油「東豊」	10ｇ	20.70
㊎	チンク油「日医工」	10ｇ	23.30
㊎	チンク油「ニッコー」	10ｇ	23.30
	（つ）		
㊎	ツバキ油	10mL	316.10
	ツムラ紫雲膏	1ｇ	12.50
㊎	ツロブテロールテープ0.5mg「サワイ」	0.5mg1枚	22.90
㊎	ツロブテロールテープ1「オーハラ」	1mg1枚	16.30
㊎	ツロブテロールテープ1mg「ＱＱ」	1mg1枚	16.30
㊎	ツロブテロールテープ1mg「サワイ」	1mg1枚	22.80
㊎	ツロブテロールテープ1mg「タカタ」	1mg1枚	16.30
㊎	ツロブテロールテープ1mg「テイコク」	1mg1枚	19.00
㊎	ツロブテロールテープ1mg「トーワ」	1mg1枚	19.00
㊎	ツロブテロールテープ1mg「久光」	1mg1枚	16.30
㊎	ツロブテロールテープ1mg「ＶＴＲＳ」	1mg1枚	14.20
㊎	ツロブテロールテープ1mg「ＹＰ」	1mg1枚	16.30
㊎	ツロブテロールテープ2「オーハラ」	2mg1枚	23.70
㊎	ツロブテロールテープ2mg「ＱＱ」	2mg1枚	23.70
㊎	ツロブテロールテープ2mg「サワイ」	2mg1枚	31.90
㊎	ツロブテロールテープ2mg「タカタ」	2mg1枚	27.40
㊎	ツロブテロールテープ2mg「テイコク」	2mg1枚	27.40
㊎	ツロブテロールテープ2mg「トーワ」	2mg1枚	27.40
㊎	ツロブテロールテープ2mg「久光」	2mg1枚	23.70
㊎	ツロブテロールテープ2mg「ＶＴＲＳ」	2mg1枚	21.80
㊎	ツロブテロールテープ2mg「ＹＰ」	2mg1枚	23.70
	ツロブテロール（0.5mg）貼付剤	0.5mg1枚	13.10
	（て）		
	Ｄ・Ｅ・Ｘ点眼液0.1％「ニットー」	0.1％1mL	24.50
㊎	*dl*－カンフル	1ｇ	10.80
	dl－カンフル精10％「コザカイ」	10mL	15.20
㊎	*d*－カンフル	1ｇ	9.30
	ディスコビスク1.0眼粘弾剤	1mL1筒	8,226.60
	ディビゲル1mg	1mg1包	34.30
	ディフェリンゲル0.1％	0.1％1ｇ	40.10
	デキサメタゾン眼軟膏0.1％「ニットー」	0.1％1ｇ	31.20
	デキサメタゾン口腔用軟膏0.1％「ＮＫ」	0.1％1ｇ	35.30
	デキサメタゾン口腔用軟膏0.1％「日医工」	0.1％1ｇ	35.30
	デキサメタゾン軟膏口腔用0.1％「ＣＨ」	0.1％1ｇ	35.30
	デキサメタゾンプロピオン酸エステルローション0.1％「ＭＹＫ」	0.1％1ｇ	6.50
	デキサメタゾンプロピオン酸エステル0.1％クリーム	0.1％1ｇ	6.50
	デキサメタゾンプロピオン酸エステル0.1％軟膏	0.1％1ｇ	6.50
	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム0.02％1mL点眼液	0.02％1mL	19.10
	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム0.05％1mL点眼液	0.05％1mL	19.10
	デキサメタゾン0.1％クリーム	0.1％1ｇ	7.20
	デキサメタゾン0.1％軟膏	0.1％1ｇ	7.20
	デキサメタゾン0.1％ローション	0.1％1ｇ	7.20
	テキサント消毒液6％	6％10ｇ	7.00
㊎	デキサンＶＧ軟膏0.12％	1ｇ	27.70
	テクスメテン軟膏0.1％	0.1％1ｇ	19.20
	テクスメテン　ユニバーサルクリーム0.1％	0.1％1ｇ	19.20
	デスパコーワ口腔用クリーム	1ｇ	23.80
	デスモプレシン点鼻スプレー2.5μg「フェリング」	125μg1瓶	1,782.50
	デタントール0.01％点眼液	0.01％1mL	144.70
㊎	テトラサイクリン塩酸塩	1ｇ	178.80
	デュアック配合ゲル	1ｇ	95.90
	デュオトラバ配合点眼液	1mL	441.00
㊍	デュロテップＭＴパッチ2.1mg	2.1mg1枚	1,567.40
㊍	デュロテップＭＴパッチ4.2mg	4.2mg1枚	2,778.20
㊍	デュロテップＭＴパッチ8.4mg	8.4mg1枚	5,504.70
㊍	デュロテップＭＴパッチ12.6mg	12.6mg1枚	7,461.60
㊍	デュロテップＭＴパッチ16.8mg	16.8mg1枚	8,956.60
	テラ・コートリル軟膏	1ｇ	25.10
	テラマイシン軟膏（ポリミキシンＢ含有）	1ｇ	10.40
	テリルジー100エリプタ14吸入用	14吸入1キット	4,020.70
	テリルジー100エリプタ30吸入用	30吸入1キット	8,502.30
	テリルジー200エリプタ14吸入用	14吸入1キット	4,568.80
	テリルジー200エリプタ30吸入用	30吸入1キット	9,673.80
	テルビナフィン塩酸塩1％液	1％1ｇ	10.80
	テルビナフィン塩酸塩1％クリーム	1％1ｇ	10.80
	デルマクリンＡ軟膏1％	1％1ｇ	8.60
	デルマクリンクリーム1％	1％1ｇ	8.60
㊎	デルモゾールＧクリーム	1ｇ	27.70
㊎	デルモゾールＧ軟膏	1ｇ	27.70
	デルモゾールＧローション	1mL	27.70
	デルモゾールＤＰクリーム0.064％	0.064％1ｇ	8.30
	デルモゾールＤＰ軟膏0.064％	0.064％1ｇ	8.30
	デルモゾールＤＰローション0.064％	0.064％1mL	8.30
	点眼・点鼻用リンデロンＡ液	1mL	78.20
	（と）		
㊎	トウガラシチンキ	10mL	26.90
	東豊消アル	10mL	7.00
	トスフロ点眼液0.3％	0.3％1mL	62.50
	トービイ吸入液300mg	300mg5mL1管	9,045.00

	トプシムＥクリーム0.05％	0.05％1ｇ	10.80
	トプシムクリーム0.05％	0.05％1ｇ	10.80
	トプシム軟膏0.05％	0.05％1ｇ	10.80
	トプシムローション0.05％	0.05％1ｇ	10.80
	トブラシン点眼液0.3％	3mg1mL	36.40
	ドボネックス軟膏50μg／ｇ	0.005％1ｇ	71.00
	ドボベットゲル	1ｇ	150.40
	ドボベット軟膏	1ｇ	150.40
	ドボベットフォーム	1ｇ	150.40
	トラチモ配合点眼液「ニットー」	1mL	286.30
	トラニラスト25mg5mL点眼液	25mg5mL1瓶	182.60
	トラバタンズ点眼液0.004％	0.004％1mL	305.10
	トラボプロスト点眼液0.004％「ニットー」	0.004％1mL	207.50
	トラマゾリン点鼻液0.118％「ＡＦＰ」	0.118％1mL	4.30
局	トラメラス点眼液0.5％	25mg5mL1瓶	271.50
局	トラメラスＰＦ点眼液0.5％	25mg5mL1瓶	243.20
	トリアムシノロンアセトニド口腔用貼付剤25μg「大正」	25μg1枚	28.40
	トリアムシノロンアセトニド0.1％軟膏	0.1％1ｇ	3.70
局	トルソプト点眼液0.5％	0.5％1mL	105.50
局	トルソプト点眼液1％	1％1mL	134.70
局	トルナフタート液	2％1mL	5.70
	ドルモロール配合点眼液「センジュ」	1mL	88.40
局	ドルモロール配合点眼液「ＴＳ」	1mL	88.40
局	ドルモロール配合点眼液「日点」	1mL	88.40
局	ドルモロール配合点眼液「ニットー」	1mL	88.40
局	ドルモロール配合点眼液「わかもと」	1mL	88.40
	トレプロスト吸入液1.74mg	1.74mg2.9mL1管	21,751.30
	トロピカミド点眼液0.4％「日点」	0.4％1mL	19.10
局	トロンビン	20,000単位1瓶	1,728.60
局	トロンビン	5,000単位1袋	959.00
局	トロンビン	10,000単位1袋	1,381.00
	トロンビン液モチダ　ソフトボトル5千	5,000単位5mL1キット	1,015.30
	トロンビン液モチダ　ソフトボトル1万	10,000単位10mL1キット	1,454.60
局	トロンビン経口・外用剤5千「Ｆ」	5,000単位1瓶	754.90
局	トロンビン経口・外用剤1万「Ｆ」	10,000単位1瓶	1,133.40
局	豚脂	10ｇ	11.30
	ドンペリドン10mg坐剤	10mg1個	21.60
	ドンペリドン30mg坐剤	30mg1個	35.10
	（な）		
	ナウゼリン坐剤10	10mg1個	28.60
	ナウゼリン坐剤30	30mg1個	44.90
	ナウゼリン坐剤60	60mg1個	66.70
	ナサニール点鼻液0.2％	10mg5mL1瓶	4,386.70
	ナジフロキサシン1％クリーム	1％1ｇ	17.00
	ナジフロキサシン1％ローション	1％1mL	17.00
	ナゾネックス点鼻液50μg56噴霧用	5mg10ｇ1瓶	643.90
	ナゾネックス点鼻液50μg112噴霧用	9mg18ｇ1瓶	1,157.80
	70％イソプロ消アル「ヤマゼン」	70％10mL	7.00
※	70％イソプロピルアルコール（丸石）	70％10mL	7.00
	70％消毒用イソプロパノール「ニッコー」	70％10mL	7.00
	ナパゲルンクリーム3％	3％1ｇ	4.40
	ナパゲルン軟膏3％	3％1ｇ	4.40
	ナパゲルンローション3％	3％1mL	4.40
	ナボールゲル1％	1％1ｇ	5.30
	ナボールテープＬ30mg	10cm×14cm1枚	18.20
	ナボールテープ15mg	7cm×10cm1枚	13.10
	ナボールパップ70mg	7cm×10cm1枚	13.10
	ナボールパップ140mg	10cm×14cm1枚	18.20
	（に）		
	ニコチネルＴＴＳ10	(17.5mg)10㎠1枚	166.20
	ニコチネルＴＴＳ20	(35mg)20㎠1枚	175.50
	ニコチネルＴＴＳ30	(52.5mg)30㎠1枚	179.80
局	20Ｗ／Ｖ％マスキン液	20％10mL	49.70
局	ニゾラールクリーム2％	2％1ｇ	14.50
局	ニゾラールローション2％	2％1ｇ	22.10
	日点アトロピン点眼液1％	1％5mL1瓶	296.60
	ニトログリセリンテープ27mg「トーワ」	(27mg)9.6㎠1枚	51.30
	ニトロダームＴＴＳ25mg	(25mg)10㎠1枚	37.60
	ニトロールスプレー1.25mg	163.5mg10ｇ1瓶	717.90
	ニプラジロール0.25％1mL点眼液	0.25％1mL	105.00
	ニプラノール点眼液0.25％	0.25％1mL	130.80
	ニフラン点眼液0.1％	0.1％1mL	25.90
	ニュープロパッチ2.25mg	2.25mg1枚	172.60
	ニュープロパッチ4.5mg	4.5mg1枚	267.60
	ニュープロパッチ9mg	9mg1枚	410.50
	ニュープロパッチ13.5mg	13.5mg1枚	527.30
	ニュープロパッチ18mg	18mg1枚	611.50
局	尿素	10ｇ	7.70
	尿素クリーム20％「ＳＵＮ」	20％1ｇ	3.30
	尿素10％クリーム	10％1ｇ	2.90
	（ね）		
	ネオ兼一消アルＡ	10mL	7.00
	ネオキシテープ73.5mg	73.5mg1枚	121.10
	ネオシネジンコーワ5％点眼液	5％1mL	36.80
	ネオ消アル「ニッコー」	10mL	7.00
※	ネオ消アル（山善）	10mL	7.00
	ネオ消アル「ヨシダ」	10mL	7.00
	ネオベノール点眼液0.4％	0.4％1mL	41.80
	ネオメドロールＥＥ軟膏	1ｇ	35.70
	ネキソブリッド外用ゲル5ｇ	5ｇ1瓶(混合用ゲル付)	162,995.90
	ネバナック懸濁性点眼液0.1％	0.1％1mL	80.20
	ネフィー点鼻液1mg	1mg0.1mL1瓶	22,975.30
	ネフィー点鼻液2mg	2mg0.1mL1瓶	24,672.10
	ネリゾナクリーム0.1％	0.1％1ｇ	15.90
	ネリゾナ軟膏0.1％	0.1％1ｇ	15.90
	ネリゾナユニバーサルクリーム0.1％	0.1％1ｇ	15.90
	（の）		
局	濃ベンザルコニウム塩化物液50	10mL	10.70
	ノフロ点眼液0.3％	0.3％1mL	110.60
	ノルスパンテープ5mg	5mg1枚	1,485.90
	ノルスパンテープ10mg	10mg1枚	2,276.10
	ノルスパンテープ20mg	20mg1枚	3,498.10

	ノルフロキサシン点眼液0.3％「杏林」	0.3％1mL	76.10
	ノルフロキサシン点眼液0.3％「日新」	0.3％1mL	110.60
	ノルフロキサシン点眼液0.3％「わかもと」	0.3％1mL	110.60
	ノルフロキサシン0.3％1mL点眼液	0.3％1mL	76.00
	（は）		
	バイジュベックゲル	2瓶1組	2,955,232.70
	ハイセチンＰ軟膏	1ｇ	14.00
	ハイデルマートクリーム２％	2％1ｇ	9.00
	ハイパジールコーワ点眼液0.25％	0.25％1mL	149.00
	ハイポアルコール液２％「ヤクハン」	10mL	7.00
	ハイポエタノール液２％「ケンエー」	10mL	7.00
	ハイポエタノール液２％「ニッコー」	10mL	7.00
	ハイポエタノール液２％「ヨシダ」	10mL	8.90
	ハイポライト消毒液10％	10％10ｇ	7.00
局	白色軟膏	10ｇ	20.60
局※	白色軟膏（日興製薬）	10ｇ	23.40
局	白色軟膏「ヨシダ」	10ｇ	23.40
	白色ワセリン	10ｇ	20.90
局	白色ワセリン「ケンエー」	10ｇ	31.60
局※	白色ワセリン（小堺）	10ｇ	31.60
局※	白色ワセリン（シオエ）	10ｇ	24.30
局※	白色ワセリン（大成）	10ｇ	31.60
局※	白色ワセリン（東豊）	10ｇ	31.60
局※	白色ワセリン（東洋製化）	10ｇ	24.20
局	白色ワセリン「日医工」	10ｇ	31.60
局※	白色ワセリン（日興製薬）	10ｇ	31.60
局※	白色ワセリン（ＶＴＲＳ）	10ｇ	24.30
局※	白色ワセリン（山善）	10ｇ	31.60
局	白色ワセリン「ヨシダ」	10ｇ	31.60
	バクスミー点鼻粉末剤3mg	3mg1瓶	8,235.60
局	バクトロバン鼻腔用軟膏２％	2％1ｇ	518.70
	パスタロンクリーム20％	20％1ｇ	4.30
	パスタロンソフト軟膏10％	10％1ｇ	4.10
	パスタロンソフト軟膏20％	20％1ｇ	4.30
	パスタロンローション10％	10％1ｇ	4.10
	バソレーターテープ27mg	(27mg)14cm²1枚	39.30
	パタノール点眼液0.1％	0.1％1mL	74.10
	パッチテスト試薬	1mL又は1ｇ	814.20
	パッチテストパネル（Ｓ）	2枚1組	15,739.10
	ハップスターＩＤ70mg	10cm×14cm1枚	18.20
局	パニマイシン点眼液0.3％	3mg1mL	29.30
	パピロックミニ点眼液0.1％	0.1％0.4mL1個	145.10
局	パラオキシ安息香酸エチル	1ｇ	10.70
局	パラオキシ安息香酸ブチル	1ｇ	10.40
局	パラオキシ安息香酸プロピル	1ｇ	20.10
局	パラフィン	10ｇ	10.80
	バラマイシン軟膏	(BTRC250単位FRM2mg)1ｇ	7.40
	パルミコート吸入液0.25mg	0.25mg2mL1管	84.00
	パルミコート吸入液0.5mg	0.5mg2mL1管	114.90
	パルミコート100μgタービュヘイラー112吸入	11.2mg1瓶(100μg)	776.80
	パルミコート200μgタービュヘイラー56吸入	11.2mg1瓶(200μg)	776.80
	パルミコート200μgタービュヘイラー112吸入	22.4mg1瓶(200μg)	952.20
	ハルロピテープ8mg	8mg1枚	258.60
	ハルロピテープ16mg	16mg1枚	399.90
	ハルロピテープ24mg	24mg1枚	502.80
	ハルロピテープ32mg	32mg1枚	624.70
	ハルロピテープ40mg	40mg1枚	685.30
局	ハロタン	1mL	53.80
	バンコマイシン眼軟膏１％	1％1ｇ	4,157.30
	パンデルクリーム0.1％	0.1％1ｇ	14.30
	パンデル軟膏0.1％	0.1％1ｇ	14.30
	パンデルローション0.1％	0.1％1mL	14.30
	（ひ）		
局	ヒアルロン酸Na点眼液0.1％「科研」	0.1％5mL1瓶	134.60
局	ヒアルロン酸Na点眼液0.1％「センジュ」	0.1％5mL1瓶	134.60
局	ヒアルロン酸Na点眼液0.1％「ニットー」	0.1％5mL1瓶	134.60
局	ヒアルロン酸Na点眼液0.1％「わかもと」	0.1％5mL1瓶	134.60
局	ヒアルロン酸Na点眼液0.3％「科研」	0.3％5mL1瓶	178.10
局	ヒアルロン酸Na点眼液0.3％「センジュ」	0.3％5mL1瓶	178.10
局	ヒアルロン酸Na点眼液0.3％「ニットー」	0.3％5mL1瓶	178.10
	ヒアルロン酸Na0.4眼粘弾剤１％「アルコン」	1％0.4mL1筒	2,556.70
	ヒアルロン酸Na0.4眼粘弾剤１％ＨＶ「センジュ」	1％0.4mL1筒	2,556.70
	ヒアルロン酸Na0.4眼粘弾剤１％ＨＶ「わかもと」	1％0.4mL1筒	2,556.70
	ヒアルロン酸Na0.4眼粘弾剤１％「ＮＩＧ」	1％0.4mL1筒	2,556.70
	ヒアルロン酸Na0.4眼粘弾剤１％「生化学」	1％0.4mL1筒	2,556.70
	ヒアルロン酸Na0.5眼粘弾剤１％ＭＶ「センジュ」	1％0.5mL1筒	3,146.90
	ヒアルロン酸Na0.5眼粘弾剤１％ＭＶ「わかもと」	1％0.5mL1筒	3,146.90
	ヒアルロン酸Na0.6眼粘弾剤１％「アルコン」	1％0.6mL1筒	3,065.90
	ヒアルロン酸Na0.6眼粘弾剤１％ＨＶ「センジュ」	1％0.6mL1筒	3,065.90
	ヒアルロン酸Na0.6眼粘弾剤１％ＨＶ「わかもと」	1％0.6mL1筒	3,065.90
	ヒアルロン酸Na0.6眼粘弾剤１％「ＮＩＧ」	1％0.6mL1筒	3,065.90
	ヒアルロン酸Na0.6眼粘弾剤１％ＭＶ「センジュ」	1％0.6mL1筒	4,394.90
	ヒアルロン酸Na0.6眼粘弾剤１％ＭＶ「わかもと」	1％0.6mL1筒	4,394.90
	ヒアルロン酸Na0.6眼粘弾剤１％「生化学」	1％0.6mL1筒	3,065.90
	ヒアルロン酸Na0.7眼粘弾剤１％「アルコン」	1％0.7mL1筒	3,359.90
	ヒアルロン酸Na0.7眼粘弾剤１％「生化学」	1％0.7mL1筒	3,359.90
	ヒアルロン酸Na0.85眼粘弾剤１％「アルコン」	1％0.85mL1筒	3,592.80
	ヒアルロン酸Na0.85眼粘弾剤１％ＨＶ「センジュ」	1％0.85mL1筒	3,658.10
	ヒアルロン酸Na0.85眼粘弾剤１％ＨＶ「わかもと」	1％0.85mL1筒	3,658.10
	ヒアルロン酸Na0.85眼粘弾剤１％「ＮＩＧ」	1％0.85mL1筒	2,386.90
	ヒアルロン酸Na0.85眼粘弾剤１％「生化学」	1％0.85mL1筒	3,658.10
局	ヒアルロン酸ナトリウムＰＦ点眼液0.1％「日点」	0.1％5mL1瓶	134.60
局	ヒアレイン点眼液0.1％	0.1％5mL1瓶	192.90
局	ヒアレイン点眼液0.3％	0.3％5mL1瓶	235.20
局	ヒアレインミニ点眼液0.1％	0.1％0.4mL1個	26.50

局	ヒアレインミニ点眼液0.3％	0.3%0.4mL1個	28.90
	ＰＡ・ヨード点眼・洗眼液	0.2%1mL	22.50
	ビーエスエスプラス500眼灌流液0.0184％	0.46%20mL1瓶(希釈液付)	2,735.20
局	ビサコジル坐剤	2mg1個	21.00
局	ビサコジル坐剤	10mg1個	21.60
	ビジュアリン眼科耳鼻科用液0.1％	0.1%1mL	27.20
	ビスコート0.5眼粘弾剤	0.5mL1筒	3,332.20
	ビスダームクリーム0.1％	0.1%1ｇ	23.40
	ビスダーム軟膏0.1％	0.1%1ｇ	23.40
	ビソノテープ2mg	2mg1枚	40.20
	ビソノテープ4mg	4mg1枚	55.20
	ビソノテープ8mg	8mg1枚	72.40
	ビダラビンクリーム3％「マルホ」	3%1ｇ	69.80
	ビダラビン3％軟膏	3%1ｇ	69.80
局	ヒビテン・グルコネート液20％	20%10mL	49.70
	ビベスピエアロスフィア120吸入	120吸入1キット	4,886.90
	ビホナゾール外用液1％「イワキ」	1%1mL	10.90
	ビホナゾールクリーム1％「イワキ」	1%1ｇ	10.90
	ビホナゾール1％クリーム	1%1ｇ	8.10
	ビマトプロスト点眼液0.03％「ＳＥＣ」	0.03%1mL	125.90
	ビマトプロスト点眼液0.03％「ＴＳ」	0.03%1mL	125.90
	ビマトプロスト点眼液0.03％「日新」	0.03%1mL	177.60
	ビマトプロスト点眼液0.03％「日点」	0.03%1mL	125.90
	ビマトプロスト点眼液0.03％「ニットー」	0.03%1mL	125.90
	ピマリシン眼軟膏1％「センジュ」	10mg1ｇ	604.80
	ピマリシン点眼液5％「センジュ」	50mg1mL	628.30
局	氷酢酸	10ｇ	8.00
局	氷酢酸「ケンエー」	10ｇ	8.10
局※	氷酢酸（小堺）	10ｇ	10.20
局	氷酢酸「タイセイ」	10ｇ	8.10
局	氷酢酸「東豊」	10ｇ	10.20
局	氷酢酸「ニッコー」	10ｇ	8.30
	ヒルドイドクリーム0.3％	1ｇ	17.70
	ヒルドイドゲル0.3％	1ｇ	10.30
	ヒルドイドソフト軟膏0.3％	1ｇ	17.70
	ヒルドイドフォーム0.3％	1ｇ	18.20
	ヒルドイドローション0.3％	1ｇ	17.70
	ビレーズトリエアロスフィア56吸入	56吸入1キット	4,127.60
	ビレーズトリエアロスフィア120吸入	120吸入1キット	8,771.90
	ピレノキシン懸濁性点眼液0.005％「参天」	0.005%5mL1瓶	94.80
局	ピロカルピン塩酸塩	1ｇ	1,180.30
	ヒーロン眼粘弾剤1％シリンジ0.4mL	1%0.4mL1筒	2,353.50
	ヒーロン眼粘弾剤1％シリンジ0.6mL	1%0.6mL1筒	2,617.60
	ヒーロン眼粘弾剤1％シリンジ0.85mL	1%0.85mL1筒	2,617.10
	ヒーロンＶ眼粘弾剤2.3％シリンジ0.6mL	2.3%0.6mL1筒	6,342.40
	(ふ)		
	５－ＦＵ軟膏５％協和	5%1ｇ	202.30
	ブイタマークリーム1％	1%1ｇ	300.80
	フィブラストスプレー250	250μg1瓶(溶解液付)	5,551.80
	フィブラストスプレー500	500μg1瓶(溶解液付)	6,189.70
	フエナゾールクリーム5％	5%1ｇ	12.90
	フエナゾール軟膏5％	5%1ｇ	12.90
局	フェノール	10mL	11.80
局	フェノール・亜鉛華リニメント	10ｇ	10.80
局	フェノール・亜鉛華リニメント「ニッコー」	10ｇ	20.30
局	フェノール「コザカイ・Ｍ」	10mL	12.50
局	フェノール水	10mL	10.70
	フェルビナク外用ポンプスプレー3％「ラクール」	3%1mL	5.00
	フェルビナクスチック軟膏3％「三笠」	3%1ｇ	4.50
局	フェルビナクパップ70mg「東光」	10cm×14cm1枚	18.20
局	フェルビナクパップ70mg「ユートク」	10cm×14cm1枚	18.20
局	フェルビナクパップ70mg「ラクール」	10cm×14cm1枚	18.20
	フェルビナクローション3％「ラクール」	3%1mL	2.60
	フェルビナク（35mg）7cm×10cm貼付剤	7cm×10cm1枚	13.10
	フェルビナク（70mg）10cm×14cm貼付剤	10cm×14cm1枚	18.20
麻	フェンタニルクエン酸塩0.5mg貼付剤	0.5mg1枚	130.00
麻	フェンタニルクエン酸塩1日用テープ2mg「第一三共」	2mg1枚	456.80
麻	フェンタニルクエン酸塩1日用テープ6mg「第一三共」	6mg1枚	1,227.00
麻	フェンタニルクエン酸塩1mg貼付剤	1mg1枚	237.40
麻	フェンタニルクエン酸塩2mg貼付剤	2mg1枚	448.80
麻	フェンタニルクエン酸塩4mg貼付剤	4mg1枚	856.60
麻	フェンタニルクエン酸塩6mg貼付剤	6mg1枚	1,198.70
麻	フェンタニルクエン酸塩8mg貼付剤	8mg1枚	1,598.80
麻	フェンタニル1日用テープ0.84mg「ユートク」	0.84mg1枚	253.80
麻	フェンタニル1日用テープ1.7mg「ユートク」	1.7mg1枚	462.40
麻	フェンタニル1日用テープ3.4mg「ユートク」	3.4mg1枚	874.40
麻	フェンタニル1日用テープ5mg「ユートク」	5mg1枚	1,249.60
麻	フェンタニル1日用テープ6.7mg「ユートク」	6.7mg1枚	1,575.10
麻	フェンタニル1.38mg貼付剤	1.38mg1枚	781.30
麻	フェンタニル2.75mg貼付剤	2.75mg1枚	2,092.70
麻	フェンタニル3日用テープ2.1mg「ＨＭＴ」	2.1mg1枚	1,649.60
麻	フェンタニル3日用テープ2.1mg「テイコク」	2.1mg1枚	1,649.60
麻	フェンタニル3日用テープ2.1mg「トーワ」	2.1mg1枚	1,649.60
麻	フェンタニル3日用テープ2.1mg「ユートク」	2.1mg1枚	1,104.80
麻	フェンタニル3日用テープ4.2mg「ＨＭＴ」	4.2mg1枚	2,868.40
麻	フェンタニル3日用テープ4.2mg「テイコク」	4.2mg1枚	2,868.40
麻	フェンタニル3日用テープ4.2mg「トーワ」	4.2mg1枚	2,868.40
麻	フェンタニル3日用テープ4.2mg「ユートク」	4.2mg1枚	2,092.70
麻	フェンタニル3日用テープ8.4mg「ＨＭＴ」	8.4mg1枚	5,592.90

㊗	フェンタニル３日用テープ8.4 mg「テイコク」	8.4mg1枚	5,592.90
㊗	フェンタニル３日用テープ8.4 mg「トーワ」	8.4mg1枚	5,592.90
㊗	フェンタニル３日用テープ8.4 mg「ユートク」	8.4mg1枚	3,694.10
㊗	フェンタニル３日用テープ12.6 mg「ＨＭＴ」	12.6mg1枚	7,790.60
㊗	フェンタニル３日用テープ12.6 mg「テイコク」	12.6mg1枚	7,790.60
㊗	フェンタニル３日用テープ12.6 mg「トーワ」	12.6mg1枚	5,643.50
㊗	フェンタニル３日用テープ12.6 mg「ユートク」	16.8mg1枚	9,294.80
㊗	フェンタニル３日用テープ16.8 mg「ＨＭＴ」	16.8mg1枚	9,294.80
㊗	フェンタニル３日用テープ16.8 mg「テイコク」	16.8mg1枚	9,294.80
㊗	フェンタニル３日用テープ16.8 mg「トーワ」	16.8mg1枚	7,405.00
㊗	フェンタニル16.8 mg「ユートク」	5.5mg1枚	4,004.10
㊗	フェンタニル5.5 mg貼付剤	8.25mg1枚	5,643.50
㊗	フェンタニル8.25 mg貼付剤	11mg1枚	7,405.00
㊗	フェンタニル11 mg貼付剤	0.5mg1枚	262.70
㊗	フェントステープ0.5 mg	1mg1枚	483.60
㊗	フェントステープ1 mg	2mg1枚	900.50
㊗	フェントステープ2 mg	4mg1枚	1,673.70
㊗	フェントステープ4 mg	6mg1枚	2,520.20
㊗	フェントステープ6 mg	8mg1枚	3,246.30
㊗	フェントステープ8 mg	10mL	11.30
㊗	複方ヨード・グリセリン	10mL	19.20
㊗	複方ヨード・グリセリン「ケンエー」	10mL	19.20
㊗※	複方ヨード・グリセリン（小堺）	10mL	24.70
㊗	複方ヨード・グリセリン「ニッコー」	10mL	14.90
㊗※	複方ヨード・グリセリン（山善）	2.5mg0.5mL1筒	1,688.70
	ブコラム口腔用液2.5 mg	5mg1mL1筒	2,966.70
	ブコラム口腔用液5 mg	7.5mg1.5mL1筒	2,750.00
	ブコラム口腔用液7.5 mg	10mg2mL1筒	3,474.60
	ブコラム口腔用液10 mg	20mg1ｇ	25.00
	フシジンレオ軟膏２％	15.75mg10mL1瓶	4,573.40
	ブセレリン酢酸塩15.75 mg 10 mL点鼻液	0.25mg2mL1管	34.60
	ブデソニド吸入液0.25 mg「武田テバ」	0.5mg2mL1管	51.40
	ブデソニド吸入液0.5 mg「武田テバ」	1%1mL	14.00
㊞	ブテナフィン塩酸塩液１％「トーワ」	1%1ｇ	14.00
㊞	ブテナフィン塩酸塩クリーム１％「トーワ」	30吸入1キット	611.60
	ブデホル吸入粉末剤30吸入「ＭＹＬ」	30吸入1キット	611.60
	ブデホル吸入粉末剤30吸入「ＪＧ」	30吸入1キット	746.30
	ブデホル吸入粉末剤30吸入「ニプロ」	60吸入1キット	1,176.10
	ブデホル吸入粉末剤60吸入「ＭＹＬ」	60吸入1キット	1,176.10
	ブデホル吸入粉末剤60吸入「ＪＧ」	60吸入1キット	1,176.10
	ブデホル吸入粉末剤60吸入「ニプロ」	250mg1錠	54.30
	フラジール膣錠250 mg	10ｇ	100.40
	プラスチベース	0.1%1mL	26.90
	プラノプロフェン点眼液0.1％「わかもと」	0.1%1mL	19.10
	プラノプロフェン0.1％１mL点眼液	40mg1枚	32.20
	フランドルテープ40 mg	0.02%10mL	7.00
	プリビーシー液0.02％	0.05%10mL	7.00
	プリビーシー液0.05％	0.1%10mL	7.00
	プリビーシー液0.1％	0.05%1mL	3.90
	プリビナ液0.05％	0.05%1mL	19.10
	プリビナ点眼液0.5 mg／mL	0.1%1mL	74.20
	ブリモニジン酒石酸塩点眼液0.1％「ＳＥＣ」	0.1%1mL	74.20
	ブリモニジン酒石酸塩点眼液0.1％「ＮＩＴ」	0.1%1mL	74.20
	ブリモニジン酒石酸塩点眼液0.1％「ＴＳ」	0.1%1mL	74.20
	ブリモニジン酒石酸塩点眼液0.1％「日新」	0.1%1mL	74.20
	ブリモニジン酒石酸塩点眼液0.1％「日点」	0.1%1mL	74.20
	ブリモニジン酒石酸塩点眼液0.1％「ニットー」	0.1%1mL	74.20
	ブリモニジン酒石酸塩点眼液0.1％「わかもと」	1%1mL	79.50
	ブリンゾラミド懸濁性点眼液１％「サンド」	1%1mL	79.50
	ブリンゾラミド懸濁性点眼液１％「センジュ」	1%1mL	79.50
	ブリンゾラミド懸濁性点眼液１％「ニットー」	0.05%1ｇ	10.20
	フルオシノニドクリーム0.05％「テイコク」	0.05%1ｇ	10.20
	フルオシノニド軟膏0.05％「テイコク」	0.025%1ｇ	10.80
	フルオシノロンアセトニド軟膏0.025％「ＹＤ」	0.02%1mL	26.90
	フルオロメトロン点眼液0.02％「わかもと」	0.05%1mL	19.10
	フルオロメトロン点眼液0.05％「センジュ」	0.02%1mL	19.10
	フルオロメトロン0.02％１mL点眼液	0.1%1mL	19.10
	フルオロメトロン0.1％１mL点眼液	1ｇ	20.40
	フルコートＦ軟膏	0.01%1mL	15.40
	フルコート外用液0.01％	0.025%1ｇ	14.00
	フルコートクリーム0.025％	0.025%1ｇ	14.00
	フルコート軟膏0.025％	50μg60ブリスター1個	488.60
	フルタイド50ディスカス	8.83mg10.6ｇ1瓶	696.00
	フルタイド50 μgエアゾール120吸入用	100μg60ブリスター1個	746.80
	フルタイド100ディスカス	11.67mg7.0ｇ1瓶	731.80
	フルタイド100 μgエアゾール60吸入用	200μg60ブリスター1個	1,000.70
	フルタイド200ディスカス	2.04mg4mL1瓶	414.80
	フルチカゾン点鼻液25 μg小児用「杏林」56噴霧用	2.04mg4mL1瓶	414.80
	フルチカゾン点鼻液25 μg小児用「サワイ」56噴霧用	4.08mg8mL1瓶	436.30
	フルチカゾン点鼻液50 μg「イセイ」56噴霧用	2.04mg4mL1瓶	415.70
	フルチカゾン点鼻液50 μg「杏林」28噴霧用	4.08mg8mL1瓶	447.30
	フルチカゾン点鼻液50 μg「杏林」56噴霧用	2.04mg4mL1瓶	415.70
	フルチカゾン点鼻液50 μg「サワイ」28噴霧用	4.08mg8mL1瓶	614.40
	フルチカゾン点鼻液50 μg「サワイ」56噴霧用	2.04mg4mL1瓶	283.00
	フルチカゾン点鼻液50 μg「三和」28噴霧用		

フルチカゾン点鼻液50μg「三和」56噴霧用	4.08mg8mL1瓶	447.30
フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27.5μg「杏林」56噴霧用	3mg6ｇ1瓶	420.20
フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27.5μg「杏林」120噴霧用	5mg10ｇ1瓶	856.50
フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27.5μg「タカタ」56噴霧用	3mg6ｇ1瓶	420.20
フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27.5μg「タカタ」120噴霧用	5mg10ｇ1瓶	856.50
フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27.5μg「武田テバ」56噴霧用	3mg6ｇ1キット	526.40
フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27.5μg「武田テバ」120噴霧用	5mg10ｇ1キット	1,061.90
フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27.5μg「トーワ」56噴霧用	3mg6ｇ1瓶	420.20
フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27.5μg「トーワ」120噴霧用	5mg10ｇ1瓶	856.50
フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27.5μg「ニットー」56噴霧用	3mg6ｇ1瓶	420.20
フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27.5μg「ニットー」120噴霧用	5mg10ｇ1瓶	856.50
フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液50μg「ＤＳＰ」56噴霧用	4.08mg8mL1瓶	447.30
フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液50μg「トーワ」28噴霧用	2.04mg4mL1瓶	283.00
フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液50μg「トーワ」56噴霧用	4.08mg8mL1瓶	447.30
フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液50μg「日本臓器」112噴霧用	8.16mg16mL1瓶	717.70
フルティフォーム50エアゾール56吸入用	56吸入1瓶	1,934.90
フルティフォーム50エアゾール120吸入用	120吸入1瓶	3,998.70
フルティフォーム125エアゾール56吸入用	56吸入1瓶	2,095.20
フルティフォーム125エアゾール120吸入用	120吸入1瓶	4,175.60
フルメタクリーム	0.1%1ｇ	15.10
フルメタ軟膏	0.1%1ｇ	15.10
フルメタローション	0.1%1ｇ	15.10
フルメトロン点眼液0.02％	0.02%1mL	23.40
フルメトロン点眼液0.1％	0.1%1mL	26.30
プルモザイム吸入液2.5mg	2.5mg2.5mL1管	6,982.10
フルルビプロフェンテープ20mg「ＱＱ」	7cm×10cm1枚	13.10
フルルビプロフェンテープ40mg「ＱＱ」	10cm×14cm1枚	18.20
ブレオＳ軟膏5mg／ｇ	5mg1ｇ	1,055.40
プレグランディン腟坐剤1mg	1mg1個	3,929.70
プレドニゾロン吉草酸エステル酢酸エステルクリーム0.3％「ＹＤ」	0.3%1ｇ	14.70
プレドニゾロン吉草酸エステル酢酸エステル軟膏0.3％「ＹＤ」	0.3%1ｇ	14.70
プレドニゾロン吉草酸エステル酢酸エステル0.3％クリーム	0.3%1ｇ	6.80
プレドニゾロン吉草酸エステル酢酸エステル0.3％軟膏	0.3%1ｇ	6.80
プレドニゾロンクリーム0.5％「テイコク」	0.5%1ｇ	8.90
プレドニゾロンクリーム0.5％「ＴＣＫ」	0.5%1ｇ	8.90
プレドニゾロンクリーム0.5％「ＹＤ」	0.5%1ｇ	8.90
プレドニゾロン軟膏0.5％「ＶＴＲＳ」	0.5%1ｇ	8.90
プレドニン眼軟膏	0.25%1ｇ	91.70
プレポダインスクラブ0.75％	10mL	21.90
プレポダインソリューション1％	10mL	21.30
プレポダインフィールド1％	10mL	29.00
プロクトセディル坐薬	1個	35.10
プロクトセディル軟膏	1ｇ	19.00
フロジン外用液5％	5%1mL	15.40
プロスタンディン軟膏0.003％	0.003%1ｇ	33.40
㊎ プロテイン銀	1ｇ	114.50
プロトピック軟膏0.03％小児用	0.03%1ｇ	62.00
プロトピック軟膏0.1％	0.1%1ｇ	47.00
㊎ ブロナック点眼液0.1％	0.1%1mL	55.40
㊎ プロピレングリコール	10mL	10.80
㊎※ プロピレングリコール（丸石）	10mL	10.90
㊎ プロペト	10ｇ	31.60
プロボコリン吸入粉末溶解用100mg	100mg1瓶	7,514.90
ブロマゼパム坐剤3mg「サンド」	3mg1個	64.10
㊎ ブロムフェナクNa点眼液0.1％「日新」	0.1%1mL	27.30
㊎ ブロムフェナクNa点眼液0.1％「日点」	0.1%1mL	27.70
㊎ ブロムフェナクNa点眼液0.1％「ニットー」	0.1%1mL	27.70
ブロムヘキシン塩酸塩吸入液0.2％「タイヨー」	0.2%1mL	5.30
※ ブロメライン軟膏5万単位／ｇ（ジェイドルフ）	50,000単位1ｇ	15.00
フロリード腟坐剤100mg	100mg1個	35.40
フロリードＤクリーム1％	1%1ｇ	8.80
フローレス眼検査用試験紙0.7mg	1枚	28.60

（へ）

ベガモックス点眼液0.5％	0.5%1mL	50.30
㊎ ヘキザック消毒液20％	20%10mL	49.70
ペキロンクリーム0.5％	0.5%1ｇ	20.50
ベクロメタゾン点鼻液50μg「サワイ」	8.5mg8.5ｇ1瓶	351.40
ベクロメタゾン点鼻液50μg「ＣＥＯ」	8.5mg8.5ｇ1瓶	264.00
ベクロメタゾン点鼻液50μg「ＤＳＰ」	8.5mg8.5ｇ1瓶	264.00
ベクロメタゾン鼻用パウダー25μg「トーワ」	1.50mg0.9087ｇ1瓶	475.10
㊎ ベシカムクリーム5％	5%1ｇ	11.60
㊎ ベシカム軟膏5％	5%1ｇ	11.60
ベストロン耳鼻科用1％	10mg1mL（溶解後の液として）	92.70
ベストロン点眼用0.5％	5mg1mL（溶解後の液として）	54.80
ベセルナクリーム5％	5%250mg1包	652.60
ベタキソロール点眼液0.5％「ＳＷ」	0.5%1mL	109.10
ベタメタゾン吉草酸エステル軟膏0.12％「イワキ」	0.12%1ｇ	8.00
ベタメタゾン吉草酸エステル軟膏0.12％「トーワ」	0.12%1ｇ	6.70

	ベタメタゾン吉草酸エステルローション0.12％「イワキ」	0.12％1mL	8.00
	ベタメタゾン吉草酸エステル0.12％クリーム	0.12％1g	6.30
	ベタメタゾンジプロピオン酸エステルクリーム0.064％「テイコク」	0.064％1g	8.30
	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル軟膏0.064％「テイコク」	0.064％1g	8.30
	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル軟膏0.064％「ＹＤ」	0.064％1g	8.30
	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル0.064％軟膏	0.064％1g	6.30
	ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステルクリーム0.05％「ＭＹＫ」	0.05％1g	18.90
	ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル軟膏0.05％「ＭＹＫ」	0.05％1g	18.90
	ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステルローション0.05％「ＭＹＫ」	0.05％1g	18.90
	ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル0.05％軟膏	0.05％1g	18.10
	ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル0.05％ローション	0.05％1g	18.10
	ベタメタゾンリン酸エステルNa・ＰＦ眼耳鼻科用液0.1％「日点」	0.1％1mL	32.20
	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム0.1％点眼点耳点鼻液	0.1％1mL	13.50
	ベトネベートNクリーム	1g	15.70
	ベトネベートN軟膏	1g	15.70
	ベトネベートクリーム0.12％	0.12％1g	17.80
	ベトネベート軟膏0.12％	0.12％1g	17.80
局	ベトノバールGクリーム0.12％	1g	27.70
局	ベトノバールG軟膏0.12％	1g	27.70
	ベネトリン吸入液0.5％	0.5％1mL	15.40
	ベノキシール点眼液0.4％	0.4％1mL	41.80
	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0.3％「日医工」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0.3％「ニットー」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0.3％「日本臓器」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0.3％「ＰＰ」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「サトウ」	1g	9.50
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「ＴＣＫ」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「日医工」	1g	9.50
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「日新」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「ニットー」	1g	10.90
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「ニプロ」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「ＰＰ」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「ＹＤ」	1g	6.00
	ヘパリン類似物質クリーム	1g	6.30
	ヘパリン類似物質クリーム0.3％「ケンエー」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質クリーム0.3％「日医工」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質クリーム0.3％「ＹＤ」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質ゲル0.3％「ケンエー」	1g	7.80
	ヘパリン類似物質ゲル0.3％「日医工」	1g	6.00
	ヘパリン類似物質軟膏	1g	6.30
	ヘパリン類似物質油性クリーム0.3％「ケンエー」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質油性クリーム0.3％「日医工」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質油性クリーム0.3％「ニプロ」	1g	6.00
	ヘパリン類似物質ローション	1g	6.30
	ヘパリン類似物質ローション0.3％「日医工」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質ローション0.3％「ニットー」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質ローション0.3％「ニプロ」	1g	6.30
	ヘパリン類似物質ローション0.3％「ＹＤ」	1g	6.30
	ベビオウォッシュゲル5％	5％1g	99.60
	ベビオゲル2.5％	2.5％1g	84.90
	ベビオローション2.5％	2.5％1g	92.30
局	ペミラストン点眼液0.1％	5mg5mL1瓶	201.80
局	ペミロラストK点眼液0.1％「杏林」	5mg5mL1瓶	209.60
局	ペミロラストK点眼液0.1％「ＴＳ」	5mg5mL1瓶	177.10
	ヘモポリゾン軟膏	1g	20.20
	ヘモレックス軟膏	1g	21.30
	ベリプラストＰ　コンビセット　組織接着用	0.5mL2キット1組	9,699.40
	ベリプラストＰ　コンビセット　組織接着用	1mL2キット1組	12,647.80
	ベリプラストＰ　コンビセット　組織接着用	3mL2キット1組	36,514.90
	ベリプラストＰ　コンビセット　組織接着用	5mL2キット1組	63,428.90
	ベルベゾロンＦ点眼・点鼻液	1mL	78.20
	ヘルミチンＳ坐剤	1個	27.00
	ベロテックエロゾル100	20mg10mL1瓶	296.90
局	ベンザルコニウム塩化物液	0.01％10mL	10.70
局	ベンザルコニウム塩化物液	0.02％10mL	10.70
局	ベンザルコニウム塩化物液	0.025％10mL	10.70
局	ベンザルコニウム塩化物液	0.05％10mL	10.70
局	ベンザルコニウム塩化物液	0.1％10mL	10.70
局	ベンザルコニウム塩化物液	0.2％10mL	10.70
局	ベンザルコニウム塩化物液	10％10mL	10.70
局	ベンザルコニウム塩化物液	50％10mL	10.00
局	ベンザルコニウム塩化物消毒液10ｗ／ｖ％「昭和」	10％10mL	10.30
局	ベンザルコニウム塩化物消毒液50％「東海」	50％10mL	10.70
局	ベンザルコニウム塩化物消毒液50％「ヤクハン」	10mL	14.20
局	ベンゼトニウム塩化物	10g	9.60
局	ベンゼトニウム塩化物液	0.01％10mL	4.80
局	ベンゼトニウム塩化物液	0.02％10mL	10.70
局	ベンゼトニウム塩化物液	0.025％10mL	10.70
局	ベンゼトニウム塩化物液	0.05％10mL	10.70
局	ベンゼトニウム塩化物液	0.1％10mL	10.70
局	ベンゼトニウム塩化物液	0.2％10mL	10.70
局	ベンゼトニウム塩化物液	10％10mL	12.70
	ペンタサ坐剤1g	1g1個	176.90

	ペンタサ注腸１ｇ	１ｇ１個	325.80
	ベンダザック軟膏３％「イワキ」	３％１ｇ	16.20
局	ベントナイト	100ｇ	26.00
	ペンレステープ18㎎	(18㎎)30.5㎜×50.0㎜1枚	31.30
	（ほ）		
	ボアラクリーム0.12％	0.12％１ｇ	9.10
	ボアラ軟膏0.12％	0.12％１ｇ	9.10
局	ホウ酸	10ｇ	7.40
局	ホウ酸「ケンエー」	10ｇ	22.80
局	ホウ酸「メタル」	10ｇ	21.50
局	ホウ砂	10ｇ	10.10
局	ホクナリンテープ0.5㎎	0.5㎎1枚	17.80
局	ホクナリンテープ１㎎	1㎎1枚	23.50
局	ホクナリンテープ２㎎	2㎎1枚	35.90
	ホスコＥ－75	10ｇ	34.00
	ホスコＨ－15	10ｇ	34.00
	ホスミシンＳ耳科用３％	30㎎1mL(溶解後の液として)	74.50
	ボチシート20％	５ｇ	15.80
	ポビドンヨード液10％消毒用アプリケータ「オーツカ」10㎖	10％10mL1管	10.90
	ポビドンヨード液10％消毒用アプリケータ「オーツカ」25㎖	10％25mL1管	16.80
	ポビドンヨード液10％消毒用カートリッジ「オーツカ」25㎖	10％25mL1管	16.80
	ポビドンヨード液10％「メタル」	10％10mL	13.90
	ポビドンヨード外用液10％「イワキ」	10％10mL	10.90
	ポビドンヨード外用液10％「オオサキ」	10％10mL	10.90
	ポビドンヨード外用液10％「東海」	10％10mL	13.00
	ポビドンヨード外用液10％「日新」	10％10mL	12.10
	ポビドンヨード外用液10％「明治」	10％10mL	13.00
	ポビドンヨードガーグル液７％「イワキ」	７％1mL	3.60
	ポビドンヨードガーグル液７％「ケンエー」	７％1mL	3.20
	ポビドンヨードガーグル液７％「シオエ」	７％1mL	3.70
	ポビドンヨードガーグル液７％「東海」	７％1mL	3.20
	ポビドンヨードガーグル液７％「明治」	７％1mL	3.20
	ポビドンヨードガーグル７％「メタル」	７％1mL	3.70
	ポビドンヨードゲル10％「ケンエー」	10％10ｇ	31.80
	ポビドンヨード消毒液10％「カネイチ」	10％10mL	13.00
	ポビドンヨード消毒液10％「ケンエー」	10％10mL	13.00
	ポビドンヨード消毒液10％「シオエ」	10％10mL	13.90
	ポビドンヨード消毒用液10％「ＮＰ」	10％10mL	13.00
	ポビドンヨードスクラブ液7.5％「ケンエー」	7.5％10mL	16.00
	ポビドンヨードスクラブ液7.5％「明治」	7.5％10mL	16.40
	ポビドンヨードフィールド外用液10％「明治」	10％10mL	14.10
	ポピヨドン液10％	10％10mL	13.90
	ポピヨドンガーグル７％	７％1mL	3.60
	ポピヨドンゲル10％	10％10ｇ	32.90
	ポピヨドンスクラブ7.5％	7.5％10mL	23.20
	ポピヨドンフィールド10％	10％10mL	18.60
	ポピラールガーグル７％	７％1mL	3.70
	ポピラール消毒液10％	10％10mL	13.90
局	ホマトロピン臭化水素酸塩	１ｇ	484.20
	ボラザＧ坐剤	1個	35.60
	ボラザＧ軟膏	１ｇ	28.20
局	ポリミキシンＢ硫酸塩	50万単位1瓶	349.90
局	ポリミキシンＢ硫酸塩	300万単位1瓶	1,546.60
	ホーリンＶ腟用錠１㎎	1㎎1錠	21.50
	ボルタレンゲル１％	１％１ｇ	3.20
局	ボルタレンサポ12.5㎎	12.5㎎1個	21.60
局	ボルタレンサポ25㎎	25㎎1個	21.60
局	ボルタレンサポ50㎎	50㎎1個	21.60
	ボルタレンテープ15㎎	7cm×10cm1枚	13.10
	ボルタレンテープ30㎎	10cm×14cm1枚	18.20
	ボルタレンローション１％	１％１ｇ	3.20
	ボルヒール組織接着用	0.5mL4瓶1組	10,367.60
	ボルヒール組織接着用	1mL4瓶1組	15,311.50
	ボルヒール組織接着用	2mL4瓶1組	29,617.60
	ボルヒール組織接着用	3mL4瓶1組	36,192.00
	ボルヒール組織接着用	5mL4瓶1組	61,378.90
局	ホルマリン	10mL	10.70
局	ボレー外用液１％	１％1mL	20.90
局	ボレークリーム１％	１％１ｇ	20.90
局	ボレースプレー１％	１％1mL	36.70
	ボンアルファクリーム２μｇ／ｇ	0.0002％１ｇ	54.70
局	ボンアルファ軟膏２μｇ／ｇ	0.0002％１ｇ	54.70
局	ボンアルファハイ軟膏20μｇ／ｇ	0.002％１ｇ	144.90
局	ボンアルファハイローション20μｇ／ｇ	0.002％１ｇ	144.90
局	ボンアルファローション２μｇ／ｇ	0.0002％１ｇ	54.70
	（ま）		
	マイコスポールクリーム１％	１％１ｇ	12.80
	マイザークリーム0.05％	0.05％１ｇ	9.60
	マイザー軟膏0.05％	0.05％１ｇ	9.60
	マイトマイシン眼科外用液用２㎎	2㎎1瓶	2,345.90
	マイピリン点眼液	5mL1瓶	94.80
	マキサカルシトール軟膏25μｇ／ｇ「イワキ」	0.0025％１ｇ	30.10
	マキサカルシトール軟膏25μｇ／ｇ「タカタ」	0.0025％１ｇ	30.10
局	マクロゴール軟膏	10ｇ	27.70
局※	マクロゴール軟膏（東豊）	10ｇ	29.30
局※	マクロゴール軟膏（日興製薬）	10ｇ	30.00
局	マクロゴール軟膏「ヨシダ」	10ｇ	30.00
局	マクロゴール400	10mL	17.80
局※	マクロゴール400（東豊）	10mL	18.10
局※	マクロゴール400（丸石）	10mL	18.10
局	マクロゴール1500	10ｇ	17.80
局※	マクロゴール1500（日興製薬）	10ｇ	19.50
局	マクロゴール4000	10ｇ	24.30
局※	マクロゴール4000（丸石）	10ｇ	51.00
局	マクロゴール6000	10ｇ	20.60
局	麻酔用エーテル	1mL	9.60
	マスキンＲ・エタノール液（0.5ｗ／ｖ％）	0.5％10mL	7.00
	マスキン液（５Ｗ／Ｖ％）	5％10mL	19.40

	マスキンW・エタノール液（0.5ｗ／ｖ％）	0.5％10mL	7.00
	マーデュオックス軟膏	1ｇ	119.10
局	マルワ亜酸化窒素	1ｇ	3.20
	（み）		
	ミオコールスプレー0.3mg	0.65％7.2ｇ1缶	1,028.70
	ミオピン点眼液	5mL1瓶	94.80
	ミケランＬＡ点眼液１％	1％1mL	196.70
	ミケランＬＡ点眼液２％	2％1mL	235.80
	ミケラン点眼液１％	1％1mL	87.00
	ミケラン点眼液２％	2％1mL	104.90
	ミケルナ配合点眼液	1mL	538.50
	三丸ヨーチン	10mL	18.10
局	ミツロウ	10ｇ	45.10
	ミドリンM点眼液0.4％	0.4％1mL	19.10
	ミドリンＰ点眼液	1mL	35.90
	ミドレフリンＰ点眼液	1mL	27.60
	ミニトロテープ27mg	(27mg)14㎠1枚	46.20
	ミレーナ52mg	1個	25,833.50
	（む）		
	ムコスタ点眼液ＵＤ２％	2％0.35mL1本	14.00
	ムコフィリン吸入液20％	17.62％2mL1包	36.30
	無水エタノール	10mL	20.60
局	無水エタノール「イマヅ」	10mL	25.10
局	無水エタノール「ケンエー」	10mL	25.10
局	無水エタノール「コザカイ・M」	10mL	25.10
局	無水エタノール　シオエ	10mL	23.00
局	無水エタノール「タイセイ」	10mL	25.10
局	無水エタノール「東海」	10mL	21.90
局	無水エタノール「東豊」	10mL	25.10
局	無水エタノール「ニッコー」	10mL	25.10
局	無水エタノール「マルイシ」	10mL	25.10
局	無水エタノール（ミツマル）	10mL	21.90
局	無水エタノール「ヤクハン」	10mL	25.10
局※	無水エタノール（山善）	10mL	25.10
局	無水エタノール「ヨシダ」	10mL	25.10
	（め）		
	メサデルムクリーム0.1％	0.1％1ｇ	9.20
	メサデルム軟膏0.1％	0.1％1ｇ	9.20
	メサデルムローション0.1％	0.1％1ｇ	9.20
	メサラジン注腸１ｇ「ケンエー」	1ｇ1個	426.50
	メタル消アル	10mL	7.00
局	メチルセルロース	10ｇ	23.60
局	滅菌精製水「ケンエー」	10mL	4.90
局※	滅菌精製水（シオエ）	10mL	5.10
局※	滅菌精製水（大成）	10mL	3.50
局※	滅菌精製水（日興製薬）	10mL	5.10
局※	滅菌精製水（光）	10mL	4.30
局※	滅菌精製水（ヤクハン）	10mL	4.30
局	滅菌精製水（容器入り）	10mL	2.70
局	滅菌精製水「ヨシダ」	10mL	4.40
	メトロニダゾールゲル0.75％「マルイシ」	0.75％1ｇ	33.00
	メノエイドコンビパッチ	1枚	224.20
	メプチンエアー10μg吸入100回	0.0143％5mL1キット	1,128.60
	メプチンキッドエアー5μg吸入100回	0.0143％2.5mL1キット	920.10
	メプチン吸入液ユニット0.3mL	0.01％0.3mL1個	25.00
	メプチン吸入液ユニット0.5mL	0.01％0.5mL1個	25.60
	メプチン吸入液0.01％	0.01％1mL	26.10
	メプチンスイングヘラー10μg吸入100回	1mg1キット	1,770.30
局	メンタックスクリーム１％	1％1ｇ	19.40
	（も）		
	モイゼルト軟膏0.3％	0.3％1ｇ	135.40
	モイゼルト軟膏１％	1％1ｇ	145.10
	モキシフロキサシン点眼液0.5％「サンド」	0.5％1mL	26.30
	モキシフロキサシン点眼液0.5％「日点」	0.5％1mL	23.50
	モキシフロキサシン点眼液0.5％「ニットー」	0.5％1mL	23.50
	モクタール	10ｇ	24.90
	モメタゾン点鼻液50μg「ＭＹＬ」56噴霧用	3.5mg7ｇ1瓶	361.20
	モメタゾン点鼻液50μg「ＭＹＬ」112噴霧用	6.5mg13ｇ1瓶	707.30
	モメタゾン点鼻液50μg「杏林」56噴霧用	5mg10ｇ1瓶	361.20
	モメタゾン点鼻液50μg「杏林」112噴霧用	9mg18ｇ1瓶	707.30
	モメタゾン点鼻液50μg「ＣＥＯ」56噴霧用	5mg10ｇ1瓶	361.20
	モメタゾン点鼻液50μg「ＣＥＯ」112噴霧用	9mg18ｇ1瓶	707.30
	モメタゾン点鼻液50μg「ＪＧ」56噴霧用	5mg10ｇ1瓶	361.20
	モメタゾン点鼻液50μg「ＪＧ」112噴霧用	9mg18ｇ1瓶	707.30
	モメタゾン点鼻液50μg「タカタ」56噴霧用	5mg10ｇ1瓶	361.20
	モメタゾン点鼻液50μg「タカタ」112噴霧用	9mg18ｇ1瓶	707.30
	モメタゾン点鼻液50μg「トーワ」56噴霧用	5mg10ｇ1瓶	361.20
	モメタゾン点鼻液50μg「トーワ」112噴霧用	9mg18ｇ1瓶	707.30
	モメタゾン点鼻液50μg「ニットー」56噴霧用	5mg10ｇ1瓶	361.20
	モメタゾン点鼻液50μg「ニットー」112噴霧用	9mg18ｇ1瓶	707.30
	モメタゾンフランカルボン酸エステルクリーム0.1％「イワキ」	0.1％1ｇ	20.10
	モメタゾンフランカルボン酸エステル軟膏0.1％「イワキ」	0.1％1ｇ	20.10
	モメタゾンフランカルボン酸エステルローション0.1％「イワキ」	0.1％1ｇ	20.10
	モーラステープＬ40mg	10cm×14cm1枚	26.60
	モーラステープ20mg	7cm×10cm1枚	18.10
	モーラスパップＸＲ120mg	10cm×14cm1枚	27.30
	モーラスパップＸＲ240mg	20cm×14cm1枚	41.50
	モーラスパップ30mg	10cm×14cm1枚	18.20
	モーラスパップ60mg	20cm×14cm1枚	20.10
	（や）		
	ヤクゾールＥ液0.1	0.1％10mL	7.00
	ヤクバンテープ20mg	7cm×10cm1枚	13.10
	ヤクバンテープ40mg	10cm×14cm1枚	18.20
	ヤクバンテープ60mg	15cm×14cm1枚	18.20
局	薬用石ケン	10ｇ	57.00
	ヤクラックスＤ液１％	1％10ｇ	7.00
	山善稀ヨーチン	10mL	16.50
	山善消アル	10mL	7.00
	（ゆ）		
局	ユーカリ油	1mL	8.50
	ユーパスタ軟膏	1ｇ	9.70
	ユベラ軟膏	1ｇ	5.00
	（よ）		
局	ヨウ素	1ｇ	10.70

	ヨードコート軟膏0.9％	0.9％1ｇ	45.40
局	ヨードチンキ	10mL	18.10
局	ヨードチンキ「ケンエー」	10mL	18.10
局※	ヨードチンキ（小堺）	10mL	18.10
局	ヨードチンキ「タイセイ」	10mL	18.10
局	ヨードチンキ「ニッコー」	10mL	21.50
局	ヨードホルム	1ｇ	19.30
	（ら）		
局	ラウリル硫酸ナトリウム	10ｇ	28.90
	ラクティオンパップ70mg	10cm×14cm1枚	18.20
	ラクリミン点眼液0.05％	0.05％5mL1瓶	94.80
	ラクール温シップ	10ｇ	9.20
	ラクール冷シップ	10ｇ	9.20
	ラタチモ配合点眼液「センジュ」	1mL	205.90
	ラタチモ配合点眼液「ＴＳ」	1mL	205.90
	ラタチモ配合点眼液「ニッテン」	1mL	205.90
	ラタチモ配合点眼液「ニットー」	1mL	205.90
	ラタチモ配合点眼液「ＶＴＲＳ」	1mL	205.90
	ラタノプロスト点眼液0.005％「ケミファ」	0.005％1mL	232.10
	ラタノプロスト0.005％1mL点眼液	0.005％1mL	129.70
局	ラッカセイ油	10mL	15.70
局	ラノコナゾール外用液1％「イワキ」	1％1mL	24.20
局	ラノコナゾールクリーム1％「イワキ」	1％1ｇ	24.20
局	ラノコナゾール軟膏1％「イワキ」	1％1ｇ	24.20
	ラパリムスゲル0.2％	0.2％1ｇ	3,926.40
	ラピフォートワイプ2.5％	2.5％2.5ｇ1包	242.30
	ラベンダー油	1mL	21.00
	ラポテック消毒液5％	5％10mL	19.40
局	ラミシール外用液1％	1％1ｇ	15.80
局	ラミシールクリーム1％	1％1ｇ	15.80
	（り）		
局	リザベン点眼液0.5％	25mg5mL1瓶	252.90
	リズモンＴＧ点眼液0.25％	0.25％1mL	223.80
	リズモンＴＧ点眼液0.5％	0.5％1mL	266.40
	リティンパ耳科用250μgセット	1セット	32,628.80
	リドカイン塩酸塩ゼリー２％「日新」	2％1mL	6.60
	リドカインテープ18mg「ＮＰ」	(18mg)30.5mm×50.0mm1枚	45.20
	リドカインテープ18mg「ＹＰ」	(18mg)30.5mm×50.0mm1枚	31.60
	リドカインポンプスプレー８％「日新」	1ｇ	27.70
	リドメックスコーワクリーム0.3％	0.3％1ｇ	14.70
	リドメックスコーワ軟膏0.3％	0.3％1ｇ	14.70
	リドメックスコーワローション0.3％	0.3％1ｇ	14.70
	リノロサール眼科耳鼻科用液0.1％	0.1％1mL	32.20
	リバスタッチパッチ4.5mg	4.5mg1枚	141.10
	リバスタッチパッチ9mg	9mg1枚	158.30
	リバスタッチパッチ13.5mg	13.5mg1枚	160.30
	リバスタッチパッチ18mg	18mg1枚	169.70
	リバスチグミンテープ4.5mg「アメル」	4.5mg1枚	61.80
	リバスチグミンテープ4.5mg「ＫＭＰ」	4.5mg1枚	84.40
	リバスチグミンテープ4.5mg「サワイ」	4.5mg1枚	61.80
	リバスチグミンテープ4.5mg「ＤＳＥＰ」	4.5mg1枚	61.80
	リバスチグミンテープ4.5mg「トーワ」	4.5mg1枚	61.80
	リバスチグミンテープ4.5mg「日医工」	4.5mg1枚	61.80
	リバスチグミンテープ4.5mg「ニプロ」	4.5mg1枚	61.80
	リバスチグミンテープ4.5mg「久光」	4.5mg1枚	61.80
	リバスチグミンテープ4.5mg「ＹＤ」	4.5mg1枚	61.80
	リバスチグミンテープ4.5mg「ＹＰ」	4.5mg1枚	61.80
	リバスチグミンテープ9mg「アメル」	9mg1枚	70.00
	リバスチグミンテープ9mg「ＫＭＰ」	9mg1枚	70.00
	リバスチグミンテープ9mg「サワイ」	9mg1枚	70.00
	リバスチグミンテープ9mg「ＤＳＥＰ」	9mg1枚	70.00
	リバスチグミンテープ9mg「トーワ」	9mg1枚	70.00
	リバスチグミンテープ9mg「日医工」	9mg1枚	70.00
	リバスチグミンテープ9mg「ニプロ」	9mg1枚	70.00
	リバスチグミンテープ9mg「久光」	9mg1枚	70.00
	リバスチグミンテープ9mg「ＹＤ」	9mg1枚	91.60
	リバスチグミンテープ9mg「ＹＰ」	9mg1枚	70.00
	リバスチグミンテープ13.5mg「アメル」	13.5mg1枚	72.20
	リバスチグミンテープ13.5mg「ＫＭＰ」	13.5mg1枚	103.00
	リバスチグミンテープ13.5mg「サワイ」	13.5mg1枚	72.20
	リバスチグミンテープ13.5mg「ＤＳＥＰ」	13.5mg1枚	72.20
	リバスチグミンテープ13.5mg「トーワ」	13.5mg1枚	72.20
	リバスチグミンテープ13.5mg「日医工」	13.5mg1枚	72.20
	リバスチグミンテープ13.5mg「ニプロ」	13.5mg1枚	72.20
	リバスチグミンテープ13.5mg「久光」	13.5mg1枚	72.20
	リバスチグミンテープ13.5mg「ＹＤ」	13.5mg1枚	72.20
	リバスチグミンテープ13.5mg「ＹＰ」	13.5mg1枚	72.20
	リバスチグミンテープ18mg「アメル」	18mg1枚	88.70
	リバスチグミンテープ18mg「ＫＭＰ」	18mg1枚	77.40
	リバスチグミンテープ18mg「サワイ」	18mg1枚	77.40
	リバスチグミンテープ18mg「ＤＳＥＰ」	18mg1枚	77.40
	リバスチグミンテープ18mg「トーワ」	18mg1枚	77.40
	リバスチグミンテープ18mg「日医工」	18mg1枚	77.40
	リバスチグミンテープ18mg「ニプロ」	18mg1枚	77.40
	リバスチグミンテープ18mg「久光」	18mg1枚	77.40
	リバスチグミンテープ18mg「ＹＤ」	18mg1枚	88.70

	リバスチグミンテープ18㎎「ＹＰ」	18㎎1枚	77.40
	リバルエンＬＡパッチ25.92㎎	25.92㎎1枚	215.00
	リバルエンＬＡパッチ51.84㎎	51.84㎎1枚	327.70
	リボスチン点眼液0.025％	0.025％1mL	62.70
	リボスチン点鼻液0.025㎎112噴霧用	0.025％15mL1瓶	444.60
	リュウアト１％眼軟膏	1％1ｇ	420.40
局	硫酸亜鉛水和物	10ｇ	9.10
局	硫酸アルミニウムカリウム水和物	10ｇ	10.10
局	流動パラフィン	10mL	10.80
局	流動パラフィン「ニッコー」	10mL	14.30
	リレンザ	5㎎1ブリスター	101.40
	リンデロン坐剤0.5㎎	0.5㎎1個	30.40
	リンデロン坐剤1.0㎎	1㎎1個	40.60
	リンデロン－ＤＰクリーム	0.064％1ｇ	8.00
	リンデロン－ＤＰゾル	0.064％1ｇ	8.00
	リンデロン－ＤＰ軟膏	0.064％1ｇ	8.00
	リンデロン点眼液0.01％	0.01％1mL	27.20
	リンデロン点眼・点耳・点鼻液0.1％	0.1％1mL	44.00
	リンデロン－Ｖクリーム0.12％	0.12％1ｇ	14.30
局	リンデロン－ＶＧクリーム0.12％	1ｇ	27.70
局	リンデロン－ＶＧ軟膏0.12％	1ｇ	27.70
	リンデロン－ＶＧローション	1mL	27.70
	リンデロン－Ｖ軟膏0.12％	0.12％1ｇ	14.30
	リンデロン－Ｖローション	0.12％1mL	14.30
	（る）		
	ル・エストロジェル0.06％	0.06％1ｇ	19.10
	ルコナック爪外用液５％	5％1ｇ	593.70
	ルティナス膣錠100㎎	100㎎1錠	361.20
	ルテウム膣用坐剤400㎎	400㎎1個	541.90
	ルピアール坐剤25	25㎎1個	34.10
	ルピアール坐剤50	50㎎1個	48.70
	ルピアール坐剤100	100㎎1個	56.80
	ルミガン点眼液0.03％	0.03％1mL	315.10
局	ルリクールＶＧ軟膏0.12％	1ｇ	26.50
	ルリコナゾールクリーム１％「イワキ」	1％1ｇ	14.90
	ルリコナゾール軟膏１％「イワキ」	1％1ｇ	14.90
	ルリコン液１％	1％1mL	28.20
	ルリコンクリーム１％	1％1ｇ	28.20
	ルリコン軟膏１％	1％1ｇ	28.20
	（れ）		
	0.1ｗ／ｖ％マスキン水	0.1％10mL	7.00
	0.1％グルコジンW水	0.1％10mL	7.00
	0.1％ヘキザック水W	0.1％10mL	7.00
	0.5ｗ／ｖ％マスキン水	0.5％10mL	7.80
	0.5％グルコジンＲ水	0.5％10mL	7.00
	0.5％グルコジンW水	0.5％10mL	7.00
	0.5％ヘキザックアルコール液	0.5％10mL	7.00
	0.5％ヘキザック水Ｒ	0.5％10mL	7.00
	0.5％ヘキザック水W	0.5％10mL	7.00
	0.5％ラポテックアルコール液	0.5％10mL	7.80
	0.5％ラポテックアルコール（W）液	0.5％10mL	7.80
	0.05Ｗ／Ｖ％マスキン水	0.05％10mL	7.00
	0.05％グルコジンＲ水	0.05％10mL	7.00
	0.05％グルコジンW水	0.05％10mL	7.00
	0.05％ヘキザック水Ｒ	0.05％10mL	7.00
	0.05％ヘキザック水W	0.05％10mL	7.00
	0.02ｗ／ｖ％マスキン水	0.02％10mL	7.00
	0.02％グルコジンW水	0.02％10mL	7.00
	0.02％ヘキザック水W	0.02％10mL	7.00
	レクタブル２㎎注腸フォーム14回	48㎎30.8ｇ1瓶	3,881.30
	レスキュラ点眼液0.12％	0.12％1mL	170.00
	レスタミンコーワクリーム１％	1％10ｇ	19.20
	レゾルシン「純生」	10ｇ	180.90
	レダコートクリーム0.1％	0.1％1ｇ	14.60
	レダコート軟膏0.1％	0.1％1ｇ	14.60
	レバミピド懸濁性点眼液２％「参天」	2％5mL1瓶	401.50
	レペタン坐剤0.2㎎	0.2㎎1個	100.20
	レペタン坐剤0.4㎎	0.4㎎1個	130.10
	レボカバスチン塩酸塩0.025％１mL点眼液	0.025％1mL	41.80
	レボブノロール塩酸塩点眼液0.5％「ニッテン」	0.5％1mL	138.80
	レボブノロール塩酸塩ＰＦ点眼液0.5％「日点」	0.5％1mL	138.80
局	レボフロキサシン点眼液0.5％「ＦＦＰ」	0.5％1mL	21.80
局	レボフロキサシン点眼液0.5％「タカタ」	0.5％1mL	21.80
局	レボフロキサシン点眼液0.5％「ＴＳ」	0.5％1mL	21.80
局	レボフロキサシン点眼液0.5％「日医工」	0.5％1mL	21.80
局	レボフロキサシン点眼液0.5％「日新」	0.5％1mL	21.80
局	レボフロキサシン点眼液0.5％「ニットー」	0.5％1mL	21.80
局	レボフロキサシン点眼液0.5％「ニプロ」	0.5％1mL	21.80
局	レボフロキサシン点眼液1.5％「ＦＦＰ」	1.5％1mL	25.90
局	レボフロキサシン点眼液1.5％「日新」	1.5％1mL	25.90
局	レボフロキサシン点眼液1.5％「ニットー」	1.5％1mL	25.90
	レボフロキサシン0.5％１mL点眼液	0.5％1mL	20.80
	レボフロキサシン1.5％１mL点眼液	1.5％1mL	19.10
	レルベア100エリプタ14吸入用	14吸入1キット	2,422.90
	レルベア100エリプタ30吸入用	30吸入1キット	4,692.90
	レルベア200エリプタ14吸入用	14吸入1キット	2,432.80
	レルベア200エリプタ30吸入用	30吸入1キット	5,072.60
	（ろ）		
	ロキソニンゲル１％	1％1ｇ	2.60
	ロキソニンテープ50㎎	7cm×10cm1枚	13.10
	ロキソニンテープ100㎎	10cm×14cm1枚	18.20
	ロキソニンパップ100㎎	10cm×14cm1枚	18.20
	ロキソプロフェンNaテープ50㎎「三友」	7cm×10cm1枚	13.10
	ロキソプロフェンNaテープ100㎎「三友」	10cm×14cm1枚	18.20
	ロキソプロフェンNaテープ100㎎「タカタ」	10cm×14cm1枚	19.40
	ロキソプロフェンNaパップ100㎎「杏林」	10cm×14cm1枚	18.20
	ロキソプロフェンNaパップ100㎎「ＪＧ」	10cm×14cm1枚	18.20

	ロキソプロフェンNaパップ100mg「タカタ」	10cm×14cm1枚	19.40
	ロキソプロフェンNaパップ100mg「テイコク」	10cm×14cm1枚	18.20
	ロキソプロフェンNaパップ100mg「三笠」	10cm×14cm1枚	18.20
	ロキソプロフェンNaパップ100mg「ラクール」	10cm×14cm1枚	18.20
	ロキソプロフェンNaパップ100mg「ＹＤ」	10cm×14cm1枚	18.20
	ロキソプロフェンNaパップ200mg「ラクール」	20cm×14cm1枚	22.00
	ロキソプロフェンナトリウムテープ50mg「タイホウ」	7cm×10cm1枚	13.10
	ロキソプロフェンナトリウムテープ100mg「タイホウ」	10cm×14cm1枚	18.20
	ロキソプロフェンナトリウムパップ100mg「ケミファ」	10cm×14cm1枚	18.20
	ロキソプロフェンナトリウムパップ100mg「日医工」	10cm×14cm1枚	18.20
	ロキソプロフェンナトリウム１％噴霧液	1%1ｇ	6.30
	ロキソプロフェンナトリウム（50mg）７cm×10cm貼付剤	7cm×10cm1枚	13.10
	ロキソプロフェンナトリウム（100mg）10cm×14cm貼付剤	10cm×14cm1枚	18.20
	ロコアテープ	10cm×14cm1枚	30.10
	ロコイドクリーム0.1％	0.1%1ｇ	14.90
	ロコイド軟膏0.1％	0.1%1ｇ	14.90
	ローズ油	1mL	54.00
	ロゼックスゲル0.75％	0.75%1ｇ	62.00
局	ロートエキス・タンニン坐剤	1個	25.90
	ロナセンテープ20mg	20mg1枚	220.70
	ロナセンテープ30mg	30mg1枚	319.20
	ロナセンテープ40mg	40mg1枚	413.50
	ロメフロン耳科用液0.3％	0.3%1mL	113.10
	ロメフロン点眼液0.3％	0.3%1mL	110.70
	ロメフロンミニムス眼科耳科用液0.3％	0.3%0.5mL1個	33.20
	（わ）		
	ワイキャンス外用液0.71％	0.71%0.45mL1管	14,995.60
	ワコビタール坐剤15	15mg1個	28.00
	ワコビタール坐剤30	30mg1個	40.30
	ワコビタール坐剤50	50mg1個	49.50
	ワコビタール坐剤100	100mg1個	60.70
	ワンクリノン膣用ゲル90mg	90mg1管	1,042.30
麻	ワンデュロパッチ0.84mg	0.84mg1枚	444.70
麻	ワンデュロパッチ1.7mg	1.7mg1枚	831.00
麻	ワンデュロパッチ3.4mg	3.4mg1枚	1,526.20
麻	ワンデュロパッチ5mg	5mg1枚	2,136.40
麻	ワンデュロパッチ6.7mg	6.7mg1枚	2,927.10

第４部　歯科用薬剤

品名	規格単位	薬価円
注　射　薬		
エピリド配合注歯科用カートリッジ1.0mL	1mL1管	82.60
エピリド配合注歯科用カートリッジ1.8mL	1.8mL1管	83.30
オーラ注歯科用カートリッジ1.0mL	1mL1管	79.60
オーラ注歯科用カートリッジ1.8mL	1.8mL1管	83.30
キシレステシンＡ注射液（カートリッジ）	1.8mL1管	83.30
歯科用キシロカインカートリッジ	1.8mL1管	83.30
歯科用シタネスト－オクタプレシンカートリッジ	1.8mL1管	71.70
局 スキャンドネストカートリッジ３％	3%1.8mL1管	165.40
セプトカイン配合注カートリッジ	1.7mL1管	191.20
外　用　薬（1）		
オキシテトラコーン歯科用挿入剤5mg	5mg1個	17.20
サージカルパック口腔用	散剤（液剤を含む）1ｇ	66.60
歯科用ＴＤゼット液	1mL	299.20
歯科用ＴＤゼット・ゼリー	1ｇ	310.20
ジンジカインゲル20％	1ｇ	67.90
テトラサイクリン・プレステロン歯科用軟膏	1ｇ	251.60
ネオザロカインパスタ	1ｇ	103.30
ハリケインゲル歯科用20％	1ｇ	67.90
ハリケインリキッド歯科用20％	1ｇ	67.90
ビーゾカイン歯科用ゼリー20％	1ｇ	67.90
ヒノポロン口腔用軟膏	1ｇ	175.90
プロネスパスタアロマ	1ｇ	89.90
ペリオクリン歯科用軟膏	10mg0.5ｇ1シリンジ	501.40
ミノサイクリン塩酸塩歯科用軟膏２％「昭和」	10mg0.5ｇ1シリンジ	491.90
外　用　薬（2）		
デンターグル含嗽用散20mg／包	FRM20mg1包	20.80
ネオステリングリーンうがい液0.2％	1mL	5.40
ベンゼトニウム塩化物うがい液0.2％「ＫＹＳ」	1mL	4.10
リグロス歯科用液キット600μg	600μg1キット	21,053.70
リグロス歯科用液キット1200μg	1,200μg1キット	28,317.80

○厚生労働省告示第七十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。ただし、同年五月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

別表を次のように改める。

別表

Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第２章第２部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001　腹膜透析液交換セット
- ⑴　交換キット　554円
- ⑵　回路
  - ①　Ｙセット　884円
  - ②　ＡＰＤセット　5,470円
  - ③　ＩＰＤセット　1,040円

002　在宅中心静脈栄養用輸液セット
- ⑴　本体　1,400円
- ⑵　付属品
  - ①　フーバー針　419円
  - ②　輸液バッグ　414円

003　在宅寝たきり患者処置用気管切開後留置用チューブ
- ⑴　一般型
  - ①　カフ付き気管切開チューブ
    - ア　カフ上部吸引機能あり
      - ⅰ　一重管　4,020円
      - ⅱ　二重管　5,690円
    - イ　カフ上部吸引機能なし
      - ⅰ　一重管　3,800円
      - ⅱ　二重管　6,080円
  - ②　カフなし気管切開チューブ　4,080円
- ⑵　輪状甲状膜切開チューブ　2,030円
- ⑶　保持用気管切開チューブ　6,140円

004　在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル
- ⑴　２管一般(Ⅰ)　233円
- ⑵　２管一般(Ⅱ)
  - ①　標準型　561円
  - ②　閉鎖式導尿システム　862円
- ⑶　２管一般(Ⅲ)
  - ①　標準型　1,650円
  - ②　閉鎖式導尿システム　2,030円
- ⑷　特定(Ⅰ)　741円
- ⑸　特定(Ⅱ)　2,060円

005　在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル
- ⑴　経鼻用
  - ①　一般用　183円
  - ②　乳幼児用
    - ア　一般型　94円
    - イ　非ＤＥＨＰ型　147円
  - ③　経腸栄養用　1,600円
  - ④　特殊型　2,110円
- ⑵　腸瘻用　3,870円

006　在宅血液透析用特定保険医療材料（回路を含む。）
- ⑴　ダイアライザー
  - ①　Ｉａ型　1,610円
  - ②　Ｉｂ型　2,090円
  - ③　Ⅱａ型　1,310円
  - ④　Ⅱｂ型　1,820円
  - ⑤　Ｓ型　1,890円
  - ⑥　特定積層型　5,800円
- ⑵　吸着型血液浄化器（β_2－ミクログロブリン除去用）　21,500円

007　携帯型ディスポーザブル注入ポンプ
- ⑴　化学療法用　3,100円
- ⑵　標準型　3,080円
- ⑶　ＰＣＡ型　4,270円
- ⑷　特殊型　3,240円

008　皮膚欠損用創傷被覆材
- ⑴　真皮に至る創傷用　１㎠当たり６円
- ⑵　皮下組織に至る創傷用
  - ①　標準型　１㎠当たり10円
  - ②　異形型　１ｇ当たり35円
- ⑶　筋・骨に至る創傷用　１㎠当たり25円

009　非固着性シリコンガーゼ
- ⑴　広範囲熱傷用　1,080円
- ⑵　平坦部位用　142円
- ⑶　凹凸部位用　309円

010　水循環回路セット　1,100,000円

011　膀胱瘻用カテーテル　3,770円

012　交換用胃瘻カテーテル
- ⑴　胃留置型
  - ①　バンパー型
    - ア　ガイドワイヤーあり　21,700円
    - イ　ガイドワイヤーなし　15,500円
  - ②　バルーン型　7,420円
- ⑵　小腸留置型
  - ①　バンパー型　26,500円
  - ②　一般型　15,800円

013　局所陰圧閉鎖処置用材料　１㎠当たり18円

014　陰圧創傷治療用カートリッジ　19,800円

015　人工鼻材料
- ⑴　人工鼻
  - ①　標準型　492円
  - ②　特殊型　1,000円
- ⑵　接続用材料
  - ①　シール型
    - ア　標準型　675円
    - イ　特殊型　1,150円
  - ②　チューブ型　16,800円
  - ③　ボタン型　22,100円
- ⑶　呼気弁　51,100円

016　体表面用電場電極
- ⑴　膠芽腫用　35,900円
- ⑵　非小細胞肺癌用
  - ①　小型　48,800円
  - ②　大型　65,000円

Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

001　血管造影用シースイントロデューサーセット
(1)　一般用
①　標準型　2,130円
②　特殊型　2,130円
(2)　蛇行血管用　2,680円
(3)　選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの）　18,100円
(4)　心腔内及び大動脈デバイス用
①　標準型　29,900円
②　特殊型
ア　65㎝未満　65,900円
イ　65㎝以上　84,800円
(5)　遠位端可動型　116,000円
(6)　心腔内リード等送達用
①　標準型　2,680円
②　特殊型　22,600円
002　ダイレーター　2,490円
003　動脈圧測定用カテーテル
(1)　肺動脈圧及び肺動脈楔入圧測定用カテーテル　14,000円
(2)　末梢動脈圧測定用カテーテル　2,120円
004　冠状静脈洞内血液採取用カテーテル　3,270円
005　サーモダイリューション用カテーテル
(1)　一般型
①　標準型
ア　標準型　9,790円
イ　輸液又はペーシングリード用ルーメンあり　13,700円
②　混合静脈血酸素飽和度モニター機能あり　52,400円
③　ペーシング機能あり　37,100円
(2)　連続心拍出量測定機能あり
①　混合静脈血酸素飽和度モニター機能あり　51,100円
②　混合静脈血酸素飽和度モニター機能なし　41,100円
(3)　一側肺動脈閉塞試験機能あり　74,600円
006　体外式連続心拍出量測定用センサー　37,200円
007　血管内超音波プローブ
(1)　標準
①　太径　52,200円
②　細径　65,400円
(2)　バルーン付
①　太径　173,000円
②　細径　183,000円
(3)　近赤外線分光法機能付き　132,000円
008　血管内視鏡カテーテル　161,000円
009　血管造影用カテーテル
(1)　一般用　1,660円
(2)　脳血管・腹部血管専用型　2,460円
(3)　バルーン型(1)
①　一般用　13,400円
②　脳血管・腹部血管専用型　19,300円
(4)　バルーン型(Ⅱ)　30,200円
(5)　心臓マルチパーパス型　2,920円
(6)　サイジング機能付加型　3,230円
010　血管造影用マイクロカテーテル
(1)　オーバーザワイヤー
①　選択的アプローチ型
ア　ブレードあり　36,100円
イ　ブレードなし　35,800円
②　造影能強化型　29,600円
③　デタッチャブルコイル用　48,300円
(2)　フローダイレクト　64,300円
(3)　遠位端可動型治療用　74,500円
(4)　気管支バルブ治療用　48,900円
011　心臓造影用センサー付カテーテル　113,000円
012　血管造影用ガイドワイヤー
(1)　交換用　2,090円
(2)　微細血管用　12,500円
013　経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤー
(1)　一般用　9,990円
(2)　複合・高度狭窄部位用　14,600円
014　冠動脈造影用センサー付ガイドワイヤー
(1)　フローセンサー型　158,000円
(2)　コンビネーション型　211,000円
015　弁拡張用カテーテル用ガイドワイヤー
(1)　ガイドワイヤー　24,400円
(2)　僧帽弁誘導用スタイレット　24,500円
016　テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セット　5,900円
017　３管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテル　1,120円
018　削除
019　携帯型ディスポーザブル注入ポンプ
(1)　化学療法用　3,100円
(2)　標準型　3,080円
(3)　ＰＣＡ型　4,270円
(4)　特殊型　3,240円
020　削除
021　中心静脈用カテーテル
(1)　中心静脈カテーテル
①　標準型
ア　シングルルーメン　1,790円
イ　マルチルーメン　7,210円
②　抗血栓性型　2,290円
③　極細型　7,490円
④　カフ付き　20,000円
⑤　酸素飽和度測定機能付き　34,300円
⑥　抗菌型　9,730円
(2)　末梢留置型中心静脈カテーテル
①　標準型
ア　シングルルーメン　1,700円

イ　マルチルーメン	7,320円
②　特殊型	
ア　シングルルーメン	13,400円
イ　マルチルーメン	20,900円
022　削除	
023　涙液・涙道シリコンチューブ	18,300円
024　脳・脊髄腔用カニューレ	
⑴　排液用	
①　皮下・硬膜外用	2,810円
②　頭蓋内用	6,130円
③　脊髄クモ膜下腔用	11,200円
⑵　脳圧測定用	98,000円
025　套管針カテーテル	
⑴　シングルルーメン	
①　標準型	1,980円
②　細径穿刺針型	5,150円
⑵　ダブルルーメン	2,540円
⑶　特殊型	48,000円
026　栄養カテーテル	
⑴　経鼻用	
①　一般用	183円
②　乳幼児用	
ア　一般型	94円
イ　非ＤＥＨＰ型	147円
③　経腸栄養用	1,600円
④　特殊型	2,110円
⑵　腸瘻用	3,870円
027　気管内チューブ	
⑴　カフあり	
①　カフ上部吸引機能あり	2,610円
②　カフ上部吸引機能なし	569円
⑵　カフなし	606円
028　胃管カテーテル	
⑴　シングルルーメン	88円
⑵　ダブルルーメン	
①　標準型	447円
②　特殊型	1,510円
⑶　マグネット付き	6,250円
029　吸引留置カテーテル	
⑴　能動吸引型	
①　胸腔用	
ア　一般型	
ⅰ　軟質型	1,700円
ⅱ　硬質型	1,150円
イ　抗血栓性	2,730円
②　心嚢・縦隔穿刺用	11,400円
③　肺全摘術後用	35,000円
④　創部用	
ア　軟質型	4,210円
イ　硬質型	4,060円
⑤　サンプドレーン	2,520円
⑵　受動吸引型	
①　フィルム・チューブドレーン	
ア　フィルム型	264円
イ　チューブ型	897円
②　胆膵用	
ア　胆管チューブ	2,000円
イ　胆嚢管チューブ	12,700円
ウ　膵管チューブ	5,800円
030　イレウス用ロングチューブ	
⑴　標準型	
①　経鼻挿入型	22,500円
②　経肛門挿入型	42,300円
⑵　スプリント機能付加型	36,100円
031　腎瘻又は膀胱瘻用材料	
⑴　腎瘻用カテーテル	
①　ストレート型	740円
②　カテーテルステント型	7,420円
③　腎盂バルーン型	2,290円
⑵　膀胱瘻用カテーテル	3,770円
⑶　ダイレーター	2,140円
⑷　穿刺針	1,910円
⑸　膀胱瘻用穿孔針	5,820円
032　経鼓膜換気チューブ	
⑴　短期留置型	4,010円
⑵　長期留置型	2,300円
033　経皮的又は経内視鏡的胆管等ドレナージ用材料	
⑴　カテーテル	4,600円
⑵　ダイレーター	2,310円
⑶　穿刺針	2,020円
⑷　経鼻法用ワイヤー	18,800円
⑸　経鼻法用カテーテル	7,770円
034　胆道ステントセット	
⑴　一般型	
①　永久留置型	
ア　ステント	
ⅰ　ロング	92,100円
ⅱ　ショート	78,900円
イ　デリバリーシステム	25,400円
②　一時留置型	
ア　ステント	3,860円
イ　デリバリーシステム	13,100円
⑵　自動装着システム付	
①　永久留置型	
ア　カバーあり	220,000円
イ　カバーなし	209,000円
②　一時留置型	36,300円
035　尿管ステントセット	

	⑴　一般型	
	①　標準型	13,200円
	②　異物付着防止型	22,700円
	③　長期留置型	92,900円
	⑵　外瘻用	
	①　腎盂留置型	
	ア　標準型	7,700円
	イ　異物付着防止型	29,600円
	②　尿管留置型	1,920円
	⑶　エンドパイロトミー用	21,600円
036	尿道ステント	
	⑴　一時留置（交換）型	
	①　長期留置型	169,000円
	②　短期留置型	33,600円
037	交換用胃瘻カテーテル	
	⑴　胃留置型	
	①　バンパー型	
	ア　ガイドワイヤーあり	21,700円
	イ　ガイドワイヤーなし	15,500円
	②　バルーン型	7,420円
	⑵　小腸留置型	
	①　バンパー型	26,500円
	②　一般型	15,800円
038	気管切開後留置用チューブ	
	⑴　一般型	
	①　カフ付き気管切開チューブ	
	ア　カフ上部吸引機能あり	
	ⅰ　一重管	4,020円
	ⅱ　二重管	5,690円
	イ　カフ上部吸引機能なし	
	ⅰ　一重管	3,800円
	ⅱ　二重管	6,080円
	②　カフなし気管切開チューブ	4,080円
	⑵　輪状甲状膜切開チューブ	2,030円
	⑶　保持用気管切開チューブ	6,140円
039	膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル	
	⑴　２管一般(Ⅰ)	233円
	⑵　２管一般(Ⅱ)	
	①　標準型	561円
	②　閉鎖式導尿システム	862円
	⑶　２管一般(Ⅲ)	
	①　標準型	1,650円
	②　閉鎖式導尿システム	2,030円
	⑷　特定(Ⅰ)	741円
	⑸　特定(Ⅱ)	2,060円
	⑹　圧迫止血	4,610円
040	人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。）	
	⑴　ダイアライザー	
	①　Ｉａ型	1,610円
	②　Ｉｂ型	2,090円
	③　Ⅱａ型	1,310円
	④　Ⅱｂ型	1,820円
	⑤　Ｓ型	1,890円
	⑥　特定積層型	5,800円
	⑵　ヘモフィルター	3,750円
	⑶　吸着型血液浄化器（β_2－ミクログロブリン除去用）	21,500円
	⑷　持続緩徐式血液濾過器	
	①　標準型	
	ア　一般用	27,000円
	イ　超低体重患者用	21,400円
	②　特殊型	27,400円
	⑸　ヘモダイアフィルター	2,600円
041	削除	
042	緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル	
	⑴　シングルルーメン	
	①　一般型	7,910円
	②　交換用	1,870円
	⑵　ダブルルーメン以上	
	①　一般型	14,300円
	②　カフ型	42,400円
043	削除	
044	血漿交換用血漿分離器	30,200円
045	血漿交換用血漿成分分離器	23,700円
046	血漿交換療法用特定保険医療材料	
	⑴　血漿交換用ディスポーザブル選択的血漿成分吸着器（劇症肝炎用）	117,000円
	⑵　血漿交換用ディスポーザブル選択的血漿成分吸着器（劇症肝炎用以外）	83,600円
047	吸着式血液浄化用浄化器（エンドトキシン除去用）	362,000円
048	吸着式血液浄化用浄化器（肝性昏睡用又は薬物中毒用）	144,000円
049	白血球吸着用材料	
	⑴　一般用	113,000円
	⑵　低体重者・小児用	128,000円
050	削除	
051	腹膜透析用接続チューブ	12,800円
052	腹膜透析用カテーテル	
	⑴　長期留置型	
	①　補強部あり	96,100円
	②　補強部なし	45,400円
	⑵　緊急留置型	825円
053	腹膜透析液交換セット	
	⑴　交換キット	554円
	⑵　回路	
	①　Ｙセット	884円
	②　ＡＰＤセット	5,470円
	③　ＩＰＤセット	1,040円
054	腹水濾過器、濃縮再静注用濃縮器（回路を含む。）	60,600円
055	副鼻腔炎治療用カテーテル	3,220円
056	副木	
	⑴　軟化成形使用型	

①　手指・足指用	1,380円
②　上肢用	1,770円
③　下肢用	4,700円
④　鼻骨用	1,030円
⑤　シート状	1,380円
(2)　形状賦形型	
①　手指・足指用	118円
②　上肢用	410円
③　下肢用	648円
④　鼻骨用	5,140円
(3)　ハローベスト（ベスト部分）	253,000円
(4)　ヒール	362円
057　人工股関節用材料	
(1)　骨盤側材料	
①　臼蓋形成用カップ（直接固定型）	
ア　標準型	124,000円
イ　特殊型	184,000円
ウ　デュアルモビリティ用	110,000円
②　臼蓋形成用カップ（間接固定型）	
ア　標準型	55,300円
イ　デュアルモビリティ用	176,000円
③　カップ・ライナー一体型（間接固定型）	
ア　カップ・ライナー一体型(Ⅱ)	77,000円
イ　カップ・ライナー一体型(Ⅲ)	95,500円
④　ライナー	
ア　標準型	48,000円
イ　特殊型	72,300円
ウ　特殊型・表面特殊加工付き	76,100円
エ　デュアルモビリティ対応型	77,200円
⑤　デュアルモビリティ化ライナー	106,000円
(2)　大腿骨側材料	
①　大腿骨ステム（直接固定型）	
ア　標準型	272,000円
イ　特殊型	499,000円
②　大腿骨ステム（間接固定型）	
ア　標準型	137,000円
イ　特殊型	137,000円
③　大腿骨ステムヘッド	
ア　大腿骨ステムヘッド(Ⅰ)	80,800円
イ　大腿骨ステムヘッド(Ⅱ)	90,200円
④　人工骨頭用	
ア　モノポーラカップ	87,200円
イ　バイポーラカップ(Ⅰ)	96,800円
ウ　バイポーラカップ(Ⅱ)	150,000円
⑤　大腿骨ネック	96,400円
(3)　単純人工骨頭	101,000円
058　人工膝関節用材料	
(1)　大腿骨側材料	
①　全置換用材料（直接固定型）	240,000円
②　全置換用材料（間接固定型）	
ア　標準型	236,000円
イ　特殊型	322,000円
③　片側置換用材料（直接固定型）	177,000円
④　片側置換用材料（間接固定型）	
ア　標準型	142,000円
イ　特殊型	185,000円
ウ　手術用支援機器専用型	148,000円
(2)　脛骨側材料	
①　全置換用材料（直接固定型）	
ア　標準型	147,000円
イ　特殊型	194,000円
②　全置換用材料（間接固定型）	140,000円
③　片側置換用材料（直接固定型）	161,000円
④　片側置換用材料（間接固定型）	
ア　標準型	105,000円
イ　手術用支援機器専用型	111,000円
(3)　膝蓋骨材料	
①　膝蓋骨置換用材料(Ⅰ)	32,000円
②　膝蓋骨置換用材料(Ⅲ)	47,500円
(4)　インサート(Ⅰ)	48,300円
(5)　インサート(Ⅱ)	71,500円
059　オプション部品	
(1)　人工関節用部品	
①　一般オプション部品	19,800円
②　カップサポート	80,500円
(2)　人工膝関節用部品	
①　人工関節用部品(Ⅰ)	65,500円
②　人工関節用部品(Ⅱ)	219,000円
(3)　人工関節固定強化部品	
①　人工関節固定強化部品(Ⅰ)	11,800円
②　人工関節固定強化部品(Ⅱ)	15,700円
(4)　再建用強化部品	588,000円
(5)　人工股関節用部品	
①　骨盤用(Ⅰ)	204,000円
②　骨盤用(Ⅱ)	209,000円
(6)　その他の関節固定用材料用部品	204,000円
060　固定用内副子（スクリュー）	
(1)　一般スクリュー（生体用合金Ⅰ）	
①　標準型	5,970円
②　特殊型	6,970円
(2)　一般スクリュー（生体用合金Ⅱ）	1,530円
(3)　中空スクリュー・S	17,500円
(4)　中空スクリュー・L	24,400円
(5)　その他のスクリュー	
①　標準型	
ア　小型スクリュー（頭蓋骨・顔面・上下顎骨用）	2,930円
②　特殊型	
ア　軟骨及び軟部組織用	

	ｉ　特殊固定用アンカー	29,600円
	ⅱ　座金型	21,500円
	ⅲ　特殊固定用ボタン	9,170円
	イ　圧迫調整固定用・両端ねじ型	
	ｉ　大腿骨頸部用	78,700円
	ⅱ　一般用	32,300円
061	固定用内副子（プレート）	
	⑴　ストレートプレート（生体用合金Ｉ・Ｓ）	19,600円
	⑵　ストレートプレート（生体用合金Ｉ・Ｌ）	27,300円
	⑶　ストレートプレート（生体用合金Ⅱ・Ｓ）	3,560円
	⑷　ストレートプレート（生体用合金Ⅱ・Ｌ）	8,290円
	⑸　有角プレート（生体用合金Ｉ）	36,100円
	⑹　有角プレート（生体用合金Ⅱ）	29,400円
	⑺　骨端用プレート（生体用合金Ｉ）	
	①　標準型	70,000円
	②　内外反変形矯正用（小児）	86,000円
	③　患者適合型	81,900円
	⑻　骨端用プレート（生体用合金Ⅱ）	29,900円
	⑼　変形矯正用患者適合型プレート	265,000円
	⑽　その他のプレート	
	①　標準	
	ア　指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨用	
	ｉ　ストレート型・異形型	20,800円
	ⅱ　メッシュ型	53,400円
	イ　下顎骨等再建用	62,300円
	ウ　骨盤再建用	62,300円
	エ　肋骨再建用	62,300円
	オ　下顎骨用（患者適合型）	773,000円
	カ　人工顎関節用	115,000円
	キ　頭蓋骨閉鎖用	
	ｉ　バーホール型	11,800円
	ⅱ　クランプ型	18,400円
	②　特殊	
	ア　骨延長用	116,000円
	イ　胸骨挙上用	176,000円
	ウ　スクリュー非使用型	176,000円
062	大腿骨外側固定用内副子	
	⑴　つばなしプレート	51,300円
	⑵　つばつきプレート	86,700円
	⑶　ラグスクリュー	28,200円
	⑷　スライディングラグスクリュー	25,400円
	⑸　圧迫固定スクリュー	6,900円
063	固定用内副子用ワッシャー、ナット類	
	⑴　ワッシャー	3,010円
	⑵　ナット	466円
064	脊椎固定用材料	
	⑴　脊椎ロッド	
	①　標準型	36,400円
	②　標準型・患者適合型	80,100円
	③　特殊型	36,500円
	④　特殊型・患者適合型	80,100円
	⑵　脊椎プレート	
	①　標準型	36,400円
	②　バスケット型	40,700円
	⑶　椎体フック	63,100円
	⑷　脊椎スクリュー（固定型）	63,100円
	⑸　脊椎スクリュー（可動型）	
	①　標準型	79,100円
	②　低侵襲手術専用型	79,100円
	③　横穴付き	97,900円
	⑹　脊椎スクリュー（伸展型）	110,000円
	⑺　脊椎スクリュー（アンカー型）	34,500円
	⑻　脊椎コネクター	36,800円
	⑼　トランスバース固定器	59,300円
	⑽　椎体ステープル	34,600円
	⑾　骨充填用スペーサー	3,100円
065	人工肩関節用材料	
	⑴　肩甲骨側材料	
	①　グレノイドコンポーネント	
	ア　標準型	117,000円
	イ　特殊型	144,000円
	②　関節窩ヘッド	
	ア　標準型	158,000円
	イ　部分補正型	167,000円
	③　ベースプレート	
	ア　標準型	159,000円
	イ　特殊型	187,000円
	⑵　上腕骨側材料	
	①　上腕骨ステム	
	ア　標準型	270,000円
	イ　特殊型	493,000円
	②　ステムヘッド及びトレイ	
	ア　ステムヘッド	214,000円
	イ　トレイ	50,900円
	③　スペーサー	100,000円
	④　インサート	
	ア　標準型	33,100円
	イ　特殊型	54,300円
	⑶　切換用	40,300円
066	人工肘関節用材料	
	⑴　上腕骨ステム	242,000円
	⑵　尺骨ステム	193,000円
	⑶　橈骨側材料	156,000円
	⑷　関節摺動部材料	25,300円
	⑸　ベアリング	
	①　標準型	１セット当たり 162,000円
	②　特殊型	１セット当たり 194,000円
067	人工手関節・足関節用材料	

	⑴　人工手関節用材料	
	①　橈骨側材料	保険医療機関における購入価格による。
	②　中手骨側材料	上に同じ。
	⑵　人工足関節用材料	
	①　脛骨側材料	362,000円
	②　距骨側材料	287,000円
068	人工指関節用材料	
	⑴　人工手指関節用材料	
	①　人工手根中手関節用材料	
	ア　大菱形骨側材料	149,000円
	イ　中手骨側材料	176,000円
	②　その他の人工手指関節用材料	
	ア　近位側材料	107,000円
	イ　遠位側材料	91,700円
	ウ　一体型	95,900円
	⑵　人工足指関節用材料	
	①　近位側材料	保険医療機関における購入価格による。
	②　遠位側材料	上に同じ。
	③　一体型	95,500円
069	上肢再建用人工関節用材料	
	⑴　再建用上腕骨近位補綴用材料	409,000円
	⑵　再建用上腕骨遠位補綴用材料	600,000円
	⑶　再建用尺骨側材料	233,000円
070	下肢再建用人工関節用材料	
	⑴　再建用臼蓋形成カップ	589,000円
	⑵　再建用大腿骨近位補綴用材料	886,000円
	⑶　再建用大腿骨遠位補綴用材料	756,000円
	⑷　再建用大腿骨表面置換用材料	625,000円
	⑸　再建用脛骨近位補綴用材料	733,000円
	⑹　再建用脛骨表面置換用材料	698,000円
071	カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨	
	⑴　カスタムメイド人工関節	保険医療機関における購入価格による。
	⑵　カスタムメイド人工骨	
	①　カスタムメイド人工骨（Ｓ）	762,000円
	②　カスタムメイド人工骨（Ｍ）	830,000円
	⑶　カスタムメイド人工骨プレート	
	①　プレート型	799,000円
	②　メッシュ型	799,000円
072	人工骨頭帽	243,000円
073	髄内釘	
	⑴　髄内釘	
	①　標準型	94,900円
	②　大腿骨頸部型	
	ア　標準型	160,000円
	イ　Ｘ線透過型	156,000円
	③　集束型	6,710円
	④　可変延長型	301,000円
	⑤　肋骨型	55,600円
	⑵　横止めスクリュー	
	①　標準型	14,600円
	②　大腿骨頸部型	
	ア　標準型	34,200円
	イ　Ｘ線透過型	36,700円
	ウ　横穴付き	34,000円
	③　特殊型	17,100円
	④　両端ねじ型	15,000円
	⑶　ナット	19,800円
	⑷　位置情報表示装置（プローブ・ドリル）	23,400円
074	固定釘	
	⑴　平面型	15,600円
	⑵　立体特殊型	30,700円
075	固定用金属線	
	⑴　金属線	
	①　ワイヤー	１cm当たり16円
	②　ケーブル	40,700円
	③　バンド	１cm当たり242円
	⑵　大転子専用締結器	120,000円
076	固定用金属ピン	
	⑴　創外固定器用	
	①　標準型	22,200円
	②　抗緊張ピン	
	ア　一般型	13,600円
	イ　特殊型	25,600円
	⑵　一般用	
	①　標準型	505円
	②　リング型	21,100円
	③　プレート型	30,400円
077	人工靭帯	56,900円
078	人工骨	
	⑴　汎用型	
	①　非吸収型	
	ア　顆粒・フィラー	１ｇ当たり6,390円
	イ　多孔体	１mL当たり12,400円
	ウ　形状賦形型	１mL当たり14,100円
	②　吸収型	
	ア　顆粒・フィラー	１ｇ当たり12,200円
	イ　多孔体	
	ｉ　一般型	１mL当たり14,000円
	ⅱ　蛋白質配合型	１mL当たり14,600円
	ウ　綿形状	0.１ｇ当たり14,400円
	⑵　専用型	
	①　人工耳小骨	11,100円
	②　開頭穿孔術用	8,590円
	③　頭蓋骨・喉頭気管用	37,500円
	④　椎弓・棘間用	29,000円

	⑤　椎体固定用	
	ア　１椎体用	148,000 円
	イ　１椎体用・可変式	149,000 円
	ウ　その他	303,000 円
	⑥　骨盤用	
	ア　腸骨稜用	58,500 円
	イ　その他	159,000 円
	⑦　肋骨・胸骨・四肢骨用	30,300 円
	⑧　椎体骨創部閉鎖用	１mL 当たり 12,100 円
	⑨　椎体・スクリュー併用用	１mL 当たり 12,600 円
079	骨セメント	
	(1)　頭蓋骨用	１ｇ当たり 621 円
	(2)　人工関節固定用	１ｇ当たり 302 円
	(3)　脊椎用	１ｇ当たり 535 円
	(4)　脊椎椎体形成用（椎体形成用材料セット一体型）	１ｇ当たり 19,800 円
	(5)　大腿骨頸部用	１ｇ当たり 1,860 円
080	合成吸収性骨片接合材料	
	(1)　スクリュー	
	①　一般用	59,900 円
	②　頭蓋・顎・顔面・小骨用	33,000 円
	(2)　中空スクリュー	66,000 円
	(3)　ストレートプレート	38,200 円
	(4)　その他のプレート	54,200 円
	(5)　骨・軟部組織固定用アンカー	42,300 円
	(6)　ワッシャー	16,500 円
	(7)　ピン	
	①　一般用	39,500 円
	②　胸骨・肋骨用	31,200 円
	(8)　シート・メッシュ型（15 ㎠以上 25 ㎠未満）	67,200 円
	(9)　シート・メッシュ型（25 ㎠以上）	105,000 円
	(10)　頭蓋骨閉鎖用クランプ	
	①　小児用	39,500 円
	②　汎用	19,500 円
081	脳動脈瘤手術クリップ	
	(1)　標準型	17,500 円
	(2)　特殊型	20,200 円
082	脳血流遮断用クリップ	7,450 円
083	脳動静脈奇形手術用等クリップ	6,280 円
084	人工硬膜	
	(1)　非吸収型	１㎠当たり 781 円
	(2)　吸収型	１㎠当たり 1,280 円
085	脳深部刺激装置用リードセット（４極用）	224,000 円
086	脳・脊髄刺激装置用リード及び仙骨神経刺激装置用リード	
	(1)　リードセット	
	①　４極又は８極	
	ア　脳・脊髄刺激装置用	155,000 円
	イ　仙骨神経刺激装置用	297,000 円
	②　16 極以上	363,000 円
	(2)　アダプター	114,000 円
087	植込型脳・脊髄電気刺激装置	
	(1)　疼痛除去用	
	①　４極用又は８極用	1,430,000 円
	②　16 極以上用	1,740,000 円
	③　16 極以上用・体位変換対応型	1,830,000 円
	④　16 極用・充電式	1,900,000 円
	⑤　16 極以上用・充電式・体位変換対応型	2,160,000 円
	⑥　16 極以上用・充電式・自動調整機能付き	2,260,000 円
	⑦　32 極用・充電式	1,880,000 円
	(2)　振戦軽減用	
	①　４極用	1,260,000 円
	②　16 極以上用	1,710,000 円
	③　16 極以上用・自動調整機能付き	1,800,000 円
	④　16 極以上用・充電式	2,120,000 円
	⑤　16 極以上用・充電式・自動調整機能付き	2,320,000 円
088	脳波測定用頭蓋内電極	
	(1)　硬膜下電極（10 極以下）	47,200 円
	(2)　硬膜下電極（11 極以上）	89,200 円
	(3)　深部電極	37,200 円
089	涙点プラグ	3,900 円
090	人工内耳用材料	
	(1)　人工内耳用インプラント（電極及び受信－刺激器）	1,650,000 円
	(2)　人工内耳用音声信号処理装置	
	①　標準型	933,000 円
	②　残存聴力活用型	932,000 円
	(3)　人工内耳用ヘッドセット	
	①　マイクロホン	38,700 円
	②　送信コイル	10,300 円
	③　送信ケーブル	2,650 円
	④　マグネット	7,530 円
	⑤　接続ケーブル	4,480 円
091	削除	
092	鼻孔プロテーゼ	3,850 円
093	人工喉頭	
	(1)　音声回復用人工補装具	
	①　一般型	9,810 円
	②　長期留置型	42,400 円
	(2)　呼気弁	51,100 円
094	気管・気管支・大静脈ステント	
	(1)　一時留置型	
	①　ストレート型	108,000 円
	②　Ｙ字型	174,000 円
	(2)　永久留置型	
	①　標準型	146,000 円
	②　特殊型	151,000 円
095	食道用ステント	126,000 円
096	胃・食道静脈瘤圧迫止血用チューブ	
	(1)　食道止血用	29,300 円

	⑵　胃止血用	29,200円
	⑶　胃・食道止血用	56,400円
097	食道静脈瘤硬化療法用セット	
	⑴　食道静脈瘤硬化療法用穿刺針	3,690円
	⑵　食道静脈瘤硬化療法用内視鏡固定用バルーン	7,200円
	⑶　食道静脈瘤硬化療法用止血バルーン	4,370円
	⑷　食道静脈瘤硬化療法用ガイドチューブ	34,200円
098	内視鏡的食道静脈瘤結紮セット	
	⑴　内視鏡的食道静脈瘤結紮セット（単発式）	15,400円
	⑵　内視鏡的食道静脈瘤結紮セット（連発式）	24,600円
099	組織代用人工繊維布	
	⑴　心血管系用	
	①　血管用フェルト・ファブリック	1㎠当たり133円
	②　心膜シート	1㎠当たり394円
	③　心血管修復パッチ一般用	1㎠当たり1,070円
	④　心血管修復パッチ小児用	1㎠当たり1,570円
	⑤　心血管系用・心血管修復パッチ先天性心疾患用	1㎠当たり3,640円
	⑵　ヘルニア修復・胸壁補強用	
	①　一般	1㎠当たり79円
	②　形状付加型	19,500円
	③　腹膜欠損用	1㎠当たり413円
	⑶　臓器欠損補強用	1㎠当たり165円
	⑷　自動縫合器対応用	２枚１組17,600円
	⑸　プレジェット・チューブ	162円
100	合成吸収性癒着防止材	
	⑴　シート型	1㎠当たり169円
	⑵　スプレー型	1mL当たり7,260円
101	皮膚欠損用創傷被覆材	
	⑴　真皮に至る創傷用	1㎠当たり６円
	⑵　皮下組織に至る創傷用	
	①　標準型	1㎠当たり10円
	②　異形型	１ｇ当たり35円
	⑶　筋・骨に至る創傷用	1㎠当たり25円
102	真皮欠損用グラフト	1㎠当たり452円
103	非固着性シリコンガーゼ	
	⑴　広範囲熱傷用	1,080円
	⑵　平坦部位用	142円
	⑶　凹凸部位用	309円
104	ゼラチンスポンジ止血材	1,240円
105	デキストラノマー	１ｇ当たり145円
106	微線維性コラーゲン	１ｇ当たり12,900円
107	経皮的血管形成術用穿刺部止血材料	28,400円
108	頭・静脈、腹腔シャントバルブ	
	⑴　標準型	
	①　標準機能	
	ア　近位カテーテル	
	ｉ　標準型	22,400円
	ⅱ　内視鏡型	43,600円
	イ　リザーバー	20,800円
	ウ　バルブ	
	ｉ　圧固定式	46,600円
	ⅱ　流量調節・圧可変式	178,000円
	エ　遠位カテーテル	
	ｉ　標準型	30,800円
	ⅱ　細径一体型	27,000円
	オ　コネクタ	
	ｉ　ストレート	7,630円
	ⅱ　スリーウェイ	12,200円
	②　特殊機能	64,300円
	⑵　ワンピース型	53,400円
109	胸水・腹水シャントバルブ	
	⑴　シャントバルブ	186,000円
	⑵　交換用部品	
	①　カテーテル	
	ア　腹腔・胸腔用	24,200円
	イ　静脈用	25,600円
	②　コネクタ	4,830円
110	植込型輸液ポンプ	1,420,000円
111	植込型輸液ポンプ用髄腔カテーテル	102,000円
112	ペースメーカー	
	⑴　シングルチャンバ	
	①　標準型	388,000円
	②　リード一体型	1,060,000円
	⑵　デュアルチャンバ（Ⅳ型）	507,000円
	⑶　デュアルチャンバ（Ⅴ型）	722,000円
	⑷　デュアルチャンバ（リード一体型）	1,070,000円
	⑸　トリプルチャンバ（Ⅰ型）	1,260,000円
	⑹　トリプルチャンバ（Ⅱ型）	
	①　単極用又は双極用	1,350,000円
	②　４極用	1,380,000円
	⑺　トリプルチャンバ（Ⅲ型）	
	①　自動調整機能付き	1,640,000円
	②　４極用・自動調整機能付き	1,710,000円
113	植込式心臓ペースメーカー用リード	
	⑴　リード	
	①　経静脈リード	
	ア　標準型	67,500円
	イ　シングルパスＶＤＤリード	106,000円
	ウ　誤感知防止型	126,000円
	エ　４極	129,000円
	オ　特殊型	77,000円
	②　心筋用リード	
	ア　単極	81,700円
	イ　双極	90,600円
	⑵　アダプター	26,400円
	⑶　アクセサリー	3,010円
114	体外式ペースメーカー用カテーテル電極	
	⑴　一時ペーシング型	14,400円

	⑵　心臓電気生理学的検査機能付加型	
	①　標準型	40,500円
	②　冠状静脈洞型	58,700円
	③　房室弁輪部型	137,000円
	④　心房内・心室内全域型	403,000円
	⑤　温度センサー付き	80,000円
	⑥　除細動機能付き	214,000円
	⑦　心腔内超音波検査機能付加型・心房内・心室内全域型	423,000円
	⑶　再製造	
	①　冠状静脈洞型	44,000円
	②　房室弁輪部型	89,800円
115	体表面ペーシング用電極	4,480円
116	体外式ペースメーカー用心臓植込ワイヤー	
	⑴　単極	
	①　固定機能あり	3,910円
	②　固定機能なし	2,510円
	⑵　双極以上	6,500円
117	植込型除細動器	
	⑴　植込型除細動器（Ⅲ型）	
	①　標準型	2,580,000円
	②　皮下植込式電極併用型	3,120,000円
	③　胸骨下植込式電極併用型	3,560,000円
	⑵　植込型除細動器（Ⅴ型）	2,660,000円
118	植込型除細動器用カテーテル電極	
	⑴　植込型除細動器用カテーテル電極（シングル）	538,000円
	⑵　植込型除細動器用カテーテル電極（マルチ（一式））	199,000円
	⑶　アダプター	268,000円
	⑷　植込型除細動器用カテーテル電極（皮下植込式）	602,000円
	⑸　植込型除細動器用カテーテル電極（胸骨下植込式）	650,000円
119	機械弁	659,000円
120	生体弁	
	⑴　異種大動脈弁	779,000円
	⑵　異種心膜弁⑵	953,000円
	⑶　異種心膜弁⑵システム	1,050,000円
121	弁付きグラフト（生体弁）	825,000円
122	人工弁輪	
	⑴　僧帽弁用	264,000円
	⑵　三尖弁用	210,000円
	⑶　僧帽弁・三尖弁兼用	225,000円
123	経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル	
	⑴　熱アブレーション用	
	①　標準型	105,000円
	②　イリゲーション型	140,000円
	③　バルーン型	505,000円
	④　体外式ペーシング機能付き	293,000円
	⑤　体外式ペーシング機能付き・特殊型	395,000円
	⑥　体外式ペーシング機能付き・組織表面温度測定型	310,000円
	⑵　冷凍アブレーション用	
	①　バルーン型	649,000円
	②　標準型	138,000円
	⑶　パルスフィールドアブレーション用	
	①　標準型	681,000円
	②　熱アブレーション機能・心臓電気生理学的検査機能（心房内・心室内全域型）付加型	883,000円
124	ディスポーザブル人工肺（膜型肺）	
	⑴　体外循環型（リザーバー機能あり）	
	①　一般用	88,100円
	②　低体重者・小児用	122,000円
	⑵　体外循環型（リザーバー機能なし）	
	①　一般用	75,100円
	②　低体重者・小児用	121,000円
	⑶　補助循環・補助呼吸型	
	①　一般用	141,000円
	②　低体重者・小児用	153,000円
125	遠心式体外循環用血液ポンプ	
	⑴　シール型	
	①　抗血栓性あり	61,700円
	②　抗血栓性なし	46,500円
	⑵　シールレス型	45,000円
126	体外循環用カニューレ	
	⑴　成人用	
	①　送脱血カニューレ	
	ア　シングル標準	4,620円
	イ　シングル強化	6,770円
	ウ　２段標準	8,640円
	エ　２段強化	8,190円
	②　心筋保護用カニューレ	
	ア　ルート	3,950円
	イ　コロナリー	5,890円
	ウ　レトロ	19,000円
	③　ベントカテーテル	
	ア　一般型	3,350円
	イ　ガス注入型	4,500円
	④　経皮的挿入用カニューレ	
	ア　一般型	37,000円
	イ　先端強化型	
	ⅰ　シングルルーメン	40,000円
	ⅱ　ダブルルーメン	186,000円
	⑵　小児用	
	①　送脱血カニューレ	
	ア　シングル標準	4,770円
	イ　シングル強化	6,590円
	ウ　２段標準	8,640円
	エ　２段強化	8,340円
	②　心筋保護用カニューレ	
	ア　ルート	4,060円
	イ　コロナリー	6,420円
	ウ　レトロ	19,900円

③　ベントカテーテル
ア　一般型　3,510円
イ　ガス注入型　4,500円
④　経皮的挿入用カニューレ
ア　一般型　38,200円
イ　先端強化型
ⅰ　シングルルーメン　42,400円
ⅱ　ダブルルーメン　186,000円
注　生体適合性を付加した送脱血カニューレ、心筋保護用カニューレ又はベントカテーテルにあってはそれぞれ材料価格に1,600円を加算し、生体適合性を付加した経皮的挿入用カニューレにあっては材料価格に3,500円を加算する。
127　人工心肺回路
⑴　メイン回路
①　抗血栓性あり
ア　成人用　117,000円
イ　小児用　134,000円
②　抗血栓性なし
ア　成人用　106,000円
イ　小児用　124,000円
⑵　補助循環回路
①　抗血栓性あり
ア　成人用　69,600円
イ　小児用　70,900円
②　抗血栓性なし
ア　成人用　40,400円
イ　小児用　40,400円
⑶　心筋保護回路　11,700円
⑷　血液濃縮回路　23,600円
⑸　分離体外循環回路　40,600円
⑹　個別機能品
①　貯血槽　9,030円
②　カーディオトミーリザーバー　24,900円
③　ハードシェル静脈リザーバー　26,800円
④　心筋保護用貯液槽　8,950円
⑤　ラインフィルター　12,800円
⑥　回路洗浄用フィルター　4,100円
⑦　血液学的パラメーター測定用セル
ア　標準型　7,110円
イ　ガス分圧センサー付き　20,200円
⑧　熱交換器　9,580円
⑨　安全弁　4,560円
128　バルーンパンピング用バルーンカテーテル
⑴　一般用標準型　150,000円
⑵　一般用末梢循環温存型　113,000円
⑶　一般用センサー内蔵型　174,000円
⑷　小児用　202,000円
129　補助人工心臓セット
⑴　体外型
①　成人用　3,270,000円
②　小児用
ア　血液ポンプ　6,600,000円
イ　心尖部脱血用カニューレ　1,070,000円
ウ　心房脱血用カニューレ　721,000円
エ　動脈送血用カニューレ　798,000円
オ　アクセサリーセット　407,000円
カ　ドライビングチューブ　132,000円
キ　カニューレコネクティングセット　188,000円
ク　カニューレエクステンションセット　198,000円
⑵　植込型（非拍動流型）
①　磁気浮上型　18,300,000円
②　水循環型　18,900,000円
③　軸流型　18,900,000円
⑶　水循環回路セット　1,100,000円
130　心臓手術用カテーテル
⑴　経皮的冠動脈形成術用カテーテル
①　一般型　26,200円
②　インフュージョン型　157,000円
③　パーフュージョン型　146,000円
④　カッティング型　110,000円
⑤　スリッピング防止型　95,000円
⑥　再狭窄抑制型　173,000円
⑵　冠動脈狭窄部貫通用カテーテル　36,400円
⑶　冠動脈用ステントセット
①　一般型　97,000円
②　救急処置型　290,000円
③　再狭窄抑制型　113,000円
④　生体吸収・再狭窄抑制型　249,000円
⑷　特殊カテーテル
①　切削型　202,000円
②　破砕型　429,000円
⑸　弁拡張用カテーテル　151,000円
⑹　心房中隔欠損作成術用カテーテル
①　バルーン型　57,900円
②　ブレード型　210,000円
131　経皮的心房中隔欠損閉鎖セット　772,000円
132　ガイディングカテーテル
⑴　冠動脈用　8,150円
⑵　脳血管用
①　標準型　21,800円
②　高度屈曲対応型　90,300円
③　紡錘型　94,800円
④　橈骨動脈穿刺対応型　63,200円
⑤　自己拡張型　284,000円
⑶　その他血管用
①　標準型　17,200円
②　橈骨動脈穿刺対応型　22,000円
⑷　気管支用　90,300円
⑸　分枝血管用　102,000円

133　血管内手術用カテーテル	
(1)　経皮的脳血管形成術用カテーテル	96,100円
(2)　末梢血管用ステントセット	
①　一般型	159,000円
②　橈骨動脈穿刺対応型	234,000円
③　再狭窄抑制型	233,000円
④　生体吸収・再狭窄抑制型	259,000円
(3)　ＰＴＡバルーンカテーテル	
①　一般型	
ア　標準型	31,700円
イ　特殊型	46,100円
②　カッティング型	128,000円
③　脳血管攣縮治療用	52,500円
④　大動脈用ステントグラフト用	
ア　血流遮断型（胸部及び腹部）	61,000円
イ　血流非遮断型（胸部及び腹部）	66,900円
⑤　スリッピング防止型	78,100円
⑥　再狭窄抑制型	
ア　標準型	173,000円
イ　橈骨動脈穿刺対応型	192,000円
⑦　ボディワイヤー型	97,100円
(4)　下大静脈留置フィルターセット	
①　標準型	156,000円
②　特殊型	170,000円
(5)　冠動脈灌流用カテーテル	24,500円
(6)　オクリュージョンカテーテル	
①　標準型	15,600円
②　上大静脈止血対応型	43,300円
③　特殊型	107,000円
(7)　血管内血栓異物除去用留置カテーテル	
①　一般型	115,000円
②　頸動脈用ステント併用型	
ア　フィルター型	186,000円
イ　遠位バルーン型	190,000円
ウ　近位バルーン型	160,000円
エ　経頸動脈型	560,000円
(8)　血管内異物除去用カテーテル	
①　細血管用	88,700円
②　大血管用	42,800円
③　リードロッキングデバイス	91,000円
④　リード抜去スネアセット	142,000円
⑤　大血管用ローテーションシース	268,000円
⑥　リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテル	434,000円
(9)　血栓除去用カテーテル	
①　バルーン付き	
ア　一般型	11,600円
イ　極細型	15,400円
ウ　ダブルルーメン	17,400円
②　残存血栓除去用	35,400円
③　経皮的血栓除去用	
ア　標準型	31,000円
イ　破砕吸引型	540,000円
ウ　分離捕捉型	1,050,000円
④　脳血栓除去用	
ア　ワイヤー型	286,000円
イ　破砕吸引型	448,000円
ウ　自己拡張型	386,000円
エ　直接吸引型	246,000円
(10)　塞栓用コイル	
①　コイル	
ア　標準型	10,200円
イ　機械式デタッチャブル型	54,800円
ウ　電気式デタッチャブル型	115,000円
エ　水圧式・ワイヤー式デタッチャブル型	82,900円
オ　特殊型	145,000円
②　プッシャー	15,600円
③　コイル留置用ステント	466,000円
(11)　汎用型圧測定用プローブ	100,000円
(12)　循環機能評価用動脈カテーテル	27,800円
(13)　静脈弁カッター	
①　切開径固定型	24,800円
②　切開径変動型	86,700円
③　オーバーザワイヤー型	87,600円
(14)　頸動脈用ステントセット	
①　標準型	160,000円
②　特殊型	180,000円
(15)　狭窄部貫通用カテーテル	42,000円
(16)　下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル	179,000円
(17)　血管塞栓用プラグ	145,000円
(18)　交換用カテーテル	18,100円
(19)　体温調節用カテーテル	
①　発熱管理型	77,400円
②　体温管理型	81,100円
(20)　脳血管用ステントセット	501,000円
(21)　脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム	
①　動脈内留置型	1,420,000円
②　瘤内留置型	1,530,000円
(22)　血管形成用カテーテル	
①　エキシマレーザー型	219,000円
②　切削吸引型	242,000円
(23)　大動脈分岐部用フィルターセット	520,000円
134　人工血管	
(1)　永久留置型	
①　大血管用	
ア　分岐なし	110,000円
イ　１分岐	
ｉ　標準型	174,000円
ⅱ　特殊型	203,000円

	ウ　２分岐以上	
	ｉ　標準型	237,000円
	ⅱ　特殊型	257,000円
	エ　腹大動脈分岐用	131,000円
	②　小血管用	
	ア　標準型	
	ｉ　外部サポートあり	１cm当たり 2,560円
	ⅱ　外部サポートなし	１cm当たり 1,870円
	イ　セルフシーリング	
	ｉ　ヘパリン非使用型	１cm当たり 3,960円
	ⅱ　ヘパリン使用型	１cm当たり 4,200円
	ウ　ヘパリン使用型	
	ｉ　外部サポートあり	１cm当たり 3,700円
	ⅱ　外部サポートなし	１cm当たり 2,710円
	エ　特殊型	
	ｉ　外部サポートあり	１cm当たり 2,980円
	ⅱ　外部サポートなし	１cm当たり 2,230円
	⑵　一時留置型	54,500円
	⑶　短期使用型	84,100円
135	尿路拡張用カテーテル	
	⑴　尿管・尿道用	35,000円
	⑵　腎瘻用	41,000円
136	胆道結石除去用カテーテルセット	
	⑴　経皮的バルーンカテーテル	14,100円
	⑵　経内視鏡バルーンカテーテル	
	①　ダブルルーメン	31,300円
	②　トリプルルーメン	35,300円
	③　十二指腸乳頭拡張機能付き	63,900円
	④　十二指腸乳頭切開機能付き	59,400円
	⑶　採石用バスケットカテーテル	38,100円
	⑷　砕石用バスケットカテーテル	
	①　全ディスポーザブル型	41,000円
	②　一部ディスポーザブル型	14,900円
137	腎・尿管結石除去用カテーテルセット	31,000円
138	削除	
139	組織拡張器	
	⑴　一般用	32,600円
	⑵　乳房用	91,800円
140	輸血用血液フィルター（微小凝集塊除去用）	2,500円
141	輸血用血液フィルター（赤血球製剤用白血球除去用）	2,850円
142	輸血用血液フィルター（血小板製剤用白血球除去用）	3,340円
143	網膜硝子体手術用材料	29,500円
144	両室ペーシング機能付き植込型除細動器	
	⑴　単極又は双極用	
	①　標準型	3,090,000円
	②　自動調整機能付き	3,130,000円
	③　抗頻拍ペーシング機能付き	4,350,000円
	④　長期留置型	3,460,000円
	⑵　４極用	
	①　標準型	3,260,000円
	②　自動調整機能付き	4,090,000円
	③　抗頻拍ペーシング機能付き	4,750,000円
	④　長期留置型	4,130,000円
145	血管内塞栓促進用補綴材	
	⑴　肝動脈塞栓材	15,400円
	⑵　脳動静脈奇形術前塞栓材	138,000円
	⑶　血管内塞栓材	
	①　止血用	19,400円
	②　動脈塞栓療法用	27,600円
	③　動脈化学塞栓療法用	103,000円
	④　液体塞栓材	66,300円
146	大動脈用ステントグラフト	
	⑴　腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）	
	①　標準型	1,320,000円
	②　ＡＵＩ型	1,110,000円
	③　ポリマー充填型	1,430,000円
	④　分枝血管部分連結型	3,820,000円
	⑵　腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）	299,000円
	⑶　胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）	
	①　標準型	1,430,000円
	②　中枢端可動型	1,490,000円
	③　血管分岐部対応型	2,060,000円
	④　分枝血管部分連結型	3,320,000円
	⑷　胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）	
	①　標準型	344,000円
	②　分枝血管部分連結型	1,020,000円
	⑸　大動脈解離用ステントグラフト（ペアステント）	894,000円
	⑹　胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）	976,000円
147	内視鏡用粘膜下注入材	5,040円
148	カプセル型内視鏡	
	⑴　小腸用	76,500円
	⑵　大腸用	81,300円
149	血管内光断層撮影用カテーテル	132,000円
150	ヒト自家移植組織	
	⑴　自家培養表皮	
	①　採取・培養キット	4,460,000円
	②　調製・移植キット	１枚当たり 154,000円
	⑵　自家培養軟骨	
	①　採取・培養キット	1,000,000円
	②　調製・移植キット	1,890,000円
	⑶　自家培養角膜上皮	
	①　採取・培養キット	4,280,000円
	②　調製・移植キット	5,470,000円
	⑷　自家培養口腔粘膜上皮	
	①　採取・培養キット	4,280,000円
	②　調製・移植キット	5,470,000円
	⑸　ヒト羊膜基質使用自家培養口腔粘膜上皮	
	①　採取・培養キット	7,940,000円

	②　調製・移植キット	5,470,000円
151	デンプン由来吸収性局所止血材	
	(1)　標準型	1ｇ当たり 12,600円
	(2)　織布型	1㎠当たり 48円
152	胸郭変形矯正用材料	
	(1)　肋骨間用	1,580,000円
	(2)　肋骨腰椎間用	1,540,000円
	(3)　肋骨腸骨間用	1,470,000円
	(4)　固定クリップ（伸展術時交換用）	71,500円
	(5)　部品連結用	
	①　縦型	188,000円
	②　横型	348,000円
153	経皮的動脈管閉鎖セット	
	(1)　開口部留置型	347,000円
	(2)　動脈管内留置型	416,000円
154	削除	
155	植込型心電図記録計	388,000円
156	合成吸収性硬膜補強材	65,100円
157	消化管用ステントセット	
	(1)　カバーなし	212,000円
	(2)　カバーあり	268,000円
158	皮下グルコース測定用電極	5,530円
159	局所陰圧閉鎖処置用材料	1㎠当たり 18円
160	植込型迷走神経電気刺激装置	1,710,000円
161	迷走神経刺激装置用リードセット	187,000円
162	経皮的心腔内リード除去用レーザーシースセット	311,000円
163	膀胱尿管逆流症治療用注入材	73,400円
164	椎体形成用材料セット	339,000円
165	脊椎棘間留置材料	200,000円
166	外科用接着用材料	
	(1)　標準型	1ｇ当たり 11,200円
	(2)　特殊型	1ｇ当たり 28,800円
167	交換用経皮経食道胃管カテーテル	17,200円
168	心腔内超音波プローブ	
	(1)　標準型	299,000円
	(2)　磁気センサー付き	327,000円
	(3)　再製造	
	①　標準型	205,000円
	②　磁気センサー付き	229,000円
169	血管造影用圧センサー付材料	
	(1)　血管造影用圧センサー付ガイドワイヤー	128,000円
	(2)　血管造影用圧センサー付カテーテル	118,000円
170	輸血用血液フィルター（カリウム除去用）	5,100円
171	生体組織接着剤調製用キット	130,000円
172	尿道括約筋用補綴材	
	(1)　カフ	170,000円
	(2)　圧力調整バルーン	156,000円
	(3)　コントロールポンプ	427,000円
173	中心静脈血酸素飽和度測定用プローブ	22,700円
174	植込型骨導補聴器	
	(1)　音振動変換器	415,000円
	(2)　接合子付骨導端子	127,000円
	(3)　骨導端子	66,200円
	(4)　接合子	70,600円
175	脳手術用カテーテル	38,700円
176	子宮用止血バルーンカテーテル	18,700円
177	心房中隔穿刺針	
	(1)　高周波型	
	①　標準型	54,100円
	②　特殊型	60,900円
	(2)　ガイドワイヤー型	35,400円
	(3)　カニューレ	2,760円
178	神経再生誘導材	406,000円
179	気管支用充填材	20,100円
180	陰圧創傷治療用カートリッジ	19,800円
181	人工乳房	103,000円
182	経カテーテル人工生体弁セット	
	(1)　バルーン拡張型人工生体弁セット	
	①　期限付改良加算なし	4,510,000円
	②　期限付改良加算あり	4,720,000円
	(2)　自己拡張型人工生体弁システム	3,740,000円
183	削除	
184	仙骨神経刺激装置	
	(1)　標準型	1,010,000円
	(2)　長期留置型	1,060,000円
	(3)　充電式	1,060,000円
185	オープン型ステントグラフト	1,110,000円
186	気管支手術用カテーテル	329,000円
187	半導体レーザー用プローブ	229,000円
188	削除	
189	削除	
190	人工中耳用材料	
	(1)　人工中耳用インプラント	1,120,000円
	(2)　人工中耳用音声信号処理装置	639,000円
	(3)　人工中耳用オプション部品	40,300円
191	末梢血管用ステントグラフト	
	(1)　標準型	322,000円
	(2)　長病変対応型	433,000円
	(3)　腹部大動脈分枝血管対応型	322,000円
192	経皮的胆道拡張用バルーンカテーテル	63,700円
193	補助循環用ポンプカテーテル	
	(1)　標準型	2,570,000円
	(2)　高流量型	3,450,000円
194	人工椎間板	301,000円
195	体表面用電場電極	
	(1)　膠芽腫用	35,900円
	(2)　非小細胞肺癌用	
	①　小型	48,800円

	②　大型	65,000円
196	経皮的僧帽弁クリップシステム	2,680,000円
	注　経皮的僧帽弁クリップシステムのクリップを２個以上使用する場合は、追加する１個当たり償還価格の100分の50に相当する価格を加算する。	
197	ガイドワイヤー	2,580円
198	ドレナージカテーテル	6,040円
199	甲状軟骨固定用器具	194,000円
200	放射線治療用合成吸収性材料	
	⑴　ハイドロゲル型	196,000円
	⑵　シート型	516,000円
201	削除	
202	腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット	97,600円
203	横隔神経電気刺激装置	
	⑴　電極植込キット	2,810,000円
	⑵　体外式パルス発生器	1,090,000円
	⑶　接続ケーブル	19,100円
204	経皮的左心耳閉鎖システム	1,500,000円
205	経皮的卵円孔開存閉鎖セット	865,000円
206	人工顎関節用材料	1,110,000円
207	人工鼻材料	
	⑴　人工鼻	
	①　標準型	492円
	②　特殊型	1,000円
	⑵　接続用材料	
	①　シール型	
	ア　標準型	675円
	イ　特殊型	1,150円
	②　チューブ型	16,800円
	③　ボタン型	22,100円
208	耳管用補綴材	43,500円
209	吸着式血液浄化用浄化器（閉塞性動脈硬化症用）	91,600円
210	植込型舌下神経電気刺激装置	3,190,000円
211	植込型骨導補聴器（直接振動型）	
	⑴　インプラント	
	①　標準型	720,000円
	②　特殊型	744,000円
	⑵　音声信号処理装置	
	①　標準型	325,000円
	②　特殊型	325,000円
	⑶　オプション部品（標準型）	29,800円
212	消化器内視鏡用止血材	
	⑴　ペプチド由来吸収性局所止血材	１mL当たり13,200円
	⑵　鉱物由来非吸収性局所止血材	１ｇ当たり2,640円
	⑶　アミノ酸由来非吸収性局所止血材	１ｇ当たり17,600円
213	脳神経減圧術用補綴材	0.1ｇ当たり3,120円
214	前立腺用インプラント	97,900円
215	経カテーテル人工生体弁セット（ステントグラフト付き）	5,270,000円
216	レーザー光照射用ニードルカテーテル	1,990円
217	前立腺組織用水蒸気デリバリーシステム	388,000円
218	ヒト羊膜使用創傷被覆材	１㎠当たり35,100円
219	自家皮膚細胞移植用キット	
	⑴　自家皮膚細胞移植用キット・Ｓ	836,000円
	⑵　自家皮膚細胞移植用キット・Ｌ	897,000円
220	経消化管胆道ドレナージステント	283,000円
221	経皮的心肺補助システム	535,000円
222	体外フォトフェレーシスキット	189,000円
223	腱再生誘導材	257,000円
224	前立腺組織用高圧水噴射システム	344,000円
225	気管支用バルブ	313,000円
226	ニコチン依存症治療補助アプリ	24,000円
227	高血圧症治療補助アプリ	7,010円
228	培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット	9,464,500円
229	弁周囲欠損孔閉鎖セット	675,400円
230	静脈用ステントセット	335,000円
231	消化器用瘻孔形成ドレナージステント	502,000円
232	削除	
233	削除	
234	薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント	124,000円
235	アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリ	7,010円
236	上腕静脈用カテーテル	5,790円
237	軟骨修復材	1,170,000円
238	冷凍アブレーション用バルーンカテーテル	389,000円
239	腎神経焼灼術用カテーテル	
	⑴　超音波エネルギー式	
	①　カテーテル	694,000円
	②　カートリッジ	124,000円
	⑵　高周波エネルギー式	1,410,000円
240	経皮的三尖弁クリップシステム	3,060,000円
	注　経皮的三尖弁クリップシステムのクリップを２個以上使用する場合は、追加する１個当たり償還価格の100分の50に相当する価格を加算する。	

Ⅲ　医科点数表の第２章第４部及び別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）の第２章第４部に規定するフィルム及びその材料価格

	規　　格	１枚当たり材料価格
001	半切	120円
002	大角	115円
003	大四ツ切	76円
004	四ツ切	62円
005	六ツ切	48円
006	八ツ切	46円
007	カビネ	38円
008	30㎝×35㎝	87円
009	24㎝×30㎝	68円
010	18㎝×24㎝	46円
011	標準型（３㎝×４㎝）	29円
012	咬合型（5.7㎝×7.6㎝、5.5㎝×7.5㎝又は5.4㎝×７㎝）	27円
013	咬翼型（4.1㎝×３㎝又は2.1㎝×3.5㎝）	40円
014	オルソパントモ型	
	20.3㎝×30.5㎝	103円

15 cm×30 cm　120 円
015　小児型
2.2 cm×3.5 cm　31 円
2.4 cm×３cm　23 円
016　間接撮影用フィルム
10 cm×10 cm　29 円
７cm×７cm　22 円
６cm×６cm　15 円
017　オデルカ用フィルム
10 cm×10 cm　33 円
７cm×７cm　22 円
018　マンモグラフィー用フィルム
24 cm×30 cm　135 円
20.3 cm×25.4 cm　135 円
18 cm×24 cm　121 円
019　画像記録用フィルム
⑴　半切　226 円
⑵　大角　188 円
⑶　大四ツ切　186 円
⑷　Ｂ４　149 円
⑸　四ツ切　135 円
⑹　六ツ切　115 円
⑺　24 cm×30 cm　145 円

Ⅳ　歯科点数表の第２章第６部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
001　削除
002　中心静脈用カテーテル
⑴　中心静脈カテーテル
①　標準型
ア　シングルルーメン　1,790 円
イ　マルチルーメン　7,210 円
②　抗血栓性型　2,290 円
③　極細型　7,490 円
④　カフ付き　20,000 円
⑤　酸素飽和度測定機能付き　34,300 円
⑥　抗菌型　9,730 円
⑵　末梢留置型中心静脈カテーテル
①　標準型
ア　シングルルーメン　1,700 円
イ　マルチルーメン　7,320 円
②　特殊型
ア　シングルルーメン　13,400 円
イ　マルチルーメン　20,900 円

Ⅴ　歯科点数表の第２章第５部及び第８部から第11部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格
001　人工骨
⑴　汎用型
①　非吸収型
ア　顆粒・フィラー　１ｇ当たり 6,390 円
イ　多孔体　1mL 当たり 12,400 円
ウ　形状賦形型　1mL 当たり 14,100 円
②　吸収型
ア　顆粒・フィラー　１ｇ当たり 12,200 円
イ　多孔体
ⅰ　一般型　1mL 当たり 14,000 円
ⅱ　蛋白質配合型　1mL 当たり 14,600 円
ウ　綿形状　0.1ｇ当たり 14,400 円
002　カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨
⑴　カスタムメイド人工関節　保険医療機関における購入価格による。
⑵　カスタムメイド人工骨
①　カスタムメイド人工骨（Ｓ）　762,000 円
②　カスタムメイド人工骨（Ｍ）　830,000 円
003　合成吸収性骨片接合材料
⑴　スクリュー
①　頭蓋・顎・顔面・小骨用　33,000 円
⑵　ストレートプレート　38,200 円
⑶　その他のプレート　54,200 円
⑷　ワッシャー　16,500 円
⑸　ピン
①　一般用　39,500 円
004　固定用内副子（スクリュー）
⑴　その他のスクリュー
①　標準型
ア　小型スクリュー（頭蓋骨・顔面・上下顎骨用）　2,930 円
005　固定用内副子（プレート）
⑴　その他のプレート
①　標準
ア　指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨用
ⅰ　ストレート型・異形型　20,800 円
ⅱ　メッシュ型　53,400 円
イ　下顎骨等再建用　62,300 円
ウ　下顎骨用（患者適合型）　773,000 円
エ　人工顎関節用　115,000 円
②　特殊
ア　骨延長用　116,000 円
イ　スクリュー非使用型　176,000 円
006　固定釘
⑴　平面型　15,600 円
⑵　立体特殊型　30,700 円
007　固定用金属線
⑴　金属線
①　ワイヤー　１cm当たり 16 円
②　ケーブル　40,700 円
008　固定用金属ピン
⑴　一般用
①　標準型　505 円
009　削除
010　鼻孔プロテーゼ　3,850 円

011	皮膚欠損用創傷被覆材	
	⑴　真皮に至る創傷用	１㎠当たり６円
	⑵　皮下組織に至る創傷用	
	①　標準型	１㎠当たり10円
	②　異形型	１ｇ当たり35円
	⑶　筋・骨に至る創傷用	１㎠当たり25円
012	真皮欠損用グラフト	１㎠当たり452円
013	非固着性シリコンガーゼ	
	⑴　平坦部位用	142円
	⑵　凹凸部位用	309円
014	栄養カテーテル	
	⑴　経鼻用	
	①　一般用	183円
	②　乳幼児用	
	ア　一般型	94円
	イ　非ＤＥＨＰ型	147円
	③　経腸栄養用	1,600円
	④　特殊型	2,110円
015	気管内チューブ	
	⑴　カフあり	
	①　カフ上部吸引機能あり	2,610円
	②　カフ上部吸引機能なし	569円
	⑵　カフなし	606円
016	胃管カテーテル	
	⑴　シングルルーメン	88円
	⑵　ダブルルーメン	
	①　標準型	447円
	②　特殊型	1,510円
017	吸引留置カテーテル	
	⑴　能動吸引型	
	①　創部用（ドレーンチューブ）	
	ア　軟質型	4,210円
	イ　硬質型	4,060円
	⑵　受動吸引型	
	①　フィルム・チューブドレーン	
	ア　フィルム型	264円
	イ　チューブ型	897円
018	膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル	
	⑴　２管一般(Ⅰ)	233円
	⑵　２管一般(Ⅱ)	
	①　標準型	561円
	②　閉鎖式導尿システム	862円
	⑶　２管一般(Ⅲ)	
	①　標準型	1,650円
	②　閉鎖式導尿システム	2,030円
	⑷　特定(Ⅰ)	741円
	⑸　特定(Ⅱ)	2,060円
	⑹　圧迫止血	4,610円
019	人工血管	
	⑴　永久留置型	
	①　小血管用	
	ア　標準型	
	ｉ　外部サポートあり	１㎝当たり2,560円
	ⅱ　外部サポートなし	１㎝当たり1,870円
020	輸血用血液フィルター（微小凝集塊除去用）	2,500円
021	輸血用血液フィルター（赤血球製剤用白血球除去用）	2,850円
022	輸血用血液フィルター（血小板製剤用白血球除去用）	3,340円
023	歯周組織再生材料	１歯１枚当たり9,420円
024	インプラント体	
	⑴　標準型(Ⅰ)	20,200円
	⑵　標準型(Ⅱ)	35,000円
	⑶　標準型(Ⅲ)	23,700円
	⑷　特殊型	58,200円
025	暫間装着体	
	⑴　暫間装着体(Ⅰ)	5,860円
	⑵　暫間装着体(Ⅱ)	3,610円
	⑶　暫間装着体(Ⅲ)	3,540円
	⑷　暫間装着体(Ⅳ)	1,260円
026	スクリュー	2,800円
027	アバットメント	
	⑴　アバットメント(Ⅰ)	14,100円
	⑵　アバットメント(Ⅱ)	13,700円
	⑶　アバットメント(Ⅲ)	26,100円
	⑷　アバットメント(Ⅳ)	15,800円
028	アタッチメント	
	⑴　アタッチメント(Ⅰ)	3,320円
	⑵　アタッチメント(Ⅱ)	13,800円
	⑶　アタッチメント(Ⅲ)	3,400円
029	シリンダー	6,990円
030	気管切開後留置用チューブ	
	⑴　一般型	
	①　カフ付き気管切開チューブ	
	ア　カフ上部吸引機能あり	
	ｉ　一重管	4,020円
	ⅱ　二重管	5,690円
	イ　カフ上部吸引機能なし	
	ｉ　一重管	3,800円
	ⅱ　二重管	6,080円
	②　カフなし気管切開チューブ	4,080円
	⑵　輪状甲状膜切開チューブ	2,030円
	⑶　保持用気管切開チューブ	6,140円
031	神経再生誘導材	406,000円
032	組織代用人工繊維布	
	⑴　臓器欠損補強用	１㎠当たり165円
033	口腔粘膜保護材	１mL当たり766円
034	人工顎関節用材料	1,110,000円
035	デンプン由来吸収性局所止血材	
	⑴　標準型	１ｇ当たり12,600円

(2) 織布型		1㎠当たり 48 円
036 半導体レーザー用プローブ		229,000 円
037 レーザー光照射用ニードルカテーテル		1,990 円

Ⅵ 歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001 削除		
002 歯科鋳造用14カラット金合金 インレー用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	15,991 円
003 歯科鋳造用14カラット金合金 鉤用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	14,682 円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	１ｇ	14,777 円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	14,766 円
006 歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12%以上 ＪＩＳ適合品）	１ｇ	4,779 円
007 削除		
008 削除		
009 削除		
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 ＪＩＳ適合品）	１ｇ	6,446 円
011 歯科鋳造用銀合金 第１種（銀60%以上インジウム５%未満 ＪＩＳ適合品）	１ｇ	262 円
012 歯科鋳造用銀合金 第２種（銀60%以上インジウム５%以上 ＪＩＳ適合品）	１ｇ	287 円
013 歯科用銀ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	293 円
014 削除		
015 削除		
016 削除		
017 削除		
018 削除		
019 削除		
020 歯科鋳造用コバルトクロム合金 鉤・バー用	１ｇ	27 円
021 歯科用コバルトクロム合金線 鉤用（ＪＩＳ適合品）	１cm	10 円
022 歯科用コバルトクロム合金線 バー用（ＪＩＳ適合品）	１cm	52 円
023 歯科用ステンレス鋼線 鉤用（ＪＩＳ適合品）	１cm	2 円
024 歯科用ステンレス鋼線 バー用（ＪＩＳ適合品）	１cm	3 円
025 削除		
026 削除		
027 陶歯 前歯用（真空焼成歯）	１歯	312 円
028 陶歯 臼歯用（真空焼成歯）	１歯	126 円
029 削除		
030 削除		
031 レジン歯 前歯用（ＪＩＳ適合品）	１歯	40 円
032 レジン歯 臼歯用（ＪＩＳ適合品）	１歯	29 円
033 スルフォン樹脂レジン歯 前歯用	１歯	103 円
034 スルフォン樹脂レジン歯 臼歯用	１歯	108 円
035 硬質レジン歯 前歯用	１歯	97 円
036 硬質レジン歯 臼歯用	１歯	92 円
037 歯冠用加熱重合レジン（粉末 ＪＩＳ適合品）	１ｇ	12 円
038 歯冠用加熱重合レジン（液 ＪＩＳ適合品）	１mL	4 円
039 歯冠用加熱重合硬質レジン	１ｇ	26 円
040 歯冠用光重合硬質レジン	１ｇ	595 円
041 義歯床用アクリリック樹脂（粉末 ＪＩＳ適合品）	１ｇ	5 円
042 義歯床用アクリリック樹脂（液 ＪＩＳ適合品）	１mL	3 円
043 義歯床用アクリリック即時硬化樹脂（粉末）	１ｇ	28 円
044 義歯床用アクリリック即時硬化樹脂（液）	１mL	18 円
045 義歯床用熱可塑性樹脂	１ｇ	16 円
046 歯科用合着・接着材料Ⅰ		
(1) 標準型	１ｇ	461 円
(2) 自動練和型	１ｇ	971 円
047 歯科用合着・接着材料Ⅱ		
(1) 標準型	１ｇ	259 円
(2) 自動練和型	１ｇ	312 円
048 歯科用合着・接着材料Ⅲ	１ｇ	103 円
049 歯科用合着・接着材料Ⅳ	１ｇ	23 円
050 歯科充填用材料 Ⅰ		
(1) 複合レジン系	１ｇ	781 円
(2) グラスアイオノマー系		
① 標準型	１ｇ	443 円
② 自動練和型	１ｇ	514 円
051 歯科充填用材料 Ⅱ		
(1) 複合レジン系	１ｇ	282 円
(2) グラスアイオノマー系		
① 標準型	１ｇ	202 円
② 自動練和型	１ｇ	419 円
052 複合レジン 築造用（硬化後フィラー60%以上）	１ｇ	280 円
053 金属小釘 ロック型	１本	66 円
054 金属小釘 スクリュー型	１本	50 円
055 金属小釘 スクリュー型（金メッキ）	１本	111 円
056 乳歯金属冠	１本	303 円
057 スクリューポスト 支台築造用	１本	63 円
058 ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料		
(1) ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料(Ⅰ)	１個	1,690 円
(2) ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料(Ⅱ)	１個	1,420 円
(3) ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料(Ⅲ)	１個	2,730 円
(4) ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料(Ⅳ)	１個	3,280 円
(5) ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料(Ⅴ)	１個	6,150 円
059 ファイバーポスト 支台築造用	１本	583 円
060 義歯床用軟質裏装材		
(1) シリコーン系	１mL	208 円
(2) アクリル系		
① 粉末	１ｇ	48 円
② 液	１mL	31 円
061 スクリュー	１本	2,800 円
062 アバットメント		
(1) アバットメント(Ⅰ)	１個	14,100 円
(2) アバットメント(Ⅱ)	１個	13,700 円
(3) アバットメント(Ⅲ)	１個	26,100 円
(4) アバットメント(Ⅳ)	１個	15,800 円
063 アタッチメント		
(1) アタッチメント(Ⅰ)	１個	3,320 円
(2) アタッチメント(Ⅱ)	１個	13,800 円
(3) アタッチメント(Ⅲ)	１個	3,400 円

064	シリンダー	１本	6,990円
065	歯冠用高強度硬質レジン	１ｇ	1,970円
066	歯冠用グラスファイバー		
(1)	棒状	１cm	1,150円
(2)	シート状	１cm²	365円
067	永久歯金属冠	１本	294円
068	純チタン２種	１ｇ	36円
069	磁性アタッチメント		
(1)	磁石構造体	１個	7,770円
(2)	キーパー	１個	2,330円
070	３次元プリント有床義歯歯冠部用材料	１歯	59円
071	３次元プリント有床義歯義歯床用材料	１顎	2,026円

Ⅶ　歯科点数表の第２章第13部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

	品名	単位	材料価格
001	歯科矯正用帯環　切歯用	１個	161円
002	歯科矯正用帯環　犬歯用及び臼歯用	１個	156円
003	帯環用ブラケット	１個	147円
004	ダイレクトボンド用ブラケット	１個	299円
005	チューブ	１個	409円
006	ＳＴロック	１組	2,040円
007	スクリュー　床用	１個	757円
008	スクリュー　スケレトン用	１個	2,330円
009	トラクションバンド	１個	323円
010	ネックストラップ	１個	209円
011	ヘッドギア　リトラクター用	１個	3,910円
012	ヘッドギア　プロトラクター用	１個	10,200円
013	チンキャップ　リトラクター用	１個	959円
014	チンキャップ　プロトラクター用	１個	2,040円
015	フェイスボウ	１個	764円
016	矯正用線（丸型）	１本	218円
017	矯正用線（角型）	１本	246円
018	矯正用線（特殊丸型）	１本	387円
019	矯正用線（特殊角型）	１本	452円
020	超弾性矯正用線（丸型及び角型）	１本	533円
021	削除		
022	削除		
023	歯科用コバルトクロム合金線　鉤用（ＪＩＳ適合品）	１cm	10円
024	歯科用コバルトクロム合金線　バー用（ＪＩＳ適合品）	１cm	52円
025	歯科鋳造用コバルトクロム合金　床用	１ｇ	29円
026	歯科用ステンレス鋼線　鉤用（ＪＩＳ適合品）	１cm	2円
027	歯科用ステンレス鋼線　バー用（ＪＩＳ適合品）	１cm	3円
028	陶歯　前歯用（真空焼成歯）	１歯	312円
029	陶歯　臼歯用（真空焼成歯）	１歯	126円
030	レジン歯　前歯用（ＪＩＳ適合品）	１歯	40円
031	レジン歯　臼歯用（ＪＩＳ適合品）	１歯	29円
032	義歯床用アクリリック樹脂（粉末　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	5円
033	義歯床用アクリリック樹脂（液　ＪＩＳ適合品）	１mL	3円
034	歯科用合着・接着材料Ⅰ		
(1)	標準型	１ｇ	461円
(2)	自動練和型	１ｇ	971円
035	歯科用合着・接着材料Ⅱ		
(1)	標準型	１ｇ	259円
(2)	自動練和型	１ｇ	312円
036	歯科用合着・接着材料Ⅲ	１ｇ	103円
037	歯科用合着・接着材料Ⅳ	１ｇ	23円
038	ダイレクトボンド用ボンディング材	１ｇ	703円
039	シリコン樹脂	１ｇ	16円
040	超弾性コイルスプリング	１個	420円
041	歯科矯正用アンカースクリュー	１本	3,780円

Ⅷ　別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001	インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器	
(1)	標準型	17円
(2)	針刺し事故防止機能付加型	17円
002	削除	
003	ホルモン製剤等注射用ディスポーザブル注射器	11円
004	腹膜透析液交換セット	
(1)	交換キット	554円
(2)	回路	
①	Ｙセット	884円
②	ＡＰＤセット	5,470円
③	ＩＰＤセット	1,040円
005	在宅中心静脈栄養用輸液セット	
(1)	本体	1,400円
(2)	付属品	
①	フーバー針	419円
②	輸液バッグ	414円
006	在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル	
(1)	経鼻用	
①	一般用	183円
②	乳幼児用	
ア	一般型	94円
イ	非ＤＥＨＰ型	147円
③	経腸栄養用	1,600円
④	特殊型	2,110円
(2)	腸瘻用	3,870円
007	万年筆型注入器用注射針	
(1)	標準型	17円
(2)	超微細型	18円
008	携帯型ディスポーザブル注入ポンプ	
(1)	化学療法用	3,100円
(2)	標準型	3,080円
(3)	ＰＣＡ型	4,270円
(4)	特殊型	3,240円
009	在宅寝たきり患者処置用気管切開後留置用チューブ	
(1)	一般型	
①	カフ付き気管切開チューブ	
ア	カフ上部吸引機能あり	
i	一重管	4,020円

ⅱ　二重管	5,690円
イ　カフ上部吸引機能なし	
ⅰ　一重管	3,800円
ⅱ　二重管	6,080円
②　カフなし気管切開チューブ	4,080円
⑵　輪状甲状膜切開チューブ	2,030円
⑶　保持用気管切開チューブ	6,140円
010　在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル	
⑴　２管一般(Ⅰ)	233円
⑵　２管一般(Ⅱ)	
①　標準型	561円
②　閉鎖式導尿システム	862円
⑶　２管一般(Ⅲ)	
①　標準型	1,650円
②　閉鎖式導尿システム	2,030円
⑷　特定(Ⅰ)	741円
⑸　特定(Ⅱ)	2,060円
011　在宅血液透析用特定保険医療材料（回路を含む。）	
⑴　ダイアライザー	
①　Ｉａ型	1,610円
②　Ｉｂ型	2,090円
③　Ⅱａ型	1,310円
④　Ⅱｂ型	1,820円
⑤　Ｓ型	1,890円
⑥　特定積層型	5,800円
⑵　吸着型血液浄化器（β_2－ミクログロブリン除去用）	21,500円
012　皮膚欠損用創傷被覆材	
⑴　真皮に至る創傷用	１㎠当たり６円
⑵　皮下組織に至る創傷用	
①　標準型	１㎠当たり10円
②　異形型	１ｇ当たり35円
⑶　筋・骨に至る創傷用	１㎠当たり25円
013　非固着性シリコンガーゼ	
⑴　広範囲熱傷用	1,080円
⑵　平坦部位用	142円
⑶　凹凸部位用	309円
014　水循環回路セット	1,100,000円
015　人工鼻材料	
⑴　人工鼻	
①　標準型	492円
②　特殊型	1,000円
⑵　接続用材料	
①　シール型	
ア　標準型	675円
イ　特殊型	1,150円
②　チューブ型	16,800円
③　ボタン型	22,100円
⑶　呼気弁	51,100円

Ⅸ　経過措置

⑴　Ⅱの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第１条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第１項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の２の５第１項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

133　血管内手術用カテーテル ⑵　末梢血管用ステントセット ④　生体吸収・再狭窄抑制型 （承認番号） 30700BZX00154000	令和７年12月１日から 令和９年11月30日まで	264,000円
146　大動脈用ステントグラフト ⑴　腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分） ④　分枝血管部分連結型 （承認番号） 30600BZX00235000	令和７年12月１日から 令和９年11月30日まで	3,840,000円

⑵　Ⅱの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

035　尿管ステントセット ⑴　一般型 ③　長期留置型	令和８年６月１日から 令和９年２月28日まで	132,000円
	令和９年３月１日から 同年５月31日まで	118,000円
	令和９年６月１日から 令和10年２月29日まで	104,000円
127　人工心肺回路 ⑶　心筋保護回路	令和８年６月１日から 令和９年２月28日まで	14,000円
	令和９年３月１日から 同年５月31日まで	12,900円
127　人工心肺回路 ⑹　個別機能品 ⑧　熱交換器	令和８年６月１日から 令和９年２月28日まで	11,400円
	令和９年３月１日から 同年５月31日まで	10,500円

○厚生労働省告示第七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第四項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十八条第四項の規定に基づき、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

別表を次のように改める。

別表

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法

通則

１　健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第１項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第１項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」と総称する。）の費用の額は、区分番号０２の注７のただし書に規定する場合を除き、区分番号０１又は区分番号０１－２により算定される額に区分番号０２、区分番号０３及び区分番号０５から区分番号０８までにより算定される額を加えた額並びに区分番号０４により算定される額に区分番号０３及び区分番号０５から区分番号０８までにより算定される額を加えた額の合計額とする。

２　前号の規定により算定する指定訪問看護の費用の額は、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、介護保険法（平成９年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等については、算定しないものとする。

３　区分番号０１の注２及び注４、区分番号０１－２の注１から注３まで及び注11、区分番号０２の注１から注３まで、注10及び注12から注14まで、区分番号０４の注１、区分番号０５の注４、区分番号０６並びに区分番号０７の注１及び注２における届出については、届出を行う訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

区分

０１　訪問看護基本療養費（１日につき）

１　訪問看護基本療養費⑴

イ　保健師、助産師又は看護師による場合（ハを除く。）

⑴　週３日目まで　5,550円

⑵　週４日目以降　6,550円

ロ　准看護師による場合

⑴　週３日目まで　5,050円

⑵　週４日目以降　6,050円

ハ　悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合　12,850円

ニ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合　5,550円

２　訪問看護基本療養費⑵

イ　保健師、助産師又は看護師による場合（ハを除く。）

⑴　同一日に２人

①　週３日目まで　5,550円

②　週４日目以降　6,550円

⑵　同一日に３人以上９人以下

①　週３日目まで　2,780円

②　週４日目以降　3,280円

⑶　同一日に10人以上19人以下

①　月20日目まで　2,760円

②　月21日目以降　2,660円

⑷　同一日に20人以上49人以下

①　月20日目まで　2,710円

②　月21日目以降　2,610円

⑸　同一日に50人以上

①　月20日目まで　2,610円

②　月21日目以降　2,510円

ロ　准看護師による場合

⑴　同一日に２人

①　週３日目まで　5,050円

②　週４日目以降　6,050円

⑵　同一日に３人以上９人以下

①　週３日目まで　2,530円

②　週４日目以降　3,030円

⑶　同一日に10人以上19人以下

①　月20日目まで　2,520円

②　月21日目以降　2,420円

⑷　同一日に20人以上49人以下

①　月20日目まで　2,470円

②　月21日目以降　2,370円

⑸　同一日に50人以上

①　月20日目まで　2,370円

②　月21日目以降　2,270円

ハ　悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合　12,850円

ニ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合

⑴　同一日に２人　5,550円

⑵　同一日に３人以上９人以下　2,780円

⑶　同一日に10人以上19人以下

①　月20日目まで　2,760円

②　月21日目以降　2,660円

⑷　同一日に20人以上49人以下

①　月20日目まで　2,710円

②　月21日目以降　2,610円

⑸　同一日に50人以上

①　月20日目まで　2,610円

②　月21日目以降　2,510円

３　訪問看護基本療養費⑶　8,500円

注１　１（ハを除く。）については、指定訪問看護を受けようとする者（注３に規定する同一建物居住者を除く。）に対して、その主治医（健康保険法第63条第３項第１号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）の保険医又は介護保険法第８条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）の医師に限る。以下この区分番号において同じ。）から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、健康保険法第88条第１項に規定する指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）の保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が指定訪問看護を行った場合に、当該指定訪問看護を受けた者（以下「利用者」という。）１人につき、訪問看護基本療養費⑴（ハを除く。）並びに区分番号０１－２の精神科訪問看護基本療養費⑴及び⑶を算定する日と合わせて週３日を限度（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く。）として算定する。

２　１のハについては、悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の区分番号Ｃ０１３に掲げる在宅患者訪問褥瘡管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の利用者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者（いずれも同一建物居住者を除く。）の区分番号Ｃ０１３に掲げる在宅患者訪問褥瘡管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の利用者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者（いずれも同一建物居住者を除く。）に対して、それらの者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働

大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、他の訪問看護ステーションの看護師若しくは准看護師又は当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関の看護師若しくは准看護師と共同して同一日に指定訪問看護を行った場合に、当該利用者１人について、それぞれ月１回を限度として算定する。この場合において、同一日に区分番号０２に掲げる訪問看護管理療養費は算定できない。

３　２（ハを除く。）については、指定訪問看護を受けようとする者であって、同一建物居住者（当該者と同一の建物又は同一の敷地内の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者をいう。以下同じ。）であるものに対して、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合に、利用者１人につき、訪問看護基本療養費⑴（ハを除く。）並びに区分番号０１－２の精神科訪問看護基本療養費⑴及び⑵を算定する日と合わせて週３日を限度（注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く。）として算定する。なお、２（ハを除く。）については、訪問看護療養費を算定するに適切な時間の指定訪問看護を実施した上で、それを訪問看護記録書に記載し算定する。この場合の適切な時間の指定訪問看護とは、30分以上を標準とし、20分を下回らないものであること。

４　２のハについては、悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者（医科点数表の区分番号Ｃ０１３に掲げる在宅患者訪問褥瘡管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の利用者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者（いずれも同一建物居住者に限る。）に対して、それらの者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、他の訪問看護ステーションの看護師若しくは准看護師又は当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関の看護師若しくは准看護師と共同して同一日に指定訪問看護を行った場合に、当該利用者１人について、それぞれ月１回を限度として算定する。この場合において、同一日に区分番号０２に掲げる訪問看護管理療養費は算定できない。

５　３については、指定訪問看護を受けようとする者（入院中のものに限る。）であって、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合に、入院中１回（注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者である場合にあっては、入院中２回）に限り算定できる。この場合において、同一日に区分番号０２に掲げる訪問看護管理療養費は算定できない。

６　１及び２（いずれもハを除く。）については、指定訪問看護を受けようとする者の主治医（介護老人保健施設又は介護医療院の医師を除く。）から当該者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護の必要がある旨の訪問看護指示書（以下「特別訪問看護指示書」という。）の交付を受け、当該特別訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合には、注１及び注３の規定にかかわらず、１月に１回（別に厚生労働大臣が定める者については、月２回）に限り、当該指示があった日から起算して14日を限度として算定する。

７　１及び２（いずれもハを除く。）については、注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は注６に規定する特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、必要に応じて１日に２回又は３回以上指定訪問看護を行った場合は、難病等複数回訪問加算として、同一日に、当該加算、区分番号０１－２の注11に規定する精神科複数回訪問加算又は区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定する利用者（同一建物居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。

イ　１日に２回の場合

⑴　同一建物内１人又は２人　4,500円
⑵　同一建物内３人以上９人以下　4,000円
⑶　同一建物内10人以上19人以下　3,700円
⑷　同一建物内20人以上49人以下　3,500円
⑸　同一建物内50人以上　3,300円

ロ　１日に３回以上の場合

⑴　同一建物内１人又は２人　8,000円
⑵　同一建物内３人以上９人以下
①　月20日目まで　7,200円
②　月21日目以降　6,900円
⑶　同一建物内10人以上19人以下
①　月20日目まで　6,300円
②　月21日目以降　5,200円
⑷　同一建物内20人以上49人以下
①　月20日目まで　4,800円
②　月21日目以降　3,500円
⑸　同一建物内50人以上
①　月20日目まで　4,100円
②　月21日目以降　3,000円

８　次のいずれかに該当する指定訪問看護を行う場合、特別地域訪問看護加算として、所定額の100分の50に相当する額を加算する。

イ　訪問看護ステーションの看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの移動にかかる時間が１時間以上である利用者に対して指定訪問看護を行い、次のいずれかに該当する場合

⑴　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行う場合
⑵　別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する訪問看護ステーションの看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して指定訪問看護を行う場合

ロ　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションの看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して指定訪問看護を行う場合であって、次のいずれにも該当する場合

⑴　最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの移動にかかる時間が30分以上である利用者に指定訪問看護を行う場合
⑵　最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの往復にかかる時間及び指定訪問看護の実施に要した時間の合計が２時間30分以上である場合

９　１及び２（いずれもハを除く。）については、利用者又はその家族等の求めに応じて、その主治医（診療所又は医科点数表の区分番号Ｃ０００の注１に規定する在宅療養支援病院（以下「在宅療養支援病院」という。）の保険医に限る。）の指示に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合には、緊急訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。

イ　月14日目まで　2,650円
ロ　月15日目以降　2,000円

10　１及び２（いずれもハを除く。）については、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、訪問看護ステーションの看護師等が、長時間にわたる指定訪問看護を行った場合には、長時間訪問看護加算として、週１日（別に厚生労働大臣が定める者の場合にあっては週３日）を限度として、5,200円を所定額に加算する。

11　１及び２（いずれもハを除く。）については、６歳未満の乳幼児に対し、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合には、乳幼児加算として、１日につき1,400円（別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合にあっては、1,800円）を所定額に

加算する。

12　１及び２（いずれもハを除く。）については、同時に複数の看護師等又は看護補助者による指定訪問看護が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対し、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）が、当該訪問看護ステーションの他の看護師等又は看護補助者（以下「その他職員」という。）と同時に指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合には、複数名訪問看護加算として、同一日に、当該加算、区分番号０１－２の注８に規定する複数名精神科訪問看護加算又は区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定する利用者（同一建物居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。ただし、イ又はロの場合にあっては週１日を、ハの場合にあっては週３日を限度として算定する。

イ　所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の看護師等（准看護師を除く。）と同時に指定訪問看護を行う場合

⑴	同一建物内１人又は２人	4,500円
⑵	同一建物内３人以上９人以下	4,000円
⑶	同一建物内10人以上19人以下	3,400円
⑷	同一建物内20人以上49人以下	3,000円
⑸	同一建物内50人以上	2,700円

ロ　所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合

⑴	同一建物内１人又は２人	3,800円
⑵	同一建物内３人以上９人以下	3,400円
⑶	同一建物内10人以上19人以下	2,800円
⑷	同一建物内20人以上49人以下	2,500円
⑸	同一建物内50人以上	2,200円

ハ　所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員がその他職員と同時に指定訪問看護を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）

⑴	同一建物内１人又は２人	3,000円
⑵	同一建物内３人以上９人以下	2,700円
⑶	同一建物内10人以上19人以下	2,100円
⑷	同一建物内20人以上49人以下	1,900円
⑸	同一建物内50人以上	1,600円

ニ　所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員がその他職員と同時に指定訪問看護を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る。）

⑴　１日に１回の場合

①	同一建物内１人又は２人	3,000円
②	同一建物内３人以上９人以下	2,700円
③	同一建物内10人以上19人以下	2,100円
④	同一建物内20人以上49人以下	1,900円
⑤	同一建物内50人以上	1,600円

⑵　１日に２回の場合

①	同一建物内１人又は２人	6,000円
②	同一建物内３人以上９人以下	5,400円
③	同一建物内10人以上19人以下	3,800円
④	同一建物内20人以上49人以下	3,450円
⑤	同一建物内50人以上	3,300円

⑶　１日に３回以上の場合

①	同一建物内１人又は２人	10,000円
②	同一建物内３人以上９人以下	9,000円
③	同一建物内10人以上19人以下	5,500円
④	同一建物内20人以上49人以下	4,800円
⑤	同一建物内50人以上	4,500円

13　１及び２（いずれもハを除く。）については、夜間（午後６時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）又は早朝（午前６時から午前８時までの時間をいう。以下同じ。）に指定訪問看護を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として、同一日に、当該加算、区分番号０１－２の注９に規定する夜間・早朝訪問看護加算又は区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定する利用者（同一建物居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。

イ	同一建物内１人又は２人	2,100円
ロ	同一建物内３人以上９人以下	
⑴	月15日目まで	2,100円
⑵	月16日目以降	1,900円
ハ	同一建物内10人以上19人以下	
⑴	月15日目まで	1,800円
⑵	月16日目以降	1,300円
ニ	同一建物内20人以上49人以下	
⑴	月15日目まで	1,200円
⑵	月16日目以降	950円
ホ	同一建物内50人以上	
⑴	月15日目まで	1,000円
⑵	月16日目以降	800円

14　１及び２（いずれもハを除く。）については、深夜（午後10時から午前６時までの時間をいう。以下同じ。）に指定訪問看護を行った場合は、深夜訪問看護加算として、同一日に、当該加算、区分番号０１－２の注10に規定する深夜訪問看護加算又は区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定する利用者（同一建物居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。

イ	同一建物内１人又は２人	4,200円
ロ	同一建物内３人以上９人以下	
⑴	月15日目まで	4,200円
⑵	月16日目以降	4,000円
ハ	同一建物内10人以上19人以下	
⑴	月15日目まで	3,900円
⑵	月16日目以降	2,300円
ニ	同一建物内20人以上49人以下	
⑴	月15日目まで	2,100円
⑵	月16日目以降	1,500円
ホ	同一建物内50人以上	
⑴	月15日目まで	1,800円
⑵	月16日目以降	1,300円

15　利用者が次のいずれかに該当する場合は、所定額は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合については、この限りでない。

イ　病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院等の医師又は看護師若しくは准看護師が配置されている施設に現に入院又は入所している場合

ロ　介護保険法第８条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている場合

ハ　他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護（注２及び注４の場合を除く。）を受けている場合（次に掲げる場合を除く。）

⑴　注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が現に他の１つの訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合

⑵　特別訪問看護指示書の交付の対象となった利用者であって週４日以上の指定訪問看護が計画されているものが現に他の１つの訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合

⑶　注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者であって週７日の指定訪問看護が計画されているものが現に他の２つ以下の訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合

⑷　注２又は注４に規定する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師の指定訪問看護を受けようとする場合

ニ　区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行った建物に居住している場合（区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行った訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合等を除く。）

０１－２　精神科訪問看護基本療養費（１日につき）

１　精神科訪問看護基本療養費⑴

イ　保健師、看護師又は作業療法士による場合

⑴　週３日目まで　30分以上の場合	5,550円
⑵　週３日目まで　30分未満の場合	4,250円
⑶　週４日目以降　30分以上の場合	6,550円
⑷　週４日目以降　30分未満の場合	5,100円

ロ　准看護師による場合

⑴　週３日目まで　30分以上の場合	5,050円
⑵　週３日目まで　30分未満の場合	3,870円
⑶　週４日目以降　30分以上の場合	6,050円
⑷　週４日目以降　30分未満の場合	4,720円

２　削除

３　精神科訪問看護基本療養費⑵

イ　保健師、看護師又は作業療法士による場合

⑴　同一日に２人

①　週３日目まで　30分以上の場合	5,550円
②　週３日目まで　30分未満の場合	4,250円
③　週４日目以降　30分以上の場合	6,550円
④　週４日目以降　30分未満の場合	5,100円

⑵　同一日に３人以上９人以下

①　週３日目まで　30分以上の場合	2,780円
②　週３日目まで　30分未満の場合	2,130円
③　週４日目以降　30分以上の場合	3,280円
④　週４日目以降　30分未満の場合	2,550円

⑶　同一日に10人以上19人以下

①　月20日目まで　30分以上の場合	2,760円
②　月20日目まで　30分未満の場合	2,110円
③　月21日目以降　30分以上の場合	2,660円
④　月21日目以降　30分未満の場合	2,010円

⑷　同一日に20人以上49人以下

①　月20日目まで　30分以上の場合	2,710円
②　月20日目まで　30分未満の場合	2,070円
③　月21日目以降　30分以上の場合	2,610円
④　月21日目以降　30分未満の場合	1,970円

⑸　同一日に50人以上

①　月20日目まで　30分以上の場合	2,610円
②　月20日目まで　30分未満の場合	1,990円
③　月21日目以降　30分以上の場合	2,510円
④　月21日目以降　30分未満の場合	1,890円

ロ　准看護師による場合

⑴　同一日に２人

①　週３日目まで　30分以上の場合	5,050円
②　週３日目まで　30分未満の場合	3,870円
③　週４日目以降　30分以上の場合	6,050円
④　週４日目以降　30分未満の場合	4,720円

⑵　同一日に３人以上９人以下

①　週３日目まで　30分以上の場合	2,530円
②　週３日目まで　30分未満の場合	1,940円
③　週４日目以降　30分以上の場合	3,030円
④　週４日目以降　30分未満の場合	2,360円

⑶　同一日に10人以上19人以下

①　月20日目まで　30分以上の場合	2,520円
②　月20日目まで　30分未満の場合	1,930円
③　月21日目以降　30分以上の場合	2,420円
④　月21日目以降　30分未満の場合	1,830円

⑷　同一日に20人以上49人以下

①　月20日目まで　30分以上の場合	2,470円
②　月20日目まで　30分未満の場合	1,890円
③　月21日目以降　30分以上の場合	2,370円
④　月21日目以降　30分未満の場合	1,790円

⑸　同一日に50人以上

①　月20日目まで　30分以上の場合	2,370円
②　月20日目まで　30分未満の場合	1,810円
③　月21日目以降　30分以上の場合	2,270円
④　月21日目以降　30分未満の場合	1,710円

４　精神科訪問看護基本療養費⑶　8,500円

注１　１については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者又はその家族等（注２に規定する同一建物居住者を除く。）に対して、その主治医（保険医療機関の保険医であって精神科を担当するものに限る。以下この区分番号において同じ。）から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師又は作業療法士（精神障害を有する者に対する看護について相当の経験を有するものに限る。以下この区分番号において「保健師等」という。）が指定訪問看護を行った場合に、利用者１人につき、精神科訪問看護基本療養費⑵並びに区分番号０１の訪問看護基本療養費⑴（ハを除く。）及び⑵（ハを除く。）を算定する日と合わせて週３日（当該利用者の退院後３月以内の期間において行われる場合は週５日）を限度として算定する。

２　３については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者又はその家族等であって、同一建物居住者であるものに対して、その主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行った場合に、利用者１人につき、精神科訪問看護基本療養費⑴並びに区分番号０１の訪問看護基本療養費⑴（ハを除く。）及び⑵（ハを除く。）を算定する日と合わせて週３日（当該利用者の退院後３月以内の期間において行われる場合は週５日）を限度として算定する。

３　４については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者（入院中のものに限る。）であって、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、その主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行った場合に、入院中１回（区分番号０１の注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合にあっては、入院中２回）に限り算定できる。この場合において、同一日に区分番号０２に掲げる訪問看護管理療養費は算定できない。

４　１及び３については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者の主治医から精神科特別訪問看護指示書の交付を受け、当該精神科特別訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行った場合には、注１及び注２の規定にかかわらず、１月に１回に限り、当該指示があった日から起算して14日を限度として算定する。

５　次のいずれかに該当する指定訪問看護を行う場合、特別地域訪問看護加算として、所定額の100分の50に相当する額を加算する。

イ　訪問看護ステーションの保健師等が、最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの移動にかかる時間が１時間以上である利用者に対して指定訪問看護を行い、次のいずれかに該当する場合

⑴　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行う場合

⑵　別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する訪問看護ステーションの保健師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して指定訪問看護を行う場合

ロ　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションの保健師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して指定訪問看護を行う場合であって、次のいずれにも該当する場合

⑴　最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの移動にかかる時間が30分以上である利用者に指定訪問看護を行う場合

⑵　最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの往復にかかる時間及び指定訪問看護の実施に要した時間の合計が２時間30分以上である場合

６　１及び３については、利用者又はその家族等の求めに応じて、その主治医（診療所又は在宅療養支援病院の保険医に限る。）の指示に基づき、訪問看護ステーションの保健師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合には、精神科緊急訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。

イ　月14日目まで　2,650円

ロ　月15日目以降　2,000円

７　１及び３については、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、訪問看護ステーションの保健師等が、長時間にわたる指定訪問看護を行った場合には、長時間精神科訪問看護加算として、週１日（別に厚生労働大臣が定める者の場合にあっては週３日）を限度として、5,200円を所定額に加算する。

８　１及び３（いずれも30分未満の場合を除く。）については、訪問看護ステーションの保健師又は看護師が、当該訪問看護ステーションの他の保健師等、看護補助者又は精神保健福祉士と同時に指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合には、複数名精神科訪問看護加算として、同一日に、当該加算、区分番号０１の注12に規定する複数名訪問看護加算又は区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定する利用者（同一建物居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。ただし、ハの場合にあっては週１日を限度として算定する。

イ　所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が他の保健師、看護師又は作業療法士と同時に指定訪問看護を行う場合

⑴　１日に１回の場合

①　同一建物内１人又は２人　4,500円

②　同一建物内３人以上９人以下　4,000円

③　同一建物内10人以上19人以下　3,400円

④　同一建物内20人以上49人以下　3,000円

⑤　同一建物内50人以上　2,700円

⑵　１日に２回の場合

①　同一建物内１人又は２人　9,000円

②　同一建物内３人以上９人以下　8,100円

③　同一建物内10人以上19人以下　6,880円

④　同一建物内20人以上49人以下　6,070円

⑤　同一建物内50人以上　5,460円

⑶　１日に３回以上の場合

①　同一建物内１人又は２人　14,500円

②　同一建物内３人以上９人以下　13,000円

③　同一建物内10人以上19人以下　11,050円

④　同一建物内20人以上49人以下　9,750円

⑤　同一建物内50人以上　8,770円

ロ　所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合

⑴　１日に１回の場合

①　同一建物内１人又は２人　3,800円

②　同一建物内３人以上９人以下　3,400円

③　同一建物内10人以上19人以下　2,800円

④　同一建物内20人以上49人以下　2,500円

⑤　同一建物内50人以上　2,200円

⑵　１日に２回の場合

①　同一建物内１人又は２人　7,600円

②　同一建物内３人以上９人以下　6,800円

③　同一建物内10人以上19人以下　5,600円

④　同一建物内20人以上49人以下　5,000円

⑤　同一建物内50人以上　4,400円

⑶　１日に３回以上の場合

①　同一建物内１人又は２人　12,400円

②　同一建物内３人以上９人以下　11,200円

③　同一建物内10人以上19人以下　9,220円

④　同一建物内20人以上49人以下　8,230円

⑤　同一建物内50人以上　7,240円

ハ　所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が看護補助者又は精神保健福祉士と同時に指定訪問看護を行う場合

⑴　同一建物内１人又は２人　3,000円

⑵　同一建物内３人以上９人以下　2,700円

⑶　同一建物内10人以上19人以下　2,100円

⑷　同一建物内20人以上49人以下　1,900円

⑸　同一建物内50人以上　1,600円

９　１及び３については、夜間又は早朝に指定訪問看護を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として、同一日に、当該加算、区分番号０１の注13に規定する夜間・早朝訪問看護加算又は区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定する利用者（同一建物居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。

イ　同一建物内１人又は２人　2,100円

ロ　同一建物内３人以上９人以下

⑴　月15日目まで　2,100円

⑵　月16日目以降　1,900円

ハ　同一建物内10人以上19人以下

⑴　月15日目まで　1,800円

⑵　月16日目以降　1,300円

ニ　同一建物内20人以上49人以下

⑴　月15日目まで　1,200円

⑵　月16日目以降　950円
ホ　同一建物内50人以上
⑴　月15日目まで　1,000円
⑵　月16日目以降　800円
10　１及び３については、深夜に指定訪問看護を行った場合は、深夜訪問看護加算として、同一日に、当該加算、区分番号０１の注14に規定する深夜訪問看護加算又は区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定する利用者（同一建物居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。
イ　同一建物内１人又は２人　4,200円
ロ　同一建物内３人以上９人以下
⑴　月15日目まで　4,200円
⑵　月16日目以降　4,000円
ハ　同一建物内10人以上19人以下
⑴　月15日目まで　3,900円
⑵　月16日目以降　2,300円
ニ　同一建物内20人以上49人以下
⑴　月15日目まで　2,100円
⑵　月16日目以降　1,500円
ホ　同一建物内50人以上
⑴　月15日目まで　1,800円
⑵　月16日目以降　1,300円
11　１及び３については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が、医科点数表の区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科在宅患者支援管理料を算定する利用者に対して、その主治医の指示に基づき、１日に２回又は３回以上指定訪問看護を行った場合は、精神科複数回訪問加算として、同一日に、当該加算、区分番号０１の注７に規定する難病等複数回訪問加算又は区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定する利用者（同一建物居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。
イ　１日に２回の場合
⑴　同一建物内１人又は２人　4,500円
⑵　同一建物内３人以上９人以下　4,000円
⑶　同一建物内10人以上19人以下　3,700円
⑷　同一建物内20人以上49人以下　3,500円
⑸　同一建物内50人以上　3,300円
ロ　１日に３回以上の場合
⑴　同一建物内１人又は２人　8,000円
⑵　同一建物内３人以上９人以下
①　月20日目まで　7,200円
②　月21日目以降　6,900円
⑶　同一建物内10人以上19人以下
①　月20日目まで　6,300円
②　月21日目以降　5,200円
⑷　同一建物内20人以上49人以下
①　月20日目まで　4,800円
②　月21日目以降　3,500円
⑸　同一建物内50人以上
①　月20日目まで　4,100円
②　月21日目以降　3,000円
12　利用者が次のいずれかに該当する場合は、所定額は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合については、この限りでない。
イ　病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院等の医師又は看護師若しくは准看護師が配置されている施設に現に入院又は入所している場合
ロ　介護保険法第８条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている場合
ハ　他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護（区分番号０１の注２及び注４の場合を除く。）を受けている場合（次に掲げる場合を除く。）
⑴　区分番号０１の注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が現に他の１つの訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合
⑵　精神科特別訪問看護指示書の交付の対象となった利用者であって週４日以上の指定訪問看護が計画されているものが現に他の１つの訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合
⑶　区分番号０１の注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者であって週７日の指定訪問看護が計画されているものが現に他の２つ以下の訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合
ニ　区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行った建物に居住している場合（区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行った訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合等を除く。）

０２　訪問看護管理療養費
１　月の初日の訪問の場合
イ　機能強化型訪問看護管理療養費１　13,760円
ロ　機能強化型訪問看護管理療養費２　10,460円
ハ　機能強化型訪問看護管理療養費３　9,030円
ニ　機能強化型訪問看護管理療養費４　9,030円
ホ　イからニまで以外の場合　7,710円
２　月の２日目以降の訪問の場合（１日につき）
イ　単一建物居住利用者が20人未満　3,010円
ロ　単一建物居住利用者が20人以上50人未満
⑴　月15日目まで　2,510円
⑵　月16日目以降24日目まで　2,310円
⑶　月25日目以降　2,210円
ハ　単一建物居住利用者が50人以上
⑴　月15日目まで　2,410円
⑵　月16日目以降24日目まで　2,210円
⑶　月25日目以降　2,010円
注１　指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーション（１のイからニまでについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションに限る。）であって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医（保険医療機関の保険医又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の医師に限る。以下同じ。）に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合（２については、訪問日数及び単一建物居住利用者の人数に従う。）に、訪問の都度算定する。
２　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、利用者又はその家族等に対して当該基準に規定する24時間の対応体制にある場合（指定訪問看護を受けようとする者の同意を得た場合に限る。）には、24時間対応体制加算として、次に掲げる区分に従い、月１回に限り、いずれかを所定額に加算する。ただし、当該月において、当該利用者について他の訪問看護ステーションが24時間対応体制加算を算定している場合は、算定しない。
イ　24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合　6,800円
ロ　イ以外の場合　6,520円
３　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪

問看護ステーションが、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者に限る。以下この注において同じ。）に対して、当該基準に定めるところにより、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、特別管理加算として、月１回に限り、2,500円を所定額に加算する。ただし、特別な管理を必要とする利用者のうち重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者については、5,000円を所定額に加算する。

4　指定訪問看護を受けようとする者であって、保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中又は入所中のものの退院又は退所に当たり、当該訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、当該保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院の主治医又は職員と共同し、当該者又はその看護に当たっている者に対して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合には、退院又は退所後の最初の指定訪問看護が行われた際に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき１回に限り8,000円を所定額に加算する。ただし、区分番号０１の注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については、当該退院又は退所につき２回に限り加算できる。

5　注４に規定する者が注３本文に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある場合には、特別管理指導加算として、更に2,000円を所定額に加算する。

6　退院時共同指導加算は、他の訪問看護ステーションにおいて当該加算を算定している場合（区分番号０１の注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者にあっては、当該加算を２回算定している場合）は、算定しない。

7　指定訪問看護を受けようとする者が、退院支援指導を要する者として別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合に、保険医療機関から退院するに当たって、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院日に当該保険医療機関以外において療養上必要な指導を行ったときには、退院支援指導加算として、退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われた際に6,000円（区分番号０１の注10に規定する別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行ったときにあっては、8,400円）を所定額に加算する。ただし、当該者が退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われる前に死亡又は再入院した場合においては、死亡日又は再入院することとなったときに算定する。

8　訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、利用者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、在宅患者連携指導加算として、月１回に限り、3,000円を所定額に加算する。

9　訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、在宅で療養を行っている利用者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の求めにより、当該保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は医科点数表の区分番号Ｂ００５の注３に規定する介護支援専門員若しくは相談支援専門員と共同でカンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合には、在宅患者緊急時等カンファレンス加算として、月２回に限り、2,000円を所定額に加算する。

10　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師又は作業療法士が、利用者（医科点数表の区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科在宅患者支援管理料２を現に算定する利用者に限る。）に対して、当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関と連携して、支援計画等に基づき、定期的な訪問看護を行った場合には、精神科重症患者支援管理連携加算として、月１回に限り、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定額に加算する。

イ　精神科在宅患者支援管理料２のイを算定する利用者に定期的な訪問看護を行う場合　8,400円

ロ　精神科在宅患者支援管理料２のロを算定する利用者に定期的な訪問看護を行う場合　5,800円

11　別に厚生労働大臣が定める者について、訪問看護ステーションの看護師又は准看護師が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の３第１項の登録を受けた登録喀痰吸引等事業者又は同法附則第27条第１項の登録を受けた登録特定行為事業者と連携し、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第１条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為（以下この項において「喀痰吸引等」という。）が円滑に行われるよう、喀痰吸引等に関してこれらの事業者の介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合には、看護・介護職員連携強化加算として、月１回に限り2,500円を所定額に加算する。

12　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の２第２項第５号に規定する指定研修機関において行われる研修（以下「特定行為研修」という。）を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、専門管理加算として、月１回に限り、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定額に加算する。

イ　緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者（医科点数表の区分番号Ｃ０１３に掲げる在宅患者訪問褥瘡管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の利用者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者に対して行った場合に限る。）　2,500円

ロ　特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（医科点数表の区分番号Ｃ００７の注３又は区分番号Ｉ０１２－２の注３に規定する手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に限る。）　2,500円

13　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、健康保険法第３条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、訪問看護医療ＤＸ情報活用加算として、月１回に限り、50円を所定額に加算する。

14　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、在宅で療養を行っている利用者であって通院が困難なものの同意を得て、当該訪問看護ステーションと連携する保険医療機関の保険医、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、管理栄養士、介護支援専門員又は相談支援専門員等であって当該利用者に関わる者が、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて記録した当該利用者に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、訪問看護医療情報連携加算として、月１回に限り、1,000円を所定額に加算する。ただし、注８に規定する在宅患者連携指導加算を算定している場合は、算定しない。

０３　訪問看護情報提供療養費

1　訪問看護情報提供療養費１　1,500円

2　訪問看護情報提供療養費２　1,500円

3　訪問看護情報提供療養費３　1,500円

注１　１については、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、訪問看護ステーションが、当該利用者の同意を得て、当該利用者の居住地を管轄する市町村（特別区を含む。）若しくは都道府県（以下「市町村等」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第１項第１号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に対して、当該市町村等又は当該指定特定相談支援事業者等からの求めに応じて

、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者１人につき月１回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該市町村等又は当該指定特定相談支援事業者等に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費１を算定している場合は、算定しない。

２　２については、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、児童福祉法第39条第１項に規定する保育所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学を除く。）等（以下「学校等」という。）へ通園又は通学する利用者について、訪問看護ステーションが、当該利用者の同意を得て、当該学校等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、利用者１人につき各年度１回に限り算定する。また、入園若しくは入学又は転園若しくは転学等により当該学校等に初めて在籍することとなる月については、当該学校等につき月１回に限り、当該利用者に対する医療的ケアの実施方法等を変更した月については、当該月に１回に限り、別に算定できる。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該学校等に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費２を算定している場合は、算定しない。

３　３については、保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この注において「保険医療機関等」という。）に入院し、又は入所する利用者について、当該利用者の診療を行っている保険医療機関が入院し、又は入所する保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うに当たって、訪問看護ステーションが、当該利用者の同意を得て、当該保険医療機関に指定訪問看護に係る情報を提供した場合に、利用者１人につき月１回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該保険医療機関に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費３を算定している場合は、算定しない。

０４　包括型訪問看護療養費（１日につき）

１　単一建物居住利用者が20人未満の場合

イ　訪問看護時間が30分以上60分未満　7,010円

ロ　訪問看護時間が60分以上90分未満　11,010円

ハ　訪問看護時間が90分以上　14,010円

ニ　訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合　15,510円

２　単一建物居住利用者が20人以上50人未満の場合

イ　訪問看護時間が30分以上60分未満　6,310円

ロ　訪問看護時間が60分以上90分未満　9,910円

ハ　訪問看護時間が90分以上　13,730円

ニ　訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合　15,200円

３　単一建物居住利用者が50人以上の場合

イ　訪問看護時間が30分以上60分未満　5,960円

ロ　訪問看護時間が60分以上90分未満　9,360円

ハ　訪問看護時間が90分以上　13,450円

ニ　訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合　14,890円

注１　包括型訪問看護療養費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、包括型訪問看護療養費を算定する建物として届出を行った建物に居住する、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者の同意を得て、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、24時間の対応体制で、計画的又は随時の対応による頻回の指定訪問看護を行った場合に、利用者１人につき、１日当たりの訪問時間及び単一建物居住利用者の人数に従い、いずれかを算定する。

２　訪問看護時間は、１日に行った複数回の指定訪問看護において実際に看護を提供した時間を合算して算出する。

３　算定に当たっては、日中及び夜間帯（午後６時から午前８時までをいう。）に少なくともそれぞれ１回ずつの指定訪問看護を行う必要があること。また、指定訪問看護の実施時間が１日当たり60分以上である場合には、１日当たり３回以上の訪問看護を実施すること。

４　指定訪問看護の実施においては、１日に１回以上、看護職員（准看護師を除く。）によるものが含まれること。

５　包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行った建物に居住する、別に厚生労働大臣が定める者に該当する利用者に対して、１日に２回以上の指定訪問看護を行った場合は、包括型訪問看護療養費に限り算定する。

６　包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行った建物に居住する、別に厚生労働大臣が定める者に該当しない利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、区分番号０１から区分番号０３まで及び区分番号０５から区分番号０８までのうち算定要件を満たすものを算定する。

７　訪問看護計画書及び訪問看護記録書は電子的方法によって記録すること。また、実施した指定訪問看護の内容及び実施時間を訪問看護記録書に記載すること。

８　包括型訪問看護療養費を算定する場合にあっては、同一日に、区分番号０１の訪問看護基本療養費、区分番号０１－２の精神科訪問看護基本療養費及び区分番号０２の訪問看護管理療養費は、別に算定できない。ただし、区分番号０１の訪問看護基本療養費(ⅰ)及び(ⅱ)のハ、注９に規定する緊急訪問看護加算（包括型訪問看護療養費の１のニ、２のニ及び３のニに規定する別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）並びに注11に規定する乳幼児加算、区分番号０１－２の精神科訪問看護基本療養費の注６に規定する精神科緊急訪問看護加算（包括型訪問看護療養費の１のニ、２のニ及び３のニに規定する別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）並びに区分番号０２の訪問看護管理療養費の注２に規定する24時間対応体制加算以外の加算については、この限りではない。

０５　訪問看護ターミナルケア療養費

１　訪問看護ターミナルケア療養費１　25,000円

２　訪問看護ターミナルケア療養費２　10,000円

注１　１については、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームその他これに準ずる施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表の１に規定する看取り介護加算その他これに相当する加算（以下「看取り介護加算等」という。）を算定している利用者を除く。）に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、２回以上指定訪問看護（区分番号０２の注７に規定する退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む。）を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

２　２については、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、看取り介護加算等を算定している利用者に限る。）に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、２回以上指定訪問看護（区分番号０２の注７に規定する退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む。）を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

３　１及び２については、他の訪問看護ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を算定している場合には、算定しない。

４　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科点数表の区分番号Ｃ００１の注８（区分番号Ｃ００１－２の注６の規定により準用する場合を含む。）に規定する死亡診断加算を算定する利用者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。）について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器

を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、遠隔死亡診断補助加算として、1,500円を所定額に加算する。

０６　訪問看護遠隔診療補助料　2,650円

注　主治医（医科点数表の区分番号Ｃ００５－１－３の注１に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の保険医に限る。）から交付を受けた訪問看護指示書の有効期間内の利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護職員が、訪問看護計画に基づき定期的に行う指定訪問看護以外であって、緊急に診療を要すると判断した主治医の指示を受けて居宅を訪問し、情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合は、月に１回に限り算定する。

０７　訪問看護ベースアップ評価料

１　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)　1,050円

２　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)

イ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)１　30円
ロ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)２　60円
ハ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)３　90円
ニ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)４　120円
ホ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)５　150円
ヘ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)６　180円
ト　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)７　210円
チ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)８　240円
リ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)９　270円
ヌ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10　300円
ル　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11　330円
ヲ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)12　360円
ワ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)13　390円
カ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)14　420円
ヨ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)15　450円
タ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)16　480円
レ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)17　510円
ソ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18　540円
ツ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)19　570円
ネ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)20　600円
ナ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)21　630円
ラ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)22　660円
ム　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)23　690円
ウ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)24　720円
ヰ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)25　750円
ノ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)26　780円
オ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)27　810円
ク　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)28　840円
ヤ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)29　870円
マ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)30　900円
ケ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)31　930円
フ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)32　960円
コ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)33　990円
エ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)34　1,020円
テ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)35　1,050円
ア　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)36　1,080円

注１　１については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、区分番号０２の１又は区分番号０４を算定している利用者１人につき、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)として、月１回に限り算定する。

２　２については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)を算定している利用者１人につき、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)として、当該基準に係る区分に従い、月１回に限り、それぞれ所定額を算定する。

３　１については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションにおいて、継続して賃上げに係る取組を実施した訪問看護ステーションについては、所定額に代えて1,830円を算定する。

４　１について、令和９年６月以降においては、所定額の100分の200に相当する額により算定する。

５　注３に規定する額について、令和９年６月以降においては１の所定額に代えて、2,880円を算定する。

６　２のツからアまでに規定する額については、令和９年６月以降に算定する。

７　２については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションにおいて、継続して賃上げに係る取組を実施した訪問看護ステーションについては、所定額に代えて、令和８年６月以降は次に掲げる額を算定する。

イ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)１　40円
ロ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)２　80円
ハ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)３　120円
ニ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)４　160円
ホ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)５　200円
ヘ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)６　240円
ト　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)７　280円
チ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)８　320円
リ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)９　360円
ヌ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)10　400円
ル　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)11　480円
ヲ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)12　560円
ワ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)13　640円
カ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)14　720円
ヨ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)15　800円
タ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)16　880円
レ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)17　960円
ソ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)18　1,040円

８　２については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションにおいて、継続して賃上げに係る取組を実施した訪問看護ステーションについては、所定額に代えて、令和９年６月以降は次に掲げる額を算定する。

イ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)１　40円
ロ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)２　70円
ハ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)３　110円
ニ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)４　140円
ホ　訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)５　180円

ヘ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ６	210円
ト　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ７	250円
チ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ８	280円
リ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ９	320円
ヌ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ10	350円
ル　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ11	390円
ヲ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ12	420円
ワ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ13	460円
カ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ14	490円
ヨ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ15	530円
タ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ16	560円
レ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ17	600円
ソ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ18	630円
ツ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ19	670円
ネ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ20	700円
ナ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ21	780円
ラ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ22	810円
ム　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ23	890円
ウ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ24	920円
キ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ25	1,000円
ノ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ26	1,030円
オ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ27	1,110円
ク　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ28	1,140円
ヤ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ29	1,220円
マ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ30	1,250円
ケ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ31	1,330円
フ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ32	1,360円
コ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ33	1,440円
エ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ34	1,470円
テ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ35	1,550円
ア　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ36	1,580円
０８　訪問看護物価対応料（１日につき）	
１　訪問看護物価対応料１（１日につき）	
イ　月の初日の訪問の場合	60円
ロ　月の２日目以降の訪問の場合	20円
２　訪問看護物価対応料２（１日につき）	20円

注１　１については、訪問看護ステーションが、区分番号０２の訪問看護管理療養費を算定している利用者１人につき、訪問看護物価対応料１として、区分に従い、それぞれ所定額を算定する。

２　２については、訪問看護ステーションが、区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定している利用者１人につき、訪問看護物価対応料２として、所定額を算定する。

３　１及び２に規定する所定額については、令和９年６月以降は、当該所定額の100分の200に相当する額を算定する。

○厚生労働省告示第七十五号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の規定に基づき、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等	訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等
第一　訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準	第一　訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準
一～四　（略）	一～四　（略）
五　精神科訪問看護基本療養費の注11に規定する基準	五　精神科訪問看護基本療養費の注10に規定する基準
（略）	（略）
六　訪問看護管理療養費の基準	六　訪問看護管理療養費の基準
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　機能強化型訪問看護管理療養費４の基準	（新設）
次のいずれにも該当するものであること。	
イ　常勤の保健師、助産師、看護師又は准看護師の数が四以上であること。	
ロ　(1)のロを満たすものであること。	
ハ　二十四時間対応体制加算を届け出ていること。	
ニ　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者又は特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者に対する指定訪問看護について、及び精神障害を有する者のうち、重点的な支援を要する者に対する指定訪問看護について相当な実績を有すること。	
ホ　退院時の共同指導及び主治医の指示に係る保険医療機関との連携について相当な実績を有すること。	
ヘ　地域の保険医療機関、訪問看護ステーション又は住民等に対する研修及び相談への対応並びに関係機関との連携について相当な実績を有すること。	

（削る）

（削る）

(4)　訪問看護管理療養費１の基準

訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者（当該者と同一の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者をいう。以下同じ。）であるものが占める割合が七割未満であって、次のイ又はロに該当するものであること。

イ　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者及び特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。

ロ　精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、ＧＡＦ尺度による判定が四十以下の利用者の数が月に五人以上であること。

(5)　訪問看護管理療養費２の基準

訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者であるものが占める割合が七割以上であること又は当該割合が七割未満であって(4)のイ若しくはロのいずれにも該当しないこと。

(6)～(10)　（略）

（新設）

(5)～(9)　（略）

(10)　訪問看護管理療養費の注14に規定する訪問看護医療情報連携加算の基準

イ　在宅での療養を行っている利用者であって通院が困難なものの診療情報等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて常時確認できる体制を有し、関係機関と平時からの連携体制を構築していること。

ロ　診療情報等を活用した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ハ　イに規定する連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。

ニ　ハの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

七　包括型訪問看護療養費の基準

(1)　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム等の集合住宅等（以下「高齢者向け住まい等」という。）に併設又は隣接する訪問看護ステーションであること。

(2)　届出時に、訪問看護ステーションが併設又は隣接する高齢者向け住まい等の建物であって、包括型訪問看護療養費を算定する利用者が居住する建物を訪問看護ステーションにつき一か所指定し、その建物を単位として二十四時間体制で計画的又は随時の指定訪問看護を行うことができる体制が整備されていること。

(3)　看護職員等については、包括型訪問看護療養費を算定する利用者及び単一建物に居住する他の利用者であって、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）別表の区分番号０１から区分番号０３まで及び区分番号０５から区分番号０８までを算定

（新設）

する利用者において、それぞれの算定要件を満たす訪問看護を実施するに十分な配置がされていること。

(4) 包括型訪問看護療養費の1のハ又はニ、2のハ又はニ及び3のハ又はニを算定する利用者に対しては、当該訪問看護ステーションにおいて、夜間帯（午後六時から午前八時までをいう。）の対応を行う看護職員の数は、常時一名以上（ただし、当該訪問看護ステーションにおいて当該利用者の数の合計が三十一以上八十以下の場合は二以上、八十一以上の場合は五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上）、当該建物において、計画的な指定訪問看護を実施している又は随時の指定訪問看護に対応できる状況で勤務していること。

(5) 医療安全管理及び衛生管理に関する組織的な取組を行っていること。

(6) 合同の研修及び事例検討会等の地域の保険医療機関又は訪問看護ステーションとの連携について相当な実績を有すること。

(7) 厚生労働大臣が実施する調査に適切に参加していること。

(8) 指定訪問看護に係る記録を電子的に行っていること。

(9) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

八　（略）

九　訪問看護遠隔診療補助料の基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されている保険医療機関と連携しながら診療の補助を行う体制が整備されていること。

七　（略）

（新設）

十　訪問看護ベースアップ評価料の基準

(1) 訪問看護ベースアップ評価料(I)

次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該訪問看護ステーションに勤務する職員（以下「対象職員」という。）がいること。

ロ （略）

(2) 訪問看護ベースアップ評価料(II)

次のいずれにも該当するものであること。

イ （略）

ロ 訪問看護ベースアップ評価料(I)により算定する見込みの金額が、対象職員の適切な賃金改善に必要な額に当該訪問看護ステーションの利用者の数に占める医療保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者の割合を乗じた数の百分の五十未満であること。

ハ～ホ （略）

(3) 訪問看護ベースアップ評価料の注3、注7及び注8に規定する基準

継続的に賃上げを行っている訪問看護ステーションであること。

第二　指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一～十一　（略）

十二　包括型訪問看護療養費の注1、注5及び注6に規定する厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

(1) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者

(2) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

(3) 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

第三　（略）

八　訪問看護ベースアップ評価料の基準

(1) 訪問看護ベースアップ評価料(I)

次のいずれにも該当するものであること。

イ 主として医療に従事する職員（以下「対象職員」という。）が勤務していること。

ロ （略）

(2) 訪問看護ベースアップ評価料(II)

次のいずれにも該当するものであること。

イ （略）

ロ 訪問看護ベースアップ評価料(I)により算定する見込みの金額が、対象職員の給与総額に当該訪問看護ステーションの利用者の数に占める医療保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者の割合を乗じた数の一分二厘未満であること。

ハ～ホ （略）

（新設）

第二　指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一～十一　（略）

（新設）

第三　（略）

改正後	改正前
第四　指定訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合 一　（略） 二　訪問看護基本療養費の注15ただし書及び精神科訪問看護基本療養費の注12ただし書に規定する所定額を算定できる場合 (1)～(3)　（略） 三　包括型訪問看護療養費の1のニ、2のニ及び3のニに規定する厚生労働大臣が定める場合 第二の十二に規定する厚生労働大臣が定める者に、訪問看護ステーションが緊急時において即時に適切な指定訪問看護が実施できる体制があり、かつ、当該訪問看護ステーションが指定訪問看護を実施し、包括型訪問看護療養費を算定する利用者全員における訪問看護の実施時間の一日当たりの平均が百二十分以上である場合 第五　経過措置 （削る）	第四　指定訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合 一　（略） 二　訪問看護基本療養費の注14ただし書及び精神科訪問看護基本療養費の注11ただし書に規定する所定額を算定できる場合 (1)～(3)　（略） （新設） 第五　経過措置 一　令和六年三月三十一日において現に機能強化型訪問看護管理療養費1に係る届出を行っている訪問看護ステーションについては、令和八年五月三十一日までの間に限り、第一の六の(1)のトに該当するものとみなす。 （削る） 一　令和八年五月三十一日において現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所については、令和八年九月三十日までの間に限り、第一の六の(10)の二の基準に該当するものとみなす。 二　令和八年五月三十一日において現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所については、令和九年五月三十一日までの間に限り、第一の七の(6)の基準に該当するものとみなす。
別表 食事療養及び生活療養の費用額算定表 第一　食事療養 1　入院時食事療養(I)（1食につき） (1)　(2)以外の食事療養を行う場合　730円 (2)　流動食のみを提供する場合　665円 注　（略）	別表 食事療養及び生活療養の費用額算定表 第一　食事療養 1　入院時食事療養(I)（1食につき） (1)　(2)以外の食事療養を行う場合　690円 (2)　流動食のみを提供する場合　625円 注　（略）

○厚生労働省告示第七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び第八十五条の二第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基づき、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。ただし、同年五月三十一日以前に行われた療養に要する額の算定については、なお従前の例による。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

2　入院時食事療養(Ⅲ)（１食につき）	
(1)　(2)以外の食事療養を行う場合	596円
(2)　流動食のみを提供する場合	550円
注　（略）	
第二　生活療養	
1　入院時生活療養(Ⅰ)	
(1)　健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養（以下「食事の提供たる療養」という。）（１食につき）	
イ　ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合	644円
ロ　流動食のみを提供する場合	590円
(2)　健康保険法第六十三条第二項第二号ロ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号ロに掲げる療養（以下「温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養」という。）（１日につき）	458円
注　（略）	
2　入院時生活療養(Ⅱ)	
(1)　食事の提供たる療養（１食につき）	510円
(2)　温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養（１日につき）	458円
注　（略）	

2　入院時食事療養(Ⅲ)（１食につき）	
(1)　(2)以外の食事療養を行う場合	556円
(2)　流動食のみを提供する場合	510円
注　（略）	
第二　生活療養	
1　入院時生活療養(Ⅰ)	
(1)　健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養（以下「食事の提供たる療養」という。）（１食につき）	
イ　ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合	604円
ロ　流動食のみを提供する場合	550円
(2)　健康保険法第六十三条第二項第二号ロ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号ロに掲げる療養（以下「温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養」という。）（１日につき）	398円
注　（略）	
2　入院時生活療養(Ⅱ)	
(1)　食事の提供たる療養（１食につき）	470円
(2)　温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養（１日につき）	398円
注　（略）	

○厚生労働省告示第七十七号

入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）の規定に基づき、入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等（平成六年厚生省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
二　入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養に係る特別食	二　入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養に係る特別食
(一)　治療食	（新設）
疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、脂質異常症食、痛風食、てんかん食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、無菌食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、脂質異常症食、痛風食、てんかん食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、無菌食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）
(二)　嚥下調整食	（新設）
摂食機能又は嚥下機能が低下した患者に対して、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する嚥下調整食	